自ら流泉啄木の曲を作りたれども、堅く祕して人に傳へざりしを、蟬丸いつとなく、これを聞き覺え、遂には其曲を彈じ得るに至れりといふ、後ち隱者となりて四方に流浪したりしが、延喜五年頃、逢坂の關の邊に庵室を結び、時に琵琶を彈ずるを樂しみとなせり、其所持にかゝる琵琶は無名といへる名器なりき、當時琵琶の名手として著明なりし源博雅のごときも、流泉啄木の曲は、蟬丸に付きて傳授を受けたりといへり、以て其重んぜられたるを知るべし、蟬丸また和歌を善くす、彼の百人一首に入りたる「これやこのゆくも歸るも別れては知るもしらぬもあふ坂のせき」の詠は、普く人口に膾炙する所なり、世或は蟬丸を以て盲人なりと信ずるものあれど、右の逢坂の詠の端しがきに「逢坂の關に庵室を作りて住しに、行きかふ人を見てよめる」とあるにて誤りなる事明かなり(百人一首一夕話)

セン　籤(筌)　巻本に結び附け、或は冊子の間に挟み置きて、撿出の用に供する文房具を云ふ、即ち表題にて見出し易き爲なり、もと支那の制によりたるものにて、牙又は木竹を以て製し、經籍の名を記し、上頭に孔を穿ち、緒を通し、帙簀の紐に附け、或は直に巻子に結び付く、又軸頭を直に籤に造りて、その書名年號等を記すものあり、之れも籤と云ひ、又往來軸と云ふ、牙にて造りたるを牙籤と云ふ、伊藤東涯はコハゼと譯したり、檢、枻、燕尾、面食、金題、押題、裹簽、狹簽子、簽貼、冊題、外題、帙頭、牋頭簽、題條とも云へり、其形一定せず、好古小錄に、軸頭を牙籤の如く製して、其書名及び年號等を記す軸を名て籤と云ふ(南都にて往來の軸と云ふ、何の義たるをしらず)、脊て古物數十枚を見るに其の形一ならず、意に任せて造るものなりと云へり、余靈も亦正倉院東大寺等の古文書の軸を見るに其形ち同じきもの少し、正倉院文書天平勝寶七年四月廿一日造東寺司牒に、牙籤漆枚と見えたり、空穗物語國讓の條に、大將云々、藤つぼのわか宮の御もとにて、てづからわうらい月日かきて、せむたて〳〵御なし給へり」と見えたり(牙籤考、同附錄、同附記、古事類苑文學部)○また除目籤と稱するものあり、安齋隨筆に「除目籤と云ふ事あり、又籤とも書く、或書に云く、除目の前に小折紙に任を書き付けてなど置くなり、夫をちいさく紙札に寫し、籤の先にまきつけ、箱のふたに入れ上ぐるを、執筆巻物に寫し、天子に奉るなり、扨一人一人の口宣を職事書き出せば、內裡の役人印鎗を請けとり、殿上の庭に立ちて印を出だすなり、籤と云ふ物は、木を細く一尺ばかりに四角にして、もとを細くして先をときん形に刻るなり、則ち紙札とよませたりと」といへり、

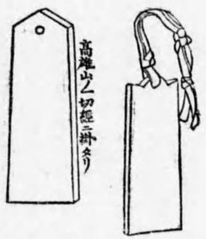

東寺

センイウカ　仙遊霞　名義　唐樂、食調二十四曲中の一、名仙人河、又仙神歟と稱す、新樂にて小曲、或は古樂とも云へり　出典　傳來詳かならず、嘉宮群行の時、樂人此曲を奏多の橋上に於て奏するよし、敎訓抄などに見ゆ、舞は無し(歌儛品目、禮樂志)

センイリウ　先意流　信田一圓齋重次の創めたる薙刀術の流派、其門人正木俊光其妙旨を得て正木流を創む○重次の事蹟詳かならざれども、蓋し江戸時代のはじめ頃の人なるがごとし(武術流祖錄)

センエ　善慧　證空(ショウクウ)を見よ、

センエウデン　宣耀殿　名義　大內裡宮殿の一、後宮にして女御の居所なり、「センニョウデン」とよむ例なり、施景殿の北、貞觀殿の東に在り　構造　廣さ七間四面(南北の廂を合せば九間)、四方に廂あり、中央七間二間を身舍とす、西は廂の外に簀子あり、中央に反橋の渡廊を以て貞觀殿南廂東一間の東面に通じ、其南第一間にも同く反橋の渡廊ありて常寧殿北廂の東面に接す、西面に庭あり、立部を建つ、南は、切馬道によりて麗景殿に續き、其間に築壇片廂廊あり、東は、南第三間の所に、淑景舍の西廂の南端に通ずる渡廊あり、北は、壇及び溝を隔てゝ安喜門に相對す、皇居(クワウキヨ)の揷繪參看(拾芥抄、大內裡圖考證)

センカイ　線鞋　杳の一種、絁綾にて作りたるもの、王朝時代男女之を普通に用ひたり、輕妙にして事に便なるより、婦人之を用ふといふ、著くる時、其上を縮むれば隱の如く、其上を解けば舒ぶといふ、延喜式縫殿寮式鎭魂齋服の條に、綿鞋四兩と見えたり(鞋註倭名抄)

センカハジヤウス井　千川上水　上水(ジヤウスヰ)を見よ、

センカフ　禪閤　關白の父たる前關白の出家したるものを云ふ、禪定太閤の略稱なりと云ふ(官職難儀、故實拾要、有職袖中抄)然れども、もとは攝關家に限りたる事にあらざるべし、吉野祕訓抄文治二年八月十三日の條に「且申二合嚴閤禪門一可レ被二相計一歟」とあり、この嚴閤禪門は、藤原親經の父俊經にして參議左大辨たりしなり、

センキ　善紀　私年號、相當年代詳かならず、運歩色葉集に、孝靈天皇三十二年相當に作り、三年間繼續と爲す、埃嚢鈔に、武烈元年相當と爲し、年代記皇代記等は、繼體天皇十六年相當に作り、凡四年間繼續と爲す、また二中歷は善記に作る(逸年號考)

センキヨ　簀廬　鉦鼓をのする臺架を云ふ、この器今傳はらず、故に其形詳かなることを得ず、延喜兵庫寮式に、鉦鼓簀廬九脚とある是なり、隋書に橫曰レ簴、飾以二鱗屬一植曰レ虡、飾以二蠃及羽屬一虡加二木板於上一謂之業、設二人刻一其上一爲二張牙一以挂レ懸、周人畫レ繪、爲レ崇、載レ之以レ璧、垂五采羽於其上一垂二流蘇一以合二采羽一五代相因同用レ之、文獻通考鐘筍磬筍橫木、兩端刻二龍蛇鱗物之形一、鐘簴植木、刻二猛獸之形一爲之趾、磬簴植木、刻二羽鳥之形一爲之趾、大架小架、編二鐘磬之處一也」など見えたり、本邦に傳ふる鉦鼓等の臺架と異なる所あれど、亦參考に資すべし(歌儛品目、樂器考)

ゼンクネンノタタカヒ　前九年戰　地原　阿倍賴時は陸奥の豪族なり、累世其地に住し、賴時に至りて、遂に膽澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手の六郡を領し、衣川の險に據りて、頻りに附邊を侵略し、威國外に及ぶ、海陸を跨有し、資產富饒なれども、賦貢を輸せず、徭役を勤めず、而して代々の國司之を制する事能はざるなり、後冷泉天皇の永承中國司藤原登任奧羽の兵を率ゐて大に鬼切部に戰ふ、登任敗績し死者甚だ多し、事京都に聞ゆ、廷議源賴義を擧げて、陸奧守兼鎭守府將軍とし、賴時を討たしむ、賴義即ち子義家、義綱等を具して陸奧に下りしが、會々大赦ありて其罪を免す、賴時大に喜び身を委れて歸伏し、爾來國境靜謐なる事數年なり、賴義任滿つるの年、府務を行はんが爲に鎭守府に入り、留まること數十日、賴時之を奉ずる恭謹にして、駿馬金寶の類を獻ずること頗る多し、既にして賴義國府に歸らんとし阿久利川に宿る、其夜人あり、藤原光貞の營を犯し人馬を殺傷せり、探知するに賴時の子貞任の所爲なり、賴義大に怒り貞任を捕へて罪せんとす、賴時之を聞き、子弟同族を集め、衣川に據り關を閉ぢて反す、天喜四年七月朝廷賴義に勅して之を討たしむ　地原　賴義即ち坂東の兵を發して步騎數萬を得、國內また響の如くに應ぜり、賴時の女婿藤原經清、平永衡等皆舅に叛して賴義に歸す、賴義其內應せん事を恐れ、永衡及び其腹心の者四人を斬る、經清自ら安んぜず、即ち流言を陣中に放ちて曰く、賴時輕騎を遣はし、國府を襲はんとすと、時に賴義麾下の諸將の妻子國府に在り、故に衆皆國府に歸らんことを賴義に勸む、是において賴義は金爲時をして賴時を攻めしめ、自ら曉騎數千を率ゐ、走せて國府に歸る、經清等大軍騷擾の間に乘じ、私兵八百餘人を具して賴時の軍に投ぜり、今年賴義任滿ちしかば、朝廷新司を補したれども、合戰の事を聞き辭して赴任せざるを以て、更に賴義を重任して、なほ征伐の事に從はしむ、五年九月賴義賴時と大に戰ふこと三日、賴時流矢に當りて死す、貞任父に代りて軍を督し、勢日に盛んなり、十一月賴義兵千八百を率ゐ貞任を川崎の柵に討つ、此の日大風雨あり、人馬凍餒す、貞任即ち精兵を率ゐ出でゝ鳥海に戰ふ、賴義大敗し、僅かに身を以て免かる、即ち奏して曰く、諸國の兵糧兵士、徵發の名ありと雖も、到來の實なく、且つ出羽守源兼長、臣と力を戮せて賊を討するの意なし、裁許を蒙るにあらずば、何ぞ征伐するを得んと、朝廷即ち兼長の任を止め、源齊賴を以て出羽守に補す、然して齊賴亦遷延して來り援けず、諸國の兵糧軍兵また到らず、故を以て貞任經清等益々諸郡を橫行し、人民を劫略し、官物を徵納す、其勢頗る強く、賴義制すること能はず、即ち出羽の豪族清原光賴及び武賴を誘ひて官軍を援けしむ、康平五年賴義の任滿ちしかば、朝議高階經重を以て之に代ふ、國民軍士等皆賴義の威風を慕うて、經重に從はず、經重已むを得ずして京都に歸る、朝議紛紜の間、賴義賴りに使を光賴武則に遣して其來り救はんとを求む、是に於て武則同年七月を以て、子第一萬餘人を率して來會す、八月共に兵を合し、小松柵に貞任の弟宗任を敗る、時會々霖雨あり、空しく數日を送り、賴義の陣中軍糧に乏し、宗任其弊に乘じ、磐井以南の諸軍を誘ひ、官軍の糧道を絕ち、其輜重を奪ふ、賴義兵二千を率原郡に分遣して之を防ぎ、又三千人を磐井郡仲村に遣はし稻禾を刈らしめて糧となす、營中留まるもの尠し、貞任探知し、精兵八千を以て其營を襲ふ、克たず、賴義勝に乘じて追擊し、衣川柵を燒き、鳥海柵を拔く、貞任等退きて厨川柵に據り、死守奮鬪し鋒頗る銳し、賴義大軍を以て之を圍み、且火を放つ、會々大風起りて煙燄天に漲り、樓櫓屋舍一時に灰燼となる、貞任圍を衝て出づ、官軍鋒を以て之を刺す、いまだ死せず、大楯に載せて賴義の前に至る、賴義その罪を責むれども答へず、尋で死す、弟重任、子千代童子、及び經清等縛に就きて斬らる、伯父爲任、弟家任、宗任等出でゝ降り全薰皆平ぐ　揷繪　六年二月賴義、貞任重任清經等の首を京におくる、京都以て壯觀となす、朝廷其功を賞し、賴義を拜して從四位上伊豫守となし、武則を以て從五位下鎭守府將軍となす、尋で七年に至り、賴義補廢を具して京都に上る、前後兵を用ふること實に九年の久しきに及べり、故に後三年の戰に對して前九年の戰といふ(陸奧話記、百練抄、大日本史)

ゼンクワ　善化　私年號、繼體天皇十六年に

相當し凡五年間(海東諸國記凡四年に作る)繼續す(逸年號考)

ゼンクワウ井ンノニフダウ 禪光院入道 德大寺實淳(トクダイジサネアツ)を見よ、

センクワウコクシ 千光國師 榮西(エイサイ)を見よ、

ゼンクワウジ 善光寺 **所在** 信濃國水內郡長野市の北大峰の麓 **宗派** 天台宗、寬永寺末、大本願は淨土宗別格寺○本尊は一光三尊の阿彌陀佛(中央は阿彌陀の立像、脇立は觀音勢至の二菩薩)、一說に釋迦牟尼佛なりとも云ひ、古來二說あれども、寺傳には斷じて一光三尊の阿彌陀佛なりとす、實見したる者の言に依れば、所謂推古式の金銅像にして、密教傳來以前の式なるを以て、彌陀釋迦分明ならざる所ありと **起原沿革** 扶桑略記、欽明天皇十三年十月百濟の聖明王、經像等を獻ずる條に、或記を引て曰く、信濃國善光寺阿彌陀佛像則此佛也、小治田天皇(推古)御時壬戌年四月八日、令二秦巨勢大夫一奉レ請二送信乃國一云々」、又善光寺緣記を引て曰く、「天國排開廣庭天皇(欽明)治十三年壬申十月十三日、從二百濟國一阿彌陀三尊浮レ浪來二著日本國攝津國難波津一、其後經二卅七箇年一始知レ有二佛法一、仍以二此三體一、爲二佛像之最初一、故俗人號レ之、悉曰二本師如來一、小墾田推古天皇十年壬戌四月八日、依二佛之託宣一、忽下二綸言一、奉レ移二信乃國水內郡一、佛像最初靈驗揭焉、件佛像者、元是釋尊在世之時、天竺毘沙離國月蓋長者、隨二釋尊敎一、正向二西方一遙致二禮拜一、一心持二念彌陀如來觀音勢至一、爾時三尊促二身於一擽手半一現住、月蓋門闔長者面二見一佛二菩薩一、忽以二金銅一所レ奉二鑄寫一之佛菩薩佛也、月蓋長者遷化之後、佛像騰レ空、飛到二百濟國一、已經二一千餘年一、其後浮二來本朝一、今善光寺是其佛像也」とあり、神皇正統記欽明天皇の條に「むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄たてまつりし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江におくられたりしを、善光と云者とりたてまつりて、信濃國に安置しける、今の善光寺是なり」とあり、寺傳には推古天皇十年、善光信乃國伊奈郡麻績の里に草屋を營みて佛像を安置し、皇極天皇元年水內郡芋井の鄕、卽ち今の長野に遷したりとあり、是等は直に事實として信用すべからざれども、今の本尊は所謂推古式の古像なりと云へば、古き由來あるべしと雖も、唯其創立の年代等文獻の徵すべきものなきを以て、詳かにし難し、吾妻鏡に依るに、治承三年に火災に罹り、文治三年七月賴朝國內の庄公に令して奉加せしめて再興せしむ、下知狀に、右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加之動有二火災之難一、礎石之外更無レ殘云云」とあり、以て其創立年代の舊くして治承以後大に荒敗したりし狀を知るべし、幾もなく再興の工事成りて、建久二年十月二十二日(金堂落慶)嘉禎三年十月十六日(五重塔落慶)、寬元四年三月十四日、建長五年四月廿六日に供養法會あり、弘長三年三月北條時賴水內郡深田鄕內の水田六町を寄附して、不斷經衆不斷念佛衆等の料に充てたり、當時天台宗園城寺に屬して別當職等あり、大に隆盛なるを致せり、然るに文永五年三月、及び正和二年三月に火災に罹りて諸堂燒失し、相國寺無求等に謀り、諸國に募緣して再興したり、其後數々火災に逢ひて燒失したり、弘治元年武田信玄甲斐に新善光寺を建立し、永祿元年八月本尊を遷して安置し、天正十年織田信長美濃岐阜に本尊を遷し、尋いで信雄尾張の甚目寺に遷し、同十一年德川家康遠江濱松鴨江寺に遷し、慶長二年七月後陽成天皇の勅により、山城東山方廣寺に遷し、同年八月に至り信濃の本寺に歸座す、慶長六年九月家康水內郡長野等の地一千石を寄附す、寬永十九年五月火災に罹る、翌年再興したりしが、元祿十三年七月又火災に罹りて諸堂燒失し、同十四年十二月より諸國に募緣し、同十六年幕府伊賀守永井眞敬伊豆守眞田信房をして工事を監督せしめ、寬永四年七月に至りて落成す、是れ卽ち現今の本堂なり○**本堂**、正面に在り、總屋根坪數一千一百五十二坪八分三厘、南面外陣(一に拜堂彌勒の間といふ)中陣內陣に分れ、內陣の高所瑠璃壇上七重の戶張の內に本尊を安置し、右方(東方)に善光同夫人彌生姬、同長子善佐の像(元祿十五年江戶山口某寄附)を安置す、瑠璃壇の下に戒壇あり○**山門**、寬延三年五月の建立、正面に歡喜心院宮筆善光寺の額を揭ぐ○**鐘樓**、本堂の東南に在り、嘉永元年の再建○**經堂**、本堂の西南に在り、寶曆四年再建、同八年落慶○**二王門**、長野市大門町通を上りたる所に在りしが、明治二十四年燒失したり○**五重塔**、本堂の東に在りしが、元祿十三年七月燒失したる後、再建せず○**大勸進**、山門の西に在り、別當を置く、寺傳には、大檀越始祖甲斐國司若麻績東人(ワカヲミアツマヒト)(後善光と稱す)を第一世大勸進別當となすといふも、其實鎌倉時代の初め再建に方り、諸國募緣したるより大勸進の稱起りたるものなるべし、吾妻鏡に、善光寺大勸進上人とあり、天台宗に屬し本尊の鎖鑰を掌り、兒僧を監す○**大本願**、舊仁王門下に在り、寺傳には、推古天皇の大本願により、本寺建立ありて、大臣蘇我馬子の女を尼とし、尊光尼と號し、寺務職に補す、是れを第一世となすと云ふも、固より信ずべからず、中古天台宗聖護院に屬し、元文五年六月東叡山支配となり、明治十一年十一月淨土宗知恩院所轄となる、從來大勸進大本願の紛爭絶えざりしが、近

年に至り和解せり(吾妻鏡、濟北集、空華集、善光寺史略、芋井三寶記、善光寺道名所圖會、善光寺名所圖會)

センクワウモン 宣光門 大內裡八省院二十五門の一、拾芥抄に、謂二之北面翼道廊第一內門一と、と見ゆ、大極殿の東に當り、東福門の東廊を隔つ四間の所に位し、蒼龍樓の北廊十五間の所に在り(大內裡圖考證)

センクワウモン井ン 宣光門院 **名號** 藤原實子、法名遍昭智 **系統** 權大納言實明の三女、母は大納言公實の二女 **事蹟** 花園天皇の妃、永仁五年に生る、元弘二年正月八日從三位、正慶元年十二月十三日准三宮、建武五年四月廿八日院號あり、貞和四年十一月十四日尼と爲る(女院小傳)

センクワテンワウ 宣化天皇 **名號** 御名は檜隈高田、また高田尊、武小廣國推盾尊とも稱す **系統** 繼體天皇の第二皇子、御母は尾張連草香の女目子媛、第二十八代の天皇 **事蹟** 雄略天皇十一年降誕、安閑天皇の崩後六十九歲にして卽位し、大和國檜隈廬入野宮に在りて天下を治め給へり、二年新羅任那を犯せるを以て、大伴狹手彥を遣はして任那を鎭ぜしめ、且百濟を救はしむ、在位四年にして崩ず、御壽七十三、大和國高市郡白檮村身狹桃花鳥坂上陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

センクワモン 仙花門 大內裡內廓の門、一に宣華又は仙華に作る、紫宸殿の西北、明義門の北に在り、卽ち紫宸殿北廂の西面の階より、淸涼殿に至る處に在り(大內裡圖考證)

センクワモン井ン 仙華門院 **名號** 源曮子 **系統** 土御門天皇の皇女、母は中納言有雅の女 **事蹟** 寬元二年十二月十六日、內親王宣下、同日伊勢齋宮と爲り、同四年正月廿九日退下す、寶治二年八月八日、皇后宮の稱號(賓格)、建長三年三月廿七日院號を賜ひたり、弘長二年八月廿一日薨ず(女院小傳)

センゲ 宣下 天皇の御言を下すを云ふ、勅宣の下る義なり、院號宣下、親王宣下、將軍宣下と云ふ類なり(有職小說)

センケウクワン 遷喬館 舊芝村藩の學校 **所在** 大和國式上郡(現今磯城郡)芝村字駒止 **起原** **沿革** 元祿九年織田長淸、式上郡戒重村に創立し、京都より北村可昌を招き、共に文學を修む、又武館一棟を建て、育英場と稱し、武術を研究せしめ、朱子學を主とす、正德三年居所替の爲め、芝村駒止に移せり、明治三年に至り明喬館と改稱す(日本敎育史資料)

センケウシ 宣敎使 **名義** 明治政府初年の職名、宣敎の事を掌る所 **起原沿革** 明治二年四月太政官中置く所の敎導取調局より繼續し、七月官制改革により獨立したる、大敎宣布の職を掌ることゝなり、十月、神祇官の管する所と爲る(法令全書)

センケウジ 泉橋寺 **所在** 山城國相樂郡上狛村○今は泉橋院と云ふ **宗旨** 淨土宗○本尊地藏、聖觀音 **起原沿革** 天平十三年、僧行基橋を泉川に架し、其供養を修めんが爲に之を建立せし所なり、行基寺を五畿內に創立すること四十九院、當寺は其一に居る、初め律宗なり、天平十三年三月聖武天皇泉橋院に行幸あり、行基の爲めに食封一百戶を付し、左大臣橘諸兄も食封五十戶を施入す、孝謙崇德兩帝の臨幸あり、もと本寺なりしが、寶永中淨土宗となれり、往古は堂宇善美なりしが、今は其幾分を存するのみ(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

センケウチ 千家氏 天穗日命より出づ、皇孫降臨の初めに當り、天神諸神と議して、國平の使神を撰び給ふ、天穗日命その使命を奉じて、その國土を巡視し、その子武夷鳥命を遣して大國主神を鎭め、遂に天下を避らしむ、故を以て天神大國主神の爲に天日隅宮を營造し穗日命をして、その祭祀を主らしむ、これ則ち出雲國造の始祖なり、而して代々國造に補せられ、出雲大社の西側三歲川の西邊に住す、二十四世果安もまた和銅元年國造に補せられ、五十三世孝時の五男孝宗家職を襲ぎ、その弟貞孝また別立して北島と稱す、よりて孝宗は自ら稱して千家と號す、これより先、前家また先家の字を用ひたりしが、こゝに至りて千家と稱するに至れるなり、爾來連綿相續ぎ出雲大社の祠官たり、明治に至り華族に列せられ男爵を授けらる(華族諸家譜)

○天穗日命—武夷鳥命—櫛瓊命—津佐命—
—櫛甕前命—櫛月命—櫛甕鳥海命—櫛田命—
—知理命—毛呂須命—阿多命—氏祖命—襲髄命—
—來日田維穗命—三島足努命—意宇足努命—宮向宿禰—
—布奈宿禰—布禰宿禰—意岐若大臣—美許大臣—叡屋臣—
—帶許督—果安—廣島—弟山—益方—國上—
—國成—人長—千國—兼連—旅人—豐持—
—時信—常助—氏弘—春年—吉忠—國明—
—國經—賴兼—宗房—兼宗—兼忠—兼經—
—宗孝—孝房—孝綱—政孝—義孝—泰孝—
—孝時—孝宗(千家)—直國—高國—持國—直信
　　　└貞孝(北島)

高俊―豊俊―高勝―直勝―慶勝―義廣
元勝―尊能―尊光―尊房―直治―宗敏
廣滋―豊昌―豊實―俊勝―俊秀―尊之
尊孫―尊澄―尊福

センゲンノジンジヤ　淺間神社　所在

駿河國府中（今靜岡市宮ヶ崎町）淺間山○新宮ともいふ、現今神部神社、大歲御祖神社と合せて國幣小社たり【延喜神名帳】木之花開耶姫命（相殿に瓊々杵尊、萬幡姫を祀る）【起源沿革】醍醐天皇の延喜中勅願に依て、當國の富士本宮淺間より勸請して創建す、因て新宮といふ、村上天皇の御宇、駿河の國司瑞夢に依て再び奏聞の上社中の再建あり、その後代々の將軍修理を加ふ、降りて天正慶長の頃、德川家康深く信仰して造營修築する所あり、代々治國の祈願所たりといふ、寛永十一年家光の時、殊に諸國の名工を寄せ結構壯麗なる社殿等を造營せり、安永二年火災に罹り社殿諸堂悉く炎上す、神領二千六百餘石を有す、祭祀は甚だ多し、往古勅使參向朝儀の式ありしといふ、年中の大祀、二月廿日舞樂會、三月三日桃華會神事、五月五日、六月廿日の流鏑馬、四月十一月初申日の祭等を行ふ、明治廿八年國幣社に進列す（駿河國誌、新風土記、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

ゼンコウジ　禪興寺　所在　相模國鎌倉郡（寺明聖）

山之内村○福源山と號す【宗旨】禪宗臨濟派に屬す、關東十刹の第一たり【起源】康元元年北條時賴道世の素懷を遂げんとし、幽栖の地を卜して、一宇を造立し、最明寺と名づけ、堂の傍に一亭を設けて閑居す、同年七月宗尊親王參詣、十一月十三日時賴落餝、道隆を戒師とす【沿革】弘長三年十一月時賴（院月明）

當寺の北亭に卒す、時賴の卒後廟所となり、住侶なきを以て、遂に廢寺となる、建長中時宗再興して禪興寺と稱し、道隆を開基とす、康曆元年十二月管領足利氏滿堂塔を建立し、頗る壯大を極む、その後漸次衰頽す、天文十六年十月小田原北條氏より、當寺總門内の田園及び山野竹木を塔頭明月院に寄せたるを見れば、本寺の荒廢せし事想像するに餘あり、江戸時代佛殿僅に存し、明月院に屬せしが、現今は明月院のみとなれり【塔頭】明月院、開山は守嚴、開基は上杉憲方なり、初め明月庵と稱す、永德三年十二月左兵衛督氏滿庵領として岩瀨郷を寄す、後屢々寄進す、應永元年十月憲方卒して此に葬り、法名を明月院と號す、蓋し庵號も此時改めて院と稱せしなるべし、後ち上杉憲定憲基顯定等地を寄せ院を保護す、江戸時代建長寺の塔頭に屬す○寶物に古文書の外明月院古圖（憲方の頃のもの）、上杉憲方の像あり、共に國寶なり、時賴の墓は院の前の田間に在り（鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿）

センゴクウヂ　仙石氏（但馬出石）　姓は

藤原、鎭守府將軍利仁の七世後藤坂戸判官則明、源賴義に從ひて前九年役に功あり、其男四郎大夫成基、源賴朝に仕ふ、秀美濃國に住す、五世三郎太夫成基、源賴朝に仕ふ、七世大膳亮久重、建武二年足利尊氏に仕へ、曆應中同國山縣郡中村の地を賜ひ千石谷に住す、依て千石を氏とす、後ち仙石に改む、曾孫仙石權左衛門秀久豐、土岐氏に屬し、五百貫餘の地を領す、五世治兵衛久盛、享祿中齋藤山城守土岐氏を亡ぼす時、封邑を守る、後ち義龍に從ふ、其子勝弘、越前國伊豫守菅原國元親と共に、兵を率ゐて豐後の府に至り、尋で戸次川に於て義久の軍と戰うて大敗す、秀吉其輕擧を攻めて封を奪ふ、十八年小田原征伐の師起るに及び、川役以來の戰功により、天正十一年淡路須本城に二萬石に封ぜらる、十三年四國を征ぜし後讃岐に移封、十四年秀吉の命を以て豐後に入り、島津義久の兵と戰て大敗す、秀吉大に怒りて所領を沒收す、十八年小田原征伐の時、功を以て罪を許され、信濃小諸城五萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康に從ひて上杉氏を討す、關ヶ原の役秀忠に從ふ、子兵部少輔忠政大阪の役從軍して功あり、八年十二月一萬石を加賜せられ、移て上田城を治む、前封を併せて六萬石、寬文九年二月越前守政明、二千石を叔父次右衛門政勝に分封す、寬永三年二月封を但馬國に移され、出石城を治む、天保八年十二月道之助久利二萬八千八十石を割らる、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○秀久―忠政―政後―忠俊―政明―政房
政辰（トキ）―久行―久道―政美（コヨシ）―久利―政固（カタ）

センゴクヒデヒサ　仙石秀久　名譽　通

稱權兵衛【系統】久盛の子【事蹟】少より豐臣秀吉に仕ふ、秀吉播磨を領して、いまだ織田信長の部將たりし時、信長の命あるにより、秀久を淡路に遣はして、安宅冬康を須本城に攻めしむ、秀久卽ち海に航してこれを降す、幾干もなくして信長弒逆に遇ひ、秀吉事を執るに及び、須本城を秀久に賜ふ、天正十一年七月叙爵して越前守と稱し、十三年の夏、四國の戰に先鋒し、功を以て讃岐を賜ひ、因てこれに移る、十四年秀吉の島津義久を征するや、秀久、長曾我部元親と共に、兵を率ゐて豐後の府に至り、尋で戸次川に於て義久の軍と戰うて大敗す、秀吉其輕擧を攻めて封を奪ふ、十八年小田原征伐の師起るに及び、

秀久窃に軍に從ひ、小筥原眞慶の手に隨ひて奮戰す、秀吉其志を嘉し、七月罪を許し、更に信濃小諸城を授け、五萬石を食ましむ、慶長五年德川家康の上杉景勝を征せんとして奥州に下向せる時、之に從ひしが、石田三成等擧兵の報あるに及び、德川秀忠に屬して西上し、上田城攻の時には其先驅たり、後命によりて小諸城に留り、遂に關ヶ原の戰に會せざりき、十九年五月六日卒す（德川實紀、藩翰譜）

センゴクフ　千石夫　夫役の一種、德川家康慶長八年二月、結城秀康以下七十八諸侯に課して江戸市街を修理し、水路を疏鑿せしむ、是時千石に一人の役夫を課せしを以てこの名あり（德川實紀）

センザイアハセ　前栽合　名義　前庭に栽うべき草木の勝れたるものを集めて、人數を左右に番ひて其優劣を判じ、題を設けて歌を詠じ、興を催ほしたる遊戲を云ふ、前栽とはもと草木の類を前庭に植ゑたる有樣を云へるものなるが、後には專ら庭に栽うべき草木の名となれり【起源沿革】字多天皇寬平の時菊合あれば、此の頃より行はれしこと明なれど、前栽合と云へるは、延喜元年に行ひしを始めとす、日本紀略に「延喜元年八月二十五日、甲辰、有二前栽合事一」とあり、又拾遺集賀部に、右大臣源光の家に、前栽合し侍ける、まけわざをうどねりたちばなのすけすみがし侍ける、ちどりのかたつくりて侍けるに、よませてはべりける、つらゆき、「たがとしの數とかはみん行かへりちどりなくなる濱のまさごを」と見えたり、爾來内裡、院宮以下諸臣の家にても盛に行はれしこと勅撰和歌集、夫木抄、榮花物語、著聞集等に見えたり、前栽考を按するに、前栽を愛したるは室町時代までにして、其後は家屋建築法に變化を生じたるを以て、前栽大に衰へたりと云

センザイワカシフ　千載和歌集　卷數　二十卷　内容　四季、別、旅、哀傷、賀、戀、雜、短歌、旋頭、物名、俳諧、釋教、神祇に部類し、歌凡千二百八十四首（或は千二百七十七首）を收む【撰者】壽永二年藤原俊成、後白河院の院宣に依て撰集し、後鳥羽天皇文治三年九月奏覽す（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

センジ　宣旨　名義　公文書の一、もと勅旨を宣傳する義なり、職員令に「中務卿、掌レ宣二詔勅一奏上」とあり、義解に「宣旨謂二侍從之宣一命也」集解に「宣旨者宣出也、旨者勅旨也」と見えたり、然るに後ち一轉して別に日勅となり、更に文書の名稱となれり【類聚符宣抄】

（一）類聚符宣抄、

應レ交易二雜雜用新細布事、

右被二右大臣宣一偁、厨家用新細布事、

布二更請一官物一、於レ事論レ之、甚非二道理一、宜レ支二度年中用新一、仰二所出國一、交易令レ進、永以爲レ例者、

少外記船連湊守奉

弘仁三年十二月廿八日

（二）同書

左大臣宣、比來仰二諸國一、令レ進二檳榔一、而或不レ進、或進二上官一、以爲二恒例一、

天長三年三月十三日　少外記島田朝臣清田奉

（三）同書

召二仰右兵衛權大尉藤原誼世并右馬大屬布施保興一了、

左少辨藤原朝臣元善傳宣、中納言藤原朝臣忠平宣、

五畿七道諸國所レ居住之宿衞等、且注二貫屬一可レ言上一之由、宣下知一者、但官符到來之後二十日内皆上者、

延喜九年十月十九日　左大史小野常貫奉

右の第一と第二とは、太政官なる上卿より外記に仰せ下したるものを書く場合にして、第三は辨官より天皇の旨を傳へしものを書きし場合なり【頒下手續】内侍勅旨を承りて、職事藏人に傳へ、職事陣に出でゝ其上卿に告げ、上卿外記に命じて其旨を記して宣下す、これ第一第二の書式なり、又時として辨官に命じて、辨官より史官に宣下して其事を書かしむ、これ第三書式に當る、而して此の宣旨より更に變化して口宣を生ずるに至れり【起源沿革】もと内侍掌りて、中務卿に傳へて、宣下したりしが、時として内侍より直ちに勅旨を仰せ下すことあり、之を内侍宣と云ふ、類聚符宣抄に、

（内侍宣）

應レ勘二内案事一

内侍宣、有レ勅進奏之紙、曩悪者多、自今以後簡二清好者一、應レ宛二奏紙一者不レ改正一、執奏之少納言必罪レ之、當番案主、宜レ知レ之、不レ可二遺忘一、

延曆九年二月十四日

と見えたるは其一例にして、宣旨の最も古きものなり、弘仁に至り、藏人所を置きし後は、内侍勅を承りて、藏人に傳へて宣下すること、なれり、藏人より出でたるは、類聚符宣抄に見えたる弘仁三年十二月二十八日の文書とす、從來詔勅は手續上頗雜なるを以て、藏人をして、敏活に事を處せしめしを以て、中務省の權藏人に移りて、勅は儀式にのみ用ひらるゝに至れり、官宣旨、大宣旨、小宣旨、國宣旨、衾宣旨等の名目は此の樣式を移し用ひたるものなり、委しくは「クヮンセンジ」を見るべし、又口宣（クセン）、詔書（セウシ

ヨ」、勅書（チヨクシヨ）を參看すべし（黑板博士説）

センジ　宣旨　女房の名、中宮、春宮、齋宮、關白等の家に仕ふる女房を云ふ、初めは、宣下の時の宣旨を取り傳へたる女房を言ひしが、後には宣旨を取り傳へざるも、上﨟の女房を宣旨と云ふに至れり（八雲御抄、玉葉、葉黃記、有職問答）

ゼンシ　膳司　**名稱**「カシハデノツカサ」とも訓む**職掌**御膳を進むる時先づ嘗め、又は膳羞、酒醴、果蔬等の事を掌る、后宮十二司の一**職員**尙膳一人準正四位、典膳二人準從五位、掌膳四人、采女六十人**起原沿革**文武天皇の大寶元年創置、延喜以後廢して復置かず（令義解）

ゼンジ　禪師　**名義**禪定の宗師の義、佛教の三學（戒定慧）中殊に禪定は肝要なれば、高僧を崇めて禪師と云ふ、善住意天子所問經に「天子問、何等比丘得﹂言﹂禪師﹂文殊師利答言、天子此禪師者、於﹂一切法﹂一行思量、所謂不生、若如﹂是知得﹂言﹂禪師﹂云々」とあり**沿革**天平寶字元年九月、道鏡を大臣禪師となし、天平神護元年閏十月太政大臣禪師となす、然るに後ち禪宗興るに及んで、禪師は禪宗に限りて、用ふることゝなれり、支那唐朝に達磨の法孫神秀を大通禪師と號す、空華日工集に「禪師號自﹂神秀號﹂大通禪師﹂始焉」といへり、我國にては後宇多天皇始めて建長寺の開山道隆示寂の後、大覺禪師の稱號を賜ふ、爾來臨濟曹洞の高僧にして禪師の稱號を賜はる者鮮からず、今禪師となりし人々を示せば左の如し（續日本紀、元亨釋書、空華日工集、禪林象器箋）

佛光禪師　祖元　佛源禪師　正念
宗覺禪師　普寧　妙慈弘濟禪師　一寧
大興禪師　道然　法海禪師　靜照
法雲禪師　靜照　圓明佛演禪師　院豪

佛乘禪師　慧廣　大通禪師　子曇
法燈禪師　覺心　智覺禪師　道海
佛照禪師　慧曉　國一禪師　世源
大法源禪師　道泉　佛智禪師　慧雲
法雲普濟禪師　元晦　法照禪師　環海
佛頂禪師　惠宗　妙應光國慧海慈濟禪師　永璵
佛心禪師　普門　大祖正眼禪師　義亨
本源禪師　道生　佛應禪師　妙準
佛日燄慧禪師　楚俊　佛慧禪師　運良
佛林慧日禪師　運良　普濟大聖禪師　宗然
覺源禪師　處齋　寶覺眞空禪師　友梅
弘宗定智禪師　良芳　大本禪師　居中
佛印禪師　智侃　佛種慧濟禪師　圓月
廣濟禪師　慈照　神光寂照禪師　宗弼
佛慈禪師　志玄　正宗廣智禪師　印元
廣圓明鑑禪師　祖能　圓鑑禪師　順空
慧鑑明照禪師　靈彥　宏覺禪師　德悟
性眞圓智禪師　中諦　聖冏禪師　聖冏
覺照禪師　德瓊　廣照禪師　至遠
眞覺禪師　志高　圓應大機禪師　常訴
寶隆眞空禪師　宗棟　寶珠護國禪師　崇孚
興文圓慧禪師　宗因　大寂常照禪師　禪傑
宗猷悟建禪師　周佐　見性悟心禪師　元釋
慧光大圓禪師　得勝　本如實性禪師　宗隆
興宗明教禪師　周鳳　眞源大照禪師　德見
圓明證智禪師　道秀　直指心源禪師　宗珀
慈照慧燈禪師　仁恭　眞覺禪師　祖輝
大機弘宗禪師　宗曇　佛照慈明禪師　法序
佛壽禪師　妙環　佛慈禪師　紹瑾
佛眞禪師　妙謙　佛慈普濟禪師　崇覺

佛觀禪師　慈永　佛覺禪師　德旋
大光禪師　宗巳　正眼智鑑禪師　勇健
正宗護法禪師　妙穎　大智圓應禪師　祖應
佛慧圓應禪師　宗莊　智海大珠禪師　周璽
佛滿禪師　法忻　宗鏡禪師　周皎
佛範宗通禪師　大闡　寶鑑圓明禪師　靈致
弘宗禪師　一慶　佛日眞照禪師　宗深
大道眞源禪師　英朝　正宗大曉禪師　祖一
通照禪師　惠雲　普覺禪師　紹仁
等慈禪師　識桂　佛智圓應禪師　巧安
法光安威禪師　竺源　佛日禪師　桂悟
鏡智法明禪師　周勝　大梁興宗禪師　宗玩
德誠禪師　義東　能照法王禪師　心昭
德光普照禪師　宗器　普海本淨禪師　宗周
德光眞照禪師　宗順　密傳正印禪師　宗忠
寶光智證禪師　慧應　本照禪一禪師　宗珍
佛智法燈禪師　宗津　普應圓融禪師　祖禪
普濟英宗禪師　支津　佛果禪師　存圓
佛照大光禪師　嬾龍　佛通禪師　大慧
眞如廣照禪師　宗普　佛統大明禪師　宗穆
妙應大忍禪師　宗喜　妙覺禪師　禪鑑
大機盤空禪師　宗林　佛慧振宗禪師　從尊
大悲廣通禪師　紹琮　法雲大仰禪師　宗珉
佛日金蓮禪師　文龍　寶智圓明禪師　承朝
佛海禪師　明一　天柱禪師　建隆
東光智燈禪師　宗碩　靈燈普光禪師　宗哲
德輝普燈禪師　宗程　大猷慈濟禪師　宗松
大證禪師　宗孚　大珠法光禪師　宗圭
大綱智海禪師　宗立　大慈慧光禪師　支承
大光佛圓禪師　存雄　大通智勝禪師　宗佐
大傳佛燈禪師　宗萬　大通德光禪師　眞從

大乘禪師　可什　大達禪師　正因
大徹正源禪師　宗壽　大智佛勝禪師　宗默
大智海禪師　照元　惠日定光禪師　宗清
本覺禪師　素安　廣智禪師　宗卓
廣德正宗禪師　宗胃　廣覺禪師　文巧
眞智圓應禪師　宗高　眞寂禪師　弘玄
圓光禪師　圓慧　圓通無礙禪師　宗恩
圓智常照禪師　宗顯　圓智悟空禪師　禪英
圓照佛慧禪師　秀格　圓光禪師　元曉
慈光圓照禪師　紹及　金剛正眼禪師　智訓
竺仙大法禪師　宗劉　宏光禪師　上昭
眞機眞猷禪師　宗榮　慈德慧濟禪師　宗玄
眞覺普應禪師　宗什　靈輝慧明禪師　宗春
眞應大觀禪師　宗點　眞應禪師　宏海
心月圓光禪師　洞壽　本寂心印禪師　宗濁
圓機眞悟禪師　宗文　應通禪師　爾然
勝覺禪師　元津　佛照大鏡禪師　宗吾
佛心廣通禪師　宗慶　佛光普照禪師　守中
耶源天眞禪師　宗園　佛照大圓禪師　文勝
佛國照盛禪師　善來　佛國妙嚴禪師　宗恪
佛嚴禪師　妙讓　佛國普照禪師　舜悅
佛國大安禪師　宗眼　佛光慈照禪師　宗昕
妙乘神悟禪師　宗胖　佛興禪師　清師
佛光眞照禪師　念惠　佛海慈濟禪師　眞聽
佛眼大觀禪師　慧涵　佛眼天祐禪師　等貴
普覺圓光禪師　寶生　普光禪師　伊天
圓慧靈通禪師　宗龍　佛宗大弘禪師　宗眞
大觀禪師　理有　慧燈神照禪師　宗單
法光圓融禪師　令山　佛印眞證禪師　全索
佛慧禪師　是英　佛印大光禪師　僧可
佛慧大圓禪師　宗牧　宗慧大照禪師　宗顧

佛慧廣慈禪師　普在　佛運禪師　清祖
佛鑑禪師　至遂　寶覺禪師　湛照
寶覺佛印禪師　宗助　法忍大定禪師　宗悅
法源禪師　師海　法源知覺禪師　宗安
法梁隆德禪師　宗璋　佛德大輝禪師　宗條
法覺佛慧禪師　慧濟　佛德大通禪師　周及
佛德禪師　本元　佛通禪師　圓淨
佛智禪師　慧輪　佛智大通禪師　紹怤
佛性心宗禪師　宗印　佛性禪師　妙受
佛性活通禪師　玄虎　法龍天源禪師　宗賢
法海普融禪師　宗演　佛日永明禪師　宗呑
佛德大滿禪師　澄安　佛通大心禪師　宗假
覺海禪師　開悟　圓乘宏濟禪師　乾珍
暉山吐光禪師　牛道　覺智禪師　希一
弘宗普門禪師　宗心　月暈圓源禪師　宗恕
明覺禪師　宗鑑　正宗大隆禪師　宗清
清泉禪師　妙意　正續大宗禪師　宗熈
正續大祖禪師　宗光　心燈慈照禪師　宗悅
大興圓光禪師　宗印　大規綱宗禪師　宗瑛
佛宗禪師　宗喜　佛心正統禪師　宗亘
龍巖大雲禪師　宗陽　法慧通明禪師　宗寬
佛機大雄禪師　宗琇　覺雄禪師　圓範
法雄眞德禪師　宗傳　普覺圓光禪師　周宗
翼天一柱禪師　禪易　佛印圓證禪師　宗套
空慧淨照禪師　宗鈍　廣德快菴禪師　昌隆
海慧悟明禪師　宗仙　傳通無礙禪師　宗恩
清淨本然禪師　宗渭　圓光大照禪師　宗興
大慈廣照禪師　宗陳　明堂古鏡禪師　紹滴
慈光不昧禪師　希膺　佛海慈雲禪師　宗乙
法眼眞淨禪師　宗乙　佛證古心禪師　全珠
桃林契悟禪師　殘夢　絕學天眞禪師　宗沆

諸相非相禪師　宗榮　大天法鑑禪師　崇六
大徹明應禪師　宗瑞　國英法鑑禪師　宗怱
佛慈廣鑑禪師　隆琦　大宗正統禪師　性潜
覺性圓明禪師　隆琦　大光普照禪師　隆琦
徑山首出禪師　隆琦　佛智弘濟禪師　永琢
神機獨妙禪師　慧鶴　宏慧妙顯禪師　元盧
佛護神照禪師　圓慈　大方妙機禪師　慈棹
靈眼弘明禪師　古范　大道圓鑑禪師　胡僊
圓機應禪師　正隆　圓極眞修禪師　英種
應安萬國禪師　晃全　心鑑慈照禪師　支節
至聖大妙禪師　宗衍　佛智無碍禪師　宗的
靈光禪師　慧湛　照覺普濟禪師　爲戒
神鑑獨照禪師　文雅　神機妙用禪師　支喬
大綱正宗禪師　元磨　洞宗宏振禪師　支透
神機妙感禪師　支彙　弘濟慈德禪師　旃崖
眞晃斷際禪師　琢宗　法雲普蓋禪師　楳仙

ゼンジ　前司　前任の國司をいふ、「コクシ」を見よ、

センシウラク　千秋樂　**名義**般涉調廿二曲中の一、新樂にて小曲**起原沿革**後三條天皇の大嘗會に、風俗所預源賴能に勅して之を作る、敎坊記を按ずるに、千秋樂あり、唐書に云ふ、開元中八月五日を以て千秋節と爲し、天下讌樂すと、蓋し千秋樂の起るところ此にあるか（禮樂志）

センジマス　宣旨桝　宣旨によりて、制定せられたる桝をいふ、其桝に二つあり、後三條天皇延久の時の延久宣旨桝、堀河天皇寬治の時の寬治宣旨桝となす、詳しくは「エンキウセンジマス」、「クワンヂノセンジマス」を見よ、

ゼンシン　善信　**系統**俗名鞍部島女、司馬達等の女**事蹟**敏達天皇十三年十月、慧便に從うて、

禪藏（梁人夜菩の女）慧善（錦織壺の女）の二尼と共に出家す、是本邦出家の始めなり、大臣蘇我馬子、精舍を營み、三尼を迎へて供養す、同十四年物部守屋中臣勝海奏して佛教を排するに方り、捕はれて海石榴市の市亭に引出されて鞭打たれ、後ち赦されて馬子に附せらる、用明天皇二年、善信馬子に謂て曰く、出家の人は戒を以て本となす、願くは百濟に赴きて戒を受けんと、崇峻天皇元年、馬子善信を百濟國使に附して發遣し法を求めしむ、三年春、善信等三尼百濟より歸る、櫻井寺に住す、これより善信に就いて得度する者甚多し（日本書紀、元亨釋書）

ゼンシン　善信　親鸞（シンラン）を見よ、

センジモノウリ　煎物賣　茶賣をいふ、煎じものは卽ち茶の事なり、茶湯を荷ひ或は水茶屋などにて茶を鬻ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかゞは煎じもの戀の病の藥なられば」狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へ〳〵て煎じ詰めた煎じ物召せ〳〵」など見えたれば、室町時代の中頃、既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ（雲錦隨筆）

センジヤウ　ゼンジヤウグン　先生　將軍　帶刀（タチハキ）を見よ、

（一）前軍の大將（二）征夷大將軍の隱居したるものとの二あり、（一）は武家名目抄に、按ずるに、前將軍後將軍中將軍とは、なほ先陣大將、後陣の大將といふがごとし」と見ゆ、書紀齊明天皇七年八月の條に、前將軍大華下阿曇比羅夫連、小華下下河邊百枝臣等、後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣、大山上物部連熊、大山上守君大石救二於百濟一とあり、天智天皇二年三月の條にも「遣二前將軍上毛君稚子、間人連蓋大中將軍巨勢神前臣譯語、三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣鎌柄一云々」と見ゆ、（二）は前征夷大將軍の義なり、將軍（シャウグン）、征夷使（セイイシ）參看、

ゼンシヤウジ　善正寺　上京區岡崎町○妙塞山と號す、**宗派**日蓮宗、本國寺に屬す、元京都六檀林の一○本尊釋迦如來**起原**文祿五年豐臣秀次の生母日秀尼、秀次追福の爲めに嵯峨龜山に一宇を創立し、秀次の法名（善正院殿建岸大居士）を取て寺に名づく、慶長五年今の地に移す、開基は求法院第三世日鋭上人なり、寬永元年日學徒を教養したり○本堂、鐘講堂學寮を與し、一宗の學徒を教養したり○本堂、釋迦堂、秀次の塔、並に健性院三印法印（秀次の父）瑞龍院日秀尼（秀次の母）、致祥院榮岳利生（秀次の室）の塔あり（平安通志、京華要誌）

ゼンシヤウジドノ　善正寺殿　豐臣秀次（トヨトミヒデツグ）を見よ、

センジヤク　仙籍　殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、

センジヤマ井リ　千社詣　諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとて、そこの稻荷社、かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝（花山天皇）の法皇の御位になせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近くはそのおんあとをつき奉りて、天愚孔平といひし人なせり云々」と云へり、嬉遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永このかたのことなるべし、神社のみにあらず、佛寺にも詣するは千社參といふはいかゞなり、麹五吉と かいへるは其始めの頃の者にや、それが札は文字を ば書たるにて、板にて摺たるにはあらず、是等は其徒の中にて廣く知られたる者となも、唯人にしらるゝを手がらとすゝいと益なき戲れなり、又落書してありくものまたみゆ云々」とあり、東部歲事記に、千社參りと號して稻荷千社へ詣る者、小き紙に己が名所を記したる札をはりてしるしとす、此族殊に多し、何れも中人以下の態也」とあり、納札（ナフサツ）參看、

ゼンシユウ　禪宗　**宗派**佛教の一宗、禪とは梵語にして、具には禪那といふ、靜慮とも定とも譯す、乃ち禪定を修して、心性を悟得するを宗義とするが故に禪宗と名づく、名相言教に拘泥せずして、佛陀の心印を單傳するものなるが故に佛心宗とも名づく（傳心宗）**起原沿革**釋迦成道の後、四十九年の間、大小權實等の諸教を說きし後、一日梵天王、靈鷲山に至り、金蓮華を以て佛に獻じ、大衆の爲めに說法せんことを請ふ、佛、法座に登りて其華を拈す、大衆解することなし、獨り摩迦葉尊者破顏微笑す、佛曰く、吾に正法眼藏涅槃妙心あり、摩迦葉に附囑すと、禪宗は此に淵源すと云ふ、其後阿難、商那和修、優婆毱多等二十八傳して菩提達磨に至る、（衣鉢「エハツ」參看）達磨、其師般若多羅の遺意を奉じて支那に來る、實に梁の大通元年九月二十一日とす、北魏に行き少林寺に止りて終日打坐面壁す、慧可、儒を捨て師に投じ、雪夜臂を斷ちて法を求む、達磨爲めに法を授け、並に衣鉢を遺して信を表す、爾來、傳燈、道信を經て弘忍に至りて二派に分る、卽ち慧能は南宗を開き、神秀は北宗を開く、慧能の下に二流を出す、一を南嶽懷讓とし、一を青原行思とす、南嶽の後、臨濟宗等となり、青原の後、曹洞宗等となる、而して本邦における傳來は、文德天皇の御宇に、齊安國師の上足義空禪師、橘皇后の招に應じて我が邦に來り

山城の西山に檀林寺を創して、始めて禪宗を唱ふ、然れども時機未だ熟せずして、傳法其人を得ず、終に支那に歸る、此外道昭、行表、傳敎、弘法、慈覺、覺阿等の請師、皆禪宗を傳へたれども、皆其傳を失ふ、文治中能忍弟子を宋に遣して禪宗を傳へ、榮西宋に入り、建久二年臨濟宗を傳へ、道元亦宋に入り安貞二年曹洞宗を傳へたるより、入宋傳法するもの甚だ多く、禪宗漸く弘通し、北條足利二氏執政の間最も其隆盛を極め、京都鎌倉に五山十刹の大禪刹競興したり、降りて江戸時代に入り、承應三年明僧隆琦（隱元）歸化して臨濟宗の一派を傳へ、後ち黃檗宗といふ、これより我禪宗に臨濟曹洞黃檗の三宗あり、臨濟宗（リンザイシユウ）、曹洞宗（サウドウシユウ）、黃檗宗（ワウバクシユウ）を見よ（日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、十二宗綱要）

センシユジ　專修寺　**所在**伊勢國奄藝郡（今阿藝郡）一身田村　○具には專修阿彌陀寺と云ひ、別號無量壽寺と云ひ、山號高田山と云ふ**宗旨**眞宗高田派の本山**起原沿革**嘉祿元年親鸞靈夢に感じて、下野國芳賀郡大內莊に一道場を建立し、信濃國善光寺の阿彌陀佛の一體分身一光三尊の靈像を感得安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ、後親鸞一流の法門を弟子眞佛に附囑して此寺を繼がしむ、仍て眞佛第二世の住持となる、眞佛の後、顯智、專空、定專、空佛、順證、定順、定顯、眞慧、相續して一方の大道場なりしが、眞慧諸國敎化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて敎化し、奄藝郡一身田の黑田某の强請により、遂に寺基を此地に遷すことゝなり、寬正六年此地に建築の工事を起し、幾干もなく落成し、專修寺の號を移して本山となし、下野の舊寺基を存して別院となす、文明九年六月、後土御門天皇勅して勅願所とし給ふ、天正二年十一月正親町天皇より門跡の稱號を許さる、文祿五年七月豐臣秀吉一身田村を寄附し、正保二年に至りて炎災に罹り、萬治元年國主藤堂高次亦土地を寄附し、同二年再建の工事を起し、寬文六年落成し、元祿十年五月、伏見宮貞敎親王第五子勝宮入りて堯圓の法嗣となり、得度して圓猷と號す、爾來數々皇族入りて相續したり、寬延元年阿彌陀堂を建立し、寬政十年講堂を改造す、明治四年七月、堯熙一身田村の寄附地を選納し、五年住持常盤井家を華族に列せられ男爵を授けらる、十二年十月祖師堂に勅額を賜はる、十八年三月一旦廢せられし門跡の稱號を復することとなれり○什寶は親鸞上人繪詞傳（國寶）等あり（高田正統傳、五鈴遺響、下野高田山名所圖會、高田派本山名所圖會、佛家人名辭書）

○親鸞―眞佛―顯智―專空―定專―空佛
順證―定順―定顯―眞慧―眞智―應眞
堯慧―堯眞―堯秀―堯朝―堯圓―圓猷
圓遵―圓祥―圓禧―堯熙

センシヨウ井ン　專稱院　鷺司政平（タカツカサマサヒラ）を見よ、

ゼンシヨダイドコロガシラ　膳所臺所頭　**職掌**江戶幕府の職名、將軍庖廚の事を統べ掌る、若年寄の支配にて、高二百俵、役料百俵を給す、配下に、膳所肇所組頭八人（高百俵、役料四人扶持）、同所小間遣組頭十二人（高三十俵、役扶持五人扶持）、御肇所番二十人（高二十俵、役料二人扶持）等あり**起原沿革**其始め詳かならず、享保十五年、有司の役料を定むる時、既に見ゆ、同二十年三月、三人を置く、後ち四人となる（明良帶錄、武鑑、德川禁令考）

センスケノウ　千助能　**名義**能樂の一種堀井千助の始めたる能なるを以て名づく、今樣能とも稱す、其狀概して普通の能樂に同じきも、舞ふ時に、三味線の合方を用ひて、時調を舞ひ、掛合の詞を省略したる處多く、且つ男女打交りて演ずるが故に面を付けず、又引幕を用ふること歌舞伎の如しと云ふ**起原沿革**文政の末年、京の能役者堀井千助といふ者、劇場にて能樂を興行せしに起る、當時歌舞伎は最も卑められ、俳優は河原者と稱して乞食と同一視せらるゝ時代なれば、劇場にて能樂を演ずるは最も能役者の忌む所なるを以て、一度千助之を犯して劇場にて之を興行するや、能役者中より排斥せられたり、爰に於て千助は千助能と稱して、一派を立つ、俳優等は之に倣て歌舞伎狂言の內に、能の舞を用ふるに至れりと云ふ（遊藝起原）

センズマンザイ　千秋萬歲　**名義**歲首諸家に赴きて、歌舞し、以て家門の繁昌を祝し、新年の賀詞を述ぶるを業とせる者をいふ、其歌の中に千秋萬歲の句あるによりて名付く、後世は單に萬歲と稱したり**起原沿革**踏歌の遺風なるべし、古今著聞集に「知足院大とのとておはしけるが、侍を御かんどうありけるに、千秋萬歲ゐもちてはやさせて、其侍を舞はせられけり」と見えたるもの、其基因たるべきか、尋で定家卿記建仁四年正月三日の條に、千壽萬歲參入とあり、以て當時既にこれを業としたるものありしこと、及び歲首に行はれたるものたりし事を知るべし、また繼塵記正安三年正月五日の條にも「巳刻參仙洞、今日千秋萬歲被急之故也」とありて、禁中に出入せるを示せり、此風日を逐うて盛んに、室町時代に入りては、每歲首必ず、禁中、幕府、所

司代の邸等に出頭して歌舞すること恒例となり、禁中は正月五日、幕府は同月七日、此ことありき、而して三十二番歌合（天文六年以後のものなる事骨董集に見ゆ）を按ずるに、千秋萬歳法師とありて、法師が白裝束に香冠著たる圖を描けり、更に遡りて勘中記正應二年正月八日の條に「參院、千秋萬歳法師參入云々」と見え、花園院御記文保三年正月朔日の條に「千秋萬歳法師參入」などあるを見れば、鎌倉より室町の中頃までは、蓋し法師姿なりしものゝごとし、而して彼等は如何なることを爲しゝか と考ふるに、右に擧げたる花園院御記の續きには亂舞せること見え、看聞御記永享三年正月五日の條に「千壽萬歳（サルカウ）參廻（參）」とあり、言繼卿記天文二年正月五日の條には「千秋萬歳參、如例參議定所御庭二曲舞（盛長夢物語、賴朝都入等也）」とあり、同書十九年正月五日の條には「舞曲（和田酒モリ、ナス與一）等舞了」とあり、以て歌謠舞曲せる有樣を伺ふべし、而して以上の萬歳は、みな貴族間に一定の得意を有して出入せるものなりしが、之を學びて一種門付けの如き萬歳を生じたること、臥雲日件錄文安四年正月二日の條に「一種乞食、革歳首、到二人家一歌祝言、世號二之千秋萬歳一、前後相逐來、各與二百錢一」とあるにて知らる、これ卽ち後世市中に徘徊せる萬歳の基因を爲すものなり、江戸時代には其はじめにありては、年々朝廷へ出入したりしが、正親町天皇の御忌正月五日に當れるより自ら中絶するに至れり、但し壬生定基日記貞享五年正月六日の條に、弘御所の南庭に於て千秋萬歳の催ありしこと見えたれば、いつの頃よりか復興したるものなるべし、幕府にて行へる事は、此時代にはなしと雖も、大名旗本等の家々へは、各々得意を定めて出入したりき、又臥雲日件錄にあるが如き門付の萬歳は頗る多く、歳首には連日戸毎に流しあるき來たり、なほ此頃の萬歳は室町以前のごとく歌詞を述ぶるに止りたれど、舞曲を爲すものなく、且歌詞を述ぶるに別に才藏といへる從者を伴ふを常とす、才藏は鼓を打ちて萬歳の歌謠に和し、また滑稽を旨として人を笑はするを事となしたるものにして、江戸にては日本橋の四日市に、每年十二月才藏市といふあり、諸國より才藏の希望者集まり來るを以て、萬歳は此處にて適當のものを攫み入るゝなりといへり、萬歳は各地にありと雖も、主として、京都へは大和より、中國へは美濃より、東國へは三河より出づ、大和萬歳、美濃萬歳、三河萬歳等の稱あり、また尾張島津より出づる島津萬歳もありき、明治維新後も從前のごとく行はれしが、近時著しく衰頽の狀態を呈したること、人の知れるがごとし（滑稽雜談、廿二番歌合註、風俗畫報）

センセイモン　宣政門　大內裏八省院二十五門の一、東面の外門ともいふ、東面の中門にして大さ五間、戸三間、左右に廊化、通陽の二門あり、章善門と相對し、去ること五十二丈四尺といふ、結構は蒼龍樓東廊より會昌門東廊に至る七十二丈、而して宣政門は、北廊三十一間、南廊三十四間、門五間、檜間一丈四尺、廂外七尺とす、古圖に宣政章善二門相去る五十二丈四尺、東西僧門一丈一尺、壇檀六尺なりといふ（大內裡圖考證）

センセイモン井　宣政門院　**考説**　惟子内親王の第二皇女母は後京極院**別項**後醍醐天皇の第二皇女元應元年六月廿六日內親王と爲り、同年十月廿八日一品に叙せられ、天德二年十二月十九日齋宮に卜定され、同三年正月十二日准三宮、元弘元年退下、建武二年二月二日院號あり、曆應三年五月廿九日出家て、正平十七年（貞治元）五月七日薨ず（女院小傳）

センセウジ　專照寺　**所在**　越前國足羽郡足羽山の東北（現今の福井市豐町）**宗旨**　眞宗越前三門徒派の一本山○本尊春日作の阿彌陀佛**起原沿革**　親鸞の弟子眞佛の後、專海圓善を經て如導あり、本願寺覺如の北化に際して就いて弟子となり、正應三年八月足羽郡大町と云ふ地に車屋道場と云ふを築き、て、宗風を弘通したるが、如導の殁後、其道場廢頽し、第三代淨一と云ふ者これを再興せんとし、中野に一宇を築き、專照寺と號したり、卽ち此寺なり、永享九年足利義敎敎書を下して一本寺となし、天正十三年八月勅願所となり、其後今の地に移轉す、中古妙法院門跡の院家なりしが、寬政の頃妙法院の關係を絕ちて獨立本山となり、今日に及べり（緣起書、越前國名蹟考、佛敎各宗綱要）

センリ　踐祚　**名義**　天皇が大統を受け繼ぎ給ふことをいふ、代始和抄に「踐祚と云ふ事は、位をふむといふ心なり、祚の字もとは阼の字なれども、多分祚の字を用ひ來れり、此二字ひとへに新帝にかけたる名目なり」と云へり、ユアマツヒツギシロシメスとも訓めり**考説**　受禪踐祚と、崩御後の踐祚とは稍々異なれりと雖も、大概は同じきを以て、今受禪踐祚の概略に就て述ぶべし、踐祚は讓位と同日にして、祚日又は當日に、必ず警固、固關の儀あり、當日は攝政以下諸卿參著して、先帝より新帝に劔璽內侍所を渡し給ふ、新帝先づ晝御座に出御し、攝關之に候す、劔璽役人左衞門陣より入り、中門を經て、南殿の南階を登りて晝御座に參りて、劔璽を內侍に授けて退く、是より先、內侍二人晝御座に出で御帳の左右緣にありて劔璽を受取りて、夜御殿に置く、此間藏部寮女官に細太刀、內印、劔璽は納鈴印櫃、中務丞は龍を

置く、次に攝政職人を召して昇殿の人々、藏人頭以下所衆瀧口等勅授帶劔、禁色牛車の事等を仰せらるゝ等の儀式あり、式了て入御、式日後數日にして開關解陣あり、而して嘉承二年堀河天皇崩御の時、祖帝白河上皇の命を以て踐祚儀ありしは、異例にして、久壽二年後白河天皇、壽永二年後鳥羽天皇の踐祚亦之に同じ、後鳥羽天皇は劔璽なくして、踐祚ありしも特例にして、後ち元弘の光嚴、建武の光明天皇ほ後鳥羽天皇の例によりて踐祚あり、承久三年後堀河天皇は關東の奏によりて踐祚の儀を行ひ、觀應三年後光嚴天皇は節會劔璽なく上皇の命もなく踐祚の儀を行ひしは最も新例とす**起原沿革**　踐祚に二種あり、一は先帝の崩後を承け、一は前帝の禮讓を受け給ふ事これなり、然して古代は、踐祚と卽位とは同一にして其別なかりしが、後世踐祚の後ち、更に卽位式を行ふことゝなりてより、其性質又從て差異を生ずるに至れり、卽ち踐祚は、天皇の位に備はり給ふを稱し、卽位とは、踐祚したる事を天下萬民に告知するを稱するなり、蓋し踐祚の後ち、更に卽位の禮を行はれしは桓武天皇、淳和天皇等なれども、未だ踐祚卽位の名稱を以て、之を別ちしにあらず、その事あるは後世の事にて、醍醐、朱雀、村上の三天皇は、受禪の後に前帝を尊びて太上天皇となし、朱雀天皇は、先帝の崩後、卽位の前に、皇太子及び皇后を册立し給へり、以て既に帝位を踐み給へる事を知るべし、踐祚、卽位の分れしこと、蓋し此の時代なるべし、且つ上古は、受禪の踐祚は、其日直ちにこれを行ひ、崩後を承くる踐祚は、時日を經てこれを行ふを常例とせり然れども其年月の長短は、種々にして必ずしも一樣ならず、而して皇太子が、先帝の崩後を承け、又は前帝の禪讓を受けて踐祚し給へるは、古今の恒典なれども、時によりて必ずしも然らず、或は皇太子たらずして踐祚し、或は親王たりしのみにて踐祚し、或は皇太子たらず、親王たらずして、踐祚し給へるもあり、執れも異例なりとす、凡そ幼帝踐祚し給へば、必ず攝政を置く、清和、朱雀、一條、鳥羽、崇德、近衛、六條、安德、後小松、桃園等の天皇皆然らざるはなし、明治に及びても、皇室典範の中にこれを規定せり、女帝の踐祚に至りては、或は置き或は置かず、女帝の中、推古、皇極、持統等の天皇は、先帝の皇后にして踐祚し、元明天皇は皇太子の妃にして踐祚し、元正、孝讓、明正、後櫻町等の天皇は、何れも皇女にて踐祚し給へり、而して此等の女帝中、皇極天皇及び孝讓天皇が、讓位の後更に重祚し給ひし事は、異例の最甚しきものとす、而して重祚は歷朝の中、此二女帝に限れり、なほ卽位（ソクキ）の條を合せ見るべし（四宮記、古事類苑帝王部、皇室典範）

センリウエキ　千宗易　**名號**　幼字與四郎、**事蹟**　堺の人、十七歳にして利休または抛筌齋と號す**事蹟**　茶道を學び、臺子傳授を紹鷗に受け、最其技に長じ、はじめ織田信長に仕へ、後ち豐臣秀吉に仕へて、頗る眷遇せらる、天正十六年秀吉、大德寺の僧古溪に命じ、宗易に利休居士の號を授けしむ、此年十月秀吉北野に遊びて茗醾を張るや、宗易其宗匠たるの故を以て世の敬重する所となる、また茶器の新舊可否の如き、宗易の鑒定によりて、其價を定めしがゆゑ、宗易私饌の意を害へ、謝金の多少によりてこれを決し、大に富賈を得たりといへり、尋で古溪と脊議し、大德寺の山門を造立し、事畢るの後ち、八德投方頭巾を著し、靴襪を履ちて牀に倚るの自像を彫刻し、閣上に安ず、既にして秀吉の寵やゝ衰へ讒また其間に入り、加ふるに木像安置の事、深く秀吉の怒を買ひたるのみならず、賄賂によりて器具の鑒定を左右する姦曲露顯せるを以て、十九年二月廿八日、秀吉は其不遜及び姦利の罪を責めて死を家に賜ふ、宗易命を拜し、花を活け茶を點じ、更に絕命の偈を賦し割腹して死す、年七十一、秀吉命じて、其首を一條戻橋に梟す（野史）

センダイジヤウ　仙臺城　**所在**　陸前國宮城郡仙臺市の西端廣瀨川の西**起原沿革**　往昔千葉介平常胤の五男五郎胤道、宮城郡國分莊を領し、此城を築き居る、**青葉城**と稱す、因て國分を姓とす、子孫相續して能登守盛氏に至り、嗣なかりしかば、伊達晴宗の五男彦九郎盛重を養ひて嗣となす、故あり羽後秋田に奔る、慶長五年伊達政宗更に之を修築し、はじめて府城と爲す、而して古來城邊に千體の佛ありしを以て千體城と號し、復千代に改めしが、並に至り三度改めて仙臺といふ、寬永十五年二ノ丸を營む、爾來子孫世襲して明治維新に至り、今第二師團の兵營となる、或は云ふ繼體天皇の時、始めて此城を置き、千代と號し、用明天皇の御宇、千體の佛を安置し千體と改め、後ち島津陸奥守之に居り、島津西移の後、結城七郎政光之に居し、永祿中能登守宗政之に居ると、蓋し信を置き難し（觀迹聞老誌、封內風土記、明治政覽）（城築青）

センダイツウハウ　仙臺通寶　**名義**　江戸時代に行はれたる錢貨の一種、陸奥國仙臺にて通用の寶貨なるを以て此名なり**性質**　鐵にて作る、形ち撫角なり、重さ詳かならず**起原沿革**　天明四年十一月、江戸幕府より特許を得て、五箇年間石卷に於て鑄造し、仙臺領內にのみ之を通用せしむ、金一分に錢二貫七八百文に當つといふ（天明集成、大日本貨幣

史）

センタウ　専當　専ら其務を擔當するものを云ふ、莊園、神社寺院等に之を置く、長和四年十一月十六日の國符に、專當安曇安信と見えたり、社僧は中綱にして妻帶を許され錫杖をつき、常に黑衣狩袴小袈裟等を著したり（朝野群載、伊呂波字類抄、雞驢嘶餘、寺官抄）

センタウ　錢湯　名義湯屋をいふ、錢を取りて人々に浴湯せしむるを以てかく名づく、又風呂ともいふ　起原天正十九年江戸城外錢瓶橋の邊にて、伊勢與市と云者始めて之を開業し、永樂錢一文にて入れたるに、人々珍らしく思ひて入りたりといふ（骨董集、倭訓栞）

ゼンダウジ　善導寺　所在筑後國御井郡（今三井郡）善導寺村大字飯田○井上山光明院と號す　宗旨淨土宗鎭西派本山○本尊阿彌陀佛　起原沿革源空の弟子聖光房辨長、建暦六年（一說承元二年）博多に往き、宋より傳來したる善導大師の靈像を感得し、山本鄕草野庄に一道場を開き、靈像を安置して善導寺と號し、後ち改めて光明寺と號す、卽ち此寺なり、然るに善導大師の靈像を以て開えたれば、里人善導寺と呼び、遂に再び其號を用ふるに至れり、中古大に衰微したりしが、文明中廣譽中興して、鎭西派（聖光房の流）の本山となり、西國淨土宗の寺を統轄したり、草野永平弟永信、水田五十町を寄附したるも、數々戰亂を經て領地を失ひ、僅に百石を存したりしが、元和元年田中吉政四百石を加附し、合せて五百石を有し、本堂釋迦堂御影堂（善導源空辨長を安置す）等あり、文政の頃塔頭十五坊、末寺筑後に四十八寺、筑前に五寺、肥前に十二寺、肥後に五十寺、豐前に一寺、豐後に二寺、伊勢に一寺、武藏に一寺ありたり、

今猶寺域一萬八百餘坪にして、本堂、釋迦堂、三祖堂、經藏、開山廟、觀音堂、鐘樓、山門、庫裡等、及び支坊八ありて隆盛を極むと云ふ○毎年舊暦二月廿七日より三日間開山忌大法會、三月十二日より三日間善導忌大法會、十月廿三日より三日間御忌大法會を執行し、賽人頗る多しと云ふ（圓光大師畫傳異蹟、筑後志、名勝地誌）

センダヅミノザ　鎌倉に於て、薪材を積み蓄へて賣る所ないふ、鎌倉七座（カマクラノシチザ）を見よ、

センダマキ　千手卷　重藤弓の下地を、籐にて巻きたるものを云ふ、貞丈雜記に「下地麻糸を漆を少しつけ、巻目二分しげく巻き、又一分おきて又二分巻く、如此段々まき終へて上をせしめ、うるしにてぬるなり、扨籐をだん〳〵此の巻目の上に巻きて、總上をろういろにぬるなり、上下矢すり籐三所に白籐をつかふなり、せんだ巻の弓と云ふは千巻なり、下地にうるしを付けて麻糸にて巻目を五分しげく巻き、だん〳〵如此麻糸にて巻きて又五分巻き、だん〳〵如此麻糸にて巻きて又五分置きて又五分巻き、だん〳〵如此麻糸にて巻きてせしめ、うるしにて塗りこめて上をろう色にぬるなり、扨上下矢摺籐三所白籐をつかふ、總體は籐を巻かず、是れをせんだ巻の弓と云ふなり」と見えたり、

センダンノイタ　楝檀板　鎧の名所、ヨロヒ」を見よ、

センダンマキノユミ　千段巻弓　重藤弓の本筈うら筈の下に、籐を以て十文字に巻きたるをいふ、貞丈雜記に「せんだん巻は十文字に籐をまくなり、千の數は十を重ねく〳〵て千に成る也、十文字を重ねく〳〵まく故、千段巻と云ふなり、楝檀巻と書きて、色々の說あれども、むづかしき說なり、古物に名を付くるにむづかしき義理はなき事なり、或說に、楝檀はふた葉よりかうばしと云ふ事あり、せんだん巻は二葉のひらきたる形なりと云ふ、又うらはすと木はすと二所にあるゆゑ、二葉になぞらへて楝檀巻と云ふといへり、是一この說用ふるにたらず」と見えたり、千手巻（センダマキ）參看、

センダツミノザ　千朶積座　鎌倉時代、

センダンマキノユミ　千段巻弓　重藤弓

センダンノイタ　楝檀板　鎧の名所、ヨロヒ」を見よ、

センヂウ　禪頭　首座（シュッソ）を見よ、

ゼンヂシキ　善智識　高德の僧をいふ、智識とは賢者の義なり、卽ち善にして且つ賢なる僧を意味す、後ち高德にして能く人を感化するものをいふこと、なりたり、觀無量壽經下品往生の條に「命欲レ終時、遇二善智識一爲讃二大乘十二部經首題名一以聞二（悪智識）如是諸經名一故、除二却極重惡業一」と見ゆ、善智識に對して惡智識あり、其意義は推して知るべし、而して今眞宗に於ては、信徒間に法主を指して善智識と稱す、

ゼンヂヤウ　禪定　佛教に於て、心を一所に留めて、散亂せしめざるを云ふ、禪は梵語、禪那の略、思惟修又は靜慮と譯す、眞理を思惟し、心を修治し、また八念慮を安靜にするの義、定は三昧の譯なり、法華經に「深修二禪定一得二五神通一」と見え、金剛經註に「能所不レ生、是名二禪定一禪定卽是清淨心也」と見ゆ、蓋し禪定は、佛教三學（戒定慧）の一にして、佛道修行の眼目なり、故に佛道を修行することを禪定と稱することゝもなれり、寺門高僧傳養和二年正月十七日園城寺學頭言上書には、後白河法皇の事を禪定法皇と記し、尊卑禪定太閤（略して禪閤とも）及び某禪門などの語、群籍に散見する事、極めて多し、これみな佛道を修行せる法王、太閤等の意なり、

ゼンヂヤウジ　禪定寺　所在山城國綴喜

郡字治田原村字禪定寺○補陀落山と號す　宗旨真言宗大乘寺末○本尊十一面觀音、脇に文珠普賢を安ず　起原沿革永暦元年藤原忠實創建し、南都正法院平崇を開山とす、正暦二年堂宇を建つ、長元二年藤原賴通當寺を祕國道場と爲す、東大寺末となり、宗旨は華嚴天台を兼ねたり、其後星霜を經て荒廢中絕の後、延寶八年、月舟禪師幕府に請うて中興し、これより曹洞宗となる○寶物は田畠山林目錄（長保三年）山堺實檢言上狀（建久九年）平崇行業記（寬弘二年）造營日記帳（天福元年）等、古文書古記錄甚だ多し（平安通志、京華要志）

セントウ　仙洞　仙洞御所（セントウゴショ）を見よ、

センドウ　船頭　職掌武家の職名、水手の長を云ふ、水利を解するものを補す、世職にて子孫に傳へ、或は水手の內より撰び補す、水手は苗字なきも、船頭には之を許す　起原沿革古く平家物語今渡の條に、安元の頃ひ、鎭西より妙典と云ふ船頭を召しのぼせ云々と見えしを始めとす、南北朝以後室町時代諸大名の船頭を置くもの漸く多し、江戸時代は船手頭といへり、「フナテガシラ」參看（武家名目抄）

セントウゴショ　仙洞御所　名義上皇の御住所を云ふ、仙洞は上皇なり、上皇を仙人の住居に譬へてしか稱す、唐書明皇記に、天寶九載、上幸二華淸宮一、大白山人言、玄元皇帝降二于寶仙洞一」とあるより出でしなるべし、菅家文草嵯峨院賦に、老鶴從來仙洞駕、寒雲在昔妓樓衣と見えたり、又仙院とも、綠洞（ミドリノホラ）とも云ふ、又藐姑射山（ヤマ）と云ふ、莊子逍遙篇に、藐姑射之山有二神人一居焉、とあるより出でしなり　起原沿革帝都の定まらざりし以前は、御在位中の御所を以て仙洞とし給ひたるが如し、卽ち皇居と仙洞と同所（御殿を異にしたることあるべし）なりしなるべし、元明上皇が平城宮の中安殿に御せしが如し、平城上皇は平城宮を以て仙洞御所とし給へり、是れ仙洞御所を別に置きし始めなり、嵯峨天皇御在位中、後院冷泉院を造り、御讓位後、仙洞となし、後ち又嵯峨院を仙洞御所とし給へり、淳和天皇又淳和院を造りて仙洞御所となし給ふ、此後歷代の仙洞御所は冷泉院嵯峨院を用ひ、或は別に造營して御所とし給ひしなり、其數別表の如く多くなり、今の京都に在る仙洞御所は、上長町通より南は下立賣通に至り、東は寺町通より柳馬場に至る、卽ち御苑の東に在り、大內裏の時、桃花第四坊に屬し、藤原氏の土御門殿京極殿の地に係る、御所は寬政內裏記に據れば、宮殿は仙洞の西南部に在り、南面に正門あり、其內御車寄あり、公卿間、諸大夫間、殿上間、御休息所、攝政候所等其內に連なり、其より長廊ありて東方の南殿に至る、又長廊を經て北に折れ東北に進み常御殿に至る、其北は遙に大宮御所に連なれり、小御所は常御殿の南の東に在り、其南に舞臺あり、其他諸舍雜字其內に充つ、初め、天正中、豐臣秀吉、正親町天皇の爲に仙洞を營まんとせしが、未だ幾干ならず、天皇崩御に際し其工事を果さず、慶長中德川家康、後陽成天皇の爲めに仙洞を今の舊女院御所の地（皇居の北に一區劃を爲す）に營む、寬永五年、櫻町に於て後水尾天皇の爲めに仙洞を營む、櫻町殿と稱す、承應二年六月皇居災し、後光明天皇此院に幸す、延寶元年五月災す、同三年再築す、延寶八年法皇崩御、其後暫く東山天皇東宮となりしが、貞享元年四月火災に罹り、更にまた造營す、寶永五年燒失、後更に造營、享保十七年八月、靈元法皇崩御後、空院となること四年、同二十年中御門天皇譲位此に遷御し、僅に三年にして崩ず、延享四年五月櫻町天皇此に行幸、卽日讓位、此を仙洞とせらる、未だ幾年ならず上皇崩御、空院となること數年、明和八年後櫻町天皇譲位あらんとするを以て、幕府更に諸大名に課して、大に修理を加へ、造營既に成る、天明八年災す、寬政の年新に造營す、文化十四年、光格天皇譲位の後此に遷御あり、此時又大に修理す、天保十一年上皇崩御の後、久しく空院となり、安政元年四月三回の炎上あり、隨て燒くれば隨て作り最後の回祿に至り、當時上皇の在まさゞりしかば、幕府は單に其外垣のみを修理して、宮殿造營の事なく、以後宮殿の遺跡は荒廢に歸せしが、明治維新後大に修理を加へ、其保存を厚くせらる○林泉は皇居の東南隅に當り、茂林修竹鬱然として京都の望みを爲す、德川氏後水尾上皇の爲めに特に意を用ひて作りたるものにして、東に深林を負ひ、西に向ひ舊常御殿より正面に望むべく築かる、東四凡一町、南北三町許、中に大池を穿ち、加茂川の水を引き、懸けて飛泉となし池に入る、怪岩奇石、龍蟠虎踞、前に畤ち後に伏し、茂樹密林と雄奇を相爭ふなど、殆ど深山大澤に入るの概あり、今西部より順次之を細記すべし、舊常御殿東芝の御茶屋趾の洞門より東に出で、池に沿ひ左折すれば、長橋あり、舊は八ツ橋の構造なりしといふ、左右欄干あり、藤架之を覆ふ、橋を過ぎて中島二あり、霞島及び蓬萊島と名づく、左に瀧殿の遺趾あり、東北に池を隔てて瀑布を望む、島の中央に大理石の燈籠あり、島中四望、風景最も佳なり、舊小亭あり、御腰掛といふ、今は無し、進みて東し、舊鑑水御茶亭の遺趾に至る、左右深潭に望み、碧水鑑みるべし、故に此名あり、東方に御舟附あり、これより東北一路、石徑崎嶇とし

て老根盤錯す、阜を越え溪に下り、一大石橋を渡り、水に沿ひ北すれば、巨石纍々として水邊に駢列し、飛泉上に懸り、また小阜に上り、瀑布の上流を渡り西北に向へば、忽ち斷崖數丈西方の山と對峙す、中に一橋を架す、橋高く水遠し、橋を過ぐれば左に藤架の橋を望み、右は池面再び開けて別に一潭を成す、傍ら楓樹多し、紅葉山といふ、また北に進み、蘇鐵山に入る、蘇鐵叢生す、傍ら櫻花棣棠交錯せり、茶亭あり、又新亭といふ、衡門茅檐、榮構極めて幽雅なり、此地はもと修學院の止々齋を移したりしが、頽廢して近年此亭を立てしと云ふ、更に池に沿ひ東すれば、楊柳影暗くして、下に石橋を架す、橋を過ぐれば北別に一潭あり、奇岩巨石四周に礧砢たり、阿古瀨淵といふ、蓋し此地の古稱なり、近時紀貫之古跡碑を立つ、碑北に小渠を開き、水を通して池に入る、渠を渡れば小阜あり、壽山といふ、鎭守の小祠西に向ふ、祠の南稻田あり、昔時御料の民を召し耕作せしめ、稼穡の艱難を覽そなはせ給ひしといふ、これより南水に沿ひ、阜に躋り行くこと數百歩、鑑水亭の舊趾に出で、左山に傍うて登り、數百歩にして悠然臺の趾あり、西下して南水邊に出づれば、醒花亭に至る、茶亭あり、結構淡雅、樹竹清楚、亭上より北望すれば、林泉の形勝みな眸中に收まり、橋を隔てて飛瀑を觀る、風景甚だ佳なり、更に北に進めば、水邊に小圓石を敷き、團々として碁石を置くが如し、上に櫻花を駢べ植う、左は卽ち舊常御殿のありし遺趾にして、今は一面の空地となれり、以上は林泉の大形にして、總地積二千八百餘坪あり、希有の大林泉にして、樹石皆古く、潭水深碧にして、沈鬱老蒼の中に瑰奇雄大の氣象を帶ぶ、實に天下の名園なり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

宮名	所在	上皇
冷泉院(冷泉院弘仁亭)	大炊御門南、堀川西、	嵯峨、陽成、冷泉、後冷泉
朱雀院(四條後院)	右京朱雀西、三條南(今葛野郡)	嵯峨、清和、宇多、朱雀
淳和院(西院)	四條北西、大宮東(今葛野郡)	淳和
亭子院(東七條院)	七條坊門南北、西洞院西、	宇多
白河泉殿	聖護院町路北、	白河
白河殿	岡崎町、二條通北、	白河
冷泉萬里小路殿	冷泉北、萬里小路西、大炊御門南、	白河
鳥羽殿(城南離宮)	紀伊郡竹田村下鳥羽村、	白河、鳥羽
六條院	六條北、高倉東、樋口南、	白河
東三條院(三條烏丸殿)	三條北、東洞院室町、	白河
八條殿(八條烏丸第)	八條坊門南、烏丸西	後白河
西三條院	三條北、東洞院室町	後白河、後鳥羽
法住寺離宮	三十三間堂東、	後白河
六條殿	六條北、西洞院西、洞院西、	後白河
大炊御門京極	大炊御門北、京極西、富小路、	後鳥羽
二條殿	西二條、	後鳥羽
持明院殿		後高倉、後嵯峨後深草光嚴
冨小路殿(冷泉富小路、常盤井殿)	二條北、冨小路東、冷泉南、	後堀河
小二條殿(茶蘼殿)(ヤマブキ)	二條北、東洞院東、	後深草
常盤井殿	大炊御門富小路北、	後宇多
小倉殿	葛野郡嵯峨村	後龜山
柳原仙洞	柳原町字御所內、	後光嚴
土御門伏見殿	今の御所南境、	後花園の御父
仙洞下御所	御所東南、	後水尾、靈元、中御門、後櫻町、光格、

セントウゴレウ 仙洞御料 皇室御領(クワウシツゴリヤウ)を見よ、

セントウヅキ 仙洞附 江戸幕府の職名、上皇のおはしまし、時にこの役を置く、二人あり、役祿千俵、持高三千石以上にして、此職に補する者は役祿を減じて五百俵とす、職掌其他總て禁裏附に同じ、「キンリヅキ」を見よ、

センドハラヒ 千度祓 祓の一種、中臣祓詞を神前にて千度讀むをいふ、數度祓は陰陽師輩が僧侶の佛前にて、誦經するに倣ひて始めたるものなりと云ふ、山槐記に「治承二年六月廿六日己丑、中宮(高倉后德子)有㆓千度御祓㆒云々、又閏六月廿三日乙卯、中宮有㆓千度御祓㆒云々、是御座淨許也」とあるを始めとす、百練抄に「建永元年十一月二日、今日於㆓院御所㆒有㆓千度御祓㆒、依㆓上皇(後鳥羽)御目不豫㆒也」と見え、吾妻鏡に、承久三年十二月三日壬午、讃岐中將室右京兆女懷孕之間、於㆓大倉亭廊㆒行㆓千度祓㆒」と見え、同書文永二年七月廿八日の條にも「御產御祓被㆑行㆓千度祓㆒云々」と見えたり、

センドマウデ 千度詣 千度神社に參詣して、祈願するをいふ、吾妻鏡に、建久五年三月五日丙寅、爲㆓三島社千度詣㆒、被㆑差㆓進女房上野局㆒、殊御願也云々」と見え又寬元二年正月廿三日の條に、「三島御捧幣將軍家(藤原賴經)並供奉人々有㆓千度詣㆒」と見えたり、

センナングン 泉南郡 「イヅミミナミノコホリ」を見よ、

センニチマウデ 千日詣 千日神社に參詣して祈禱するをいふ、賀茂皇太神宮記に、ことさら此皇太神は敷島の道にたづさはる人は、この御社に祈

なかけ、誓をのこし給ふる人多かりけるとなむ、中にも俊成卿は和歌の道に叶ひ、子孫も永く守らせ給へと祈りをなし、當社を崇敬し千日のあゆみをはこびけり」とあり、

センニンガシラ 千人頭 江戸幕府の職名、八王子千人同心の組を率ゐる頭をいふ、「ハチワウジセンニンドウシン」を見よ、

センニンギリ 千人斬 或る所願の爲め、途上に於て千人を斬殺するをいふ、但し千の數は多數を意味するにて、必ず正確を指示するにあらざるが如し、秋夜長物語山門三井寺合戰の條に「千人斬のあらさぬき、かなまたの惡太夫、八方やぶりのむさし房」とあれば古き事なるべし、又謠百番にも千人伐あり、詞に「あふくま川の源左衞門殿と申人、行衞も知らぬ人に父をうたせ、其無念さに千人ぎりをさせられ候云々」など見えたり、

センニンモン 宣仁門 大內裡內廓の門、一に仙仁に作る、又陣戶と云ふ、左青瑣門の南、宜陽殿の北に在りて、西面の門とす、卽ち紫宸殿北廂の東階より內衞門を經て、宜陽殿の北方へ出づる口に在り、延喜左近衞府式に、凡參議以上、聽㆑陪㆓陣邊㆒、出㆔入自㆓宣仁門㆒㆒」と見えたり(拾芥抄、大內裡圖考證)

センニンモン井ン 宣仁門院 **名號** 藤原彥子、法名清淨阿 **系統** 九條敎實の一女、母は太政大臣西園寺公經の女 **中宮** 四條天皇の女御、仁治二年十二月一日從三位に敍せられ、十七日女御となり、同三年十二月十七日准三宮、寬元元年二月廿三日院號あり、四年十月二日出家、弘長二年正月五日薨ず、御年三十六(女院小傳)

センノリキウ 千利休 千宗易(センソウエキ)を見よ、

センプ 籤符 王朝時代國司任官の時、授くる所の符をいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日太政官符に、諸祿並依㆑日給、京官據㆓詔書出日㆒、外官據㆓籤符到日㆒給、云々」とあり、

ゼンプギヤウ 膳奉行 **職掌** 江戸幕府の職名、將軍に供する飲饌を掌る、始め鬼取役と稱す、これ膳部の試をなす故なり、四人あり、職祿二百俵、支配向に、御膳所臺所頭四人、御膳所組頭四人、(職祿百俵、四人扶持、金二十兩を給す)、御膳所小間遣頭六人、(三十俵高二人扶持、役料三人扶持を給す)御臺所番、(高二十俵役料二人扶持) あり **起原沿革** 室町時代には將軍の御膳を調備する司を供御方と稱し、大名には膳方或は膳部方と稱せしが、後には將軍屢々他家へ赴き、其時家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の唱のまゝ御膳奉行と呼びしが、江戶幕府に至て此名目を襲用せしなるべし、御膳奉行の初見は、滿濟准后日記正長二年九月十九日の條に見え、江戶幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元祿の頃八人あり、後に四人となり、文久元年之を廢し、職務を小納戶に併す(武家名目抄、德川禁令考、官制沿革略史)

ゼンホウジ 善峰寺 **所在** 山城國乙訓郡大原野村大字小鹽 **宗名本尊** 天台宗○本尊十一面千手觀音立像丈八尺、(行圓の命によりて仁弘の作に係る) **起原沿革** 後一條天皇の御宇長元三年、僧源算の開基、西國三十三所の一なり、中世慈鎭和尙をはじめ、道覺(後鳥羽皇子)、慈道(龜山皇子)等の諸親王、及び道玄大僧正も住持たり、世に西山御所と稱し、堂舍佛閣最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院ありしが、文明中(一說應仁中)兵燹に罹り、過半燒亡せり、慶長年間、更に山林境內の地を賜ひ、元祿中將軍德川綱吉並に桂昌院(綱吉の母)造營の料を進め堂宇を再建したり、今往時の盛觀なしと雖も、尙ほ諸堂略ぼ備はれり○本堂、樓門の西に在り、本尊並に脇士二十八部衆を安置す○經堂、本堂の北に在り、八角造なり○多寶塔、經堂の東に在り、二重の塔にして大日如來の座像を安置す○開山堂、多寶塔の東北に在り、始祖の像を安置す、其傍に護摩堂鐘樓あり○阿彌陀堂、本堂の後に在り、慈覺大師作の阿彌陀の座像を安置す、其南に方丈庫裡あり○藥師堂、阿彌陀堂の北に在り、藥師の石像を安置す○釋迦堂、藥師堂の北に在り、釋迦の石像を安置す○樓門、本堂の前に在り、東面金剛力士像丈五尺許、運慶の作なりといふ○源算の墓、境內宇佛所墓に在り○西山御所趾、本堂の西北に在り、御所屋敷跡といふ○覺快道覺慈道尊圓尊道の五法親王の墳墓、宇佛所墓に在り○什寶に、千手觀音(傳弘法大師作)、十一面觀音、阿彌陀、藥師如來、釋迦等の像及び善峯寺緣起あり(山城名勝志、京都名所記)

センボフ 懺法 法華經を讀誦して罪障を懺悔するの法、後世懺法講の起るに及びて、また其略稱として用ひたり、蓋し法華經を誦讀して六根の罪惡を懺悔したるもの、やがて懺法の起原と爲す、古くは一般の男女、悔過の爲めに之を讀みたれども、天台宗の傳はりしより以來、其宗門に限りて爲すこととなれり、而して天台宗にて之を行ふことは、天長六年に慈覺大師が叡山杉洞中にて爲したるをはじめとす、叡岳要記に「天長六年慈覺大師御年三十六、於㆓首楞嚴院椙穴中㆒、締㆓草庵㆒、殖皮麁庭三ヶ年、晝夜三時、讀㆓天台法華懺法㆒、忽好㆓座禪練行四種三昧㆒」と見えたり、按ずるに懺法は、懺悔の法なりと雖も、只懺悔の意志にて法華經を讀誦するに止り、特種の儀式

はなかりしものゝ如く、下りて朝廷に於て懺悔法の講會を催さるゝに及びて、漸く莊嚴の典儀を備ふるに至る、之を懺法講といひ、略してまた單に懺法とも稱したり、懺法講は勅會なり、後白河天皇の保元中、仁壽殿に於て修したるを以て權輿とし、次に後二條天皇の嘉元中に、仙洞に於て、法華懺法講を修し、次に後醍醐天皇の建武中、春秋二季彼岸に懺法講を修したることあれど、正しく朝廷嚴儀の佛事となりたるは、北朝後光嚴天皇應安元年正月（南朝正平二十三年）禁裏議定所に於て、懺法講會ありしを起原と爲すべし、故に花山院忠定の著はせる花幕記に「應安元年三月奉ヨ爲光嚴院三十三年御佛事ニ被レ行ニ御懺法ニ是嚴儀始也」と見えたり、蓋し懺法講は、天皇が在天の列聖、皇后、皇太后等を祭らせ給ふ佛事にして、中古以來朝廷の重典たり、其儀は、歷朝勅宣の出づる所にして、時々輕重具略ありと雖も、法式の嚴重なる實に他に比類なし、而して先帝國忌は、勅宣に依りて、七日、五日、三日の長短あり、國母聖忌も亦日數同じからざれども、三日を以て常規とす、其道場は、紫宸殿、清涼殿、仙洞御所、其他門跡寺院に就て修するあるも、近古以來は、概ね禁裏清涼殿を以て道場と爲し、乃ち宮殿の中央に釋迦、文殊、普賢の三聖を奉安して壇を飾り、香華燈燭等の供具を獻じ、鐘鼓樂器を並列し、以て法會を嚴飾す、萬乘の至尊、導師衆僧と共に行道周匝して、散華燒香の事あり、而して參勤の導師調聲は、大抵法親王（三千院、曼殊院、輪王寺、妙法院、青蓮院、毘沙門堂なれども、時宜により山門、奥山の僧正以上、御名代を勤むる事之あり、衆僧も兩山より出で、別勅を奉じて參勤す、一度懺法講に列する者は、超えて大僧都に昇進の綸旨を賜ふがゆゑに、終身僧中の榮と爲したり（皇朝天台

（懺法講）

史略）

センマン　千幡　源實朝（ミナモトノサネトモ）を見よ、

センミヤウ　宣命　名義　公文書の一、邦語を以て天皇の言を宣布するものを云ふ、之を「ミコトノリ」と稱し、神事に係るを「ノリコト」と稱す、共に天皇の大命を宣ぶるの義、宣は宣讀、命は綸言なり、支那にて秦以前天子の言を命と云へり、初めは其人にかけて、告げ聞かすることを言ひしが、後に其本書を指して宣命と云ふ、又西宮記には、詔書の宣讀すべきものを宣命と云へり、儀式には宣命は多く文武天皇元年八月即位の時の宣命（續日本紀）

現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食止詔、高天原坐皇祖御世中今至皇孫乃尊天皇御子之阿禮坐大八島國將知次止天都神乃御子隨母依奉之隨聞看來此天津日嗣高御座之業止現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜レ地厚載乃如久安久平久所思行佐久止詔天皇大命乎諸聞食止詔、是以百官人等四方食國乎治奉止任賜幣詔國宰等至麻弖爾天皇朝廷數賜行賜勅旨國法乎過犯事無久明支淨支直支誠之心以而御稱稱而緩怠事無久務結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔、故爾如此之狀乎聞食悟而歎將仕奉人者其仕奉禮良止狀隨品々讀賜上賜治將賜物曰止詔天皇大命乎諸聞食止詔、

鳥羽天皇天仁元年三月立后の宣命（朝野群載）

維嘉承三年歲次戊子三月辛亥朔廿三日癸酉仁掛畏支某大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜久止申久去年十二月一日爾天皇朕レ位賜ヒ爾依天如レ所レ生仁尊崇天皇后乃位爾立定給倍志古止有利、因レ茲天、吉日良辰遴擇定天官位姓名奏差レ使天禮代乃御幣遣奉レ出給布掛畏支太神此狀遠平久安久聞食天内職遠全久治給天坤育之仁與レ地厚載久久陰教之德與二後星一鎭明爾之常磐堅盤爾護幸給天下海内遠毛無爲有載爾守恤給止恐美恐美毛申賜久止申

作者大内記藤原敦光

起原沿革　上代は總て儀式を整へ、言詞を以て宣布せしが、漢文の詔勅の制定まりし後は、即位、改元、立后、立坊等の儀式に行はれ、詔勅と並び行はる、宣命の見えたるは、續紀文武天皇元年八月庚辰にあるを初めとす、書式の條にあるもの是なり、奈良朝の末より漢文の影響を受け、平安朝の初めより、宣命の用漸く一變し、神社山陵の告文等にのみ用ふることゝなれり、然れども即位大嘗會の大儀に宣命大夫の宣制の儀ありて、古禮の存せるなり、宣制の儀貞觀儀式に委しく見えたり、この朝儀の宣命と、神社山陵の告文とは江戸時代まで行はれしが、維新の後告文のみ宣命と稱するは、古義にあらずとし、宣命の稱を廢し、天皇親祭し給ふは告文と稱し、勅使の奏するを祭文と改めたり、時に明治六年四月三日なり（令義解、北山抄、禁祕抄、圖書寮記錄、黒板博士說）

センミヤウノツカヒ　宣命使　宣命を讀み上ぐる使を云ふ、「センミヤウ」を見よ、

センミヤウノヘン　宣明版　宣命使の著座して宣命を讀む場所を云ふ、版は木を以て造りたるものなり（令義解、建武年中行事註解）

センミヤウレキ　宣明曆　曆の一種、清和天皇貞觀三年六月、五紀曆を廢して之を用ふ、「コヨミ」參看、

センヤウモン　宣陽門　名義　大内裡內廓門の一、東陣、東閤門、左兵衞陣、宮東面中門とも謂ふ　所在　內裡の東面、正中門にて、外建春門と相對し、溫明殿の戶口より去ること二尺の所に在り　構造　大さ三間一戶にて、檜皮屋に圓柱なり、西面に庇及び日隱あり、壇は榑石を以て圍み、東西に石階あり、各一級、東面に溝あり、榑石を以てたゝむ、門外の左右に仗舍あり、門內に、左兵衞督の宿所（北方）及び左大將直盧（南方）あり、又北十四間に嘉陽、南十四間に延政の二門あり（大內裡圖考證）

センヤウモン井ン　宣陽門院　名號　觀子內親王、法名圓智　系統　後白河天皇の第六皇女、母は從二位高階榮子、（丹後局と稱す、）相模守平業房の妻なり　事蹟　養和元年十月五日生れ、文治三年八月三日著袴、同五年十二月內親王となり、同日准三宮となり、建久二年六月院號宣下あり、明年三月後白河法皇崩御前に六條長講堂並に長講堂領を讓與ぜらる、是れ母丹後局、後白河法皇の寵ありしを以て、諸皇子女に勝れて多くの所領を得給ひしなり、故を以て當時最も勢力ありて、源通親もそれが別當たりき、元久二年三月落飾、建長四年所領を院司に讓り、尋で六月崩ず、年七十二、其所領は院司より後深草天皇に傳はり、兩統佚立に關係し、我邦史上の一大事件となるに至れり、「チヤウカウダウリヤウ」參看

センユ　全輸　云ふ、課戶（クワコ）を見よ、

センユウジ　泉涌寺　下京區今熊野町○もと法輪寺、仙遊寺とも號す　宗旨　眞言宗、大本寺○本尊彌勒釋迦阿彌陀の三體　起原沿革　開山は弘法大師にして初法輪寺と號す、文德天皇の齊衡二年、藤原緒嗣神修上人のために、修理を加へ仙遊寺と改む、爾後廢頽せしが、順德天皇の建保六年、俊芿律師、之を再興し、伽藍成るに及び、堂傍清泉涌出する故を以て、改めて泉涌寺と號す、此時より眞言天台禪律四宗兼學の道場となる、貞應三年官符を賜はり勅願寺となる、始め四條天皇を此寺域に葬り奉りしより、往々至尊の御葬所となり、戰國の衰世に及び、後土御門天皇以後遂に歷代の陵寢となり、泉涌寺陵と稱して今に及べり○佛殿、西面二重瓦屋、中央に彌勒、右に釋迦、左に阿彌陀を安置し、左脇壇に梵天王、帝釋天、掌藏判官、感應使者、右脇壇に開山俊芿、及び支那の元照、道宣の像を安置す○開山堂、舍利殿、佛殿の東に在り、亦西面、中央に舍利塔（佛牙舍利を納む）を安置す○開山堂、泉涌寺の額を掲ぐ、張卽之の筆なり○靈妙殿、開山堂の東、方丈檜內に在り、後白河法皇の寵ありしを以て、諸皇子女に勝れて多くの所領を得給ひしなり、故を以て當時最も勢力ありて、源通親もそれが別當たりき、元久二年三月落飾、建長四年所領を院司に讓り、尋で六月崩ず、年七十二、其所領は院司より後深草天皇に傳はり、兩統佚立に關係し、我邦史上の一大事件となるに至れり、「チヤウカウダウリヤウ」參看

センユウジジヤク　泉涌寺尺　尺の一種、古尺にて、泉涌寺に藏するを以て此名あり、曲尺の八寸二分に相當す、俊芿國師傳來の物と云ひ傳ふ、本朝度量權衡攷に「泉涌寺長典筆記には、周尺事當世流布に有三不同一佛所の用は、金尺の八寸なり、建仁寺の相傳は八寸二分に餘る、當時の相承は八寸一分半なりとあり、此筆記は、文龜永正の間のものなり、今彼寺の尺を摹したるを計れば、八寸二分なるに、長典は八寸一分半と云へり、其校せし長、半分の異あるは、其頃既に誂長の曲尺ありて計りしものならん、中根璋が律原發揮には、八寸二分有奇と云へば、余が得し摹尺の誂長したりしにはあらざるべし」と見えたり、

センユウジノミサザキ　泉涌寺陵　「センユウジ」を見よ、

センラウ　仙郎　五位藏人の唐名、仙は殿上の意、五位藏人は、頭に次で殿上の事を掌る故にかく名づく、白居易が詩に、仙郎靜戰三禁園間」と見えたり、「クラウドドコロ」參看、

ゼンリンジ　禪林寺　當麻寺（タイマデラ）を見よ、

ゼンリンジ　禪林寺　所在　山城國京都上京區南禪林寺町○來迎山と號す、世に永觀堂と稱す、初め無量壽院と號す　宗旨　淨土宗、西山派の本山○本尊阿彌陀の坐像、俗に見返りの本尊と云ふ　起原沿革　齊衡二年、弘法大師の弟子僧眞紹仁明天皇の聖恩に報ぜんがため、藤原關雄の山莊を改めて

一寺となす、是れ其始めなり、清和天皇貞觀五年九月六日勅して定額となし、禪林寺と號せしめ、且つ宸翰寺額を賜ふ、元慶元年十二月二十七日、太上皇の御願堂を建營し、寺地狹隘なるを以て、公田四町を施入せらる、爾來皇子皇孫碩德の高僧を住持たらしめ、眞言の宗風弘通すること數十世なり、承曆中三論宗の僧永觀入りて住持となり、東南院を建立し盛に三論並に淨土の念佛を弘通す、依て之を中興の祖と爲す、爾來永觀堂と呼ぶ、其後西山の證空の弟子淨音入りて住持となり、淨土教を弘通す、依て西山西谷派の本寺となる、嘉曆中殿堂荒廢せしが、僧覺源永觀の夢告により、漸次寺門を興復す、應永年間堂舍傾倒せしにより、通陽門院資を投じて修理したりしが、應仁の兵火に罹り、荒廢すること久しかりし、明應六年後土御門天皇勅して諸堂を建營せしめらる〇本堂、西向、正面に本尊阿彌陀佛、脇壇左に永觀自作の立像、空海の作と傳ふる地藏を安置し、右に淨土曼荼羅を安置す〇祖師堂、南向、善導、法然、善惠(證空)の像を安置す〇客殿、中央の佛間に釋迦を安置し、外廊楣間に土佐光信筆の三十六歌仙の圖あり〇傳法堂、客殿の東北に在り、中央に阿彌陀、左に不動を安置す〇經藏、方丈、庫裡、浴室、皆祖師堂の北にあり〇講堂、甘露殿と名づく、行場其前に在り〇清和天皇の塔(五輪塔婆)、後三條天皇塔(九重塔婆)、方丈の東南に在り、御荼毘の灰を收め奉りたるものと云ふ〇寶物は佛畫類最も多し、惠心筆といふ山越阿彌陀來迎圖、藥師、二十五菩薩、十界圖、唐子厚筆と云ふ赤衣釋迦、張思恭の筆と云ふ阿彌陀三尊、唐畫十大弟子等は優なるものなり、(山城名勝志、平安通志、京華要志)

ゼンリヨ 禪侶 諸大夫の子、及び北面等の侍の子にて、僧となりたる者を稱す、古は國名を付けしが、後世は公名許を付く(寺官抄)

センワカドコロ 撰和歌所 「ワカドコロ」を見よ、

セヤク井ン 施藥院 【名義】王朝時代諸國の藥種を納めて、窮乏の病人を養治する所をいふ、卽ち施療所也、施藥院司とも云ふ、後世には略して「ヤクヰンシ」とよむ事故實たり【所在】初め大和平城京にあり、後ち山城國左京の唐橋南室町の西【起原沿革】天平二年四月、光明皇后始めて之を設く、續紀同條に「始置二皇后宮職施藥院一、令下諸國以二職封並大臣家封戸庸物一充價、買中取草藥上、每年進レ之」と見えたり、初め皇后職並大臣家より費用を給せられたりしが、後には官の處分となれるなるべし、其後何時の頃よりか中絕したりしを、淳和天皇の天長二年十一月、施藥院使司、判官、主典、醫師各々一人を定置せられたり、蓋し此御宇に再興ありしものなるべし、然るに幾干もなくしてまた廢頽に歸し、尋でまた藤原氏私立の施藥院のありし事、續日本紀仁明天皇承和三年五月の條に「故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深二謙挹一、義貴二能施一、遂乃折二割食封千戸一、貯二收施藥、勸學兩院一、藤原氏諸親絕乏者、同氏子弟勸學之輩、量班二與之一」と見ゆ、これ冬嗣の建立に係れるものならんか、職原抄を按ずるに、施藥院使の條に「使二醫道四位以下一補レ之、爲二被道重職一也、判官、主典、件職往昔藤原長者宣也」とあり、藤原氏私設の病院も、後また其職員を官より命ぜらるゝに至れるを知るべし、但し當時施藥院其物の存在せるにはあらざるべく、只空名に留まれるに似たり、從うて藤原私設のものが、何時代まで連續したりしか、將た朝廷より職員を任命するに至れるは何時に係るかは詳かならず、爾來施藥院使に補せられしもの多しと雖も、是等はみな官に科するものなりき【職員】別當一人藤氏を以て之を長官に任ず、施藥院使、判官、主典、醫師等ありし事、右に擧げたるがごとし〇又興福寺内にも置きたり、天平寶字元年十二月勅して、普く疾病及び貧乏の徒を救養せんが爲めに、越前國墾田一百町を以て、永く山科寺(興福寺)施藥院に施入せしめたり(標註職原抄、大内裡圖考證、文藝類纂)

セラノコホリ 世羅郡 【所在】備後國【起原】天武天皇の時、備後國を建て、後ち十二郡を管す、蓋し世羅も亦其一郡なるべし【沿革】三代實錄世良に作り、延喜式以後世羅に作る、倭名抄に桑原(クハバラ)大田(オホタ)津口(ツグチ)鞆張(トモハリ)等の鄕あり、正保圖世良に作り、寬文中世羅に復す、寬知集以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

セワリグソク 脊割具足 具足の一種、脊の所に引合せて著る故に名づく、「グソク」參看、

そ

ソ 租 田地に課したる稅、田租(デンソ)、租稅(ソゼイ)を見よ、

ソ 蘇 (酥) 牛羊などの乳を煎煉して製したるもの、「ギウニウ」を見よ、

ソインカウ 蘇因高 小野妹子(ヲノノイモコ)を見よ、

ソウ 僧 家を捨てゝ佛門に入れる人の總稱、

又出家とも云ふ、梵語僧加耶の略、衆、或は和合、或は無諍と譯す、中阿含經に、有二若干姓異名異族一、剃二除鬚髮一、著二袈裟衣一、至信捨レ家從レ佛學レ道、是名レ衆」、五分律に「僧者從二四人一已上也」僧史略に、若單日僧則四人以上方得レ稱レ之、今謂二分稱一爲レ僧理亦無レ爽(タカフコト)云々、と見えて、もと四人以上を僧と云ひしが後には一人をも僧と云へり、猶委しく知らんとせば、翻譯名義集、枳橘易土集等を見るべし、我國にて始めて僧となりたるは德濟とす(釋氏要覽、禪林象器箋)

ソウ 宋 支那にて趙氏の建てたる國號、始祖を趙匡胤と云ふ、漢の京兆の尹、廣漢の後ちと稱す、五代後周に仕ふ、世宗の時、北漢契丹と連合して來寇す、周高平に戰て大に之を破る、匡胤宿衞の將として最も戰功あり、殿前都虞侯となる、是匡胤の名を知られし始めなり、尋で殿前撿點に進み、更に歸德の節度使となれり、時に五代八十餘年の紛亂に、上下亂を厭ひ、一英主の下に歸せんことを望めり、會契丹入寇したりしかば、匡胤命を受けて、兵を率ゐて陳橋驛(河南省開封府祥符縣)に至りし時、將士匡胤を擁立して主となす、世宗遂に位を匡胤に讓る、是を宋の太祖皇帝と云ふ、太祖、その弟太宗と共に次第に諸方割據の群雄を平定して、遂に全國を統一せり、太祖は亦唐宋以來地方藩閫宿將の勢強くして、人主を廢立するが如き驕暴に懲り、宰相趙普等と謀りて、兵馬の實を解き、節度使に代ふるに文官を以てし、中央集權の政を行ひ、從來の宿弊を一洗せり、その弟太宗に至り、天下一統の餘威に乘じて、交趾を征せしも利なく、交趾獨立せり、又北支那地を復せんとし、遼を征伐せしも利なし、其子眞宗の時に至りて歲幣を遼に與へて和約を結びたり、此の時に

當りて西藏族の別部族は支那の西北に據り、國を西夏と號し、連年宋の西邊を侵せり、眞宗の子仁宗に至り、歲幣銀絹茶等を入れて、和を結び少しく小康を得たり、神宗の時に至り、太宗以來外交に失敗し、財政大に困難を極め、國威の振はざるを慨き、鋭意國光を耀さんとし、王安石を擧用して新法を行へり、而して効果また擧らずして帝は死し、朝廷にては新舊二大朋黨の爭あり、政論を鬪はすこと三十餘年に及びたり、徽宗の時に至り、新法派の蔡京等政を擅にし、一族を顯要の地に居らしめ、且つ帝に勸めて奢修土木の功を起し、國費多大にして國運漸く衰頽の基を成せり、此の時遼大に衰へしも、新に金國滿洲に屈起して、遼を伐ち、宋の邊境を侵せり、徽宗依りて金と同盟し、遼を挾擊して之を亡ぼしたり、然るに此役宋は連戰敗れて、金のみ全勝せしを以て、割地に當りて歲幣を收めて、僅かに燕京の一部を得たるのみなりき、然るに金は勢を得て更に宋に寇し燕京を取り汴京を侵す、宋將怯怖防ぐ能はず欽宗の時に至り、割地贈幣して、一時和約を結びて、勤王の師を起して金に當りしも、連戰連敗して、金軍は遂に汴京を陷れ、徽宗欽宗太子親王諸皇族以下三千餘人を捕へて北歸せり、是に於て欽宗の弟康王構、應天府にありて、位に卽く、是を高宗高帝と云ふ、金の勢を恐れて、楊子江の南に幸し、都を臨安(浙江省杭州府)に遷せり、是を南宗と云ふ、此時に當りて金の南侵益々急なりしも、宋には張浚李綱岳飛胡銓等の忠勇義烈なる軍人、主戰論の學者ありて、敵愾心盛にして、屢々金の軍を敗り、恢復を謀るもの少からざりき、然るに高宗怯懦にして、媾和論者秦檜を信じ、宰相となし、當時最も武勇なる岳飛を殺して金と和し、臣の禮を取り、歲貢を贈り、等太后及び

徽宗の梓宮を迎ふるを得たり、是より檜政を專にし、權を恣にして主戰論者を貶竄し、張浚趙鼎の如きも遠貶せらるゝに至り、後ち主戰論を云ふものなく、金後に國勢衰へしを以て南北和して二十餘年邊境事なきを得たり、後金主亮都を北京に遷し、南侵を企て大軍を率ゐて宋を攻めしが利なし、軍中に弑せられ、其從弟世宗位に昇る、賢明にして武をすゝむ、且つ宋に人を遣はして再び和せしむ、宋は孝宗位に卽き、鋭意恢復を謀り、張浚李顯忠等をして金軍を攻めしも利なきを以て、金と和し、臣禮歲貢を改めて歲幣としたり、此の時に當りて、北方蒙古の鐵木眞興起して、其の勢旺盛を極め、遂に成吉思汗となり、蒙古諸部落を併せ、西夏を陷れ、金を侵す、金防ぐ能はず和を媾す、宋寧宗の時に至り、蒙古の大宗と同盟を結び、金の汴京を攻めて、之を陷る、後ち金は蒙古の爲に亡ぼされたり、宋の將趙范等金の亡びたるに乘じて、北方を恢復すべしとなし、汴京を取る、蒙古大に怒り盟約を破りたるを責め、兵を送りて邊境を侵すに至る、蒙古は太宗の後ち世祖國を大元と號し、歐亞を卷席せし餘威に乘じて宋を亡ぼさんとす、然るに宋は高宗の後漸次衰へ度宗皇帝位に卽き妄臣賈似道權を專らにし、諸將元に降るもの多く、國勢益々衰へたり、孝恭帝景炎元年元の大軍南下するや、張世傑文天祥等勤王の師を起して戰ひしも、連勝旺盛を極めたる元兵に抗するを得ず、臨安の都より益々南方に逃れ、終に崖山に遷りしが、元軍の攻擊益々急にして、文天祥は元に捕はれ、陸秀夫帝を負うて海に投じ、諸臣十萬餘人悉く海に投じて死し、世傑舟にのりて安南に逃れ、爲す所あらんとせしも、舟覆沒して死す、是に於て宋の遺族盡く滅て、海內皆元の版圖に歸せり、宋太祖より是に至る、

とす、後白河上皇聽かず、書及び染革三十張、沙金一百兩等を給うて之に報ず、爾來商賈の互に往來して貿易するもの多く、僧侶も亦此等商船により渡宋するもの多かりき、特に能忍の弟子及び榮西渡宋して禪宗を傳へたるは、最も顯著なる事歴とす、後宋國の衰頽するや、宋の僧侶我國に渡來するもの多く、道隆・祖元兀菴寧一山等、京都及び鎌倉に住して禪宗を弘布せしは最も注目すべき所なり（支那史、大日本史、外交志稿）

燕王德昭―寧王惟吉―盧陵侯守度―
太祖匡胤（第一代）―秦王德芳（二代）―英國公惟憲（二十四代）
太宗匡義（二代）―眞宗恒（三代）―仁宗禎（四代）
商恭靖王元汾―濮安懿王允讓―英宗曙（五代）
神宗頊（六代）―哲宗煦（七代）―欽宗桓（九代）
徽宗佶（八代）
新興侯從郁―華陰侯世將―東頭供奉令給―
秀安僖王子稱―孝宗昚（十一代）―光宗惇（十二代）
寧宗擴（十三代）
嘉國公世括―房國公令稼―脩武郎子爾―
贈大師益國公伯仲―贈大師益國公師雅―
榮王希瑗―理宗昀（十四代）
福王與芮―度宗禥（十五代）―端宗是（十七代）
恭宗緜（十六代）
祥興帝昺（十八代）

ソウ井　僧位　名義　朝廷より僧侶に賜はる位階を云ふ、法印大和尚位（略して單に法印とも云ふ、法印とは法印經の語にて、法華一乘の法を以て衆生を利する事、月光の江水に印する意なり、和尚は梵語（「ナシヤウ」を見よ）法眼和尚位（略して單に法眼と云ふ、問佛決疑經の語にて、如來相傳の正法眼を以て法位をつき、法の善惡を攝ぶ意なり）法橋上人位（略して法橋と云ふ、法橋は地藏十輪經の語に「法を求めんが爲め、橋梁となりて衆生を濟利せしむ」とあるより出づ）傳燈大法師位（傳燈とは禪林龜鏡に「法燈・展傳不絕」、「謂之法燈」とあるに出づ）傳燈法師位、傳燈滿位（滿位とは五夏滿の意にて、夏冬九十日間精舍に入て、禁足勤行すること五ヶ度に滿るものを云ふ）傳燈住位（住位は僧位に居る意）傳燈入位（入位は僧位の列に入る義）の八階あり、其中法印、法眼、法橋を僧綱の位と爲す　起原沿革　令制にて僧正を正五位に、大少僧都律師を從五位に准じたれども、僧位にはあらず、淳仁天皇の天平寶字四年七月、僧尼辨等上表して、四位十三階を制し、其十三階の中に就いて、三色師位、幷に大法師位は勅授位記式に、自餘の階は、奏授位記式に准ぜんことを請ふ、之を聽す、されど此時の勅答中に四級を分ち置かば恐くは勞煩を致さん、故に其修行位誦持位は唯一色を用ひ數名と爲さざれ、但師位の等級は奏狀の如くなるべしとあるによりて考ふれば、此時制定したる僧位は大法師位、三色師位、（此内の一は傳燈法師位ならんと村上博士いへり）及び修行位誦持位を一色として、全體を三級となし、更に之を十三階に分ちたるものなるべしと雖も、詳細なる位階の品目は、國史に闕けたれば詳かならず、尋で日本逸史延暦十七年九月の條に引用せる治部省解に「治部省解、僧位與二俗位一相當、僧綱牒、僧位有二五階一、入位、住位、滿位、法師位、大法師位、卽準之、又無位僧當二入位一、入位僧當二七位一、住位僧當二六位一、滿位僧當二五位一、法師位

僧當二四位一、大法師位僧當三位一」と見ゆ、僧位と俗位との相當は之にて明なり、猶この文によれば、天平寶字以後十三階のもの減じていつしか五階となりしを知るべし、清和天皇貞觀六年二月の詔に「國典所レ載、僧位之制、本有二三階一、滿位、法師位、大法師位是也、僧綱凡僧、同授二此階一、位號不レ分、尊卑無レ別、論二之物意一實不レ可レ然、仍彼三階之外、更制二法橋上人位一、法眼和上位、法印大和尚位等三階一、以爲二律師已上之位一、宜下法印大和尚位爲二僧正一、法眼和上位爲二僧都一、法橋上人位爲上律師階一」とありて、延暦以後更に入位住位二階を減じて三階となり、是に至り更に三階を增して六階となりしが如くなれども、延喜式によれば滿位以上は勅授にて以下は判授なれば、入位以上は省略して言はざりしものならん、諸宗儀範も此時八階と定めたりとなし、法印大和尚位（僧正階）法眼和尚位（僧都階）法橋上人位（律師階）傳燈大法師位（威儀師六人階）傳燈法師位（從儀師八人階）傳燈滿位（修行階）傳燈住位（准六位）傳燈入位（准七位）と云へり從ふべきに似たり、延喜式の制滿位以上を勅授、入位以上を僧綱の判授としたり（僧官雜例集によれば元慶八年九月詔して、法印は僧正位准從二位、法眼は僧都位准正三位、法橋は律師位准從三位、傳燈大法師位は威儀師位准正四位、傳燈法師位は從儀師位准從四位としたり）而して僧綱に賜ふ贈物の、俗位との相當は、寶龜の制と全く同じ、僧位の制全く此に至り、自來制度上沿革せることなしと雖も、武家時代以後、皇室の式微と共に、法橋、法眼、法印の三階のみ多く叙せられたり、而して鎌倉時代より江戸時代に係けてはまた此の僧綱に對せる三階の位を、佛工醫師連歌師繪師に授くるの風を生じたるは（江戸時代の初期には儒者にも授けたれど、幾千もなくして停めたり）方外の徒として取扱ひたるが爲なりき、明治六年正月、僧位を廢す、然れども一宗内においては私に之を設け、管長より授與すること人の知れるが如し、（眞宗には此ことなし）なほ僧綱（ソウカガウ）を參看せよ、又位階については僧官と俗官との相當を定められしは、光仁天皇寶龜四年十二月に、勝物は、僧正は從五位に准じて下賜せらるゝ事となり、また後宇多天皇弘安八年には僧位書札式を制し、僧正は參議に、法印法務僧都は四位殿上人に、法眼律師は五位殿上人に、凡僧は六位に、諸寺の三綱、石清水の社僧は地下四位諸大夫に、威儀師は五位下北面に、從儀師は六位に准じ、後醍醐天皇建武二年には、大僧正は正二位大納言、僧正は三位參議に准じたり（續紀、弘安禮節、元亨釋書、拾芥抄、釋家官班記、初例抄、諸宗儀範、大日本佛教史）

（一）僧位表

【天平寶字四年】

大法師位
三色師位（三色は何々たるか詳かならず本文參看）
修行位
誦持位

【眞觀六年】

傳燈入位
傳燈住位
傳燈滿位
傳燈法師位
大法師位
傳燈滿位
傳燈法師位
傳燈大法師位
法橋上人位
法眼和上位
法印大和尚位

【令制】

僧正　正五位
僧都　從五位
律師

【寶龜四年】（延喜の制之と同じ）（勝物相當）

僧正　從四位
僧都　正五位
律師　從五位

【延暦十七年年間】

傳燈入位　七位
傳燈住位　六位
傳燈滿位　五位
傳燈法師位　四位
傳燈大法師位三位

【弘安八年】

僧正　參議

法印（法務僧都）　四位殿上人
法眼（律師）　五位
諸寺三綱
石清水社僧　地下五位
諸大夫

【建武三年】

大僧正　二位大納言
三綱　二位中納言
權僧正　三位參議
法印　少將
法眼　侍從
法橋　五位諸大夫

【延喜年間】

傳燈入位
傳燈住位　僧綱判授
傳燈滿位
傳燈法師位
大法師位
傳燈滿位
傳燈法師位
傳燈大法師位
法橋上人位
法眼和上位　勅授
法印大和尚位

法眼和上位……僧都
法印大和尚位……僧正

（二）僧位僧官と俗位及び俗官との相當表

ソウ井　贈位　名義　死したる人に位を賜ふを云ふ　起原沿革　天武天皇二年五月、大錦上坂本財臣卒したる時、壬申年の功勞によりて小紫位を贈りしを始めとす、顯官に贈位せしは、文武天皇大寶元年大納言正廣參大伴御行に正廣貳右大臣を贈りしを始めとし、大寶令の位を賜りしは、和銅七年五月、大納言紀大將軍正三位大伴安麿に從二位を贈りしを始めとし、また天皇の外戚には、承和十四年閏三月、神祇伯正四位下田口佐波主（嵯峨天皇太后の外戚）に從三位を贈りしを始めとす、後世皇后の父に正一位を贈る例となれり、此の外忠臣貞吏、文武功臣、外國の使人等に贈位ありしこと少からず、寃柱を蒙りて歿せしものに贈位ありしは、橘奈良麿（承和十年八月）橘逸勢（嘉祥三年五月）菅原道眞（正暦四年五月）の類

なり（官制沿革略史）

ソウイチケンゲウ　総一検校　名跡姓は竹永、法名源照居士。[註]平家琵琶に達し、師堂派の庶流、源照派の元祖たり、正田専一に就きて音曲を研め、元祿覺一検校にも劣らず、呂の調、律の吟、妙を究め衆に秀でしかば、後小松院の叡聞に達し常に院中に出入す、院叡感の餘り後花園天皇に御奏達ありて總一に紫衣を賜ひ、夫より後、検校たらん者紫衣の定色衣を著用すべき旨、永宣旨を賜ふ、是を盲人紫衣の始と爲す、職に在ること七年（當道要集）

ソウウヂ　宗氏（對馬府中）　姓は桓武平氏、清盛の四男新中納言知盛の末孫なり、初め知盛四海に殁せし時一人の孤子あり、乳母の夫右馬助惟宗某之を護して西海に遁る、成長の後、元服して己の姓に易へ、宗右馬太郎と稱せしむ、男宗彌二郎重尚と號す、一說に、大判事惟宗善經の子左大史允政五世の孫筑前判官左衞門尉惟宗信房、平知盛の家人となり壇浦に討死す、男鬼王丸繼祿に在り、乳母父宗像氏抱て山中に逃る、成長して宗冠者信國と號す、子孫因て氏とすと、重尚寛元四年對馬島に渡り、島主阿比留氏を追討して之を領す、其子助國、文永十一年蒙古襲來の時忠戰して死す、其孫盛國、太宰府に遁れ居す、其子彦次郎經茂、元弘三年太宰少貳貞經大友具簡等と共に、北條英時を攻め軍功あり、經茂天資驍勇世に鬼刑部と稱す、足利尊氏に從ひ、引兩紋を賜ひ、九州侍所となる、其子賴茂應安中父の遺領を襲ぎ、又太宰府に住す、後ち對馬に歸り居す、是より先朝鮮と好みを通じ、男貞茂應永二十六年跡を繼ぎ、嘉吉三年始めて朝鮮交易を相約し、毎歲船五十艘を彼國に渡し、彼より米豆二萬石を島主に送らしむ、其孫貞國、應仁二年惟宗氏を改め平氏を稱す、孫讓敍守義盛の時朝鮮と和せず、兵を率ゐて朝鮮熊川城を攻む、衆寡敵せず戰死す、其子盛弘男盛賢、大永六年盛長の遺領を嗣ぎ、盛長と改名す、此時朝鮮と和す、男貞泰天文十一年將軍義晴一字を授け晴康と改名す、將盛五男昭景（後ち義智）元龜元年伊那郡主と爲る、天正五年將軍義昭一字を授け、同七年兄義純の封を襲ぐ、時に十二歲、義調代て國事を裁す、同十五年義調卒去により再封を賜ぐ、此年豐臣秀吉筑紫に赴くや、義智馳せ加はる、依て本領を安堵す、同十七年九月從四位下に叙し侍從に任じ羽柴の號を許さる、文祿四年朝鮮在陣の戰功により、薩摩國出水郡の內一萬石を賜ふ、慶長四年肥前國基肆養父二郡の內に移さる、同五年關ヶ原の役、其臣調信大阪方に從ひしが、亂後許されて本領を安堵す、慶長十年五月、朝鮮との國際を周旋するの勞を以て、十萬石の封領に準じ、且つ從四位侍從世襲の格を賜はる、元祿十五年八月、義眞千五百石を家臣柳河豐前の沒收せられたる地肥前國松浦郡に、及び毎歲金壹萬貳千兩を加賜せらる、寛延三年毎歲金貳千兩銀三貫匁を加賜せらる、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○重尚―助國―盛明―盛國―經茂―賴茂
　　―盛長―將盛―晴康―義調―茂尚―義純
　　―貞茂―貞盛―成職―貞國―材盛―義盛
　　―義智―義成―義眞―義全―義倫―義方―義誠
　　―方熙―義如―義蕃―義暢―義功―義質
　　―義章―義和―重正―重望

ソウガ　泰賀　朝賀の時、去年諸國より奏し云ふ、「テウガ」參看、

ソウガ　增賀　[系統]俗姓橘、參議恒平の子　[事實]四歲始めて父母に告げて出家せんことを請ひ、十歲比叡山に登り慈惠の侍童となり、後ち大乘戒を受けて僧となり、十二年間山を下らずして修行練學を事とす、頗る三塔の間に盛譽あり、一日侍僕を從へて父母の家を省す、父殁し、母寡居して零落を極む、師大に悲み、侍養を怠りたる罪を謝す、母却て悅ばずして曰く、汝は出家の身なれば、汝の侍養を求めず、唯汝が修養練學の功を積み、一日も早く菩提の大道を成就して、兩親を救はんことを望むなり、今汝を見るに、出家にして尙ほ名聞を求めんとするが如し、若し然らば、永く兩親を菩提の大道に誘引すること能はざるべしと、師母の言を聞いて大に感激し、直に比叡山に遁り、舊に倍して奮勵し、一千夜の間根本中堂に籠りて祈願し、後ち飄然山を下り、伊勢の內宮に詣して祈願す、一夕夢に菩提の大道を成就せんには、先づ名聞を去れと告ぐる者あるを覺えて大に喜び、著衣を脫して路傍の乞食に施與し、一絲を掛けずして比叡山に登る、大衆皆師を以て狂せりとなす、後ち山を下りて諸國に經行す、冷泉上皇勅して供奉となさんとし給ふも、佯り狂して召に應ぜず、東三條院詮子宮中に延請して戒師となし給ふ、師宮中に入りて狂態をなす、慈惠の僧正に任ぜられ、宮中に入りて恩を謝するに方り、師乾鮭魚を帶して劍となし、痩牛に騎して行列の前驅をなす、應和三年七月如覺の勸めにより、大和多武峯に上りて出棲す、長保五年六月病に罹り、侍僧に命じて碁局、並に鞍を持ち來らしめ、自ら碁を圍み、且胡蝶の曲を奏し、曰く我れ少時此二事を嗜むも、人に謀泄せらる、今し吉事祥瑞を書き集めて奏聞するを云ふ、奏瑞ともいふ、「テウガ」參看、

死に臨み犹念な出らんが爲めにこれを行ふなりと、同月九日寂す、年八十一（書書）鈔釋玄義、今傳はらず（增賀傳、往生極樂記）

ソウガウ　僧綱　[職掌]僧官の僧正、僧都、律師、僧位の法印法眼法橋の總稱、全國の僧尼を統領し、法務を綱持することを掌る、僧綱の事務所を僧綱所とも云ふ（「ガウショ」參看）[職員]文武天皇の時、僧正大少僧都律師四人あり、大寶の制、僧正僧都律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但常置にあらず、弘仁十年十月僧正大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧都一人、少僧都二人、律師十二人となる、白河天皇應德三年十一月には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正眞律師百五六十人の多きに至る、鎌倉の末代以後は永宣旨にて僧都律師を任ずるに至る　[起原沿革]推古天皇三十二年、始めて僧正僧都法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推擧によりて之を勅任す、即ち德行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を綱持するに足るものを推擧し、衆徒連署して太政官に牒す、佛法日に月に盛にして鎌倉室町以後大寶令の制絕え、別に規定を設けて、皇子は權大僧都、皇孫は權少僧都を初任とし、攝籙大臣の子息は權少僧都等を初任となす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は宿德を以てし、一は貴族子弟の門地を以て任ず、江戸幕府の時も舊慣故例により僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に關する宗規慣例等を上申せしめ、是を準據として遵守したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台眞言等に、一宗內に僧侶の階級を設け、僧正、僧都、律師の稱を用ふることゝなれり、（初例抄、釋家官班記、松本博士「僧侶の官位」）○僧綱異權の推移に關しては、三綱と僧綱とを混同したるが如き誤なきにあらざるも、其概略を知るに便あるを以て、今諸宗儀範の說を示して參考に資す、蓋推古天皇三十二年四月置二僧正僧都法頭一、統二領僧尼一、然無二其人一、則缺其職一、至二于天武白鳳十二年一、爲二三綱一、而此時僧都有二大少二員一、此雖レ爲二三綱一、其實而四員也、自二爾佛法日昌一、僧尼二寺建在二州郡一、因レ之三綱不レ遑二知レ之一、故爲二大正權三僧正大權少四僧都大中正權四律師一、且置二威儀師六員一、從儀師八員一、爲レ之副屬一、輔二其公務一、於レ是以三綱一、曰僧綱一、其僧綱員數隨レ時有二增減一、只大僧正古來一人而已、昌泰二年十月、寬平聖主落髮受二灌頂一、爲二大法師一、住二仁和寺一、匡二贊賢否一、於レ是僧綱始滅二其法威一、寬平寂後以二仁和一爲二東寺下之御門跡一、請二親王及大臣之一人一、爲二沙門主一レ之、延曆園城東大興福四大刹亦各慣二東寺一、立二御門跡一、使レ執二宗權一、所謂菁蓮聖護東南一乘等是也、而僧務寺務座主長吏之名、非二御門跡一、不レ能レ稱焉、於レ是東寺及四大刹稱二日本五大本寺一、至レ此僧綱徒擔二虛名一耳、彼四天王、法隆、元興、大安、諺岩、石山等諸古官刹、或屬二東寺一、乃至或屬二興福一、都是爲二諸御門跡之有一、置二學頭一知レ之、其餘一國新舊寺院、建久二年榮西自レ宋歸レ朝、始弘二禪宗一、雖レ創二建仁壽福二刹一、兼行二延曆東寺二法一、不レ能レ立二禪之一宗一、而其身且主二東大幹事一、建曆改元後夠自レ宋歸朝、欲レ興二律之一、遂五大本寺之令一、同年黑谷源空建二大谷寺一、起二專念淨土一教一、本出レ自二延曆一、親鸞日遵遊行相次其教起焉、皆是不レ免二延曆之下一、嘉禎二年覺盛睿尊立二自誓受戒之法一、而覺盛中興於招提寺一、睿尊中興於四大寺一、然不レ得レ與二五大本寺一、相並一、仁治二年東福圓爾房法至レ自レ宋、寬元四年唐僧蘭溪來開二法建長一、自レ爾東渡南洵之諸禪僧、不レ可二勝而數一、京師鎌倉列二諸禪刹一、一州一郡靈勅叢林、終至二于至德丙寅一、有二五山十刹之制一、而以二南禪一爲二五山之上一、且賜二紫服一、又更置二僧錄司一尸レ之、於レ是達磨一宗不レ因二五大本寺之令一、夫考二至德之世一、彼招提四大泉涌三律寺、彼源空親鸞日蓮遊行四門徒、其道隆盛而其枝院分綿二諸州一、於レ是其教各立、不レ因二五大本寺之令一、此時雖レ有二禪宗永平一派一、屬二僧錄司一、文安二年十刹之大德、以二建武天皇敕願道場一准二南禪一、賜二紫服一、因レ之不レ屬二僧錄司一、妙心本屬二大德一、永正御宇爲二紫服道場一、准二大德一、爾來永平下總持、源空下鎭西西山二派諸本寺、倣二彼南禪等一、爲二賜紫道場一、而永平亦不レ屬二僧錄司一、正親御宇、親鸞下本願寺爲二御門跡所一、而其主任二大僧正一、從是佛光專修相次爲二御門跡一、與二本願一鼎立、慶長之初東本願落成、萬治年中、明僧隱元琦公爾二黃檗山萬福寺一、於レ是爲二二十一本寺一、○僧綱には從者を許したり、桓武天皇延曆十七年六月從者の數を定む、大少僧都は各從僧四人、沙彌三人、童子六人、律師は各從僧三人、沙彌二人、童子四人としたり、延喜式には、僧正は從僧五人、沙彌四人、童子八人と見えたり、僧都律師は延曆の制に同じ、順德天皇建曆二年三月、僧正は從僧四人、中童子二人、大童子六人と定め、法務、興福寺別當延曆寺座主之に准じ、僧都は從僧二人、中童子一人、大童子四人と定め、法印之に准ず、律師は從僧二人、中童子一人、大童子二人と定め、且つ僧侶の奢侈を戒め制條に背くことなからしめたり、猶僧位（ソウジヤウ）僧都（ソウヅ）律師（リツシ）參看（初例抄、釋家官班記、諸宗儀範、標註令義解校本、皇典講究所講演、僧侶の官位）

ソウガク　宋學　朱子學（シュシガク）を見よ、

ソウギ　宗祇　名僧　俗稱は飯尾氏、自然齋、見外齋、また種玉庵等の號あり　事蹟　少にして律僧となる、性和歌を好み、心敬の名を聞き京都に適きて僧に歌道を經營す、年壯なるに及び、猪苗代兼載に就きて連歌を學び、遂に其奥に達す、時に天下連歌を喜ぶもの多く、推して宗匠となす、朝廷また花の下の號を賜ふ、平生羇旅を好みて四方に遊び、殆んど定居なし、天明十二年隅田川の邊に寓し、同年六月更に九州に赴く、文龜二年また信濃より山東に適き、入間川を渉り、鎌倉を經て駿河に到り、七月晦日箱根湯本里に宿して病を發し、遂に旅宿に歿す、年八十二、宗祇嘗て東常縁を景慕して美濃に訪問し、古今集の傳授を受く（コキンデンジュ」參看）世に堺傳授といふ　典籍　吾妻問答、筑紫道の記（野史）

ソウクワノコシ　葱花輦　輿の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に「神事の時、乘御の輦の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモジと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、卽ち橋の欄干のギボウシュの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す（有職抄、安齋隨筆、乘物考）猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウクワン　總官　太政官を云ふ、被官に對しての稱（延喜式）、「ヒクワン」の條參看、

ソウクワン　總管　職掌　京畿の兵馬を差發し、凶徒を搜捕し、盜賊妖言を斷じ、漫に兵刃を執るものを禁じ、國郡司等の治績の善惡を觀察し、卽時に奏聞することを掌る、諸道の鎭撫使に同じけれども、幾內なるを以て特に名を分つ　典據　大總官一人、親王を以て之に補す、帶劍して勅を待つ、副總官一人、三位、大總管儀仗十人、副總官六人を給ふ、判事二人、主事四人　出典　續日本紀　天平三年十一月始めて置き、一品新田部親王を大總官とし、從三位藤原宇合を副總官となす、養和元年正月、源行家尾張國を襲ひ、美濃近江より都に攻入らんとす、宣旨を下して前右大將平宗盛を以て、五畿內並に伊賀伊勢近江丹波諸國の總官となし、之を防がしむ、天平の例によりしなり、「チンアヅサ」參看（續紀、玉葉、百練抄、源平盛衰記）

ソウクワン　僧官　朝廷より賜はる僧侶の官、卽ち僧正、僧都、律師を云ふ、僧綱（ソウガウ）及び各條に就て見るべし、

ソウクワン　贈官　勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だこれを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり（官制沿革略史）

ソウケンヂ　總見院　織田信長（オダノブナガ）を見よ、

ソウコウ　宗興　名僧　實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す　系統　俗姓一柳氏、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照禪師と諡す　系統　俗姓源氏、攝津の人　事蹟　幼にして建仁寺五葉菴に入りて文瑛の弟子となり、後ち尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔寂する後、妙心寺第六代となる、攝津中に召して禪旨を詢ふ、恩問相續ぐ、檀越、大通院、知勝院、鄰花院を敕立して開山となす、慶長九年五月二十日寂す、年六十七（延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

ソウサイシヨク　總裁職　政事總裁職（セイジソウサイショク）を見よ、

ソウザイチャウ　總在廳　僧職、總法務の下に在りて、法會の時に衆僧を引率指揮する事を掌る、又綱所の事をも執行す、綱務もしくは總官とも稱したり、綱所の中より任命す、仁和寺總法務の下に置かるゝものにて一人に限れり、雜例集に「殊仁和寺者、爲諸宗總法務、被置總在廳於勤會者、雖他宗之法會、遣威儀師從儀師、被下知云々」と云へり、（僧官考、寺官抄、坊官故實拙記）顯密威儀便覽に「古諸大寺、必有在廳者、掌僧事、長曰總在廳、蓋其在廳、今曰役者、或曰年預、京西廣隆寺等覺院、古在廳也、昔六條帝仁安三年十二月十三日、永賜總法務及總在廳綱所於仁和法王覺性、後爲總在廳者、雖其二亡云々」と云へり、從ふべきに似たり、猶「ホフム」參看、

ソウシン　宗眞　名號　宗は太源　事蹟　加賀の人、峨山碩和尙に隨侍すること久しく、曹洞の宗訣を傳へて、貞和五年能登總持寺の第三代となる、後ち永光寺及び加賀の佛陀寺に住す、四方の雲衲來る、應安四年十一月二十日寂す、此門下を太源流と云ひ、今に末葉繁衍す（本朝高僧傳、日本洞上聯燈錄）

ソウシン　宗深　名號　雪江と號し、初め諱

の海清寺、河內の觀音寺、尾張の瑞泉寺、丹波の龍興寺に歷住し、寬正三年八月勅を拜して大德寺に住し、細川勝元等の歸依を受く、應仁元年大德妙心寺兵火に罹りて燒失し、宗深丹波の龍興寺に屛居す、一條兼良詩を贈りて慰問す、文明の初め、勝元山城に龍興寺を興して延請するに任せ、入りて住し、同十八年六月二日寂す、年七十九、法臘六十二、諸弟子遺命に從ひ、全身を妙心寺の衡梅院に埋む、宗深の門より宗隆、宗頓、禪傑、英朝の四人出で、各一流の祖となる（妙心寺六祖傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

ソウシンジヤウ　送進狀　送狀（オクリジヤウ）を見よ、

ソウシヤ　奏者　室町時代以後、申次の者を云ふ、古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後ちには共に奏者と稱する事となれり（條々聞書、海人藻芥）江戶時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤバン」の條を合せ見るべし、

ソウシヤ　總社　名稱　數社を一所に合祀勸請したる神社を云ふ、參拜に便にするより出でしものなり、寬永日記に「嵯峨天皇の時代より、於諸國五月五日初、國司等天神地祇六神之祭禮あり、王城賀茂之祭は、天子より勅使を被立有二祭禮一、於國々は天神地祇六神を其國之府中に一所に勸請申號二總社一と見え、河內志に「或曰、古者國府必建二總社一、有レ事于國內官社、則國司率二僚屬一先修二典禮於此一、其儀如二京師神祇官一」と見えたり、尙、名義に就きて數說あり（一）南紀神社錄に「總社は國府に在りて國守朝廷の命を奉て、國中の神社へ幣帛を班ち捧る所にして、京師の神祇官に比すべし」といひ（二）神社私考に「古へ國守任國に下りては、國中の神社に詣る例なるが、廣き國は更なり、何れの國にしても、國中の神社悉く巡り詣む事のたやすからねば、國府に神社を建て、其國中の諸神を總て請じ祭り、其神社に詣る例の如くにやなりたらむ故、其社を總社とも云ふなるべし」といひ、（三）總社或問に「國內神名帳に載せられたる諸神を總て請じ祭られたる國衙の齋場にて、諸神を一社に總べ祀る義なり」といへり、一條兼良詩を贈りて慰問す、文明の初め、勝元山城に龍興寺を興して延請するに任せ、入りて住し、同十八年六月二日寂す、年七十九、法臘六十二、諸弟子遺命に從ひ、全身を妙心寺の衡梅院に埋む、宗深の門より宗隆、宗頓、禪傑、英朝の四人出で、各一流の祖となる（妙心寺六祖傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

ソウシンジヤウ　送進狀　送狀（オクリジヤウ）を見よ、

ソウシヤ　奏者　室町時代以後、申次の者を云ふ、古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後ちには共に奏者と稱する事となれり（條々聞書、海人藻芥）江戶時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤバン」の條を合せ見るべし、

ソウシヤ　總社　名稱　數社を一所に合祀勸請したる神社を云ふ、參拜に便にするより出でしものなり、寬永日記に「嵯峨天皇の時代より、於諸國五月五日初、國司等天神地祇六神之祭禮あり、王城賀茂之祭は、天子より勅使を被立有二祭禮一、於國々は天神地祇六神を其國之府中に一所に勸請申號二總社一と見え、河內志に「或曰、古者國府必建二總社一、有レ事于國內官社、則國司率二僚屬一先修二典禮於此一、其儀如二京師神祇官一」と見えたり、尙、名義に就きて數說あり（一）南紀神社錄に「總社は國府に在りて國守朝廷の命を奉て、國中の神社へ幣帛を班ち捧る所にして、京師の神祇官に比すべし」といひ（二）神社私考に「古へ國守任國に下りては、國中の神社に詣る例なるが、廣き國は更なり、何れの國にしても、國中の神社悉く巡り詣む事のたやすからねば、國府に神社を建て、其國中の諸神を總て請じ祭り、其神社に詣る例の如くにやなりたらむ故、其社を總社とも云ふなるべし」といひ、（三）總社或問に「國內神名帳に載せられたる諸神を總て請じ祭られたる國衙の齋場にて、諸神を一社に總べ祀る義なり」といへり、一條兼良詩を贈りて慰問す、文明の初め、勝元山城に龍興寺を興して延請するに任せ、入りて住し、同十八年六月二日寂す、年七十九、法臘六十二、諸弟子遺命に從ひ、全身を妙心寺の衡梅院に埋む、宗深の門より宗隆、宗頓、禪傑、英朝の四人出で、各一流の祖となる（妙心寺六祖傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

總　社　伊勢國鈴鹿郡國府村（三宅神社）
同　尾張國中島郡國府宮村（大國靈神社）
同　三河國寶飯郡白鳥村
同　遠江國磐田郡見附（淡海國玉神社）
同　駿河國安部郡靜岡市（神部神社）
同　甲斐國巨摩郡（御嶽神社）
同　柳田總社　伊豆國田方郡三島驛（三島神社？）
總　社　相模國淘綾郡（今中郡）國府新宿（六所明神）
同　武藏國多摩郡府中（六所明神）
同　安房國平群郡總社村（？）
同　上總國市原郡總社村（？）
同　下總國葛飾郡府中須和田村
同　常陸國茨城郡府中
同　近江國神崎郡（小幡社）
同　美濃國不破郡府中（國府宮）
同　信濃國筑摩郡府中（鎭守天神社）
同　上野國群馬郡高崎
同　下野國都賀郡國府（六所明神）
同　出羽國田川郡藤島村（六所明神）
同　陸奥國宮城郡市川村（？）
同　若狹國遠敷郡府中村（鄕中明神）
同　越前國南條郡武生町
府南總社　加賀國能美郡國府
總　社　越後國頸城郡高田町
同　佐渡國雜田郡吉岡村
同　丹後國與佐郡府中
同　但馬國氣多郡
同　因幡國法美郡（宇倍神社？）
同　伯耆國久米郡國府村
同　出雲國意宇郡大草村
同　石見國那賀郡下府村

總　社　山城國愛宕郡（賀茂社）
川崎總社　山城國
藪里總社　同愛宕郡賀茂
高野鄕總社　同愛宕郡蓮華寺北
栗田口天王　同愛宕郡栗田村總社
總　社　大和國高市郡土佐村（？）
同　河內國志紀郡國府村
同　和泉國和泉郡府中村（泉井上神社）
同　攝津國河邊郡高平谷坂井村（高臺布神社）
同　同四生郡山口村（山口神社）

総　社　播磨國飾磨郡姫路(伊和明神)
同　社　美作國苫田郡總社
同　国　備前國上道郡祇園村總社
同　国　備中國吉備郡總社(野傳神社)
同　国　安藝國安藝郡府中村(多家神社)
同　国　周防國佐波郡總社村(金切大明神)
同　国　淡路國三原郡國衙(十一明神)
同　国　紀伊國名草郡府中村(?)
同　国　阿波國名東郡觀音寺村
同　国　讃岐國阿野郡林田村
野間總社　伊豫國野間郡(越智郡)國府
總　社　土佐國長岡郡國府
同　社　筑前國御笠郡原田村(筑紫神社?)
同　国　筑後國御井郡和泉村(?)
同　国　豊前國仲津郡國作村
同　国　肥後國飽田郡古府中(國造神社?)
同　国　大隅國囎唹郡國府郷府中村(守公神社?)
同　国　對馬國下縣郡(和多都美神社?)

寺院總社

多武峯總社　法成寺總社
法性寺總社　蓮花王院總社
常光院總社　平泉寺中央總社
東福寺總社　栖霞寺總社
延暦寺總社(日吉社)　一乘寺總社

第四總社
北山殿總社

ソウシャウ　總省　入省を云ふ、被管に對しての稱(延喜式)、「ヒクヲンシの條參看、

ソウジャウ　僧正　僧綱官、僧綱の一、僧徒の濫行を正し彈ずる事を掌る、法印大和尚位に相當す、釋氏要覽に「史云、正者政也、自正正人、克敷政令、故蓋以比丘无法若馬无轡勒、漸染俗風、將乖雅則、故擇有德望者以法而繩之、令歸淨正、故云僧正」と見えたり　職掌大僧正、一人、聖武天皇天平十七年正月、藥師寺の僧行基を大僧正となす、是大僧正の始なり、圓融天皇天元四年八月僧正眞源を之に任ず、天台宗にての始め、花山天皇寛和二年僧正寛朝を之に任ず、眞言宗にての始め、一條天皇長保二年八月僧正勤修を之に任ず、三井寺派にての始めなり、爾來天台座主、東寺長者、三井寺長吏、興福寺別當にて、法器ある者の外は任ず、三井寺にての始め、後冷泉天皇の永承五年十二月眞慥を之に任ず、興福寺にての始めなり、一階僧正、初め一人、後に數人となる、清和天皇貞觀七年九月壹演を權僧正とす、元慶三年十月法眼遍照を僧正に任ず、興福寺にての始めなり、凡權官は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇の正曆五年十一月勅して自今以後僧正正權臨次に依るべしと云へり、鎌倉室町以後權正僧增して三人より六人、多きは十餘人に及ぶに至れり、江戸時代に至りて權僧正に任ずる寺極めて多し、諸宗書上に就て見るべし　補遺　支那にては僞秦の僧碧を始めとし、梁普通六年法雲を大僧正となせり、我國にては、推古天皇の朝、百濟の僧觀勒を任ぜしを始めとす、大寶の制一人なりしが、聖武天皇の朝大僧正を置き、清和天皇貞觀七年權僧正を置き、崇德天皇の朝に至り正僧正一時に二人を任ず、其後令制亂れて、貴族の子弟の僧となる者には別に規定を設く、故に人數隨て增加す、釋家官班記に「僧正員數上古三人(大正權)中古四人或五人(大一人正一人權三人)其後八人(權六人或正二人)近來總數及二十餘人、於今不レ及二員數沙汰一歟、於二大僧正一者、古來只一人勿論也」とあり、德川氏の時には、山王の別當觀理院、武藏仙波の喜多院、上野世良田の長樂寺、筑後高良山の蓮臺院、尾張御宮の別當聖壽院、紀伊御宮の別當靈嶌院、山門の松嶺院の如きは、皆僧正に昇任する例なりき、「ソウガウ」參看(書紀、令義解、三代實錄、初例抄、釋家官班記、諸宗儀範、僧官考)

(大僧正)

(正僧正)

(正權僧正)

ソウジャウ　奏狀　名義　公文書の一、臣下より政治上に關する意見等を天皇に上つるものを云ふ、もと支那より來りし式なるが、唐六典には見えず、我公式令は蓋し六朝の制に據れるものなるべし　書式　令に規定したるは、太政官より上つるものにて、事の大小によりて三つに區別せり、

(一)論奏式

太政官謹奏、其事
太政大臣位臣姓名
左大臣位臣姓名
右大臣位臣姓名
大納言位臣姓名等言云々、謹以申聞謹奏、
年月日
聞御書

大納言位姓

(二)奏事式

太政官謹奏
其司位姓名等解狀云々、謹以申聞謹奏、
年月日
太政大臣位臣姓
左大臣位臣姓
右大臣位臣姓
大納言位臣姓名
奉勅依奏、若更有勅語須附者、各隨狀附云々、
大納言位姓

(三)便奏式

太政官奏
其司所申其事云々、謹奏、
年月日
奉勅依奏、若不依奏者、卽云、勅處分云々、
少納言位姓名

右の外彈正臺より上つる奏あり、同じく公式令に見ゆ、

奏彈式

彈正臺臺奏、(カシコムデ)其司位姓名罪狀事、
具官位姓名
右一人犯狀云々、
勅(トノ)ニ上件甲乙事狀、如レ右、謹以上聞謹奏、
年月日　彈正尹位臣姓名
聞御書

後には他省寮所等に及びて、正倉院文書には、天平勝寶元年九月八日、東大寺寫經所の奏あり、令制によれば、奏は公文書として用ひらるゝものなれども、亦個人として政治上の意見を言上するに用ひらる、卽ち三善清行の意見封事の如き是なり、又天文博士より密封して上つる密奏あり(令義解、黒板博士說)

ソウジャウジ　增上寺　所屬宗　東京芝公園、廣度院、初めは光明寺と云ふ　沿革　本山○本尊、阿彌陀佛、傳惠心作、丈四尺　建立　武藏貝塚(今の東京麴町北白川宮邸の附近)に一宇を建立し、數百年の間屢々興廢あり、北朝至德二年、聖聰眞言宗を改めて淨土宗となし、明德四年十二月諸堂宇を建立し、後ち日比谷及び龍ノ口に移轉し、天正十八年八月、住持存應(源譽)始めて德川家康に謁し、永く同寺を一門の菩提所と定めらる、慶長三年日比谷より今の地に移轉し、勅許紫衣地となす、同十年改造の工事成り、十三年十一月常紫衣地となり、寛永元年再び改造し、諸堂宇壯觀を極め、元祿九年修覆す、後屢々火災に罹りたるも、德川氏の歸依を以て每に再建せられ、方丈領千五百石、隱居料二百石、靈屋料九千四十石を附せられたり、維新後稍衰へたれども、關東の總本山と稱し、關東淨土宗の諸寺を總轄す、明治六年十二月耶蘇教の信徒業放火し、諸堂宇燒失し、同十二年十一月再建の工事を起して落成するに至る○本堂、本尊を安置す、間口十五間三尺、奥行十四間三尺、箱棟作、明治六年の火災に罹り、同十二年の再建に係る○讃國殿、本堂の背後に在り、黒本尊を安置す、寛延二年七月三門外より移し此に建築したり○開山堂、始めは安國殿といふ、聖聰存應以下歷代の廟(享保以下は位牌)を安置す、寛永十年建築し、享保十年、及び寶曆元年十月修覆したり○經藏、一切經三部を藏す、一は宋本五千七百十四卷、二は元本五千三百九十七卷、三は高麗本六千四百六十七卷なり、慶長十年建築し、天和元年十二月改造し、其後屢々修覆し、享和二年改造したり○方丈、三門を入りて左に在り、舊方丈は御成門右の方に在りしが、文昭院靈廟造營の際、今の地に移轉したり、慶長十年建築し、延寶四年九月廿一日燒失、十二月再築、寛永二年閏二月朔夜燒失、十一月再築、天明三年十二月廿二日夜又燒失し、今の方丈は其後の再築にかゝるもの、明治六年の火災に罹り、今は礎石を存するのみ○三門、東向十間四尺五寸、樓五間、慶長十年建築、寛永元年改造、元祿九年以後屢々修覆す、樓上に釋迦文殊普賢十六羅漢の木像を安置す○大門、三門前二町餘にして片門前町に出でんとする所に在り○東照宮、台德院殿(秀忠)、文昭院殿(家宣)、有章院殿(家繼)、惇信院殿(家重)、愼德院殿(家重)、昭德院殿(家茂)、清楊院殿(家光の三子松平綱重)、淨德院殿(綱吉の長子德松)、崇源院殿(家光の母)、天英院殿(家宣の夫人熙子)、桂昌院殿(綱吉の母)、月光院殿(家繼の母)、明信院殿(綱吉の長女鶴姫)、靈仙院殿(家光の長女千代姫)、靜寬院宮(家茂の夫人和宮)、等の廟所あり(三緣山志、東京名所圖會)

ソウジャバン　奏者番　職掌　江戸幕府の職名、歲始、五佳節、朔望等に、諸侯以下の者、將軍に謁する時、進見者を伴ひ、進獻の太刀目錄を披露す、其他殿中の禮式に關する事多く、又諸侯參勤の時、國持にあらざる家に上使を役す、芙蓉間詰とす　起原　沿革　寛永九年、始めて二人を置く、後年萬石以上の任となり、增加して廿四人に至る、一人づゝ當直せり、萬治元年以後、寺社奉行たる者は、必當職よりして之を兼ぬる事となりたり、もと此職は、諸代の大名を以て、先づ之れに充て、其器量によりて、寺社奉行、又若年寄とし、後には京都所司代より、老中に至る、故に譜代大名家出身の職なり、文久二年

此職を廢し、諸衆、寺社奉行、大目附、高家、進物番をして、其職事を分掌せしむ、同三年また是を起し、慶應元年に至りて止む○西丸奏者番は、慶安三年九月家綱西城に在りし時、奏者井上正利、水野元綱の二人を屬せしを始とす(官制沿革略史)

ソウジュ 奏授　令制にて、叙位の等級の三の一、大臣の奏聞によりて位を授くるを云ふ、六位以下内八位外七位以上を云ふ、官制(クワンセイ)參看(令義解、官職雜儀)

ソウジュジ 崇壽寺　所在 相模國鎌倉郡亂橋村辨谷に舊址あり○金剛山と號す 臨濟宗 禪宗臨濟派 祀典 元亨元年北條高時の創立、僧士雲を開山とし、諸山の列に進む 沿革 元弘二年新田義貞鎌倉攻の時、長崎高重當寺に來て士雲に問て曰く、如何なるか是勇士慈悲事、士雲答へて、下如吹毛急用前と、高重此語を聞き、門前より馬を引寄せ敵陣に馳入て奮闘す、觀應三年四月足利氏厚木郷の地を寄附す、故を以て應永年間まで盛なりしが、其後漸次衰頽して、終に廢寺となる(相模國風土記稿)

ソウシュン 宗舜　名號 號は日峯、禪源大濟禪師と諡す 禪宗 山城國嵯峨の人、九歲にして岳雲登に隨侍し、十五にして得度し、十九にして大戒を受く、後、無文選、南山蕭に參し、次に無因和尚に參し、一日豁然として大悟す、便ち印記を受く、無因示寂の後、美濃無著菴に居る、また尾張に瑞泉寺を創し、尋で、永享の初妙心寺に昇住す、此時殿堂積毀殆んど盡く、宗舜勞勌百端、幾干もなくして百廢俱に擧る、文安四年勅を奉じて大德寺に遷住す、住持すること三日にして辭して妙心寺に歸る、翌五年正月十六日病なくして寂す、年八十一、法臘六十二、後土御門天皇の時、禪源大濟禪師と諡す(本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳)

ソウジュン 宗純　名號 字は一休、號は狂雲子、初の名は周建と云ふ 系統 傳に後小松天皇の落胤と云ふ、母は藤原氏 事蹟 六歲京都安國寺像外鑑に投じて侍童となり、後ち寶幢寺に於て清叟仁の維摩經を講ずるを聽き、十三歲出遊の志あり、東山の墓詰欝に依りて詩を學び、一日春草を詠じて、榮辱悲歡目前事、君恩淺處草方深しの句あり、一時世に傳唱す、後ち再び清叟仁に就きて、內外の書を講究し、次に謙翁因に就て關山派の宗風を聽き、應永二十二年、近江堅田に往き、華叟に謁を求め、强て門下に留りて教を受く、同二十五年、一日瞽者の、妓王寵を失ひて、落飾するの物語を演ずるを聞き、忽然として省す、華叟乃ち一休の二大字を書して與ふ、因り

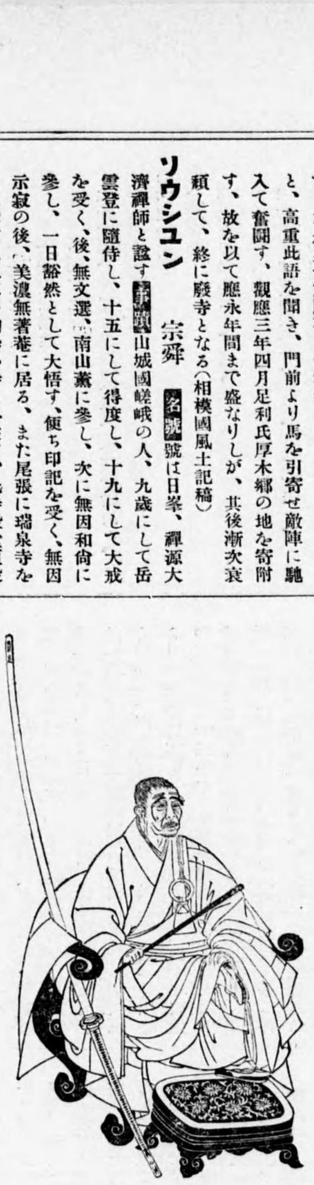

山城酬恩庵所藏(史料編纂掛寫眞集)

て之を號とす、同二十七年五月二十日夜、鴉聲を聞きて省あり、華叟の寂後、諸方に經行し、永享四年、和泉に至りて幽栖し、毎に市街に出づるに、一木瓢を手にす、同五年後小松天皇不豫の際、召されて宮中に入り心要を說く、後土御門殿に寓し、宗風の隆

一休天下老和尚

盛を慣りて、嗣書を燒棄す、永享十年銅駝坊の北に閑居し、門を閉ぢて世に接せず、永享十二年大德寺の如意菴に入りて住し、享德元年瞎驢菴に移り住す、應仁元年兵亂を避けて、薪の酬恩菴に入り、尋で文明元年大和に逃れ、和泉を經て攝津住吉に至りて閑居す、六年二月二十三日勅諚を拜して大德寺の住持となり、九月又兵亂を避けて和泉に至り、十三年十一月二十一日寂す、年八十八 著書 狂雲集あり(年譜、本朝高僧傳)

ソウズ井 奏瑞　奏賀(ソウガ)を見よ、

ソウダイシャウ 總大將　總軍の首帥を云ふ、又總大將軍とも云ふ、私稱なり、太平記矢矧合戰の條に「三番に仁木細川今河石堂一萬餘騎、下の瀨を渡て、官軍の總大將新田義貞に打て懸りたり」、新撰應仁記武衛騷動の條に、公方勢は廣川と云所に陣を取、總大將管領代細川讃岐守成之云云」と見えたり、

ソウダジャウテンワウ 贈太上天皇　「ダジャウテンワウ」を見よ、

ソウチジ 總持寺　所在 攝津國島下郡(今三島郡)三矢村大字總持寺○補陀洛山と號す 宗派 眞言宗○本尊十一面觀音像、西國巡禮二十二番の札所なり 沿革 陽成天皇の代、越前守藤原高房佛を尊

信し、一寺を建立せんとして果さず卒す、其子中納言山陰亡父の所願を果さんとして、遣唐大使大神御井に託して、白檀の香木を求め、千手觀音像を刻み、佛寺を建立す、時に寬平二年なり、緣起に云ふ、承和中、中納言命を以て太宰府に到る、途次偶々漁民の龜を殺さんとするを見て、錢を與へて海に放たしむ、後ち船に搭じて四航の際、幼兒誤て海中に陷る、中納言大に悲む、時に一龜あり、兒を背に載せて海上に浮ぶ、中納言大に喜び、是れ觀音の加護なりと、數年の後ち、唐より白檀を得て觀音像を刻せしむ、今の本尊是なりと、元龜年間兵火の爲に烏有に歸す、慶長八年豐臣秀頼、片桐且元に命じて再興せしむ、今の堂宇卽ち是なり(朝野群載、伽藍開基記、和漢三才圖會、名勝圖會、名勝地誌)

ソウチジ 總持寺　所在 能登國鳳至(フゲシ)郡柳比村○諸嶽山と號す 宗派 曹洞宗大本山 祀典 靖國神社 聖武天皇天平年間、行基開創し、諸嶽院と稱したりしが、元亨元年住持定賢律師、瑩山に歸依し、途に此寺を師に附し改めて曹洞宗の道場となす、乃ち瑩山入りて中興し、諸嶽山總持寺と號す、寺傳に同年八月後醍醐天皇十種の疑問を設けて、諸禪僧に質したまひたるに、瑩山の奏對最も叡慮あり、勅して此寺を官寺に列し、紫衣を賜ふと云ふ、正中元年七月瑩山法席を弟子峨山に讓る、これより峨山大に寺基を興す、正平六年峨山の弟子太源通幻無端冥峯大徹の六人此寺の境內に各一院を開き、是等五院の住持交替して、此寺の住持となること、す、天文九年二月一宗僧侶位階昇進の事に關して、永平寺に抗し、爾來兩寺の間紛議絕ゆることなし、元龜元年火災に罹りて諸堂燒失し、天正十七年後陽成天皇勅して此寺を一宗の本寺となしたまひたりと云ふ、元和元年德川家康加賀寶圓寺住持泰山の請を容れ、此寺を本山となし、同年七月永平寺亜に此寺に法度を下し、國主前田氏亦條目を定む、之れより永平寺を越本山、總持寺を能本山と云ひ、併稱して曹洞宗兩大本山と云ふ、寬永四年再び位階昇進の事に關して紛議あり、幕府の官裁を請へり、明曆三年國主前田氏寺領四百石を寄附し、且總持寺條目を改定す、然れども爾來紛議絕ゆる事なく、元祿十六年寬政八年文久元年明治五年官裁を請へり、十二年二月再び兩大本山間約を結び、廿五年三月盟約を破棄して分立せんとして紛議あり、今日に至り兩本山對立するも總持寺の末寺は一宗の大部分を占む、寺域は五千四百餘坪にして、總門(三松關)を入り、寶珠橋を渡れば、正門あり、勅使門の次に一大樓門あり、之を入れば正面に佛殿あり、右に法堂、紫雲閣、幕沿寮、接賓館、祥雲閣、茶所、大庫裡、左に衆寮、東司、西堂寮等あり、佛殿の後に祠堂あり、その傍より曉しき磴路を登りたる所に傳燈院あり、而も堂宇の壯麗なる實に國內に冠たりしが、惜いかな、明治三十一年四月火災に罹りて灰燼となれり、依りて三十九年、此寺を武藏國橘樹郡鶴見に移轉せんとするの議起り、能登の信徒の反抗ありたるにも拘はらず遂に決行することとなり、現今工事に著手せり(三州志、曹洞宗史略、名勝地誌)

ソウチトウ 總地頭　總領地頭(ソウリヤウザトウ)を見よ、

ソウチヤウ 僧聽　私年號、宣化天皇元年に相當し、凡五年間(年代記、皇代記、平家物語打聞、二中歷、海東諸國記等には、凡四年と爲す)繼續す(逸年號考)

ソウチヤウ 宗長　系統 連歌 字は久庵、待月庵

ソウチヤウテンワウ 增長天王　佛經にて四天王の一、梵語に毗留勒叉(ビルロクシヤ)、又は毘流離と云ふ、譯して增長と云ふ、又免離と譯す、能く自他の惡德善根を增長せしむる故に名づく、南方の主にて南州を守護す、故に南方天王と云ふ、須彌山の半第四層の南瑠璃埵に居す、鳩槃荼等の无量百千の鬼神を領す、身は赤肉色にて右に利劍を持し、左に拳を作りて腰に安す(譯名義集、佛教いろは辭典、尊容抄、佛語解釋)

ソウヅ 僧都　職員令 僧官、僧綱の一、僧正に次で僧徒を部ぶることを掌る、法眼和尚位に相當す

(大僧都)

[職員]大僧都、天武天皇白鳳二年十一月、元興寺道昭を任ぜしを始めとす、桓武天皇延曆十五年、少僧都行賀之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長四年少僧都空海之に任ず、眞言宗にての始め、醍醐天皇延喜十六年四月、天台座主增命之に任ず、天台宗にての始めなり、爾來四大寺の僧の顯密に兼通する人にあらざれば此職に補するを許されずと云ふ、權大僧都、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を任ぜしを始めとす、村上天皇天曆五年七月、延昌之に任ず、天台宗にての始め、後興福寺の經救之に任ず、唯識宗にての始めなり、少僧都、天武天皇白鳳二年十二月、義成を任ぜしを始めとす、孝謙天皇天平勝寶七年五月、慈訓之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長元年三月、空海之に補す、眞言宗にての始め、宇多天皇寛平二年、座主圓珍之に任ず、天台宗にての始め、爾來四大寺の僧顯密兼學の人にあらざれば容易に任ぜざりき、權少僧都、仁明天皇嘉祥三年十二月、律師道雄を任ぜしを始めとす、朱雀天皇承平五年十月、法眼尊意之に任ず、天台宗にての始め、爾來台密の僧徒にて傳法灌頂を受けし後之に任ず[起原沿革]支那の劉宋に沙門都、隋に國僧都の稱あり、我國には推古天皇の朝に、鞍部德積を任ぜしを始めとす、其後大少僧都の二つに分る、天武天皇二年十二月、僧義成を少僧都に任じ、大僧都は天武天皇二年十一月、僧道昭を大僧都に任ぜしを初例とす、扶桑略記に、文武天皇慶雲元年三月、始めて大少を分つとなすは誤なり、權僧都の始めは、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を權大僧都に、仁明天皇嘉祥三年十二月、道雄を權少僧都に任ぜしを始めとす、圓融天皇天元四年、大僧都一人少僧都二人とし、白河天皇應德三年十一月には大僧都五人、少僧都八人となり、鎌倉時代以後は數十人の多きに至る、永宣旨にて任じたり、僧綱(ソウガウ)を見よ(書紀、續紀、初例抄、僧綱補任、官班記、諸宗儀範)

ソウツ井ブシ 總追捕使 (一)守護を云ふ、「シュゴ」を見よ (二)諸莊園神社等に置きたる職名、追捕使(ツヰブシ)の條を見るべし、

ソウニン 奏任 令制にて、任官の等級の三の一、大臣の奏聞によりて官を授くるを云ふ、內外諸官の主典以上及び郡領軍毅等を云ふ、勅任(チョクニン)參看(令義解、官職難儀)

ソウニンモン 崇仁門 大內裡內廓の門、軒廊戶とも云ふ、紫宸殿の西北、明義門の西に在り、卽ち紫宸殿北廂の西階より清涼殿に至る道に在り、鳥羽天皇の諱によりて額を撤すと云ふ(拾芥抄、大內裡圖考證)

ソウネン 宗然 [名號]字は可翁、勅謚普濟大聖禪師と云ふ[事蹟]筑前の人、幼にして出家し、南浦に師事して、印可を承け、文保の初め、寂室光、鈍翁俊等と共に、元に渡り、天目山の中峯本に謁し、次で絕學誠、元叟端、古林茂、無見覩、斷崖義等の諸禪師に歷謁して、大に得る所あり、元に留まること十年にして、嘉曆の初め東歸し、筑前の崇福寺に住し、後京都に上り、萬壽寺、建仁寺に歷住し、和泉大守某、長松山禪通寺を開いて請ず、乃ち同寺の開山となり、幾干もなく弟子大用任に讓り、尋で勅請を拜して、南禪寺に住し、晚年建仁寺中の天潤菴に退隱す、貞和元年四月二十五日寂す、師畫に巧みにして、其幅世に傳賞せらる、一說に師は畫を善くせず、別に可翁良詮といふもの、畫を善くするを混じたるものなりといふ、所謂可翁の畫は牧溪の風あり(本朝高僧傳、古畫備考)

ソウノゴシヨク 僧五職 寺務、檢校、別當、座主、長者を云ふ、各條參看、

ソウハウ 宗彭 [名號]澤菴と號す、別に東海暮翁と云ひ、冥子と云ふ[系統]秋庭綱典の子、綱典は山名氏の家臣、但馬出石の人、母は牧田氏[事蹟]十歲鄕の淨土宗唱念寺に入りて希先和尙に師事し、山城大德寺の董甫の鄕に來るに會し、隨侍して大德寺に至り、妙心寺の愚堂和尙に參請し、後ち大和に遊びて教義を學習し、且和泉に至りて文西一凍の諸和尙に參請し、慶長九年八月四日一凍より印可を受け、同十一年大德寺の首座となり、後ち和泉の南宗寺に住し、十四年三月玉甫等の推擧により、勅を拜して大德寺に住したるも、僅に三日にして辭し、和泉に還り、後京都に入りて大僊菴に住す、近衞信尹、

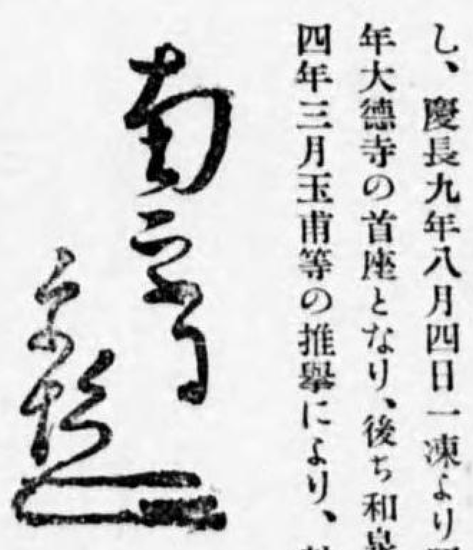

細川忠興、淺野幸長等歸依するもの多し、後ち大和和泉の地方に流浪し、詩歌吟詠す、烏丸光廣屢々之に書を贈り、師亦光廣より文學上の教を受けたり、元和四年三月大德寺住持義峯退隱し、後住に關して議論ありしが、師等正隱を推し、同年四月勅あり正隱住持となり、幕府は正隱の開堂を以て法度に違ふものとなし、京都の所司代に命じて嚴責せしむ、一山の大衆大に恐懼す、師百方辯解したれども、聽許せられず、六年二月幕府は師及び玉室江月等を江戶に召して詰問し、七月廿五日に至り、師を出羽上山に配流し、正隱の紫衣を奪ふ、既にして師上山に送られ、山中に春雨菴を營みて屛居せしが、九年八月赦されて江戶に到り、駒込に屛居す、寛永十一年七月大德寺に歸り、二條城に入りて將軍家光に謁し、一たび但馬に歸り、尋で家光の召によりて江戶に下り、柳生宗矩等の歸依を受く、寛永五年家光品川に東海寺を建立す、師入りて開山となり、十六年四月開堂の盛典を擧ぐ、後ち京都に上りて上皇の勅を拜し、宮中に宗要を說き、正保二年十二月十一日東海寺に寂す、年七十三[著書]語錄、玲瓏隨筆、不動智神妙錄、假名法語等あり(年譜、行狀、本朝高僧傳)

ソウハタブギヤウ 總旗奉行 「ハタブギヤウ」を見よ、

ソウバンシユウ 總番衆 「バンシユウ」を見よ、

ソウヒツ 宗弼 [名號]號は授翁、萬治二年七月勅して神光寂照禪師と謚し、明治二年勅して圓鑑國師と加賜す[事蹟]北朝曆應の初め、關山禪師に師事し、遂に其法を嗣ぎ、關山妙心寺に寂するに方り、同寺第二代となり、大に寺基を興す、康曆二年三月二十八日寂す、年八十五、妙心寺西頭に塔を建て天授院と云ふ、法嗣宗因等あり、妙心寺六祖傳に、授翁宗弼を藤原藤房の出家したるものなりとなし、扶桑隱逸傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳、正法山誌等皆これを蹈襲し、本朝遯史、假寐夢等、其誤を辨ず、妙心寺文書中北朝より授翁宗弼に賜はりたる綸旨等あり、是等に依れば、其北朝より厚遇を蒙り、屢々田園等を給せられたるを知るべし、此の如き北朝の關係を見るも、授翁宗弼が藤房にあらざることは明白なり(史學雜誌、日本佛家人名辭書)

ソウフク 僧服 法衣(ホフエ)を見よ、

ソウフクジ 崇福寺 [所在]筑前國糟屋郡千代村大字堅糟○橫嶽山と號す[宗旨]臨濟宗大德寺派[起原沿革]仁治元年、僧湛慧太宰府橫嶽に一寺を建立す、翌年圓爾(聖一國師)宋より歸りて博多に着す、湛慧之を請じて開堂說法せしむ、圓爾宋を去る時、其師徑山の無準禪師勅賜萬年崇福禪寺の額を書して與ふ、圓爾其額を齎し來りて此寺に揭ぐ、寛元元年に勅あり、博多の承天寺、並に此寺を官寺としたまふ、其後圓爾京都に上りて東福寺を開く、湛慧、南浦(大應國師)を請じて開山となす、南浦此寺に住すること三十三年にして、嘉元元年勅を拜して京都萬壽寺に住す、乃ち此寺を弟子卽山に附す、後ち大友宗麟筑前豐前肥前の內二百三十四町六段を寄附す、天正十四年七月、兵火に罹りて諸堂宇燒失して荒敗に歸す、慶長五年黑田長政當國主となるに及び、大德寺の春屋禪師を請じて再興祖となし、博多の東十里松の內に移し、一家の菩提所となす、卽ち今の地なり、慶長六年長政三百石を寄附し、後開山塔領五十石を寄附す、明治以後稍々衰へたれども、境域一萬四千九百餘坪、本堂、庫裡、開山堂、鐘樓、寶庫、總門、中門、唐門、帆風門等ありて、西國の一大禪刹と稱す○黑田如水以下歷代の墳墓あり(筑前國續風土記、名勝地誌)

ソウベウ 宗廟 帝王の祖先の靈屋、大神宮、石淸水八幡宮を云ふ、支那の制に倣ひて假に稱する所なり、大神宮を第一宗廟とし、又大廟とも云ふ、石淸水八幡を第二宗廟とす、拾芥抄に「兼豐註進云、宗廟事、大神宮石淸水御事也、口傳云、宗廟社稷之號、分別事云々、皇帝祖神號宗廟云々」と見え、神皇正統記に「皇大神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にまします云々、」諸神記石淸水の條に「八幡大菩薩者朝廷之宗廟也、」八幡愚童訓に「第二宗廟と祝はれ給者也云々、」神皇正統記に「此御時(淸和)宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石淸水に移り給ふ(中略)新宮を造りて、宗廟に擬せらる云々」と見えたり、大廟と稱する例は、兵範記仁安三年十二月廿九日の條に「表大廟之異於他云々、」御鎮座傳記に「惟天下大廟也、國家社稷也」と見えたり、玉勝間に「神社を後世の人の、其は宗廟ぞ、それは社稷ぞなど、かしこげに云ふは、唐國ごとのわたくしごと也、古にすべて宗廟社稷と云へることなし、書紀などになり〱其字は見えたれど、たゞ潤色の漢文にして、固より神社と云へるにはあらず、さる故にくにいへなど訓り、くにいへとは漢文の國家の訓をうつしたる也、さて諸々の神社を、廟とは申すまじきよしは、筑前國の香椎廟のみ、古書どもにとりわきて廟とは申して、こは神名帳に入らず、故あることなるべし、これを置きては、豐前國の大帶廟神社あり云々」と云へり、

ソウホウ 宗峰 妙超(メウテウ)を見よ、

ソウホフム 總法務 「ホフム」を見よ、

ソウメイモン 崇明門 大內裡內廓の門、又北戶と云ふ、紫宸殿の北廂の東階より內衛門を出で、宣仁門に至る軒廊の間に在る北面の門なり、左近陣座の北に在り(大內裡圖考證)

ソウメイモン井ン 崇明門院 [名號]禖子[系統]後宇多天皇の第二皇女、母は掄子女王[事蹟]後醍醐天皇の皇太子邦良親王の妃、元應元年十月廿八日內親王宣下、正中三年邦良親王薨去の爲め尼となる、元弘元年十月廿五日准三宮同日院號、同三年一たび止められしが、延元三年四月院號を復せらる(女院小傳、皇胤紹運錄)

ソウメツケ 總目付 江戶幕府の職名、後の大目付なり、德川實紀、寛永九年十二月十九日の條に「この日大阪町奉行兼堺奉行水野河內守守信並柳生但馬守宗矩、目付秋山修理亮正重、井上筑後守政重總目付を仰付らる、これ今の世に大目付といふも

の、濫觴なり」といへり、「オホメツケ」參看、

ソウモン 桑門 淨行を修する者、梵語の轉訛にて沙門、喪門、室摩那摩等皆同じ、此に功勞、勤息、息心等と譯す、「シャモン」を見よ、

ソウヨシトモ 宗義智 [名號] 幼字彦三、法名崇虎石翁、萬松院と號す [系譜] 義調の子 [事蹟] 世々對馬を領す、天正十五年豐臣秀吉の九州を征せし時、義智兵を出して幕下に屬せしかば、其本領を安堵し、十八年秀吉の命により、家人柳川調信を從へて朝鮮に赴き、修交の事を周旋し、七月その國使を具して都に上り秀吉に謁す、秀吉大に喜び、侍從に任じ、羽柴の姓を授く、文祿元年征韓の軍起るに及びて、一方の先陣として彼國に渡航し、各地に轉戰する事前後七年の久しきに亘る、尋で慶長四年石田三成等の兵を擧ぐるや、義智これに與し、柳川調信に軍を授けて伏見城を攻めしが、戰終るの後、德川家康は特に其罪を免じて本領を安堵せしむ、九年朝鮮の使僧松雲對馬に來り、義智に就きて和好の事を議し、且捕虜となりて我國に來れるものを還さん事を請ふ、義智間に在りて家康に說き、其請を容れしめしかば、朝鮮の君臣大に喜び、十一年はじめて信使を我國に送り、十二年五月、江戶に於て德川秀忠に謁して國書を呈す、兩國の和好全く成る、幕府其功を賞して十萬石の列に加へ、位必ず四位に上り、官必ず侍從に至るを以て家格と爲す、尋で十四年昔日のごとく、對馬の舶年毎に二十艘を朝鮮に渡し、釜山浦にして交易の利を通ぜんことを約し、十七年に至りてまた其數を添ふ、二十年、大阪冬の陣の時には、自ら兵を率ゐて、攻圍軍に加はりしが、幾干もなくして病に罹り、元和元年正月三日卒す、年四十八(藩翰譜、德川實紀、野史)

ソウリウ 宗隆 [名號] 景川と號す、勅して本如實性禪師と謚す [事蹟] 幼にして伊勢の圓明寺に投じて得度し、十九にして遊方し、雲谷祥、桃隱朔、義天詔に參謁し、後雪江深に龍安寺に親附す、一日棒下に豁然として大悟す、大和高市の郡主橘氏、興雲寺を建て、請じて開山となす、文明七年勅を奉じて大德寺に住す、後ち妙心寺龍安寺尾張の瑞泉寺等の諸刹に歷遷す、細川政元京都に大心院を建て、請じて住持せしむ、明應九年三月朔示寂す、年七十六(延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウリンジ 雙林寺 [所在] 山城國京都下京區圓山公園內○金玉山と號す、初め靈鷲山沙羅雙樹林寺、法華三昧無量壽院と號す [宗旨] 天台宗、後ち時宗○南面藥師如來(傳敎大師の作) [起原沿革] 最澄の開基、延曆二十四年、最澄唐より歸るや、佛經佛具を朝廷に獻ず、天皇左大史尾張連定鑑をして此寺を建立せしめ、其佛經佛具を置き、沙羅雙樹林寺と稱して、最澄に賜ふ、後ち延曆寺を立つるに及び、其別院とせり、鳥羽院最も本寺に歸依し、皇女綾雲女王を住持とし、雙林寺宮と稱す、應永中僧國阿、時宗に改め、俗に東山道場と稱せらる、後に時宗一派の本山となれり、初め、寺中に長善菴、妙吉菴、發心菴、勝林菴、華園院、蓮華院等あり、林泉幽邃、東山の一勝地たり、豐臣秀吉嘗て此に閑遊し、花を賞し制札を立て枝を折ることを禁ぜしめたり、中古以來屢々兵燹に罹り、堂塔房舍悉く燒失し、近世益々頹廢し、僅に藥師堂の一字を存す(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要志)

ソウリヤウ 總領 「ソウリヤウヂトウ」を見よ、

ソウリヤウヂトウ 總領地頭 [名義] 數

名の地頭を統領支配する者、總地頭または總領ともいふ、後には大概一家の宗たる者、支流たる輩の領知を統領せるを云へり、此れ祖先傳承の地頭職を、家族の繁茂する儘に、一鄕一所を分與して地頭たらしめたるが、其宗家を總領と定め、軍役、番役以下の公事を指揮し、軍糧を收めしめたり [起原沿革] 養和元年閏二月、源賴朝の乳母を相模國早川庄總領地頭職とせしを始めとす、文治元年十一月、朝廷より賴朝日本國總地頭に補せられしが如く保曆間記、承久記に見えたるは誤なり、貞永元年總地頭等言を所轄に託して、領內名主職の地を掠め、又橫歛することを禁じたり、又兵役ある每に、庶子皆總領に屬して、別に一隊を爲す事を得ず、凡常陸大掾平氏の如き、其族七家あり、七家の分派、各所屬の總領あり、七總領、一の大掾氏に隸屬す、卽大掾を呼びて大總領と云ふ、(大總領)室町幕府に至り又之を置く、寶德二年六月、畠山持國、總領職を其子義就に讓與せんと請ふ、幕府これを許し、安堵狀を與へたるを以て、其一端を見るべし、織田豐臣時代絕えて、江戶時代以後は只嫡子の稱にのみ殘れり、「ヂトウ」參看(武家名目抄、官制沿革略史)

ソウロク 僧錄(總錄) [名義] (一)禪宗の僧職(二)眞言宗新義派の僧職、其役所を僧錄司といふ、僧錄の義は、象器箋に「錄僧之事」と見ゆ、また類聚名物考に「其の事をスベシルスの意なり、後漢書胡廣傳に、靈帝立、與大傅陳蕃參錄尙書事、復封故國、以病自乞、會蕃被誅、代爲大傅、總錄如故とあるより出づ」と見えたり、而して其職は、唐の憲宗皇帝の元和二年に、端甫を僧錄と爲し、左右兩街の僧事を錄せしめたるにはじまる、我國にては、蓋し之を摸擬したるものにして、世或は左街僧錄と稱するは、また唐のそれに倣ひたるものに係り、敢て右街僧錄あ

るにはあらざるなり [起原沿革] (一)後圓融天皇の康曆元年十月十三日、時の將軍足利義滿はじめて春屋妙葩を僧錄と爲し、五山十刹以下諸禪寺の出世擧薦の事を掌らしむ、空華日工集同年十一月十二日の條に「樹中心書至自京、乃審春屋和尙以十月十三日領天下僧錄之命」と見えたるもの卽ち之なり、二年正月を以て妙葩職に就きて事を見る、既にして永德三年義滿の鹿苑院を興すや、其住持をして必ず僧錄職を兼ねしめ、爾來遂に例となる、尋で同院の蔭涼軒の住持を以て副僧錄と爲したり(後世に至り副總錄停廢す)而して僧錄の職には、必ず大禪刹の住持より轉ずる例にして、至德二年善幢が大德寺の書記より轉じたるが如きは、異例なりとす、文安二年に至り、大德寺は後醍醐天皇の勅願道場たるを以て、南禪寺に准じて紫衣を賜ひ、文正中には妙心寺、大德寺に准じて紫衣道場となり、後ちまた永平寺も紫衣道場たるに及び、三寺共に皆總錄の支配を受けざるに至れり、今此等の事實に因りて考ふれば、僧錄の職たる、其最初にありては、天下一般の諸禪刹をも支配したりしも、大德妙心永平寺等大禪刹の反抗を來し、其節度を受けざるに至りしかば、後世に於ける僧錄の威力の及びたるは、僅かに五山十刹及び其法流を承けたる禪寺のみに限られたりき、豐臣秀吉の時に至り、鹿苑院の塔頭豐光寺の住持承兌を僧錄とす、(秀吉薨ずるの後、德川家康、足利學校の元佶を以て之に任じたるかの如くに思はるゝ記事望海每談に載せたり)尋で元和元年七月五山十刹諸山法度を發布するに及び、「鹿苑隆涼之官職者、先代之規摸也、當時不足叙用、毀破之訖、自今以後、以五山之長老之中、歸依之僧一員、可兼補之、官資並入院出仕之儀式等如先規、可有重賞事」と規定し、鹿苑院世襲の制全く廢せられしが、同五年德川秀忠より、金地院崇傳に賜ひし朱印狀に、「任元和元年七月先判之旨、彌停止鹿苑隆涼之僧職、令兼補于當院訖、守同規、如先判可被沙汰之狀如件」とあり、此の時より崇傳の帶する所となる、而して其職たるや、出世官資入院等の事に關して、五山十刹及び其法流を承ける諸禪寺のみを管し、他の大德妙心永平總持寺等の大禪刹は其下に屬せざりしかば、崇傳は幕威を假りて、これを壓せんと謀りしと雖も、目的を達する事能はざりき、かく崇傳は宗務の上に於ては一般に統一するを得ざりしも、政治の上よりしてこれを管し、寺社の訴訟のごときは、常に之を裁斷せり、有司勤仕錄寺社奉行の條に「昔は此職無之、寺社之事は、金地院並林永喜(道春の弟)信長老支配する事なり、今も法の上に於て、重き事は、金地院に相談する事なり」と見え、明良帶錄寺社奉行の條にも、「寬永十二年堀東市正始めて勤む、此頃は評定所なければ、奉行の第宅え金地院(崇傳なり)出座、寺社之訴訟を聽けり」とあり、なほ鶴の毛衣に「古は寺社訴訟の事、金地院計らひけるが、寬永中より武家の職となる」など見えたるにて之を證するを得べし、崇傳後ち金地院を江戶の芝に營みて之に移り、尋で其職を去るの後、元眞其職を繼ぎたりしが、寬永十二年寺社奉行をおくに及び、訴訟裁判等の實務は凡て奉行の手に移り、僧錄は只僧侶の名簿等の事のみを掌ることゝなりて、維新の際まで是を傳承せり、此外また別に曹洞宗の僧錄職あり、(曹洞宗總錄司)室町時代應永の頃寂靈始めて之に補し、一宗の僧事を管したりし事、傳燈錄に見えたれど信じ難し、恐らくは後世强て寂靈に附會したるものなるべし、江戶時代に及びては、慶長中下總總寧寺、武藏龍穩寺、遠江大洞寺を關東僧錄となし、尋で大洞院を除きて下野大中寺を加へたり、其他諸國にも僧錄ありたりき、蓋し觸頭の類なり、(二)德川五代將軍綱吉の時、護國寺住持隆光、綱吉及び其生母桂昌院の尊崇を受け、元祿十四年眞言宗新義派僧錄職を命ぜられ、同派の事を管轄したり、之れ蓋し禪宗の僧錄に倣ひしものなるべし、尋で職を覺眼に傳へしが、享保二年護持院火災に罹りて大塚護國寺に移さるゝに及び、覺眼寺務を免じ、之と同時にまた僧錄職を廢せられたり、いま鹿苑院、金地院、護持院における僧錄職の歷代を示せば左のごとし(釋氏要覽、空華日工集、禪林象器箋、諸宗儀範、白石紳書、望海每談、僧錄歷代記、日本洞上聯燈錄、正法山誌、德川實紀)

【鹿苑院僧錄歷代】

○春屋(妙葩)—絕海(中津)—無求(周伸)—空谷(明應)—
海印(善幢)—空谷 再住—絕海 再住—空谷 三住—
大岳(周崇)—嚴中(周噩)—古幢(周勝)—寶山(乾珍)—
用剛(乾治)—瑞溪(周鳳)—春林(周藤)—瑞溪 再住—
東岳(澄昕)—龍岡(眞圭)—瑞溪 三住—偲巖(澄安)—
維馨(梵桂)—惟明(瑞智)—月翁(周鏡)—錦江(景文)—
橫川(景三)—景徐(周麟)—金溪(梵鐸)—文總(壽顯)—
金溪 再住—芳鄕(光隣)—宗山(等貴)—東雲(景岱)—
景甫(壽陵)—梅叔(法霖)—文總 再住—梅叔 再住—
汝雪(法叔)—春湖(壽信)—惟高(妙安)—春叔(洪蓀)—
陽山(瑞暉)—仁如(集堯)—江春(瑞超)—西笑(承兌)—

有節（瑞保）—開保—昕叔（顯暉）後中院
【金地院僧錄歷代】
○以心（崇傳）——元眞（最勝）
【護持院僧錄歷代】
○隆光——覺眼

リエン　祖圓　名號 規庵と號す、嘉曆三年十二月勅諡南院國師を賜ふ 事蹟 信濃水内郡の人幼にして鎌倉に出で、淨妙寺龍江宣に師事し、後ち建長寺圓覺寺に入り祖元に依る、弘安九年祖元寂す、

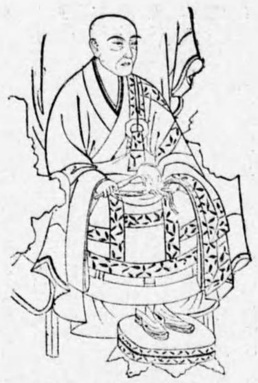
京都南禪寺所藏（史料編纂掛蒐集）

乃ち京都に入り、東福寺普門に謁す、普門南禪寺に移るに及んで又隨從す、正應四年普門寂す、上皇祖圓を召して南禪寺の席を繼がしめ、殊に之に歸依し、屢皆參請したまふ、正和二年四月二日寂す、年五十三 著書 語錄あり（元亨釋書、本朝高僧傳）

リオノコホリ　噉喰郡　所在 大隅國 史原始附考 上古襲國と稱す、或は曾に作る、郡名の制定さるる時に贈於に改め、また噉喰に作る、和名抄、葛例、志摩、阿氣、方後、入野の五鄕あり、建久圖田帳に、曾野郡に作り、元祿圖噉喰に作る、後世之に仍る、維新後東西の二郡に分ちたりしが、明治廿九年に至り、東噉喰郡と日向國南諸縣郡とを合せて噉

郡を置き、西噉喰郡を廢して姶良郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

リガウチ　蘇我氏　皇別、朝臣姓、臣姓あり、姓なき者もあり、姓なき者は河内に貫す、孝元天皇の皇子彦太忍信命の後、武内の子蘇我石川宿禰より出づ、石川は河内石川の別業に生る、故に名づく、宗我大家を賜ひて居となす、因て氏となす、宣化天皇の時、蘇我稻目大臣たり、子孫相繼きて世々大政を秉る、宗黨彊盛なり、入鹿に至り積惡を以て誅に伏す、而して其族倉山田石川麻呂、天智天皇を佐けて功あり、故に子孫尙ほ朝に顯る、天武天皇十二年、蘇我臣に朝臣を賜ふ、陽成天皇の時、右京の人從五位下石川朝臣木村、請うて姓を改め、先祖の諱を避け、姓木村を賜ふ、正六位上箭口朝臣岑業、姓宗岳朝臣爲成あり、堀河天皇の時、大膳少屬宗岡爲長あり、後世姜し姓を宿禰と改む、後伏見天皇の時中務少丞宗岡宿禰行員あり、蘇我氏の族土佐安藝郡大領となる者あり、因て子孫阿波土佐の間に居る、安德天皇の時、阿波の人安藝太郎時宗は卽ち其裔なり（姓氏錄、氏族志、蘇我系圖）

○武內宿禰——石川宿禰——滿智——

韓子——高麗——稻目——

- 馬子——蝦夷——入鹿
  - 堅鹽姬
  - 小姉君
  - 磨理勢
  - 石寸名
- 善興
- 倉山田石川麻呂
  - 日向
  - 連子
  - 赤兒——常陸娘 天智帝
  - 倉麻呂
- 興志
- 越智娘 持統帝
- 姪娘 元明帝
- 乳娘 孝德帝

リガスケナリ　曾我祐成 源頼朝家臣 系統 伊藤祐親の孫、河津祐康の子 事蹟 祐成兄弟なほ幼なるの時、父祐康、工藤祐經の殺す所となる、是に於て其母二子を携へて曾我祐信に再嫁せり、祐成等因て曾我氏を冒す、而して兄弟深く祐經を恨み、密に復讐せん事を圖る、時に祐經は源頼朝の寵遇を受けて多大の勢力を有したるのみならず、頼朝また、嘗て事によりて祐親を怨めるを知り、間に乘じて祐成兄弟を殺さん事を勸めしかば、頼朝は祐信に諭し、二人を幕府に呈せしめたり、畠山重忠、和田義盛之を憐み、爲めに救解する處ありしを以て、僅かに死を免る、既にして祐成元服を加へ、弟時致を箱根山僧行實の弟子と爲す、時致僧となるを潔とせず、遂に北條時政によりて衷情を訴へ、また元服を加ふ、これより二人相共に、大磯、黃瀨川、三浦の邊を屢遊し、屢々祐經を覘ひしと雖も、祐經は其出づる毎に、徒卒を從へて自ら衛れるを以て、手を下すの機會を得ざりき、建久四年頼朝富士野に獵し、祐成之に從ふ、祐成等大に喜び、五月廿八日の夜、相携へて祐經の營を斫る、時に祐經大醉して醒疑せり、卽ち席を蹈み大呼して曰く、祐成時致父の爲めに讎を報ずと、祐經驚き覺め、將に刀を執つて起たんとす、兄弟刀を揮うて交々下し遂に之を寸斬す、會々雷雨ありて闇黑を極め、加ふるに事不意に起れるが爲め、營中頗る騷擾せり、平子野右馬允、愛甲三郎等倉皇として出で闘ふ、兄弟數人を殺傷せしと雖も、衆寡敵せず、祐成は仁田忠常の殺す所となり、時致は更に進んで頼朝の營を犯し、小舍人五郎丸等の爲めに捕へられ、遂に斬らる、時に祐成二十二歲、時致二十歲なりき（大日本史）

リガトキムネ　曾我時致　名號 幼字富王、通稱は五郎 系統 河津祐康の子、曾我十郎祐成

の弟 事蹟 兄と共に父の仇なる工藤祐經を富士野に殺せるを以て世に著はる、詳しくは曾我祐成（ソガスケナリ）の傳中に合叙したれば就きて見るべし、

リガノイナメ　蘇我稻目　系統 石川宿禰の玄孫、高麗の子 事蹟 宣化天皇の元年大臣となる、欽明天皇の十三年、百濟より金銅釋迦佛像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻ず、天皇大に喜び、之を禮拜せんとするの意あり、然れども事重大なるの故を以て輕々しく決せず、議を群臣に下して其可否を問ふ、時に大臣物部尾輿、中臣勝海等は反對したれども、稻目は西蕃の諸國皆之を禮す、吾國何ぞ獨り然ちざらんやと奏言せしを以て、天皇は佛像を稻目に賜ひ、試に禮拜せしめらる、稻目大に喜び、之を小墾田の家に安置して勤修を事となし、遂に向ヶ原の家を捨てゝ寺と爲し、向原寺と號す、我國に佛寺ある實に玆にはじまる、幾干もなくして疫氣諸國に流行し、死するもの多し、尾輿、勝海等外神を祭れるのゆゑに、國神の怒りに觸れたるなりと稱し、奏して佛像を破棄せん事を請ふ、天皇之を許し、有司に命じて像を難波の堀江に投じ、且向原寺を燒く、二十三年大伴狹手彦高麗より歸り、其獲る所の美女及び甲刀鏡幢若干を以て稻目に遺る、稻目其二女を納れて妻となし輕曲殿に置く、三十一年薨ず（大日本史）

リガノイルカ　蘇我入鹿　名號 鞍作 大臣、また林臣と稱す 系統 蝦夷の子 事蹟 皇極天皇の時國政を專にし、威權父に過ぐ、上下震恐し其嚴酷を憚る、是より先蘇我氏曾て上宮諸王子と隙あり、是に於て入鹿之を除き、舒明天皇の皇子にして、馬子の女の生みたる古人大兄皇子を立てゝ天皇と爲さんとし、二年山背大兄皇子を斑鳩宮に襲うて之を殺す、三年二月家を甘樫岡に營み、蝦夷の家を宮門、己の家を谷宮門といひ、男女を稱して王子女といひ、宅外柵門を構へ、傍に兵庫を作り、門毎に水槽各一、木釣瓶數十を設けて火災に備へ、常に力士をして刀を持ちて護衞せしむ、中大兄皇子、深く其不臣を憎み、藤原鎌足と之を誅謀せん事を謀る、四年三韓入貢し、天皇大極殿に出御の事あり、入鹿又侍座するを伺ひ、俄に踊り出でて、入鹿を斫る、入鹿傷きながら御座に近き天皇に哀訴す、皇子卽ち伏奏して曰く、鞍作不遜にして將に天位を傾けんとするの狀あり、故に誅伐を加ふるのみと、天皇起ちて內に入る、犬養網田逢に入鹿を斬りて之を誅す、「ソガノエミシ」參看（大日本史）

リガノウマコ　蘇我馬子　名號 島大臣と號す 系統 敏達天皇の元年大臣となる、十三年鹿深臣佐伯連等百濟に往き、彌勒石像及び佛像各一軀を得て還る、馬子その佛像二軀を請ひ、また司馬達等、池邊氷田、鞍作村主を四方に遣はして修行者を索めしに、播磨の國に於て、還俗者なる高麗惠便を得たり、馬子これを師として司馬達等の女島を度せしめて善信尼といふ、別に二女を度せしめて善信尼の弟子と爲す、禪藏尼、惠善尼これなり、馬子なほ三尼を氷田、達等に付けて衣食を給せしめ、佛殿を家の東に經營し、三尼を屈請して齋會を行ふ、卽ち我國における齋會のはじめなり、時に達等佛舍利を齋欽の上に得て馬子に獻ず、是に於て馬子益々佛法を崇信し、修行する事怠らず、遂に佛殿を石川の宅に造る、佛法これよりして大に世に行はるゝに至れり、十四年二月塔を大野丘北に起し大齋會を設け、達等贈る所の舍利を塔の柱頭に藏す、會々疫病流行す、大連物部守屋、中臣勝海等以て外神を祭りたるの結果、國神の怒りに觸れたるものと爲し、奏請して之を廢棄せん事を請ふ、天皇許可し給ひしかば、守屋自ら寺に抵り佛像殿塔を燒き、馬子及び其徒を毀辱し、三尼を捕へて之れを禁錮す、馬子啼泣す、六月馬子奏して曰く、臣の病久しく癒えず、三寶の力にあらざれば、救治する能はざるなりと、詔して曰く、汝獨り之を行ひ、他人を惑はす事勿れと、馬子大に喜び、新に精舍を營み三尼を迎へて供養す、此年天皇崩じ、用明天皇立つ、馬子大臣たる事舊のごとし、二年四月天皇病篤きに及び、三寶に歸せんとするの御志あり、守屋、勝海等は絕對に反對を唱へしと雖も、馬子は、只詔のまゝに從はんのみ、誰かまた異議を挿むべきと稱し、豐國法師を引きて內裏に入る、守屋大に怒り、遂に兵を集めて自ら備ふ、蓋し大臣大連の相爭ふ事、深く由來する所ありしが、玆に至りて相衝突するの已むを得ざるに至れり、既にして天皇の崩ずるや、守屋は穴穗部皇子を立てんとしたれども、馬子は皇后炊屋姬命を奉じ、却つて兵を遣はして皇子を殺し、更に守屋を伐ちて之を斃す、亂平ぐの後、馬子法興寺を飛鳥に造る（推古天皇の四年に至りて成る）これ守屋と戰へるの際、勝利を佛に祈りたるが爲なり、尋で崇峻天皇立ち給へり、天皇蘇我氏の出に係ると雖も、深く馬子の專橫なるを憎み、密にこれを除かんとす、馬子探知し東漢駒をして弑逆を行はしむ、時人其威權に恐れ、敢て議するものなし、馬子卽ち炊屋姬皇后を擁立す、推古天皇これなり、時に廐戶皇子攝政たりしと雖も、實權は馬子の掌握する處にして、新羅を伐ち隋唐と交を修し、またはじめて冠位を定め、曆法を行ひ、天皇記國記等の國史を撰錄したる等、其治蹟見るに足るべきもの多し、これ蓋し廐戶皇子等と相議して制定したるものに係ると雖も、馬子の

力多きに居ることは爭ふべからず、彼の十七箇條の憲法の如き亦然り、幾干もなくして厩戸皇子薨ず、皇子は馬子のやゝ憚る所なりしに、已に薨去ありしを以て、天下益々其威を仰ぎ、專恣また增長せり、三十四年薨ず、桃原の地に葬る、馬子性武略に長じ且才辯あり、深く佛法を敬ふ、而して其飛鳥河上に作りたる邸には、池を穿ち島を築きたり、因て世に島大臣と稱す(大日本史)

ソガノエミシ　蘇我蝦夷　**名號**豐浦大臣と稱す**系統**馬子の子**事蹟**推古天皇の三十四年大臣となる、既にして天皇崩ずるに及び、田村皇子、山背大兄王等各々遺詔を承け、御葬畢る後、皇嗣なほ定まらず、蝦夷田村皇子を立てんとするの意あり、會々叔父境部摩理勢固く爭うて山背大兄王を立てんとす、蝦夷其逆拒を怒り、兵を遣はして之を殺し、遂に群臣と共に田村皇子を翼戴す、卽ち舒明天皇なり、爾來僭越の擧動頗る多く、皇極天皇の時には、祖廟を葛城高宮に建て、八佾舞を爲し歌を作りて之を謠ふ、また大に國內井に百八十部の人民を發し、豫じめ二墓を今來に築き、其一を大陵といひ己れの墓となし、一を小陵といひ子入鹿の墓と爲す、二年十月病と稱して朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬し、次子某を呼びて物部大臣といふ、既にして中大兄皇子藤原鎌足等相圖りて入鹿を大極殿に誅するや、其屍を蝦夷の家に送くる、蝦夷卽ち親族兵士を集めて備ふる所ありしと雖も、幾干もなくして皆散じ去るに及び、勅を奉じて、豫て撰する所の天皇紀、國紀及び寶貨を燒きて自殺す、「ソガノイルカ」參看(大日本史)

ソガノクラヤマダイシカハマロ　蘇我倉山田石河麿　**名號**山田大臣と稱す**系統**蘇我馬子の孫、倉麿の子**事蹟**本宗たる蘇我蝦夷入鹿父子と隙あり、故に皇極天皇の御宇中大兄皇子藤原鎌足と共に蝦夷父子の誅伐を計畫するや、まづ倉山田麿を引いて與黨とし、且其女を納れて甘心を結ぶ、四年三韓入貢す、而して其調を進むるの日は、卽ち皇子等事を擧ぐるの期たりしかば、倉山田麿は、其時表文を讀むの任に當りしと雖も、結果の如何を慮り、聲顫ひ手慄く、入鹿怪しみて之を問ふ、答へて曰く、天顏に咫尺し覺えずかくのごときのみと、中大兄皇子等劍を按じて踊り出で遂に入鹿を斬り、蝦夷亦尋で亡ぶ、孝德天皇の卽位するに及び功を以て右大臣に拜し金策を賜ふ、倉山田麿に弟あり、日向といふ、大化五年皇太子中大兄皇子に讒して曰く、臣が兄倉山田麿私に不軌を圖ると、太子これを信じ兵を遣はして其邸を圍ましむ、倉山田麿卽ち大和國十市郡山田寺に逃れ、佛前に於て自ら縊る、幾干もなくして日向の讒著はれて太子悔恥し、日向を太宰帥に左遷す(書紀、大日本史)

ソガフカウ　蘇合香　**名義**天竺樂、般涉調廿二曲中の一、俗に蘇合とのみ稱す、新樂にて大曲なり○序一帖拍子十二、三帖、四帖、五帖拍子各二十、破拍子二十、急拍子二十一、舞者六人、答舞、進走禿**起原沿革**天竺の阿育王病に惱める時、蘇合香を服して癒えたりしかば、悅んで此曲を作り、育偈舞を作つて蘇合香の葉を以て冑となして舞ふ、香氣殿內に滿ちたりと云へり、我國桓武天皇の時、遣唐舞生和邇部島繼、之を我國に傳ふ、初め遊聲及び颯踏、序一帖八拍、共に二帖、島繼忘れたりし爲め、そは傳はらず、華山天皇の寬和二年冬、太上皇大井川に幸し、伶人此曲を奏す、源時中紅葉を以て挿頭となし、船頭に立て燕姬周郞の曲を舞ふ、上皇感賞して、陞せて參議と爲す、又堀河天皇舞を弘徽殿に御覽じ給ひ、勅して此曲を入音聲と爲し、狛光季をして舞を奏せしむ、天皇甚だ感歎し殿庭外に於いて之を用ふることを禁ぜしよし教訓鈔等に見えたり(體樂志、歌舞音樂略史)

ソク　束　稻などを數ふる時の用語、稻十把を以て一束となす、一把は、農夫の鎌を以て禾を刈揚ぐる時、其掌の中の一握を三ッ合せたるものを云ふ、古へ稻六十束の地を以て一反步と定め、六十束に及ばざる地を中下田とすと云ふ、今成斤にては、大寶令以前大升の穀一斗卽ち大十斤を一束とし、小斤にては、令前の六升九合四勺四撮を一束とせり(度量權衡攷、田制篇)

ゾク　贖　王朝時代に於ける刑法上の特典、應議者、應請者、應減者、及び八位、勳七等以下十二等以上の人、もしくは官位勳等減を得るもの(六位七位、勳五等、勳六等の人をいふ)の父母妻子が、流刑以下の罪を犯したる時、特に贖を聽し、罪の輕重により銅を納めしむるをいふ、但し官ある人は官當の法に從ひ、まづ官を以て罪に當てしめ、罪輕くして官を以て當るに足らざれば贖を收む、而して加役流、反逆緣坐流、子孫犯過失流、不孝流、會赦猶流(「ルケイ」參看)に相當する罪を犯せるものは、之に與かることを得ず、而して其資格あるものを應贖者といふ、議(ギ)、請(セイ)、減(ゲン)參看(律疏、古事類苑法律部)

ソク井　卽位　**名義**天皇が踐祚の後ち、高御座に卽きて、天日嗣をしろし召したる事を百司萬民に告げ給ふをいふ、其儀式を卽位式と稱す、名目抄には、ショクヰと訓じたり**儀式**卽位式を行はるゝ時は、豫め陰陽寮に命じて其日時を勘へしめ、上卿をして擬侍從以下の職員を撰定せしむ、又禮服御覽と

て、當日天皇の著御せらるべき冠服を天覽に供し、或は卽位の無事ならんことを、社寺に祈禱せしめらる、其他由奉幣とて、天皇、建禮門神祇官等に行幸あり、使王をして幣帛を奉じ、卽位せんとする由を、伊勢神宮に告げしめられ、又告陵使を發遣して、卽位の由を山陵及び功臣の墳墓等に告げしめらるゝ等の事あり、當日に至りまづ大極殿の高御座を裝飾し、(太政官の廳にて行はるゝ時は、高御座を移さる)南階を距る事十一丈に銅雀の幢を建つ、その東に日像の幢、朱雀青龍の旗等を建つ、西には月像の幢、白虎玄武の旗等を建つ、東廳の西に內辨の幄あり、その內に兀子を建つ、中階の南七丈をさりて火爐二つあり、典儀、贊者の版、左右近衞次將の胡床等の位置を定め、文武の百官有司各威儀の物をとりて、庭中の東西に列立す、外辨の公卿は民部省の廳代の幄に著す、其時に天皇冕服を著し給ひて、後房より出御ありて高御座に著せ給ふ、內侍二人、命婦四人、各禮服を著して前後に候す、御座定まりて後、十八人の女孺、翳(「ハ」參看)をとりて、左右より分れ進で天皇の御頭を被ふ、次に褰帳の女王二人、左右よりすすみて、高御座の南のかたの幌をかゝぐ、此の時にいたりて、二九の女孺翳を伏すれば、天顏始めて見え給ふ、群臣各面伏す、主殿圖書寮の司、火爐のもとにつきて香を燒く、この香は天子位につかせ給ふよしを、天に告ぐる燒香なり、宣命使の人、版位につきて制旨をのぶ、群臣再拜舞踏す、武官旗を振りて萬歲を稱す、事終らんとする時に、左の侍從座をたちて御前に進む、その進退、傍行あり膝行あり、逡巡して御前にあたりて、笏を引きて禮畢を奏す、その音高長なり、これは今の大禮事終りたる事を、天皇にしらせ奉る義なり、次に二九の女孺翳をたてまつる事前の如し、褰帳二人進みよりて御帳を垂る、茲に於て天皇後房へ歸り入らせ給ふ、兵庫の司、鉦をうち鼓をならして、百官有司の出入を告げ、式全く畢る、而して今日禮服を著る人は、左右の擬侍從四人、少納言二人、同典儀の少納言、內辨外辨の公卿、宣命使等なり、女官は褰帳威儀の命婦等、近衞の次將は金銀珠玉をもて飾れる甲を著す、外衞の督佐は、武禮冠に裲襠(裲襠とは袖もなきうちかけをいふ)を著す**職員**擬侍從、然るべき人を選びて、其日に於ける侍從の代となすものにして、左右各々二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王を以て三位の侍從に用ふる事あり、宣命使、宣命を讀む任にして、中納言を用ふ、典儀、卽位の儀式を司るものにして、少納言を用ふ、井に一人とす、贊者、典儀を補助するものにして二人あり、燒香、卽位の事を天に告ぐるため香を燒くの任にして、主殿圖書寮の官人を以て之に宛つ、此外內辨一人(「ナイベン」參看)外辨二人若くは三人(「グワイベン」參看)大將代二人及び褰帳の女王、命婦等の職員あり、儀式の條を見て知るべし**調度**(鳥形幢)烏形幢、また銅烏幢ともいふ、幢には五彩を以て雲の形を描き、更に金銅の烏を臺に居ゑて頂上に居う、臺の圍りは纓絡を以て飾り、幢の柄は黑塗なり、(日像幢)日像幢、金漆塗の丸き板に、三足の烏を描き、圓像の端に、金塗の細き串十七本を挿したり、幢は黑塗なり、金漆塗の丸き輪九つを以て柄を貫けり、(月像幢)月像幢、銀漆塗の丸き板に、銀の兎蟾蜍と月桂樹と瑠璃色の臼とを畫けり、圓形の端に、銀塗の細き串十七本を挿したり、幢の柄は日像幢に同じ、(四神旗)四神旗、白き絹の纓綱端取りたる中に、青龍、朱雀、白虎、玄武の四神を畫きたるものにして、各々一流なり、幟は四筋ありて、白き筋に赤き端を取りたり、上に片刄の戟を加ふ、而して上に述べたる烏形幢より四神旗に至る七本の幢は、紫宸殿の南階より、十一丈ばかり南の方の庭上に建つるものに係り、烏形幢を中央と爲し、其東に日像幢、西に月像幢、また日像幢の東に青龍朱雀の旗、月像幢の西に白虎玄龍の旗を並べ建つ、高さ各々三丈、相距る事十尺餘なり、(龍像纛)龍像纛、左右合せて二本あり、東の方は赤き絹に金色の龍を畫き、西の方は黃色の絹に、青龍を畫き、端は纓絡端なり、幟は四筋にして、赤き端を取りたり、共に頂上に赤熊の如き、黑色の纛を居う、古は黑色の馬尾三十把を以て作りしが、後世は苧を黑く染めて用ふ、一說に纛は犛牛の尾の事なれば、古へは牛の尾にて作れるならんかといへり、前の七本の幢の左右にこれを建つ、(萬歲旗)萬歲旗、龍像纛の左右に建つ、頂上に矛を加へて、東の方は、赤き絹に、金色にて萬歲の二字を篆字に書し、端は纓絡端なり、(鷹像幢)鷹像幢、萬歲旗の南に、東西各三旒づゝを建つ、東の方の幢は、黃色にして鷹の形を畫き、また纓絡端なり、上に矛を加ふ、纛の幢以下また高さ三丈とす、(鉾)近衞陣の鉾、鷹像幢の南の左右に各々五株を建つ、卽ち近衞陣なり、高さ一丈餘、また南殿の階下なる近衞次將胡床の前にも三株を建て、なほ左右の大將代の前にも、やゝ尺の小さき矛一株づゝを建てたり、(火爐)白銅火爐、徑二尺餘、紫宸殿の南階より七十尺ばかり南の方の庭上に設く、榻二箇を左右に居ゑ、其上に置けり、卽位の由を天に告ぐる爲の香を燒くの用に供す、(香納桶)香納桶、火爐の南の方一丈ばかり隔て、高案二つを居ゑ、上に金漆塗の曲物に、草花を畫きたる香合を左右各々一つを居う、卽ち香納桶なり、高御座、天皇の御座なり(「タカミクラ」參看)**起原沿革**上古は卽位卽ち踐祚にして其別なし、

天智天皇が、先帝崩じて後七年にして卽位し給へるは、其間皇太子にして攝政し給へるものにして、踐祚の事ありしにあらず、持統天皇の如きも、また攝政三年の後、はじめて踐祚と共に卽位の禮を行ひ給へり、其他文武、元正、聖武、孝謙、淳仁の諸天皇、いづれも受禪の日、直ちに卽位ありて、踐祚と卽位とを別にせられし事なし、尋で桓武天皇天應元年四月三日受禪踐祚あり、同十五日に卽位式を行はれしより、はじめて兩者相異なるの端を開き、後世に至りては踐祚の後、歲月を隔てゝ卽位の式を行はるること常例となれり、按ずるに、卽位の儀式は、神武天皇以後、孝德天皇、文武天皇の朝を經て大に整頓し、清和天皇の貞觀儀式に至りて、卽位讀國の式、共に我國固有の儀式に、唐制を折衷して大に盛觀を呈せしが、中世以後政權武門に歸し、皇室衰ふるに及び、其儀漸く舊觀を失ひ、殊に室町時代に至り、應仁亂後天下紛亂の極に達するや、卽位の式の如きも頗る粗略に流れ、僅かに其禮を行はるゝに過ぎず、後柏原、後奈良、正親町の三天皇は、用途不足の爲めに、踐祚後久しく卽位の禮を行ふこと能はざりしかば、其資を四方に募り、後柏原天皇の時には、幕府より一萬疋、本願寺より一萬貫を、後奈良天皇の時には、大內義隆總用二十萬疋を、正親町天皇の時には、毛利元就米一千石を獻じて、各々其資を助け、漸く擧行するを得たるが如き狀態に陷りたり、尋で織田信長豐臣秀吉が、皇室尊奉の實を擧げん事を勉め、更に江戶時代に入り海內治平となりしを以て、朝儀や、舊に復し、用途の闕乏また前日の如く甚しからざりしも、之を古儀に比すれば、元より同日の談にあらざりき、明治維新の際、今上天皇の卽位し給ふに及び、頗る古典に則り、儀禮頗る面目を改めたり、近時また皇室典範の發布ありて、卽位の式は、京都に於て行はるゝ事と規定せらるゝ○卽位の殿はもと大極殿なりしを、此殿燒亡の後ち、陽成天皇は豐樂殿を用ひ、冷泉天皇は不豫により紫宸殿にて卽位し、大極殿再び燒亡せし以來は、後三條天皇は太政官廳を用ひ、後柏原天皇以後は專ら紫宸殿のみを用ひ給ふことゝなれり、而して古へは、卽位の時必ず叙位儀あり、又大赦を行ひ、老を恤み貧を賑し、及び租調雜徭を免ぜらるゝ等、國用極めて豐かなりしな、後世は却りて進獻と云ふこと起り、殊に江戶時代に至りては、將軍を初め、天下の諸侯にも、各其分に應じて參賀進獻の禮を執らしめしほどなり、又神器なくして卽位するに力ありしもの、ごとし、又踐祚と卽位とは、後鳥羽天皇及び北朝の天皇にして、（「サンシュノジンギ」參看）卽位の禮を行はずして、皇位を去り給ひしは仲恭天皇なり、なほ又淳和、白河、後小松等の天皇は、何れも卽位以前皇嗣を立て給ひき、亜に異例なり、踐祚（センソ）參看（眞觀儀式、延喜式、江次第、代始和抄、名目抄、御卽位次第抄、國學院雜誌「戰國時代に於ける皇室」、古事類苑帝王部）

リクヱ　觸穢　汚穢の身に接し、目に觸れ、又は器物衣食に及ぶを云ふ、眼忌、產穢、月經等皆觸穢なり、「ショクヱ」ともいへり、凡て神は清淨を好み、不潔を惡む故に、神事を行ふには、先づ潔齋して身心を淸め、其他神饌幣帛等總て淸淨を主とし、汚穢に觸れざらん事を要す、然れども其間には避け難きあり、過誤に出づるあり、是を以て觸穢の制を設け、其輕重に從ひ、日數の等差を設け、或は展轉の遠近に由りて、甲乙丙丁の區別を立てたり○上古以來汚穢を忌み、淸潔を貴ぶ風俗なりしが、日數の長短、展轉の差を立てしは、延喜式を始めとす、臨時祭の條に「凡甲處有」穢、乙入二其處一（○謂二座下亦同一）乙及同處人皆爲レ穢、丙入二乙處一只丙一身爲レ穢、同處人不レ爲レ穢、乙入二丙處一同處人皆爲レ穢、丁入二丙處一不レ爲レ穢、其觸二死葬一之人、雖二非一神事月一不レ得レ參二著諸司並諸衞陣及侍從所等一」とあり、此の後觸穢益〻密となり、實行も難きにより、其制反て緩み、近世には延喜の制三十日の穢を減じて僅に一日とせり、其古制に依り、少しも增減せざるものは伊勢神宮以下の諸社のみなりと云ふ○穢ある時には、禁中にては左右兵衞衞府等陣に召仰せて札を立てしめ、日限了てこれを拔却くる定なり、日數は延喜の制死穢は葬日より三十日、改葬及び四箇月以上の墮胎は同じく三十日、三箇月以下は七日、產穢は七日、妊者穢は宮女懷妊せば散齋日の前退出、月事穢は祭日前宿廬に下り、共に三月九月の潔齋には、豫め前に宮外に退出す、失火穢は七日とし、又六畜の死五日、產三日、尖を喫せし時同じく三日と定めたり、又禁祕抄、拾芥抄は少しく違へり、此外諸社の穢の日數は多少の差異あり、諸社禁忌等に就て見るべし（延喜式、古事類苑神祇部）

リクグンシヨル井ジウ　續群書類從　卷數千卷、千百八十七册（內容）塙保己一等が、群書類從に次いで、諸種の書籍二千百三種を拾輯網羅したるものにかゝり、卷數正編に比して約二倍の多きに達す、編輯の方針、部門の分類等は只僅かに系譜部を系圖部に改めたるの外全く群書類從に同じ、而して本叢書は、いまだ全く編輯校訂を畢らず、只僅かに徙然草二册、見在書目一册、後嵯峨院皇統系圖一册、續群書類從目錄二册を出版したるに止り、其他は凡て、未定稿に屬するがゆゑに、いまだ其書籍の蒐集せられざるあり、愚本のまゝにして校合の緒

に就かざるもの亦勘しとせず、近時經濟雜誌社にて飜刻しつゝあるものは、既に神祇部以下消息部まで數册を出版せり（「クンショルキツリ」參看、

リクケツノクワン　則闕官　太政大臣を云ふ（「コダイジヤウダイジン」を見よ、

リクコキンワカシフ　續古今和歌集　卷數二十卷（內容）四季、神祇、釋教、離別、羇旅、戀、哀傷、雜、賀等に部類し、歌凡一千九百七十二首を收めたり、書名は古今、新古今和歌集に續ぐの意なりと云ふ（書者）正嘉三年三月、後嵯峨院の院宣に依つて藤原爲家一人に詔ありしが後ち弘長二年藤原基通、藤原行家、藤原光俊、內大臣家良を加へて、文永二年十二月之を奏覽せり（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

リクコジダン　續古事談　卷數三卷、群書類從四百八十七、經濟雜誌社本十七輯に收む（內容）古事談の體に倣ひて王道、后宮、臣節、雜等に分類して古事傳說を蒐めたるもの、往々日記記錄の缺を補ふに足るものあり（書者）未詳、鎌倉時代の作なり（續古事談）

リクコジフ井ワカシフ　續後拾遺和歌集　卷數二十卷（內容）四季、物名、離別、羇旅、賀、戀、哀傷、釋教、神祇等に部類し、歌凡千三百五十三首（或は千三百四十三首）を收む（內容）元亨三年七月、民部卿藤原爲藤等、後醍醐天皇の勅を奉じて撰集す、然るに爲藤は中途にして卒去せしかば、其子中納言爲定に勅して撰集せしむ、正中二年奏覽す（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

リクコセンワカシフ　續後撰和歌集　卷數二十卷（內容）四季、神祇、釋教、戀、雜、羇旅に部類し、歌凡一千三百六十八首を收めたり、今川了俊は「續後撰は新勅撰の餘風殘る、云々、其以後の集は、撰者等の私曲交りて、ひたすら一體にをもむきけるとかや云々」、光雄日授に「續撰は初中後衣冠正しき人を見る樣也、常に手を放つべからず」などいへり（書者）後深草天皇の寶治二年七月、冷泉爲家勅を奉じ、古今の例によりて四圍寺寶氏、內大臣藤原家良等五人を撰者とし、建長三年十月後嵯峨院の院宣に依りて之を奏覽せり（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

リクザイ　贖罪　贖（アク）ヲ（ツグナヒ）を見よ、

リクシ　續紙　（一）白紙の續きたるもの、叙位除目等に用ふ（二）書きたる紙の續きたるもの、繪卷、卷物の本等を云ふ、共に「ツヾギガミ」と云ふ（一）は、江次第抄縣召除目の條に「如二北山抄一者、常例用二藏人方硯續紙一歟、然而中古以來、紙也云々」と見え（二）は、源氏物語梅枝に、「さまざまの、つゞきかみの本どもえりいだせ給へる云々」と見えたり、

リクシウ　束脩　入學の禮として納むる物を云ふ、支那古來の風、相見るには必ず贄を贈るを禮とせり、束は十脡（肉の一片を脡と云ふ）脩は乾肉にて薄き贈物を云へるなり、卽ち入學の際、師に見ゆる時贈る贄なり、論語述而篇に「子曰、自行二束脩以上一、吾未二嘗無一誨焉一」とあるより出でたり、束脩は、大寶令に制定して「初入學、皆行二束脩一」としたり、江戶時代には、多くは扇子を束脩の禮としたるが如し、現今諸學校にて、束脩の金を納むるは此の遺風なり（古事類苑文學部）

リクシフ井ワカシフ　續拾遺和歌集　卷數二十卷（內容）四季、雜春、雜秋、羇旅、賀、戀、雜、釋教、神祇に部類し、歌凡千二百二十首を收めたり（書者）花園天皇の文保二年四月、藤原爲世、後宇多院の院宣を奉じ、元應二年四月奏覽す、爲世の外長舜、爲藤、爲定、爲冬、國冬之に與かる（群書一覽、歷代和歌勅選考）

リクタイ　束帶　（名稱）朝服を云ふ、天皇以下百官、朝廷公事の時に著用す、衣冠直衣を宿裝束（ヒノシヤウゾク）と云ふに對して、晝裝束とも稱す、江戶時代には、將軍及び四位五位以上の武家も大禮の時之を著用せり、卽ち冠、袍、半臂、下襲、單、袙、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、腰帶、笏、檜扇等を具備したるものを云ふ、武官は平緖に太刀を加ふ（著用）天皇、諸臣、武家は左表によりて大概を知るべし、而して之を著する次第は、連歌日傳抄に、「まづ赤大口の袴、次に表袴（足を入れていまだ腰をゆはず）次に單に袙を重ねて著す、（さて後袴の紐を結ぶ）次に下襲（帶にて腰をゆふ、裾別なれば裾の紐にて結ぶなり）次に半臂（忘れ緖にて結ぶ）次に袍を著用（後のハコエを作り、又襴の高さなど計らふ作法あり）次に石帶をさす（魚袋をかく）次に帶劍平緖を用ふ」とあるにて、其大概を知るべし、以上の裝束を具備せるもの、卽ち束帶著用の姿は、衣服服制兩條の插圖を見るべし、今服飾考所載の略

表を示して看覽に便にす（貞丈雜記、歷世服飾考、裝束集成、德川盛世錄、裝束甲冑圖解）

【天皇御束帶】

冠	垂纓	有文黑羅					
	紙捻	黃櫨染文桐竹鳳凰麒麟綾裏平絹花田夏綾					
袍	裏無						
下	重	白綾文小葵裏黑遠菱板引夏浮織物文遠菱					
袴	色蘇芳	紅文樂綾板引裏紅平絹夏裏無					
單	紅文四菱綾						
表	袴	白浮織物文窒霰裏紅平絹板引					
大	口	紅生絹					
石	帶	白玉					
笏	木						
檜扇	紅						
襪	白平絹						
挿	鞋	金襴赤地					

【臣下束帶】

文官	親王三位以上	四位	五位	六位以下			
冠	垂纓紙捻	有文黑羅	同	同	無文黑羅後有文	無文無絹後有文	深淺綠纈の名はあれども七位以下に叙せらるゝもの稀なるが故に六位の綠一色の如くなれり然るに其綠と稱するものは縹色なり
袍	夏有文黑設	同	同	同	同	夏有文綉綾	
	冬有文黑綾					冬白平絹	
	裏同色絹					裏黑絹	

武官	四位	五位	六位以下				
冠	卷纓緌	有文黑羅	同	無文黑綸綾後有之	細纓綾を用ふ官職に依て卷纓を用ふ	深淺綠纈の名はあれども七位以下に叙せらるる者稀なるが故に六位の綠一色の如くなれり然るに其綠と稱するものは縹色なり	
袍	夏有文黑殺	同	同	同	同	夏有文綉綾	
	冬有文黑綾					冬白平絹	
	裏同色綾					裏黑絹	
下重	夏二藍芳茜冬白平綾	同	同	同	同	同	
	裏黑綾						
裙	下重の下なり切て用ふ	同	同	同	同	同	
袒或略	有文紅綾裏絹夏無	同	同	同	同	同	
衣或略	有文紅綾裏絹夏無	同	同	同	同	同	
單	有文紅綾	同	同	同	同	同	
大	帷夏紅布或略冬白布	同	同	同	同	同	
笏	木	同	同	同	同	同	
檜扇	但禦中	百廿五橋	同	百廿三橋	同	百十二橋	
表	袴有文白綾裏紅絹	同	無文白平絹裏紅絹	同	白布裏紅絹	同	
大	口紅平絹	同	同	同	同	同	
石	帶白玉	同	馬臘	犀角	牛角或烏犀	同	
魚	袋金	同	銀	同	同	同	
襪	白平絹	同	同	同	同	同	
滾	杏敷有文白綾	同	杏敷無文白綾	同	同	同	
半臂	夏有文黑冬有文黑綾	同	同	同	同	同	

太刀	金裝	同	黑裝後銀裝				
平緒	紫綬緋綾	同	同				
右の外文官と同じ							

ゾクドウ　贖銅　名義　王朝時代に、罪人をして、銅を出さしめ、其罪を贖はしむるを云ふ、今日の罰金に相當せり、「ショクドウ」ともよめり　出典　延喜式

仁德天皇の朝に、佐伯阿俄能胡が、所領を獻じて死罪を赦され、履中天皇の朝に、倭吾子籠が妹日之媛を獻じて采女とし、又同じく死を免されしが如きこと、皆物を以て罪を贖ひしものにして、その早くより行はれしを見るべし、大寶令の制定あるに及び、はじめて贖銅の名あり、鎌倉室町の兩時代には過怠、江戸時代には科料と稱せり、なほ鎌倉時代にも、此目なきにあらざれども、そは別稱に過ぎずして、主として過怠と云ひしこと上述のごとし、贖銅は、令制によれば、刑部省に贓贖司ありて司りしが、大同三年之を廢し、爾來同省囚獄司にて掌ることゝなれり、後ち檢非違使をおくに及び、刑部省は全く其權を失ひ、有名無實のものとなりしも、贖銅のみは、なほ其管理する所なりき　大寶法　令制によれば、銅を收むるを本制とすれども、其後は、銅のなき場合には時價に准じて錢を徵し、又布稻を以て贖ふことを許せり、その數量は左表に熟きて見るべし、

罪	贖銅	布	稻
笞 十	一斤	二丈六尺	十束
二十	二斤	二段	二十束
三十	三斤	三段	三十束
四十	四斤	四段	四十束
五十	五斤	五段	五十束
杖 六十	六斤	六段	六十束
七十	七斤	七段	七十束
八十	八斤	八段	八十束
九十	九斤	九段	九十束
百	十斤	十段	百束

徒	一年	二十斤	三十六段	三百六十束			
	一年半	三十斤	五十四段	五百四十束			
	二年	四十斤	七十二段	七百二十束			
	二年半	五十斤	九十段	九百束			
	三年	六十斤	百八段	千八百束			
流	近流	百斤	百八十段	千八百束			
	中流	百二十斤	二百十六段	二千百六十束			
	遠流	百四十斤	二百五十六段	二千五百六十束			
死	絞	二百斤	二百五十六段	二千五百六十束			
	斬						

贖銅は何人にも適用せらるゝものにあらず、(一)議、請、減、贖の人、及び年七十以上十六以下、並に癈疾のもの、流罪以下を犯せる、(二)八十以上十歲以下、並に篤疾のもの、盜、又は人を傷けたる、(三)過ちて人を殺傷せる、(四)罪の疑はしくして決しがたきもののみに之を許し、なほ死刑は八十日、流刑は六十日、徒刑は五十日、杖刑は四十日、笞刑は廿日を限りて、其期間内に納めしめ、然らざるものは、其間に非常の恩赦あるも許さゞるの制度なりき、而して其收納せる銅は、獄舍の修理等をはじめ、其他各種公用の費に宛てたり、鎌倉室町兩時代には過怠、江戸時代には過料あり、就きて見るべし（合義解、延喜式、名例律、書紀、三代實錄、職原抄、法曹至要抄、政事要略、大德高門所藏古文書）

ソクヒ　卽非　如一（ニョイチ）を見よ、

ゾクミヤウ井ン　續命院　王朝時代、太宰府にて旅客の病に罹り、或は餓ゑし者を收養治療する爲めに設けたる處、舊址御笠郡（今筑紫郡）山口村大字續明に在り、承和二年太宰少貳小野岑守、管內の士民太宰府に來りて長く逗留し、或は疾病を受けて死し、或は餓死する者多きを以て、之を愍れみ、家を建て田地を附して之を救はしむ、續日本後紀承和二年十二月癸酉の條に「故參議刑部卿從四位上小野朝臣岑守、前爲二太宰大貳一時、建二續命院一處一、以備二往來之舍宿一、且不レ藉二公力一、恐レ不レ得二長存一、乃叙二本意一、具修二解文一、曰、管九國二島之民、或公或私、往來相續、其之下一貧寄於閭閻之間、若至二疾病纏一身、手足不レ隨、使露二臥道路一、暴二死風霜一、縱有二時得一痊癒一、亦以二飢寒一、死者十而七八也矣、見二其如レ此、心深救恤、聊建二續命院一處一、檜皮葺屋七宇、廡一口、擬二飢病一有レ志無レ力、庶二幾萬一二云々」とあり、其後の沿革詳かならず、

ソケン　素絹（麁絹、疎絹）　生絹にて製したる法服を云ふ、卽ち裘代の事なり、故に素絹の裘代には僧綱襟あれども、素絹とも云ふ、但し裘代には僧綱襟を用ふ、素絹には通常の襟なりと云ふ、素絹は麁惡の絹を云ふ、僧侶は元來質素を尊びたるを以て、特に此の絹を用ひて服としたるなりと云ふ（貞丈雜記）海人藻芥に「麁絹衣者、山門三井寺方用レ之、無レ也、仁和寺、南都には十五歲より內の時は、長絹と云ふ（真丈雜記）海人藻芥に「麁絹衣者、山門三井寺方用レ之、無レ也、仁和寺、南都には十五歲より內の時は、長絹と云ふ成人之後一向止レ之、凡絹衣にも單衣にも用二絹衣一、成人之後一向止レ之、凡絹有二四種一、謂ゆる長絹、平絹、細絹、麁絹是也、而麁絹製裝の事は、不レ言也、裝束等最以二下品麁絹一縫レ之、餘り聊爾也、只言二長絹製裝一可レ然、麁絹の衣、實有レ所レ謂、機紬なだにも不レ入二單衣一なれば、其名最も相應の者なり」と見えたり、「キヌタイ」參看、

ソケン　祖元　名稱　字は子元、號は無學、弘安九年、勅諡佛光禪師、後ち圓滿常照國師といふ　出身　俗姓許氏、父は伯濟、母は陳氏、明州慶元府鄞邑の人　出身　南宋の實慶二年に生れ、十三歲父を喪ひ、家出して杭州淨慈寺北磵禪師に師事し、十四歲徑山に登りて、無準禪師に謁して參究し、無準示寂の後、靈隱育王等を歷遊して、石溪、偃溪、虛堂、物初、退耕、環溪の諸禪師に歷事し、後咸淳五年台州の眞如寺に住し、順祐元年倭を避けて、雁山の能仁寺に留る、元の至元十三年、兵難に值ひ、溫州に在りて堂中に兀坐し、賊の刃を頭に加ふるに方り、偈を唱へて曰はく、乾坤無地卓孤笻、喜得人空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風と、賊悔謝して去る、次年天童山に至り第一座となる、同十六年我國北條時宗の請狀に接し、六月二日舟に登りて我國に向ふ、實に我弘安二年なり、八月二十一日鎌倉建長寺に住す、時宗弟子の禮を執りて崇重す、乃ち圓覺寺を建立して師を開山となす、弘安五年十二月八日師入りて住し、日夜學徒を接得す、同七年時宗卒するに方り、師偈を唱へて悼惜す、九年九月三日圓覺寺に寂す、年六十一、僧臘四十九、弟子三百餘人、高峰、規菴、一翁最も顯はる　著書　鎭日決語錄（年譜、行狀、塔銘）

ソシ　祖師　一派の宗門の開祖の尊稱、祖は始也、法也、上也と云へり、卽ち事物の原始たる意、師は法を作し、教を垂るゝ人を云ふ、法華經科註に、如來敎化之本原、祖師傳弘之命脈也、寶林傳に、明佛心宗二行解相應一、名爲二祖師一」と見えたり、諸宗に通ずる語なれども、今は世俗に、日蓮宗の宗祖日蓮を指して此稱を用ふ、

ソシマリ　蘇志摩利　名稱　高麗樂、雙調四曲中の一、一名庭巡舞、又長久樂、或は廻庭樂と稱す、中曲なり○拍子九、舞者六人、鞨笠を著けて舞ふ、番舞蘇莫者　出典　大寶儀制令　大旱魃の時、祈雨の爲めに此曲を舞ふといへり、太古素盞嗚尊の天降ませるとき、霖雨に會ひ給ひしかば、靑草を結て蓑笠を作り、遂に新羅國曾戸茂梨の地に至りて居給へるよし書紀に見えたり、此曲蓋し此に起るか、傳來詳かならず、初め舞ありしかど、中古一時絕えた、後ち紀氏の舞人之を傳へしに又絕えて、唯だ大神氏之を傳ふと云へり（體樂

志、歌舞音樂略史）

ソシヤウ　素性　名古屋俗名は眞峰玄利（ルトシ）清和天皇の朝、右近衛將監たり、後ち父の勸めによりて出家し、雲林院に住す、寛平八年閏正月、宇多天皇雲林院に行幸ありし時、權律師に任ぜられ、度者一人を賜ふ、後ち石上の眞因院に居る、昌泰二年十月宇多法皇、宮の瀧遊覽の時、素性が眞因院に在るを聞召して之を召し、各所を案内せしめられ、其際、今日供奉の者は皆俗人なれば、素性の呼び名も、假に俗に從ふべしと詔ありて、眞因院の文字に因み眞因朝臣と呼ばせ給へり、かくて其夜また高市郡なる行宮に祗候したるに、法皇は、眞禪師（素性の事なり）には和歌の名手なればまづ歌を以て、旅の心を慰むべしと仰ありしかば、「秋山にまとふ心を宮瀧のしら泡にけちやはてん」と詠じたりき、尋で延喜六年二月醍醐天皇の詔を奉じ、襲芳舍の屏風に、九年十月には同じく御前に於て屏風に書し、赤絹、綿、馬等の祿を賜へり、また後の百人一首に入りたる「今こんといひしばかりに長月のありあけの月をまちいづるかな」といへる有名なる詠は、古今集戀四に題しらずとして入りたり、歿年詳かならず（三十六人歌仙傳、百人一首一夕話）

ソシユン　楚俊　臨濟宗字は明極（ミンキ）、後醍醐天皇勅して佛日經慧禪師の號を賜ふ　系統　俗姓黃氏、明州慶元府の人　出家　幼にして出家し、竹窓、橫川、虎岩の諸禪師に歷事し、虎岩の法を嗣ぎ、徑山天童に至り第一座となり、我元德二年招聘に應じて來り、後醍醐天皇の歸依を受け、數々宮中に法を說く、北條高時に請ぜられて鎌倉に下り、建長寺に住し、後ち勅を拜して京都に上り、南禪寺に住し、又建長寺に遷り住す、攝津廣嚴寺の開山となり、同寺に留り、後ち退隱して、雲澤菴少林菴に留る、建武三年九月廿七日建仁寺の方丈に寂す、年七十五、臘六十三、廣嚴寺緣起に、楠木正成戰死の前、師を問うて參謁し、法を受けたりとあれども、事實にあらざるべし、法嗣夢閬、回谿、得芳、得藏、得哲、奧志、得琉、希融あり　書目　語錄（塔銘、本朝高僧傳、延寶傳燈錄）

ソシヨウ　訴訟　訴訟の事實は上古よりありと雖も、制度として見るべきなし【上古】は氏族制度行はれしを以て、一族内の爭訟は、大抵其族長これを裁決したり、卽ち氏々の爭訟は小氏の氏上、大氏の氏上の爭訟は大氏の氏の上、大氏の氏の上の爭訟は朝廷に於て是を決するの法なりき【王朝時代】孝德天皇の大化元年に鐘匱を朝に設け、憂を衒める人をして其路一日程以上なるか、もしくは事の凝ある時は、隨近の官司に經ることを得るなり、然るに訴人其處斷に服せずして、上訴せんとする時は、官司は其訴の外に、更に不理狀を與へ、訴人の上陳するを聽さず、訴人は不理狀を齎して次を以て上陳す、卽ち前の判決の理由靈さゝる所ありて判決を改むべき時は、更に改めて判決するなり、尋で稱德天皇の天平神護二年に、吉備眞備の奏に依り、二柱を中壬生門に建て、官司に抑屈せらるゝ者、百姓の冤枉ある者をして、柱下に至りて申訴するの制を定む【鎌倉室町時代】には公事、又雜訴等と稱し、原告を訴人、被告を論人といひ、兩者互に相謂て、敵人、敵方と唱へ、訴人もしくは論人の論辯を證言する人を證人と稱し、なほ原告の訴狀を申狀、被告の答書を陳狀とも解狀ともいふ、目安とは、訴狀の中に款目を標し、一見して晧易からしむるをいへり、この兩時代には、朝廷にては記錄所、文殿（共に室町時代のはじめまで、裏續しながらもなほ實務を行ひしが如きも、その以後は全く空名に過ぎざりき）幕府にては問注所、政所（刑事は侍所）及び地方にては地頭（刑事は守護）に於て之を司れり、なほ法吏にして久しく其訟を聽ぜざる時は將軍に訴ふるとを許す、これを直訴といふ、時は、其不理狀を請ひ、太政官に至り辨官に訴ふ、また服せざる時は、不理狀を請ひて中務省に至り上表す、而して不理狀を請ふと雖も、官司故らに延引して、三日を經るまで給せざる時は、訴人はその官司の姓名を錄して、其上にある官司に訴ふ、上の官司は、その訴狀に准じて、給せざる所由を前の官司に推問して、然る後斷決す、以上の秩序に循はざるを越訴と稱し、訴ふる者受くる者並に罪あり、また判決の後に被告人を召喚すべき事あらば、三日を限りて被告を召喚す、もし被告延引逃避して至らざれば、更に判決してなほ二十日をまち、なほ至らざれば主典（第三等の官）は卽ち檢察し、判官は被告を待たずして判決す、もし後に被告人出で來りて申訴し、

（訴訟手續）

へり、但し鎌倉時代には、將軍の權力早くより執權に移りたれば、直裁は全く行はれず、只執權連署の決斷を以て最終とするに至れり、又同時代には、別に裁判の遲滯もしくは冤枉等に當り越訴を受くるが爲に、越訴奉行あり、室町時代には次第に侍所の權力重くなりて、訴訟裁判の權またこれに移り、問注所は只記錄證券のみを專ら管掌せしと、宛も王朝時代に、檢非違使の權重くなりて、刑部の官その職掌を失ひしに似たり、而して訴訟の手續は、鎌倉時代には、訴人まづ本解狀を出せば、論人は答辯書を作りて職司に進呈す、これを初答狀といふ、而して訴人又由て問ふ所あり、論人再び之に答へ、尋で三度問狀を出し、三度答狀を呈す、これを二問二答、三問三答と稱す、而して訴人なほ言はんと欲するとあれば、更に追加申狀を出すとあり、此に於て司法職は右等の書狀を檢して判決を下すものにして、文書を以て決しがたき時に至り、はじめて訴人論人を召喚し、對決を行へり、室町時代には大略これと同じく、只訴論人の文書は、共に目錄に載せ判決を加ふるを要し、訴人解狀を出すの後廿一日にして、論人これに答ふる時なき時は、論人の敗訴と爲したり【江戸時代】には訴訟を司れるは、評定所、寺社町勘定の三奉行所、遠國奉行所、各代官等にして、最高最終は、前時代と同じく將軍の直裁なりき、なほ此時代には務めて訴訟の數を少なからしむるを、幕府の方針にして、勸解調停の任を以て町役人、村役人等の一職分とし、まづ庶民の起訴せんとする時は、町役人、村役人等一應これに和談を勸め、應ぜざれば、五人組の承諾を經てこれを奉行所に起訴す、此際奉行は更に訴狀の裏面に雙方の家主、五人組、名主等立會の上熟議を遂げ、七日にしてなほ決せざる時は、再び訴へ出づべし云々の文字を記して却下し、愈々和談の成らざるに際し、はじめてこれを受理すべきものとす、又訴訟を勸め、訴訟の代書をじたり、而して訴訟人の法庭に出づるや、身分に因りて其待遇を異にす、卽ち十分以上もしくは神官僧侶は檢校の如きは板敷に座し、平人は都て自洲に居るの類なり、法庭には代人を用ふるを禁ずれども、情狀によりては聽すことなきにあらず、なほ原告又は被告が老幼病者なる時は、差添人を附することを聽し、庶民にして法庭に出づる者は、必ず五人組、名主の同伴を要するの制なりき、而して親屬相互の訴訟は嚴禁する所なれど、事情によりては告ぐる事もあり、主從の訴訟は、主人非理なる時は、從者の訴を受理すれども、概して主人を訴ふることは禁ずる所にあらず、庶民が士人を訴ふることは禁ずるども、多くは内濟を勸めて容易に差紙を發せざるの例なり、寺社盲僧の訴訟は、多くは本寺の制裁を受けしめ、已むを得ざるにあらざれば受理せず、寺社領の人民、其地頭の非分を訴ふる時は、まづ其寺社人を召喚して之を吟味し、事情に由りて受理す、穢多非人の訴訟は庶民と其帳簿を異にし、法庭の待遇も亦異なる所ありき、また家督相續に關する訴訟は、他の訴訟と異にして、幕府の直轄地と他領とを問はず、其事件の起りたる場所にて、代官領主の裁斷するものとす、直轄地の人民を他領にて裁斷するは此一事に止まる、また此時代には、民事訴訟を公事と稱し、更に本公事、金公事等の別あり、本公事とは實地、作德、實預米、預金、給金等のごとき、利金を生ぜざる金穀物品等に關する訴訟にして、金公事とは、賣掛金、持參金、手附金、立替金のごとき、利錢を生ずべき錢貨に關する訴訟をいふ、なほ越訴、

（附訴事刑）

直訴は共に禁ずる所なりしが、八代將軍吉宗の時、目安箱を評定所前に設け、庶民に限り、（一）諸役人私曲のことあるか、（二）幕府又は天下の公益となるべき事か、（三）訴訟遲滯せることあらば、住所姓名を明記して、自から此箱に訴狀を投入せしめ、毎月定日將軍親しく之を聞き、其訴訟を受理し、以上の條件に合せざるものは焚却す、これを箱訴といへり、また駕籠訴、駈込訴、捨訴、張訴、門訴など稱することあり、駕籠訴とは老中等を途に擁して訴ふるをいひ、駈込訴とは所轄の裁判所に訴へずして、評定所、三奉行所、もしくは幕府重臣の宅、領主の館に訴ふるをいひ、捨訴とは捨文とも稱し、訴狀を評定所其他の諸官衙又は老中等の門前に陰かに置くをいひ、張訴とは捨訴と大約同一にして、只訴狀を貼付しおくを異にす、門訴とは多人數相率ゐて、領主、代官、地頭等の門前に至りて訴ふるをいふ、皆法の禁ずる所なり【刑事訴訟】王朝時代の制は、人を告訴するには、明に年月を注し、諸犯の實狀を指陳することにて、疑辭を用ふるを得ず、もし其事誣告に出づれば反坐せらる、反坐とは被告の受くべき刑を告人に加ふるをいふ、故に辭牒を受くべき官司は、初めて虛妄ならば反坐すべき狀を曉示し、而して後に三審す、もし審するといまだ三たびに及ばずして、訴人自から其非を曉り悔い改むる時は、反逆の外は罪せず、然れども被殺、被盜、逃亡、犯姦のごとき、已に切害なるものは、其訴の過誤に出づるも反坐せず、而して被告人の囚禁せらるべき時は、告人もまづ囚禁せらるゝの制なりき、鎌倉室町兩時代には、檢斷といひ、專ら侍所の司る所なりき、江戸時代には吟味物と稱して民事と區別したり、又告訴せられたるものより、告訴人の罪を擧ぐることは、容易に受理せざる例とす、賞

を懸けて人を告げしむることは、主として放火犯及び天主教徒等に限る、或は内蔵に當り、酒麴を密醸造するものを告げしむるがごときは特例なり、なほ關係各官衙等の條、並に裁判(サイバン)の條を見よ(日本法制史、官制沿革略史、古事類苑法律部)

ソゼイ　租稅　王朝時代田地よりの上納物を云ふ、租と稅とは別にして、後世に云ふ田租雜稅とは異なれり、租とは田租の新に輸したるを言ひ、稅とは田租を貯へ置きたるものを云ふ、「デンソ」を見るべし(日本財政史)

ソセキ　疎石　名號　號は夢窓、建武二年勅して夢窓國師の號を賜ひ、貞和二年正覺國師の號を、觀應二年心宗國師の號を、延久三年普濟國師の號を、應安五年玄猷國師の號を、寶德二年佛統國師の號を、文明三年大圓國師の號を追賜せらる　姓氏　俗姓源氏、宇多天皇九世の孫、母は平氏、伊勢の人　事蹟　建治元年伊勢に生れ、弘安元年父に從ひて甲斐に移り住し、同六年平驪山の空阿法師に師事し、正應五年南都に至りて叔父内山の明眞を訪ひ、其命により戒壇院慈覺律師に就いて戒を受く、永仁二年京都に入り、建仁寺無隱に師事し、翌三年鎌倉に往き、東勝寺無及、建長寺蘭航、圓覺寺桃溪を歷訊し、宋の一山の來るに方り、就いて參究し、正安二年下野那須の雲巖寺に至り、太平の下に留り、後鎌倉に同り、圓覺寺に入り、一山の下に留りて益參究し、尋で高峯顯師を問うて師事し、大に得るあり、遂に其法を嗣ぎ、祖元の遺書等を附ぜらる、後諸國に流浪して修行し、美濃の長瀧山の幽境を愛し、古谿菴を營みて屏居し、文保元年京都に上り北山に寓し、尋で土佐の五臺山に入り、汲江菴を營みて屏居す、元應元年北條高時の母覺海夫人の懇請に因て鎌倉に來り、勝業寺に留り、後三浦に泊船菴を營みて屏居し、元亨三年正月上總千町莊に退耕菴を營みて移る、正中二年勅請を拜して京都に上り、南禪寺に住す、嘉曆元年鎌倉に下り、永福寺の傍に南芳菴を營み、後瑞泉寺を建立し、二亭を構へて邊界一覽亭と云ふ、元弘三年五月鎌倉幕府亡び、士卒敗奔し、疎石に依りて救解せらるる者甚だ多し、八月勅請を拜して京都に上り、臨川寺に住し、建武元年再び南禪寺に住し、後又南禪寺に移り、貞和元年再び臨川寺に住し、觀應元年勅請を拜して京都に上り、幾干もなく辭して西芳寺に留り、足利尊氏直義の歸依を受く、曆應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、業績　ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に讓り、退き、觀應二年九月廿九日偈を書し、年七十七、法嗣に無極、春屋、絕海、龍湫、觀中、義堂、古劍、默翁、無求等あり　著書　語錄、臨川家訓、西山夜話、和歌集等あり(年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書)

(疎石花押)

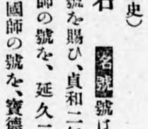
(疎石自署)

リタフバ　リチンジヤウ　卒塔婆　「タフ」を見よ、

リチヤウ　租帳　王朝時代田租に關したることを記入する帳簿を云ふ、延喜主稅式に其樣式を載せたり、初に國内の全町段を書し、次に不輸租田、定田、堪田、應輸地子田、應輸租田とし、不輸租田の條には神田寺田等を注し、定田の條には、應輸租田、應輸地子田、不堪佃田等を注し、堪佃田の條には應輸租田、郡司職田、口分田、墾田等を注し、應輸租田の條には損田を記し、次に輸租穀額、次に應輸地子田及びその損より生ずる稻の高を記し、最後に損五分已上の不輸と、四分以下の半輸とを錄す、每年貢調使に付して奉る、主稅寮にて之を勘計し、十のうち七分以上ならば返抄を與ふ、若し不堪佃田あらば十分の一は免除し、之を過ぎし時は太政官廳に申請して裁す(延喜式)

ソツ　帥　太宰府の長官をいふ、正、權あり、「ソチ」ともいふ、「ダザイフ」を見よ、

ソツキ　帥記　參照　寫本七册　著者　源經信　の日記、一名經信記、經信太宰權帥たれば帥記の稱あり、本書治曆四年、承曆四年五年、寬治二年の四箇年とす、群書一覽に、後冷泉天皇の治曆四年より堀河天皇の寬治二年迄二十一箇年間とせるは疑はし、蓋し本書首末の年號を見て誤解せるものならん(歷世記錄考)

ソツノナイダイジン　帥内大臣　藤原伊周(フヂハラノコレチカ)を見よ、

ソデジシ　袖獅　軍陣の時、敵味方を見分くる爲めに、鎧の左右の袖につくる標を云ふ、絹を二つに折り中を裁つ、長は袖丈にす、折目と裾縫とは表になす、普通には絹を四ツに折りて裁つ、袖と毛の眞中より一つ前へよせて付く、射向に神明八幡大菩薩と書く、又色、神明帽名、紋等は大將の好による、笠標(カサジルシ)參看(軍用記)

ソデジログルマ　袖白車　綱代車(アジログルマ)を見よ、

ソデトメノイハヒ　袖止祝　元服前額直しの日、小袖の脇を塞ぎて成人たるを表する祝、江戸

時代以後の例にして、德川實紀萬治元年十二月十三日の條に「左馬頭綱重卿、御袖留の式行はるゝによりて、阿部豐後守忠秋御使して時服十二種二荷つかはさる、云々」と見ゆ、以て其以前已に行はれたるを知るべし、

ソデハン　ソデホリ　袖判　書判(カキハン)を見よ、

袖細　素襖の左右の袖をさき細に縫ひたるもの、左右の腋の下をも縫ひふさぐ、又片袖ばかり細くしたるもあり、狩の時及び犬追物、笠懸などの時著用す、又左の袖を細くして籠手に用ふ、故に籠手袖とも云ふ(高忠聞書、貞丈雜記)

ソトサクラダモン　外櫻田門　所在　江戸城内郭門の一、今の櫻田門を云ふ　起原沿革　寬永圖には小田原門、又品川口門と稱し、大なる扉なき木戸門なりしが、新城及び西丸下の曲輪など成りてより、門も出來、外櫻田門と稱せしむ、内櫻田門に對して外櫻田門と稱す、後ち單に櫻田門と云ふ○門衛は譜代大名の内にて外樣に准ぜらるゝ家筋勤仕す、五萬石限三萬石以下の勤仕にて半年或は年代りに勤めしむ、滯府の時三年勤仕、番士五人羽織袴、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、持筒二挺、持弓一組を備へ置き、夜六ツ時より大扉〻、明六ツ時より開き、夜九ツ時より潛扉〻、曉七ツ半時より之を開く(御府内備考、殿居嚢)

ソトホリヒメ　衣通姫　名譯　名は弟媛、姿容純美にして光艷衣を徹するがごとし、時人因りて衣通姫といふ　系統　稚野毛二派皇子の女、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の妹　事蹟　允恭天皇の七年、天皇姫の美なるを聞き、皇后をして强てこれを奉らしむ、姫時に母に從うて近江國坂田に在りしが、皇后を恐れて敢て至らず、天皇舍人中臣烏賊津を遣はして京都に召す、皇后やゝ不平の色あり、天皇之を憚りて宮中に入れず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姫知らずして、天皇を墓ふの歌を詠じて曰く「わがせこの來べき宵なりさゝ蟹の蜘蛛のおこなひ今宵しるしも」天皇卽ち和して曰く「さゝがたの錦の紐を解きさげて數多は寢ずにたゞ一夜のみ」皇后之を聞きて大に怨む、姫因りて益々皇后を憚る、天皇更に宮を河内國茅渟に造りて徙り住ましめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下屢々茅渟に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐ると、天皇爲めに遊幸やゝ稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、朕美孃子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲すと、室屋旨を承けて諸國造に課し、藤原部を定むといへり、翌年詳かならず(大日本史)

ソニン　訴人　鎌倉時代、訴訟の原告をいふ(沙汰未練書)

ソニンサンダイ　庶人三臺　名義　唐樂、食調廿四曲中の一、新樂にて小曲　體制　雙調　作者傳來共に詳かならず、相撲の節之を奏するものにて、舞者は女裝して市女笠を戴き、女一人を從ふ、此舞を舞ふ時、始めは躬を屈して出で、漸く進で漸く長し、承明門に至つて、舞終つて入る、其時の狀、亦初の如し、「あらゝぎの、するにはなく、ことしばかりは、かこなふかせそ、あらゝぎは、かふちばかりに、きてじぬれば」と詠ずるなり、一條天皇嘗て此舞を覽給ふに、場に上りし舞人の身長漸次その高さを增し、遂に二丈ばかりにも至りしかば、いたく怪みけるが、そのもの〻怪の爲めにもあるか、後ち幾許もなくして、崩御す、依て以後は復たこれを奏することなく、舞も亦亡びぬ(禮樂志)

ソネノジジユウ　曾根侍從　稻葉眞通ないふ、美濃國安八郡曾根城に居住し、官、侍從たるを以ていふ、太閤記等に、曾根侍從と見えたり、「イナバサダミチ」を見よ(新撰美濃志)

ソノイケウヂ　園池氏　姓は藤原、閑院家の一、正親町三條參議實昭の猶子宗朝始めて氏を稱す、宗朝實は左中將隆昌朝臣の二男櫛笥左中將隆致朝臣の二男なり、權中納言從二位となり、寬文元年十二月薨ず、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族諸家傳、華族譜)

○宗朝——實鄕——公屋——實守——房季——實德

公輔(キンスケ)——實達——公宜(キンノブ)——公靜(キンシヅ)——實康

ソノイケノツカサ　園池司　「エンチシ」を見よ、

ソノウヂ　園氏　姓は藤原、持明院大藏卿通基の男權中納言基家の三男基氏始めて氏を稱す、參議皇后宮權大夫となり正三位に叙せられ、弘安五年十一月薨ず、基音に至り、靈元院の外祖たる故を以て左大臣を贈らる、其子基福貞享三年五月准大臣となる、羽林家の一にて、世々將官を經て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、系譜、華族諸家傳)

○基氏——基藤——基成——基隆——基光

基秀——基世——基有——基富——基國——基繼

基任——基音——基福——基勝——基香——基衡

基村——基理——基夜——基萬——基嗣(サチ)——基貫

リノカラカミノヤシロ　園韓神社　名義　園神社と韓神社とを合せ稱したる名にて、共に宮内省の祭神、大炊の北、壬生の東に在りて、園神は南に、韓神は北に在りしが、神社今廢せり　廢絶　園神社は大物主神、韓神は韓神及び少彦名命　起原　沿革　桓武天皇延暦中、宮城を山城に遷さんとす、時に神猶ほ此地に座して帝王を護らんと欲へ給ふが故に、之を宮内省に鎭奉す、文德天皇嘉祥三年十月、藤原氏宗を雨社に遣して從五位下を授く、齊衡元年四月從三位に進み、二年九月唯に名神に列し、清和天皇貞觀元年正月正三位を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列し、月次祭新嘗祭案上の幣に預り、讓岐國封戶調庸租米を以て社を修むるの料に充しむ、白河天皇永保二年正月本社の預宮主奏さく、園韓神社去る治暦二年修造ありしより已に二十年に及べり、故に神殿雜舍廻垣破損して雨風を防ぎ難く、二季の祀に供奉る諸官人も、禮儀を行ふに煩あり、望請ふ宣旨を下し官使を賜ひ、損亡を勘注し、早く別功の輩に命せて修造しめ給へと、崇德天皇大治二年二月本社炎に罹る、四年三月神社炎に罹りし後、高倉天皇承安四年二月祭を行ふ、この後漸次衰頽せり、花園天皇正和三年二月丹波國役雜澁の故に供物を闕く、卽ち所司に仰せて之を奉らしめ、纔に祭祀を行へり、凡園韓神の祭は二月十一月の丑日に之を行ふ、二月は春日祭の後、十一月は新嘗祭の前の丑日を用ふ、其儀貞觀中に之を制む、後世又之に據て改むる事なし、凡神殿守一人を置く（貞觀儀式、延喜式、山城名勝志、神祇志料）

リノノカミノヤシロ　園神社　「ソノカラカミノヤシロ」を見よ、

リノハチブシ　蘭八節　宮園圍八の創めたる淨瑠璃節の一種、圍八は京都の人にして、初め宮古路豐後の門に入りて宮古路圍八と稱したりしが、元文の頃豐後節の禁ぜらるゝと共に宮園と改めて、別に一派を興し、寶曆明和の頃三都に流行す、後ち鷹風軒と號し、天明五年に歿す（聲曲類纂）

リハウヒ　蘇芳菲　名義　唐樂、乞食調四曲中の一、新樂にて中曲　起原　沿革　嵯峨天皇以後武德殿五月鞠馬行幸及び船樂にも之を奏せり、依て世人之を古樂と稱し、又日記にも然か記されたれど、さにはあらざるなり、凡そ鞠馬の行幸に舞者は金頭の獅子を被り、詠子は犬の如き裝をなし、御鞠の左に在りて此曲を奏し、又騎駒の形をなせるもの左右より狛龍を奏せしが、此事後ち廢れ、舞も亦絕ゆるに至れり（禮樂志）

リバクロノユミ　側黑弓　矢を塗らずして皮を置き、そば木ばかり黑くぬるを云ふ、上下矢すりこみ三所に白籐をつかふなり（貞丈雜記）

リバシユウ　側衆　職掌　江戸幕府の職名、常に將軍に侍し、殿內に交番宿直す、內數名を以て、老中の上申する所の公文を讀申し、將軍の裁決を得て公文に附箋する者とし、これを御用御取次と稱す、登城前、對客日を定めて、大名旗下諸士に接する事、老中若年寄と同じく甚權勢あり、享保以降、將軍一世毎に一人を陞せて大名とするを內規とし、此職より若年寄に進むを例とす、其他を平御側と稱す、是亦老中若年寄退出の後は、すべて營中の事に關するより頗る顯職たり、又將軍の出行に供奉す、諸代の家流、諸番頭を歷たる古老を撰びて之れに補す、老中の支配にて雅間詩となす　起原　沿革　德川氏以前元龜天正の頃、傍衆、昵近衆などありしかど、單に近侍の人をいへり、德川氏の時は政務の機密に關せり、承應二年九月久世大和守、牧野佐渡守、內藤出雲守、土屋但馬守等の番衆を罷め、將軍の前へ晝夜相詰むべきを命じ、一人宛次の間に泊番を勤めしむ、これ側衆の始めと爲す、享保元年五月始めて御用取次專務二人を定む、同八年六月高五千石の職とす、後ち平御側及び御用取次孰も四人となる○西丸御側衆五人、或は六七人、寶永元年家宣繼嗣として、甲府より西城に遷りし時、其家司井上正方を以て之に補せしに始まる（東徵、明良帶錄、官制沿革略史）

リバシロキノユミ　傍白木弓　竹と木と合せて作りたる弓、卽ち竹を赤又は黑く塗りて、木を白くしたる的弓なり（弓馬故實）

リバツヅキ　傍續　小直衣の別名、一說には襷あるを小直衣、襷なきを傍續といふ、猶「コナホシ」の條を見るべし、

リバヨウトリツギ　側用取次　江戸幕府の職名、將軍の近臣、政事の取次を掌る、極めて權勢ある職とす、側衆（ソバシユウ）を見よ、

リバヨウニン　側用人　職掌　江戸幕府の職名、常に將軍に侍し、老中の上申する所、及び其他の事を、親しく上聞し、可否を獻替す、又時としては勝手方を兼ね掌る、樞機を掌るにより、頗る顯職なるを以て、老中の次に列す、近習出頭とも稱す　起原　沿革　天和元年十二月御側衆牧野備後守成貞を補せしを始めとす、然れども常置の職にあらず、寬文二年若年寄の中より、二人を擢で、此職を兼ねしめし事もあり、從四位下に叙し、或は侍從に任ずるを例とす、將軍綱吉の時、松平美濃守の少將に昇りたるは特例なり○西丸側用人は、家重西城に在りし時、石川總茂を以てこれに補し、從四位下に叙す、爾後閣職とす（官制沿革略史）

ソフク　素服　父母妻子等の死したる時、かなしみの間著くる裝束を云ふ、卽ち喪服なり、委しくは「モフク」を見るべし、

ソフノカミノコホリ　添上郡　所在　大和國　起原　古へ添下郡と共に層富縣と稱す、書紀神武天皇己未年春二月の條に見ゆ、後分れて二郡となる、蓋し欽明天皇紀元年二月倭國添上郡とあれば、當時既に早く二郡たりし事明なり　沿革　書紀、曾富又添上に作る、倭名抄に、山村（ヤマムラ）猶中、山邊（ヤマノベ）楊生（ヤギフ）八島（ヤシマ）大岡（オホヲカ）春日（カスガ）大宅（オホヤケ）等の鄕あり、郡名錄「ソフカミ」と稱し、地誌提要以後又「ソフノカミ」に復す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ソフノシモノコホリ　添下郡　所在　大和國　起原　古の層富縣なり、神武紀に見ゆ、後分れて添上、添下の二郡とす　沿革　書紀初め曾富に作り、後ち添下に作る、倭名抄に、村國（ムラクニ）佐紀（サキ）矢田（ヤタ）鳥貝（トリカヒ）等の鄕あり、郡錄「ソフシモ」と稱す、地誌提要、古に復して「ソフノシモ」と稱す、明治廿九年平群郡と合併して半駒郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ソヘコ　副子　腰刀のさし裏にさしたる小刀を云ふ、又裏指とも云ふ、箟を表指と云ふに對しての名なり（伊勢貞順記、武家名目抄）

ソボクワイ　祖母懷　陶器の一種、工藝志料に、祖母懷は尾張國春日井郡の地名なり、第一世加藤景正支那より歸朝の後、祖母懷の土を以て製造せし茶壺の名なり、爾後相次ぎて其法に倣て其地の工人これを製出すと雖も、品位劣れり、正保年間德川光友命じて祖母懷の土を以て、許多の茶壺を造らしむ、今多く世に傳ふ、御深井燒と稱するもの卽是なり」と見えたり、

ソマクサ　蘇莫者　名義　唐樂、般涉調廿二曲中の一、古樂にして中曲○序二帖各六拍子、破四帖各十二拍子、もと急あり、蘇志摩利の番舞、舞の宮、金色なる獅の形にて、撥を左に持ち、黃なる簑を著ぜり、詞名集解に、蘇莫者者、西域高昌國油帽也とあれば、散樂の風俗舞なり、白石の樂考にも、高昌國婦女の帽子にて、唐代謂ゆる西胡渾脫の舞なりと見えたり　起原　沿革　傳來詳かならず、伶人太秦公眞祕して傳へざりしが故に、後遂に絕ゆ、近年再興の擧ありしが、故ありて天王寺に於てのみ行ふといへり（禮樂志、舞樂圖說）

ソンウンシンワウ（モリナガシンワウ）を見よ、

ソンシンワウ　尊雲親王　護長親王

ソンジュホフノミヤ　尊圓法親王　名義　伏見天皇の第六皇子、母は播磨內侍　異稱　延慶三年親王となり、尋で靑蓮華院に入り、慈道法親王に從うて業を受く、應長元年薨逝して名を尊圓と改め、大乘院に住す、延元四年光明院二品を直授し、四たび天台座主に任じ、四天王寺別當となる、正平十一年九月薨す、年五十九、後光嚴院二品を贈る、親王和歌を善くし、また才藝多し、最も入木道に長ぜり、はじめ世尊寺行房に就きて書法を學び、次で其弟行尹に師事し、更に上代の書法を參酌して一派を爲す、尊圓派また御家流といふ、江戸時代に入りて專ら上流の社會に行はれたり、御家流（オイヘリウ）參看（大日本史、日本美術史）

ソンヅンリウ　尊圓流　御家流（オイヘリウ）を見よ、

ソンオウ　存應　源譽（ゾンヨ）を見よ、

ソンキヨ　蹲踞　敬禮の一種、貴人の通行する時兩膝を折りて、足掌及び臀を座につけ、頭を下げて行ふ禮、「ツヅクマル」「ツクバフ」ともいふ、又中禮、返り禮といへる人あり、後世は平伏より非常に輕きものとなり、隨て其方法も大に異りたりと雖も、古は二者大差なく、只頭を下ぐることの多少によりて區別したりといへり（貞丈雜記、古事類苑禮式部）

ソンジヤ　尊者　大饗の時における首席の人をいふ、もとは佛家の食堂にて首席に一の空位を設けて、賓頭盧尊者を勸請して供養せし故事に出でしと云ふ「タイキヤウ」參看、

ソンシヨウホフ　尊勝法　名義　佛頂尊を本尊として、一切の事に修すべき增益法、尊勝陀羅尼念誦義軌に「一切佛頂中、能除二切業障煩惱、故號爲尊勝佛頂云々」とあり、天台眞言共に此法あり　起原　沿革　延長三年七月法性房尊意、尊勝新雨法を修して靈驗あり、是れ尊勝法の始めなり、八年又之を修す、康保元年十一月仁壽殿に慈惠大僧正之を修す、永治元年七月鳥羽殿にて相實法印之を修す（諸法要略記、覺禪抄）

ソンチヨウホフシンワウ　尊澄法親王　宗長親王（ムネナガシンワウ）を見よ、

ソンヒフンミヤク　尊卑分脈　名義　一定せず、祕閣本十冊、前田本十七冊、刊本諸家大系圖は十四冊、故實叢書に收めたるは、宮內省本を基として、祕閣本前田本を以て校合したるものにて十二冊としたり　内容　諸家　南北時代學者を以て最著名なる洞院公定の著はす所なり、初篇一卷の首に新編纂圖本朝尊卑分脈系譜雜要集卷一、特進亞三台藤公定撰と見えたり、而して各本各異同あれば、各別に說明すべし（一）祕閣本は、源平藤橘の四氏を收め、

第一より六迄は藤氏、七は源氏、八は平橘なり、一二は初篇にて、一には天兒屋根命より五摠家、卽ち嫡流をのみ記し、二は公季流にて西園寺德大寺等なり、第三は師實の流にて花山院、大炊御門等なり、普通の尊卑分脈になく、續群書類從に尊卑分脈脫漏として收めたるもの是なり、三篇以上は皆共に目錄を委しく記し略系を載せたり、第四以下は篇目卷數共になし、七迄八冊(六上下に分る)藤原氏にて、九は清和源氏以下十一代の源氏系圖を載せたり、然して清和村上兩氏委しく他は疎略なり、十は平橘を載せたり(二)前田本、これ又古寫本にして、首に神代系圖として皇胤系圖あり、藤氏は三條流閑院流缺けて、他は祕閣本とほゞ同じ、源氏兩卷に分れ、平氏一卷を爲し、中臣大江高階橘菅原等を別に收めたり(三)諸家大系圖、一に十四卷系圖とも云ふ、首卷は本朝皇胤紹運錄にて前田本の神代系圖とも纖類、飛鳥井、實相院、前田本の諸本とも異なりて亦參考とするに足るところあり、終に長享二年宝胤、天文八年兼右、天正十九年梵舜等の奥書あり、一より三まで源氏十五代、四は源氏十三代の略系、桓武、仁明、光孝の三平氏を收む、五は橘菅原より、宮道まで十二氏を收め、六より十一迄は藤氏にて花山院流閑けたり、十二は清和源氏滿仲流、十三は義家流にして他の諸本と異なる所あり、(四)故實叢書本、宮內省本を基としたるものにして、一より七迄は藤氏にして、祕閣前田本と大差なし、八九は嵯峨、仁明、文德、清和、陽成、光孝、宇多源氏を載せ、十は醍醐、村上源氏、十一は華山三條、後三條、順德、後嵯峨、後深草、龜山、後二條、崇光源氏、桓武平氏、橘、菅原諸氏、十二は中臣、大江、高階氏、龜山光嚴の二流、及び源、平、清原、吉河、中原、小槻、和氣、丹波、賀茂、宏部諸氏、僧圓因の略系を收めたり、是れ又何れも祕閣前田本などゝ大同小異なり、按ずるに本書轉々寫誤多くして、諸本異同少からず、殊に後人の書入れ多くして、最も古き寫本によりて、書者を極むるにあらざれば、信じ難き所あり、卽ち日野氏に親鸞の系圖を加へ、橘氏に楠木正成以下を加へ、十四卷本に頓朝の子に島津忠久大友能直等のあるが如きは卽ち最も顯著なるものなり、又諸源氏の略系を別條に出せるには、藤氏の一、二、三と同じく、各其本系の前に附くべきものにして、中原大江高階等源平藤橘にあらざる諸氏は、其體裁異にして、公賢以後の人を載せたれば、後人が公賢の尊卑分脈に附載したるものにして、尊卑分脈の內にあらざるべし(祕閣本尊卑分脈、前田本尊卑分脈、諸家大系圖)

リメガミ 染紙 經文を稱する伊勢神宮の忌詞、一に染草とも云ふ、經文の紙は多く黃檗にて染めたればかく云へり、又黃紙とも云へり、儀式帳に、志目加爾と記したれば「シメガミ」と訓むべきか、今鏡に「植木をせしやうは、鷲住ませんとにも非ず、くつ〳〵かうながなめすゑて、經よませんとなりけり」と誦ふくつ法師なめすゑて、經よませんとなりけり」と誦ふべき今樣を、齋宮の御前にて忌むべき詞の出んことを憚りて下句を「くつ〳〵かうながなめすゑて、經よませんとなりけり」と誦ひし由見えたり、

リメシヤウゾク 染裝束 名義 下襲、表袴を色染にして著用したる裝ひふ 考用 御禊の日の勅使、公卿等これを著用す、又宿老の人は、下襲の裾のみを染めて、表袴を染めず、若年の人は下襲の裾のみを染めて用ひたり、染色の種類は、後照念院裝束抄に載せたれば、就きて見るべし(裝束集成、後照念院裝束抄、花鳥餘情)

リメドノ 染殿 山城國京都正親町の南、京極の西、今は清和院門內の南、仙洞舊院の北部に當れり○本政大臣藤原良房の第宅、貞觀六年二月、清和天皇觀櫻の爲めに御幸、盛宴ありしこと國史に見え、同十年十二月、陽成天皇此第にて誕生あらせらる、また清和天皇も此殿に御坐したりしと見え、古今集に、水のなのみかど、そめどのより、あはたのへうつりたまふける時よめる歌として「うきめをばよそめとのみぞのがれゆく雲のあはたつ山のふもとに」と見えたり(山城名勝志、平安通志)

リメドノキサキ 染殿后 名義 藤原明子、染殿宮に居るを以て世に染殿后といふ 事源 文德天皇の皇后なり、仁壽三年從三位に進み、天安二年超えて從一位に叙す、清和天皇卽位するに及び、尊びて皇太夫人と爲し、貞觀六年更に皇太后の號を奉る、八年冬新造の常寧殿に移る、十年天皇爲めに四十の賀を行ひ、勅して使を近京四十寺、平城四十寺に遣はして、轉經功德を修し、また曲水宴を本殿に設け、王公卿士に物を賜ひ、宮傔侍女の位を進む、十四年染殿宮に遷り、十六年職院に移る、元慶二年太后年五十、清和上皇五十僧をして法華經を清和院に講ぜしむ、六年陽成天皇尊びて太皇太后といふ、昌泰三年五月崩ず、年七十二、山城國愛宕郡白河山陵に葬る(大日本史)

リメドノダイジン 染殿大臣 藤原良房(フヂハラノヨシフサ)を見よ、

リメネング 染年貢 江戶時代年貢の一、地方凡例錄に、「染年貢は、山原地或は堤などの空地に、染木を植ゑ立、年貢を納めしむるを云、又畑にある染木高に入たる染畑もあり、是は上畑の年貢上納する也、空地の分は小物成に入れども、年貢高く取る、又正染を納るもあり、實驗年貢とて納る蠟實蠟糀少蠟など品々あり、大和奧羽越後等に多し、武

藏秩父、甲斐などにもあり、其外國々山寄には何方にもあり、奧州會津領は蠟檢見あり」と見ゆ、

リメハノヤ 染羽矢 白羽を綺具にて染めたるをはぎたる矢を云ふ、眞丈雜記に「染羽の矢古書に見えたり、羽はたゞは染まらぬ物なり、赤きはべに、青きはあをとしわうを交合せ、むらさきはあをとべになり、これらのふのぐを醋にてときて、煮付て染めてほしかはきたらば又染むべし、こくもうすくも好みに隨ふべし、醋を用ひざれば羽にしみこまぬなり、何れに染むるとも醋にてふのぐをとくべし、白羽を染むるなり云々」と見えたり、

リヤ 征矢 名義 軍陣に用ふる矢を云ふ、敵を征伐する矢なる故にかく書す、一說に鷲の羽にてはぎたる故に征矢と書く、鷲を征鳥と云ふ故なりと、儀訓葉殺矢の義とし、眞丈は背矢の略にて、征矢は箙に差して背に負ふ故なりとす、又ソヤはスヤにて直矢の略、箙股に對して云ふと、或は威儀に用ふる矢と異にして、戰陣に用ふるは飾なく素樸なれば、素矢の義なりと、箙空穗にさす、箙に差すを負征矢と云ふ 製作 鏃は節陰、羽は眞鳥の羽を本とし、根は鹿尻柳葉鳥舌等を用ふ、猶委しき事は高忠聞書を見るべし 起原 軍防令に「凡兵士每人弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征矢五十隻、胡籙一具、太刀一口、刀子一枚云々」、と見えしこと書に見ゆる始めとす、延曆十年十月東海東山諸國に令して、征箭三萬四千五百餘具を作らしめたり、太神宮式に「征箭一千四百八十隻(長各二尺三寸、鏃長二寸五分、以鳥羽作)之、鏃塗二金漆一菩塗二朱漆一)」と見えたり、後世武人は十二束以上、十五束迄の者を用ひたり(令義解、延喜式、軍器考、軍用記、貞丈雜記、古今要覽稿)

リライハ 徂徠派 荻生徂徠の學派を云ふ、古文辭學派(コブンジガクハ)及び荻生徂徠(ヲギフソライ)を見よ、

ソロバン 算盤 名義 算術に用ふる器具、算盤の轉音なりと云ふ、松屋筆記に「揃盤にて、珠の揃たる盤の義、又は珠の鳴音のサラ〳〵スル〳〵など同語と聞ふにや、サラ〳〵はスラ〳〵スル〳〵など同語と聞え、ソロもサラの通音なれば、ソロバンも算盤なれば也」と云へり、又珠盤、十呂盤、算馬、總論盤とも書す 構造 細竹を以て珠を貫き、其珠顆をして、滑動自在ならしめ、之を箱中に列置し、箱の中央より上方に偏して一木を橫たへ、細竹をして之を貫かしむ、梁上を一顆とす、或は二顆とするもあり、其梁下の每珠を一とし、梁上の一珠を五とす、故に脊梁の上下共に六顆にして十四を云ふ、然れども數を列するの際には十は常に上位(盤の左方を上位、右方を下位とす)の一顆を以て之に代ふ、之に數を列する法は梁下の珠顆を上昇し、梁上の珠顆は下降せしめて、各珠常に脊梁に切するを以て列布の數とす、脊梁に切せず箱の上下に切するものを遊珠と云ふ、算盤の桁數は一定せず、多數を列せんとするには桁數多きものを用ふ○乘除法に九歸勾法(一歸法、逢一進一十、二進一十と云ふ類)撞歸法(一歸歸法、見二無除作九一、二と云へる類)起一還原法(一歸法、起一下還二、二歸法、起一下還一と云へる類)等あり、今煩はしきを以て一々記さず 起原 浩華 文祿年中毛利勘兵衛重能、豐臣秀吉の命を受けて、明に赴き算學を學習し、秀吉薨後に歸朝し、之を吉田七兵衛光吉に傳ふと云ふ、長崎夜話草には長崎在留の支那人之を傳ふと云ふ、佐藤誠實氏は、算盤は元至正六年著陶宗儀の輟耕錄に、凡納二婦僕一初來時曰二揔盤珠一、言二不レ撥自動一、稍久曰二算盤珠一、言二動之則動一、既久曰二佛頂珠一、言二終日凝然撥亦不レ動一、とあれば、既に元の時代に行はれしこと明にして、毛利勘兵衛が傳ふる迄二百五十餘年を經し、此間僧侶の往復盛なりしにもかゝはらず、傳來せざりしは疑ふべし、日本風土記に、算盤の日本語を所六盤とし、其次に武左官を伏疏筆印、武右官を法筈紀陽脈としたるより考ふれば既に足利氏の時に傳へしものなるべし」と云へり、光吉寬永四年摩功記を著はし、最も便利なるを以て、頃時にして諸人の行ふ所となり、爾來益々行はれて、今に至りて適る事なし(算術考、大日本數學史)

ソロンニン 訴論人 鎌倉時代訴訟の原告及び被告をいふ、訴人卽ち原告と論人卽ち被告とを併稱したるものなり(沙汰未練書)

た

タ 田 名義 耕して稻を植うる土地を云ふ、又「シロ」とも云ふ、田の音の轉略なりと云ふ、一說に手をタと云ひて、平の義なれば、田も其平なる事手の如くなる故に云ひしならんと云へり 起原 浩華 神代天照大神、粟稗麥豆を以て陸田の種子とし、稻を以て水田の種子とし、天邑君を定めて耕種せしめたりし事、書紀に見え、且つ、此の時天狹田、長田、天安田、天平田、天邑並田、天檝田、天川依田、天日鉾田等あり、蓋し制地の法太古よりありし事知るべし、神武天皇天富命日鷲命をして肥饒の地を索めしめ、阿

波國に至り穀麻を殖ゑしめ、天宮命更に東國に麻穀を播殖す、崇神天皇以後農業を勤めて、田地を開墾せしむ、尋で官田私田の制を設け、官田は屯田と稱し、田部鑵丁をして之を佃らしむ、屯田司、田令をして之を掌らしむ、私田は田庄と云ふ、臣連伴造の領する所なり、而して神祇に奉ぜし地を神田と云ひ、佛法傳來して、寺院に奉するを寺田と云ふ、この時田を量るには高麗尺を用ひ、方六尺を歩とし、五歩を代(頃)とす、この法應神天皇より始まると云へど明據なし、大化改新の時、屯田田庄を停めて、天下を分て國郡里とし、國司をして田畝を校正せしめ、班田收授の法を定む、代を改めて歩段町を以て量れり、詳しくは、田制(デンセイ)を見よ、

ダイ　代　家督相續上に於ける系統の順序、即ち父を一代、子を二代、孫を三代とす、代は更の義にて必しも父子相繼ぜず、兄弟相受け又は他人其家を繼ぐも、皆代として數ふ、世(セイ)參看、

ダイアンジ　大安寺　所在 大和國添上郡大安寺村大字大安寺○百濟大寺とも、大官大寺とも、大寺とも云ふ、萬葉集におほてらとあり、又東大寺西大寺に對して南大寺とも云ふ 起原沿革 推古天皇二十五年、聖德太子勅を受けて熊凝村に一寺を建立し、熊凝寺と號す、舒明天皇十一年百濟河の側(古は十市郡、後廣瀨郡に屬す)に移し、且つ九層塔を建築し百濟大寺と號す、封三百戸、墾田二百十六町九段を寄附して寺領となす、其後火災に罹り、皇極天皇造寺司を置き、先帝の遺緒を繼ぎ、大に土功を興し、孝德天皇僧惠妙を以て寺主に任じ、天智天皇七年五月大に修營して、丈六の佛像及び脇士を作りて安置す、天武天皇二年造高市寺司を置き、寺基を高市郡夜部村に移して、高市大寺と號し、封七百戸墾田九百卅二町を施入す、六年九月改めて大官大寺と號す、朱鳥元年封七百戸納税卅萬束を賜ふ、文武天皇三年九層塔を建立し、大供養會を設く、元明天皇和銅三年平城に遷す、(平子尚氏の說に、和銅三年移轉は、寬平大安寺緣起帝王編年記醍醐傳來古記大安寺碑文等の說にして、其源泉たる緣起は、僞作なるを以て信ずべからずと)元正天皇養老二年、道慈唐より歸るに方り、勅あり道慈をして寺基移轉の事を監せしむ、舊跡は左京六條四坊に在り、十六年移畢田九百九十四町を寄附す、十七年改めて大安寺と云ふ、俗に南大寺と稱す、天平寶字五年封五十戸、神護景雲元年田六町を施入す、天長九年別當の請により、勅して每年八月法華會を修せしむ、元慶四年三綱の請により、勅して舊寺地の公田となれるもの、十市郡百濟河邊一町七段、高市郡田十町七段を本寺に賜ふ、後世漸次廢頽して今僅に一小堂を存するのみ○國寶は、菅原道眞の筆なる緣起、今御物となる、彫刻に千手觀音、不空羂索、楊柳觀音、十一面觀音、四天王等あり、(書跡)「大安寺平城京遷都考」と參看、(日本佛教史綱、十二宗綱要、八宗綱要)

ダイアンジ寺尺　尺の一種、曲尺(カネジャク)を見よ、

ダイアンジシヤク　大安寺に藏するを以て名づく、長さ曲尺の八寸二分半、底記によれば、弘法大師傳來のものなりと云へども、信じがたし、盖し此尺は平安朝時代に行はれたるもの一種にして、今其寸分により(寺大南)て考ふるに、今の小尺の少く短くなりしものなるべし(古今要覽稿)

ダイアンジジリウ　大安寺流　三論宗の一派、智藏の上足道慈律師の所傳は、善議、慶俊之を受けて、大安寺に傳へたるを以て名づく、「ダイアンジ」と參看(日本佛教史綱、十二宗綱要、八宗綱要)

ダイイウイン　大猷院　德川家光(トクガハイヘミツ)を見よ、

ダイイキシ　大威儀師　職業 僧職、威儀師の上位に在りて、法會の時、僧侶の威儀を整ふることを掌る 起原沿革 貞觀元年興福寺延壽を以て始めて此職に補せらる、威儀師は傳燈大法師位なるが、大威儀師は法橋に叙せらる(釋家初例抄、海人藻芥)

ダイイチザ　第一座　首座(シュソ)を見よ、

ダイイトクミヤウワウ　大威德明王　佛經にて五大尊明王の一、西方に配す、本地は阿彌陀如來にして、一切の惡毒龍を摧伏す、大は普遍廣博の義、威は威勢、德は德義功德の義、卽ち德群軍に勝れ、威諸龍を懼怖せしめ、以て衆を德濟する義なり、三面六臂劍鋒輪杵を執り、摧伏の印を結び、大白牛に御し、忿怒の相を顯はす(尊容抄、佛教いろは辭典)

(佛像圖彙所載)

タイイヰ　大井井　退院　江戸時代における僧侶の閑刑、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、追院とやゝ似たり、但し此刑に處せられしものは、宣告を受けたる後、一度寺院に立ち歸りて、然る後退去するを得るものにして、追院よりは輕きものなり、追院(ツキヰン)、一宗構(イツシユウカマヘ)、一派構(イツパカマヘ)參看(御定書百ヶ條、續偶談、德川

タイインレキ　太陰曆　曆(コヨミ)を見よ、

ダイウンイン　大雲院　所在 山城國京都下京區寺町通四條下東側○龍池山と號す 宗旨 淨土宗、智恩院に屬す○本尊阿彌陀佛 起原沿革 僧眞安を開基とす、元は二條烏丸に在り、天正十年織田信長害に遇ふや、眞安曾て公の知遇を得たるを以て大に之を悼み、小庵を營みて公の菩提を弔ひしが、天正十五年豐臣秀吉の命により、織田信忠の追福の爲め、更に當寺を創し、本尊阿彌陀佛を安し、信忠の法號に因みて大雲院と名づけ、織田父子の碑を立て、追善供養を修せしめらる、天正十八年後陽成天皇勅願寺の綸旨を給ひ、同年豐臣秀吉命じて現今の地に移轉せしむ、當時殿堂甍麗なりしが、其後數回の火災に燒失し、漸次力を再建に盡し、遂に舊に復せり○本堂南向中央に阿彌陀佛、(座像七尺許)堂前大雲院の牓は後陽成天皇の宸翰なり○開山堂、本堂の東に在り、眞安の像を安置す○千佛堂、西堂開山堂の東南に在り、釋迦文殊普賢及び五百羅漢を安置す○經藏、門內の左傍に在り○織田信忠塔、境內の墓地に在り、碑面に大雲院殿二品羽林仙岩大居士とあり、眞安の建てたるものなり○什寶多し、信長秀吉の書翰、一休和尙の筆、法然上人一枚起請あり、又信長、信忠の畫像は優秀にして國寶となれり(山城名勝志、京華要誌)

ダイウンジ　大雲寺　所在 山城國愛宕郡岩倉村 宗旨 天台寺門派○本尊十一面觀世音 起原沿革 圓融天皇の勅願により、天祿二年、日野文範之を創建し、眞覺を開祖とす、後朱雀天皇文慶を別當職となし、大雲寺の勅號並に寺領を賜ひ、永觀三年二月冷泉天皇の皇后昌子內親王の本願により、境內に觀音院を建立す、正曆四年八月山門に於て慈覺智證の兩門徒相爭ひ、遂に智證の門徒一千餘人、比叡山を脫して本寺に入り、一山を三塔に分ち、僧房を建築す、天文五年十月此地に於て細川國廣山本主膳と挑戰し、諸堂兵火に罹りて燒亡す、本尊幸に災を免る、寬永十年實相院門跡義尊大僧正再建し、東福門院より厨子を寄附せらる、今本堂、法華堂、地藏堂及び庫裡等あり(寺門傳記補錄、平安通志、京華要誌)

タイエイ　大永　紀號、末一年後奈良天皇に係れり、永正十八年八月廿三日改元す、七年を經て後奈良天皇享祿と改む 出典

タイエンレキ　大衍曆　大(ヤウ)を見よ、

ダイオウコクシ　大應國師　紹明(セウミヤウ)を見よ、

ダイカクジ　大覺寺　所在 山城國葛野郡嵯峨村大澤池の西 宗旨 眞言宗○本尊五大尊 起原沿革 此寺は、元、嵯峨天皇の離宮なりしが、天皇位を讓りて後、卽ち弘仁十八年、淳和天皇の皇后(嵯峨天皇の皇女正子內親王)の請により、佛寺となして大覺寺と號し、恒寂法親王(淳和天皇の皇子御母は正子內親王)を開山となす、清和天皇勅して莊田數十所を寄附し、法親王阿彌陀佛像を造立し、且つ經卷佛具等を備へて、空海眞如以來の密宗の血脈を相續する道場となせり、然るに仁和元年法親王寂して後、血脈斷絕し、寺觀亦漸く荒廢したり、德治二年後宇多天皇出家して後、此寺に入りて法親王の往跡を再興したまふ、其後、龜山、後宇多、後醍醐等の諸皇子相次いで入りて住し、大覺寺御門跡と稱す、元亨元年諸堂再建し、應安六年塔婆を建立したり、江戸幕府の時寺領二千六石餘あり、眞言宗の一本山として大に勢力ありたり○假本堂、本尊五大尊を安置す○御影堂、弘法大師恒寂法親王等の像を安置す○安井堂、後水尾天皇の御像、並に毘沙門不動十一面觀音藥師等を安置し、東北隅に祇王祇女刀自佛清盛等の木像(舊往生院に在りしもの)を安置す○護摩堂、不動を安置し、聖歡喜堂に聖歡喜天、及び五大明王(元と清涼寺五大堂に在りしもの)を安置す○什寶に御消息(傳龜山天皇宸翰國寶となる)、後宇多天皇御影、後宇多天皇遺物、聚樂行幸判物、年代記、顯野王玉篇等あり(門跡傳、密宗血脈鈔、寺鑑、京華要誌)

○恒寂—後宇多法皇—寬尊—性圓—性勝—恒性
○深守—弘覺—道寬—義昭—性深—性守
○義俊—尊信—空性—尊性—性眞—性應
○寬守—信性—寬深—深眞—亮深—慈性

ダイカクジドノ　大覺寺殿　後宇多天皇(ゴウダテンワウ)を見よ、

ダイカクジリウ　大覺寺流　龜山天皇の御子孫を申す、後宇多法皇山城の大覺寺を仙洞とし給ひしを以て名づく、詳しき事は兩統佚立(リヤウトウテツリツ)を見よ、

ダイカクゼンジ　大覺禪師　道隆(ダウリユウ)を見よ、

ダイガクレウ　大學寮　設置時期 「アンヤノツカサ」と訓む、唐名國子監 所在地 京都二條の南、朱雀の東、神泉苑の西○廓內に本寮以下記傳明經等の大學の講舍あり、都堂院は一に北堂と稱す、記傳道の學舍、明經道院は一に南堂と云ふ、明經を講修する處、其他算道院明法院あり、各其學を講ずる舍なり、廟堂は釋奠を行ひ、廟倉院は其器具並に孔子の畫像

等を藏むる所なり、式部省の被官、學生を養成する處なり、紀傳明經明法音書算等の諸道を教授し、學生を簡試し、兼ねて釋典の事を掌る、頭一人、從五位上、もとは最も其人を擇任し、文章生、諸王之に任ぜしが、後には菅原大江兩氏多く之に任す、助一人、正六位下、大允一人、正七位下、少允一人、從七位上、大屬一人、從八位上、少屬一人、從八位下、別當一人、令外官なり、頭の上に在りて大學の事を總べ掌る、もとは式部少輔を以て之を兼ねしが、醍醐天皇以後は、親王大臣の兼職となれり、博士一人、正四位以下、從五位以上となる、經書を教授す、後には明經博士とも、大博士とも云ふ、後世中原清原兩氏の人が、位次に依て之に任す、助教二人、正七位下、後ち五位已上となる、經書に通ずる者を擇任す、博士の下に屬す、直講二人、正七位下、後ち五位已上となる、唐名直學士と云ふ、令外官なり、博士助教を助けて經書を講義す、神龜五年七月始めて三人を置く、大同三年に一員を減す、この職に補するには、毛詩、尚書、左傳、禮記の内より十箇條を試み及第したるものを任す、文章博士、二人從五位下、唐名翰林學士と云ふ、令外官なり、紀傳道（史學）及び詩文章を掌る、才名あるものを擇任す、始め詳かならず、神龜五年七月の格に、文章博士一員とあれば、此の時以前既にありしものなるべし、大同三年三月直講一員を減じて紀傳博士を置く、承和元年四月紀傳博士を停めて、文章博士を加へ置き、紀傳得業生等皆之を停めたり、是より文章博士永く二人となる、其下に文章得業生、文章生、擬文章生等あり、猶眞擧（コウコ）の條を參照すべし、音博士二人、從七位上、後ち五位已上となる、唐名音儒、明經道の人を以て之に任す、漢音を教授す、下に音生あり、書博士二人、從七位上、後ち五位已上となる、唐名（博士）（文章博士）（音博士）（書博士）

書儒、書道を教授す、下に書學生あり、明法博士二人、令外官なり、法律を教授す、後世坂上中原兩氏の人位次を以て任す、下に明法得業生、明法生あり、算博士二人、從七位上、唐名算學博士、算術を教授す、後三善小槻二氏の世職となれり、下に得業生二人、算生三十人あり、十年正月學職頭鬼室集斯天智天皇始めて之を置く、十年紀持統紀には、大學寮諸學生、大學博士、音博士、書博士とあれば、當此時既に諸道を教授せしこと明なり、文武天皇大寶の制に至りて、始めて其職制備はり、上記の職員を置き、經業、漢音、書法、算道等を教授し、後には紀傳（史學文章）明經、明法、算の四科を教授したり○諸生用途の爲め勤學田を置きたり、「クワンがクデン」參看（書紀、令義解、延喜式、職原抄、職官志）（博士）（明法博士）（直講）

ダイガサ　臺笠　江戸時代、武家供連の時に、笠を袋に入れ棒をつけて持たしめたるものを云ふ、古はなし、トモヅレ」參看（貞丈雜記、德川盛世錄）

ダイカフ　關白　太閤を辭して後、其子關白となりし時の稱、官職難儀に「太閤を辭して後、其子關白を持申されたる時申す也云々」、貞丈雜記に、後照念院殿裝束抄に、太閤拜賀と云ふ事あり、されば宣下ある事と知るべし云々」、故實拾要に「關白を辭して天下政務に預らざるも、猶ほ内覽の宣旨を殘されし人を太閤と云ふ例なり、近代は前關白たる人、其子當時の關白なれば、其父を太閤と稱す」と見えたり、是より文章博士永く二人となる、其下に文章得業生、文章生、擬文章生等あり、猶眞擧（コウコ）の條を參照すべし、音博士二人、從七位上、後ち五位已上となる、唐名音儒、明經道の人を以て之に任す、漢音を教授す、下に音生あり、書博士二人、從七位上、後ち五位已上となる、唐名（關白）

ダイカフキ　太閤記　豐臣記とも云ふ、一卷より十七卷までは秀吉出身の始めより、秀次自殺に至る迄の事蹟を述べ、十八十九卷は織田酒造丞山中鹿助等諸士の逸事傳記を錄し、二十、二十一卷は八物語と稱し、君臣の道治國の要等を述べ、二十二卷は豐臣氏の奉行及び豐臣氏の遺記等を記したり、元和中の著にして虛實混同せるものありと雖も、著者は豐臣家に隨從せる人なるを以て、秀吉の事蹟を究むる者の一讀すべき書たり、元和三年の自跋、寛永三年朝山意林庵素正の跋あり、萬治四年出版し、後ち漸次世に行はる（參看）小瀬甫菴「コセホアン」を見よ、

ダイキ　台記　原名は單に日次記、又は曆記と稱す、一に槐記、宇左記、宇槐記、治相記、宇治左府記と稱す、いづれも後人、他の日記と識別せんが爲めに、頼長の官職居所に據りて名づけしものなり、本書祕閣本に據る所のものは、首冊目錄次冊以下は康治元年より久安四年に至り、同六年より久壽二年に至る迄の日次記とす、内、康治元年は正四六月を缺き、二年は六月、天養元年は三四月、二年は六七月、仁平元年は夏以下、二年は二月以下、三年は春夏冬、久壽元年は二三五六月、二年は春及び六月を缺く、別に保延二年冬の記一册あり、同一の書なるを以て合して全十四册となす、群書一覽所載の者に比して稍多し、本朝書籍目錄等、治相記、台記を異書とせるは誤なり、而して頼長と其兄忠通との關係、藤原信西の事蹟、頼長の人物等皆本書によりて窺ふを得べく、保元の際における歷史に關して有益なる史料多し（歷世記錄考）（内閣書）（内閣書）

タイギノセチヱ　大儀節會　節會（セチヱ）を見よ、

タイキベツキ　台記別記　藤原頼長日記の別記、台記に書するに文の長きもの、又は儀節に關する重要事件を別に分類歸錄

したるものなり、第一册は頼長任大將記、大嘗會、賭弓、第二册は禪閤七十賀、官政、天子讀書始、第三册は多子入内記、第四册は師長元服記、近衛帝元服記、第五册は諧春日社記、第六册は藤隆長元服記、第七册は諧春日社記、第八册は諧賀茂社とす、されど尚殘缺する所多し（歷世記錄考）

ダイキヤウ　大饗　王朝時代に行はれたる饗宴の大なるものを云ふ、（一）二宮大饗（二）大臣大饗の稱あり（一）二宮大饗とは、毎年正月二日、親王、公卿以下が、中宮東宮に拜賀したる後、玄輝門の四廊に於て中宮の饗につき、次に東廊に於て東宮の饗につき、三獻の儀あるを云ふ、もと饗宴と唱へしが、後ち大饗と唱ふ、日本逸史に「淳和天皇天長七年正月戊寅、群臣拜二賀皇后宮一賜二被衣一、又賀二皇太子一、宴賞如レ常」と見えたり、尚ほ類聚國史歲時部に詳しく見えたれば就て見るべし、（二）大臣大饗とは、大臣に任ぜられたる時、諸大臣以下殿上人を招きて饗するを云ふ、其式は類聚雜要抄に詳しく見えたれば就て見るべし、大鏡に「太政大臣基經よしふさの大臣の大饗にや、むかしはみこたち、必つかせ給ふ事にてわたらせ給へるに、かならずもる物にてありけるを云云」と見えたり（公事根源、類聚雜要抄、儀訓集）

ダイギヤウジ　大行事　大法會の時の行事の僧を云ふ、仁平二年後七日記に、大行事者、大阿闍梨行事僧動之」と見えたり、「ギヤウジ」參看、

ダイキヨクデン　大極殿　「ダイゴクデン」を見よ、

ダイク　大工　建築の技師及び職工の總稱、古は少工と對して一つの職名、維新以後は職工のみを指して技師には唱へざりき、又番匠と稱したる時代あり、古き時代は語るべき事なし、應神天皇の時、新羅の工人を攝津の猪名に置きて其建築法を採用す、これを猪名部の工人と云ふ、孝德天皇の時、始めて木工寮を置き、荒田井直比羅夫を以て時作大匠と爲し、朝廷に奉仕せる工人を督せしむ、尋で文武天皇大寶令を制定するに及び、木工寮の職制を定め、頭、助、允、屬の官員を置き、又工部二十人を置く、是を大工といふ、而して皇宮及び大佛刹等の造營ある時は別に修理職を置き、大夫亮進屬の官員及び工部を置くこと、木工寮に屬する所の工人は大工を以て長と爲し、これを統率して相共に營作す、修理職及び木工寮にて後ち、大少工の官位に叙するもの無し、時に一二叙するものあるも唯空名を冒するのみ、又葺工、塗壁工、石工等の諸工人は、木工に屬せずして各業を營む、（是より先葺工塗壁工石工は皆木工に屬せり）、後龜山天皇の時、足利義滿明樣の建築風を雜へ用ひて第宅を營む、後土御門天皇の時、足利義政亦支那樣に倣て第宅を營む、是に於て奈良京都の木工力を營作に盡す、其木工の長は矢倉某池上某といふ者にして、並に京都の人なり、（矢倉氏池上氏は木工を以て世々足利氏に仕ふ）木工の業是に至て更に進歩す、而して後天下潰亂に屬し、土木の起らざること百有餘年、木工の業甚衰ふ、正親町天皇の時、織田信長始めて營作を起し、木工の業復起る、然れども足利氏の如く精巧を欲せずして、唯大厦高堂を作るを事と爲す、後陽成天皇の時、豐臣秀吉攝津大阪に居るを以て其工此地に聚る、其建築は織田氏の舊に倣ふ、江戸時代となりてより建築の精且つ密なるを好む、而して幕府にては作事普請の兩奉行ありて、幕府に奉仕せる工人を督し、其下に大工頭、大工棟梁等ありき（サクジブギヤウ）「フシンブギヤウ」參看）而して江戸の人口增加すると共に建築の職また需用多かりしを以て、加賀、能登、越中、越後等の木工江戸に來りて業を營む者多し、「是れを加賀大工、能登大（大工少工）（匠番工）（大工叡工）（始造叡工）（道木）（道木）

佛の頭を續ぐ、是より後工人の巨材運轉漸く進歩す、高倉天皇の時、木工物部好國、塗壁工中原在貞といふものあり、並に名匠と稱す、時に後白河上皇五十の算賀あり、天下の諸工藝の俊秀の者を召見す、好國、在貞共に召されて寶算を賀す、時人稱して名譽と爲す、後堀河天皇の時、修理職木工寮並に衰ふ、然れども當時木工の妙手あり、最多きは奈良京都にて、伊豆、相模、武藏、安房の木工これに次ぐ、修理職、木工寮衰へて後ち、大少工の官位に叙するもの無し、時に一二叙するものあるも唯空名を冒するのみ、又葺工、塗壁工、石工等の諸工人は、木工に屬せずして各業を營む、（是より先葺工塗壁工石工は皆木工に屬せり）、後龜山天皇の時、足利義滿明樣の建築風を雜へ用ひて第宅を營む、後土御門天皇の時、足利義政亦支那樣に倣て第宅を營む、是に於て奈良京都の木工力を營作に盡す、其木工の長は矢倉某池上某といふ者にして、並に京都の人なり、（矢倉氏池上氏は木工を以て世々足利氏に仕ふ）木工の業是に至て更に進歩す、而して後天下潰亂に屬し、土木の起らざること百有餘年、木工の業甚衰ふ、正親町天皇の時、織田信長始めて營作を起し、木工の業復起る、然れども足利氏の如く精巧を欲せずして、唯大厦高堂を作るを事と爲す、後陽成天皇の時、豐臣秀吉攝津大阪に居るを以て其工此地に聚る、其建築は織田氏の舊に倣ふ、江戸時代となりてより建築の精且つ密なるを好む、而して幕府にては作事普請の兩奉行ありて、幕府に奉仕せる工人を督し、其下に大工頭、大工棟梁等ありき（サクジブギヤウ）「フシンブギヤウ」參看）而して江戸の人口增加すると共に建築の職また需用多かりしを以て、加賀、能登、越中、越後等の木工江戸に來りて業を營む者多し、「是れを加賀大工、能登大

工、越中大工、越後大工といふ、是れ等の工人能く第宅を營作すと云へども、奈良京都の良工には及ばざりき○番匠(ばんしやう)は、もと木工寮に屬したる工人にして職名なりしが、室町時代の時には、大工の異稱となり、棟梁は江戸時代幕府に仕へたる大工工人の長をいへる職名なりしが、これまた轉じて民間におげる工人の頭立つもの、稱呼となれり、また別に船大工(ふなだいく)あり、船舶を製造する工人なり、これ古くは大工は木工に限らず檜物師を檜大工、塗師を塗大工、石造を石大工、疊刺を疊大工、鍛冶を鍛冶大工などいへる遺風なるべし、建築(ケンチク)參看(東北院職人歌合註、工藝志料)

ダイグウシ　大宮司　「オホミヤツカサ」とも訓む、神人の長を云ふ、「ウヂ」を見よ、

ダイクカシラ　大工頭　職制　江戸幕府の職員、木工の事を掌り、所屬の大工を總ぶ、作事奉行の支配たり、人員二人、二百俵高、役料二十人扶持とす(徳川原制通考)起原詳かならざれども、大獻院殿御實記寛永十七年五月廿一日の條に、大工頭木原杢允義久、同鈴木兵九郎と見えたれば、この以前既に此職ありしを知るべし○別に京都大工頭あり、京都における木工の事を掌ること、江戸に同じ、また作事奉行の支配にして、中井主水之を世襲す、主水は世祿五百石、役扶持廿人扶持を給せらる(官中祕策、萬天日錄、德川實紀、明良帶錄、武鑑)

タイクワ　大化　孝徳天皇御宇の年號、皇極天皇四年六月十四日卽位、始めて年號を立つ、五年を經て白雉と改む(書紀)

タイクワウ井ン　大光院　所在　上野國新田郡太田町○義重山新田寺とも號す　宗旨　淨土宗、檀林の一○本尊阿彌陀如來　開基(徳川原制通考)傳に、新田義重深く佛教を信じ、源空に歸依し、老後薙髮して上西入道と號し、七堂伽藍を寺尾に創立す、其後伽藍燒失して荒廢に歸したりと云ふ、慶長十六年十一月、德川家康、增上寺存應、土井利勝、成瀨正成を上野に遣はして義重の遺跡を搜索せしめ、尋で一寺を建立し、義重の法號により大光院と號して義重の墓を此に遷し、同十八年四月武藏大善寺谷龍を請じて開山となし、元和八年紫衣を賜ふ、本堂、方丈、開山堂、庫裡、鐘樓堂、寶藏等あり、末寺三十餘箇寺あり(義重由緣、上野志、名勝地誌)

タイクワウタイゴウ　太皇太后　考證　天皇の御祖母にして、后位に登り給へるものに對する尊號、「オホキサキノミヤ」とも訓む、太皇太妃、太皇夫人といふも同じ、長信宮ともいふ　起原　仁明天皇が、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子を尊びて、太皇太后の號を上りたるを初見とす、然して皇太后より降るを以て常となせども、皇后中宮より、直ちに進みたることもなきにあらず、後世女院の稱起りてより後は、此位に居るもの頗る少し、待遇は皇太后と同じく、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より太皇太后宮職ありてこれに屬す、明治に及び敬稱を改めて陛下と稱することなれり(令義解、西宮記、有職紬中納言入道藏山相國一覽)

タイクワノカイシン　大化改新　起原　我國上古より民に貴賤を分ち、主從を定め以て生業を樹てたり、而して皇別神別の諸姓は、皆貴種にして臣、連、伴造、國造其他有姓の家を良民と爲す、良家は人を使役し、賤民を奴婢とし、其良家に仕ふる家人とす、其別極めて嚴にして、婚姻を相通ぜず、然れども或は私通して子を擧げ、或は奴婢の主家貸にして勢家に强買せらるゝ等、爭訟滋く起り、國造伴造の家は、臣連等と共に、私民をおきて山野を占有し、益々兼併を事として良家疲弊し、地を賣りて調賦を辨じ、姓を賣りて奴婢となる、屯倉子代等の地も、世を逐うて增々多く、積弊漸く甚しかりき、大化の改新は這般の情弊を改めんが爲に起る、而して當時隋唐の文明は旣に我國に東漸し、先覺の士は、早く之に倣はんとするも少しとせず、加ふるに、蘇我氏誅に伏して大臣豪族の未だ代り勢を占めたるものなきの際なりしを以て、中大兄皇子(天智天皇)は藤原鎌足と共に、孝德天皇を擁立して、改新の實務に當る事となりたり、之を要するに改新の主旨は、古へより族制專ら行はれて、徵兵、刑罰、收租等の法權分れてこれに歸し、朝廷の感令漸く行はれざるを以て、大に名分を明らかにし、悉く私地私民を收公して貧富を平均し、祖宗統一の治に復せんとしたるものなり、約言すれば、族制分權を改めて朝廷集權と爲すにありき　法制　孝德天皇卽位の元年、始めて年號を立つ、大化元年と爲す、其將に大改革を行はんとするの準備として、同年八月東國等の國司を戒諭する所あり、其大意は、凡そ國家の公民、大小所領の人衆は、皆戶籍を作り、田畝を校し、その園池水陸の利は、百姓と俱にすべし、また國司等國に在りて罪を

判ずる事を得ず、上京の時百姓を多く從ふることを得ず、唯國造郡領を從はしむる事を得、但し公事を以て往來の時は、部內の馬に騎り、部內の飯を喰ふことを得、また從來の國造、伴造、縣主、稻置等にあらずして、詐りて我祖の時よりこの官家を領し、この郡縣を治むといふとも、汝等國司、審に實狀を得て後ちに朝に申すべし、なほ閑曠の所に於て、兵庫を造り國郡の刀甲弓矢を收聚し、邊國の蝦夷と接境する所には、盡く其兵を集めて猶本主に假すべし、其倭の六縣にありては使者を遣はして戶籍を造り、田畝を校すべしといふにありき、尋で使者を諸國に遣はして、民の元數を錄せしめ、且詔して曰く、古より以來、天皇の時毎に、代を標ほすの民をおきて名を後ちに垂れ、其臣連伴造國造等もまた各々己が民を置きて恣に駈使するのみならず、國縣の山海、林野、池田を割き取りて己の財と爲し、爭戰已まず、加ふるに、或者は數萬頃の田を兼併し、或者は些少の土地だも有せずして、貧富の懸隔甚しく、而して調賦を進むるの時に及びては、臣連伴造等、先づ自ら收斂したる後分ち進め、宮殿を修治し園陵を築造するに際しても、各々己が民を率ゐて事に從はしむ、方今百姓なほ乏し、然るに勞あるものは水陸を分割して私地と爲し、百姓に賣り與へて、年に其價を索む、爾今以後地を賣り、もしくは主と作りて劣弱を兼併する事勿れと、百姓大に喜ぶ、二年春正月、賀正の禮畢るの後、改新の大詔を發す、其一に曰、古來天皇の子代の民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首等の部曲の民、處々の田莊を停廢し、新に食封を大夫以上に賜ふ、其二に曰、京師を修め、畿內に國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、及び鈴契を造り山河を定めよ、凡京に坊毎に長人を置き、四坊に令一人をおき、戶口を按檢し、姦非を督察する事を掌らしめ、且畿內の區域を定め、郡を大中小の三郡に分つ、其三に曰、戶籍、計帳、班田收授の法を制定す、凡そ五十戶を里とし、里毎に長一人をおき、戶口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催駈する事を掌らしむ、凡そ田は長さ三十步、廣さ十二步を段と租稻廿二束を出さしむ、其四に曰、舊賦役を停めて、一戶にして端と爲す、まし、一町にして端と爲す、長廣絹に同じ、田一町に絹一丈、四町にて疋を成す、長廣絹に同じ、二尺半、絁二丈、二町にして疋を爲す、長さ絹絁に同じ、一町布四丈、長さ絹絁に同じ、一町にして端と爲す、また別に戶別の課を出さしむ、一戶に皆布一丈二尺、凡そ調の副物鹽贄は、亦鄕土出す所に從へ、凡そ官長は、中馬二百戶ごとに一疋を輸し、細馬は二百戶ごとに一疋を輸せ、其馬を買はん直は、一戶に布一丈二尺とす、また兵は、人毎に刀甲弓矢鞬鼓を輸し、仕丁は舊三十戶ごとに一人なりしを改めて、五十戶ごとに一人とし、采女は少領以上の姉妹及び子女の、形容端正なるものを貢せしむ、右を此時における詔の大意とす、尋で三月に至り、更に風俗匡正の詔あり、其三に曰、奴婢主の貧困を欺きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め買ひて本主に返らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を經て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を貪りて已れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、涙りに他の女を娶し、其女人に嫁すれば、嗔りて兩家の財物を求め、已が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を經て人の婦となり、又は未婚の女はじめて人に嫁する時、斯の夫婦を姤みて祓除せしむるもの多し、其七は、妻に嬬(コトサカ)れ離れたる男の、慙愧の餘、妻を强て事覆の婢となすものあり、其八は、屢々已が婦の他に姦するかと疑ひ、證なきに、涙りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭の家、何の故に人を全の路頭に死なしめたるとて、死者の友伴を留めて、祓除せしめ、また百姓河に溺死すれば、逢ふ者、何の故に我を溺死人に逢はしむといひて、溺者の友伴に祓除せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に窓に飯を余が路頭に炊くそとて、解除せしむるものあり、もし甑を借りて飯を炊き、其甑物に觸れて覆れり、甑の主乃ち祓除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置く、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來內外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

と雖も、恐らくは令の制度と大差なかりしならんか、既にして白雉三年四月月籍を造る、凡そ五十戸を一里とし、里ごとに長一人をおき、戸主は皆家長を以て之に宛つ、また戸は五家相保ち、一人を長として相檢察せしむ、斯の如く大化元年に始まりたる改革は、白雉三年に至りて漸く緒を告げたり、然れども右に逃べたる所は、法令の表面に過ぎず、更に裏面より觀察するに、改革の際大に摸倣する所あり、新制の中舊俗を交ふるものなきにあらず、今二三を擧ぐれば、當時新置の郡は、其實略ほ從來の小國を存して名稱を換へたるに同じ、郡司は、全く國造の變稱にして、其人は舊の國造より取れり、國造は世襲の職にして、父祖以來其土に居住し、親ら人民に接して恩威並び行はれたり、假令國司の下におきて郡司と爲すも、舊俗何ぞ遽に改まるべき、子孫世襲の風、神事民事混同の俗、皆共に行はれたるのみならず、當時郡國の疆界名稱いまだ全く定まらず、邊土に至りては班田せざる處多く、國司の如きも、決して天下諸國に遍れく置かるべきにあらざれば、國司の置かれざる處は、國造舊によりて尙民政を治めしならん、伴造のごときも亦然り、加ふるに皇族諸臣に屬して、其使役に供せられし部曲の如きも亦甚だ停め難かりしのみならず、田莊に至りても、なほ全態を存したるもの多かりき、また皇太子中大兄の奏言によりて當時入部屯倉を奉還せられしと雖も、爾來更に仕丁を賜ひ、舊の入部及び所封の民より節ど充てしめられたりき、而して此改新より、族制的の世襲は、爲めに其狀を一變したるがごときも、只舊職を以て新設の官位に代へたるのみにして、敢て甚隳せられしにあらざるは、當初の聖詔に照應し給ふ所なり、此のごときは、もと人民を安んぜしむる叡慮に出でたりとはいへ、また時勢の已むを得ざりし所なるべし（書紀、國史眼、大日本通史、史學雜誌「大化改新論」）

ダイクワン　代官　名義　鎌倉室町の兩時代には、主君に代りて其事を勤むる人を云ふ、本家、領家、武家等に之を置く、武家は執權、管領は將軍に代りて政務を專にし、追討使は臨時將軍に代りて軍務を行ふ故に、共に代官又は御代官と稱し、其外兩六波羅、九州探題の如き皆代官と稱す、（御代官は將軍の代官にのみ云ふ）後には專ら守護代、地頭代を云へり、江戸時代には幕府直轄地を支配する者の職名なり　起源沿革　沙石集に、下總國の或地頭、領家の代官と相論の事有て鎌倉にて對決す、泰時の御代官の時也とあるは、領家の代官及び執權を代官と云ひし例なり、吾妻鏡元暦元年四月廿三日の條に南郡國役責勘之間、云ニ地頭得分一云ニ代官經廻一於ニ事不ニ合期一之由、所ニ歎申一也」と云へるは、地頭代官の例にして、同書文治二年三月廿四日の條に「播磨國守護人等在廳法文二通、並景時代官注文等爲ニ同人奉行一被ニ下一之」とあるは守護代官の例にして初見なり、室町時代の中葉までは各自代官の稱ありしが、同期頃よりは、守護代、地頭代をのみ代官と稱し、後には、守護の代官は郡代若くは大代官郡奉行と稱し、地頭代なるのみ專ら代官と稱するに至れり、然して郡代は概して一國一人にて國内の事を總轄し、兼ねて警衛を掌る、代官は專ら收稅なるのみ職とし、兩職を以て郡村の事を掌りしが、何時しか職務混同し、所により武將により、郡代ありて代官なき國あり、代官ありて郡代を置かざる國ありき、織田豐臣時代より年貢收納を司るを、また代官と稱するごとくなり、殊に豐臣氏は御藏入と稱し、諸國に料所を置き、廣地に代官を置き、領主若くは領主の家長に命じて收納を掌らしめ、其地を代官所と稱したり、德川氏又之に倣ひ、幕府直轄地を支配するものを代官と稱し、收納以下の事を掌らしめたり、委しくは郡代（ヲンダイ）の條に就て見るべし（武家名目抄、農政座右）

ダイクワンジ　大官寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

ダイクワンタイジ　大官大寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

ダイケイジ　大慶寺　所在　相模國鎌倉郡寺分村字雪の澤に舊址あり○靈照山と號す　宗旨　禪宗臨濟派、鎌倉十刹の一　起源沿革　佛源禪師正念の開山にして、北條氏の信仰ありき、無象、大川、大拙、是英等の高僧老衲皆當寺に住せり、後ち上杉氏當寺を崇信す、永和四年上杉兵部少輔能憲卒せし時、住僧大年拈香を勤めたり、天正年間兵火に罹り、諸堂悉く灰燼となり、廢寺となる（相模國風土記稿）

ダイケイチヤウ　大計帳　大帳（ダイチヤウ）を見よ、

ダイケイチヤウシ　大計帳使　四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

ダイゲダツ井ンサキノクワンバク　大解脫院前關白　近衞內前（コノエウチサキ）を見よ、

ダイゲンノホフ　大元帥法　名義　正月八日より十四日まで七日間、治部省にて、大元帥明王を本尊として行ふ大法會を云ふ、本尊は四面八臂の忿怒尊にして、常には息災に修し、亂世には强敵の調伏に修す、眞言宗にて專ら修す、帥の字はよまぬが故實なりと云ふ　儀式　藏人內藏寮の官人を以て、御衣を賜ひて壇所に送る、御衣は柳筥に納め、緋の

綱にて結ぶ、御衣を受取れば藏人これを封じて治部省に送りて祈願せしむ、結願の日御衣をもとの如く返上す　起源沿革　小栗栖法琳寺の僧常曉律師入唐して、華林寺の元昭に就て此法を學び、歸朝の後法琳寺にて修したりしが、嘉祥四年正月八日より七日限りて治部省にて修せしより朝廷の大會となれり、貞觀儀式によれば、宮中の侍所にて行ひて其場所一定せざりしが、延喜の頃より治部省にて修することとなり、後には又太政官にて行ふことゝなれり、降りて明治四年九月之を廢す（師光年中行事、公事根源、建武年中行事詳解、法令全書）

ダイゲンミヤウワウ　大元帥明王　佛經にて明王の總司なり、梵語阿吒婆拘（アダバク）と云ふ、本地如來、世間を救濟せんが爲めに現はる、一切將軍を統領して國王を守護し、國境を守り、隣王怨敵を降伏す、我國古來正月八日より七日間此の主を本尊として法を修するは鎭護國家の爲めなり、身の丈八尺（或六尺）青色四面八臂にして、忿怒の相を爲し、刀戟輪鈷杵等の武器を持す（尊容抄）

タイケンモン　待賢門　名義　大內裡外郭十二門の一、中門とも稱す、もと建部門、また泰賢門と稱す　所在　大內裡の東面、郁芳門の北に在りて、南端より第二の門　起源沿革　桓武天皇延曆十三年宮城經營の時、播磨國之を造り、建部氏之を監す、大さ五間、戶三間、瓦屋圓櫨、丹艧を以て彩り、南北一間、及び南北面各二間、並に粉壁す、左衞府之を衞護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、勅筆の額を揭ぐ、貞觀十二年、春宮坊に運ぶ雜物は、この門の出入を聽せり、寬仁四年七月大風の爲に顚倒す、安元三年內裡燒亡の時、諸門燒失せしかど、この門のみ免れたり（拾芥抄、大內裡圖考證）

タイケンモン　待賢門院　人名　藤原璋子、法名眞如法　起源沿革　大納言公實の女、母は守隆の女藤原光子　起源沿革　鳥羽天皇の皇后、崇德、後白河兩天皇の御母なり、延久五年十一月從三位に叙し、翌六年正月中宮に進む、天治元年十一月院號、康治元年二月尼と爲る、久安元年八月廿二日崩ず、年四十五（女院小傳）

タイゲンリウ　太源流　宗眞（ソウシン）を見よ、

タイコ　太鼓　名義　樂器の名、種々の音樂に用ふ、また物の合圖即ち軍陣の時、或は時を報ずるなどにも之を用ふ　起源沿革　樂曲に用ふるものに三種あり、（一）大太鼓（二）太鼓（三）鞨太鼓（一）大太鼓は、普通種々なる時に用ひ、立ちながら之を擊つなり、中太鼓、或は釣太鼓とも云ふ（二）太鼓は、道樂の時に用ふるものにて、攅びて之を擊つが故に名づく、其他陣太鼓（軍陣の時駈引等に用ふ、太鼓の扁き物）締太鼓（腰鼓の如く、胴短く皮を絲にて胴にからげ締めて張るが故に名づく、囃等に用ふ）等あり　構造　其製各異なり、また左方右方の區別ありて、左方の太鼓は、左に頓錦の數三筋にて筒赤色を彩る、右方の太鼓は、額繪の數二筋にて青色を彩れり、（一）大太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑六尺三寸、金地黑彩、左部に三ツ巴の文を畫き、右部に二ツ巴を畫く、周の緣に十六孔を穿ちて繩と爲し調をとり各徑二寸、花形の金物を施す、調の緒赤白黑の布を合せて繩と爲す、胴長さ五尺、徑四尺二寸、厚さ二寸五分、漆を施して彩を爲し、左赤、右青、木を以て外輪を作り、面に雲形を雕り、左に雲龍を、右に鳳凰を畫く、周邊に火形を刻成し、朱彩を施す、胴の上に柄を立て、黑漆長さ七尺八寸、左に日像を、右に月像を揭ぐ、臺架あり階を設く、架の高さ及び廣さは各三尺、上下に二橫木を施し、上に鼓を安じ、下に臺を貼く、長さ三尺、皆彩色あり、臺の高さ三尺、方八尺、大鉦鼓の臺の製の如し、欄高一尺二三寸、葱花形十二を裝ふ、白赤絲の流蘇を垂れ、幔を施す、左赤、右綠、階二段、長四尺、廣二尺七寸、庭上に之を設く、桴二ツ、黑漆にて塗り、長一尺三寸、上頭三寸五分、徑三寸之を圓くす、擊つ者左足を臺上に、右足を階に置き、自ら右旁に鼓し立て之を擊つなり、（二）太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑一尺八寸、金地にて蠻虎三を畫く、胴長さ七寸、腹稍々大、面に比ぶれば徑二寸を增す、朱地畫彩を施す、革の周緣、胴を冐すこと寸許、釘を施して之を張る、外輪徑二尺七寸、廣さ一寸五分、上邊金を以て火形を作り影畫あり、內に鉤を施して鼓を懸く、左右內外また鑛を施し、內は緒を施して鼓を約め、外は桴を挿む、桴の長さ八寸四五分、柴革を以て之を包む、鉤製鉦鼓の如し、柱高七寸、正面に座して之を擊つなり、（三）鞨太鼓は、其形猿樂の大鼓の如し、木にて胴を作り、皮を張る、面徑二尺七寸、金地黑彩を施す、緣に十孔を穿ち、徑各八分、花形の金物を施す、胴長さ一尺三寸、徑一尺八寸、朱地にて花彩を施す、大低牡丹唐草なり、布索にて革を約む、棒の長八尺、橫三寸、黑漆にて塗る、其中間一尺二三寸を隔て曲釘を設け調に懸けて之を荷ふ、調緒赤白黑の布を交へて繩と爲し調をとづる、胴の上に火形を設く、高さ一尺二三寸、廣さ一尺七八寸、繪を彫ること上の如し、桴の長さ一尺、上頭は徑り二寸五分、革を包ます、黑漆柄の上下に金物を施す、猿樂の時庭上に設

け、行道の時、右側に立て之を擎つなり、尚ほ雅樂（ガガク）の挿繪參看（樂家錄、禮樂志、樂器考）

ダイコウ　太后　皇太后（クワウタイコウ）を云ふ、同條を見よ、

ダイコウ　退紅　名義　桃色に染めたる布の狩衣をいふ、アラゾメと訓むこと本義なり、又蘇染とも書す、退は褪と同じ、紅のさめたる如き色、もと染色の名なりしが、退紅狩衣、退紅水干、退紅袍など唱へしより遂に退紅といはゞ、薄紅色の布狩衣の稱と定まれり　製作　狩衣と同じくして、只少し短かく仕立て、地薄紅、袖結は木綿平打なり　着用法　公卿の傘持、沓持等所謂仕丁といふ下賤なるものこれを著す、海人藻芥には、親王大臣家の仕丁は、退紅、公達家の仕丁は白帳を著すとあり、一說として茲に掲ぐ、服制（フクセイ）の挿繪參看（延喜式、衣文愚童訓、江次第、貞丈雜記、裝束集成）

タイコウ　退紅　公武家の役名、下部を云ふ、履傘等を持つ役、仕丁退紅ともいへり、退紅を著る故に名づく、西三條裝束抄に「退紅白丁、是等は下部の著物也、笠持沓持等の著物也、退紅は能家に具する也、義教公大將御拜賀次に退紅仕丁云々」とあり、服制（フクセイ）の挿繪及び「タイコウ」參看（貞丈雜記）

ダイゴウヂ　醍醐氏　姓は藤原、五攝家一條氏の分れ、智德院關白昭眞の二男冬基を祖とす、昭眞實は後陽成天皇の第九皇子、母は中和門院、故に冬基は後陽成院の庶孫なり、故を以て靈元天皇の時一家となし、一條家に付けられ、勅によりて醍醐と號す、清華の一たり、冬基權大納言正二位となり、元祿十年薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（知譜拙記、系圖、華族諸家傳）

○冬基——冬熙——兼潔——兼純（イト）——冬香——輝久」

ダイコクツキ　大黑突　江戸時代に行はれたる博奕の一、宮突の變名なり、

ダイコクテン　大黑天　梵語摩訶迦羅と云ふ、譯して大黑天神と云ふ、三寶を愛し、五衆を護り、飲食を充饒す、依て厨の神とす、本地は久成如來にて、利物の爲に菩薩となり、一切の貧窮无福の衆生に大福德を與ふと云ふ、又鬪戰の神なり、此も祭る所と云へども、大國大黑音の同じきより誤りたるなり、又三面大黑あり、大黑、毘沙門、辨財天全體の像なり、傳敎大師叡山を開きし時現する所と云ふ、又別に六大黑天あり、今略す○世俗に大黑を子の神を祭れば威德を增し、勝利を得ると云ふ、形像は青雲黑色、八臂ありて、各異杖を執り、髑髏を貫穿して瓔珞とし、大忿怒の形を爲す、足下に地神女天ありて兩足を其の手に受く、現今我國に福の神として祭る大黑天は、攀訶迦羅より出でしものなれども、其の形像全く異なれり、一說に大國主命を形造りて祭るなり、又三面大黑あり、大黑、毘沙門、辨財天全體の像なり、傳敎大師叡山を開きし時現する所と云ふ、又別に六大黑天あり、今略す○世俗に大黑を子の日に祭るは、北方子の神にて、甲子に祭るは子は十二支の始めにて、甲も十干の始めなる故なりと云ふ、又鼠を以て神使とするは、北方子の神なる故なるべし（類聚名義考、佛敎いろは辭典、七福神考）

ダイゴクデン　大極殿　名義　大內裡八省院、卽ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御政事を見らるゝ所にして、また國儀大禮を行はるゝ所なり、「ダイキヨクデン」と訓まず、「ダイゴクデン」と訓むを正しき稱となす、或は最大殿、大殿とも稱す、蓋し略稱なり、此文字は、易繫辭に、易有二大極一、是生二兩儀一、とあるに據りたり　所在　內裡の西南、朱雀門內中和院の南、朝堂院の北位、北は昭慶門を距ること十一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺　構造　高六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面鎭するに方磚を以てす、南正面に石階九級を設け、每級六寸、其

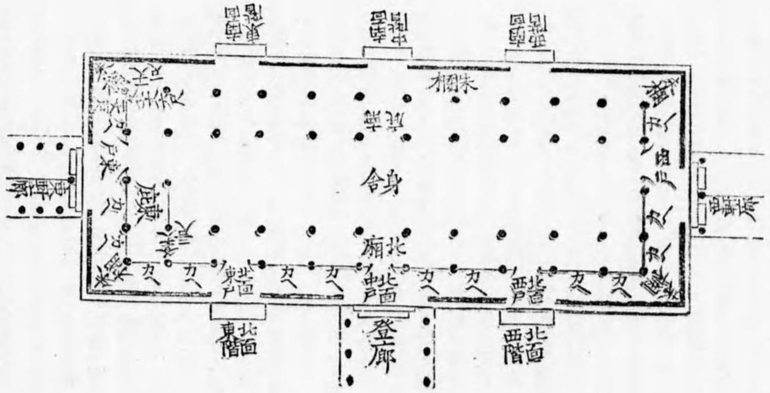

左右階を設くる南階の如し、東階西階と稱す、北面の階は東西の階と相當れり、廊及び階に接する外、皆朱欄を設く、殿は南北四間五檐、檐間各一丈三尺、合せて五丈五尺、東西十一間十二檐、檐間各一丈六尺、合せて十七丈六尺、內部檐を建つる一重、其中央を高御座（「タカミクラ」の條參看）とす、前面に戶なし、其東西及び北面の廊、及び階に接する所戶あり、丹艧粉壁なり、屋を葺くに碧料瓦を用ひ、棟瓦は唐草華樣を刻み、また大極殿の三字あるものあり、屋脊の東西に鴟尾（クッカタ）を置く　沿革　大極殿の始めて見えしは、皇極天皇の四年とす、此後天武天皇九年二月大極殿に御し、十一年正月、親王以下群臣を大極殿に宴し、朱鳥元年正月、此に御して朝を受け、元明元正の二帝は大極殿にて卽位あり、總て是等の事國史書を絕たず、桓武天皇延曆十五年正月、天皇大極殿の高御座に御し、正賀を受けられしより、國儀大禮は必ず此に行はるゝことゝなれり、是より此殿荒廢に至るまで世は三十代、年は三百廿餘年を經たれど、陽成、後三條、冷泉の三天皇は、豐樂院、又は紫宸殿又は太政官廳にて卽位ありしが、其他は皆大極殿にて行はれたり、治承の災後更に造營の事あれども、王室衰微、軍國多事、其功卒に成らず、今其造營燒亡の沿革を見るに、延曆十五年落成し、貞觀十八年燒亡し、元慶三年再營功成り、康平元年又燒亡し、延久元年三たび功成り、保元三年大に修造ありしが、治承元年に至り全く燒亡して永く荒廢に歸す（大內裡圖考證、平安通志）

ダイコクマヒ　大黑舞　名義　江戸時代每年正月大黑天の姿を摸し、面を被ぶり、頭巾を著て民間の門々に歌ひ舞ひて、米錢を乞ふ一種の乞丐者をいふ　起原沿革　起原詳かならず、恐らくは朝廷に

て行はるゝ左儀長の節、陰陽師大黑の裝を爲し、桃き上るまで囃したりし風の移りしものならんか、海音が淨瑠璃に、「傾城、ことの起りより大黑舞の鳥追のと世上のさたにものつたれば」といへるをみれば、其以前已に早く行はれたるを知るべし、嬉遊笑覽に「歌舞妓事始に、大阪の芝居のことをいひて、又正月に至て大黑舞と云ふものを、兩人出でゝまふ、本是美濃國より出る、民家にて春のことぶきをなすこれをうたふといへり、美濃國大垣の人語りけるは、我が國に舞まひと稱するものあり、常には農人なり、正五九月の間には、札を配り歩行て、米錢を乞ふ、その札曆日のことを少々ふるしてあり、正月は肩衣を著、大小の刀をさし、人家の庭に立て、其の年の大小の月のやしとも呼ぶとなも、歌舞妓事始にいへる者是れに數、吉內などのことを云てありく、是れを又さんばや、又乞食を學て出るものもありしと見えて、世間胸算用に、隣には舞まひ住けるが、元日より六日よに商賣を替ければ、五文の面帳貫の樋ひとつにて、正月中は日過ければ、此のえぼしたゝれ、大日はいらぬものとて、二匁七分の賞に置て、ゆるりと年をこえる、梅津の長者の繪卷物に、大黑が舞ふ處の詞に、一に俵をふまへ云々、夷曲集の序に、大黑の能をきくに、一に俵をふまへ、二にいつこと笑ひ、三に三界の福壽を、袋一はひにいれ云々、江戸にはまゝ〳〵夷大黑をまねして來る乞丐あれども、定りた る時はなし、定まりてあるは、吉原町へ正月六日より二月初迄も、大黑舞とて非人來て、種々の物眞似をなす、大黑舞はかた計にて、多くは芝居狂言のまねをなす、これも近世始まりたることなり」と見えたり、

ダイゴジ　醍醐寺　所在　山城國宇治郡醍醐村○深雪山と號す、又笠取山或は高牟山と號す　宗派　古義眞言宗、醍醐寺派の本山　開創　眞觀中聖寶始めて草菴を結び住す、醍醐天皇の御願により根本堂舍を造營して、藥師像を安置し、尋で准胝堂如意輪堂（念慮院と號し醍醐天皇の本尊を安置す）千手觀音堂五大堂を造營す、藤原元方如意輪堂に安置せる毘沙門天の靈驗を感じ、別に延命院を造營す、延喜四年醍醐天皇臨幸して山下に御願釋迦堂を造營し同十三年定額寺とす、聖寶始めて此山上に登りし時、老翁の泉水を掬めて醍醐味なりと云ふを聞き、草菴を結びたるより醍醐寺と號すと云ふ、延喜十九年九月始めて座主を置き、聖寶の弟子觀賢を以て任ず、又營て皇嗣を祈り寺領を寄す、延長九年六月上座延賀の請により、諸國に命じて木材を採進せしめて諸堂を造營し、親王諸公卿相競つて其資を寄附せり、朱雀天皇次で法華堂を建立し、村上天皇五重塔を建つ、其他歷代君臣崇敬して多く寺領を寄せしを以て寺運益々隆にして、山上山下伽藍充滿して、邈然たる一大佛刹となり、康平二年十月第十二代座主覺源、其職を弟子定賢に讓り、始めて檢校職を置き、覺源を以て補す、第十四代座主勝覺、三寶院金剛王院理性院を開き、弟子定海聖賢賢覺三院に分住し、定海第十五代座主となりて後、三寶院法流の徒座主職に任ぜらるゝ者多し、第三十二代座主賢海、金剛王院法流より出でたる以來、其徒亦漸く座主職に任ぜらるゝ多し、後報恩院無量壽院等開かれ、是等諸院交々座主職に任ぜられて一山を支配す、是を醍醐の五門跡とす、應永二年三寶院法流の徒滿濟（足利義滿の猶子）第七十四代座主に任ぜられたる以來、幕府の歸依により、三寶院最勢力を得、其法流の徒世々座主に任ぜらるゝことゝなり、遂に一山は三寶院の支配するところとなれり、

文明中兵火に罹り、一山の諸堂舎焼失し大に衰頽せしが、八十代座主義演僧正、豊臣秀吉に尊信せられ、其力を籍りて一山諸堂宇を再建し、舊観を復することゝなり、子院五十一坊の多きに至れり○下醍醐寺（下醍醐寺）深雪山の麓に在り、外門西に面し、山科街道に當り、外門の内に山門あり、山門は樓門にして、左右に金剛密迹の像あり、金堂、南面す、本尊藥師佛（座像三尺五寸許）東に日光西に月光を安座し、別に四天王を安置す、現今の堂舎は秀吉紀伊根來寺の堂を移して修築したるもの○開山堂、本堂の東に在り、理源大師聖寶の像を安置す○五層塔、金剛界大日の像を安置し、傍に畫像二十一體を安置す、村上天皇の御願にして天暦中の建築に係る、永祿十四年の地震に大破に及びしが、慶長三年豊臣秀吉修理を加へて現今に至り、特別保護に屬す○清瀧神社、塔の西に在り、清瀧權現と勝間大神宮を祭る、當山の守護神たり○三寶院、下醍醐寺門内に在り、委しくは三寶院（サンバウキン）を見よ○理性院、下醍醐寺門内三寶院の北に在り、勝覺僧正の開く所、本堂方丈等あり○醍醐寺の東北四丁許に俗に千疊敷と稱する所あり、花見山ともやり山とも云ふ、慶長三年豊臣秀吉觀櫻の盛宴を張りし處なり○上醍醐寺、下醍醐寺より登ること三十七町、行程一町毎に標石を立つ、成賢（信西入道の子）の誌立てたるものと云ふ○清瀧社、東向にて山の左腹に在り、龍神彫向石を神壇に安す、開山聖寶の勧請なり、古來京都に大旱ある時に雨を祈りし所なり、拜殿は舊別保護建造物なり、○閼伽井は、清瀧社の北に在り、記ち老翁が掬して醍醐味と稱せしものなり○准胝堂、清瀧社の上に在り、准胝觀音の像を安置す、西國十一番の札所にして參詣者四時絶えず、卽ち當山最初の草創なり○藥師堂、准胝堂の東南會理僧都作の藥師像を安置す、今特別保護に屬す○五大堂、藥師堂の東南、これ敵國降伏の爲め、醍醐天皇御願造立の五大尊を安置す、中央不動明王は聖寶の作、餘は會理の作なりしも、慶長の頃京都にて修繕中三尊を燒失し、軍荼利大威德の外は奈良佛師の補作なり、今のの堂は慶長十一年の造營にかゝる○如意輪堂、五大堂の東北に在り、如意輪觀音千手觀音を安置す○祖師堂、如意輪堂の北に在り、中央聖寶、左右に空海觀賢の像を安置す、南禪院山中の直谷（スクタニ）に在り、成賢の墓樓したる所にして、田植地藏と云ふを安置す○經藏、藥師堂の下に在り、建久六年俊乘坊の建立にして一種の校倉なり、二重屋根、三重戸、外面は上下に格子あり、建築上最も參考に資すべきものにして、今特別保護の古刹なるを以て、古寫經、古文書、古記錄、寶器、名畫、彫刻等枚擧に暇あらず、滿濟准后日記六十二册は室町時代國史研究には最も必要なるものなり、國寶となりしものは、五大尊像、義演准后日記六十二册、聖寶文書、當流諸門教誡（後宇多院宸翰）後宇多院御消息等數十種の多に至れり（醍醐寺緣起、醍醐寺座主讓補次第、聖寶僧正傳記、密宗血脈鈔、日本紀略、元亨釋書、門跡譜、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄）

ダイゴテンワウ　醍醐天皇　名號　御名は敦仁、法諱は金剛寶、世に小野帝また延喜帝と稱す　諡號　宇多天皇の長子、御母は藤原高藤の女胤子、第六十代の天皇、寛平九年仁和元年正月十八日降誕、寛平元年十二月立親王、同五年四月宇多天皇の太子となり、同九年七月三日受禪、十三日位に卽く、大納言藤原時平、權大納言菅原道眞、天皇を輔佐したりしが、菅で時平は左大臣に、道眞は右大臣に昇り、相並びて政事を參決ぜり、然るに道眞は時平と政權を爭うて破れ、且天皇の忌憚に觸れ、遂に太宰師に左遷せらる、爾來時平專ら政務に當れり、延喜元年時平に詔して三代實錄を撰ばしめ、同五年紀貫之等に詔して古今和歌集を撰ばしむ、これ和歌勅撰の始めなり、蓐でまた時平等に命じ、格式を編せしめらる、同七年延喜格十二卷成り、延長五年延喜式五十卷成る、格式の撰定はこれを以て最後と爲す、延長八年九月廿二日位を朱雀天皇に讓りて落飾し、卽日崩ず、御壽四十六、在位三十三年、改元するもの三、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐、後山科陵に葬る、天皇長じて聰明、勵精治を圖り、百姓を哀矜し、寒夜御衣を脱して民間の凍餒を忍ばれし事は、普く人口に膾炙する所なり、また常に群臣奏對する毎に、顔を和げて之に接し、勉めて忠讜を導き、啓沃を求めんとし給へり、此時に當り畿外の地は國司政を失し、武門漸く興らんとする萌を生じ、騷亂諸國に起りたれども、京畿は無事太平を極め、民庶堵に安んぜるがゆゑに、世之を延喜の治と稱す（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

（東京帝室博物館蔵集）

ダイゴノサクラヱ　醍醐櫻會　「サクラエ」を見よ、

ダイゴノミササキ　醍醐陵　朱雀天皇の御

陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り、陵上方一丈餘、石を以て之を築く、陵域東西六丈許、南北七丈許（禮樂志、陵墓一覽）

タイサク　對策　王朝時代試驗を云ふ、策問に對する意、貢擧（コウゴ）參看、

タイサンフグン　泰山府君　泰山は支那五岳の一、東岳を云ふ、府君を云ふ、府君は奉行官又は判官とも云ふ、本地は地藏菩薩、天に在りて輔星、地に在りて太山府君と云ふ、府君は肉色にして左手に檀茶杖を持し、前に書卷を披き、右手に筆を取りて書す、閻羅王は天子の如く、府君は尙書令錄の如し、又深沙大將と云ふ、もとは道士の祀る神、我國素盞嗚尊に配合して、陰陽家及び佛家にても之を祭る、祈れば人命を長くすとて、王朝時代より武家時代にかけて能く之を祭れり、古今著聞集に「康治二年安倍泰親を召て河原にて太山府君を祭らせて、自ら南庭に向はせ給ひけり」と見え、また吾妻鏡に「院御瘧、修泰山府君、翌日平癒」と見えたり（倭訓栞）

タイシ　太子　皇太子（クワウタイシ）を見よ、

タイシ　太師　太政大臣の改稱、（ダイジヤウダイジン）を見よ、

タイシ　大師　五節舞姫に舞を教ふる女を云ふ、（ゴセチ）參看（代始和抄）

ダイシ　大師　名義　佛菩薩の尊稱、後ち僧の尊稱となる、大なる師範の義、釋氏要覽に「大師、師範、大簡小之言也、佛稱三界大師者、瑜迦論云、能化道無量衆生、令二苦寂滅一、又云、摧二滅邪穢外道一、出二現世間一故號二大師一」又我國にては勅諡號として高僧に進賜せらるゝことゝなる、大師號私記に「大師之尊號、素起二諸佛世尊稱一、三界大師、又以二菩薩利益德同二佛化一者、及以二有德無學一賢聖等一號二大師一、云云」と見ゆ　歷代諡號　支那にては、唐太宗智威に大師の號を賜ひ、代宗、達磨に圓覺大師の諡號を賜ふを始めとす、我國にては、清和天皇貞觀八年、天台の僧最澄に傳教大師、四仁に慈覺大師を賜はりたるを始めとす、初め相應和尙上書して、先師圓仁に大師の諡を賜はらんことを願へり、朝廷、最澄法師に未だ此稱あらざるを以て、其師を越えて奏し、仁を先にする者は系嗣なければなり、聖恩若し二諡を降さば、祝慶併せて兩宮に歸せんと、遂に二大師の諡を賜はる、空海、圓珍、大師號を賜はるに及びては、數々天台宗より異議を主張し、紛爭ありたり、榮西自ら大師號を賜はらんことを請ひたるも、生前に此號を賜はる例なしとて許されざりき、今是等の人々を示せば左の如し、

諡號	宗派	法名	賜號年月
傳教大師	天台	最澄	眞觀八年七月
弘法大師	眞言	空海	延喜廿一年十月廿七日
道興大師	眞言	實慧	安永三年八月
慈覺大師	天台	圓仁	眞觀八年六月
法光大師	眞言	眞雅	文政十一年六月
智證大師	天台	圓珍	延長五年十二月
本覺大師	眞言	益信	德治三年二月
理源大師	眞言	聖寶	寶永四年正月十八日
慈慧大師	天台	良源	永延元年（或云勅號にあらずと）
聖應大師	融通念佛	眞忍	安永二年十月六日
興教大師	眞言	覺鑁	元祿三年十二月十二日
圓光大師	淨土	源空	元祿十五年正月十八日
東漸大師	同	同	寶永八年正月十八日
惠成大師	同	同	寶永元年正月十八日
弘覺大師	同	同	文化八年正月十八日
慈敎大師	淨土	源空	萬延二年正月十八日
月輪大師	眞言	俊仍	明治十六年六月
見眞大師	眞宗	親鸞	同九年十一月
承陽大師	禪宗	道元	同十二年十一月
慧燈大師	眞宗	兼壽	同十五年三月廿二日
慈攝大師	天台	眞盛	同十六年六月廿六日
慈眼大師	天台	天海	慶安元年四月

尙ほ勅號にあらずして、大師と稱するものあり、比叡山の僧光定を別當大師、同慧亮を大樂大師と號する類なり（釋氏要覽、大師號私記）

ダイシ　祭祀（サイシ）を見よ、

ダイジザイテン　大自在天　佛經にて諸天王の一、色界の主なり、梵語に摩醯首羅（マケイシュラ）と云ふ、正しくは摩訶莫醯伊濕伐羅（マカモケイイシフバラ）と云ふ、大自在と譯し、又威靈と譯す、大千世界を統攝して色界中に獨尊の王なり、又毘紐天（ビチュ）とも伊邪那天（イザナ）（伊舍那天、伊那邪天）とも云ふ、大自在天の德を稱贊せし別名なり、嵎嵫山の頂、七寶地上に珍妙莊嚴の宮殿に居すと云ふ、其相三目八臂、白牛に騎り、杵、釵三戟を執りて、大威力を示す（尊容珍、佛教いろは辭典、類聚名物考、佛語解釋）

ダイジジ　大慈寺　所在　肥後國飽託郡元三村大字野田○山號大梁山　宗旨　曹洞宗　起原沿革　弘安元年、道元の弟子寒巖、河尻左衞門佐泰明の歸依により之を創開し、釋迦文殊普賢の像を手刻して安置す、泰明師を崇敬し、境内四町四方、及び田地三十町を寄進す、龜山法皇紫袈裟並に勅額を賜ひ、官寺に列せらる、永正十七年兵燹に罹り、殿堂樓閣過半燒失す、加藤氏肥後を領するに及び、高五十石分の地子を許し、細川氏の入部後亦之に因る、元祿中熊本封内曹洞宗の總錄所となし、纔五十石を加賜す、明和五年再び災に罹り頗る衰弊したるも、今日尙ほ曹

洞宗の一方の大刹なり（肥後國志、銀臺遺事）

ダイジン 大臣 【名義】初めは臣姓の諸氏の主帥として之を統領する者に賜ひたるものにて、大は美稱なり、後世轉じて官名となり、天下の庶政を總覽することゝなれり、「オホイマウチギミ」とも「オホオミ」とも訓む 【起原沿革】成務天皇三年正月、武內宿禰を大臣と爲せしに起り、其子孫相繼ぎて世々之に任ず、仲哀天皇の時、大連を置きてより、時に大臣を置けば大連を置かず、大連を置けば大臣を置かざりしに、雄略天皇卽位後、大臣大連を並置して政を執らしむ、崇峻天皇の時より蘇我氏獨り大臣となり、また大連を置かず、皇極天皇元年蘇我氏亡ぶの後ち大臣また廢せらる、孝德天皇の時始めて大臣を左右に分ち、阿部內麻呂を左大臣、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣とし、中臣鎌足を內臣となす、是れより全く官名となれり、文武天皇大寶令制定後、太政官の長官卽ち、太政大臣、左大臣、右大臣、內大臣を云ふ、降りて明治十八年十二月內閣の制を立てらるゝに及び、宮內、外務、內務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各省の長官をいふ、「ダイジヤウダイジン」「サダイジン」「ウダイジン」「ナイダイジン」等參看（書紀、古事記傳、古事類苑官位部、法令全書）

ダイジングウ 大神宮 皇大神宮（クワウタイジングウ）を見よ、

ダイジンケ 大臣家 公家の中、其官太政大臣を先途とし、大將を兼ぬることを得ざる家柄をいふ、中院、西三條（又三條西）、正親町の三家これなり、清華につきたる家柄にして、清華が大將を兼任するに反し、大臣家はこれを兼ぬることを得ざるを異にせるのみ、太政大臣を極途とするに至りては卽ち同じ、故に二者の差は、大將を兼ぬると兼ねざるとにあり（職元祕抄、故實拾要、光台一覽、貞丈雜記、有職袖中抄）

ダイジンゼンジ 大臣禪師 僧にして大臣たる者に授くる官名、職掌大臣と同じ、淳仁天皇天平寶字八年九月に、僧道鏡を始めて大臣禪師となし、職分封戶を大臣に准ぜしむ、稱德天皇神護元年閏十月、更に太政大臣禪師の位を授けらる、道鏡寂後此に任ぜられたるものなし（續日本紀）

ダイジンタイキヤウ 大臣大饗 大饗（タイキヤウ）を見よ、

ダイジンマヒ 大盡舞 【名義】江戶時代に行はれたる小歌の一、紀文、奈良茂以下、所謂大盡と稱し、吉原にて金錢を湯水のごとくに使ひたる放蕩者のことを詠じたるものに係るを以て此名あり、二十五段より成る 【起原沿革】起原及び作者詳かならず、享保の頃歌舞伎役者中村吉兵衞此小歌を舞臺に上せてより大に流行し、諸の歌謠及び狂歌俳諧等に引用したる文句も甚多し、其文化文政の頃までなほ行はれたることは、岩瀨京傳は「吉原に古き小歌の殘りたるは僅かに此大盡舞のみ」といひ、小宮山綏介氏また「童丱の頃までは、古き老人など、常にこれを以遊にするものありしを覺えたり」と說きたるにて明かなるべし（大盡舞考證、同上解題、俗曲の由來）

タイシヤ 大赦 赦（シヤ）を見よ、

タイシヤウ 大將 一軍に首將たるものをいふ、令制の定まるに及び左右近衞府に大將の職を置き之を統率せしめ、左右近衞大將また左右大將と稱し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將（「アシガルタイシヤウ」「サムラヒタイシヤウ」參看）等の稱も起り、三度轉じて或團隊の首領をも汎稱するに至れり、

タイジヤウ 怠狀 王朝時代罪人の罪に服したる時の謝罪狀、令に欵伏、伏辨、三代格、日本紀略等に過狀とあるものと同じ、罪は輕重となく、皆怠狀を進めしめて後に科斷す、或は一度收めて更に返す事もあり（禁祕抄階梯、古事類苑法律部）○また詫び狀（誤り證文）の事をいへる王朝時代より鎌倉時代にかけての用語、「オコタリフミ」とも訓ず、卽ち我が怠惰より起りし過失を詫ぶる旨を記して、人に送る狀なり、十訓抄に「夕闇の比、殿より出でけるを待受けて車より引おとして、さる事云はじと怠狀せさせてゆるしてけり云々」と見えたり、

ダイジヤウヱ 大嘗會 大嘗祭（ダイジヤウサイ）を見よ、

ダイジヤウヱブギヤウ 大嘗會奉行 室町時代における臨時の職、大嘗會の事を奉行す、文正元年二月、攝津掃部頭之親を以て大嘗會總奉行とし、飯尾肥前守之種、清和泉守貞秀を以て奉行とす、事竣りて朝廷之親を以て修理大夫に任じ、從四位下に叙す、其勞を賞するなり、幕府亦餞二口を賜ふと見ゆ、大嘗會は朝廷の大祀たりと雖も、武家執政の世となりては、費用を幕府に委す、故に評定衆一人を總奉行とし、右筆の內二人を奉行として從事せしめたるなり（武家名目抄、官制沿革略史）

ダイシヤウグン 大將軍 【名義】朝臣にして、出征の時三軍を統率する者を云ふ、後ち轉じて一軍の首將を指す私稱となり、室町江戶の兩時代には征夷大將軍の別稱として主として用ひられたり○軍防令に「每レ總ニ三軍一、大將軍一人、凡大將出征臨レ軍對

レ寇、大毅以下不レ從ニ軍令一、及有ニ稽違闕乏ニ軍事一、死罪以下並聽ニ大將斟酌專決一、還日具狀申ニ太政官一」とあり 【起原沿革】大將軍の稱は雄略天皇九年五月に大將軍紀小弓あり、中古以來は武士の器に堪へたる者に命じて征伐せしむ、是を稱して追討使又は征罰使と云ふ、爾後大將軍の職を授くる事自から絶えて一軍の首將を大將軍と稱す、平家物語富士河の條に「福原には今一日も勢のつかぬ先に急ぎ討手を下さるべしと、公卿僉議あつて、大將軍には小松の權のすけ少將惟盛の卿云々」と見えたり、武家の世となりては、皆一方軍兵の頭たるを大將、次を副將と稱す、次で室町江戶時代に及び足利德川の兩氏が、歷代征夷大將軍を以て兵馬の權を握りたると、他種の大將軍の任補なき結果とにて、大將軍といへば、主として征夷大將軍を指すことゝなりたり○又和銅二年正月、大伴旅人を大將軍とし、續紀和銅七年五月の條に、大將軍大伴安麻呂と見えたり、兩氏出征の事所見なし、蓋し、大伴氏は武功の家なれば、特に平時にも此職に補せしなるべし 【種類】征夷大將軍、持節大將軍、鎭守大將軍、征隼人大將軍、征西大將軍、征東大將軍等あり、詳しくは各條に就きて見るべし（武家名目抄）

ダイジヤウクワン 太政官 【名稱】「オホイマツリゴトノツカサ」、「ダジヤウクワン」とよむ、又都省とも乾政官とも云ふ、唐名尙書省、鸞臺、鸞省 【所在】大內裡八省院の東、宮內省の西（卽美福門大路西）、中務省の南（卽春日小路南）、民部省の北（卽大炊御門大路北）の間 【構造】東西五十六丈、南北四十丈の境內にて、四方築地を圍らして、門を有し、南は八足門と爲す、南門の正面に正廳あり、曹司廳と云ふ、又は曹司、官廳、廳事、上廳、官曹司とも云へり、其東西に二廳あり、東廳（東堂）西廳（朝廳或は辨官廳

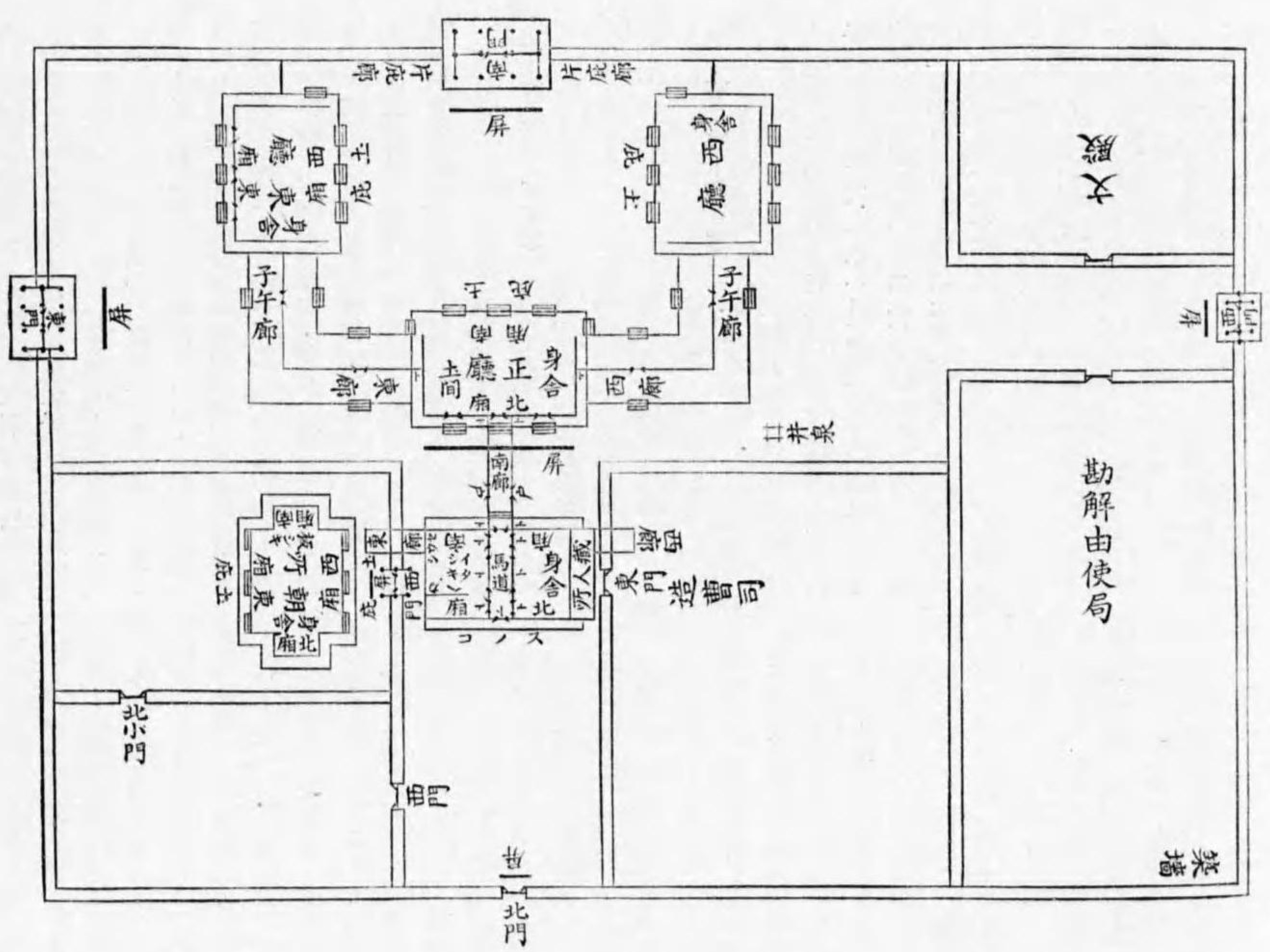

（正廳）

とも云）と稱し、廻廊を以て接續す、正廳の後に後房あり、亦廊を以て遞す、朝所西殿屋、或は太政官廳北後方屋ともいふ、西南隅に文殿あり、文殿の北に對し勘解由使局あり、其南に造曹司あり、又官廳の東北隅に、辨官曹司、及厨あり、其南に朝所あり、孰も一郭を爲す、正廳の廣さ東西七間、南北四間、南北各廂と三箇の石階（三級）とあり、土間にて、東西に廊を設け、孰も五間行にして南に折れ、五間に至て廳あり、東西孰も同形にて、南北七間、東西四間、土間にて、東西の兩面に廂と石階（三箇所）とあり、列見定考等の儀式を擧ぐる所にて、中世以後は、卽位式大嘗式をも此廳にて行ふことゝなる、後房は、正

廳より北四間の所に在りて廊を以て接し、東四八間（一間は藏人所を含む）南北四間、中央に馬道あり、身舍は板敷にて、南北に廂と簀子とあり、東面の南端に廊あり朝所に至る、西面に藏人所あり、其南端に廊ありて造曹司に達す 職員令 八省請司を總管し、太政を統理す、故に之れを「都省」とも云ふ 職員令 太政大臣一人從一位、左右大臣各一人從二位、（以上を三公と云ふ）内大臣一人從二位（令外）大納言四人正三位、中納言三人從五位下、左右大辨各一人從四位上、左右中辨各一人正五位上、左右少辨各一人正五位下、大外記二人正七位上、少外記二人從七位上、左右大史各二人正六位上、左右少史各二人正七位上、左右史生十人、左右官掌各二人、左右使部各八十人、左右直丁各四人あり、太政大臣以下官掌に至る迄各條に委しく述べたれば、就て見るべし、猶標註職原抄別記所載の表を掲げて參考に資す 起原沿革 成務天皇の時、武内宿禰を大臣とし、仲哀天皇の時大伴武持を大連としたりしが、雄略天皇の時より大臣大連相並びて太政を行へり、孝德天皇の時始めて左右大臣内臣を置く、然れども太政官の名見えず、天智天皇の時大友皇子を太政大臣と爲す、是れ官職の見えたる始めなり、天武天皇大寶元年制定して始めて完備せり、然れども此時内大臣中納言等なし、淳仁天皇天平寶字二年八月、惠美押勝の議を以て、乾政官と改め、太政大臣を大師、左大臣を大保、大納言を御史大夫と改めしが、同八年九月押勝誅せらるゝ後悉く舊名に復せり、光仁天皇の時内大臣を置き、平城天皇大同三年八月少納言一人を加へ、四年又一人を增し、左右辨官各四人を加ふ、嵯峨天皇弘仁元年又參議を置く、猶委しきことは各其條に就て見るべし、明治元年正月太政官代を設け、閏四月太政官を分て議政行政神祇會計軍務外國刑法の七官と爲し、官職及び官等を定む、二年四月太政官中に民部官を設く、同年七月左右大臣大納言參議大中少辨正權大少史及び主記官掌使部を置き、三年十一月舍人局、雅樂局を設く、四年七月從來の官制を改め、正院、左院、右院、式部、舍人、雅樂の三局を置き、行政立法の事を掌らしむ、八年四月左右院を、十年一月正院を廢す、十二年三月内閣書記官を置き、十三年三月職制を改めて、法制會計軍事内務司法外務の六部を置く、十四年十月六部を廢し、參事院を置き、内閣の命に依り法律規則の草定審査に參預する所となす、明治十八年十二月官制改革によりて内閣と稱し、太政官廢せらる、「ウキン」「サキン」「ジヤウサキン」參看（令義解、職原抄、標註職原抄、職官志、大内裡圖考證、法令全書）

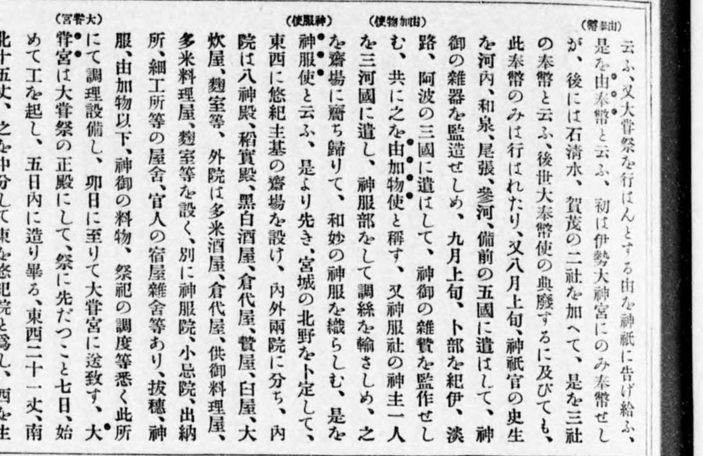

ダイジャウサイ 大嘗祭

後、始めて新穀を以て、天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふを云ふ、一世一度の新嘗なるを以て大新嘗とも云ひ、即位後必ず行ひ給ふを以て踐祚大嘗祭とも云ふ、又節會の方より稱して大嘗會と云ふ、後世多くこの稱を用ひたり、古言には「オホニヘノマツリ」と云ひ、轉じて「オホムベノマツリ」とも云ひしが、後世は字音を以て一般の稱となしたり、諸社祭祀中大祀と稱するは此祭のみに限れり 儀式 大嘗祭には悠紀、主基の國あり、之を兩齋國と云ふ、此二國の稻を用ひて神饌と爲す、故に簡め其國郡を卜す、是を國郡卜定と云ふ、中世以後は郡のみを卜して國を卜せず、毎に近江を以て悠紀とし、丹波備中を以て交番に主基と定めたり、多くは其年の四月中に行ふ例なれども、時によりて早きは二月に行ひ、晩きは九月に至ることあり、何れも即位後の事なるを、後白河、後伏見兩天皇即位以前に行はれたるは異例なり、國郡卜定に次で檢校行事等の職員を定む、檢校は祭祀に關する一切の事を監查督督する職にして、大中納言參議を以て之に充つ、行事は悠紀主基に分れ、各其事を分掌する職にして、辨官等を以て之に充つ、次に檢校行事等の職員、日時を卜して行事所を開始し、宣旨官符等を奏請宣行を始めとして、出納所、齋場所、小忌所、細工所、女工所、樂所、風俗所、和舞所、大炊所等の預を定め、或は才伎藝術の人を選びて、各其職に從はしむ、是を行事所始めと云ふ、八月下旬、悠紀主基の抜穗使を卜定して齋國に發遣す、抜穗使には宮主卜部を以て之に充つ、各其齋郡に到り、國司と共に鷄卵酒醴の料稻を抜き取り、九月下旬歸京して之を齋場に納む、又八月上旬、大祓使を卜定して五畿七道に發遣し、伊勢大神宮の爲には特に同使を近江、伊賀、伊勢の三國に遣す、大祓使發遣の後、奉幣使を差遣して、伊勢大神宮を始め、五畿七道の大小の神社（大幷國）三千一百三十二座に幣帛を奉らしむ、是を大奉幣と

云ふ、又大嘗祭を行はんとする由を神祇に告げ給ふ、是を由奉幣と云ふ、初は伊勢大神宮にのみ奉幣せしが、後には石清水、賀茂の二社を加へて、是を三社の奉幣と云ふ、後世大奉幣使の典廢するに及びても、此奉幣のみは行はれたり、又八月上旬、神祇官の吏生を河内、和泉、尾張、參河、備前の五國に遣はして、神御の雜器を監造せしめ、九月上旬、卜部を紀伊、淡路、阿波の三國に遣はして、神御の雜贄を監作せしむ、共に之を由加物使と稱す、又神服社の神主一人を三河國に遣し、神服部をして調絲を輸さしめ、之を齋場に齎ち歸りて、和妙の神服を織らしむ、是を神服使と云ふ、是より先き、宮城の北野を卜定して、東西に悠紀主基の齋場を設け、内外兩院に分ち、内院は八神殿、稻實殿、黑白酒屋、倉代屋、贄屋、臼屋、大炊屋、麴室等、外院は多米酒屋、倉代屋、供御料理屋、多米料理屋、麴室等を設く、別に神服院、小忌院、出納所、細工所等の屋舍、官人の宿屋雜舍等あり、抜穗神服、由加物以下、神御の料物、祭祀の調度等悉く此所にて調理設備し、卯日に至りて大嘗宮に送致す、大嘗宮は大嘗祭の正殿にして、祭に先だつこと七日、始めて工を起し、五日内に造り畢る、東西二十一丈、南北十五丈、之を中分して東を悠紀院と爲し、西を主基院と爲す、外は繞らすに柴垣を以てし、内は隔つるに屏籬を以てす、東西南北に各小門を設く、別に廻立殿（天皇沐浴齋服著御の所）膳屋（神饌料理の所）あり、北野の齋場は卯日に至りて毀撤し、大嘗宮は、辰日齋國の人夫をして壞たしめ、其殿舍雜具は中臣忌部等に頒ち賜ふ、大嘗宮の地は、古來一定せず、初めは豐樂殿、太政官廳を用ひしことありとも、多くは大極殿龍尾道の前に大嘗宮を作れり、高倉天皇の治承元年大極殿燒失の後、敷朝の間は、紫宸殿、太政官廳等を用ひ、四條天皇以後、後土御門天皇に至る迄の間は、大極殿前の舊址に大嘗宮を作り、東山天皇の貞享以後は、都て紫宸殿の前庭に大嘗宮を作れり、辰日以下節會の殿は、古は豐樂殿を用ひしが、後世專ら太政官廳、又は紫宸殿にて行ふことゝなれり、齋戒は大寶令には、散齋三月致齋三日と定めしが、平城天皇の大同三年に、散齋三月を改めて一月とす、其制、十月中旬、太政官符を京畿諸國に下して、齋戒の事項及び忌詞等を告知し、十月中旬天皇河上に臨みて祓禊と云ふ、是より先き九月中旬に御禊裝束司等を定め、河上の點地、幄舍の分配等あり、御禊行幸の當日には、先づ節旗を進め、文武百官乘輿に從ふ、幼主の時は、母后同輿の儀あり、節下の大臣以下、騎馬の陪從、皆唐鞍を用ひ、女御代以下供奉の女官車を連れて衣を出す、上は院宮より下は庶人に至るまで、或は機敷を設け、或は路頭に群集して之を拜觀す、御禊の地亦一定せず、初め葛野川、近江國大津、松崎川、佐比河等にて行ひしが、仁明天皇以後は鴨河に於て行ふ、東山天皇の貞享以後は、清涼殿の東庭に於て之を行ふ、又檢校行事等の職員等は、九月に荒見河に於て祓禊あり、後世は紙屋川にて行ふ、又八月より十月までは、晦日毎に大祓あり、十一月晦日に至りて在京諸司の解齋大祓を行ひ、十二月上旬に至り、齋郡の解齋大祓を行ふ、卯日平明、神祇官幣帛を新年祭案上の神祇に班ち、夜に及びて天皇廻立殿に行幸、沐浴祭服を著けて悠紀の正殿に御す、小忌大忌（小忌大忌は卽ち小齋大齋にて、職員卜定の時、卜に合ふを小齋、其他を大齋とす、小齋の人は、特に齋戒を嚴にし、小忌衣を著て神膳等を奉仕すれども、大齋の人は、天皇沐浴の後は、大嘗宮廻立殿に入ることを得ず）の群官參入の後、宮内官人、吉野の國栖を率ゐて、古風を奏し、悠紀の國司歌人を率ゐて國風を奏し、出雲、美濃、但馬等の語部は古詞を奏し、隼人司は、隼人を率ゐて風俗の歌舞を奏す、次に天皇親ら神饌清酒を神祇に供し、亦自ら御饌を喫し給ふ、次に廻立殿に還御、更に沐浴祭服を改め、主基の正殿に御す、國栖以下の奏、及び鷄享の式、悠紀に同じ、辰日は悠紀節會にして、御膳及び白黑酒を天皇に供し、臣下にも亦饗膳を賜ふ、悠紀國司より多米都物鮮味等を獻じ、又挿頭和琴等を獻す、壽詞の奏あり、標山（標山は悠紀主基兩國司列立の標木、山形を作り、種種の裝飾を施せるものにて、卯日齋場より供神物と共に之を曉く、東山天皇貞享以後廢絕す）を立つる事あり、巳日は主基節會にして、壽詞の奏、白黑酒を供する義なく、其他は大略辰日に同じ、節會畢りて後、豐樂殿の後房清暑堂に臨御し、終夜神宴御遊あり、之を清暑堂御神樂と云ふ、後世他殿にて節會を行ふ時は、便宜の所を清暑堂代として行はれたり、午日には豐明節會あり、悠紀主基兩國司、及び群臣を豐樂殿に會して宴を賜ふ、吉野國栖歌笛を奏し、久米舞、吉志舞、五節舞等あり、宣命使宣命を讀み、群臣祿を賜ひて退出す、未日には、神祇官並に諸司六位以下の官人、及び齋國の郡司役夫等の叙位賜祿の事あり、（但し其他の人々、及び女官の叙位賜祿等に、或は卯日以前、或は未日以後に行ふことあり）○大嘗祭の用途は、當初は兩齋國を初め、其他の國郡を定めて貢擔せしめしが、後には一般に諸國に課して、段米、段錢を徵し、又は成功を募りて其足らざるを補ふこともありしなり、江戸時代に至りては、一切の用途を擧げて、幕府より之を支辨せり 徳川治革 大嘗會は其義全く新嘗祭に同じきを以て、古は大嘗

をも新嘗と書し、新嘗をも大嘗と書して、其區別明ならざりしが、天武天皇に至り、二年十一月に卽位の大嘗ありて、其五年及び六年に新嘗の事あり、是に至りて大嘗新嘗の區別稍明となれり、眞觀儀式の制、受禪の天皇は、其卽位七月以前に在らば、當年大嘗を行ひ、八月以後ならば、明年に行ふべき事と定めたり、されど古來變例なきにあらず、淳和天皇は、八月に卽位し、其十一月に之を行ひ、後白河天皇、後伏見天皇は、共に十月に卽位し、其十一月に之を行ひ給へり、是れ並に卽位後、時を經ずして直に行ひ給ひし例なり、之に反して卽位後種々の事情に由りて延引せしあり、持統、元明、平城、嵯峨、文德、朱雀、三條、安德、順德、四條、後土御門、櫻町等の天皇是なり、又先帝の崩後を承け給ふ所謂諒闇登極の天皇は、必ず諒闇期滿の後に大嘗を行ひ給ふ例にて、平城、文德等の天皇是なり、而して國郡卜定及び御禊等を行ふ後、故ありて整年に延引する時は、御禊は必ず復び之を行へども、國郡卜定は再び行ふ事あり、或は行はざる事もありて一樣ならず、或は全く大嘗を行ひ給はざりしあり、崇光天皇是なり、後世兵亂相踵ぎ、朝廷の典禮大に衰ふるに及びて、此大典も亦舊制の如く行ふこと能はず、後土御門天皇の文正以後は、永く中絕せしが、東山天皇の貞享四年に至りて再興せられしに、中御門天皇の時復た行はれず、櫻町天皇の元文三年、更に復興せられてより以來、永く歷朝不刊の大典と爲れり、新嘗祭（シンジャウサイ）、豐明節會（トヨノアカリノセチエ）參看（代始和抄、古事類苑神祇部）

ダイシャウジ　大聖寺　所在 山城國京都

上京區御所八幡町○岳松山と號す 宗旨 臨濟宗、相國寺派 起原沿革 開祖詳ならず、一書に後花園帝御子云々、是れ或は開祖ならんと、又或說に眞治七年八月、光嚴帝の皇祭な天龍寺に行ふや、妃從一位某氏（西園寺實衡の女）、普明國師に就き祝髮、無相定圓禪尼と號す、足利義滿之を優遇し、岡松殿を室町邸內に營み、迎へて之に居らしめ、奉養甚厚し、義滿妃の遺言に依り以て佛刹とし、妃の諡號を取り大聖寺と號し、釋尊を本尊とす、悟心禪尼と妃と姻親なるを以て、請して開祖とすと、孰れか是なるを知らず、正親町天皇皇女入室の時、本寺を以て尼寺第一位の綸旨を賜ふ、寺地屢々轉じ、元祿九年今の地に移る、明正ヂ皇河原殿木石等を賜ひ之に移築す、現今堂宇は天明後の再建なり（山城名勝志、京華要誌）

ダイシャウジジャウ　大聖寺城　所在

加賀國江沼郡大聖寺町 起原沿革 大聖寺の號は、往古白山五院中の一に大聖寺あり、其伽藍此地に在りしを以て遂に地名となる、而して大聖寺城山の奧に津葉城と唱ふる一山あり、大聖寺城の奧城の如し、曆應年中津葉五郎之に據る、故に此名あり、或云、津葉は本名にて、此山の大聖寺跡に築造せしより、人皆大聖寺と唱ふといふ、北越軍談には、大聖寺津葉を一城とし、織田軍記には、二城とせり、未だ詳ならず、建武二年名越太郎時兼北國に潛みて加賀越中能登の兵を從へ、京都に進攻せんとせしに、大聖寺城にて敷地上木山岸等の兵に擊れて亡びし事太平記に見えたり、此後津葉五郎清文之に據る、爾後百廿餘年、文明の頃より一向宗の衆徒橫行し、國內の保障大抵その有ならざるはなし、永祿の頃、或は宗徒の有となり、或は朝倉の有となる、天正三年織田信長、宗徒を伐ちて大聖寺城を修め、戶次右近廣正を置く、同八年拜鄕五左衛門家嘉を置き、同十一年家嘉、賤ヶ嶽に戰死したるを以て、溝口秀勝、四萬四千石に封ぜられ、丹羽長秀の麾下となりて入城す、同十三年長秀死し、其子封除かる、秀勝、堀秀政の下に屬して此に居す、慶長二年秀政の子秀治越後春日山へ移る時、秀勝從ふて越後新發田に移る、山口宗永、七萬石を領し代り來る、同五年前田利長大聖寺城を屠り、家臣篠原出羽守、加藤宗兵衞有賀秦六を置きて守らしむ、尋で空城となりしが、大谷刑部來りて城を修補し家臣を置く、關ヶ原の亂後、前田氏の有となる、寬永十五年一國一城の命あり、將に廢城とならんとす、翌十六年前田利治に七萬石を分封し、此城に居らしむ（文政四年更に三萬石を加へ十萬石と爲る）子孫相繼ぎて明治維新に至る（三州志）

ダイシャウジノオモノ　大床子御膳　名義

天皇表向の御膳を云ふ、淸涼殿の身舍（モヤ）の大床子に著き給ひてきこしめす故にかく名づく 儀式 藏人御膳を奏する時、天皇御直衣にて御帳後より大床子に著して東に向ひ給ふ、陪膳の人警候す、昔は正しく食し給ひしが、鎌倉時代以降は只箸を立つるのみ、左波（サバ）を取て箸を立て、陪膳其箸を取て折り出す、正しく著御ある時は、陪膳二の臺盤物を据う、然らざる時は藏人之を据う、箸を立る後、本路を經て本所に還り給ふ、出御なき時は、內侍北障子にて扇を鳴す、其時陪膳の人之を撤す（禁祕抄）

ダイジャウダイジン　太政大臣　名義

「オホイマツリゴトノオホイマウチギミ」と云ふ、又「オホキオホイマウチギミ」とも「オホキオホイドノ」とも云ふ、唐名大師、大相國、相國、大尉、大任、司徒、司空と云ふ 職掌 太政官の長官にて、定まれる職掌なく、最も其任を重んず、天子に師範たる人これに任

す、正從一位相當の官、令に「師範一人、儀三形四海、經レ邦論レ道、變二理陰陽一、無二其人一則闕」とありて、有德の人を撰び、其人なければ常に任ぜざる故に「則闕の官」とも云へり 起原沿革 天智天皇十年正月、大友皇子を太政大臣となしゝを始めとす、持統天皇朱鳥四年七月高市皇子を任ず、大寶三年正月刑部親王、慶雲二年九月穗積親王、養老四年八月舍人親王、天平九年九月鈴鹿王を知太政官事（准大臣の如きもの）とす、皆皇子を以て任ず、卽ち皇子すら此の廳の首班に居るに過ぎずして太政大臣たる能はず、以て其職の重き知るべきなり、天平寶字二年八月藤原仲麻呂官制改革の時、大師と改む、四年正月親ら大師となり、幾干もなくして誅せらるゝに及びて舊名に復せり、天平神護元年十月道鏡太政大臣禪師となる、仲麻呂道鏡は人臣にて太政大臣となりし始めなれど、君寵によりしものにて例外なり、故に人臣にては、文德天皇齊衡四年二月藤原冬房を太政大臣に任ぜしを始めとす、是れ外戚の親を以てしたるもの、尋で淸和天皇の時攝政となり、爾後攝關たるものは、多く太政大臣たり、攝關ならずして、此官に任ぜしは藤原爲光藤原公季を始めとす、藤原賴忠關白を去りて仍ほ太政大臣となり、藤氏長者たり、是より太政大臣の班次は、その人によりて同じからず、或は攝關の上にあるもあり、亦藤氏ならざる人も之に任じたり、而して太政大臣の特に關白より勝れるは、官にありて薨する時國公に封ぜられ謚を賜ふこと是なり、今左に表を示して參考に資す（令義解、書紀、續紀、職原抄、官職雜儀、職官志、公卿補任）

天皇	姓名	任官の時日	辭職の時日
天智	大友皇子	天智天皇十正	在官二年
持統	高市皇子	朱鳥四七	朱鳥十七
淳仁	藤原仲麻呂	天平寶字四十	天平寶字八九
稱德	道鏡禪師	天平神護元十	天平神護二十
文德	藤原良房	齊衡四三	貞觀十四九
淸和	藤原基經	元慶四十三	寬平三正
陽成	源多	寬平三正	寬平六八
光孝	源定	天曆三八	天曆三八
宇多	藤原忠平	承平六八	承平六八
朱雀	藤原實賴	天祿二十一	天祿二十一
村上	源重光	天祿二十一	天延二三
冷泉	藤原伊尹	天祿三十一	貞元二十
圓融	藤原兼通	同三十一	天元元十
圓融	藤原賴忠	天元元十	永祿元六
花山	源雅信	永祿元六	正曆元五
一條	藤原道長	同二六	同二六
一條	藤原爲光	正曆元九	寬仁元三
後一條	藤原道長	寬仁元三	長元二十
後一條	藤原公季	治安元七	延久二三
後三條	源師房	延久二三	延久五八
白河	源師房	承曆四八	寬治二十二
堀河	藤原師實	寬治二十二	同三四
鳥羽	藤原忠實	天永三十三	永久元四
崇德	藤原忠通	保安三十三	天治元七
近衞	藤原忠通	天治元七	同六三
後白河	源雅實	久安五十	保元二八
後白河	藤原實行	久安六八	保元二八
後二條	藤原公孝	保元二八	永曆元七
後二條	藤原伊通	永曆元七	永萬元三
六條	平淸盛	仁安二二	同二五
六條	花山院忠雅	仁安三八	嘉應二六
高倉	藤原基房	嘉應二十二	承安元四
高倉	藤原師長	治承元三	同三十
後鳥羽	九條兼實	文治五十二	建久元四
後鳥羽	藤原兼房	建久二三	同七十一
土御門	大炊御門賴實	【正治元六 承元三十二】	元久元十二 同三正
土御門	九條良經	元久元十二	同三三
順德 仲恭	三條公房	建保六十	承久三十二
後堀河	近衞家實	承久三十三	貞應元四
後堀河	西園寺公經	貞應元八	同二四
四條	九條良平	曆仁元七	延應元正
四條	近衞兼經	仁治元十二	同二十二
後嵯峨	西園寺實氏	寬元四三	同四十三
後嵯峨	久我通光	寬元四十三	寶治二正
後深草	鷹司兼平	建長四十二	同五十二
後深草	德大寺實基	建長五十二	同六三
龜山	西園寺公相	弘長元十三	同七七
後宇多	花山院通雅	建治元十二	同三三
後宇多	鷹司兼平	建治三三	同三四
後宇多	鷹司基忠	弘安八四	同十八
伏見	堀河基具	正應二八	同三三
伏見	西園寺實兼	正應四五	同五十二
後伏見	洞院公守	正安元六	同元十
後伏見	二條兼基	正安元十一	同二四
後伏見 後二條	土御門定實	正安三六	乾元元七
後二條	德大寺公孝	乾元元十一	嘉元二三
後二條 花園	一條實家	德治元十二	延慶三十
花園	大炊御門信嗣	延慶三十	同三十二
花園	鷹司冬平	延慶三十二	應長元四
後醍醐	三條實重	文保二八	元應元十

後醍醐　久我　通雄　元應元年　元亨三年
後醍醐　鷹司　冬平　元亨三年　嘉暦三年正
光　嚴　西園寺兼季　正慶元年　同二年
光　明　久我　長通　暦應三年　康永元年
光明（崇光）　洞院　公賢　貞和四年　觀應元年
後光嚴　久我　通相　貞治五年　應安元年
後圓融　二條　良基　永德七年　嘉慶元年正
後小松　德大寺實時　應永元年　同二年
後小松　足利　義滿　應永元年　同二年
後小松　久我　具通　應永二年　同三年
後小松　三條　實冬　應永九年　同十四年
稱　光　德大寺公俊　應永二七年正　同二七年
後花園　二條　持基　永享四年　同五年
後花園　一條　兼良　文安三年正　寶德二年
後花園　久我　清通　享德元年　同三年
後花園　西園寺公名　康正元年　長祿元年
後花園　二條　持通　長祿三年　寬正元年
後花園　近衞　房嗣　寬正三年　同四年
後土御門　久我通博　文明十三年　同十四年
後土御門　鷹司政平　長享二年　延德二年
後土御門　近衞政家　明應二年正　同六年
後柏原　德大寺實淳　永正六年　同八年
後柏原　近衞　尚通　永正十八年　同十三年
後柏原　花山院政長　永正十五年　大永元年
後奈良　三條　實香　天文四年　同五年
後奈良　近衞　稙家　天文六年　同十四年
正親町　近衞　前久　天正十三年　同十五年
正親町後陽成　豐臣　秀吉　天正十四年　慶長三年

東　山　近衞　基凞　寶永六年　同六年
中御門　近衞　家熙　寶永七年　正德元年
中御門　近衞　家久　享保六年正　同八年
櫻町　桃園　一條　兼香　延享三年　寶暦元年
後櫻町　後桃園　近衞　內前　（明和五年同八年再任）　同七年　安永七年
光　格　九條　尚實　安永九年　天明元年
仁　孝　鷹司　政通　天保十年　嘉永元年
今　上　三條　實美　明治四年　明治十年

ダイシャク　對策（「タイサク」を見よ、

ダイシャク　大尺　尺の一種、大寶令の制を按ずるに、尺に大尺小尺あり、小尺の一尺二寸を以て大尺一尺に宛つ、而して大尺は地を度り、銀銅穀を量るにのみ用ひ、其他は小尺を用ひしめたり、古今要覽稿に「大寶令の大尺は令前常用にして卽今の曲尺なり、その大尺といふ稱を設けられて度地銀銅穀にのみ用ひられしは、文武天皇卽位のはじめ、壬申擾亂のののち幣風を改められんが爲に律令を制せらるる時、常用の尺全くかの唐の大尺と同じかりしゆゑに、彼の大尺といふ字を借りて用ひられしならん」云云と見ゆ、尋で延喜式の制あるに及び、官私悉く大尺を用ひ、只量景を測り、湯藥を合するのみに小尺を用ひて常用の尺と定められ、按ずるに、此事和銅六年の改正に係るものならん、「モノサシ」參看（古今要覽稿）

タイシャクテン　帝釋天　梵天帝釋の略、切利天の主、具には釋提桓因と云ふ、釋を能、提を因陀羅と云ふ、釋迦を能、提遮は天、因陀羅は帝と譯す、故に帝釋は覺漢倂稱なり、常に切利天の喜見城に居住して三十二人の眷屬を使ひ、三十三天を統領す（法華經講義、佛教いろは辭典）

（佛像圖彙所載）

タイシュ　大守　國司（コクシ）を見よ、

ダイジュ　大樹　將軍（シャウグン）を見よ、

ダイショウ　大升　桝の一種、雜異記卷三に「田中眞人廣忠女、貸日與二小升一償日受二大升一云々」とあるを以て初見と爲す、大寶令制定の時、小桝三升を以て大桝一升に充てしむ、古今要覽稿に、「大寶の時設けられし小大升は、唐令と同じかるべし、よつて是を唐律六典通典等に通考するに、小尺の千六百二十寸を以て小一石の積とし、是を三倍して大一石とするなれば、大一石の積、小尺の四千八百六十寸にあたる、その小尺は、卽ち今の曲尺の八寸三分三厘不盡にあたる、是尺一千六百二十寸は、曲尺の九百三十七寸有奇にあたる、九百三十七寸を今量法六四五々にて歸除すれば、今量一斗四升五合一勺六撮七三有奇にあたる、是開元時量の三の一と明らかに通典に見えたれば、卽唐律六典にのする黍量とおなじきものなるべし、是を小升とし、大升をもとむれば、今の四斗三升五合五勺有奇を以て唐の大升とすべし、卽是大寶の大小升なり、伊勢國安東郡在地倉付の升といふものあり、其大さ方六寸、深さ二寸五分とあり、六寸を自乘し、三十六寸あり、二寸五分を乘じ九十寸あり、分積九萬あり、今量を以てはかる

るに、一升三合九勺四撮といふ、疑らくは、是令小升の遺制にや」と見えたり○令制定の時、凡地を度り、銀銅穀を量る者、皆大を用ひ、此外官私悉く小者を用ひよと令し、延喜式の時、度量權衡は、官私悉く大を用ひ、晷景を測り湯藥を合すには則小を用ふと見えたり、「マス」參看、

ダイジョウ井ン　大乘院　附在　大和國添上郡奈良、舊趾は今御所の馬場、ある地參照、法相宗、興福寺別當、起原沿革堀河天皇寬治元年、權大僧都隆禪の創立して以來、歷代の住持皆貴族より出で、殊に多く九條家より出で、興福寺別當の職に就いて大に勢力あり、一乘院と相並びて南都の兩門跡と稱せらる、江戶幕府時代に寺領九百十四石を有す、明治維新の際兩門跡廢せられて、同院の建造物も取拂はれ、元年四月住持尚嘉復飾し、後ち松園氏を稱し、男爵を授けらる、今は僅に舊趾の存するのみなり（諸門跡譜、大乘院門跡次第、寺鑑）

ダイジョウジサキノクワンパク　大勝寺前關白　一條忠良（イチデウタダヨシ）を見よ、

ダイジョウトク　退宿德（退走禿）　名義高麗樂、「ダイソトク」とも訓す、壹越調卅四曲中の一、一名老舞と稱す、大曲○拍子十六或は十四、常に十三拍を用ふ、舞者四人、番舞春鶯囀、起原沿革作者傳來共に詳かならず、凡そ此曲を奏すれば、走り出で、舞へるより、退走禿と名づくと、中古その式を失ふ（禮樂志、歌舞音樂略史）

ダイショクワン　大織冠　王朝時代の初、位につきて授けられし冠の名、孝德天皇大化三年に、七色十三階の冠を制せられたる時の其第一、大小二階あり、織を以て作り、繡を以て冠の緣に裁す、天智天皇八年、藤原鎌足人臣にして冠位の第一なる大織冠を授けられたるは、他に類なきを以て、後世大織冠といへば、鎌足のみ思へるに至れり（書紀、冠服考）

ダイショクワンカマタリ　大織冠鎌足　藤原鎌足（フヂハラノカマタリ）を見よ、

ダイスイリュウ　大水龍　横笛の名器、此笛は天曆の御時の寶物なり、管大に音豐なり、樂管に超えたる故に大字を加へ、笛水龍の吟を寫す故に水龍と稱す（樂器考）

ダイセイシボサツ　大勢至菩薩　佛經に於て淨土三聖の一、阿彌陀の左の脇士、梵名マカナバ・スタマプラープタ、又摩訶那鉢と云ふ、大精進、得大勢、大勢志、又勢至、无邊光と譯す、智慧の大勢一切に至るが故に名づく、卽ち智慧光を以て、普く一切を照らし、三塗を離れ无上力を得しむ、この菩薩の足を投ずれば、三千世界及び冤の宮殿を震動すと云ふ（觀无量壽經、觀經疏記、佛教いろは辭典）

（佛像圖彙所載）

ダイセイデン　大成殿　聖堂（セイダウ）を見よ、

ダイセウ　大小　室町時代以後刀（古の打刀を云ふ）脇差（古の隱劒にあらず、鍔等ありて長き刀の兩刀の併稱、大小の腰物の略、（古は腰刀一つさして太刀打刀は從者に持たせしなり）大內義澄記に、金作の脇差に、太刀を添へてはき給ふとあれば、天文の頃太刀に脇差をそへてはきしものか、眞丈雜記に「此の事は信長秀吉の時代戰國の時より始れるなり、或書肥前國龍造寺、太閤へ降參して御目に懸り、秀吉へ伺候いたしたりし時、秀吉公龍造寺に彼ノ仰は、久久にて對面也、我等が種々の諸道具見せ可申なりとて、則龍造寺を被ノ連、矢藏へ上り給ひし、少も龍造寺に氣づかひなく刀脇差をぬき龍造寺に持つべき由被ノ仰、先へ上り給ひしなり、龍造寺跡より大小を持ち上り給ふ云々、又秀吉家譜に、天正十五年四月、秀吉使ノ攻二岩付城一（中略）大權現使者本多豐後守廣孝來會し、共に攻ノ城有二戰功一、秀吉感ノ之、羊皮羽織及金鐔脇差云々、其の時既に鐔を入れたる脇差あり、是等を以て考ふるに、大小をさす事は、信長秀吉の頃戰國の時より以來の風俗なり、それより以前には此の事なし」とあり、江戶時代には、武士は必ず此兩刀を腰間に挿みたれども公卿は之を帶せず、また庶民も佩用する事を禁ぜられたりき、

ダイセンジ　大山寺　所在　相模國大住郡坂本村大山○雨降山と號す　宗旨　古義眞言宗○本尊不動銅像　起原　往古大山頂頭に五色の彩光あり、後天平勝寶七年僧良辨この像を拜し、靈告を得て、不動の木像を彫み、且つ堂舍僧坊を造立す、此事天聽に達し、勅願寺とし、相模安房上總三國の正稅の內を寺用となさしむと云ふ　沿革　天平寶字五年、僧光增、師行基の遺言にて、不動を彫み安置す、元慶三年地震に依て諸堂倒る、後安然再興す、源頼朝崇敬厚く、元暦元年九月先例により寺領高部屋鄕を安堵し、又大法會の時には必ず當寺の僧を參加せしむ、建久三年

八月政子平産を祈り、六年七月齋藤基貞を代官として奉詣せしむ、頓朝薨ぜし後、大に荒廢す、後ち鎌倉大菩薩寺住僧願行當山に參詣して荒廢を歎き、再興の志を起し、江ノ島辨財天に祈り、金を得て本尊を鑄造し、殿堂を造營して舊觀に復す、故に願行を中興開山とす、足利尊氏大に歸依し、觀應三年十月當國丸島鄉を寄せ、文和二年五月天下泰平の祈禱を命じ、六月內徒退治の祈禱を行はしむ、管領基氏等崇敬淺からず、屢々寺領を寄せ、天下安全の祈禱を行はしむ、永享四年持氏當寺造營に力を致し、諸將士をして奉加せしむ、小田原北條氏尊崇足利氏に讓らず、慶長十年正月德川家康の命に依て、不學不律の僧を下山せしめ、法印實雄を學頭とし、定額僧を定む、四月伊奈忠次をして、堂宇を再興せしむ、十五年寺領百石の黑印を給ふ、十九年五箇條法式を定む、寬永十四年知足院榮傳家光の命を以て參詣す、十六年十月黃金一萬兩を賜て造營せしむ、十七年造營を始め、同八月春日局參詣、十八年十一月上棟す、此時の棟札今にあり、爾來德川氏の信仰厚く、延寶四年元祿六年黃金を賜て修理せしむ、十六年地震にて大破に及びしが、寶永元年黃金樽木等を賜ひて修理せしむ、維新の後神佛の區別を明かにしてより、大山雨降神社と稱し、縣社に列し、每歲七月大祭を執行す、不動堂は別に山上に存せり○鐘樓、寬永十八年家光鑄造の鐘あり○別當大坊、二王門の右に在り、古義眞言宗高野山末、關東五箇寺の一、開山眞辨、中興開山願行、天文七年北條氏康諸役を免除し、慶長十年家康碩學領五十七石の黑印を給ふ○來迎院、女坂の右に在り、密空山大山寺と號す、八大坊末、開山義範(寬治二年寂)中興弘譽(寬永九年寂)本尊彌陀、土人茶湯寺と呼ぶ(相模國風土記稿、日本名勝地誌)

ダイゼンシキ　大膳職　名稱「オホカシハデノツカサ」と訓す、唐名大官署、光錄寺、司膳寺、所在 待賢門の南掖、大炊寮の北、圭水司の東、職掌 宮內省の被官、諸國の調進物及び膳羞を調進することを掌る、凡て古へは官衙に於て用ふる食料は、官より資給し、飯は大炊寮より、菜は本職より調進した り、卽ち大膳は內膳に對する名にて、臣下に下賜せらるゝ饗膳なり 職員 大夫一人正五位上、權大夫一人(令外)共に殿上人四位五位、地下諸大夫之に任す、亮一人從五位下、權亮一人(令外)諸大夫侍之に任す、大進一人從六位下、少進一人正七位上、大屬一人正八位上、主醫二人正七位下、少屬一人從八位上、主果餠二人正七位下、雜供人、職掌二人、使部三十人、直丁二人、驅使丁八十人、雜供戶卽ち鵜飼七十七戶 沿革 文武天皇大寶元年創置す、蓋し上古の鵜甘部首、江首、我孫公等の部民の職を合したるもの なり、其部屬尙ほ品部と稱して本職に隸す、卽ち雜供戶なり、大同三年主醫、主果餠の二官を廢して本職に併せ、少進少屬各一人を增加す、後世、大夫及び亮に權官を置く(令義解、延喜式、職原鈔、拾芥抄、職官志)

ダイソウジヤウ　大僧正　職掌 僧正の上位に在りて僧侶を監督する最高の僧官なり、釋家官班記に釋門棟梁也、尤爲規模宗長者大旨任之、と あり 沿革 聖武天皇天平十七年正月廿一日、藥師寺の僧行基を始めて大僧正となす、然れども常任にあらず、二百餘年を經て圓融天皇天元四年、延曆寺眞源、僧正より大僧正に昇任す、是を天台宗大僧正の初任とし、それより五年の後仁和寺寬朝を大僧正に昇任す、是を眞言宗大僧正の初任とす、諸宗を通じて現任は一人にて、他は皆前大僧正と稱する例なりしも、後世は法相天台眞言に大僧正あり、江戶時代に至りて大僧正に昇任する者は、宮門跡、攝家門跡、兩本願寺、叡山三塔學頭(正覺院正覺院塞心院)日光上野學頭(卽ち修學院凌雲院)吉野山多武峯の兩學頭、京都大佛の養源院、同眞如堂、上乘院、江州多賀の尊勝院、江戶芝增上寺、京都智恩院等にて、皆大僧正に昇任する例なりき(續紀、初例抄、釋家官班記、僧官考)

ダイソウノビヤウブ　大宋屛風　宮中御調度なる屛風の一、唐人打毬の圖を描きたる屛風をいふ、大嘗會、四方拜等の大儀、併に御修法臨御の際、此の屛風を立て廻らして御座を設く(禁祕抄、江次第、代始和抄)

ダイソウリヤウ　大總領　總領地頭(ソウリヤウヂトウ)を見よ、

ダイダイリ　大內裏　皇居(クワウキヨ)を見よ、

ダイダウ　大道　私年號、何時代に相當するか詳ならず、傳に云ふ、大道は大同の同音なりと、然れど是れ南北兩朝和睦の後、南朝の遺民の私に建てたる號なるべし(逸年號考)

ダイタフノミヤ　大塔宮　皇族にして天台座主となれるものをいふ、大塔は叡山に在り、座主は皆此處に住するを以て名付く、世には殊に護良親王を稱していふ、

ダイチ　大治　崇德天皇御宇の年號、天治三年正月二十二日改元、五年を經て天承と改む、

ダイチ　大智　名號字は祖機參禪肥後の人 沿革 七歲にして大慈寺寒巖尹の弟子となり、後相模に往き建長寺南浦明に見ゆ、機緣契せず、去

りて加賀に抵り、大乘寺瑩山瑾に參し、一朝忽然として了悟す、正和三年元に入り、古林茂、雲外岫、中峯本、無見覩の諸禪師に謁し、滯留十一年に及び、歸りて瑩山を省し、明峯哲に見ゆ、加賀吉野鄉に入り、菴を結びて閑居す、衆人歸嚮して一寺を創す、乃ち師子山祇陀寺と號す、後肥後に歸り、鳳儀山聖護寺を創して寓す、菊池武時入道崇仰して弟子の禮を執る、師山を下らざるもの幾んど二十年、觀應二年菊池武重紫陽山廣福寺を建て、請じて開山となす、正平年間肥前高來郡に永月菴を築きて養老の所となす、正平二十一年十二月十日端座して寂す、年七十七、夏六十九(本朝高僧傳、大智禪師偈頌)

ダイチイン　大智院　足利義視(アシカガヨシミ)を見よ、

ダイチヤウ　大帳　王朝時代四度公文の一、一國內所管の戶口、課不課の戶口、見不輸、見輸、半輸、全輸並に其年所の調庸、雜物等の數等を記す帳簿を云ふ、計帳とも大計帳とも云ふ、大帳を造るには、每年六月三十日以前、國司より其部內の人の手實を徵す、其手實には戶內の人數、容貌、年齡、及び課不課を錄す、手實は戶頭(卽ち戶主)より出す所の帳にして、是をも計帳と云ふ、此の計帳の手實を止むる時に、國司人民を會集して、貧富强弱を知り、戶を分つて九等とし、並に差科の先後をも定むるなり、既に國司にて其手實を收め、更に一國一郡を統合して、人口及び調庸の總計を錄し、並に彼の手實を轉寫して、之を加へ、八月三十日以前に太政官に送る、太政官之を受取りて民部省に下せば、主計寮にて勘檢す、卽ち諸國の歲入豫算なり、大帳に附して支文九を上る、其書式延喜式に見えたれば就きて見るべし、猶ヨドノツカヒ」參看すべし(延喜式、日本財政史、四度使考)

ダイチユウジ　大中寺　所在 下野國部賀郡富田鄉山田村(今下都賀郡富田村大字西山田)○山號太平山 宗旨 曹洞宗 沿革 延德二年小山重長本郡皆川に草創し、快菴を開山とし、重長の法名を以て寺號となす、後今の地に移して改築し、世々快菴の法孫住持となる、慶長二年府此寺に曹洞宗法度を下し、朱印百石を與ふ、其後下總總寧寺、武藏龍穩寺、及び此寺を關東三箇寺と稱し、共に關東曹洞宗の僧錄となり、同宗の諸寺を管す、元祿の頃住持連山內外の學問を以て聞ゆ(下野國志、治維新以來尙ほ一方の大禪刹として聞ゆ(下野國志、曹洞宗史略)

ダイチヨウ　泰澄　名稱 俗姓三神氏 諡號 安角(アスミ)(一に安澄に作る) 越前國麻布の人(一に加賀の人といふ)白鳳十一年六月生る、幼にして三寶を崇敬し、十四歲の時越知山に登り、岩窟の中に棲住し、十一面觀音の號を唱ふ、時人呼びて越の大德と云ふ、其碩德叡聞に達し、大寶二年勅して鎭護國家大法師の號を賜ひたりと傳ふ、養老元年に弟子淨定行者等を率ゐて白山に登り、妙理菩薩を感見す、後、山を下りて京に出で、行基等と相知る、元正天皇勅して神融禪師の號を賜ひたりと傳ふ、天平寶字二年越知山に歸りて岩窟に棲住し、讀經持呪を事とし、餘暇に小塔婆を彫作して衆人に施與せり、神護景雲元年三月十八日岩窟の中に寂す、年八十六、元亨釋書に記載する所詳細なるも信憑しがたし(日本佛家人名辭書)

ダイツウゼンジ　大通禪師　子曇(シドン)を見よ、

ダイトウ　撞頭　文章中に於ける帝王高貴の人に係る敬語は次行へ送り、普通の行の欄よりも高く上に出して書くを云ふ、一字上るを一字撞頭、二字上るを二字撞頭と云ふ、其語によりて三字以上のものあり、蓋し臣子上を敬するの至情より出でしなり、今の時其制なし、其用ひられし始め何つ頃なるや詳かならず、御記錄以下私家の日記にも用ひられたるを見ず、江戶時代に至りて、大日本史を獻ずる時の上表に此の式を用ひたり、卽ち左の如し、

進大日本史表

臣治紀言伏惟

大陽攸照率土莫匪

日域

皇化所被環海咸仰

天朝

帝王授受

三器徵

神聖之謨訓

寶祚之隆與天壤無窮(以下中略)

皇帝陛下紹

天祖之正統

神明其德照臨八方(以下略)

以て其一斑を知るべし、明治に至りて、租稅志、地誌提要、三正綜覽等の表も大概、この撞頭を用ひたり、然れども朝廷の公文には紙幅を費して不便なるを以て、明治五年八月七日、式部寮にて記錄等に撞頭平闊を用ひざることに定めたり、猶圀字(クヅシ)參看すべし(圖書寮記錄、圖書撞頭平出圀字考)

ダイドウ　大同　平城天皇御宇の年號、延曆二十五年五月十八日卽位改元、四年を經て嵯峨天皇弘仁と改元す、

ダイトウコクシ　大燈國師　妙超(メウテウ)を見よ、

ダイトク井ン　台德院　德川秀忠(トクガハ

ヒアタダ)な見よ、

ダイトクジ　大德寺　所在 山城國愛宕郡

大宮村、舊名紫野○龍寶山と號す。臨濟宗、大德寺派本山。開山 大燈國師 宗峯 延慶二年妙超東山に雲居菴を營み居たるが、元應元年赤松則村金岩子を寄附して、紫野に一小院を造る、乃ち移り居す、正中元年勅して雲林院の北の地を賜ふ、因て寺基を擴張して大德寺と號す、正中二年二月、花園上皇御新願所となし、嘉曆元年四月妙超開堂式を擧行す、元德二年八月綸旨を賜ひ、地を寄附し、元弘三年八月後醍醐天皇宸翰を賜ひ、本朝無雙禪苑となし、十月五山の一に列し、四年正月五山の上刹となして南禪寺に准ぜられ、益々寺基を擴張し、所領の地を加增せらる、妙超の示寂後弟子義亨第二代となり、花園上皇後醍醐天皇の御歸依深く、數所の領地を加增せらる、北朝至德三年、室町幕府五山十刹の位次を改め、京都十刹の第九位に降す、文安二年八月宗賾(養叟)勅を拜して住持となるに至り、十刹の列を離れ、元弘の舊規に復せらる、享德二年八月火災に罹り、暫で再興し、應仁元年兵燹に罹り再び燒失す、文明五年六月綸旨を賜ひて再興し、十年二月方丈上棟す、後ち信長秀吉所領の安堵狀を下し、元和元年七月家康安堵狀を下す數々增減あり、天保の頃御朱印二千十一石餘ありたり、現今境內六萬八千四百餘坪あり○總門(東向)勅使門(南向)寬永十七年皇居の南門を賜ひしものといふ○山門、玲瓏閣とも解脫門とも云ふ、閣上の額に金毛閣とあり、大永六年連歌師宗長寄附して、山門を建つ、而も閣に及ばず、閣は天正十七年千利休更に寄附して之を作る、天井の墨龍の畫は長谷川等伯の筆、正面に釋迦三尊十六羅漢を安置す、加藤清正朝鮮より持歸したるものと云ふ、側に利休自作の像あり、秀吉破棄せんとしたるを、池田氏乞うて備前に携へ歸り、明治二十一年還納せしものと云ふ、南向、二重瓦葺、釋迦三尊を安置す、享德應仁に燒失し、宗純(一休)の衆徒宗臨の寄附建立したるものも歷祖し、寬文五年京都の人那波素順等の寄附にかゝるもの燒失し、今の建造物は寬文十三年十二月小田原城主稻葉正勝其子正則の寄附にかゝる○方丈、法堂の北に在り、今の建造物は寬文十三年、京都の人後藤益勝の寄附にかゝり、園庭の結構は小堀政一(遠州)の工夫に成る、(一說に天祐和尚とも云ふ)南面の小門は世に明智門と云ふ、光秀の寄附と云ふ○眞珠菴、方丈の北に在り、有名なる一休の菴室にして、現今のは寬永十五年十一月の建造にかゝる、明治三十五年大修理を加へたり、今特別保護に屬す、本堂中台に一休和尚を安す○大仙院、眞珠菴の西に在り、六角政頼の建立なり、小庭は相阿彌の作なり○聚光院、聚光院、方丈の西に在り、永祿九年三好義繼其父長慶の爲めに建立したるもの、千利休の墓あり○總見院、聚光院の西に在り、天正十年十月秀吉、信長の葬式をなし、一院を建立して菩提所となしたるもの、維新後廢止に歸し、今僧堂を建てたり、其北に信長の墓五輪塔婆あり、其左右に信忠信雄の墓あり○天瑞寺趾、總見院趾の西に在り、天正十六年六月秀吉の母病あり、依て急に建立したるもの、今は廢止に歸し塔婆あり○龍光院、慶長十一年黑田長政其父の爲めに建る所、父子の像其廟に在り○孤蓬庵、境內の西南隅に在り、慶長十七年小堀遠州の龍光院中に建立せしもの、江月宗玩を開祖となし、寬永中今の地に遷す、後ち裏願ぜしも、池田不昧侯の再造する所にして、構造惡く茶式に合し、世上に著名なり○蒲生氏鄉墓、小早川隆景、細川忠興墓、豐臣秀長墓、里村紹巴墓等有名なる墳墓多し○什寶、文書、古畫、彫刻等極めて多し、就中觀音左右猿鵜圖三幅(傳牧溪筆)觀音像(傳月壺筆)龍虎畫二幅(傳牧溪筆)は國寶となれり○今左に歷代を示す、(大德寺誌、龍寶山誌、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄)

妙超(示寂)―義亨(徹翁)―宗雲(令翁)―宗碩(愚翁)
道玉(虎溪)―道均(平泉)―仁蘋(蔣山)―宗忠(言外)
宗立(卓然)―操堂(法雲)―明叟――宗碩(德翁)
宗棟(鄧林)―宗嘉(大象)―大器――南周
空翁――宗範(大模)―東源――宗梵(乾川)
妙用(季猿)―宗簡(香林)―宗璽(華叟)―巨岳
宗壽(樗巖)―樗菴――宗顒(養叟)―宗智(明遠)
無言――建江――宗光(日照)―宗興(滅崖)
祖越(格堂)―宗淇(季東)―玄圭(燈菴)―宗藝(一洲)
宗舜(日峯)―宗鑑(足菴)―宗寂(惟三)―玄承(義天)
宗熙(春浦)―宗深(雪江)―體調――顯堂
宗隆(柔仲)―宗揚(岐菴)―紹隆(景川)―宗純(一休)
宗昭(晦翁)―芳陸――宗愈(泰叟)―禪傑(特芳)
宗頓(悟溪)―英朝(東陽)―宗統(一溪)―宗顧(西浦)
宗眞(實傳)―紹珊(天釋)―宗仙(桃蹊)―宗壽(樗叟)
宗受(天縱)―宗球(天琢)―宗恕(仁濟)―宗澤(悅堂)
嫩(桂菴)――宗珉(玉浦)―乾才(獨秀)―空(大機)

宗棟(鄧林)―宗松(興宗)―宗昭(陽峰)―宗繙(瑞翁)
宗牧(東溪)―宗朝(東海)――珪(竺堂)―瑞秀(雪岫)
宗亘(古嶽)―中謙(廉叟)―紹巖(一宗)―宗恭(悅溪)
宙(古澗)――宗悶(玉英)―宗翔(龍江)―宗清(以天)
宗麗(眞叔)―宗桂(千林)―宗悰(小溪)―宗萬(休翁)
宗器(傳菴)―玄珠(月浦)―宗棨(大林)―宗九(徽岫)
宗條(玉堂)―宗胃(清菴)―宗敦(天啓)―宗碩(大室)
宗眞(謹甫)―宗登(龍谷)―宗俶(春林)―寂全(松齋)
宗康(泰嶽)―宗慶(雲叟)―宗顯(江隱)―宗順(和溪)
宗榮(華菴)―宗悅(怡雲)―宗用(大歇)―宗訢(笑巖)
宗璋(玉叟)―紹董(督宗)―宗菊(南岑)―宗圓(春屋)
宗琇(玉仲)―宗普(明叟)―宗初(太岫)―宗頓(南英)
宗松(萬侯)―宗棟(古溪)―宗香(梅隱)―宗根(眞叔)
宗昕(笑隱)―宗哲(明叔)―宗淵(仙岳)―宗紋(竹澗)
宗賢(先甫)―宗謨(太素)―紹適(一凍)―宗範(準叟)
宗範(梅溪)―宗眼(天叔)―紹琮(玉甫)―宗巍(錬叔)
宗罕(希叟)―宗安(太翁)―宗程(萬江)―宗珍(寶叔)
宗安(心溪)―紹長(松嶽)―宗仲(董甫)―宗兆(京用)
宗秀(闡叔)―宗偉(雲英)―宗印(月岑)―宗承(自天)
宗眞(盛叔)―宗鎭(州甫)―宗佐(賢叟)―宗珀(玉室)

宗玖(瑞林)―宗璞(琢甫)―宗印(傳叟)―宗陽(東嶺)
宗瑛(藍溪)―宗彭(澤菴)―宗章(龍室)―宗頓(南隣)
宗玩(江月)―宗韓(雄峯)―紹興(玉翁)―宗眞(賢谷)
宗三(要叔)―宗勝(春嶽)―宗益(日新)―宗璵(玉田)
宗劉(龍嶽)―宗存(菊徑)―宗周(文室)―宗釋(悅叔)
宗溫(光澤)―紹果(天祐)―宗渭(清巖)―宗奎(義峯)
宗智(正隱)―宗琚(岡甫)―宗川(機菴)―宗宜(隨倫)
宗閑(安室)―宗容(舊嶽)―宗淵(默翁)―宗闇(笑堂)
宗俊(禪海)―宗玄(江雪)―宗圭(雪菴)―宗璋(琢玄)
宗龍(江雪)―宗―(玉舟)―宗棨(啓室)―紹佗(方充)
宗傳(燈外)―宗春(仙溪)―宗竺(天室)―紹佗(方充)
宗鶏(祥巖)―宗董(南叟)―宗英(舊山)―宗珉(聚巖)
宗左(傳外)―妙雄(大隱)―宗單(乾英)―宗智(性翁)
紹及(見岩)―宗晃(春澤)―宗傳(實堂)―紹蘇(昭海)
宗恩(春嶺)―宗敞(陽甫)―宗璞(桂山)―宗鈍(鐵丹)
宗遇(大仲)―宗智(愚溪)―宗喜(無隱)―宗什(一溪)
紹益(堅峯)―宗雪(雪溪)―宗端(禪山)―宗的(傳心)
宗般(惟舟)―宗古(德峯)―宗忽(天倫)―宗信(春外)
宗忍(俊巖)―宗演(說叟)―宗右(旋峯)
宗甄(別源)―宗考(先叔)―紹嚞(端堂)―宗泰(安叔)
宗要(密叟)―宗譚(千巖)―宗清(拙堂)―宗助(順叟)

義易(東岳)―宗胖(碩翁)―宗安(問徹)―宗玄(天岸)
宗寘(眞岩)―紹要(印充)―義仙(列堂)―宗文(質休)
宗恕(宥峯)―宗五(天英)―義休(大雪)―宗哲(賢外)
宗柳(月庭)―宗各(別山)―宗欽(心嶽)―宗容(月溪)
妙一(乾舟)―宗淳(素隱)―宗點(梅岑)―宗桂(仙州)
宗乙(虎巖)―宗悅(怡溪)―宗松(月海)―宗禪(瑞溪)
宗穆(穆岩)―宗光(鏡岩)―宗叔(伯堂)―宗覺(悟溪)
宗沉(湖南)―宗勳(功海)―宗祐(孚山)―宗珉(江峰)
宗昕(陽岑)―宗宜(天嶺)―宗看(悅堂)―宗節(清岳)
宗龍(龍睡)―宗言(端崔)―宗柔(剛山)―宗睦(陳叟)
宗著(實翁)―義統(大心)―義淨(玉潭)―紹珂(月山)
宗璵(琢宗)―宗球(海印)―義瑞(雲岩)―宗琳(南海)
宗英(後峰)―宗甫(周山)―宗陽(桃林)―義天(龍淵)
宗仙(桂隱)―義雪(天桂)―紹昌(久岩)―宗棟(龍岩)
義琇(梅堂)―紹云(孚山)―宗台(雲秀)―宗寬(江西)
宗黃(龍岫)―宗溫(良堂)―宗璉(瑚隱)―宗斤(玉僊)
宗恭(敬峯)―宗真(栢州)―宗庸(萬拙)―宗篤(天菴)
宗壽(龜州)―宗圓(大梅)―宗玉(桂堂)―宗洪(寂水)
妙庭(瑞堂)―宗嚞(桂州)―宗融(祝峯)―宗察(密雲)
宗里(孝岳)―宗迪(啓叔)―宗精(錬了)―宗玖(瑞麟)

宗量（寛諳）―宗奭（任叔）―宗伝（竺嶺）―宗師（月洲）
宗珊（大芝）―宗林（少峯）―義門（信叔）―義般（萬丁）
宗活（江巖）―義諄（實叟）―宗律（法岩）―宗瑾（隠隠）
紹石（鐵叟）―宗信（諟谷）―宗植（茂林）―宗三（月船）
宗雄（虎峯）―宗観（大嶺）―紹揚（破堂）―宗本（性巖）
宗玖（玉隠）―宗盈（大虚）―紹通（圓巖）―宗徹（大溪）
宗兆（大寧）―宗孝（元叟）―紹柳（梁堂）―妙堂（夏叟）
紹賢（安禅）―宗丈（大龍）―義田（藍谷）―義遙（郁翁）
紹典（文英）―宗意（大菴）―宗善（見道）―義寧（泰州）
宗眞（江堂）―宗如（巨海）―紹本（大方）―宗輸（別巖）
宗舜（日寛）―宗就（成巖）―宗悦（心英）―宗艮（恭山）
義俊（大川）―宗般（大岫）―義間（閑田）―宗宏（寛溪）
紹彦（謙叟）―宗賢（愚谷）―宗哲（愚堂）―紹中（天洲）
宗誠（實門）―義俊（英巖）―宗樞（斗山）―宗信（敬外）
宗常（梅峰）―宗卓（特英）―宗旭（萬輝）―宗宜（鼓山）
宗珏（陶嶺）―宗桂（石峰）―義訓（庭洲）―宗音（海門）
義覺（非心）―宗等（一道）―宗衍（無學）―宗寛（堯州）
宗台（雪峯）―宗薩（德隣）―紹愼（獨翁）―義文（貫岑）
宗敬（龍巖）―宗嶽（東天）―宗楞（靈巖）―紹傳（別道）
宗賛（端岩）―宗興（無慍）―宗乘（眞巖）―宗真（觀光）
宗滿（普山）―宗寅（建宗）―宗活（大休）―義全（功洲）

宗頊（端岩）―宗厦（直翁）―宗三（要道）―宗璋（圭宗）
宗註（詮叟）―宗詮（明道）―紹章（龍溪）―宗看（松巖）
宗晃（鐵舟）―宗珍（玉堂）―宗朕（則道）―宗愼（大順）
宗穆（古田）―宗通（融谷）―宗研（心海）―紹隆（興巖）
宗眞（眞逢）―宗丁（一山）―宗晃（東陽）―宗凌（寰海）
宗朕（秀山）―紹瑛（大澤）―宗宇（宙寰）―宗勤（常光）
宗行（護峰）―宗珍（荊山）―義教（別宗）―宗蕎（香林）
義剛（金嶺）―宗淨（直道）―宗智（圓巖）―宗健（剛堂）
宗圭（玄道）―宗宣（明堂）―宗斗（大徹）―宗永（寛令）
宗閏（笑雲）―宗錬（精方）―宗正（眞峰）―宗彦（大綱）
宗格（石窓）―宗全（完山）―宗中（月舟）―宗允（大鼎）
義董（正道）―紹典（法巖）―宗英（雄峰）―宗扶（斷橋）
宗當（諦道）―宗眞（正順）―宗戒（融山）―宗益（拙叟）
宗透（列翁）―宗澤（恩光）―宗兆（大雲）―宗昌（顯道）
宗丞（爵谷）―宗篤（大道）―宗銘（月海）―義白（圭寶）
宗璞（清閑）―妙怡（悦叟）―義演（說巖）―宗妙（玄峰）
宗清（月菴）―義諦（觀宗）―義格（石菴）

ダイトクジハ　大徳寺派　臨済宗の一派、

妙超禪師を祖とす、禪宗（ゼンシュウ）、「リンザイ」、「メウテウ」の條を見よ、

ダイトケイ　大刀契　名義 大刀と契とを

云ふ、大刀は又節刀とも云ふ、大刀契は傳國璽とも稱して、践祚の時授受し給ひ、行幸にも從ひ、神器に次で重寶とす、大刀四十八口あり、内靈劔二あり、共に百濟國より獻する所、一を三公戰闘劔と云ふ將軍劔とも破敵劔とも稱す、左に三皇五帝形、南斗六星青龍形、西王母が兵刃符を圖し、右には北極五星七斗七星、白虎形、老子破敵符を圖す、將軍出征の時之を給ふ卽ち節刀なり、二を守護身劔と云ふ、左に日形、南斗六星、朱雀青龍形を圖し、右には月形北斗七星、玄武形、白虎の形を圖す、銘あり、歳在庚申正月百濟所造三七鍊刀、南斗、北斗、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、避除不祥、百福會就、年齡延長、萬歳無極、とあり、御所に留む、太古以來或は大刀と節刀とを區別するものあり、或は大刀契と云ひて大刀節刀を指すものあり、按るに天德御記に節刀四十餘柄とし、藤文記に大刀四十八柄、魚符七十四枚とし、信經私記に、大刀四十四柄の内二靈劔あり、一は破敵と名づけ、大將軍に給ふ節刀にて、一は守護と名づけ、御所に候する者と云へば、大刀のうちを節刀としたるより、大刀とも節刀とも云ひしものなるべし、契は發兵符にて、七十四枚ありと云ふ、蓋し其物たる一を割て二とし、一を留め置き、一を諸國に附し、相勘合して信憑とす、李唐魚符の類なり、令制三關國には木契、餘國には勅符を賜ひしを見れば、これは令以前の制にて、後世は單に重寶として傳へしものなるべし 大刀は鉾劔にて、多くは三尺以下、二尺以上なり、靈劔に日月星辰を鐵めしことは前に述べしが如し、契は魚形を爲し、概して長さ二寸餘（或は四寸）、金銀、銀塗等數種あり、大刀契各共に辛櫃に納めて宮陽殿に安置す、後には内侍所に遷せり 起原沿革 大刀は神功皇后の時百濟より獻ずる所と云ふ、武家名目抄に、信經記に百濟より奉

るとなすは信じ難し、文武天皇は凡て支那風を好みしを以て、節刀も此時代に造れるものならんと云へり、契の始め詳かならず、節刀を給ひしは元明天皇和銅二年左大辨藤原巨勢麿に賜ひしを始めとし、代々大將出征の時に給ひたり（「セッタウ」參看）村上天皇天德四年内裏燒亡の時、靈劔燒損せしを以て、安倍晴明勅を奉じて營き修造せしむ、或は云ふ應和元年七月天文博士賀茂保憲勅を奉じて神護寺にて造ると、又云ふ備前國鍛冶白根安生劔を造り進ずと、一條天皇寛弘二年十一月内裏燒亡の時、大刀契多く燒け損ず、堀河天皇寛治八年十月内裏燒亡の時、靈劔燒け損じて、護身劔は青龍僅に殘り、朱雀は尾許殘り、破敵は二星殘り、王母は兵刃符僅に殘れり、此時燒損にて存するもの雜劔靈劔を併せて十柄なりと云ふ、委しく申右記に見えたり、後堀河天皇安貞元年十二月大刀契紛失す、明年三月細辛櫃を求め出す、内に劔二柄（一説に四柄にて折れたるものありと云ふ）及び銅鑵の類燒殘（一説に鐵切一四寸餘のものありと云ふ）等の魚形を存するもの等あり、同月廿四日仗議を行ひ、將軍劔を以て節刀櫃に入れ、今一節（護身劔か）を以て大刀櫃に加入して、行幸に供奉することに定む、元弘建武の騒亂に紛失す、光明天皇曆應四年大刀契節刀の沙汰あり、明年九月仗議を行ひ、大刀に於ては神社の靈劔を用ひ、契に於ては新造し、節刀に於ては議する所なかりき、光明天皇節刀の沙汰なきを無念に覺えさせ給へり、桃華藥業に、大刀契竝節刀、建武度紛失、被新造之ことあれば、此の後も兩劔共に新造せしものか、匡遠記に、觀應三年八月十七日、今日院（光嚴第三皇子（後光嚴）踐祚也、大刀契鈴印不被渡之、今紛失歟、大刀契者年來無實云々、とあれば、桃華藥業の云ふ所

ダイドコロブギャウ　臺所奉行　名義

室町時代より江戸時代にかけて、幕府並に諸大名及び其他の家中にて、庖厨の事を掌る職、臺所頭ともいへり 起原沿革 起原沿革 臺所奉行又は臺所頭と唱へたり、江戸時代にも、幕府に臺所頭の職をおきたりしが、享保二十年改めて膳所臺所頭と稱し、將軍食膳の調理を掌らしむ、「センショダイドコロガシラ」參看（武家名目抄、古事類苑官位部）

ダイドコロガシラ　臺所頭　名義 膳所臺所頭、表臺所頭、奥臺所頭の三あり、各條を見よ、

ダイナゴン　大納言　名義 「オホイモノマウシノツカサ」とも訓む、又亞相とも、御史大夫とも云ふ、唐名獻納、亞槐○納言とは言を納るゝ義、下の言を上に納れ、上の言を下に宣るなり、故に口舌の官とも云ふ 職掌 太政官の次官、天皇に侍從し、庶政を參議し、宣旨を勅奏し、侍從を獻替し、大臣候せざる時には、代て政務公事を奉行す、人員定まらず、正三位相當の官、大臣に昇るべき人之に任ず、高倉天皇の時、藤原光賴大納言に任ぜしより、諸大夫の家の人其功により任ぜらるゝに至る 起原沿革 天智天皇の時、御史大夫を置く、弘文天皇元年大納言と改む、文武天皇大寶令制定の時、正員四人を置く、慶雲二年勅す、大納言の職大臣に比するに、位諸卿を超え、任重く事密なり、宜員足らざれば宜しく省きて二人となし、中納言三人を置きて其闕を補ふべしと、天長五年權大納言一人を置く、寧多天皇遺戒して正二人權一人、三人に過ぐることなからしむ、永觀元年四人に增し、長和二年五人となし、仁安元年六人となり、承安元年七人に增し、壽永二年八人となる、後鳥羽天皇の代、一時六人となり、土御門天皇以後八人に定まる、後醍醐天皇の時正員四人權二人と定めしが、後ち又八人となり、維新の時に至り明治四年七月之を廢す（書紀、續紀、令義解、公卿補任、官職秘抄、職原抄、官職雜儀、職官志）

ダイニチニヨライ　大日如來　佛經にて

如來の一、梵語に摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大の義、毘盧遮那は日の別名なり、又盧遮那は光明照の義なり、内眞法界を照し、外身光を以て大機を照し、煩惱の體淨く、衆德悉く備はり、身土相稱ひ、一切處に偏きこと日光の照さざる處なきが如しと云へり、偏一切處、大日遍照、光明遍照と譯す、我國にては密教の本尊とす、大日は密教の主なれども、釋迦如

来と別體にあらず。釋迦は化身佛なれば釋迦の法身が即ち大日如來なりと云ふ、是れ天台宗の一義なり、（大日經、佛敎いろは辭典、佛語解釋）

（佛像圖彙所載）

ダイニホンシ　大日本史　卷數三百九十七卷、二百二十六冊、別に目錄五冊、近時吉川弘文館にて本紀列傳のみを活版本と爲したるもの二十五冊あり　編纂者　神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を、紀傳體に編述したるものにして、本紀（七十三卷三十六冊）列傳（百七十卷六十四冊）志、表の四部より成り、志類は、神祇（二十三卷二十冊氏族（十三卷十二冊）職官（五卷五冊）國郡（三十三卷二十五冊）食貨（十六卷十四冊）禮樂（十六卷十冊）兵（六卷二冊）刑（二卷一冊）陰陽（六卷三冊）佛事（六卷六冊）の十志、表類は、臣連二造（二卷二冊）公卿（七卷七冊）將軍僚屬（三卷三冊）の五表に分ちたり、神功皇后を皇妃に、大友天皇（弘文天皇）を天皇に列し、神器の所在によりて正朔を南朝に繫けたるは、本書の三大特筆と稱せられ、德川光圀が最も意を用ひたる處とす、なほ本書編纂の目的は、皇統を正閏し、尊王の意を寓するにありしが故、筆鋒頗る嚴峻なり、而して其記述また正確にして史を讀む者必ず參考すべき良書たるのみならず、維新以前にありて勤王思想の發達に多大の影響を與へたるの歷史を有す　編纂者　水戸藩主德川光圀主裁の下に、多數の史臣ありて編輯に從へり、而して其主任を總裁と稱す、佐々宗淳、安積覺、大串元善、栗山愚、酒泉弘、三宅緋明、大井貞廣、打越直正、增子淑時、立原萬、高橋廣備、藤田一正、青山延光、會澤安、杉山忠亮、豐田亮、栗田寬等相繼で之に補し、近代に及べり、明曆三年瓶めて史局を江戸駒籠の下屋敷に設け、尋で寬文十二年の春、小石川の藩邸に移し、名を彰考館と稱す、既にして元祿十二年、本紀及び皇妃皇子皇女の三傳成り、寬永六年紀傳悉く備はり、更に志表の編纂に著手す、正德五年私に命じて大日本史と いふ、十二月之を光圀の廟に獻ず、享保五年大日本史を幕府に獻ず、本紀七十三卷、紀傳百七十卷、並に序目、修史例、引用書目と合せて二百五十卷なり、享保本と稱す、今の板本と頗る異同多し、尋で紀傳檢閱の議起り、再訂の事に從ふ、文化七年紀傳を淨寫して朝廷に獻じ、嘉永年間之を刊行す、凡て百册なり、而して志類未だ備はらざりしが、維新の後栗田寬專ら此事を掌り、明治三十九年に至りて全く成る、其十二月德川圀順大日本史全部を進獻して乙夜の覽に供したり（修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事、國史學の粲、群書一覽）

ダイネンブツジ　大念佛寺　所在攝津國住吉郡（今東成郡）平野鄉町大字平野馬塲○大源山諸佛護念院とも稱す　宗旨　融通念佛宗の總本山○本尊天得如來　起原沿革　大治二年大源の眞忍、攝津の四天王寺に駐りて念佛修行し、聖德太子の夢告に感じ、上奏して今の地に一道場を建立し、諸佛護念院融通大念佛寺と號す、第六世良鎭の時火災に罹り、第七世法明、元享元年に再興して宗風大に振ふ、正慶元年五月復火災に罹り、寶物等多く燒失したりと云ふ、元和元年大阪役の時、三たび火災に罹る、德川家康青銅五百文を寄附して再建を助け、尋で家光二百文を寄附す、四十三世舜空四方に募緣し、寬文三年工を起し、同七年本堂成り、舜空始めて登城して念佛札を獻上す、四十六世大通學德並に高く、朝廷幕府の歸依を受けて一宗の興隆に全力を盡す、靈元天皇勅して紫衣を賜ひ、且つ本寺を以て一宗の檀林となし給ふ、尋で客殿庫裡及び寶藏等を造營し、且つ田園等を購入して寺有となす、爾來二百年諸堂整備して壯觀を極めたりしが、明治三十一年火災に罹り、本堂（大治二年眞忍創建、寬文三年舜空再建）、阿彌陀堂（元祿五年大通建立）、靈明殿（保元元年明應創建、元享三年法明再建、天保十三年敎彌再建）、御影堂（正德六年忍通創建、文久二年敎彌再建）、齋堂（元享二年法明創建、元祿十年大通再建）、位牌堂（元祿五年大通建立）、堂司部屋（大通建立）、骨堂（眞享二年眞觀再建）、方丈（大治二年眞忍創建、寬永二年法覺再建）、役寺寮（寬永二年法覺建立）、小書院（天保元年眞海建立）、同（寬政五年巍海建立）、座敷及侍者寮（元祿十五年大通建立）、玄關（寬永年中法覺再建、元祿九年大通重修）、演達所（寬永年中法覺建立）、梁松院（天文二十年道祐創建、正德元年祐海再建）、學頭寮（元祿四年大通創建）、所化寮（元祿十年大通建立）等二十餘宇燒失し、現今伽藍の一部を存するのみ○正門、棟行二間、梁行九尺、寶鏡寺宮御筆大源山の額を揭ぐ○毘沙門堂、棟行四間四方、大治二年眞忍創建、寬政十一年巍海再建、毘沙門天を安置す○圓通殿、二間四方、觀音像を安置す○羅漢堂、棟行五間、梁行四間、弘化元年敎彌建立○經藏、三間半四方、元祿年中大通建立○地藏堂、棟行一間半、梁行一間半、弘化元年敎彌建立○鐘樓堂、棟行二間半、梁行二間半、嘉暦三年法明創建、文化三年洞津改鑄、再建○寶藏、棟

行三間、梁行二間半、元享三年法明創建、元祿元年大通再建○待賓殿、別時寮、骨堂等は近年の再建にかかれり○寶物、龜鐘、及び同緣起、融通念佛緣起等あり（攝津志、名勝志、大念佛寺誌）

タイノヤ　對屋　王朝時代、寢殿の左右に在る別棟の小建物を云ふ、廊下を以て寢殿に連續す、對とは、主殿に對する義、常に對とのみいふ、其所在によりて東ノ對（一ノ對とも）、西ノ對（二ノ對とも）、北ノ對と稱す、後世將軍家及び公家に於て女中の住む長局を稱して對屋といひ、武家にては、奥ノ屋といへり、其構造北の方と東西行鳥翼の如く作り、角木を入れず、狐戸なしと云ふ（シンテンツクリ」參看（家屋雜考）

ダイバ　臺場　砲臺（ハウダイ）を見よ、

タイハイ　帶佩　もと大刀を佩ぎたる容姿をいふ、後に轉じて單に立派なること、又は實用に適する刀劍の身をいふ、平家物語に、容儀帶佩とつゞけ云へり、

タイハウ　大寶　文武天皇御宇の年號、天皇卽位五年三月二十一日、詔に對馬國金を貢するを以て元を建つ、三年を經て慶雲と改元す（續紀）

タイハウ　大砲　名義　鐵砲の大なるもの、主として攻城野戰また海戰等に用ふ、發熕、大筒、佛狼機、大銃、國崩、石火矢等の名あり　起原沿革　天文廿年南蠻國より房舍といへるもの九州に來り、大友宗麟に謁し、發熕を獻じて之を試みたるに、百雷の響を發し、國中の人大に驚きたりと云ふ、是卽ち大砲傳來の起原なり、（九州記には、此年南蠻の商船來り石火矢といへる鐵砲の大なるもの二つを大友宗麟に獻ず、宗麟後ち島津氏との戰に此器を用ひたりと見ゆ、新井白石は、右にいへる鐵砲の大なるもの二つとは、一つは古くより支那にありたる佛狼機の類にて、一つは純然たる洋式のものならんといへり、暫く記して參考に供す）其頃周防の人赤石内藏之助品基といへるもの、豐後にありしが、彼器を盜み取りて長門國に赴き、明の歸人丁安といへるものより火藥の製法を學びたり、其子某中國地方を巡廻して師となりしも、いまだ其器を求むるもの稀なりきといへり、一說には堺の芝辻道西始めて製作を試み、其孫道逸に至りて精緻を極むともいへり、爾來小銃と並び行はれしが、なほ戰陣の間に用ひられしこと、諸書に散見せるもの多し、南海治亂記に、永祿年中河野通直が毛利氏と戰ひしことを述べて「然れども倉卒に大鐵砲を造る事不レ能、工夫を爲し、松の生木を彫て筒とし、鐵輪を入れて固くなし、其大きさを積りて玉を造り、藥を分配して火を發す、必ず其木筒破れて不持、又繩を以て緒ても破れて不レ持、種々に試せども、其功用の術を不レ得て止ぬ、或者又工夫を爲して、竹の輪を造り、桶の輪の如くせしめ、懸て固を爲し、是を以て火を發す、木筒不レ損して相持てり、是を幸として鍛練せしめ、木筒の利益を計りて其用を審固にし、海邊の壘に備置、中州の兵將これを不レ知して、纔纔數百發を分けて、高樓より下矢に大砲を放入れば、大廈破れて數百の士卒死傷し、城内を砲擊したることあり、降りて大阪の役に、德川家康が、片桐且元等の諸將に命じ、城内を砲擊したることも屢々なりき、かく往々にして軍陣に用ひて偉功を奏したることありと雖も、其用廣からず、江戸時代に入り、世は太平に赴くに從ひ

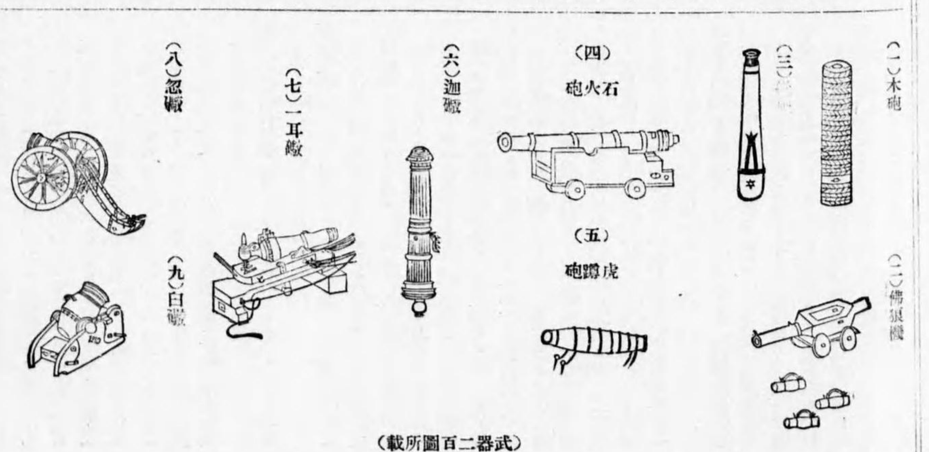

（武器二百圖所載）

其進歩發展また自ら停止し、幕府の吏員中に大筒役等ありしも、只舊態を墨守するのみ、八代將軍吉宗の時、深く意を注ぎ、大筒役佐々木勘三郎孟盛に命じ丁火矢を製作せしめ、また同人をして車仕掛大筒を製作せしめたることあり、車仕掛とは蓋し砲車ならん、中葉以後海防の議起り、加之蘭學の發達も著しかりしより、遂に洋式に倣ひて之を作るもの多し、寛政元年七月松前藩にて一大木砲を製したるが如きは、邦人の考に成るものなりと雖も、天保七年信州松代城主眞田幸貫が、和蘭の製を參取して、十二支砲數十門を鑄造したるは、我邦における近世洋式大砲製造の濫觴なるべし、是より先長崎に高島秋帆あり、深く意を砲術に注ぎ、天保三年以降、自費を抛ちて大小砲を和蘭より購求し、十一年に至りては小銃を別として野戰砲六門、臼砲四門、忽砲三門を所持し、頻に研究調練に勉めたれども、いまだ之を製するに及ばざりき、然るに其門人伊豆韮山の代官江川英龍其志を繼ぎ、天保十二年十一月、幕府に稟申し、始めて銃砲を鑄たり、韮山に於て砲を鑄る事、之を以て嚆矢と爲す、尋で十月韮山に於て、大砲を製作し請求者に與ふる事を許され、爾來年々列藩の需に應じたる事甚多かりき、安政二年、英龍幕府に呈したる届書には「堀田攝津守殿御頼之分、ホーウイチスル壹挺、松平志摩守頼之分、モルチール壹挺、ホーウイチスル壹挺、壹貫目カノン壹挺、五百目カノン壹挺」と見えたり、はじめ英龍、韮山に小反射爐を築き、鑄工長谷川刑部を聘し、自ら手を下して屢々研究せしも、其形小なるを以て、鎔解意の如くならざりしが、後ち鍋島閑叟に依頼し、家人八田兵助を佐賀に遣はし、其洋式に規矩ぜる爐製、井に鐵の鎔解法を調査せしめたりき、尋で嘉永六年幕府の允許を得、伊豆中村(韮山をさる十五六町)に、大反射爐を建築し、爰後なほ十年の間同所に於て幾多の大砲を製造せり、かく英龍が鑄造を試むると殆ど同時に、水戸齊昭をはじめ、島津齊彬、鍋島閑叟等の諸藩主も相續で製作せり、殊に齊彬の如きは、其未だ世子たりし時、自ら蘭譯書に就きて研究し、弘化四年五十斤の臼砲を鑄たりしが、後ち嘉永二年には百五十斤の爆碎砲を鑄たり、該砲は米國式を模したるものにして、鼈江崎の鑄砲場に於て製造ぜるものに係り、當時未聞の巨砲と稱ぜらる、而して幕府自らも各種の大砲を鑄造し、大小諸藩も又之を鑄るもの次第に多く、維新の際に於ける各所の戰には、皆之を利用せざるはなかりき、而して此頃ライフル砲舶來したり、これは内部に旋條を施し、榴彈を發射するものなりしが、功力從來のものに勝れるを以て、列藩競うて購求するもの多かりしといへり、明治以後に至りてアームストロング砲、クルップ砲等陸軍の採用する處たりしも、近時は有坂砲一般に用ひらるゝ事となりたり

攝類 佛狼機(イレコブ、カノン、カルロンナアデ、ホーキヲスル、モルチール)、迦砲、一耳砲、忽砲(コロンビヤ)、紙砲、虎蹲砲、砲石等あり、砲術(ハウジユッツ)鐵鉋(テツパウ)參看(倭訓栞、當代記、三才圖會、信長記、大友興廢記、大坂物語、羅山文集、南海治亂記、德川實紀、續德川實紀、外交志稿、水戸列公行實、贈從一位島津齊彬公略傳、江川坦庵先生傳、觸留、高島秋帆)

ダイハウオンジ 大報恩寺

上京區溝前町○世俗、釋迦堂と稱す **宗旨** 眞言宗新義派、智積院の所轄に屬す○本尊釋迦牟尼佛 **起原** 開基は諸説ありて定まらず、相傳ふ用明天皇の時、聖徳太皇勅して大神宮の時の創立なりと、一説に藤原秀衡の建立なりと云ふ、中古まで天台宗なりしが、板倉京尹勝重の時住僧法に違ひ放逐せられてより、眞言宗新義派の道場となれり、天和年中炎あり、捄古軒を移して本堂とす、承久年中義空之を中興す、嘉禎元年綸旨により、眞言天台倶舎三宗を弘通し、寶祚天長、國家地久を祈る、古は大寺にして堂塔完備せしが、中世火災に罹り伽藍燒失し、釋迦堂のみ其災を免れたるを以て、爾來之を本堂とす、凡そ七百年以前の建築にかゝる、又護摩堂あり、不動明王及び十一面觀世音を安置す(山城名勝志、京華要誌)

タイハウリヤウ 大寶令

合(リヤウ)を見よ、

ダイバン 臺盤

食物を盛りたる盤(サラにて、丸盆の如きものなりと云ふ)を載する臺を云ふ、又盤臺とも机とも云ふ、四足にして今日の食卓の如きものなり、眞丈雜記に、盤は清みて讀むを故實なりと云へり、長臺盤(長さ八尺、二人以上の料)切臺盤(長さ四尺、一人の料)小臺盤(切臺盤より小なり)等あり、之を置く所を臺盤所と云ふ、同條を見るべし(倭訓栞、眞丈雜記、禁中名目抄)○藤原氏氏長者の有する臺盤は、藤氏の什寶にして、閑院左大臣冬嗣の物品なり、代々長者初任の時、長者印朱器と共に之を渡す、水左記には五脚と見えたれど、兵範記には廿餘脚とありて其數詳かならず、猶朱器(スキ)の條を看るべし(江次第、兵範記)

ダイハンセウブ 大半小歩

名義 田畑を檢地する時、歩數を稱する時にいふ詞、大歩、半歩、小歩の三種なるを合せてかくいへるなり、大日本租税志に「大半小は、諸國多く稱する所、然ども未だ嘗て政府の此制を施すを聞かず、蓋し庶民便宜上之を稱するに始るなり、今本文に依て之を推算するに、二段六十歩、一町一段百八十歩を合せて、一町三段二

百四十歩を得、則ち二百四十歩を大と爲す、又四段三百歩、四段百八十歩を合せて、九段百廿歩を得、則ち百二十歩を小と爲す、又七段二百四十歩の内、三段六十歩と四段を去り、百八十歩の殘を得、則ち百八十歩を半と爲すなり」といへり **起原沿革** 此稱起原詳かならず、北條足利の世盛に行はれ、豊臣氏の檢地に至り、三百歩を以て一段と爲す、爾後大半小、また其歩を減す、大は二百歩、半は百五十歩、小は百歩となれり、然れども檢せざるの地は、猶舊法に依り、以て明治の初に至れり(田園類説、地方凡例錄、大日本租税志)

ダイバンドコロ 臺盤所

(一)臺盤を置く所、即ち膳立を調ふる所を云ふ、中略して臺所とも云ふ、禁中にては女房の食事所にて、臣家にては食物を調ふる所を云ひ、武家にては上臺所、下臺所、小臺所等の稱あり、(二)貴人の妻を云ふ、人の妻たるものは夫の食物を調ふる事を勤むるより稱せしものならん、後には御臺所と云ふ○禁中の臺盤所は、清涼殿内の一室にして、女房の詰所を云ふ、即ち食事用の臺盤を置く故に名づく、女房侍とも、内侍所とも、宿居所とも云ふ、清涼殿の西、鬼間の北、朝餉間の南に在り、三間あり、北間(朝餉方)に、両面の黄端疊三帖をしき、東、鳥居障子の側に御倚子を立つ、闕白など參りたるをりは、其倚子の傍に候す、元三などには、典侍若くは、よき小上﨟此兩面に候す、其の南は女房の簡、辛櫃、臺盤の上に御膳棚(二階、檜)火櫃一、圍碁、彈基等を置く、中南二間に紫縁の疊を敷き、前は横敷、中間に臺盤一脚を立つ、其上に御膳棚あり、末に火櫃一つ、(夏はなし)奥に辛櫃二つあり、辛櫃の次に御前の御厨子を立て上に菓子を置く、其の南に馬形の障子を立つ、北の間の西に渡廊あり、落長押と云ふ、二間あり、南は二間とも格子、北は一間は遣戸、一間は蔀なり、内に衝立障子二を立て、朝餉の向には馬形の障子を立つ、西簀子を隔てゝ庭あり、臺盤所の壺と稱す(著聞集西小庭に作る)梅、楓、菊等を栽ゑたり、清涼殿(セイリヤウデン)の圖井に「ダイバン」參看(禁祕抄、禁腋祕抄、大内裏圖考證、眞丈雜記、家屋雜考)

ダイビヤクエノホフ 太白衣法

名義 太白衣觀音を本尊として修する密法、太白衣觀音また蓮花中に在るを以て名づく、災難を禳ふに行ふ **起原** 圓仁始めて之を唐より傳へ(爾來台密の一祕法として比叡山に傳ふ、保元元年閏九月廿六日、十月朔の日蝕御祈の爲め、相實法印四條内裏の西妻にて修したるを、書に見えたるのはじめと爲す(阿娑縛抄、諸法要略記)

ダイフ 大傅

タイフ 大夫

左大臣(サダイジン)を見よ、

五位の稱、もと以上の總稱なりしが、後には專ら五位のことゝなる、朝儀及び會集の時等に於ける名の移りしものならん、貞丈雜記に「大夫をすみて云ふと、に、差別あり、左京大夫、修理大夫、大膳大夫、皇太后宮大夫などのときは、たいぶと濁りて云ふ也、たいふとすみて云ふ時は、五位の事なり、弘安禮節などにも五位の事を大夫と書かれたり、たとへば左衛門尉は六位の官也、左衛門尉になりたる人、五位に叙すれば左衛門大夫と云ふ也、源義經は左衛門尉にて檢非違使の判官を兼ねて、五位に叙しけると云ひし也、左近將監掃部助も從六位の官也、五位に叙すれば、左近大夫掃部大夫と云ふ、其の外にも何々大夫と云ふは五位と知るべし云々(へり、公卿の子息は童子より五位なり、故に未だ元服せざる人所ゝ宣如件、在廳官人等宜ニ承知一依ゝ件用ゝ之、以宣、

文治三年三月十二日

(夫大含無)

ダイビ——タイフ

ダイフ 大夫

官名、中宮職、春宮職、大膳職、修理職、左京職、右京職等の長官、各項參看、

ダイフクデンジ 大福田寺

所在 伊勢國桑名郡東方村○俗に大寺と號す **宗旨** 眞言宗、高野山金剛峯寺末 **起原沿革** 傳に、用明天皇の時、厩戸皇子度會郡山田の地に創建す、聖武天皇勅して大神宮寺と稱すといへり、淳和天皇の時、勅願寺となす、宇多法皇御幸あり、方丈を行宮とす、永承七年後冷泉天皇行幸あり、一千僧勅會の讀經を行ふ、弘安年中火災に遭うて燒失す、神宮祠人等僧忽性と謀りて再建して福田寺と號す、後宇多天皇寺領を賜ひ勅願寺となす、足利尊氏大宇を加へて大福田寺と號す、明應以後兵火に罹る、文龜の頃本郡安永江場二村に移る、往昔塔頭廿七院末寺四十餘あり、此地屢々風雨の難あるを以て寛文年中今の地に移すと云ふ(寺記、伊勢名勝志)

ダイフセン 太府宣

名義 太宰權帥が其府の在廳官に下す文書を云ふ、其樣式廳宣に同じ、首に太府宣、後に以宣と書し、末の年月日の次行に、帥或は大貳と署す、左に文例を示す、

太府宣　太宰府在廳官人等

可ゝ早任ニ院廳下文並次第文書等理ニ停止ニ止宗家非論ニ以ニ僧春勝一如ニ元爲ニ肥前國河上社座主職ニ事

副下

解狀一通

右件職如ニ解狀一者、爲ニ相傳所帶ニ歟、加之去年五月廿四日、被ニ成ニ院廳御下文一了、早任ニ彼狀ニ停ニ止宗家非論ニ以ニ僧春勝一如ニ本可ニ令ニ補ニ彼座主職ニ之狀、所ニ宣如ニ件、在廳官人等宜ニ承知一依ニ件用ニ之、以宣、

文治三年三月十二日

權中納言藤都督藤原朝臣（花押）

ダイブツ 大佛 奈良東大寺の大佛、鎌倉清淨泉寺の大佛、京都方廣寺の大佛最著はる、世に之を日本の三大佛と稱す、詳しくは各條を見よ、

ダイブツオホバン 大佛大判 名稱 金貨の一種、大佛供養の時、作りたるを以て此名あり 註解 縱五寸五分五厘、橫三寸五分弱、重四十四匁七分、縱五寸四分、橫三寸三分、重四十四匁二分、縱五寸五分、橫三寸五分五厘、重四十四匁二分の品あり、面に十兩、後藤及び花押を墨書し、桐章を極印す、裏は桐章を極印したると、別に花押を墨書したるとあり 起原沿革 鑄造の年詳かならず、或は豐臣秀吉、大佛供養の時、造りたりといひ、或は秀賴大佛再建の時、黃金千枚法馬を毀ちこれを造りたりといふ、「オホバン」參看（大日本貨幣史）

ダイブツセン 大佛錢 文錢（ブンセン）を見よ、

タイヘイキ 太平記 書籍 四十卷、外に目錄卷一卷あり 內容 花園天皇文保二年より後村上天皇の正平二十二年に至る迄、凡五十四年間の戰亂記にして、文勢雄大壯快にして、和漢混淆文の上乘なるものなり、普通本に、古板本、活字本、頭書本等あり、異本には、西源院本、毛利本、金勝院本、今川家本、北條家本、南部本、今出川本、梵舜本（天正本）等ありて互に出入あり、蓋し書寫の際轉々して漸次に異同增減を生ぜしものなるべし、神田孝平氏所藏の古寫本は、足利氏累代の寶物にして、後ち豐臣秀吉に傳はりしもの、元本を去る遠からざるものなりと云ふ、普通本とは事蹟は勿論文の段數も甚しく異なれり、（委しきことは史學雜誌十編一號を見るべし）戰記物語の常として、稍々其事を誇大にし、月日の少しく誤れるものなきにあらずと雖も、概して當時の日記文書と一致して、南北朝史研究には闕くべからざる良書なり、久米邦武氏史學に從事するに至りて、朝史の論にあらず、江戶時代太平記讀と稱し、太平記を讀み聞かせて人心に娛樂を與へたるものあり、「タイヘイキヨミ」參看 註解 太平記理盡抄の說によれば、初卷より十卷までは玄惠法師、善知法師、教圓上人 起原沿革 絕隱等が、義貞尊氏藤房等の實戰に臨みし人々に尋ねて、著はしたるものなりと云ひ、太平記批判記には、尊氏の殁後凡そ五十年の攥なりと云へど、著者を擧げず、されど洞院公定公日次記歷安七年五月三日の條に「傳聞、去廿九日之間、小島法師圓寂云々、是近日談天下太平記作者也」とあれば、小島法師の作なること、信すべきものならん 註解 難太平記（今川了俊）太平記理盡抄五十卷（和田助則）太平記大全五十卷（西道智）太平記抄四十卷、太平記圖經五卷、太平記年表四卷（河原貞賴）太平記之時代帝王略系譜一册、太平記綱目六十一卷（原友軒）太平記音義四十卷、參考太平記六十四卷あり、就中參考太平記は今井弘濟內藤真顯、水戶光圀の命により諸本の異同を一々校定し、公補補任、增鏡、歷代皇記、東寺執行日記等を揭げて參考としたれば、修史家の必讀すべき良書なり（太平記、參考太平記、群書一覽、史學雜誌）

タイヘイキヨミ 太平記讀 稗史の類を讀み聞かせ衆人の娛樂に供するを營業としたるものをいふ、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中にありて殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃德川家康の前にて、屢々源平盛衰記、太平記を講じたりしが、後ちには諸侯へも召されて、軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、續々武家閑談にあるを以て初見と爲す、降て元祿の頃より之を以て生業となす者出て來、京都にては、祇園の涼み、糺の森の下かげに席を敷き、或は菩薩張の小屋を構へ、此內に座し、見臺に向ひて講釋したるなり、恰も後世の辻講釋の如し、また江戶にては見附の清左衛門と云へる者、淺草門の傍に出で、理盡抄と稱する評判の書を以て之を講じたり、之より太平記讀と稱する者數多出來、遂には軍談講釋師といふものを生じて、其發達を遂げたり、講談（カウダン）の條參看（世事談、人倫訓蒙圖彙、伽羅女、續々武家閑談）

タイヘイゲンハウ 太平元寶 名稱 泰 朝時代に行はれたる錢貨の一種 性質 銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず 起原沿革 淳仁天皇天平寶字四年三月鑄造して之を行はしめ一を以て新錢の十に當てしむ、「ゼニ」參看（大日本貨幣史）

タイヘイシンキヤウリウ 太平眞鏡流 若名主計豐重の創めたる劍術の流派○豐重は、下野の人、始め三郎次、隱退して眞鏡齋と號す、享保年間同國の隱士小林右門につき柳生流の刀術を學び、其宗を究めんと欲し、同國太平山の神に祈り、其奧旨を悟る、因てこの名あり、江戶に出て大に名聲あり（武術流祖錄）

タイヘイラク 太平樂 名義 唐樂、公莫舞にて、食調廿四曲中の一、一名武昌太平樂、或は武昌樂、又武將破陣樂、或は巾舞、又項莊鴻門曲と稱す、新樂にて中曲○道行拍子十二（卽朝小子なり）破拍子二十（卽太平樂也）、急拍子三十六（卽合歡鹽也）、舞者四人、答舞培臚 起原沿革 鴻門の會飮、楚の項莊劍舞に事寄せ、漢高祖を害せんとす、時に項伯亦立て舞ふ、常に袖を以て之を隔つ、項莊遂に其意

を達することを得ざりき、此舞は卽ち其時の狀を模したるものなり、唐書唐會要に、こは後周の平齊が作る所にして、立部伎、八部樂の二つを太平樂と云ふとあれど、小中村博士は、名同じくして實は異なるものなりと說きたり、從ふべし、文德天皇の天安中、左近衛府物を獻じ、常澄當經劍舞す、時に三曲（朝小子、太平樂、合歡鹽）を合奏す、仍て府裝樂と稱す、こは多く祝儀に用ひらるゝ舞樂なり、舞樂（ブガク）の揷繪參看（禮樂志、歌舞音樂略史）

タイベウ 大廟 「ソウベウ」を見よ、

タイヘキ 大辟 死刑をいふ、令義解に「謂、辟者罪也、死刑爲二大辟一也」と見えたり、「シケイ」參看、

ダイベンザイテン 大辨財天 佛語にて女相の佛の名、最勝王經護法の天女、大辨功德天と云ふ、又辨財天とも辨天とも云ふ、世出世間の大智慧功德を以て大辨財を成就す、常に自ら世を護り、物を濟ひ佛法を流通して、怠倦なく慧を以て福を資す、故に壽命增益、得福无量の義あり、是を以て怨敵退散、諸人愛敬、一切福田、財寶滿足の利益を施す、故を以て我邦之を七福神の一として祭る、（七福神の辨天の像は、圖に示したる天部の辨財天と異にして、坐して琵琶を彈ず）尙ほ八臂辨財天あり、八臂あり、身に青色の瓔衣を著、在所常に一足を翹て、八臂を以て莊嚴し、弓箭稍長刀杵鐵輪を持す、帝釋諸天常に供養し、皆共に

（佛像圖彙所載）

（佛像圖彙所載）

タイホ 大保 東宮傅の唐名なり、俞は右大臣（ウダイジン）を見よ、

ダイボンテンワウ 大梵天王 三界には色界を言ひ、四禪天には初禪天を云ふ、梵には梵摩と云ひ、具には跋遲摩と云ふ、清淨と譯す、又離欲、淨行、高淨とも譯す、故に梵天は卽ち清淨天と號す、この梵天の主を大梵天王と云ふ、卽ち婬欲を離れ清淨なる王の意なり、其王の住する所を梵天國と云ふ（華嚴經、佛教いろは辭典）我國古來より起請文に此の王を載せたるは、清淨潔白なる意を顯はすが爲めなり、

タイマデラ 當麻寺 所在 大和國葛下郡（今北葛城郡）當麻寺大字下田二山上の麓麻呂子山下に在り○初め禪林寺と云ふ 起原沿革 眞言淨土の兩宗推古天皇の時、用明天皇の皇子麻呂子王、聖德太子の敎を受け、河內國交野郡山田鄕に一宇を建立し、萬法藏院禪林寺と號す、後六十一年を經て、改めて大和國役行者練行の地に移す、卽ち今の當麻寺なり、金銅丈六彌勒の體內に金銅一搩手半の孔雀明王を納めて安置す、天武天皇白鳳十四年、高麗國惠觀僧正を導師として供養す、後ち藤原豐成の女中將姬こゝに入りて薙髮して法如と號せり、治承年間兵火に罹り、鎌倉時代に再興す、現存の堂宇是なり、東方正門より入れば、金堂講堂南面して並び立てり、○金堂、正中三年の修造にして、本尊彌勒坐像四天王を安置す○講堂、乾元二年の建築にして、本尊阿彌陀聖觀音毘沙門等を安ず○東西兩塔、南方の丘上に在り、寺傳に白鳳年間遷造の時の物と云へど、藝術家は天平の初期となせり、九輪の高きと、其八輪なるとは他に例なき所とす○曼荼羅堂、金堂の西方に在りて東面し、元千手觀音を安置せしが、天平寶字年間曼荼羅を納めしより之を本尊とせり、仁治三年源賴朝の遺願により將軍賴經の建立する所なり、金堂以下皆特別保護に屬す、曼荼羅堂は所謂鏡倉燉にして金銀莊嚴の蒔繪あり、獨當時漆工の術を見るべきのみならず、其下方に記せる結緣衆名簿は史家の參考に資するに足る○須彌壇、黑漆螺鈿にして唐草模樣あり、金物に寬元元年の銘あり、淨土曼荼羅四あり、長一丈二尺九寸、幅一丈三尺は、一は所謂中將姬（ハイト）藕絲の曼荼羅と稱するもの、天平時代のものなり、二は順德天皇建保二年勅によりて模造する所、畠山氏の亂に紛失す、三は繪所法橋慶舜、專慶の筆にて永正二年成る、文龜三年後柏原天皇御母の爲めに、銘文を宸筆し給ふを以て、文龜曼荼羅と稱す、四は法橋貞慶の筆にて延寶七年成る、貞享四年靈元天皇銘を寫し給ひしを以て、貞享曼荼羅と稱す、古曼陀羅は國寶となる○寶物、甚多し、法然上人行狀繪四十八卷は土佐吉光外數人の筆に成り、詞書は伏見、後伏見、後二條諸天皇の宸翰に係る、同じく國寶となる、此外當麻寺繪緣起、十界圖、十王圖の屛風等皆優秀なり（古今著聞集、元亨釋書、大和志、大和名所圖會、大和廻）

タイミツ 台密 密法（ミツポフ）を見よ、

ダイミヤウ 大名 名義 王朝時代には名田（ミヤウデン）參看）を多く領有したる者をいひ、武家時代には、多大の地を領有せる武士をいふ（江戶時

代には、幕府に直隷せる萬石以上の土地を領したるものをいへり）、通稱にして、制度上における稱呼にあらず、なほ大名に對して、名田を少く有するもの、又は領地の些少なるものを小名といひ、大名小名を總稱して、同じく大名とも云ふ、大名はまた諸侯とも稱す、書經に「百里榮、二百里男邦、三百里諸侯」と見え、禮記に「諸侯賜二弓矢一然後征、賜二鈇鉞一然後殺」など見えたるに準據したるなり【起原沿革】【王朝時代】起原詳かならず、藤原明衡（後冷泉天皇頃の人）の新猿樂記に「三君夫出羽權介田中豐益、偏耕農爲レ業、更無二他計一、數町戸主、大名田堵也」とあるを初見とす、また顯廣王記に「安元三年四月廿八日丁酉、燒亡大極殿云々、諸國大名不レ應二國役一、諸庄下司不レ順二領家一云々」など見えたり、然るに此時の末期より【鎌倉時代】にかけて必ずしも名田に限らず、單に土地を多く領有し、家子郎等を養ひたる武門の領袖をも指すことゝなりしが如し、平家物語富士川の條に「實盛大にあざ笑ひて（中略）實盛程に候ものは、八ヶ國にはいくらも候、大名と申ぢやうのもの、五百騎に劣るは候まじ云々」源平盛衰記文覺入定京上の條に「況んや院宣など被レ下なば、大名小名誰か一人も背き侍るべき」吾妻鏡元曆元年三月一日の條に「土佐國大名國信、國元、助光入道云々、」同文治元年二月五日の條に「典膳大夫中原久經、近藤七國平爲二使節一上洛（中略）今兩人雖レ非二指大名一云々」等と見え、また同書文治五年十月廿八日の條に、安藝國大名葉山介宗頼の名あり、建久四年六月五日の條に「八田左衛門尉知家與二多氣太郎義幹一者、常陸國大名也」とあり、なほ正治二年二月六日の條には「重忠云、緈起二楚忽一、不レ可レ有二鬮一樋引レ橋之計一、雖治歟云々、安藤右馬大夫（中畧）聞レ之曰、畠山殿者只大名許也（下略）」と見えたるにて之を證すべし、書札法式拔萃（室町時代のもの）によれば、鎌倉時代の末には、一族大名、守護大名とを區別せりと云へり【南北朝時代】より【室町時代】の中葉にかけては、守護の勢ひ盛にして數國を領有せり、此等を稱して皆大名と云へり、卽ち幕府の一族としては、斯波、細川、畠山、一色、今川、吉良、山名の如き、他族としては、島津、伊東、大友、大内、河野、佐々木、赤松、京極、土岐、小笠原、武田、上杉、那須、小山、佐竹、蘆名、相馬、伊達、葛西、大埼、最上等のごとき之なり、而してまた此頃に於ける國司も大名と稱したる事、勢州軍記に、伊勢の北畠氏をいひて「皇家衰微之後者、公家之大名、此國司一人也」とあるにて明なり、而して以上の諸氏は皆鎌倉以來の守護か、又は世の變亂に乘じて崛起したる者にして、各一方の重鎭となりて、或は幕府の命に從ひ、或は相伴衆（「シヤウバンシユウ」を見よ）國持衆、準國持衆（以上「クニモチ」を見よ）外樣衆（「トザマ」を見よ）御供衆（「オトモシユウ」を見よ）等の區別資格を受くるものあるに至れり、又此外在國衆（在國人）國大名、大名法師等あり、室町時代中葉以後、卽ち戰國時代の亂世に入りては、往年の守護等は日を逐うて衰亡し、豪族の新たに興起せるもの甚多く、皆其武略に任せて、土地の領有に務め、群族割據の形勢を生ずるに及び、此等を呼びて皆大名と稱したりしが、また其領地に關して一定の標準あるにあらず、賀越闘爭記に「爰に波多野玉泉坊は三千石知行し、飛鳥井寶光院は八千石知行有、凡日本國一番の法師大名と沙汰しけるが云々」朝日物語に「其後藤吉カ・ミノ原より事故なく歸り、美濃國にて七千石知行下されける、俄に大名に成云々」と見えたるにて、後世の如く萬石以上に限らざりしを知るべし、而して當時にはまた國持等の名も存したり、卜齋記に「正月朔日に國持其外大小名云々」とあり、川角太閤記に「上樣、天下へ御歸陣被レ成候御祝と御意候て、日本の諸大名衆へ御金被レ下候、聚落三の丸の大庭にて被レ遣候、民部法印卷物目錄を讀上げ、一番に江戸内府（○家康）二番に加賀大納言（○利家）三番備前中納言（○秀家）四番に廣島の中納言（○輝元）五番に越後の中納言（○景勝）如レ斯、次第々々に大名小名被レ召、御金銀拜領の事云々」と見え、文祿四年八月二日の法度にも「諸大名緣組の儀御意を以て可二相定一事、大小名深重契約誓詞等御停止之事」等とあるにて明なり、而してなほ此頃までにおける大名は、小名の對比に用ひ、大なるを大名、小なるを小名と稱したる場合と、小名をも含みて、一般に大名と稱したる場合との二つありしことゝ知るべし【江戸時代】に入りては、幕府に直隷せる萬石以上のものを大名といへり、明曆武藏鐙に、萬石以上を大名、以下を旗本と書したれば當時既に此の稱ありしを知るべし、而して慶長二十年七月の武家諸法度の中に「國々大名小名並諸給人」また「諸大名參觀作法之事」とあり、寛永十二年六月の武家諸法度の中にも「大名小名在江戸交替所二相定一也」とも見えたり、前代の舊稱を襲ひたるものなるべく、其大名小名とは、孰れも幕府に直隷したる諸藩主を指したること明なれば、此文中の小名は萬石以上なるを知るべく、なほ萬治二年六月廿三日の令に、在江戸一萬石以上の大小名と見えたれば、一萬石以上を大小名と稱し、且總括して大名とも稱したること明かなり、而して何石を以て大小名を區別したるかは、元より制度上の稱呼にあらざれば、詳かならざるも、各種の武鑑を按ずるに、皆十萬石以上、以下を以て其册を改めたるを見れば、十萬石以上を大名、以下を小名と一般に見做したるものか、なほ考

ふべし、而して前に擧げたる武藏鐙に、旗本を小名と記したるは頗る異說に屬す、當時俗間にかく稱したりしものか、暫く記して疑ひを存す、然れども此時代に於ける大名の稱は、嚴正なる制度上の稱呼にあらざる事、なほ舊來に同じ、正しくは萬石以上、萬石以下の稱を用ひたること各種の法令中に見えたり、明治維新の際、各藩、封土を朝廷に返上するに及び、改めて其地の知事となし、依然として、舊封内を治めしが、尋でこれを停め、封額の多少により各々公侯伯子男の爵を授け、華族に列したり【種類】古き時代は詳かならず、鎌倉時代には、一族大名、守護大名の別ありしこと書札法式拔萃に見え、室町時代には、領土の上より國持（「クニモチ」參看）准國持の別あり、情義の關係より外樣大名の稱あり、外樣とは、幕府に對して一家一門または純然たる君臣の關係なきものをいへり、また室町時代の中葉以後より、桃山時代にかけては、以上の外法師大名の稱あり、これは僧侶にして大名たるものをいへるものにして、當時の俗稱なり、江戸時代に及びて其制やゝ整頓し、親疎の關係より家門、譜代、外樣の三つに分ち、封土の上より國主（國持ともいふ「クニモチ」參看）准國主、城主、（「ジヤウシユ」參看）城主格、領主（城を有せざるものをいふ）等の別あり、

（家門）

家門とは、德川家康の子孫を封土に據らしめたる親藩の稱にして、尾張、紀伊、水戸の三藩、所謂三家（「サンケ」參看）と稱するものと、越前家（松平）、會津家（保科、後ち松平を稱す、）との五藩あり、而して其五藩主の子弟にして諸侯たるものを凡て庶流と名けたり、（三家の庶流はこれを連枝といへり）美濃高須松平氏の尾張における、伊豫松平氏の紀伊における、讃岐高松松平氏の水戸におけるがごときこれなり、此外家門に準ぜられしものに、因幡鳥取の池田氏、伊豫松山の久松氏、伊勢桑名の久松氏、武藏忍の奥平氏、石見濱田の松平氏の五氏ありき、

（譜代）

譜代大名とは、從來の支族にして臣下に列したるもの、及び德川氏の祖先以來臣禮を取りたる諸家をいふ、これに安祥御譜代（酒井、阿部、植村、大久保、石川、本多、青山、或はいふ酒井、榊原、大久保、本多、植村、大須賀なりと）岡崎御譜代（井伊、榊原、鳥居、戸田、永井、水野、内藤、安藤、久世、井上、安倍、秋元、渡邊、伊丹、屋代）駿河御譜代（板倉、太田、松平（伊豆守、右京亮、備中守等の家）西尾、土屋、森川、稻葉、藤堂、高木、堀田、牧野、奥平、岡部、小笠原、朽木、諏訪、保科、土岐、稻垣、丹羽、三浦、遠山、加々瓜、内田、小堀、西郷、奥田、脇坂、京極、毛利（内膳正の家）山口、柳生、堀、那須、蜂須賀（飛驒守の家）、増山等の諸家）の稱あり、此時は三家の庶流もまた譜代となりたり、なほ松平の諸家が譜代なりしは記述するまでもなし、

（外樣）

外樣大名とは前に既にいへるごとく、幕府と本支族の關係なく、また嚴正なる君臣の關係なく、所謂被征服者にして、此時代の外樣は、關ヶ原戰役に、德川氏の命令を奉じて之に隷屬し、もしくは戰後に降伏せるものをいひ、また表大名、上方衆、國衆ともいへり、加賀の前田氏を以て其上首と爲す、而して所謂國持準國持といへるものは、皆外樣大名中の一資格なり、なほ下野の喜連川氏は家祿五千石なれども、特に十萬石以上の格に列し、蝦夷の松前氏は封祿の定額なく之を無高と稱したり、（後三萬石となる）【制度】古き時代は詳かならず、江戸時代には、大名一般の服從すべき大概の條目は武家諸法度の中に規定せられたり、（「ブケショハツド」參看）今其重なるもの並に同法度に洩れたるものを記すべし（一）參覲交替、諸大名は皆或朞月の間江戸に滯在し、期滿つれば、他の大名と交替して在國の暇を賜ふ、家々によりて多少の相違あり、（「サンキンカウタイ」參看）（二）人質、諸大名は必ず藩邸を江戸におき、人質（證人と稱す）を出さしむるの制なりしが、四代將軍家綱の時之を停めたれども、なほ其正室嫡子を此處に留めしめ以て人質に擬したり、文久年間に至りて之を廢し、其歸國を許したり【課役】

（軍役）

尤も重きものを軍役（「グンヤク」參看）と爲す、此外江戸城門の守衛、大阪駿河の兩加番（「オホサカカバン」「スンプカバン」參看）、江戸城並に其附近及び寛永増上の兩寺、湯島聖堂等の消防（「ダイミヤウヒケシ」參看）辻番（「ツヂバン」參看）等は皆諸大名中より撰びて其任務に服せしめ、其他關所所在地の領主は其警備に當り、（「セキ」參看）また必要と認めたる邊要の地の守備も便宜に從ひて、之を諸大名に命じたるのみならず、なほ各種の土木役を賦課し、罪人を預け（「ダイミヤウアヅケ」參看）公家衆の下向、朝鮮使節來聘の際の如きは、皆其待付役を、大名中の或者に命ずるの制なりき【家格】家門、譜代、外樣、又は國持、准國持、城主、城主格、または從來の慣例等により、官位の昇進、城中の席次、上使の資格より、供連等に至るまで皆相違あり、席次は次頁の大名表にあり、就きて見るべし、なほ供連（「トモヅレ」）家格（「カカク」）參看（吾妻鏡、平家物語、保元物語、源平盛衰記、太平記、書札法式拔萃、勢州軍記、朝日物語、甲陽軍鑑、板坂卜齋記、賀越闘爭記、柳營祕鑑、官中祕策、德川實紀、續德川實紀、要筐辨志、憲教類典、武家嚴制錄、殿居囊、泰平年表、德川禁令考、藩翰譜、德川盛世錄、古事類苑官位部）

【備考】表中、詰所城及陣屋は、慶應二年現在に係る、

慶長十九年　貞享元祿　文化十年　慶應元年　明治二年　家格

慶長十九年 領地	姓名	領地高	貞享元祿 領地	姓名	領地高	文化十年 領地	姓名	領地高	慶應元年 領地	姓名	領地高	明治二年 領地	姓名	領地高	詰所	爵	家格	
【山城】																		
伏見	松平定勝	七〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	淀	石川昌勝	六〇、〇〇〇	淀	稻葉正備	一〇二、〇〇〇	淀	稻葉正邦	一〇二、〇〇〇	淀	稻葉正邦	一〇二、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
【大和】																		
大和ノ內	織田長益	三〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
龍田	片桐且元	四〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
五條	松倉重政	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
高取	本多利長	二五、〇〇〇	高取	植村家吉	二五、〇〇〇	高取	植村家久	二五、〇〇〇	高取	植村家保	二五、〇〇〇	高取	植村家壼	二五、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
布施	桑山一直	一六、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
松山	織田信雄	五〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
郡山	水野勝成	三〇、〇〇〇	郡山	本多忠平	一二〇、〇〇〇	郡山	松平保泰	一五一、二〇〇	郡山	柳澤保申	一五一、二〇〇	郡山	柳澤保申	一五一、二八八	帝鑑間	伯	譜第	城
松山	福島正頼	三〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
御所	桑山直晴	二六、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	宇多	織田長頼	三一、二〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	葛上	永井直貞	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	小泉	片桐貞房	一一、〇〇〇	小泉	片桐貞芳	一一、一二九	小泉	片桐貞篤	一一、一〇〇	小泉	片桐貞篤	一一、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	芝樹	織田長根	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	柳本	織田秀親	一〇、〇〇〇	柳本	織田秀綿	一〇、〇〇〇	柳本	織田信成	一〇、〇〇〇	柳本	織田信及	一〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	柳生	柳生宗在	一〇、〇〇〇	柳生	柳生俊則	一〇、〇〇〇	柳生	柳生俊益	一〇、〇〇〇	柳生	柳生俊益	一〇、〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	芝村	織田輔宜	一〇、〇〇〇	芝村	織田長易	一〇、〇〇〇	芝村	織田長易	一〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	新庄	永井直溫	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	櫛羅	永井直壯	一〇、〇〇〇	櫛羅	永井直哉	一〇、〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	田原本	平野長裕	一〇、〇〇一		男	外樣	陣屋
【河內】																		
狹山	北條氏信	一〇、〇〇〇	狹山	北條氏宗	一〇、〇〇〇	狹山	北條豐吉	一〇、〇〇〇	狹山	北條氏恭	一〇、〇〇〇	狹山	北條氏恭	一〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	丹南	高木正豐	一〇、〇〇〇	丹南	高木正弼	一〇、〇〇〇	丹南	高木正坦	一〇、〇〇〇	丹南	高木正坦	一〇、〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
｜	｜	｜	大井	渡邊基綱	一三、五〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
【和泉】																		
岸和田	小出吉英	五〇、〇〇〇	岸和田	岡部宣就	五三、〇〇〇	岸和田	岡部長脩	五三、〇〇〇	岸和田	岡部長寛	五三、〇〇〇	岸和田	岡部長職	五三、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
陶器	小出三尹	一〇、三〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	伯太	渡邊伊綱	一三、五〇〇	伯太	渡邊章綱	一三、五〇〇	伯太	渡邊章綱	一三、五二〇	菊之間	子	譜第	陣屋
【攝津】																		
｜	｜	｜	尼崎	青山幸督	四八、〇〇〇	尼崎	松平忠昆	四〇、〇〇〇	尼崎	松平忠興	四〇、〇〇〇	尼崎	松平忠興	四〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
｜	｜	｜	三田	九鬼隆雄	三六、〇〇〇	三田	九鬼隆邑	三六、〇〇〇	三田	九鬼隆義	三六、〇〇〇	三田	九鬼隆義	三六、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	高槻	永井直只	三六、〇〇〇	高槻	永井直與	三六、〇〇〇	高槻	永井直矢	三六、〇〇〇	高槻	永井直諒	三六、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
｜	｜	｜	麻田	青木兼重	一〇、〇〇〇	麻田	青木一貫	一〇、〇〇〇	麻田	青木重義	一〇、〇〇〇	麻田	青木重義	一〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
【伊勢】																		
津	藤堂高虎	二四三、〇〇〇	津	藤堂高久	三二三、〇〇〇	津	藤堂高兌	三二三、九〇〇	津	藤堂高猷	三二三、九〇〇	津	藤堂高猷	三二三、九五〇	大廣間	伯	外樣	城
松坂	古田重治	五五、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
神戸	一柳直盛	五〇、〇〇〇	神戸	石川總茂	一七、〇〇〇	神戸	本多忠敬	一〇、五〇〇	神戸	本多忠貫	一五、〇〇〇	神戸	本多忠貫	一五、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
田丸	稻葉紀通	四五、七〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
上野	分部光信	二〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
長島	菅沼定芳	二〇、〇〇〇	長島	松平忠充	一〇、〇〇〇	長島	增山正贇	二〇、〇〇〇	長島	增山正修	二〇、〇〇〇	長島	增山正同	二〇、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
菰野	土方雄氏	一二、〇〇〇	菰野	土方雄豐	一八、〇〇〇	菰野	土方雄年	一一、〇〇〇	菰野	土方雄永	一一、〇〇〇	菰野	土方雄志	一一、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
桑名	本多忠政	一〇〇、〇〇〇	桑名	松平定重	一一〇、〇〇〇	桑名	松平忠翼	一〇〇、〇〇〇	桑名	松平定敬	一一〇、〇〇〇	桑名	久松(改姓)定教	六〇、〇〇〇	溜間	子	家門	城
龜山	松平忠明	五〇、〇〇〇	龜山	板倉重冬	五〇、〇〇〇	龜山	石川總純	六〇、〇〇〇	龜山	石川總脩	六〇、〇〇〇	龜山	石川成之	六〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
林	織田信重	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	久居	藤堂高通	五〇、〇〇〇	久居	藤堂高邁	五三、〇〇〇	久居	藤堂高邦	五三、〇〇〇	久居	藤堂高邦	五三、〇〇〇	柳間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	八田	加納久堅	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
【志摩】																		
鳥羽	九鬼守隆	五五、〇〇〇	鳥羽	土井利益	七〇、〇〇〇	鳥羽	稻垣長以	三〇、〇〇〇	鳥羽	稻垣長明	三〇、〇〇〇	鳥羽	稻垣長敬	三〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
【尾張】																		
名古屋	德川義直	五三九、五〇〇	名古屋	德川綱誠	六一九、〇〇〇	名古屋	德川齊朝	六一九、五〇〇	名古屋	德川慶勝	六一九、五〇〇	名古屋	德川慶勝	六一九、五〇〇	大廊下	侯	三家	城
小川	水野分長	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	犬山	成瀬正肥	三五、〇〇〇	無席	子	譜第	城
【三河】																		
岡崎	本多康紀	五〇、〇〇〇	岡崎	水野忠春	五〇、〇〇〇	岡崎	本多忠顯	五〇、〇〇〇	岡崎	本多忠民	五〇、〇〇〇	岡崎	本多忠直	五〇、〇〇〇	溜間格	子	譜第	城
吉田	松平忠利	三〇、〇〇〇	吉田	小笠原長祐	四〇、〇〇〇	吉田	松平信明	七〇、〇〇〇	吉田	松平信古	七〇、〇〇〇	豐橋(改稱)	大河內(改姓)信古	七〇、〇〇〇	溜間格	子	譜第	城
西尾	本多康俊	二〇、〇〇〇	西尾	土井利忠	二三、〇〇〇	西尾	松平乘完	六〇、〇〇〇	西尾	松平乘秩	六〇、〇〇〇	西尾	松平乘秩	六〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
田原	戸田尊次	一〇、〇〇〇	田原	三宅康勝	一二、〇〇〇	｜	｜	｜	田原	三宅康保	一二、〇〇〇	田原	三宅康保	一二、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
伊保	丹羽氏信	一〇、〇〇〇	伊保	本多忠晴	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
苅屋	水野勝成	三〇、〇〇〇	苅屋	稻垣重富	二〇、〇〇〇	苅屋	土井利德	二三、〇〇〇	苅屋	土井利善	二三、〇〇〇	苅谷	土井利教	二三、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
擧母	三宅康信	一〇、〇〇〇	擧母	本多忠利	一〇、〇〇〇	擧母	內藤政養	二〇、〇〇〇	擧母	內藤文成	二〇、〇〇〇	擧母	內藤文成	二〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
｜	｜	｜	大給	松平乘成	一六、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	三河國ノ內	本多忠周	一〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	奥殿	松平乘隱	一六、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	大濱	水野忠友	一五、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	西端	本多忠寛	一五、〇〇〇	西端	本多忠鵬	一〇、五〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	西大平	大岡愛致	一〇、〇〇〇	西大平	大岡忠敬	一〇、〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	半原	安部信發	二〇、二五〇	菊之間	子	外樣	陣屋
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	重原	板倉勝達	二八、〇〇〇	雁之間	子	譜第	陣屋

慶長十九年　貞享元祿　文化十年　慶應元年　明治二年　家格　三家門　城諸第陣屋

領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	詰所	家門外様
【遠江】		千石														
横須賀	大須賀忠次	二〇、〇〇〇	横須賀	西尾忠照	二五、〇〇〇	横須賀	西尾忠需	二五、〇〇〇	横須賀	西尾忠篤	二五、〇〇〇	横須賀	西尾忠善	二五、〇〇〇	帝鑑間	城
濱松	水野重仲	二五、〇〇〇	濱松	青山忠重	五〇、〇〇〇	濱松	井上岑有	六〇、〇〇〇	濱松	井上正直	六〇、〇〇〇	濱松	井上正直	六〇、〇〇〇	帝鑑間	城
掛川	松平定行	三〇、〇〇〇	掛川	井伊直武	三五、〇〇〇	掛川	太田資愛	五〇、三七〇	掛川	太田資美	五〇、三七〇	掛川	太田資美	五〇、三七〇	帝鑑間	城
井伊谷	近藤秀用	一二、〇〇〇														
【駿河】																
府中	德川賴宣	五〇、〇〇〇	田中	太田資直	五〇、〇〇〇	小島	田中本多正意	四〇、〇〇〇	相良	田沼意尊	三〇、〇〇〇	相良	田沼意次	三〇、〇〇〇	帝鑑間	城
【甲斐】																
郡内	鳥居成次	一八、〇〇〇	府中	德川綱豐	二五、〇〇〇	松島	井上岑有	六〇、〇〇〇	濱松	井上正直	六〇、〇〇〇	濱松	井上正直	六〇、〇〇〇	帝鑑間	城
甲府	徳川綱重	二五、〇〇〇	甲府	徳川綱豐	二五、〇〇〇	掛川	太田資愛	五〇、三七〇	掛川	太田資美	五〇、三七〇	掛川	太田資美	五〇、三七〇	帝鑑間	城
【相模】																
甘繩	本多正信	三、〇〇〇	甘繩	松平隆綱	三、一〇〇	小田原	大久保忠眞	二二、二九、一〇〇	小田原	大久保忠眞	二二、二九、一〇〇	小田原	大久保忠眞	二二、二九、一〇〇	帝鑑間	城
【武藏】																
騎西	大久保忠職	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠喜	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠恕	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠貫	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠貫	二〇、〇〇〇	帝鑑間	城
岩槻	高力忠房	二〇、〇〇〇	川越	松平直温	一五、〇〇〇、〇〇〇	川越	松平直克	一七、〇〇〇、〇〇〇	川越	松平康載	一七、〇〇〇、〇〇〇	川越	松平康載	一七、〇〇〇、〇〇〇	帝鑑間	城
小室	伊奈忠政	一万、〇〇〇	忍	阿部正權	一〇、〇〇〇、〇〇〇	忍	阿部正誠	一〇、〇〇〇、〇〇〇	忍	阿部正外	一〇、〇〇〇、〇〇〇	忍	阿部正外	一〇、〇〇〇、〇〇〇	帝鑑間	城
川越	酒井忠利	一〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠喜	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠恕	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠貫	二〇、〇〇〇	岩槻	大岡忠貫	二〇、〇〇〇	帝鑑間	城
【安房】																

領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	詰所	家門外様
勝山	内藤清次	三、〇〇〇	勝山	酒井忠嵐	三、〇〇〇	勝山	酒井忠嗣	一〇、〇〇〇	勝山	酒井忠美	一〇、〇〇〇	加知山	多古長尾	一〇、〇〇〇	菊之間	城
【上總】																
大多喜	本多忠朝	五〇、〇〇〇	大多喜	阿部正春	二八、〇〇〇	大多喜	松平正升	二一、〇〇〇	大多喜	松平勝升	二一、〇〇〇	大多喜	松平勝升	二一、〇〇〇	帝鑑間	城
佐貫	内藤政長	三〇、〇〇〇	佐貫	阿部正簡	三〇、〇〇〇	佐貫	阿部正恒	二六、〇〇〇	佐貫	阿部正權	二六、〇〇〇	佐貫	阿部正權	二六、〇〇〇	帝鑑間	城
久留里	土屋利直	三〇、〇〇〇	久留里	黒田直候	三〇、〇〇〇	久留里	黒田直和	三〇、〇〇〇	久留里	黒田直純	三〇、〇〇〇	久留里	黒田直純	三〇、〇〇〇	帝鑑間	城
【下總】																
佐倉	土井利勝	六、〇〇〇	佐倉	戸田忠昌	一一、〇〇〇	佐倉	堀田正愛	一一、〇〇〇	佐倉	堀田正倫	一一、〇〇〇	佐倉	堀田正倫	一一、〇〇〇	帝鑑間	城
小見川	安藤重信	二、一〇〇	關宿	松平忠夏	四、〇〇〇	小見川	内田正貫	一、〇〇〇	小見川	内田正學	一、〇〇〇	小見川	内田正學	一、〇〇〇	帝鑑間	城
關宿	松平忠夏	四、〇〇〇	栗原	成瀨正成	三、〇〇〇	關宿	牧野成貞	七三、〇〇〇	關宿	牧野貞通	七三、〇〇〇	關宿	牧野貞寧	七三、〇〇〇	帝鑑間	城
栗原	成瀨正成	三、〇〇〇	山川	松平定綱	二五、〇〇〇	古河	松平忠之	五、〇〇〇	古河	土井利位	一六、〇〇〇	古河	土井利位	一六、〇〇〇	帝鑑間	城
山川	松平定綱	二五、〇〇〇	古河	小笠原政信	一〇、〇〇〇	岩富	北條氏恭	一〇、〇〇〇	岩富	北條氏恭	一〇、〇〇〇	岩富	北條氏恭	一〇、〇〇〇	帝鑑間	城
古河	小笠原政信	一〇、〇〇〇	相馬	土岐定義	一〇、〇〇〇	相馬	土岐定義	一〇、〇〇〇	相馬	土岐定義	一〇、〇〇〇	相馬	土岐定義	一〇、〇〇〇	帝鑑間	城
岩富	北條氏重	一〇、〇〇〇	青山	忠俊	三、〇〇〇	青山	忠俊	三、〇〇〇	青山	忠俊	三、〇〇〇	青山	忠俊	三、〇〇〇	帝鑑間	城
相馬	土岐定義	一〇、〇〇〇														
青山	忠俊	三、〇〇〇														

慶長十九年 領地	姓名	領地高(石)	貞享元祿 領地	姓名	領地高(石)	文化十年 領地	姓名	領地高(石)	慶應元年 領地	姓名	領地高(石)	明治二年 領地	姓名	領地高(石)	家格 詰所	爵	三家・家門・譜第・外樣	城・陣屋
【常陸】																		
水戸	德川賴房	二五〇,〇〇〇	水戸	德川光圀	三五〇,〇〇〇	水戸	德川治紀	三五〇,〇〇〇	水戸	德川慶篤	三五〇,〇〇〇	水戸	德川昭武	三五〇,〇〇〇	大廊下	侯	三家	城
土浦	松平信吉	四〇,〇〇〇	土浦	土屋政直	六五,〇〇〇	土浦	土屋篤直	九五,〇〇〇	土浦	土屋直寅	九五,〇〇〇	土浦	土屋擧直	九五,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
笠間	松平康長	三〇,〇〇〇	笠間	井上正任	五〇,〇〇〇	笠間	牧野貞長	八〇,〇〇〇	笠間	牧野貞明	八〇,〇〇〇	笠間	牧野貞寧	八〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
府中	六郷政乘	一〇,〇〇〇	府中	松平賴隆	二〇,〇〇〇	府中	松平賴況	二〇,〇〇〇	府中	松平賴繩	二〇,〇〇〇	石岡(改稱)	松平賴策	二〇,〇〇〇	大廣間	子	家門	陣屋
牛久	由良貞繁	一〇,〇〇〇	牛久	山口弘隆	一〇,〇〇〇	牛久	山口弘通	一〇,〇〇〇	牛久	山口弘達	一〇,〇一七	牛久	山口弘達	一〇,一七〇	菊之間	子	譜第	陣屋
手綱	戸澤政盛	四〇,〇〇〇	—			—			—			松岡(改稱)	中山信徵	二五,〇〇〇	無席	男	譜第	城
下館	水谷勝隆	二五,〇〇〇	下館	增山正彌	二三,〇〇〇	下館	石川總承	二〇,〇〇〇	下館	石川總管	二〇,〇〇〇	下館	石川總管	二〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
宍戸	秋田實季	五〇,〇〇〇	—			宍戸	松平賴筠	一〇,〇〇〇	宍戸	松平賴德	一〇,〇〇〇	宍戸	松平賴位	一〇,〇〇〇	帝鑑間	子	家門	陣屋
眞壁	淺野長重	五〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
麻生	新庄直定	三〇,三〇〇	麻生	新庄直智	一〇,〇〇〇	麻生	新庄直規	一〇,〇〇〇	麻生	新庄直虎	一〇,〇〇〇	麻生	新庄直敬	一〇,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
小張	松下重綱	一六,〇〇〇	—			—			—			—			—			
古渡	丹羽長重	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
北條	佐久間勝之	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
—			額田	松平賴元	二〇,〇〇〇	—			—			—			—			
—			茂木	細川興隆	二〇,〇〇〇	—			—			—			—			
—			吉井	堀田正職	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			
—			—			下妻	井上正意	一〇,〇〇〇	下妻	井上正兼	一〇,〇〇〇	下妻	井上正巳	一〇,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
—			—			谷田部	細川興德	一六,〇三九	—			谷田部	細川興貫	一六,〇三九	柳之間	子	外樣	陣屋
—			—			—			—			志筑	本堂親久	一〇,一一〇	柳之間	男	譜第	陣屋
【近江】																		
膳所	戸田氏鐵	三〇,〇〇〇	膳所	本多康持	七〇,〇〇〇	膳所	本多康禎	六〇,〇〇〇	膳所	本多康穰	六〇,〇〇〇	膳所	本多康穰	六〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
高島	佐久間安次	二〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
近江ノ内	小堀政一	一五,〇〇〇	小玉	小堀政延	一三,〇〇〇	小玉	小堀政彌	一〇,六三〇	—			—			—			
同	三浦重成	一三,〇〇〇	—			—			—			—			—			
彦根	井伊直勝	一八〇,〇〇〇	彦根	井伊直興	三五〇,〇〇〇	彦根	井伊直亮	三五〇,〇〇〇	彦根	井伊直憲	二五〇,〇〇〇	彦根	井伊直憲	二五〇,〇〇〇	溜之間	伯	譜第	城
長濱	內藤信正	四〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
—			水口	加藤明英	二〇,〇〇〇	水口	加藤明堯	一三,〇〇〇	水口	加藤明軌	一五,〇〇〇	水口	加藤明實	二五,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
—			大溝	分部信正	二〇,〇〇〇	大溝	分部光庸	二〇,〇〇〇	大溝	分部光貞	二〇,〇〇〇	大溝	分部光貞	二〇,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
—			仁正寺	市橋昌信	一八,〇〇〇	仁正寺	市橋長璉	一八,〇〇〇	—			—			—			
—			—			堅田	堀田正敦	一三,〇〇〇	—			—			—			
—			—			宮川	堀田正毅	一三,〇〇〇	宮川	堀田正養	一三,〇〇〇	宮川	堀田正養	一三,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
—			—			三上	遠藤胤忠	一〇,〇〇〇	三上	遠藤胤城	一二,〇〇〇	三上	遠藤胤城	一二,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋

慶長十九年 領地	姓名	領地高(石)	貞享元祿 領地	姓名	領地高(石)	文化十年 領地	姓名	領地高(石)	慶應元年 領地	姓名	領地高(石)	明治二年 領地	姓名	領地高(石)	家格 詰所	爵	三家・家門・譜第・外樣	城・陣屋
—			—			—			山上	稻垣太清	一三,〇四三	山上	稻垣太清	一三,〇四三	菊之間	子	譜第	陣屋
—			—			—			西大路	市橋長義	一八,〇〇〇	西大路	市橋長義	一八,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
【美濃】																		
加納	松平忠政	一〇〇,〇〇〇	加納	松平光永	七〇,〇〇〇	—			加納	永井尚服	三二,〇〇〇	加納	永井尚服	三二,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
高須	德永昌重	六〇,〇〇〇	高須	小笠原貞信	二三,〇〇〇	高須	松平義裒	三〇,〇〇〇	高須	松平義勇	三〇,〇〇〇	高須	松平義勇	三〇,〇〇〇	大廣間	子	家門	陣屋
大垣	石川忠總	五〇,〇〇〇	大垣	戸田氏定	一〇〇,〇〇〇	大垣	戸田氏庸	一〇〇,〇〇〇	大垣	戸田氏彬	一〇〇,〇〇〇	大垣	戸田氏共	一〇〇,〇〇〇	帝鑑間	伯	譜第	城
美濃ノ内	奧平信昌	五〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
八幡	遠藤慶隆	二七,〇〇〇	八幡	遠藤常春	二四,〇〇〇	—			—			—			—			
今尾	竹腰正信	二〇,〇〇〇	—			—			—			今尾	竹腰正舊	三〇,〇〇〇	無席	男	譜第	陣屋
岩村	松平乘壽	二〇,〇〇〇	岩村	丹羽氏音	一九,〇〇〇	岩村	松平乘蘊	三〇,〇〇〇	岩村	松平乘命	三〇,〇〇〇	岩村	松平乘命	三〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
苗木	遠山友政	一〇,五〇〇	苗木	遠山友春	一五,〇〇〇	—			苗木	遠山友詳	一〇,〇二一	苗木	遠山友祿	一〇,〇二一	柳之間	子	外樣	城
野村	織田長孝	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
揖斐	西尾嘉教	三〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
玉村	平岡賴資	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
本江	稻葉正成	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
大垣新田	大久保忠爲	一〇,〇〇〇	—			大垣新田	戸田氏宥	一〇,〇〇〇	大垣新田	戸田氏良	一〇,〇〇〇	野村	戸田氏良	一三,〇九九	菊之間	子	譜第	陣屋
—			—			高富	本庄道利	一〇,〇〇〇	高富	本庄道美	一〇,〇〇〇	高富	本莊道美	一〇,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
—			—			郡上	青山幸通	四八,〇〇〇	郡上	青山幸宜	四八,〇〇〇	郡上	青山幸宜	四八,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
【飛驒】																		
高山	金森可重	三八,〇〇〇	高山	金森賴旹	三八,〇〇〇	—			—			—			—			
【信濃】																		
上田	眞田信幸	一一五,〇〇〇	上田	仙石政俊	五八,〇〇〇	上田	松平忠須	五三,〇〇〇	上田	松平忠禮	五三,〇〇〇	上田	松平忠禮	五三,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
高島	諏訪賴永	二七,〇〇〇	高島	諏訪忠晴	三二,〇〇〇	高島	諏訪忠厚	三〇,〇〇〇	高島	諏訪忠誠	三〇,〇〇〇	高島	諏訪忠禮	三〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
高遠	保科正光	三〇,〇〇〇	高遠	鳥居忠則	三二,〇〇〇	高遠	內藤賴由	三三,〇〇〇	高遠	內藤賴直	三三,〇〇〇	高遠	內藤賴直	三三,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
松本	小笠原秀政	八〇,〇〇〇	松本	水野忠直	七〇,〇〇〇	松本	松平光和	六〇,〇〇〇	松本	松平光則	六〇,〇〇〇	松本	戸田光則	六〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
小諸	仙石忠政	五〇,〇〇〇	小諸	石川總茂	二〇,〇〇〇	小諸	牧野康滿	一五,〇〇〇	小諸	牧野康濟	一五,〇〇〇	小諸	牧野康民	一五,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
飯山	關直寄	三〇,〇〇〇	飯山	松平忠親	四〇,〇〇〇	—			飯山	本多助實	二〇,〇〇〇	飯山	本多助寵	二〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
—			飯田	堀親常	二〇,〇〇〇	—			飯田	堀親義	一五,〇〇〇	飯田	堀親廣	一七,〇〇〇	柳之間	子	外樣	城
—			松代	眞田信房	一〇〇,〇〇〇	松代	眞田幸專	一〇〇,〇〇〇	松代	眞田幸教	一〇〇,〇〇〇	松代	眞田幸民	一〇〇,〇〇〇	帝鑑間	伯	譜第	城
—			坂本	板倉重長	三〇,〇〇〇	—			—			—			—			
—			須坂	堀直富	一〇,〇〇〇	須坂	堀直堅	一〇,〇〇〇	須坂	堀直虎	一〇,〇五三	須坂	堀直明	一〇,〇五三	柳之間	子	外樣	陣屋
—			高取	松平義行	三〇,〇〇〇	—			—			—			—			
—			—			岩村田	內藤正興	一五,〇〇〇	岩村田	內藤正誠	一五,〇〇〇	岩村田	內藤正誠	一五,二〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
—			—			—			田野口	松平乘謨	一六,〇〇〇	龍岡(改稱)	大給(改姓)乘謨	一六,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
【上野】																		
豐岡	根津信政	一〇,〇〇〇	—			—			—			—			—			
伊勢崎	稻垣重綱	一〇,〇〇〇	伊勢崎	酒井忠寛	二〇,〇〇〇	伊勢崎	酒井忠寧	二〇,〇〇〇	伊勢崎	酒井忠强	二〇,〇〇〇	伊勢崎	酒井忠彰	二〇,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
館林	榊原康勝	一〇五,〇〇〇	—			館林	松平武元	六一,〇〇〇	館林	秋元禮朝	六〇,〇〇〇	館林	秋元禮朝	六〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城

慶長十九年			貞享元祿			文化十年			慶應元年			明治二年			家格			
領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	詰所	爵	三家・家門・譜第・外樣	城・陣屋
大胡	牧野忠成	二〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高崎	酒井家次	五〇,〇〇〇	高崎	安藤重治	六〇,〇〇〇	高崎	松平輝高	七二,〇〇〇	高崎	松平輝照	八二,〇〇〇	高崎	大河内輝照（改姓）	八二,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
廐橋	酒井重忠	三〇,〇〇〇	廐橋	酒井忠明	一三〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	前橋（改稱）	松平直克	一七〇,〇〇〇	大廣間	伯	譜第	城
善養寺	酒井忠世	二〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安中	井伊直孝	一〇,〇〇〇	安中	板倉重同	一五,〇〇〇	安中	板倉勝清	三〇,〇〇〇	安中	板倉勝殷	三〇,〇〇〇	安中	板倉勝殷	三〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
總社	秋元長朝	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小幡	水野忠清	一〇,〇〇〇	小幡	織田信久	二〇,〇〇〇	小幡	松平忠憲	二〇,〇〇〇	小幡	松平忠恕	二〇,〇〇〇	小幡	松平忠恕	二〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
白井	本多紀貞	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	七日市	前田利廣	一〇,〇〇〇	七日市	前田利和	一〇,〇〇〇	七日市	前田利豁	一〇,〇〇〇	七日市	前田利昭	一〇,〇一四	柳之間	子	外樣	陣屋
—	—	—	—	—	—	沼田	土岐定經	三五,〇〇〇	沼田	土岐頼之	三五,〇〇〇	沼田	土岐頼知	三五,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
—	—	—	—	—	—	矢田	松平信敬	一〇,〇〇〇	吉井（改稱）	松平信發	一〇,〇〇〇	吉井	吉井信謹（改姓）	一〇,〇〇〇	大廣間	子	家門	陣屋
【下野】																		
宇都宮	奥平家昌	一〇〇,〇〇〇	宇都宮	松平昌章	九〇,〇〇〇	宇都宮	戸田忠延	七七,八五〇	宇都宮	松平康英	六〇,四〇〇	宇都宮	戸田忠友	七七,八五〇	雁之間	子	譜第	城
黒羽	大關政増	二〇,〇〇〇	黒羽	大關高増	一九,〇〇〇	黒羽	大關増輔	一八,〇〇〇	黒羽	大關増裕	一八,〇〇〇	黒羽	大關増勤	一八,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
眞岡	堀親良	一二,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那須	那須資景	一七,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田原	大田原晴清	一二,四一五	大田原	大田原典清	一一,〇〇〇	大田原	大田原友清	一一,四〇〇	大田原	大田原勝清	一一,四〇〇	大田原	大田原勝清	一一,四〇〇	柳之間	子	外樣	城
烏山	成田氏範	二〇,〇〇〇	烏山	永井尚庸	三〇,〇〇〇	烏山	大久保忠成	三〇,〇〇〇	烏山	大久保忠順	三〇,〇〇〇	烏山	大久保忠順	三〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
壬生	日根野吉明	一五,〇〇〇	壬生	三浦直次	二〇,〇〇〇	壬生	鳥居忠孝	三〇,〇〇〇	壬生	鳥居忠寶	三〇,〇〇〇	壬生	鳥居忠寶	三〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
西方	藤田重信	一五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿沼	阿部正次	一五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茂木	細川興元	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	茂木	細川興貫	一六,三〇〇	—	—	—	—	—	—	—
板橋	松平成重	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小山	本多正純	三三,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	小見川	内田正衆	一五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	足利	本庄宗資	一〇,〇〇〇	足利	戸田忠喬	一一,〇〇〇	足利	戸田忠行	一一,〇〇〇	足利	戸田忠行	一一,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
—	—	—	下野ノ内	堀田正高	一〇,〇〇〇	—	—	—	佐野	堀田正頌	一六,〇〇〇	佐野	堀田正頌	一六,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
—	—	—	—	—	—	—	—	—	吹上	有馬兵庫頭	一〇,〇〇〇	吹上	有馬氏弘	一〇,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
喜連川	喜連川頼氏	無高	喜連川	喜連川昭氏	無高	喜連川	喜連川彭氏	無高	喜連川	喜連川縄氏	一〇,〇〇〇	喜連川	足利聰氏（改姓）	五,〇〇〇	無席	子	外樣	陣屋
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	高徳	戸田忠綱	一一,一三九	無席	子	譜第	陣屋
【陸奥】																		
會津	蒲生忠郷	六〇〇,〇〇〇	會津	松平正信	二三〇,〇〇〇	會津	松平容衆	二三〇,〇〇〇	會津	松平容保	二八〇,〇〇〇	斗南	松平容大	三〇,〇〇〇	溜間	子	家門	城

慶長十九年			貞享元祿			文化十年			慶應元年			明治二年			家格			
領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	詰所	爵	三家・家門・譜第・外樣	城・陣屋
弘前	津輕信牧	四七,〇〇〇	弘前	津輕信政	四七,〇〇〇	弘前	津輕寧親	一〇〇,〇〇〇	弘前	津輕承烈	一〇〇,〇〇〇	弘前	津輕承昭	一〇〇,〇〇〇	大廣間	伯	外樣	城
磐城平	鳥居忠政	一二〇,〇〇〇	磐城平	内藤正直	二〇,〇〇〇	磐城平	安藤信明	五〇,〇〇〇	磐城平	安藤信勇	三〇,〇〇〇	磐城平	安藤信勇	三〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
仙臺	伊達政宗	六一五,〇〇〇	仙臺	伊達綱村	六二〇,〇〇〇	仙臺	伊達齊宗	六二五,六〇〇	仙臺	伊達慶邦	六二五,六〇〇	仙臺	伊達宗基	二八〇,〇〇〇	大廣間	伯	外樣	城
盛岡	南部利直	一〇〇,〇〇〇	盛岡	南部重信	一〇〇,〇〇〇	盛岡	南部利敬	二〇〇,〇〇〇	盛岡	南部利剛	二〇〇,〇〇〇	盛岡	南部利恭	一三〇,〇〇〇	大廣間	伯	外樣	城
中村	相馬利胤	六〇,〇〇〇	中村	相馬昌胤	六〇,〇〇〇	中村	相馬恕胤	六〇,〇〇〇	中村	相馬充胤	六〇,〇〇〇	中村	相馬季胤	六〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
田子	土方雄重	一五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
棚倉	立花宗茂	三〇,〇〇〇	棚倉	内藤信良	五〇,〇〇〇	棚倉	小笠原長溫	六〇,〇〇〇	棚倉	戸田忠友	七七,八五〇	棚倉	阿部正功	六〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
—	—	—	白川	松平忠弘	一五〇,〇〇〇	白川	松平定永	一一〇,〇〇〇	白川	阿部正外	一〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	二本松	丹羽長次	一一〇,〇〇〇	二本松	丹羽長祥	一〇〇,七〇〇	二本松	丹羽氏中	一〇〇,〇〇〇	二本松	丹羽長裕	五〇,〇〇〇	大廣間	子	譜第	城
—	—	—	福島	堀田正仲	一〇〇,〇〇〇	福島	板倉勝矩	三〇,〇〇〇	福島	板倉勝顯	三〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	三春	秋田輝季	五〇,〇〇〇	三春	秋田孝季	五〇,〇〇〇	三春	秋田憲季	五〇,〇〇〇	三春	秋田映季	五〇,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
—	—	—	梁川	徳川義昌	三〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	一ノ關	田村宗永	三〇,〇〇〇	一ノ關	田村敬顯	三〇,〇〇〇	一ノ關	田村邦榮	三〇,〇〇〇	一ノ關	田村崇顯	二七,〇〇〇	柳之間	子	外樣	城
—	—	—	八戸	南部直政	二〇,〇〇〇	八戸	南部信眞	二〇,〇〇〇	八戸	南部信順	二〇,〇〇〇	八戸	南部信順	二〇,〇〇〇	大廣間	子	外樣	陣屋
—	—	—	七戸	南部信民	一一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	七戸	南部信方	一〇,三八四	柳之間	子	外樣	城
—	—	—	岩瀬	本多政利	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	陸奥ノ内	遠山政亮	一五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	下手渡	立花種善	一〇,〇〇〇	下手渡	立花種恭	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	守山	松平頼信	二〇,〇〇〇	守山	松平頼邦	二〇,〇〇〇	守山	松平頼之	二九,三三三	大廣間	子	家門	陣屋
—	—	—	—	—	—	黒石	津輕親足	一〇,〇〇〇	黒石	津輕承叙	一〇,〇〇〇	黒石	津輕承叙	一〇,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
—	—	—	岩城	内藤義高	七〇,〇〇〇	湯長谷	内藤貞幹	一五,〇〇〇	湯長谷	内藤政養	一五,〇〇〇	湯長谷	内藤政憲	一四,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
—	—	—	—	—	—	泉	本多忠誠	二〇,〇〇〇	泉	本多忠紀	二〇,〇〇〇	泉	本多忠偉	一八,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
—	—	—	—	—	—	—	—	—	長瀞	米津政明	一一,〇〇〇	長瀞	米津政敏	一一,〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
—	—	—	—	—	—	—	—	—	天童	織田信學	二〇,〇〇〇	天童	織田壽童丸	一八,〇〇〇	柳之間	子	譜第	陣屋
—	—	—	—	—	—	—	—	—	福山	松前崇廣	三〇,〇〇〇	箱館	松前修廣	三〇,〇〇〇	柳之間	子	外樣	城
【出羽】																		
山形	最上家親	五七〇,〇〇〇	—	—	—	山形	秋元久朝	六〇,〇〇〇	山形	水野忠精	五〇,〇〇〇	山形	水野忠弘	五〇,〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
米澤	上杉景勝	三〇〇,〇〇〇	米澤	上杉憲綱	一五〇,〇〇〇	米澤	上杉齊定	一五〇,〇〇〇	米澤	上杉齊憲	一五〇,〇〇〇	米澤	上杉茂憲	一四七,二四八	大廣間	伯	外樣	城
秋田	佐竹義宣	二〇五,八〇〇	秋田	佐竹義處	二〇五,〇〇〇	秋田	佐竹義和	二〇五,八〇〇	秋田	佐竹義堯	二〇五,八〇〇	秋田	佐竹義堯	二〇五,八〇〇	大廣間	侯	譜第	城
—	—	—	庄内	酒井忠直	一四〇,〇〇〇	庄内	酒井忠器	一四〇,〇〇〇	庄内	酒井忠篤	一七〇,〇〇〇	大泉（改稱）	酒井忠寶	一二〇,〇〇〇	溜間格	伯	譜第	城
—	—	—	新庄	戸澤忠義	六八,〇〇〇	新庄	戸澤正產	六八,二〇〇	新庄	戸澤正實	六八,二〇〇	新庄	戸澤正實	六八,二〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
—	—	—	本庄	六郷政晴	三〇,〇〇〇	本庄	六郷政曠	二〇,〇二〇	本庄	六郷政鑑	二〇,〇二〇	本庄	六郷政鑑	二〇,〇二〇	柳之間	子	外樣	城
—	—	—	上ノ山	土岐頼隆	二五,〇〇〇	上ノ山	松平信享	三〇,〇〇〇	上ノ山	松平信庸	三〇,〇〇〇	上ノ山	松平信安	二七,〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
—	—	—	龜田	岩城重隆	二〇,〇〇〇	龜田	岩城隆恕	二〇,〇〇〇	龜田	岩城隆邦	二〇,〇〇〇	龜田	岩城隆彰	一八,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
—	—	—	村山	本多利長	一〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	秋田新田	佐竹義長	二〇,〇〇〇	秋田新田	佐竹義知	二〇,〇〇〇	—	—	—	岩崎	佐竹義理	二〇,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
—	—	—	—	—	—	米澤新田	上杉勝定	一〇,〇〇〇	米澤新田	上杉勝道	一〇,〇〇〇	米澤新田	上杉勝道	一〇,〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
—	—	—	—	—	—	高畑	織田信浮	二〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

國	慶長十九年 領地	姓名	領地高（石）	貞享元祿 領地	姓名	領地高（石）	文化十年 領地	姓名	領地高（石）	慶應元年 領地	姓名	領地高（石）	明治二年 領地	姓名	領地高（石）	詰所	爵	家格（三家・家門・譜第・外樣）	城・陣屋
							松山	酒井忠禮	二五、〇〇〇	松山	酒井忠良	二五、〇〇〇	松嶺(改稱)	酒井忠匡	二二、五〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
													矢島	生駒親敬	一五、二〇〇	柳之間	男	外樣	陣屋
【若狹】	小濱	京極忠高	九二、〇〇〇	小濱	酒井忠門	一二三、〇〇〇	小濱	酒井忠須	一〇三、五五八	小濱	酒井忠氏	一〇三、五五八	小濱	酒井忠祿	一〇三、五五八	帝鑑間	伯	譜第	城
【越前】	越前ノ內	長谷川守知	一〇、〇〇〇																
	福井	松平忠直	六七〇、〇〇〇	福井	松平昌親	二五〇、〇〇〇	福井	松平治好	三〇〇、〇〇〇	福井	松平茂昭	三二〇、〇〇〇	福井	松平茂昭	三二〇、〇〇〇	大廣間	侯	家門	城
	丸岡	本多成重	四〇、〇〇〇	丸岡	本多重益	四六、三〇〇	丸岡	有馬譽純	五〇、〇〇〇	丸岡	有馬道純	五〇、〇〇〇	丸岡	有馬道純	五〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
				松岡	松平昌勝	五〇、〇〇〇													
				大野	土井利房	四〇、〇〇〇	大野	土井利貞	四〇、〇〇〇	大野	土井利恒	四〇、〇〇〇	大野	土井利恒	四〇、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
				敦賀	酒井忠稠	一〇、〇〇〇	敦賀	酒井忠明	一〇、〇〇〇	敦賀	酒井忠毗	一〇、〇〇〇	鞠山(改稱)	酒井忠經	一〇、〇〇〇	雁之間	子	譜第	陣屋
							勝山	小笠原長貴	二二、七七七	勝山	小笠原長守	二二、七七七	勝山	小笠原長守	二二、七七七	帝鑑間	子	譜第	城
							西鯖江	間部詮堅	五〇、〇〇〇	鯖江	間部詮道	四〇、〇〇〇	鯖江	間部詮道	四〇、〇〇〇	雁之間	子	譜第	陣屋
【加賀】	金澤	前田利常	一一九五、〇〇〇	金澤	前田綱紀	一〇二二、七〇〇	金澤	前田齊廣	一〇二二、七〇〇	金澤	前田齊泰	一〇二二、七〇〇	金澤	前田慶寧	一〇二二、七〇〇	大廣間	侯	外樣	城
				大聖寺	前田利明	七〇、〇〇〇	大聖寺	松平利之	七〇、〇〇〇	大聖寺	前田利鬯	一〇〇、〇〇〇	大聖寺	前田利鬯	一〇〇、〇〇〇	大廣間	子	外樣	城
【越中】							富山	前田利幹	一〇〇、〇〇〇	富山	前田利同	一〇〇、〇〇〇	富山	前田利同	一〇〇、〇〇〇	柳之間	伯	外樣	城
【越後】	村上（本庄 村上）	村上義明	九〇、〇〇〇	村上	榊原政邦	一五〇、〇〇〇	村上	內藤信凭	五〇、〇九〇	村上	內藤信民	五〇、〇九〇	村上	內藤信美	五〇、〇九〇	帝鑑間	子	譜第	城
	新發田	溝口宣勝	五〇、〇〇〇	新發田	溝口重雄	五〇、〇〇〇	新發田	溝口直養	五〇、〇〇〇	新發田	溝口直溥	一〇〇、〇〇〇	新發田	溝口直正	一〇〇、〇〇〇	大廣間	伯	外樣	城
	藏王	近藤政成	一〇、〇〇〇																
	高田	松平忠輝	四五〇、〇〇〇	高田	稻葉義雅	一〇三、〇〇〇	高田	榊原政令	一五〇、〇〇〇	高田	榊原政敬	一五〇、〇〇〇	高田	榊原政敬	一五〇、二〇〇	溜間格	子	譜第	城
	三條	松平重勝	二〇、〇〇〇	三條	稻葉重定	一三、〇〇〇													
	澤海	溝口善勝	一四、〇〇〇																
				村松	堀重吉	三〇、〇〇〇	村松	堀直堯	三〇、〇〇〇	村松	堀直賀	三〇、〇〇〇	村松	堀直弘	三〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	城
				與板	牧野康通	一〇、〇〇〇	與板	井伊直朗	二〇、〇〇〇	與板	井伊直安	二〇、〇〇〇	與板	井伊直安	二〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
				長岡	牧野忠鄉	七四、〇〇〇	長岡	牧野忠精	七四、〇〇〇	長岡	牧野忠恭	七四、〇〇〇	長岡	牧野忠毅	二四、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
							三日市	柳澤里世	一〇、〇〇〇	三日市	柳澤德世	一〇、〇〇〇	三日市	柳澤德忠	一〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
							絲魚川	松平直益	一〇、〇〇〇	清崎(改稱)	松平直靜	一〇、〇〇〇	清崎	松平直靜	一〇、〇〇〇	帝鑑間	子	家門	陣屋
							黑川	柳澤光被	一〇、〇〇〇	黑川	柳澤光昭	一〇、〇〇〇	黑川	柳澤光邦	一〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	陣屋
							椎谷	堀直哉	一〇、〇〇〇	椎谷	堀之義	一〇、〇〇〇	椎谷	堀之美	一〇、〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋
										三根山	牧野忠泰	一一、〇〇〇	峰岡(改稱)	牧野忠泰	一一、〇〇〇	菊之間	子	譜第	陣屋

國	慶長十九年 領地	姓名	領地高（石）	貞享元祿 領地	姓名	領地高（石）	文化十年 領地	姓名	領地高（石）	慶應元年 領地	姓名	領地高（石）	明治二年 領地	姓名	領地高（石）	詰所	爵	家格	城・陣屋
【丹波】	福知山	有馬豐氏	八〇、〇〇〇	福知山	朽木植昌	三二、〇〇〇	福知山	朽木綱貞	三二、〇〇〇	福知山	朽木綱張	三二、〇〇〇	福知山	朽木爲綱	三二、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
	龜山（龜岡）	岡部長盛	三二、〇〇〇	龜山	久世廣之	五〇、〇〇〇	龜山	松平信直	五〇、〇〇〇	龜山	松平信篤	五〇、〇〇〇	龜山	松平信正	五〇、〇〇〇	帝鑑間	子	譜第	城
	山家	谷衞友	一六、〇〇〇	山家	谷衞廣	一〇、〇〇〇	山家	谷衞秀	一〇、〇八三	山家	谷衞滋	一〇、〇八三	山家	谷衞滋	一〇、〇八三	柳之間	子	外樣	陣屋
	篠山	松平康重	五〇、〇〇〇	篠山	松平信庸	五〇、〇〇〇	篠山	青山忠高	五〇、〇〇〇	篠山	青山忠敏	六〇、〇〇〇	篠山	青山忠敏	六〇、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
	綾部	別所吉次	一五、〇〇〇	綾部	九鬼隆常	二〇、〇〇〇	綾部	九鬼隆貞	二〇、〇〇〇	綾部	九鬼隆備	一九、五〇〇	綾部	九鬼隆備	一九、五〇〇	柳之間	子	譜第	城
				園部	小出吉親	二九、〇〇〇	園部	小出英常	二六、七一一	園部	小出英尚	二六、七一一	園部	小出英尚	二六、七一一	柳之間	子	外樣	陣屋
							柏原	織田信舊	二〇、〇〇〇	柏原	織田信民	二〇、〇〇〇	柏原	織田信親	二〇、〇〇〇	柳之間	子	譜第	陣屋
【丹後】	宮津	京極高知	一二三、〇〇〇	宮津	阿部正盛	九九、〇〇〇	宮津	松平資承	七〇、〇〇〇	宮津	本庄宗秀	七〇、〇〇〇	宮津	本庄宗武	七〇、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
				田邊	牧野富成	三五、〇〇〇	田邊	牧野惟成	三五、〇〇〇	田邊	牧野誠成	三五、〇〇〇	舞鶴(改稱)	牧野弼成	三五、〇〇〇	雁之間	子	譜第	城
				峯山	京極高供	一三、〇〇〇	峯山	京極高久	一一、一四四	峯山	京極高富	一一、一四四	峯山	京極高陳	一一、一四四	菊之間	子	譜第	陣屋
【但馬】	豐岡	杉原長房	二五、〇〇〇	豐岡	京極高住	三五、〇〇〇	豐岡	京極高品	一五、〇〇〇	豐岡	京極高厚	一五、〇〇〇	豐岡	京極高厚	一五、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
	出石	小出吉親	二九、七〇〇	出石	小出吉國	四四、〇〇〇	出石	仙石政長	五八、〇〇〇	出石	仙石久利	三〇、〇〇〇	出石	仙石久利	三〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	城
													村岡	山名義濟	一一、〇〇〇	柳之間	男		陣屋
【因幡】	鳥取	池田長幸	六五、〇〇〇	鳥取	池田綱清	三二〇、〇〇〇	鳥取	松平齊稷	三二五、〇〇〇	鳥取	池田慶德	三二五、〇〇〇	鳥取	池田慶德	三二五、〇〇〇	大廣間	侯	家門	城
	伯耆ノ內	龜井政矩	四三、〇〇〇																
	黑阪	關一政	五〇、〇〇〇																
	矢橋	市橋長勝	二〇、〇〇〇																
	米子	加藤貞泰	六〇、〇〇〇																
				因幡新田	池田仲時	二五、〇〇〇	因幡新田	池田仲雅	三〇、〇〇〇	因幡新田	池田主稅	三〇、〇〇〇	鹿奴	池田德澄	三〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
				因幡新田	池田清定	一五、〇〇〇	因幡新田	松平定保	二〇、〇〇〇	因幡新田	池田德風	一五、〇〇〇	若櫻	池田德定	二〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
【出雲】	松江	堀尾忠晴	二四〇、〇〇〇	松江	松平綱隆	一八六、〇〇〇	松江	松平齊恒	一八六、〇〇〇	松江	松平定安	一八六、〇〇〇	松江	松平定安	一八六、〇〇〇	大廣間	伯	家門	城
				廣瀨	松平近榮	三〇、〇〇〇	廣瀨	松平直寬	三〇、〇〇〇	廣瀨	松平直巳	三〇、〇〇〇	廣瀨	松平直巳	三〇、〇〇〇	帝鑑間	子	家門	陣屋
				出雲ノ內	松平直能	一〇、〇〇〇	母里	松平直方	一〇、〇〇〇	母里	松平直哉	一〇、〇〇〇	母里	松平直哉	一〇、〇〇〇	帝鑑間	子	家門	陣屋
【石見】	津和野	坂崎成正	三〇、〇〇〇	津和野	龜井茲親	四三、〇〇〇	津和野	松平康福	五〇、四〇〇	津和野	龜井茲監	四三、〇〇〇	津和野	龜井茲監	四三、〇〇〇	大廣間	伯	外樣	城
				濱田	松平康映	五〇、〇〇〇	濱田	龜井矩定	四三、〇〇〇	濱田	松平武聰	六一、〇〇〇							
【播磨】	姫路	池田利隆	三二〇、〇〇〇	姫路	本多正武	一五〇、〇〇〇	姫路	酒井忠道	一五〇、〇〇〇	姫路	酒井忠績	一五〇、〇〇〇	姫路	酒井忠邦	一五〇、〇〇〇	溜之間	伯	譜第	城
				明石	松平直明	六〇、〇〇〇	明石	松平直周	六〇、〇〇〇	明石	松平慶憲	一〇〇、〇〇〇	明石	松平直致	八〇、〇〇〇	大廣間	子	家門	城
				龍野	脇坂安照	五三、〇〇〇	龍野	脇坂安親	五一、〇八九	龍野	脇坂安美	五一、〇八九	龍野	脇坂安斐	五一、〇八九	帝鑑間	子	譜第	城
				赤穗	淺野長矩	五〇、〇〇〇	赤穗	森忠興	二〇、〇〇〇	赤穗	森忠典	二〇、〇〇〇	赤穗	森忠儀	二〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	城
				林田	建部政長	一〇、〇〇〇	林田	建部政堅	一〇、〇〇〇	林田	建部政世	一〇、〇〇〇	林田	建部政世	一〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋
				小野	一柳直好	一〇、〇〇〇	小野	一柳末榮	一〇、〇〇〇	小野	一柳末德	一〇、〇〇〇	小野	一柳末德	一〇、〇〇〇	柳之間	子	外樣	陣屋

慶長十九年　貞享元祿　文化十年　慶應元年　明治二年　家格

領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	詰所	三家門	諸家	外様	陣屋
【美作】																
津山	森忠政	一八六、五〇〇	津山	森長成	一八六、〇〇〇	津山	松平慶倫	一〇〇、〇〇〇	津山	松平慶倫	一〇〇、〇〇〇	大廣間	城	子	家門	城
【備前】																
岡山	池田忠雄	四五、〇〇〇	岡山	池田綱政	三一〇、〇〇〇	岡山	池田章政	三一五、〇〇〇	岡山	池田章政	三一五、〇〇〇	帝鑑間	侯	子	外様	城
【備中】																
庭瀬	戸川逵安	三、〇〇〇	庭瀬	足守木下利貞	三、〇〇〇	庭瀬	足守木下利恭	二、〇〇〇	庭瀬	足守木下利恭	二、〇〇〇	帝鑑間	侯	子	外様	陣屋
成羽	山崎家治	三五、〇〇〇	成羽	山崎治祇	三、〇〇〇	成羽	山崎治祇	三、〇〇〇	成羽	山崎治祇	三、〇〇〇	帝鑑間	侯	子	外様	陣屋
【備後】																
福島	正則	四九八、〇〇〇	福山	阿部正精	一〇〇、〇〇〇	福山	阿部正方	一〇〇、〇〇〇	福山	阿部正桓	一〇〇、〇〇〇	帝鑑間	伯	子	譜第	城
【安藝】																
廣島	浅野長晟	四二六、〇〇〇	廣島	浅野綱長	四二六、〇〇〇	廣島	浅野長勲	四二六、〇〇〇	廣島	浅野長勲	四二六、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	城
【周防】																
德山	毛利元賢	五〇、〇〇〇	德山	毛利元堅	五〇、〇〇〇	德山	毛利元蕃	四、〇〇〇	德山	毛利元蕃	四、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
岩國	吉川經健	六九、〇〇〇	岩國	吉川廣家	六九、〇〇〇	岩國	吉川廣達	六九、〇〇〇	岩國	吉川廣達	六九、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【長門】																
萩	毛利秀就	三六九、〇〇〇	萩	毛利吉就	三六九、〇〇〇	萩	毛利齊熙	三六九、〇〇〇	萩	毛利齊熙	三六九、〇〇〇	大廣間	公	子	家門	城
長府	毛利元平	五萬ノ内	長府	毛利元矩	五萬ノ内	長府	毛利元義	五萬ノ内	長府	毛利元敏	五萬ノ内	大廣間	侯	子	家門	城
清末	毛利元純	二、〇〇〇	清末	毛利元敏	二、〇〇〇	清末	毛利元純	二、〇〇〇	清末	毛利元純	二、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【淡路】																
洲本	池田忠雄	六、〇〇〇	洲本	池田忠雄	六、〇〇〇	洲本	池田忠雄	六、〇〇〇	洲本	池田忠雄	六、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【紀伊】																
和歌山	淺野長晟	三九五、〇〇〇	和歌山	德川光貞	五五五、〇〇〇	和歌山	德川治寶	五五五、〇〇〇	和歌山	德川茂承	五五五、〇〇〇	大廣間	御三家	子	家門	城
【阿波】																
德島	蜂須賀至鎭	一八六、〇〇〇	德島	蜂須賀綱矩	二五七、〇〇〇	德島	蜂須賀治昭	二五七、九〇〇	德島	蜂須賀茂韶	二五七、九〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
阿波ノ内	蜂須賀正武	阿波ノ内	阿波ノ内	蜂須賀齊裕	阿波ノ内	阿波ノ内	蜂須賀齊裕	阿波ノ内	阿波ノ内	蜂須賀齊裕	阿波ノ内	大廣間	侯	子	外様	城
【讃岐】																
高松	生駒正俊	一七三、〇〇〇	高松	松平賴常	二〇〇、〇〇〇	高松	松平賴聰	二〇〇、〇〇〇	高松	松平賴聰	二〇〇、〇〇〇	溜之間	御三家	子	家門	城
丸龜	京極高豐	六萬石	丸龜	京極高中	六萬石	丸龜	京極高中	五萬三千石	丸龜	京極高典	五萬三千石	溜之間	侯	子	外様	城
多度津	京極高通	一萬石	多度津	京極高賢	一萬石	多度津	京極高英	一萬石	多度津	京極高典	一萬石	柳之間	侯	子	外様	城
【伊豫】																
松山	加藤嘉明	一〇〇、〇〇〇	松山	松平定直	一五、〇〇〇	松山	松平定通	一五、〇〇〇	松山	松平勝成	一五、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	城
大洲	脇坂安治	五三、〇〇〇	大洲	加藤泰興	五、〇〇〇	大洲	加藤泰輝	六、〇〇〇	大洲	加藤泰秋	六、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	城
今治	松平賴眞	四、〇〇〇	今治	松平定之	三、〇〇〇	今治	松平定法	三、〇〇〇	今治	松平勝吉	三、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	城
宇和島	伊達宗利	七、〇〇〇	宇和島	伊達宗贇	一〇、〇〇〇	宇和島	伊達宗德	一〇、〇〇〇	宇和島	伊達宗德	一〇、〇〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
西條	松平賴純	三〇、〇〇〇	西條	松平賴英	三〇、〇〇〇	西條	松平賴英	三〇、〇〇〇	西條	松平賴英	三〇、〇〇〇	大廣間	侯	子	家門	陣屋
吉田	伊達宗繼	三〇、〇〇〇	吉田	伊達宗孝	三〇、〇〇〇	吉田	伊達村芳	三〇、〇〇〇	吉田	伊達宗敬	三〇、〇〇〇	大廣間	侯	子	家門	陣屋
【土佐】																
高知	山内忠義	二〇二、六〇〇	高知	山内豐昌	二〇二、六〇〇	高知	山内豐資	二四二、〇〇〇	高知	山内豐範	二四二、〇〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
【筑前】																
福岡	黒田長政	五三、〇〇〇	福岡	黒田長重	五三、〇〇〇	福岡	黒田齊清	五二、〇〇〇	福岡	黒田長溥	五二、〇〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
秋月	黒田長興	五、〇〇〇	秋月	黒田長元	五、〇〇〇	秋月	黒田長德	五、〇〇〇	秋月	黒田長知	五、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【筑後】																
柳川	立花宗茂	一〇九、五〇〇	柳川	立花鑑寿	一〇九、五〇〇	柳川	立花鑑寧	一〇九、五〇〇	柳川	立花鑑寧	一〇九、五〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
三池	立花種恒	一萬石	三池	立花種周	一萬石	三池	立花種善	一萬石	三池	立花種善	一萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【肥前】																
佐賀	鍋島勝茂	三五七、〇〇〇	佐賀	鍋島光茂	三五七、〇〇〇	佐賀	鍋島齊正	三五七、〇〇〇	佐賀	鍋島齊正	三五七、〇〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
小城	鍋島元茂	七萬石	小城	鍋島元武	七萬石	小城	鍋島元孝	七萬石	小城	鍋島元孝	七萬石	大廣間	侯	子	外様	城
鹿島	鍋島直朝	二萬石	鹿島	鍋島直堅	二萬石	鹿島	鍋島直彬	二萬石	鹿島	鍋島直彬	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
蓮池	鍋島直澄	二萬石	蓮池	鍋島直恒	二萬石	蓮池	鍋島直虎	二萬石	蓮池	鍋島直虎	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【肥後】																
熊本	加藤清正	五一五、〇〇〇	熊本	細川光尚	五四、〇〇〇	熊本	細川齊茲	五四、〇〇〇	熊本	細川齊護	五四、〇〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
宇土	小西行長	四萬石	宇土	細川行孝	四萬石	宇土	細川立禮	四萬石	宇土	細川立禮	四萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
人吉	相良長毎	二萬石	人吉	相良長寛	二萬石	人吉	相良長寛	二萬石	人吉	相良長寛	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【日向】																
延岡	有馬豐氏	五萬石	延岡	牧野忠辰	七萬石	延岡	牧野忠精	七萬石	延岡	牧野忠恭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	城
高鍋	秋月種長	二萬石	高鍋	秋月種政	二萬石	高鍋	秋月種殷	二萬石	高鍋	秋月種殷	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
佐土原	島津忠興	二萬石	佐土原	島津忠高	二萬石	佐土原	島津忠寛	二萬石	佐土原	島津忠寛	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
飫肥	伊東祐慶	五萬石	飫肥	伊東祐久	五萬石	飫肥	伊東祐帰	五萬石	飫肥	伊東祐帰	五萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【大隅】																
鹿兒島	島津家久	五五、〇〇〇	鹿兒島	島津吉貴	七七、七〇〇	鹿兒島	島津齊宣	七七、七〇〇	鹿兒島	島津齊彬	七七、七〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
【薩摩】																
鹿兒島	島津家久	七七、〇〇〇	鹿兒島	島津吉貴	七七、七〇〇	鹿兒島	島津齊宣	七七、七〇〇	鹿兒島	島津齊彬	七七、七〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
【對馬】																
府中	宗義智	一〇、〇〇〇	府中	宗義誠	一〇、〇〇〇	府中	宗義章	一〇、〇〇〇	府中	宗義和	一〇、〇〇〇	大廣間	侯	子	外様	城
【壹岐】																
勝本	松浦鎭信	六、〇〇〇	勝本	松浦棟	六、〇〇〇	勝本	松浦詮	六、〇〇〇	勝本	松浦詮	六、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【五島】																
福江	五島盛利	一萬石	福江	五島盛成	一萬石	福江	五島盛運	一萬石	福江	五島盛運	一萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【松浦】																
平戸	松浦鎭信	六、〇〇〇	平戸	松浦棟	六、〇〇〇	平戸	松浦詮	六、〇〇〇	平戸	松浦詮	六、〇〇〇	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【天草】																
富岡	三宅康貞	二萬石	富岡	三宅康盛	二萬石	富岡	三宅康直	二萬石	富岡	三宅康直	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【高來】																
島原	松平忠房	四萬石	島原	松平忠雄	四萬石	島原	松平忠馴	四萬石	島原	松平忠馴	四萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
杵築	松平重直	三萬石	杵築	松平重歸	三萬石	杵築	松平親賢	三萬石	杵築	松平親賢	三萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
日出	木下延俊	二萬石	日出	木下延俊	二萬石	日出	木下延俊	二萬石	日出	木下延俊	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
岡	中川久盛	七萬石	岡	中川久貞	七萬石	岡	中川久昭	七萬石	岡	中川久昭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【日向】																
高千穗	秋月種長	二萬石	高千穗	秋月種政	二萬石	高千穗	秋月種殷	二萬石	高千穗	秋月種殷	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
森	中川久盛	一萬石	森	中川久貞	一萬石	森	中川久昭	一萬石	森	中川久昭	一萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
竹田	中川久盛	七萬石	竹田	中川久貞	七萬石	竹田	中川久昭	七萬石	竹田	中川久昭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
日田	小笠原忠真	六萬石	日田	小笠原長次	六萬石	日田	小笠原長昌	六萬石	日田	小笠原長昌	六萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
佐伯	毛利高政	二萬石	佐伯	毛利高慶	二萬石	佐伯	毛利高翰	二萬石	佐伯	毛利高翰	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
岡	中川久盛	七萬石	岡	中川久貞	七萬石	岡	中川久昭	七萬石	岡	中川久昭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
森	中川久盛	一萬石	森	中川久貞	一萬石	森	中川久昭	一萬石	森	中川久昭	一萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
竹田	中川久盛	七萬石	竹田	中川久貞	七萬石	竹田	中川久昭	七萬石	竹田	中川久昭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
日田	小笠原忠真	六萬石	日田	小笠原長次	六萬石	日田	小笠原長昌	六萬石	日田	小笠原長昌	六萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	府内	竹中重利	三萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
佐伯	毛利高政	二萬石	佐伯	毛利高慶	二萬石	佐伯	毛利高翰	二萬石	佐伯	毛利高翰	二萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	臼杵	稻葉一通	五萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
岡	中川久盛	七萬石	岡	中川久貞	七萬石	岡	中川久昭	七萬石	岡	中川久昭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
森	中川久盛	一萬石	森	中川久貞	一萬石	森	中川久昭	一萬石	森	中川久昭	一萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
竹田	中川久盛	七萬石	竹田	中川久貞	七萬石	竹田	中川久昭	七萬石	竹田	中川久昭	七萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋
【豐後】																
日田	小笠原忠真	六萬石	日田	小笠原長次	六萬石	日田	小笠原長昌	六萬石	日田	小笠原長昌	六萬石	柳之間	侯	子	外様	陣屋

慶長十九年　貞享元祿　文化十一年　慶應元年　明治二年　家格

領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	領地	姓名	領地高	詰所	三家門
【筑後】	田中吉政	三五、〇〇〇千石	【豊後】	久留米有馬頼元	二一〇、〇〇〇千石	【豊後】	久留米有馬頼徳	二一〇、〇〇〇千石	【豊後】	久留米有馬頼咸	二一〇、〇〇〇千石	大廣間	外様
【豊前】	細川忠興	三五、〇〇〇千石	【豊後】	小倉小笠原忠雄	一五〇、〇〇〇小倉	【豊後】	小倉小笠原忠固	一五〇、〇〇〇小倉	【豊後】	小倉小笠原忠忱	一五〇、〇〇〇小倉	帝鑑間	伯譜第
【豊後】	臼杵稲葉典通	五〇、〇〇〇臼杵	【豊後】	中津小笠原長胤	一〇〇、〇〇〇中津	【豊後】	中津奥平昌高	一〇〇、〇〇〇中津	【豊後】	中津奥平昌邁	一〇〇、〇〇〇中津	帝鑑間	伯譜第
【豊後】	日出木下延勝	三、〇〇〇日出	【豊後】	小笠原長貞	一〇、〇〇〇小笠原	【豊後】	小笠原真温	一〇、〇〇〇小笠原	【豊後】	小笠原真正	一〇、〇〇〇千束	帝鑑間	伯譜第
【豊後】	竹田中川久盛	七、五〇〇	【豊後】	日出木下肋長	二、五〇〇日出	【豊後】	日出木下俊胤	二、五〇〇日出	【豊後】	日出木下俊愚	二、五〇〇日出	柳之間	子外様
【豊後】	佐伯毛利高政	三、〇〇〇佐伯	【豊後】	佐伯毛利高翰	二、〇〇〇佐伯	【豊後】	佐伯毛利高謙	二、〇〇〇佐伯	【豊後】	佐伯毛利高謙	二、〇〇〇佐伯	柳之間	子外様
【豊後】	森来鳴通春	二、五〇〇森	【豊後】	森久留島通嘉	一、五〇〇森	【豊後】	森久留島通靖	一、五〇〇森	【豊後】	森久留島通靖	一、五〇〇森	柳之間	子外様
【肥前】	府内竹中重門	二、〇〇〇府内	【肥前】	府内松平近説	二、〇〇〇府内	【肥前】	府内松平近説	二、〇〇〇府内	【肥前】	府内松平近説	二、〇〇〇府内	柳之間	子外様
【肥前】	岡木付	三、五〇〇岡	【肥前】	中川久恒	三、〇〇〇岡	【肥前】	中川久昭	三、〇〇〇岡	【肥前】	中川久昭（改姓）	三、〇〇〇岡	柳之間	子外様
【肥前】	唐津松平乗春	七〇、〇〇〇唐津	【肥前】	唐津水野忠任	六〇、〇〇〇唐津	【肥前】	唐津小笠原長国	六〇、〇〇〇唐津	【肥前】	唐津小笠原長国	六〇、〇〇〇唐津	帝鑑間	子譜第
【肥前】	佐賀鍋島光茂	三五、〇〇〇佐賀	【肥前】	佐賀鍋島齊直	三五、〇〇〇佐賀	【肥前】	佐賀鍋島茂實	三五、〇〇〇佐賀	【肥前】	佐賀鍋島直大	三五、〇〇〇佐賀	帝鑑間	侯譜第
【肥前】	平戸松浦鎭信	六、七〇〇平戸	【肥前】	平戸松浦誠信	六、七〇〇平戸	【肥前】	平戸松浦詮	六、七〇〇平戸	【肥前】	平戸松浦詮	六、七〇〇平戸	柳之間	侯外様
【肥前】	大村大村純長	二、七〇〇大村	【肥前】	大村大村純鎭	二、七〇〇大村	【肥前】	大村大村純熙	二、七〇〇大村	【肥前】	大村大村純熙	二、七〇〇大村	柳之間	侯外様
【肥前】	五島五島盛勝	一、〇〇〇五島	【肥前】	五島五島盛運	一、〇〇〇五島	【肥前】	五島小笠原長國	一、〇〇〇五島	【肥前】	五島小笠原長國	一、〇〇〇五島	柳之間	子外様
【肥前】	鹿島鍋島直條	二、〇〇〇鹿島	【肥前】	鹿島鍋島直彬	二、〇〇〇鹿島	【肥前】	鹿島鍋島直虎	二、〇〇〇鹿島	【肥前】	鹿島鍋島直虎	二、〇〇〇鹿島	柳之間	子外様
【肥前】	小城鍋島直頼	七、〇〇〇小城	【肥前】	小城鍋島直堯	七、〇〇〇小城	【肥前】	小城鍋島直堯	七、〇〇〇小城	【肥前】	小城鍋島直堯	七、〇〇〇小城	帝鑑間	子譜第
【肥前】	島原松平忠茂	七、〇〇〇島原	【肥前】	島原松平忠馮	七、〇〇〇島原	【肥前】	島原松平忠和	七、〇〇〇島原	【肥前】	島原松平忠和	七、〇〇〇島原	帝鑑間	子譜第
【肥前】	蓮池鍋島直之	三五、〇〇〇蓮池	【肥前】	蓮池鍋島直溫	三五、〇〇〇蓮池	【肥前】	蓮池鍋島直紀	三五、〇〇〇蓮池	【肥前】	蓮池鍋島直紀	三五、〇〇〇蓮池	帝鑑間	子譜第
【肥後】	熊本藤忠廣	五三、〇〇〇熊本	【肥後】	熊本細川齊樹	五四、〇〇〇熊本	【肥後】	熊本細川慶順	五四、〇〇〇熊本	【肥後】	熊本細川韶邦	五四、〇〇〇熊本	帝鑑間	子譜第
【肥後】	人吉相良長毎	二、〇〇〇人吉	【肥後】	人吉相良長泰	二、一〇〇人吉	【肥後】	人吉相良頼基	二、一〇〇人吉	【肥後】	人吉相良頼永	二、一〇〇人吉	柳之間	子外様
【日向】	飫肥伊東祐慶	五七、〇〇〇飫肥	【日向】	飫肥伊藤祐實	五三、〇〇〇飫肥	【日向】	飫肥伊東祐福	五二、〇〇〇飫肥	【日向】	飫肥伊東祐相	五二、〇〇〇飫肥	柳之間	子外様
【日向】	縣（延岡）有馬直純	五三、〇〇〇縣	【日向】	縣有馬永純	三〇、〇〇〇延岡	【日向】	延岡内藤政脩	七〇、〇〇〇延岡	【日向】	延岡内藤政擧	七〇、〇〇〇延岡	帝鑑間	城主
【日向】	高鍋秋月種春	三〇、〇〇〇高鍋	【日向】	高鍋秋月種殷	三、〇〇〇高鍋	【日向】	高鍋秋月種茂	三、〇〇〇高鍋	【日向】	高鍋秋月種殷	三、〇〇〇高鍋	柳之間	子外様
【日向】	佐土原島津忠興	三〇、〇〇〇佐土原	【日向】	磯部秋月種信	三〇、〇〇〇佐土原	【日向】	佐土原島津忠寛	三七、〇四〇佐土原	【日向】	佐土原島津忠寛	三七、〇四〇佐土原	帝鑑間	城主
【薩摩】	鹿児島島津家久	七二九、五〇〇鹿児島	【薩摩】	鹿児島島津綱貴	七二九、〇〇〇鹿児島	【薩摩】	鹿児島島津齊興	七七、八〇〇鹿児島	【薩摩】	鹿児島島津忠義	七七、八〇〇鹿児島	大廣間	城主
【對馬】府中	宗義智	一〇〇、〇〇〇府中	【對馬】府中	宗義眞	二〇、〇〇〇府中	【對馬】府中	宗義達	一〇〇、〇〇〇府中	【對馬】府中	宗義達（改姓）	一〇〇、〇〇〇嚴原	大廣間	城主
【薩摩】	江戸	球摩舎相	【薩摩】	江戸	長武	【薩摩】	江戸	三、〇〇〇	【薩摩】	江戸	三、〇〇〇	大廣間	城主

ダイミヤウアヅケ　大名預　預（アヅケ）を見よ。

ダイミヤウギヤウレツ　大名行列　供連（トモヅレ）を見よ。

ダイミヤウジン　大明神　明神に大といへる敬語を加へたるもの、明神と同じ。「ミヤウジン」參看　起原沿革　三代實錄仁和二年の宣命に、松尾大明神とあるを初見とす、此大明神は、明神とあるべきを、特に尊びて大明神といへるにて、大御神、大神など、同例なり、然るを上野國神名帳には、式内の神社を大明神、式外の社を明神とし、調所文書引く所の大隅國神名帳には、一位二位の神を大明神、四位五位の神を明神とし、全く兩者を區別したるは、此頃の風習なりしか、もしくは編者の私見なるべく、之を以て全體を推すこと能はず、忠富王記文龜三年七月の條に「中原師親申、石見國小岩見三宮明神號二勅許之由、吉田二位之許へ申遣了」とありて、其續きに擧げたる宗源宣旨には「今宜レ授二大明神號一者」と見ゆ、以て明神と大明神とは全く同一なるを證すべきなり、なほ右の兩神號は、勅許を得るを正しと爲したれども、私に儲か稱したること多かりしは、稻荷大明神の例を以ても之を知るべし（三代實錄、將門記、忠富王記、上野國神名帳、調所文書、松の落葉、古今要覽稿）

ダイミヤウヒケシ　大名火消　名稱參看　江戸時代、江戸城并に市内要所の防火に寃てたる大名の消防隊をいふ　起原沿革　起原詳かならず、元祿武鑑に、大名所々火消として本丸、三丸、四丸、山里、山王御宮、紅葉山、寛永寺、聖堂、增上寺、護持院、護國寺、白山御殿、兩國橋、新大橋、永代橋、淺草御藏、本所、同御材木藏、鐵砲洲新御藏等の防火に當れる大名を擧げ、別に大名方角火消として、東方四方南方北方の四區に、各々三名の大名を載せたり、蓋し當時既に其制ありしを知るべし、尋で柳營祕鑑には、紅葉山惣御佛殿、御譜代衆一人(拾萬石以上)二丸、御譜代衆一人(右同斷)御本丸、御譜代衆一人、(十萬石以上)西御丸、御譜代衆一人(右同斷)御物見、御廐部屋、御譜代衆一人(中大名)吹上、御譜代衆一人(小身大名)聖像遷座、御譜代衆一人(中大名)大手組防場、表大名御譜代一人、(但大手組御使番四人、於二場所一指圖有レ之)櫻田組防場、表大名御譜代五六人(但御使番右同斷)防大名大手櫻田之名目雖レ有レ之、畢竟當番非番隔日相分也、名而已歟」と見え、官中祕笈附記には「大名火消十二箇所、大名十二人火消役相勤、一は御本丸、二は西丸、三は二ノ丸、四は紅葉山、五は吹上、六は淺草御藏、七は本所御米藏、八は同、九は增上寺、十は上野、十一は吹上御覽所、十二は聖堂、大手組方角火消、大名四人、櫻田組方角火消、大名八人」とあり、祕鑑は元文年間に、祕笈は安永年間に纂輯したるものなれば、二書相異れる處は、蓋し沿革したるものなるべしと雖も、祕鑑に上野芝の兩山を載せざるは、恐らくは脫文あるに似たり、後遂に左の如く定まる（天保武鑑により當時守衛に當れる大名の名を註す、世襲の職にあらざれば、時代によりて異なれり）

大手方	松平右近將監	六萬千石	
櫻田方	内藤紀伊守	五萬九千石	
二ノ丸	黒田豐前守	三萬石	
紅葉山	松平佐渡守	三萬石	
吹上	大久保佐渡守	三萬石	
淺草御藏	上杉彈正大弼	十五萬石	
本所御米藏	加藤山城守	一萬石	

本所御米藏	土方大和守	一萬千石
增上寺	有馬玄蕃頭	二十一萬石
上野	佐竹右京大夫	廿萬五千八百石
聖堂	井上力三郎	一萬石
猿江御材木藏	板倉越中守	二萬石
大手組方角火消	久世謙吉	五萬八千石
同	仙石道之助	五萬八千石
同	安藤對馬守	五萬石
同	松平美作守	三萬石
櫻田組方角火消	加藤能登守	二萬五千石
同	板倉伊豫守	三萬石
同	秋月筑前守	二萬七千石
同	溝口伯耆守	五萬石

右の內大手方櫻田方は譜代大名より、他は譜代外樣の別ちなく命ぜられたり、而して其任に當れる大名は、出火に際し、火の見櫓の版木を合圖に繰出して、消防に從事するものにして、人員の定數は左の標準に從ふものとす、

二十萬石以上	騎馬十五騎乃至廿騎	足輕百二三十人	中間人足二百五十人乃至三百人
十萬石以上	騎馬十騎	足輕八十人	中間人足百四五十人
五萬石以上	騎馬七騎	足輕六十人	中間人足百人
一萬石以上	騎馬三四騎	足輕二十人	中間人足三十人

而して出火の際、實際に主人の出馬は稀なりと雖も、其美を盡し麗を競ひ、互に勇を鼓して繰り出す有樣は、最美事なりといへり、特に增上寬永の兩寺は歷代靈廟のある處たるを以て、大國の大名之を勤むるがゆゑに、壯觀もとより他の比にあらざりき、かゝる際には老中も亦本山に出馬し、使番を指揮して四方に傳令したり、また方角火消といへるは、大手櫻田の兩組に分れたれども、前にある大手方櫻田方とは全く別にして、要するに、城附護衛の遊軍ともいふべく、これまた火の見櫓の版木を合圖に繰り出し(人員の割合は前記のごとし)大手櫻田の二門に赴き、使番の傳令を待つ、蓋しみな老中目付等の指揮を受くるものなり、但し內曲輪の出火には、直接消防に從事すれども、外曲輪なる時は、火中の働を爲さず、唯火の粉飛火を防ぐのみを其職掌としたり、なほ天保の武鑑には大名八名あれども、安政の武鑑には四人を記したり、恐らくは變遷したるものなるべし、加賀鳶(カヾトビ)參看(柳營祕鑑、官中祕策、武鑑、德川禁令考、江戸の花)

ダイメイソウ　題名僧　經供養などの時に、經文の題名をよみあぐる僧を云ふ、榮花物語本の雫の條に「絹は五十を講師にはとらせて、のこりは題名僧どもにこそとらせめ云々」と見えたり、

ダイモン　大紋　**名義** 布にて作れる直垂をいふ **製作** 殆ど直垂と同じ、武家の制(江戸時代)家紋を染め抜き、上は背に一つ、左右の袖の中央に二つ、前は身と袖との縫ひ目左右に二つ、袴は兩膝の上に二つ、腰の下に一つ、大きく附けたり、諸大夫の著用するものは、胸紐、袖括、菊綴共に紫の丸組緒を用ひ、同朋、進物番等は革を用ふ **著用** 武家五位諸大夫、幷びに同朋、進物番の禮服なり、諸大夫著用のものは、地絹麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の練を用ふ、腰板の角丸くして、腰紐は白絲の上刺なり、進物番の著するものは、俗に御貸大紋と稱し、殿中裝束の時、納戸方より貸與し、式終れば返納す、色は水淺黃にして、唐花葵の紋所を染出したり、諸大夫は下襲の襟袖口等白色なれども、同朋、進物番は共に白色を禁ず、袴は孰れも長袴なり、公家にては、攝家清華の諸大夫、或は地下の諸司官人等著用せり、なほ直垂(ヒタタレ)の條を見よ、服制(フクセイ)の挿繪參看(四季草、青標紙、裝束甲冑圖解、德川盛世錄)

ダイモンギヤウレツ　大紋行列　江戸時代、將軍が城內紅葉山なる東照宮へ參詣の御成行列をいふ、御側御小性等大紋にて跡に隨ひ行くを以て此名あり、御成(オナリ)參看、

タイヤウレキ　太陽曆　曆の一種、明治五年十一月、天保壬寅曆を廢して之を用ふ、「コヨミ」參看、

タイラウ　大老　**名稱** 大家老の義、家老ともいひしことあれども正稱にあらず **職掌** 桃山江戸兩時代に於ける武家の職名、覇者の輔佐職にして、桃山時代には五奉行の上に、江戸時代には老中の上に位し、大政を總攬する事を掌る、而して江戸時代には、譜代十萬石以上の大名を以て之に宛て、官位從四位上、中將又は少將侍從等に補す、毎日登營して上部屋にあり、老中と同じく退出すれども、月番連署、評定所出座の務なく、唯內書のことに與かる、(井伊直弼の時に至り御用部屋に出仕せり)無上の重職たるが故に常に之を置かず、福地櫻痴居士の說に「大老は御用部屋には著坐せずして、別に其詰所を設け、凡て閣老等より將軍家へ具申すべき事務は、大老皆之をきいて、或は專決し、或は執奏して其可否を令す、苟も大老が可否したる事に付きては、將軍家にても、容易に之を變更せしめらるゝことなし、もし將軍家と大老との間に、意見の衝突する事ある時は、大老には、台旨と雖も、これを實施せしめざるの權力あるが故に、其職を罷免せざれば、台旨も行はれざるの場合ありとす」といはれしは、最其要を得たるものにして、王朝時代における攝政關白に相當せり、世或は今日の總理大臣の如きに心得るは誤りなり、當時總理大臣に相當せるは、首坐の老中なり、(「ラウヂユウ」參看)但し井伊直弼に及びて、趣を異にせり **起原沿革** 豐臣秀吉諸大名の中、重望ある德川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景を以て大老となし、大政を參決せしむ、大老の稱實に此に始まる、然れども其設置の年代詳かならず、木下文書、伊達文書等を按ずるに、文祿四年の五大老連署の條目、及び起請文あれば、同年には既に之れありしこと明なり、恐くは文祿三四年の間ならんか、慶長二年隆景免じ上杉景勝之に代る、人員五名あるを以て、世に五大老と稱す、(五大老)秀吉の薨後、利家また續いて歿し、幾干もなくして關ヶ原の亂起り、兵馬の權德川氏に歸するに及び、大老の職自ら廢滅せり、江戸時代に於ては、寬永十五年十一月、土井利勝、酒井忠勝の二人、瑣細の職掌に預る事は悉く免され、朔望の外は大事ある時のみ出仕し、老臣と會議して之を參決すべしとの命を蒙る、これを大老の起因と爲す、蓋し之より先、德川氏なほ參河にありし時、大久保、石川、酒井の諸家を以て家老と稱し世襲なりしが、後ち本多、榊原、井伊の三氏を加へ、常に年寄奉行(卽ち後世の老中)の上に位し、獨り政事の機密に參するのみならず、專ら諸士の頭領となりて軍將の職を兼ねたりしが、二代秀忠の時も舊によりて改むる所なく、なほ家老と稱したり、卽ち大老に相當せるものなりしが、此の時に當り大老の稱いまだ起らずと雖も、其實漸く備はれり、既にして利勝、忠勝卒し、寬文三年二月忠勝の子忠清はじめて大老職に補す、江戸時代に於て大老の稱こゝにはじまる、蓋し桃山時代の遺制に倣ひたるなり、時に將軍德川家綱多病にして政を視る能はず、大小の事悉く擧げて忠清に委任せるを以て、權勢朝野を傾く、而して其邸宅大手門外下馬札の傍に在るがゆゑに、世人下馬將軍と稱したり、家綱薨じ綱吉立つに及び、忠清旨に忤うて職を免じ、堀田正俊之に代る、正俊將軍擁立の功を負ひ、また頗る權勢ありしが、稻葉正休の爲めに害せられたり、其後井伊直該(はじめ直興)同直幸、同直亮等任ぜられたれども、其實權なく、殊に直幸の如きは、田沼意次に賂して漸く任補せられたるなれば、伴食たりしや知るべきのみ、安政五年井伊直弼大老に補するや、舊來の慣習を破り、直ちに御用部屋(所謂內閣なり)に出で、首相の席に就きて大政を參決せり、是に於て別に首坐の老中を置かず、直弼自ら大小の實務に當りしより、大老の職務漸く變じて、古の攝關にして太政大臣を兼ねたるが如きものとなりたり、萬延元年直弼櫻田門外に橫死したるの後、また暫く此職を闕きしが、慶應元年酒井忠績任ぜられしも、時既に幕府の末造に際し、紛亂の世態なりしを以て、其權頗る輕く、又前時に比すべきにあらざりき、いま江戸時代に於ける大老の任免を示せば左のごとし、但し土井利勝酒井忠清の時は、前にいへるがごとく、いまだ大老の稱なしと雖も、其實全く備りたるを以て便宜上載する事となしたり(續本朝通鑑、職掌錄、有司勤仕錄、德川實紀、續德川實紀、藩翰譜、野史、嘉永明治年間錄、幕末政治家、古事類苑官位部)

姓名	任免(又は卒日)	將軍
土井大炊頭利勝	寬永十五、十一、七—正保元、七、十一	家光
酒井讃岐守忠勝	寬永十五、十一、七—明曆二、五、廿六	家光 家綱
酒井雅樂頭忠勝	寬文六、三、廿九—延寶八、十二、廿九	家綱
堀田筑前守正俊	天和元、十二、十一—貞享元、八、廿八	綱吉
井伊掃部頭直該	元祿十、六、十三—元祿十三、三、二 正德元、二、十三—正德四、二、廿三	家宣 家繼
井伊掃部頭直幸	天明四、十一、廿八—天明七、九、十一	家治
井伊掃部頭直亮	天保六、十二、廿三—天保十二、五、十三	家齊 家慶
井伊掃部頭直弼	安政五、四、廿三—萬延元、三、三	家茂
酒井雅樂頭忠績	慶應元、二、朔—慶應元、十一、廿二	家茂

タイラウ　大牢　江戸時代に於ける牢舍の一種、庶民にして戸籍を有する者を入るゝ處なり、牢屋(ラウヤ)參看(牢獄筆記)

ダイリ　內裡　皇居をいふ、後世には里內裡の略稱としても用ひられたり、また內裏とも書す「クワウキヨ」「サトダイリ」參看、

ダイリンテン　大輪轉　女司、主藏女官、御手洗女官、掌縫女官、闈司、主水、東豎等、女官の敍爵を云ふ、また小輪轉と云ふあり、闈司、主水、東豎等の敍爵を云ふ、輪轉とは、女官を以て相遞に輪轉して敍爵せしめらるゝ義、大小とは多少と云ふ意なり(建武年中行事略解)

タイリヤウ　大領　郡司の一、「グンジ」を見よ、

タイリヤウ　大兩　物をはかる目方の名、大寶令の制を按ずるに、目方の稱呼は銖、兩、斤の三種に分ち、兩はまた大小の二つに分つ、而して小三兩を以て大一兩に當て、地を度り、銀銅穀を量るもの皆大を用ひ、其外の官私悉く小者を用ひしめしが、延喜式の制には之を改めて總て大を用ひ、晷景を測り、湯藥を合はすにのみ小を用ひしむることゝなりたり(「ハカリ」參看)古今要覽稿に「大寶令の權衡は、黍

貳千四百粒の重を一兩とし、十六兩を一斤とし、四十八兩を大一斤とすること、唐の權衡とおなじ、是を量に比するに、壹合の黍は、十龕一萬二千粒にして、小五兩の重さなり、是を今黍に考ふるに、大寶小壹合、今の壹勺四撮五有奇にあたる、一勺四撮五有奇の黍の重、今秤五錢八分有奇にあたり、五錢八分有奇に三を乘じて、十七錢四分有奇にあたる、是大壹合の重さなり、此を五分して小一兩を求むれば、今の三錢四分八釐有奇にあたる、此黍二千四百粒の重さなり、(黍の大さ百粒にして横黍尺一尺にあたるものをとる、普通の黍は百粒曲尺の七寸二三分に過ぎず、用ゆるにたへず)是を小一兩として三を乘じ、大一兩を求むるに、十錢零四分四厘有奇にあたる、また是を度にもとむるに、方一寸に分積一千あり、即黍千粒に比すべし、千粒は十鍊なり、よつて横黍百粒尺(即今小尺、今の曲尺八寸三分三釐有奇)の方寸を大尺(即今曲尺)にもとむれば、方八分三釐有奇にして、分積五百七十八分零零九五有奇にあたる、即小尺の千分なり、水を以て準とし、この方寸の重さをこゝろみるに、四錢四分六釐有奇なり、是を十鍊として一鍊をもとむるに、今の四分四釐六毫有奇にあたる、二十四を乘じて十錢零七分零四毫有奇をうる、是黍にもとめたる十錢零四分四釐有奇と、僅に二分六厘を差ふ、是共に唐秤をもとむる法にして、六典及び皇朝雜令と相同じ」といへり、

タイレイ　台嶺　比叡山を云ふ、支那にて天台山と稱するを模倣したるなり、又台嶽、台峯、北嶺とも云へり、

ダイワ　大和　私年號、持統天皇四年に相當し、凡七年間繼續す、諸國記は同天皇九年に相當し、凡二年間繼續と爲す(逸年號考)

ダイワン　臺灣　名義　大冤、東寧、東蕃、埤迦古くは高砂といひ、歐人はフォルモザーと稱し、我國にては北緯廿二度より廿六度、東經百廿度より百廿二度の間に蟠る一大島嶼にして、北東より南面に向ひて長橢圓の形を爲し、長約二百十哩、濶六十哩乃至七十哩、周圍約四百五十哩なり、即ち我九州と殆ど同積を有せり、而して大凡二百哩の海峽を隔てゝ清國福建省と相對し、東北八重山群島を隔てゝ遙に琉球に相接するに至れり　地勢沿革　最古の住民は何種族なるかは、詳かならざれども、耶蘇紀元前數世紀の時、東北地方より移住民臺灣に來り、漸次に北部及び西部の平地に殖民したり、リーズ博士は此種族は琉球群島より來れるものならんといへり、而して闘人は此をロンキュー種族と命名したりき、西曆六世紀の末葉に至りて、南方諸島に住したる蠻俗の馬來人種の一隊漂著し、本島西部の全平地を占領するや、所謂ロンキュー種族の大半は撲滅せられ、唯一部の種族山中に遁れて、漸く其獨立を保つのみ、爰で隋煬帝の大業七年(推古天皇十九年)之を征せしことあり、後ち元太祖の時、征服を試みたれども、其目的を遂する事能はざりき、明朝の時に至り、客家族と闘人種の一族、支那人の壓迫を蒙りて、支那大陸より東北に遁れたり、西部及び北部に住せる諸種族の間に相接するに至れり、明末に至り支那、日本、西班牙、葡萄牙人は、臺灣の一部に於て新領土を得て、風雨の雛を凌がんとし、西曆一千六百二十六年(寛永三年)西班牙の遠征軍は、臺灣島に上陸して、北部の基隆港を占領し、サルヴァドルといへる城砦を建設し、西方淡水の邊まで其主權を擴張したり、又當時日本人も盛んに通商を試みて殖民地を作りたりしが、會〻支那海賊の首領顏振衆といへる者、日本人と連合して其甲螺(頭領の意)となり、臺地に據りて、近海を剽盜せり、振衆歿後、鄭芝龍之に代りて威を振ひしが、綱紀既に頽破せる明朝は之を制する能はざるを以て、誘致して總兵官と爲し、更に南安伯と爲したり、是に於て芝龍は臺灣を棄てゝ、明朝の爲に力を盡すこと數年に及ぶ、既にして清の大祖滿洲より興起し、明を滅すに及び、芝龍遂に清に降る、芝龍の子鄭成功父に從はずして明の恢復を圖りしも、容易に志を達する能はざるや、臺灣に據りて爲す所あらんとし、順治十八年(寛文元年)臺灣を襲ひて、之を占領し、赤嵌城を增築して本營と爲し、且臺灣島を安平鎭と改名し、城を承天府と稱し、天興萬年の二縣を置く、康熙元年三月(寛文二年)歿したるを以て其子經、跡を繼ぐ、此時に當り、島内永住の支那人は、非常に多數に上りしを以て、本島の西部及び北部の一圓に蝟集するに至り、爲めにマレイ人種は逐斥せられ、時と共に自ら衰滅するの狀態に陷れり、既にして鄭經は其族鄭泰と不和を生じ、泰の一派は相率ゐて清朝に降る、清朝以て好機會と爲し、康熙二年十月(寛文三年)兵を擧げて經を襲ふ、經防戰して利あらず、鄭氏の軍是よりして勢を失ふに至り、諸將相尋で清に下るもの多し、康熙二十年正月鄭經卒し子克塽立つ、同二十年清朝施琅に命じ之を剿らしむ、施琅まづ澎湖島を略し、進んで臺灣に迫り、連戰皆勝つ、克塽遂に敵すべからざるを知り、出でゝ降る、成功が臺灣によりてより凡二十三年なりき、是に於て施琅は清廷に疏して自ら臺灣の地を經略し、且つ克塽を京師に送る、清主克塽に漢軍公を授けて臣下となす、尋で又東寧の名を蕩の臺灣に復し、臺灣、鳳山、諸羅の三縣を置き、兵營を分つこと凡十、福建太守の指命により巡撫の官を設け、兵八千を遣りて其地を守らしめ、又別に兵二千を派して澎湖を守らしめ、全く清國政府の治下に屬す、されど住民尚鄭氏を慕ふ者尠なからず、遂に朱一貴、林爽文、蔡奕等の叛亂相尋で起りしも、皆平定して臺地の全土靜謐に歸す、島民は支那の殖民の外、其大部分は無識の蠻民にして、各々部落を立てゝ相集り、僅に清國の政令を受くるものは、之を熟蕃と稱し、化外にあるものは、之を生蕃と稱するの有樣なりしを以て、時々此等の蕃民より災害を生じたることあり、宣光帝の道光廿二年、英國軍艦此地に漂到せし時、臺人其乘組員を殺したるが爲め紛議を生じたれども、清國政府の陳謝によりて事なきを得たり、穆宗帝の同治十四年(明治四年)琉球藩の人漂著して生蕃に殺されしより、日清兩國間の紛議を來し、其結果日本の出征となり、清國政府は償金五十萬兩を日本政府に納れて僅に局を結べり、光緒十年(明治十七年)清佛戰爭起り、翌年六月佛軍鷄籠を占領し、十月淡水を砲擊し、同時に臺灣島の全西岸を封鎖したりしが、幾千もなくして平和條約成るに及び、臺灣澎湖列島は佛軍の占領及び封鎖を免かるゝを得たり、是より、清國は深く臺灣に意をそゝぎ、光緒十一年、臺灣を福建州より分離し、澎湖島と共に一省と爲し、更に全省を三區劃に分ち、北部臺北府に對して、南部に臺南府をおき、臺灣府を臺南と改め、劉銘傳を巡撫の任に當らしめたりしが、光緒二十一年(明治二十八年)日清戰爭の結果、臺灣は遂に日本の版圖に屬したり　交通　昔國戰國爭亂の世に當り、所謂和寇の徒の跳梁を極むるに際し、正親町天皇永祿六年(明の嘉靖四十二年)我寇民閩粵の境に至りしを、明將戚繼光之を破りしかば、寇民遁れて臺灣に向ひたりといひ、其後支那の流賊林道乾といへる者我寇民に與し、浙閩の邊海を掠めたるに、敗れて臺灣に走りたりといへり、以て我が寇民が既に根據を臺灣に占めたりし事を何ふべきなり、これより日を遂うて我國民の臺灣に至るもの漸く多く、商人等は、定規に從うて臺灣に往航し、獸皮、砂糖、其他支那より輸入し來れる生絲を買收する等の事を營みしが、彼等は臺灣市府にも到り、此地方の景色を愛し、百年の壽を保つべきなりとて高砂と稱したり、慶長十四年德川家康も亦夥多の使節を臺灣に派し、通商貿易を圖りしかども、少しも其效を奏せず、使節の中或は虐殺の害に遭へるものあり、或は奴隷に賣らるゝもの尠なからず、正保二年十二月使を我國に遣はして援兵を乞ふ、幕府省せず、三年八月芝龍再び我國に援兵を請ふ、時に幕府の議未だ決せざるに當り、福州既に陷り、芝龍清に降るの報を得て其事遂に

常に多數に上りしを以て、本島の西部及び北部の一圓に蝟集するに至り、爲めにマレイ人種は逐斥せられ、時と共に自ら衰滅するの狀態に陷れり、既にして鄭經は其族鄭泰と不和を生じ、泰の一派は相率ゐて清朝に降る、清朝以て好機會と爲し、康熙二年十月(寛文三年)兵を擧げて經を襲ふ、經防戰して利あらず、鄭氏の軍是よりして勢を失ふに至り、諸將相尋で清に下るもの多し、康熙二十年正月鄭經卒し子克塽立つ、同二十年清朝施琅に命じ之を剿らしむ、施琅まづ澎湖島を略し、進んで臺灣に迫り、連戰皆勝つ、克塽遂に敵すべからざるを知り、出でゝ降る、成功が臺灣によりてより凡二十三年なりき、是に於て施琅は清廷に疏して自ら臺灣の地を經略し、且つ克塽を京師に送る、清主克塽に漢軍公を授けて臣下となす、尋で又東寧の名を蕩の臺灣に復し、臺灣、鳳山、諸羅の三縣を置き、兵營を分つこと凡十、福建太守の指命により巡撫の官を設け、兵八千を遣りて其地を守らしめ、又別に兵二千を派して澎湖を守らしめ、全く清國政府の治下に屬す、されど住民尚鄭氏を慕ふ者尠なからず、遂に朱一貴、林爽文、蔡奕等の叛亂相尋で起りしも、皆平定して臺地の全土靜謐に歸す、島民は支那の殖民の外、其大部分は無識の蠻民にして、各々部落を立てゝ相集り、僅に清國の政令を受くるものは、之を熟蕃と稱し、化外にあるものは、之を生蕃と稱するの有樣なりしを以て、時々此等の蕃民より災害を生じたることあり、宣光帝の道光廿二年、英國軍艦此地に漂到せし時、臺人其乘組員を殺したるが爲め紛議を生じたれども、清國政府の陳謝によりて事なきを得たり、穆宗帝の同治十四年(明治四年)琉球藩の人漂著して生蕃に殺されしより、日清兩國間の紛議を來し、其結果日本の出征となり、清國政府は償金五十萬兩を日本政府に納れて僅に局を結べり、光緒十年(明治十七年)清佛戰爭起り、翌年六月佛軍鷄籠を占領し、十月淡水を砲擊し、同時に臺灣島の全西岸を封鎖したりしが、幾千もなくして平和條約成るに及び、臺灣澎湖列島は佛軍の占領及び封鎖を免かるゝを得たり、是より、清國は深く臺灣に意をそゝぎ、光緒十一年、臺灣を福建州より分離し、澎湖島と共に一省と爲し、更に全省を三區劃に分ち、北部臺北府に對して、南部に臺南府をおき、臺灣府を臺南と改め、劉銘傳を巡撫の任に當らしめたりしが、光緒二十一年(明治二十八年)日清戰爭の結果、臺灣は遂に日本の版圖に屬したり　交通　昔國戰國爭亂の世に當り、所謂和寇の徒の跳梁を極むるに際し、正親町天皇永祿六年(明の嘉靖四十二年)我寇民閩粵の境に至りしを、明將戚繼光之を破りしかば、寇民遁れて臺灣に向ひたりといひ、其後支那の流賊林道乾といへる者我寇民に與し、浙閩の邊海を掠めたるに、敗れて臺灣に走りたりといへり、以て我が寇民が既に根據を臺灣に占めたりし事を何ふべきなり、これより日を遂うて我國民の臺灣に至るもの漸く多く、商人等は、定規に從うて臺灣に往航し、獸皮、砂糖、其他支那より輸入し來れる生絲を買收する等の事を營みしが、彼等は臺灣市府にも到り、此地方の景色を愛し、百年の壽を保つべきなりとて高砂と稱したり、慶長十四年德川家康も亦夥多の使節を臺灣に派し、通商貿易を圖りしかども、少しも其效を奏せず、使節の中或は虐殺の害に遭へるものあり、或は奴隷に賣らるゝもの尠なからず、正保二年十二月使を我國に遣はして援兵を乞ふ、幕府省せず、三年八月芝龍再び我國に援兵を請ふ、時に幕府の議未だ決せざるに當り、福州既に陷り、芝龍清に降るの報を得て其事遂に施し、まづ澎湖列島を征啖して、本島に一城壁を築けり、かくて闘人は船を廈門に送りて、通商條約を締結せん事を請ふ、時の福建太守は闘人を澎湖列島より放逐せんが爲めに、闘人に示すに、對岸の臺灣府に於て支那商船と貿易するを許可したり、闘人は直ちに命を諾し、澎湖本島の城壁を毀ち、臺灣府前の一小島に城砦を建設し、ゼーランヂヤ(安平城)と名づく、此に於て大平地の要衝は、遂に全く印度商會の占領に歸したり、然るに當時西班牙は、和闘と不和なりしを以て、マニラより日本に航せんとする西班牙人は、臺灣の一部に於て新領土を得て、風雨の雛を凌がんとし、西曆一千六百二十六年(寛永三年)西班牙の遠征軍は、臺灣島に上陸して、北部の基隆港を占領し、サルヴァドルといへる城砦を建設し、西方淡水の邊まで其主權を擴張したり、又當時日本人も盛んに通商を試みて殖民地を作りたりしが、會〻支那海賊の首領顏振衆といへる者、日本人と連合して其甲螺(頭領の意)となり、臺地に據りて、近海を剽盜せり、振衆歿後、鄭芝龍之に代りて威を振ひしが、綱紀既に頽破せる明朝は之を制する能はざるを以て、誘致して總兵官と爲し、更に南安伯と爲したり、是に於て芝龍は臺灣を棄てゝ、明朝の爲に力を盡すこと數年に及ぶ、既にして清の大祖滿洲より興起し、明を滅すに及び、芝龍遂に清に降る、芝龍の子鄭成功父に從はずして明の恢復を圖りしも、容易に志を達する能はざるや、臺灣に據りて爲す所あらんとし、順治十八年(寛文元年)臺灣を襲ひて、之を占領し、赤嵌城を增築して本營と爲し、且臺灣島を安平鎭と改名し、城を承天府と稱し、天興萬年の二縣を置く、康熙元年三月(寛文二年)歿したるを以て其子經、跡を繼ぐ、此時に當り、島内永住の支那人は、非かならず)をして彼地に派遣したりしも數を見ずして歸る、闘人の記載する所によれば、彼は西曆千六百十五年(元和元年)と翌千六百十六年(元和二年)の兩年に三千乃至四千の兵を送りて臺地に鞏固なる立脚地を構へたりしも、後援のなかりし爲め、事幾千もなくして敗れたりといへり、かく幕府の對臺灣政策は失敗に終りたれども、我が商民の渡航するもの舊に倍したりしが、翠で和闘人と日本人との競爭を生じたりき、此時に當り闘人は臺灣府前の一小島に城砦を築き、臺灣の和闘總督は漸次に勢力を高め、住民に租稅を課し、輸出入品に對して苛稅を徵收すべしとのパターピヤよりの訓令を奉じ、銳意其實行を圖れり支那商人、臺灣土農、其他近傍の支那人等は、闘人の有したる微々たる守備兵と數門の大砲とを一見して戰々兢々として總督の命令に服從したれども、日本の殖民及び商人等は關稅の請求に應ずる事を拒絶したり、(はじめ闘人は事實上日本人の關稅を免除したり、これ日本における印度商會が、商賣の自由を有したる爲なりき、然るに西曆千六百二十六年即ち我が寛永三年より他と同一の取扱を受くる事となりたり、此時に當り長崎の臺商末次平次の配下なる濱田彌兵衛は、和闘の臺灣總督ヒーター、ヌイツの不法行爲を憤り、寛永五年臺灣に渡航し、ヌイツの邸内に亂入し、ヌイツを捕へて嚴重の談判を開き、先に差押へたる商品を支拂はしめ、其子を質として歸朝したり、(ハマダヤヘエに參看)寛永十五年鎖國令の出づるによりて交通全く絶ゆ、既にして鄭芝龍臺灣に據り、明朝の爲めに力を盡すや、正保二年十二月使を我國に遣はして援兵を乞ふ、幕府省せず、三年八月芝龍再び我國に援兵を請ふ、時に幕府の議未だ決せざるに當り、福州既に陷り、芝龍清に降るの報を得て其事遂に

罷む、慶安元年七月芝龍の子鄭成功更に書を長崎の譯官に寄せて援兵の事を乞ひしも、幕府は之を省みざりしが、明暦元年七月また書を幕府に呈して援助を請ふこと頗る切なりしと雖も、幕府は遂に應ぜざりき、下りて明治の初年に及び、我國民臺灣に漂著して、蕃民の爲めに殺さるゝや、政府は清國政府に對して此事を詰問する所ありしも、清國は言を左右に託して我要求に應ぜざりしがゆゑに、西鄉從道等に兵を授けて蕃地を征せしが其極償金を清國より得て局を結びたり（「ダイワンノエキ」參看）既にして明治二十七年朝鮮の事により日清戰爭起り、清國は遂に臺灣を割きて日本に讓與することとなり、廿八年六月二日授受の手續を終ふ、此に於て新たに臺灣總督府を置き、陸海軍の將官を以て總督に補し、臺灣並に澎湖列島を管轄せしむる事となれり（野史、臺灣志、臺灣島史）

ダイワンノエキ　臺灣役　起原 明治の初

年琉球宮古島の人六十人臺灣に漂著し、多く蕃民に虐殺せられ、生きて還る者僅に十三人のみなりしが、同六年三月小田縣の漂民四人亦臺灣に至りて害に遭ふ、是に於て臺灣征討の議始めて廟堂に起る、而して臺灣の地たる、一半は清國に屬し、一半は所屬明らかならざりしゆゑ、政府はまづ清國政府に質すの必要を感じ、會々全權大使副島種臣盟好を訂せんが爲めに清國に赴くを以て、命じて臺灣のことを問はしむ、清國生蕃を以て化外の民と稱し、且つ琉球が日本の部屬にあらざるを抗論す、種臣曰く、臺灣の蕃民我民を害す、理當に懲罰すべし、若し貴國にして措て治めずんば、吾邦將に一軍を派して之を治めんとす、庶くは他日異議ある勿れと、卽ち歸朝して臺灣の征討すべきを奏上す、朝議往往まいまだ決せざるなり、既にして征韓論まづ起り、尋で内閣の分離となり、民選議院の建議となり、佐賀の叛亂となり、國内頗る多事、而してこれ皆現政府に對する不平黨の多きを示すのなるがゆゑに、當局者は、此の不平黨をして餘憤を外に漏らさしめんことを謀り、遂に臺灣征討の策を決す 参考 明治七年四月陸軍中將西鄉從道を臺灣事務都督と爲し、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍と爲し、兵三千六百餘人を率ゐてまづ長崎に到り糧食を備ふ、また臺灣蕃地事務局を正院に置き、參議大隈重信を以て長官と爲す、越えて五月從道等は日進、孟春、明光、三邦の四艦を率ゐ、長崎を發し、且つ更に陸軍少佐福島九成をして、別に清國厦門に遣り、師を發するの事を告げしむ、既にして我軍進みて臺灣に抵る、諸酋長爭うて款を納れしが、獨り牡丹社兇頑にして服せず、是に於て五月廿二日大擧して軍を竹社、風港、石門の三道より進む、蕃人險に據りて之を拒ぐ、我軍兵を分ち、續いて嶺後に出でしかば、蕃人等狼狽して奔竄し、遂に牡丹社酋長阿祿父子を斬る、生熟の二蕃風を聞きて震慴し、前後來り降る、時に暑熱燬くがごとく、加ふるに霖潦連旬に亙り、我兵病みて斃るゝもの多し、然れども屈せず、進んで牡丹社の根據地に迫り、石門に到りて其廬舍を燒く、蕃人等狼狽して出で降り、生蕃略ぼ平ぐ、我軍卽ち戍をおきて兵を收め、龜山を以て本營と爲し、都督府及び病院を設け、荊棘を拓き、橋梁を架して久屯の計を爲す 結果 是より先征蕃軍の發するや、政府は柳原前光を全權公使とし、清國に差遣して出師の理由を告げしむ、清國は遂に進んで相國となり、隋帝の禪を受け國號を唐と稱ぜり、是を高祖皇帝と云ふ、當時群雄各地に割據して、海内尚未だ平定せず、世民自ら將として連年兵を接へ、卽位七年に至て海内定まる、帝意を内治に用ひ、學校を設け、官制を更め内律令を頒ち、班田を行ひ、租庸調の法を定め、府兵の制を作る、九年位を世民に傳ふ、是を太宗と云ふ、帝、杜如晦、房玄齡等十八學士を採用し、能く其策を用ひて或は突厥を服し、或は吐谷渾、吐蕃、高昌等を降し、或は高麗を征し、或は薛延陀、回紇等を降し、或は天竺を見え、往復辯論凡そ七回に及びてなほ決せず、延いて十月に至る、利通決然國旗を捲いて去らんとす、駐清英國公使ウエート間に居て調停する所あり、清國亦我征蕃の擧を以て義擧と爲し、通路を修し、營舍を建てたるの費と、琉球人の被害を賑恤するの資とを併せて清銀五十萬圓を我に納れしめ、なほ清國は生蕃を檢束して爾後永く害を航客に加へざらしめ、我兵屯戍を解くの期を以て、清國全く銀兩を輸する事と爲したり、利通因りて臺灣に赴き、從道に面して和の成りたるを告げ、十一月歸朝す、既にして從道等また凱旋せり、此役我兵の戰死せるもの僅かに十二人に過ざざりしが、氣候の異なるが爲め、病に罹りて死するもの五百六十一人、而して之が爲めに財を費やす事七百八十萬圓なりき（明治歷史）

唐　支那にて李氏の建てたる國號、祖を

李淵と云ふ、西涼公李暠の後なり、父を昞と云ふ、北周に仕へて唐公に封ぜられたり、淵其後を嗣ぎて唐公となり、隋に仕へて弘化の留守となれり、隋の季世、群盜蜂起して亂を爲すや、淵の次子世民、世の亂れたるを見て、淵に大業を勸む、淵遂に兵を大原に起し、進で長安に入る、其勢甚盛にして恭王侑を立て煬帝を太上皇となし、遂に進で相國となり、隋帝の禪を受け國號を唐と稱ぜり、是を高祖皇帝と云ふ、當時群雄各地に割據して、海内尚未だ平定せず、世民自ら將として連年兵を接へ、卽位七年に至て海内定まる、帝意を内治に用ひ、學校を設け、官制を更め内律令を頒ち、班田を行ひ、租庸調の法を定め、府兵の制を作る、九年位を世民に傳ふ、是を太宗と云ふ、帝、杜如晦、房玄齡等十八學士を採用し、能く其策を用ひて或は突厥を服し、或は吐谷渾、吐蕃、高昌等を降し、或は高麗を征し、或は薛延陀、回紇等を降し、或は天竺を

服し、或は龜茲及び西突厥を伐ち、大に版圖を開きたり、諸政大に整備し、國内泰平、國威外に輝けり、故に後世之を貞觀の治と稱す、在位廿三年にして崩じ、太子晉王治立つ、是を高宗皇帝と云ふ、帝の時前代よりの外征を繼ぎて功を奏せしも、晩年多病となり、皇后武氏に國政を委ねしを以て、大權自ら武后に歸するに至れり、帝在位三十四年にして崩じ、太子英王哲立つ、是を中宗皇帝と云ふ、武后皇太后となりて政を執り、遂に帝を廢して廬陵王と爲し、其弟豫王旦を立つ、尋で太后革命を圖り、大に唐の宗室を殺し、唐を周と改め、自ら則天皇帝と稱し、專恣甚だし、其後張柬之等武后に迫りて中宗を復位せしめて、唐室を復興せり、然るに中宗暗弱にして皇后韋氏亦朝政を與り聞く、帝の女安樂公主武三思の子崇訓に嫁せしより、三思宮中に出入して韋后と通じ、共に朝政を恣にす、太子重俊韋后の子にあらざるを以て其事を喜ばず、兵を發して三思崇訓を殺し、遂に宮を犯しも事敗れて死す、安樂公主韋后の朝に臨み、己を皇太女となさんことを欲し、共に謀て帝を弑し、温王重茂を立つ、韋后自ら政を攝し、其勢盛なり、時に豫王旦の子隆基、劉幽求等と謀り、兵を率ゐて宮に入り、韋后及び安樂公主等を斬り、温王を廢して父を立つ、是を睿宗皇帝と云ふ、在位三年にして自ら太上皇と稱し、位を太子隆基に傳ふ、是を玄宗皇帝と云ふ、帝意を政治に用ひ、賢相を擧げて事を謀りしかば、國内能く治まり、文學技藝の盛觀を至したれば、後世開元の治と稱したり、然れども吐蕃の勢强盛にして屢々邊境に寇し、連年兵を交へ、加ふるに帝在位久しきに及び、漸く驕滿の念生じ、奢侈をなし、國用足らず遂に聚斂を事とするに至れり、帝又太子瑛、鄂王瑤、光王琚を殺し、壽王瑁の妃楊太眞を宮に入れて貴妃となす、貴妃容色優れたりしかば寵を專にし、國政漸く亂る、當時安祿山と云ふ者あり、驍勇にして膽力に富み、詔才あり、帝の左右に侍して寵を恣にし、遂に東平郡王となり、河東の節度使を兼ね、宰相李林甫薨じて楊國忠相となるに及び、遂に兵を擧げて反し、進で洛陽を陷れ、大燕皇帝と僭號す、更に關中に入り長安に向ふ、帝馬嵬に出奔す、將士皆怒りて楊國忠を殺し、貴妃を縊殺して發す、帝遂に成都に赴く、時に父老道を遮りて留らんことを請ふ、帝依て太子亨をして慰撫せしむ、父老又太子の馬を擁して行かしめず、遂に靈武に至り位に卽く、是を肅宗皇帝と云ふ、帝、李泌と事を謀り、回紇の兵を借り、兵馬元帥廣平王俶、及び副元帥郭子儀、朔方の軍と共に賊を擊破し、遂に長安を復し、更に進て洛陽を復す、時に安慶緒既に其父祿山を弑して自立したりしが、遂に鄴に走れり、帝依て長安に入る、在位七年にして崩じ、太子豫立つ、是を代宗皇帝といふ、帝雍王适を兵馬元帥となし、賊を討じ、内亂始めて平定す、然れども内亂の爲め邊備完からず、外蕃の入寇を招き、吐蕃、西蕃、南詔屢々侵寇して止まざりき、唐の初め玄宗の時、邊境に十節度使を置きて、敷州を一鎭として外蕃の防禦をなさしめたり、安史の亂以後内地にも節度使を置き、賊の降將等を之に任じたり、是より民政兵馬の大權之に歸し、次第に驕慢跋扈して、朝命を奉ぜざるに至れり、德宗立つに及び、租庸調の法を改めて兩稅の法とし、財政の充實をはかり、又藩鎭世襲の風を改めて、其勢を殺がんことを企てしも、共に人民の不平を招き、河北淮西の諸鎭反して悉く失敗に歸し、藩鎭の跋扈六十餘年に亙るに至れり、かくの如く國勢衰ふるに當りて、上に英主なく、下に宦官の專權ありて、益々衰頽を招くに至れり、宦官は武后の時より玄宗に至りて漸く盛になり、且つ信任愛用せられしより、漸く勢を得、德宗の時には兵權を握り、政務を專らにするに至れり、後遂に憲宗を弑して穆宗を立て、又敬宗を弑して絳王悟を立てしが、更に絳王を廢して文宗を立てたり、是より先き李紳李逢吉互に朋黨を立て、相爭ひしが、後李德裕は李宗閔と軋轢す、文宗に及び宗閔宦官と結び、政を專にす、文宗宦官を除かんことを再度企てしも成らず、文宗崩ずるの後、宦官武宗を立て其勢益々盛なるに至れり、かく宦官盛なる上に朝臣朋黨を立てゝ爭ふこと四十餘年、藩鎭の勢また滅びず、天下の政事大に紊亂し、諸外國亦唐に寇するもの少からず、故を以て人民は流離し、盜賊四方に蜂起するに至れり、就中最も勢力を得たるを黃巢とす、黃巢は曹濮の間に起り、河南江南淮南の各地を掠し、更に北上して洛陽を陷れ、長安に入りて大燕皇帝と僭號す、宦官僖宗を擁して蜀に奔れり、是より先き沙陀節度使李國昌其子克用と唐に背きて晉陽に逼りしが、唐兵の爲めに破られ韃靼に逃れたり、黃巢の勢盛なるに及び、唐沙陀の罪を宥し、克用をして之を平げしむ、克用唐軍を助け黃巢を平げ、河東の節度使となれり、賊の降將李全忠宣武の節度使となり、汴にありて克用と善からず、昭宗の時に至り、藩鎭各地に割據して互に爭奪を事とす、全忠橫暴あり、淮南河南河北の諸鎭を平げ破竹の勢を以て河東の李克用と相爭うに至る、この時に當り近畿の諸鎭屢々長安を侵しゝかば、昭宗華州に出奔す、既にして長安に還り、宰相崔胤と謀りて宦官を除かんと欲し、全忠を召す、全忠因て兵を率ゐて長安に赴き、悉く宦官を殺し梁王となりて汴に還りしが、崔胤を殺し、都を洛陽に遷し、昭宗を弑して哀帝を立つ、遂に帝位を簒し汴に

都せり、之を後燕の太祖皇帝と云ふ、唐凡二十世二百九十年にして亡びぬ 交通 我國の唐と交通せしは、推古天皇三十一年學問僧惠齋惠光等唐より歸朝して、唐は禮儀の國なり、常に相聘問すべしと奏せしより起る、舒明天皇二年秋、大仁犬上御田鍬を遣はして聘を聘せしむ、四年唐主新州刺史高表仁をして御田鍬を送らしむ、是れ公使の往復ありし始めなり、孝德天皇白雉四年、小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使として唐に遣はす、是れ遣唐使の始めなり、後ち常に遣唐使を派遣し、留學生を送りて唐の文物制度を學ばしめ、以て我邦の政治に應用したり（コケンタウシ」參看）後ち唐國亂れしを以て、遣唐使派遣は停めたれども、私の通交は盛に行はれたりき、醍醐天皇延喜三年、唐人景球羊白鵝を獻じ、九年冬、孔雀を獻じ、十九年交易唐物當廐有、掌同じく孔雀を獻じ、同年唐僧長秀滅霎知琮等來り、延長四年興福寺僧寬建奏請して入唐五台山を巡禮せんと乞ふ、之を許し黃金百兩を賜ひ、宇多天皇亦黃金を賜ひて其行を賞したり（大日本史、外交志稿、支那史、東洋史要）

○高祖淵（一代）―太宗世民（二代）―高宗治（三代）―中宗哲（四代、此後暫天武后篡位）
　―睿宗旦（五代）―玄宗隆基（六代）―肅宗亨（七代）―代宗豫（八代）
　―德宗适（九代）―順宗誦（十代）―憲宗純（十一代）
　―穆宗恒（十二代）―敬宗湛（十三代）
　　―文宗昂（十四代）
　　―武宗炎（十五代）
　―宣宗忱（十六代）―懿宗漼（十七代）―僖宗儇（十八代）
　　―昭宗傑（十九代）―哀帝祝（二十代）

タウキ　陶器　燒物（ヤキモノ）を見よ、

ダウキ　道機　名號 字は鐵牛、自牧子と號す、勅諡大慈普應國師 諱賢 石見の人、寬永五年二月に生る、十一歲郡の龍峯寺提宗に事へ、十五歲出家して慧覺と號す、十九歲美作の龍雲寺に留る、會々母の病を聞いて家に歸省し、大阪に至り後更に京都妙心寺に投ず、既にして江戶東禪寺、大阪法雲寺等に徧歷して教釋並に究む、明曆元年大阪より西下し、長崎に至りて崇福寺に入り、隱元禪師に謁して提撕せられ、萬治二年江戶に下り、老中稻葉正則の請により、湯島麟祥院に住す、寬文六年四月木菴禪師の嗣法弟子となり、延寶元年また稻葉正則の請により、相模小田原に紹泰寺を開き、武藏向島に弘福寺を開く、同三年木菴の後を繼いで瑞聖寺第二代となり、同六年下總に巡化し、椿沼開墾の事業を經營し、更に稻葉正則に謀り、土地の豪族を說きて土工を與し、元祿二年に至り、新田八萬石を開墾す、元祿十三年八月二日寂す、年七十二 著書 七會語錄、自牧摘稿（日本佛家人名辭書）

ダウキヤウ　道鏡　河內の人なり、少にして僧となり、禪行を以て聞ゆ、孝謙天皇召して內道場に入れ禪師と爲す、道鏡、義淵僧正に師事し、如意輪法宿曜法を修めて驗あり、是によりて寵遇せらる、天

タウガク　唐樂　名義 雅樂の一、唐國より傳來の樂なるを以て名づく、後には林邑樂をも併せて稱せり、左方に屬して舞あり 舞樂 振鉾（エンブ・ワウダイ）、皇帝破陣樂、團亂旋（ダンラク・ドラセン）、春鶯囀、玉樹後庭花、蘭陵王、賀殿、三臺鹽、萬歲樂、裝頭樂、甘州、皇麞、五常樂、喜春樂、赤白桃李花、秋風樂、輪臺、青海波、採桑老、秦王破陣樂、還城樂、傾盃樂、賀王恩、太平樂、打毬樂等あり 起原 孝德天皇白雉四年、遣唐使を遣はしより爾後、遣唐使留學生などの往來絕えざるのみならず、唐の制度を取捨して政體を革正せられたるを見れば、唐樂の傳來も此の時代に在り、文武天皇大寶令制定の時、雅樂寮に唐樂師十二人を置き、二年正月御宴に五常樂太平樂の唐樂曲目始めて見えたり、聖武天皇天平三年六月、雅樂寮雜樂生の中、唐樂生三十九人を置く、桓武天皇延曆の頃より唐樂盛に行はれ、嵯峨天皇に至り音樂を好み給ひ、遊幸飮宴には唐樂高麗樂を奏せられたり、清和光孝醍醐村上の歷朝益其盛行を見、朝儀宴遊より齋會慶塔等、總て唐樂高麗樂を奏せしめ、遂に現今に至れり、雅樂（ガガク）、舞樂（ブガク）參看（歌舞音樂略史、舞樂圖說）

ダウカノセチヱ　踏歌節會　名義 朝廷年中行事の一、毎年正月男女の舞人を朝廷に召して、踏歌を奏せしむる儀式をいふ、男の舞人の奏するを男踏歌、女の舞人の奏するを女踏歌といふ、踏歌は早くより支那に在り、名稱はこれを襲用せしも、技は歌垣より轉化したるもの、如し、またアラレバシリともいふ 歷代式 女踏歌は、正月十六日に行ふ、まづ三獻の御酒を供す、（三獻までの儀は、元日の節會と同じ）一獻にて、國栖歌を奏す、次で舞妓四十人紫宸殿の南庭をめぐり、校書殿の南端に當りて東向し、兩方に別れて西に進み、校書殿の南端より東に折れ、南に進み更に北に還て大輪廻をつくり、右に一匝廻りて又左右に別れ、南行して更に北折し、退て校書殿の東庭に停り、東に向ひて歌を唱へて退出す、畢りて饗祿を賜ふ、內敎坊の妓女の外、女藏人四人、中宮春宮より獻じたる妓女二人これを勤む、歌は併せて主に萬歲樂、地久樂、賀殿樂、延喜樂なる由江次第に見えたり、男踏歌は正月十五日に行はる、此の日天皇清涼殿の孫廂に出御あり、內藏寮の官人綾綿を積みたる机を前庭に立つ、公卿東の簀子に著坐す、御厨子所酒肴を供す、踏歌の人右近の陣の前庭より、樂を奏しつゝ進みて仙華門より入り、庭前にて周旋三度の後、御前に進で祝詞を奏し歌曲を奏す、舞人等東南の階より上る、內侍二人左右より綿を取りて、踏歌の人にかづく、琴彈以下のかづけ綿は六位藏人簏中より、取り傳へて庭中にして是をかづく 起原沿革 伊呂波字類抄に「本朝事始云、天武天皇三年正月朔、拜二朝大極殿一詔男女无」別、閤夜有二踏歌事一」書紀持統天皇七年正月丙午の條に「是日漢人奏二踏歌一」同八年正月辛丑の條に「漢人奏二踏歌一奏訖、唐人奏二踏歌一」など見えたるは、蓋し其濫觴なるべし、但し朝廷の儀式に定まりしは、男踏歌は、聖武天皇天平元年正月にして、女踏歌は、其年月詳かならざれども、聖武天皇天平十四年正月十六日に少年童女の踏歌あること見ゆれば、又此頃より行はれしものか、光仁天皇寶龜五年正月十六日に女踏歌男踏歌あり、其後屢々男女の踏歌を行はれしが、嵯峨天皇弘仁十三年より光孝天皇の朝に至るまで、毎年の恒例として正月十六日に女踏歌あり、宇多天皇寬平元年正月十四日に、男踏歌を始め行ひ給ひ、爾後重に十四日に踏歌行はれたり、村上天皇天曆九年、論奏ありて踏歌を止め、冷泉天皇安和二年より舊の如く十六日に女踏歌行は

れ、圓融天皇天祿二年より天元五年まで十六日女踏歌、永觀元年十四日に男踏歌、十六日女踏歌行はれ、此後十四日の男踏歌は行はれず、十六日の女踏歌のみ行はれけるが、三條天皇長和元年に及びて之を止め、後一條天皇寬仁元年よりまた舊に復し、十六日の女踏歌行はれたり、永正十六年の頃より世の亂により行はれず、江戶時代に至り、女踏歌のおもかげばかり行はれたりき（江次第、踏歌考）

タウキ　陶器　燒物（ヤキモノ）を見よ、

ダウキ　道機　名號 字は鐵牛、自牧子と號す、勅諡大慈普應國師 諱賢 石見の人、寬永五年二月に生る、十一歲郡の龍峯寺提宗に事へ、十五歲出家して慧覺と號す、十九歲美作の龍雲寺に留る、會々母の病を聞いて家に歸省し、大阪に至り後更に京都妙心寺に投ず、既にして江戶東禪寺、大阪法雲寺等に徧歷して教釋並に究む、明曆元年大阪より西下し、長崎に至りて崇福寺に入り、隱元禪師に謁して提撕せられ、萬治二年江戶に下り、老中稻葉正則の請により、湯島麟祥院に住す、寬文六年四月木菴禪師の嗣法弟子となり、延寶元年また稻葉正則の請により、相模小田原に紹泰寺を開き、武藏向島に弘福寺を開く、同三年木菴の後を繼いで瑞聖寺第二代となり、同六年下總に巡化し、椿沼開墾の事業を經營し、更に稻葉正則に謀り、土地の豪族を說きて土工を與し、元祿二年に至り、新田八萬石を開墾す、元祿十三年八月二日寂す、年七十二 著書 七會語錄、自牧摘稿（日本佛家人名辭書）

ダウキヤウ　道鏡　河內の人なり、少にして僧となり、禪行を以て聞ゆ、孝謙天皇召して內道場に入れ禪師と爲す、道鏡、義淵僧正に師事し、如意輪法宿曜法を修めて驗あり、是によりて寵遇せらる、天皇位後尙に其優遇を蒙り、天平寶字中上皇保眞宮に幸し不豫の事あるや、道鏡常に側に侍す、淳仁天皇竊に之を憂ひ屢々諫め奉りしと雖も、用ひられず、是より先藤原仲麿上皇に寵あり、道鏡の出づるに及びてやゝ衰へしを以て、不平の情を抱きて反せしも、幾干もなくして誅せられ、上皇は直に道鏡を大臣禪師と爲し、職分封戶一に大臣に準ず、既にして淳仁天皇廢せられ、上皇重祚し給うてより、道鏡の寵遇日に厚く、天平神護元年、太政大臣禪師と爲し、文武百官をして拜賀せしむ、明年詔して法王の位を授け、月料は供御に準じたり、是に於て道鏡鑾輿に乘じ、服食一に供御に擬し、施政巨細となく其手に決す、而して

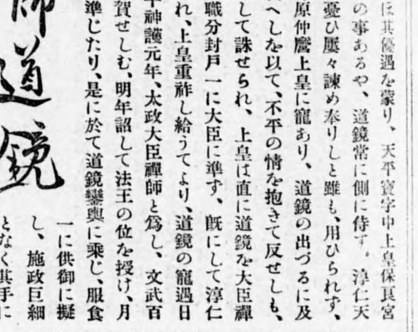

其弟淨人は布衣より起りて時に從二位大納言たりしのみならず、一族男女五位に叙する者十人に及ぶ、神護景雲元年法王宮職を置き、大夫、亮等を任補す、三年正月道鏡大臣以下の賀を西宮前殿に受く、會々太宰主神中臣習宜阿曾麿、宇佐八幡の神敎を矯めて曰く、道鏡開いて大に喜び、天皇や、之に惑ふ、卽ち和氣清麿に詔し、宇佐に赴いて、更に神敎を受けしむ、清麿還り奏して曰く、國家開闢以來君臣の分定まる、天日嗣は必ず皇胤を立つべし、もし無道のものあらば必ず之を誅すべきなりと、道鏡大に怒り、清麿を大隅に流す、既にして寶龜元年天皇崩じ、光仁天皇の立ち給ふや、道鏡竊に祇候の心を挾むこと日久しきの故を以て、造下野藥師寺別當に貶し、三年庶所に死す、庶人禮を以て之を葬る（續紀、大日本史）○按ずるに、道鏡と孝謙天皇との關係に就き、日本紀略、水

鏡、古事談等頗る不倫の事實を傳ふると雖も、信ずべからず、且世傳の如く、果して道鏡が天位を覬覦したるや否やに關して、近世の史家異論あり、宜しく史海八卷以下に所載せる、田口博士、久米邦武氏、吉田東伍氏等の史論を參看すべし、

ダウグ　道具　（一）佛敎修行の用器、（二）後世轉じて凡百の什器を云ひ、（三）武家にて槍を云ふ、（一）は中阿含經に所說可二資ヶ身進ヶ道者一、卽是增長善法之具とあり、小乘宗の六物（三衣、鉢、坐具、漉水囊）大乘宗の十八物（三衣、楊枝、澡豆、鉢、錫、坐具、鍋杖、香爐、漉水囊、手巾、刀子、火燧鑄子、繩牀、經律、形像）密宗の念珠、金剛杵（五鈷、三鈷、獨鈷）鈴等を云ふ、（二）は讚岐日記に道具などとりのけて皆人々にうちやすめておりぬ」とあるは、調度を指したるものなり、（三）は戰國時代に、專ら槍の勝負を貴び、一番槍を以て武功の第一とする風習となりしかば、槍を道具と唱へ、出行する時必ず持たする定となれり、江戶時代に至り、供連には必ず之を持たせ、身分家格によりて各々異にて、一本道具、二本道具、三本道具、先道具、跡道具、引道具等の區別あり、（乘物の前後に、一本宛を持たするを挾道具と云ふ）髮斗目、白帷子を著用し得る格式の者より之を持たせ、萬石以下にて徒を連れ、對箱を持せられざる身分の者は、自身の跡に道具一本を持するなり、役高二千石以上及び美濃間役人、三千石以上寄合、高家、交代寄合、那須衆、信濃衆、美濃衆、三河衆、岩松、米倉今井、今大路等は大概先道具（一本道具となり、將軍家の道具は、正式の時、先へ四本、廳狩の時は、後へ五本持たせ、三家は四本これに打物、鑓笠、立傘を加へて七道具といふ、越前、薩州、仙臺は三本、其餘は、國主といへども、皆二本、或は一本なるもあり、是亦祖

先以来の例に因れるなり、幕府の末に、肥後と長州と、三本を免されしは特例なり、槍の柄、總朱總青貝（太刀打共）なるは、制ありて、餘人妄りに用ふること能はず、總青貝の柄を用ふるは、紀州、長州、土州、備前、喜連川、松山、松代、小田原、松平周防、延岡、松本、吉田、關、盛岡の嫡子等なり、總朱の柄を用ふるは、酒井雅樂、土井大炊、松平伊賀の三家、族本にて皆朱は、富永源太左衞門、長坂血鑓九郎の二人あるのみ、供連（トモヅレ）參看（釋氏要覽、儀訓采、嬉遊笑覽、類聚名物考、皇典講究所講演「德川氏の儀從」、德川盛世錄）

ダウグシユウ　道具衆　鑓奉行の被官にて騎馬の侍を云ふ、軍陣に長柄を取りて接戰するを專務とす、室町幕府の末葉より江戸時代の初にかけて諸家に之を置く（武家名目抄）

ダウゲン　道元　名義　希玄と號す、嘉永五年孝明天皇佛性傳東國師の號を贈り、明治十二年更に承陽大師と加諡せらる　系統　久我通親の子、母は藤原基房の女、曹洞宗の開祖、正治二年正月京都堀川の邸に生る、十三歲叡山に登りて剃髮し、尋で三井に遊び、後ち建仁寺に往いて榮西禪師に謁し、衣を更へて禪宗に隸す、榮西の滅後、貞應二年四月、法兄明全と相携へて宋に入る、時に年二十四、之より育王徑山等の諸名藍に歷遊す、會々天童山の如淨禪師洞山の法燈を繼いで道價甚だ高し、道元往いて之に參すること三年、遂に洞山十四世の正統を嗣ぎて歸る、時に安貞二年十二月なり、既にして京都の建仁寺に寓し、移りて深草に菴居し、天福元年興聖寺に轉ず、然れども此地京都に近きを以て意に適せず、常に隱遁の志あり、寬元二年波多野義重大佛寺を越前志比に創立して之を請ず、道元應請ず、これ永平寺なり、北條時賴其道譽を欽ひ、請じて大戒を鎌倉の幕中に受く、越山に還るに及び、時賴隨從の首坐元明に囑するに寄附の帖を以てす、元明密かに之を受けて歸る、道元開いて直に元明を堂上に擧し、更に其常坐する禪椅を毀ちて、椅下の土を除去すること、七尺の深きに及ぶ、後嵯峨天皇亦深く其操行を嘉し、勅して紫方袍を賜ひしかども、終身之を著けざりき、建長五年八月永平寺を、嫡嗣孤雲懷奘に讓り、病を京都四洞院に養ひ、四月二十五日寂す、年五十四、法嗣四十一、東山に茶毘して、其骨を永平寺側に葬る（勅修百丈清規、普勸坐禪儀、永平廣錄、學道用心集（佛教各宗綱要）、日本佛教史要）

ダウシ　導師　名義　佛教にて正道に誘引する師の義、又一に唱導の師の義とす、後ち義より出でゝ供養法會の役名となる、釋氏要覽に「十住斷結經云、號導師者、令衆生類示其正道故、華首經云、能爲人說無生死道故、名導師」と、又法華經に、是四菩薩、於其衆中爲最上首唱導師ことあり　起原　古く供養法會の役名となりたるもの、と雖も、其書に見えたるは、天平寶字四年三月東大寺大佛開眼供養會の時、印度の菩提仙那を導師となし、唐僧道濟を咒願師となしたりと云ふ、平安朝以後供養法會の儀式には、必ず導師、咒願引頭、唄、散花、梵音、錫杖、堂達等列座し、導師先づ禮盤に著して表白文を朗讀するなり、後ち諸宗の法會及び葬式にも此役名あり、とあり（天台座主記、源平盛衰記）

ダウジキ　當色　（一）官位相當に就きて著すべき服色を云ふ、按ずるに、其品の義なるべし、安齋隨筆、裝束色葉、後松日記）

ダウシユウ　堂衆　名義　延曆寺三塔に結番する僧を云ふ　起原沿革　第三十五代座主覺尋が承保四年二月就職の後ち始めて之を置き、夏衆と稱し、香花を供する事等を掌りしが後には學匠に對敵することゝなれり、源平盛衰記に、「抑堂衆と申すは、本學匠召仕ひける童部の法師になりけるが、金剛諦院の座主覺尋僧正、御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花奉りし輩なり、近來行人とて山門の威に募り、切物奇物貰はたり、出擧借上入質して、德付公名付などして、以ての外に過分になり、大衆なも事とせず、師主の命をそむき、かやうに度々の合戰にうち勝て、いよ〳〵我慢の鋒をぞ研きける云々」とあり（天台座主記、源平盛衰記）

ダウセウ　道昭　名號　俗姓船連　系統　惠尺の子　事蹟　河內國丹北郡の人にして、法相宗の開祖なり、白雉四年五月遣唐使に隨ひて入唐し、玄奘三藏により教を受け、また傍ら禪宗をも傳へたり、在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、盛んに法筵を

張る、後ち諸國を遊歷して路傍に井を鑿ち、津渡に船を設くる等、衆民の便を謀れること多し、山城の宇治橋の如き、また其架する所なり、後ち元興寺に禪室を營み坐禪を事とし、文武天皇二年大僧都となる、四年三月元興の禪院に寂す、年七十二、遺言によりて之を火葬す、本邦にて火葬を行ふ事並に始まる（佛教各宗綱要、日本佛教史綱）

タウセウダイジ　唐招提寺　所在　大和國添下郡（今生駒郡）都跡村大字五條○招提寺とも云ふ　宗旨　律宗の本山、十五大寺の一　起原沿革　天平寶字三年唐僧鑑眞、聖武天皇の追薦の爲めに建立する所、初天皇故新田親王の舊宅を施入して戒院となし、藤原高房をして工事を監せしめ給ひ、三年にして成り、唐招提寺と名づけ、備前水田一百町を賜ふ、寶龜七年播磨國の封五十戶、十年上野讃岐國各五十戶を充て給ふ、延曆二十三年律師如法の請により、勅して同地を賜ひ、永く律を講ぜしむ、仁壽三年寺田百七十八町を以て、永く傳法田となさしむ、後歷々沿革を經て、東西兩塔の如きは既に失はれたりと雖も、金堂以下諸堂宇儼然として今に存す○金堂は中央に在り、七間四面にて土壇の上に立ち、棟の兩端に鴟尾を上げ、創建の當時のものにして、今存せる天平時代の建築中尤も宏壯なる堂宇とす、講堂は金堂の北に在り平城宮の朝集殿を賜はりて移し建立したるものなりと云ふ、建治元年大修理を行ひしを以て、內陣廻り、天井を除くの外は、多く鎌倉式なりと云ふ、金堂講堂共に特別保護に屬す、唐軍法力作の彌勒菩薩な本尊とし、十一面觀世音二體、釋迦、藥師、資生如來（以上共に國寶）等優秀なる佛像を安す、金堂の東に舍利殿、禮堂、寶藏（二棟校倉）相並び、講堂の北に地藏堂開山堂あり、鼓樓は金堂講堂の間の東に在り、鐘樓は跋樣に倉時代の建築とす、特別保護に屬す、鐘樓は跋樣に對して西に在り○寶物は、禮堂の釋迦如來の地藏菩薩、開山堂の紙製の鑑眞和尚像、唐招提寺勅額（以上共に國寶）等あり、又東征傳繪卷あり、鑑眞和尚東海の傳記を圖せるもの、永仁六年蓮行の筆になる、今國寶となる（續紀、扶桑略記、元亨釋書、佛事志、大和廻）

タウリクヒツケアラタメ　火附盜賊改（ヒツケタウゾクアラタメ）を見よ、

タウタ　田歌　名義　雅樂の一種、歌を主として舞あり、故に田舞とも云ふ、舞狀は田植を象る故に名づくと云ふ、其歌詞によりて考ふるに、雅樂寮に田儛師を置きしと見え、令集解古記に、田儛師四人と見えたり、又延喜式に、「凡服色者、白黃丹丹」、兵範記仁平二年十一月十五日の條に「殿下御馬舍人居饲、各今度不給二當色一、依二無官一也、但近衛舍人者、雖二無官一、給二當色一、」とあり、當色以下各隨得服之、」と、裝束色葉、後松日記）

ダウシユウ　を見よ、

ダウシユウ　堂衆　名義　佛教史要）

ダウジヤウ　堂上　殿上人（デンジヤウビト）

ダウセウ　道昭　名號　俗姓船連　系統　惠尺の子　事蹟　河內國丹北郡の人にして、法相宗の開祖なり、白雉四年五月遣唐使に隨ひて入唐し、玄奘三藏により教を受け、また傍ら禪宗をも傳へたり、在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、盛んに法筵を

タウタツ　堂達　法會の時の僧役の名、會行事の下に在りて、堂內の事を指揮し、儀式には、導師の方にも、咒願師の方にも、引頭、唄、散花、梵音、錫杖、堂達の順序に列座し、願文咒願文を導師咒願師に捧ぐること等を掌れり（禪林象器箋）

ダウチヤウ　道場　佛教を說き、佛道を修する場所を云ふ、釋氏要覽に「閑宴修道之所謂二之道場一、隋煬帝勅、遍改二僧居一名二道場一、摩訶止觀、道場淸淨境界治二五住煩惱一顯二實相一、來或名二蓮社一」と云へり、聖武天皇の朝、宮中に內道場を置くを始めとす、密教行はるゝに至り其祕密壇を置き、修法祈禱する場所を道場と云へり、後淨土禪等にも此稱を用ひ、念佛道場、專門道場等と云ふ、遂に一轉して武術を練習する場所を劍術道場、柔術道場等と云ふに至れり、

ダウチユウブギヤウ　道中奉行　職掌　江戶幕府の職名、宿驛の取締を掌り、道路橋梁等道中一切のことを總管す、二人あり、大目付勘定奉行より兼帶す、老中の支配たり　起原沿革　萬治二年七月之を創置し、大目付高木伊勢守兼帶し、一人たりしが、元祿十一年勘定奉行松平美濃守これを兼ぬるに及び、はじめて二人となり、爾來大目付勘定奉行より兼帶する事となりたり、而して勘定奉行は多く公事方のもの之に補したりしも、稀に勝手方より兼ねたることありき　職掌　道中方、勘定組頭より兼帶す、下勘定所の分科なり、助鄕割賣、傳馬宿人用、石代伺井日方五分以上損耗免餘、五海道並木、立枯、植次、五海道橋普請、道中人馬定額、通行大名の人馬使ひ方等の事、皆其掌る所とす（道中方祕書、地方見例

錄、官制沿革略史、古事類苑神祇部、皇典講究所講演、德川氏官制）

ダウドウシ　堂童子　大法會の時の役の名、藏人及び五位殿上人にして、花筥を取る者なり、塵添壒嚢抄に、顯密の勅會に、職人並に諸家の諸大夫の花筥取る堂童子と云ふは何ぞ、凡童子は十五以前の男子の稱なれど、今云ふ所の堂童子は其義に非ず、南海奇傳に、天竺の寺の事を云へる中に、凡そ白衣にて、悲鷲の處に專ら佛典を誦し、落髮を希ふ者を號して童子となす、發心求道の俗などの僧の所に至て出家を願ふ者が、花筥賦などする役を勤むる事、便宜相應する故に、堂童子と云ふにやとあり、玉葉文治二年五月廿五日最勝講第二日の條に「次威儀師打磬、公卿置笏、次唄師發音、此間童堂子著座、卽進分二花筥一、次散花行道、（讀誦同之）次散花對揚、次打磬、堂童子收二花筥一云々、堂童子左方（御所方也）範光、賴房、右方仲經清信」と見えたり、

タウネンキフ　當年給　年給の一、其年に給ふべき年給を云ふ、除目の任人の尻付に記す、「オンキフ」參看、

タウヒキ　當引　一作引（イツサクビキ）を見よ、

タウビヤクセン　當百錢　天保通寶（テンパウツウハウ）をいふ、

ダウブク　道服　名義　大納言以上が、內々著用する服をいふ、後には羽織に變じたり製作僧衣に似て、月形なし、地は狩衣の如し、廣袖にて羽織の長きもの、腰より下にひだあり、色は定まらず、着用　大納言以上、褻の時これを著用す、但し父子相並ぶ時は用ひず、下には白袴又は指貫を著し、立烏帽子を被る、もと內々の服たるを以て、同輩に對して詳しからず、山岡を一夜二夜の內に調へ、或はそれたる鷹を呼返し、白尾繼ぎなどする事は、齊頓にはじまるといへり、其後持明院持春、綱津松陽軒、吉田多右衞門等各々其術を詳にし、其法を記し、亜に世に行はる、委細は新修鷹經、齊頓十二卷書等に就きて見るべし　鷹　大鷹には雀、頬白、頬赤、青ちがしら、つぐみ、白鳩、眞鳩、土鳩、五位鷺、小鷹には雀、頬白、頬赤、青ちがしら、白鳩等を飼ふ、而して餌の作り樣によりて、沈餌、大再拜、小再拜、骨餌、たゝき餌、米餌、こゞめ餌、櫻餌、板免餌、狎餌、大白拂餌、小白拂餌、黑餌、枯餌、蒸餌、柳餌、燒餌等數十種あり、なほ之を與ふるにも、平常の餌ひ樣、病時の餌ひ樣等頗る多樣に亙る　鷹繋様　鷹を格に繋ぐは、大緒の所作にして、大鷹、小鷹、其餘の種類によりて別あり、また格一本に鷹二居繋ぐ事あり、相木の架といふは、鷲、鵰の客二人ある時の所作なりといへり、或は巢鷹、網懸、鳥屋鷹、山歸などを一所に繋ぐ時は、本木本の禮あり、白鷹其他（カヘリ）脫代の鷹には、夫々の繋き樣あり、なほ鳥屋にて繋ぐ樣、初地入の繋き樣、神前佛前の鷲鷹の繋き樣、祝言移徙の時及び中陰の時の繋き樣等皆それ〴〵の故實あり　鷹せき緒　鷹を繋ぐ緒をいふ、また大緒ともいふ、おき繩、鷹を馴らす爲に用ふる繩、水繩、鷹を浴せしむる時に用ふる繩、緒、鷹を使ふ繩、餌袋、餌を入れる竹籠をいふ、鷹飼、鷹匠の籠手をいふ、タカタヌキと訓す、山緒、鷹野にて取りたる鳥を、首より羽ぶしにかけて結びて鳥掛にかくる料の藤葛をいふ　鷹鷗　私に鷹鷗を養ふ事の禁令は、早く弘仁八年九月の宣に出で、尋で齊衡二年、貞觀元年、同五年にもまた禁令の發布あり、凡延喜の頃までは違ふ事なかりしに似たり、もし私に飼ふもの

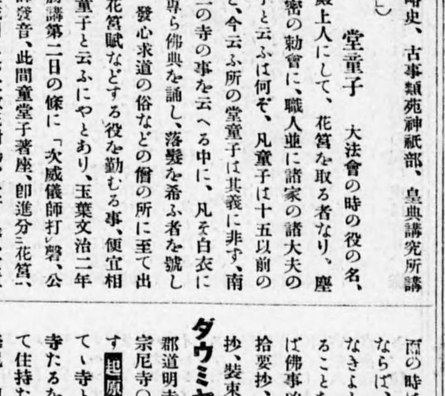
鎌倉建長寺所藏（史料編纂掛寫眞集）

あらば、彈正臺禁彈を加へたりき、また此時代天皇が放鷹し給ふ爲めに、或原野を限りて他人の狩獵を禁じたり、之を禁野（キンヤ）參看）といへり、また鎌倉時代にも私に鷹鷗を養ふを禁じたるのみならず、之を職業とするものをも停止したりしが、只諸社の贄鳥のみ之を許したりき、下りて室町時代の末年戰國の頃には、放鷹の事は武門の好んで弄ぶ所となりしがゆゑに、諸大名の中には、其領內に令して鷹を保護し、亜鷹の寶買を禁じたるもの多かりき（長曾我部元親は家老の外鷹を持つことを禁じたり）江戶時代に至り、寬永三年猥りに鷹飼ふ者を死罪に處し、之を見出し告訴する者に五十兩の褒美を與ふるの令を出したる事あり、また將軍の放鷹すべき特定の地は、衆庶の殺生するを禁じ、之を御鷹野（場名）といひ、御留場とも稱したり、「タカガリ」參看（倭名抄、日本書紀、吾妻鏡、長曾我部元親百箇條、淺野文書、貞丈雜記、武家名目抄、古今要覽稿）

タカアナホノミヤ　高穴穗宮　志賀高穴穗宮（シガノタカアナホノミヤ）を見よ、

タカイノコホリ　高井郡　所在　信濃國、郡制廢　國郡制定の際、既に信濃國の管する所十郡ありき、蓋し此郡も亦其一なるべし　沿革　和名抄に穗科、小內（チウナ）稻尚、日野（ヒノ）神戶等の鄕あり、郡名考「タカイ」と書し、地誌提要「タカキ」に改め、明治十三年五月上下二郡に分ち上高井、下高井と稱す、今之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカラカウヂ　高丘氏　姓は藤原、閑院家に屬す、中園參議宰定の末男幸起高丘と號す、正三位に叙せられ、正德五年正月薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族諸家傳）

養する者を、古へは鷹飼、鷹居といふ、後世は鷹匠（「タカジヤウ」參看）と稱す、また朝廷には主鷹司あり（「シユヨウシ」參看）江戶幕府には鷹匠ありて之を司る　種類　動物學上よりの種類は省き、古書に見えたる名目につきて說明すべし、兄鷹、男鷹をいふ、シヤウと訓す、形小なるが故なり、弟鷹、女鷹をいふ、オホダカ又はダイダカと訓す、形大なるが故なり、兒鷹、男鷲をいふ、コノリと訓す、鷲、女鷲（卽ち兒鷹の女）をいふ、ハイダカと訓す、簀鷹、鷲をいふ、雀鷂、男雀鷲をいふ、エツサイと訓す、雀鷲、女雀鷲（卽ち雀鷂の女）をいふ、ツミと訓す、サシバ、小隼をいふ、小鷹、兒鷹以下サシバに至る數種の總稱なり、若鷹、野にて生育したる鷹をいふ、ワカダカと訓す、また黃鷹、新鷹ともいふ、片が〳〵へり、二年經たる鷹をいふ、又蘆鷹とも稱す、諸が〳〵へり、三年經たる鷹をいふ、又青鷹、白鷹とも稱す、諸片が〳〵へり、四年經たる鷹をいふ、鳥屋鷹、四年の秋以後を經たる鷹をいふ、網懸、今年生れたるを、七月より冬の日に至るまでに取りたる若鷹をいふ、卽ち未だ鳥屋ぜぬ內に取りたるものなり、アカテと訓す、巢まはり、今年生れたるを七月半までに取りたる若鷹をいふ、（七月末ならば網懸といふ）山が〳〵へり、山にて一鳥屋も二鳥屋もしたる鷹をいふ、野され、三月より內に取りたる若鷹をいふ、巢鷹、巢の內より下ろして、雛より飼ひ立てたる鷹をいふ、小山が〳〵へり、網懸の鷹の、正月十五日より內に、打落したるをいふ、さほひめが〳〵へり、網懸の鷹の正月二十日以後に打落したるをいふ　鷹を調養する事は酒君に起れば、百濟の法なるべし、卽ち弘仁の新修鷹經に見えたる所なり、但し其法、鳥屋を構ふる事、鷹を浴する事、肥を調ふる事、疲を調ふる事、また巢鷹と網懸鷹との差別等僅かに七法

○季起——季敦——敬季——紹季——永季（トホ）——益季
基季——紀季——遠季（ヒロ）——和季（ウヤ）

タカラカシンワウ　高岳親王　名號 世

仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く（南海紀續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾川、海部、三井等の郷あり、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカラカノミヤ　高丘宮　葛城高丘宮（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカラデラ　高雄寺　神護寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原

タカラヒメ　ツラギノタカチカノミヤ（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカリ　高雄寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

タカラヒメ　ツラギノタカチカノミヤ（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカリ　高雄寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

家持が越中國にて大鷹を使ひ仁明天皇は小鷹を愛せられ、神泉苑小栗栖等に幸して、多く鷹隼を使はれ、醍醐天皇の時には、大鷹を用ひられしと見え、白兄鷹などあり、是よりして、人々好む所に從うて各種の鷹を用ひ、種々の名稱を載せたり、卽ち巢鷹狩、羅鷹狩、大鷹狩、小鷹狩、鷂狩等は其鷹を用ひて狩するをいふ、鳴鳥狩、西園寺家鷹百首に「雉の鳴くを野山にてよくきゝすまして、鈴のこといふものを、鈴にさして、鈴のならぬ樣にして、鷹をすへよりて、狩いだし合するなり、聞すへとりとも申すなり、ねどりがりとは早朝に伏したる鳥を狩るなり、鳴鳥狩は時をいはざるなりと見え、屋代秀政鷹書に「ないとり狩は、五時までの事にて候、ないとりはなく心なり、また鳥よはき故によりて、ないとも心得べし、はるより外にはいはざる事なり」とあるにて明かなり、また鳴鳥合ともいふ、閑居鳥、西園寺家鷹百首には「明日の狩に、今晩より鳥のあり所を聞き定めおきて、其野に出づるをいふなり」とあり、追鳥狩、春時雉を狩りするをいふ（ヲヒトリガリ」參看）、朝とがり、朝四ツ以前鳴鳥狩に限り行ふ鷹狩にて、あしたとくかりする意なり、夕とがり、夕にする鷹狩にて、七ツよりくれまでなり、はつと狩、年の始に使ひ始むるをいふなり、又巢鷹などを、始めて野へ出すをもいふなり、定家卿鷹百首に「初鷹といふ心歟となり、猶尋ぬべし」と見ゆ、日次の狩、小倉問答に「内裏へ贄を日々に上たてまつるかりなり」とあり、日つぎの狩、同書に「天子の御位をつぎ、はじめての御狩を申すなり」とあり【裝束】王朝時代には、野裝束と鷹飼裝束とあり、野裝束とは、野行幸の時、鷹飼ならぬ供奉の諸臣の服なり、大臣卿相各々同じからず、鷹飼

タカガヒ　ツラギノタカチカノミヤ（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

タカラヒメ　ツラギノタカチカノミヤ（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカリ　高雄寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

裝束とは、錦帽子、地摺布衣、白布帶、壺腋巾、浅履、熊皮行縢、餌袋、紅掛、烏頭太刀を具備せり、但近衛隨身は左右にて色目異なり、また鷹狩の時の公私にても、卷纓冠、地摺布衣、餌袋を付けたり、なほ公の狩には、大鷹は水干、小鷹は萩の狩衣かけて使ふといへり、平安朝の末年には貴族は何にても袂あきたるものならば、とち倉せてくゝり用ふ、直垂など悉かなり、下々の鷹飼は帽子行縢餌袋掛ばかりなりき、鎌倉時代には、櫻井五郎の、直垂に餌袋計裝ひたること吾妻鏡への如く備具せざりしことを見るべし、それより以後にありては屢々にして別に說明を要することなし、「タカ」參看（書紀、定家卿鷹三百首、屋代越中守鷹書、小倉問答、西園寺鷹百首、和漢三才圖會、明治廿九年陸軍省令鷹狩規則、古今要覽稿）

タカギ氏（河内丹南）　姓は清和の一世八條院藏人信光より出づ、信光三木と號す、世々三河碧海郡牧内村に住す、其後裔延光の子清秀、初め水野信元に屬し、尾張緒川に住し、後織田氏に仕へ、戰功あり、天正十年、德川家康に屬し、采地千石を授けらる、同十二年小牧陣に目附役を勤め、同十八年五千石を領す、其子正次、父に隨て家康に從ひ長篠役に大功あり、武藏六郷八幡塚にて別領地千石を授けらる、後父の領五千石を讓らる、慶長五年關ヶ原の役功あり、二千石加賜、元和三年又二千石加賜、九年十二月大阪定番に補し、四千石を河内國に加賜、丹南を治む、前封を併せて一萬三千石なり、寛永七年正月正成、各千石を次弟正弘、及び三弟正好に分封す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄、華族譜）

○清秀——正次——正成（ナリ）——正弘——正盛——正豐

タカギウチ

源氏、賴親の七世八條院藏人信光より出づ、信光三河に住し高木と號す、其後裔延光の子清秀、初め水野信元に屬し、尾張緒川に住し、後織田氏に仕へ、戰功あり、天正十年、德川家康に屬し、采地千石を授けらる、同十二年小牧陣に目附役を勤め、同十八年五千石を領す、其子正次、父に隨て家康に從ひ長篠役に大功あり、武藏六郷八幡塚にて別領地千石を授けらる、後父の領五千石を讓らる、慶長五年關ヶ原の役功あり、二千石加賜、元和三年又二千石加賜、九年十二月大阪定番に補し、四千石を河内國に加賜、丹南を治む、前封を併せて一萬三千石なり、寛永七年正月正成、各千石を次弟正弘、及び三弟正好に分封す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカキ——タカク

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカクノコホリ　高來郡　所在 肥前國　起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の鄕あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカクノコホリ　高來郡　所在 肥前國　起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の鄕あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカクノコホリ　高來郡　所在 肥前國　起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の鄕あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカクラノミヤ　ツラギノタカチカノミヤ（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカクラデラ　高雄寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾川、海部、三井等の鄕あり、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカラカノミヤ　高丘宮　葛城高丘宮（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカラデラ　高雄寺　神護寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

（幸行野）

（始狩猟）

馬を停め、目を以て鷹を送ると見え、今昔物語に、鷹飼は馬を令走て來るなどあるを考ふれば、當時馬上にて放鷹したるを知るべし、なほ定家卿鷹三百首註に、關東にては、馬にて鷹を使ふとあれば、鎌倉時代には、西國地方には其事中絶せしならんか、而して平安朝の末年以後は、武門に於ても盛んに之を弄び、單に遊戲としてのみならず、また之を以て尙武の一方法と考ふるに足れり、江戸時代に及びても、また主として士人間に流行し、幕府にては年中行事として鷹狩始あり、將軍が歲首に放鷹を試みるをいふ、なほ此外にも將軍自ら時に郊外に出でゝ放鷹を行ふ、五代將軍綱吉の時、生類愛憐の禁と共に此事自ら停廢したりしが、八代將軍吉宗に至りて更に之を再興したり、また鷹御成と稱し、特に鷹を捕ふる爲に鷹を放つことあり、並に其得る所を以て、三家以下に賜ふ事恒例たり、明治維新の後、此事全く衰へ、只僅に宮內省に飼養する所のもの數羽新宿御苑にありて、時に之を放つあるのみ、なほ放鷹に關する制度の一斑は、鷹の條に擧げたれば、就きて見るべし○按ずるに、放鷹術の進歩は、一條天皇の時出羽守源齊賴に始まる、卽ち十八の祕事、三十四の口傳、皆當時に具はれり、其後藤原基賴弓馬鷹犬を好み、其孫基家に至り、馬藝鷹生小弓等を以て家業とせり、これ持明院家が鷹を業とする始也、攝政太政大臣家鷹三百首序に、鷹の四家とあるは、二條、九條、西園寺、持明院の四家をいへり、この外尾張小笠原兵庫、美濃土岐善忠、信濃禰津神平、禰津松鴫軒、屋代越中守秀政等各々鷹を業とし、其飼養放鷹に妙を得たれども、其說多く齊賴の口傳を相承するのみ 補遺 酒君が百舌野に據るたるは、小鷹なりしか、大鷹なりしか詳かならず、巢鷹雜鷹を使ふ事、弘仁以前既に起れり、また大伴

タカキノコホリ　高城郡　所在 薩摩國　起原 始めて延喜式に見えたり 沿革 和名抄に、合志（カハシ）飽多、甕木、宇土、新田、託萬（タクマ）等の鄕あり、後世東境を割て伊佐郡と稱し又東鄕の地を薩摩郡に併す、郡名考、タカキ」と稱し以後之に從ふ、明治廿九年薩摩郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカクサノコホリ　高草郡　所在 因幡國　起原 書紀光仁天皇寶龜二年二月に始めて見えたり 沿革 和名抄に神戶、委文（シトリ）味野、古海、能美、布勢、野坂、利部等の鄕あり、後ち氣多郡の東北隅末常保の地を併す、壇窪抄、竹草と書し、古圖覽知集以後高草に復す、今之に從ふ、明治廿九年氣多郡と合して氣高郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカクノコホリ　高來郡　所在 肥前國　起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の鄕あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカクノコホリ　高來郡　所在 肥前國　起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の鄕あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

タカクラノミヤ　ツラギノタカチカノミヤ（カツラギノタカチカノミヤ）を見よ、

タカクラデラ　高雄寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原 仁德天皇の四十三年に離居太子といふ、出家して眞如と號す 系統 平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子 事蹟 初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇卽位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存歿測るべからざるを以て、上表して其封を遷さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中壼唐より上朝し、高岳四域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て西遇すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在 土佐國　起原 仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く 沿革 續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

正座——正恒　正弼（タダ）——正直——正剛（タケ）——正明
正坦（カツ）——正善（ヨシ）

タカキノコホリ　高城郡　所在 薩摩國　起原 始めて延喜式に見えたり 沿革 和名抄に、合志（カハシ）飽多、甕木、宇土、新田、託萬（タクマ）等の鄕あり、後世東境を割て伊佐郡と稱し又東鄕の地を薩摩郡に併す、郡名考、タカキ」と稱し以後之に從ふ、明治廿九年薩摩郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカクサノコホリ　高草郡　所在 因幡國　起原 書紀光仁天皇寶龜二年二月に始めて見えたり 沿革 和名抄に神戶、委文（シトリ）味野、古海、能美、布勢、野坂、利部等の鄕あり、後ち氣多郡の東北隅末常保の地を併す、壇窪抄、竹草と書し、古圖覽知集以後高草に復す、今之に從ふ、明治廿九年氣多郡と合して氣高郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカクノコホリ　高來郡　所在 肥前國　起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の鄕あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨ず、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○長貞——清經——元名——文範——爲雅——中清

範永―良綱―孝清―範孝―宗隆―實隆
範昌―永經―永賢―永忠―範賢―永季（高倉家）
永行―永藤―永豐―永繼―永康―永家
永相―永孝―永慶―永敦―永俊―永重
永福―永房―永秀―永範―永雅―永胤
永祐―永則（ツネ）

タカクラテンワウ　高倉天皇　名號

名は憲仁（ノリヒト）後白河天皇の第七皇子、御母は平時信の女建春門院滋子、第八十代の天皇（非藏）永萬元年十二月立親王、仁安元年十月六條天皇の皇太子となり、三年二月受禪、三月位に卽く、後白河法皇院中に在りて政を聽く事舊の如し、此の時に當り平清盛の威勢旭日の如く、法皇と雖も其專制を免れざりしかば、天皇に至りては只慮位を擁し給ふに過ざざりき、治承元年七月清盛の子重盛薨ずるや、法皇は關白藤原基房と謀り、其所領たる越前國の莊園を沒收し、而も清盛に讓する所なきのみならず、清盛が其女婿藤原基通を推擧する所ありしも、法皇は之を裁可せざりしを以て、清盛大に怒り、兵を擁して參內し、天皇に強請して基房の關白を停め、基通を內大臣關白に任補し、且法皇を鳥羽殿に幽し奉る、天皇深く之を憂ひ、且朝威振はずして朝野多事なるを慨し、同四年二月遂に位を安德天皇に讓る、卽ち中宮平德子（清盛の女）の生む所なり、幾干もなくして積憂疾を爲し、養和元年正月、平賴盛の六波羅邸に崩ず、壽二十一、京都市下京區清閑寺町の後清閑寺陵に葬る、天皇賢明にして仁孝、慍り色に形はれず、建春門院の崩ずるや、悲慕特に甚しく、寢膳を廢するに至る、はじめ學を清原賴業に受け、才藻英發す、治承中侍臣を清涼殿に宴し、天皇詩を賦す、世傳へて之を稱す、また音樂を善くし、笛を藤原實國に學び、特に其妙を極む、天皇の幼時楓樹を獻するものあり、帝之を切愛し、藤原信成に命じて守らしめしに、一日仕丁等、信成の不在に乘じ、枝を斫りて薪となし以て酒を燒む、既にして信成歸り大に驚き、仕丁を縛し狀を具して罪を闕下に俟つ、天皇從容として曰く、唐詩云ふあり、林間煖レ酒燒二紅葉一と、誰か仕丁にこの風流を作すを敎へたるやと、復た問ふ所なし、其寬惠なる概れ此の如し（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

タカクラドノ　高倉殿　山城國京都土御門

の南、高倉の西一町に遺趾あり、今は皇宮の內に係れり、扶桑略記に「延久五年九月十六日行二幸入道大相國高倉亭一云々」と見ゆ、大相國は藤原賴通なれば、當時此家が賴家の邸宅なりしを知るべし、續世繼に（長曆二年）「こそよりいつしかたゞならずさせ給ひて、霜月十三日に左のおとどの、高倉殿にいでさせ給へりしが、つぎの年四月一日女御子うみたてまつらせ給ふ云々」また百練抄に、應保二年閏三月廿八日、遷二御新造里內一、本御座關白第、號二高倉殿一」とあり此の新造里內は、東洞院殿を指すものなり（山城名勝志、平安通志）

タカクラノコホリ　高座郡　所在　相模國

紀高倉に作り、延喜式高座に作る、和名抄に、美濃、伊參（イサマ）有鹿、深見、高倉、渭堤、寒川、鹽田、驛家、二寶、岡本、土甘（トカミ）河會（カハアヒ）大庭等の鄕あり、郡名考「カウザ」と稱し、明治沿革帳高坐に作り、地誌提要高座に改め、「カウザ」「タカクラ」兩樣に唱ふ、郡區編制の際又之を高坐に作る、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラノミヤ　高倉宮　以仁王（モチヒトワウ）を見よ、

タカサキジヤウ　高崎城　所在　上野國群

馬郡高崎市○もと和田城と稱す　起原沿革　創建詳かならず、和田氏世々此に居す、天文の頃和田有兵衞大夫といふ者あり、上杉氏に屬し、永祿の頃武田氏に屬す、永祿八年上杉謙信に圍まれし事あり、既にして、織田信長、武田氏を亡ぼし瀧川一益に國東を管領せしむるに及び、廐橋の屬城となれり、本能寺の變後、一益尾張に歸り、城遂に北條氏の有に歸す、天正十八年小田原役に城陷り、和田氏改易せらる、德川家康封を關東に移し、箕輪城を井伊直政に與ふるや當城之に隸す、慶長三年箕輪を廢し高崎を居城とす、同五年酒井宗次、元和元年安藤重信等相繼ぎて此地に治し、元祿八年松平輝貞（大河內）を封じてより、子孫繼ぎて明治維新に至り、今は兵營となる（上野國誌、上野名跡志、德川加除封祿、明治政覽）

タカサゴシヤウグン　高砂將軍　酒井忠

清（サカヰタダキヨ）をいふ、

タカシコ　竹尻籠　竹にて作りし籠を云ふ、

太き竹にて壺胡籙の如くにす、一說に、鷹尻籠にて鷹の羽の矢を差したる故に名づくと云へるは誤なり（眞丈雜記）

タカシマシウハン　高島秋帆　名號　幼

名斜之丞、通稱四郎大夫、後ち喜平と改む、實名は茂敎、字は子厚、また舜臣といふ、秋帆と號す　系統　四郎兵衞某の嫡子　事蹟　寬政十年長崎に生る、其家世世長崎町年寄に任じ、長崎御鐵砲方を兼ね、長崎奉行直轄の砲臺を掌り、且つ唐蘭貿易を管理せるが上

に、戰國以來土著の鳶家たるを以て苗字帶刀を許され、將軍に拜謁を得、頗る權勢あるのみならず、富巨萬を重ねたり、十七歲の時父の後を繼ぎ、町年寄となり鐵砲方を兼ね、文化元年長崎會所調役に昇進したり、文政八年二月幕府外船打拂の令を布くや、秋帆は、我國現在の軍備にては、打拂の事行はるべきにあらず、目下の急務は砲術の改良を第一とすべしと稱し、頻りに意見を長崎奉行に述べ、たれども、容れられざりき、會々出島に滯在せる和蘭甲比丹にデヒレニユーへといふものあり、砲術に精しきを以て、秋帆は之に師事する事凡五年、遂に其祕訣を皆傳し、且つ步騎砲兵の組織任務乃至戰術等の大體に通ずるを得たり、是に於て更に兵器改良の事を建言する事數次に及びたれども、採用せられざりしを以て、秋帆は長崎奉行の允可を得、私費を拋ちて銃砲等の軍器を和蘭より購求して、砲術を研究し、なほ和蘭通詞に託して兵書を譯せしむる等、熱心なりしかば、其技また著しく進歩し、門に入りて敎を乞ふもの多く、天保十一年、子弟家來門人を併せて三百餘名に達せり、因りて秋帆は步兵四小隊砲兵一中隊に編成して、專ら洋式の銃陣を訓練し、春秋兩度實地に大演習を行ひ、また大杉板と名づけたる洋式の小船三艘を製造して海上砲を實修せしめたり、我國にて洋式の兵制を採用し、海陸の砲術を改良したる事、これを以て嚆矢と爲す、尋で天保十一年九月、洋式の砲術を採用し、海防を嚴にせん事を請ふの建議一編を草して長崎奉行に呈す、奉行これを幕府に傳達し、速に採用あらん事を望みたりしかば、幕府は先づ秋帆の技術を試みんとし、其出府を命じたり、是に於て秋帆は其所持の軍器を携へ、子弟門人を具して、天保十二年三月江戶に著したりしが、其月諸組與力格を命ぜられ、一代限り七人扶持を賜はる、五月武藏德丸原にて其技を試みたりしが、其門人の兵士は、皆黑塗錐圓形の小陣笠を冠り、黑筒袖の半纏、黑股引、紺足袋、草鞋にて、帶の上を手綱にて締め、脇差一本を差し、彈藥入と、銃劍袋を代帶にて腰に付け、秋帆と其子淺五郎とは司令官にて黑の筒袖羽織、黑の太刀附を著て雙刀を挿みたり、かくて大砲發射、銃陣演習を行ふ、越えて七月秋帆に命じて、其砲術を幕士に敎授せしめしが、此時江川太郎左衞門英龍も、門人となりしを以て、悉く祕傳を授けて長崎に歸る、當時秋帆は之に師事する事凡五年、遂に其祕訣を皆傳し、且つ步騎砲兵の組織任務乃至戰術等の大體に通ずるを得たり、是に於て更に兵器改良の事を建言する事數次に及びたれども、採用せられざりしを以て、秋帆は長崎奉行の允可を得、私費を拋ちて銃砲等の軍器を和蘭より購求して、砲術を研究し、なほ和蘭通詞に託して兵書を譯せしむる等、熱心なりしかば、其技また著しく進歩し、門に入りて敎を乞ふもの多く、天保十一年、子弟家來門人を併せて三百餘名に達せり、因りて秋帆は步兵四小隊砲兵一中隊に編成して、專ら洋式の銃陣を訓練し、春秋兩度實地に大演習を行ひ、また大杉板と名づけたる洋式の小船三艘を製造して海上砲を實修せしめたり、我國にて洋式の兵制を採用し、海陸の砲術を改良したる事、これを以て嚆矢と爲す、尋で天保十一年九月、洋式の砲術を採用し、海防を嚴にせん事を請ふの建議一編を草して長崎奉行に呈す、奉行これを幕府に傳達し、速に採用あらん事を望みたりしかば、幕府は先づ秋帆の技術を試みんとし、其出府を命じたり、是に於て秋帆は其所持の軍器を携へ、子弟門人を具して、天保十二年三月江戶に著したりしが、其月諸組與力格を命ぜられ、一代限り七人扶持を賜はる、五月武藏德丸原にて其技を試みたりしが、其門人の兵士は、皆黑塗錐圓形の小陣笠を冠り、黑筒袖の半纏、黑股引、紺足袋、草鞋にて、帶の上を手綱にて締め、脇差一本を差し、彈藥入と、銃劍袋を代帶にて腰に付け、秋帆と其子淺五郎とは司令官にて黑の筒袖羽織、黑の太刀附を著て雙刀を挿みたり、かくて大砲發射、銃陣演習を行ふ、越えて七月秋帆に命じて、其砲術を幕士に敎授せしめしが、此時江川太郎左衞門英龍も、門人となりしを以て、悉く祕傳を授けて長崎に歸る、當時秋帆は之に師事する事凡五年、遂に其祕訣を皆傳し、且つ步騎砲兵の組織任務乃至戰術等の大體に通ずるを得たり、是に於て更に兵器改良の事を建言する事數次に及びたれども、採用せられざりしを以て、秋帆は長崎奉行の允可を得、私費を拋ちて銃砲等の軍器を和蘭より購求して、砲術を研究し、なほ和蘭通詞に託して兵書を譯せしむる等、熱心なりしかば、其技また著しく進歩し、門に入りて敎を乞ふもの多く、名聲籍甚たり、此時江戶町奉行島居忠耀は、水野忠邦の腹臣にして、外國の文物を憎みしが、本庄茂平治の議により忠邦に說き、秋帆を江戶に召して獄に投じたりしが、有司の中異論ありて久しく決せざるに當り、忠邦忠耀共に其職を免ぜられしも、秋帆はなほ俗論の陷る所となり、中追放となり、安部虎之助へ永預けを命ぜられたりしが、是より先江川英龍は秋帆を救はんとしたれども、其功なかりしが、嘉永六年米艦浦賀に入津するに及び、海防の必要は、幕府の認むる所となれるを以て、英龍は之を機として奔走したる結果、同年八月遂に赦免せられて英龍に預けられしかば、英龍は師禮を以て厚く之を遇せり、秋帆は幽囚四十年の間に砲術並に練兵の進歩甚しきに驚き、英龍及び其門人に就きて常に之を學びたり、此月再び召し出されて富士見寶藏番格となりて百俵を賜ひ、鐵砲方江川英龍に屬して砲術敎授方を勤むべく命ぜらる、此時に當り和親の論天下に喧しく、幕府ま

（流島高）

た方向に迷ふの傾あり、秋帆大に憂ひ、開戰の無謀なる事、兵器戰術の改良の急務なる事、通商貿易の國利民福ありて害なき事の意見書を老中阿部正弘に呈したり、蓋し幕府の米國と和親に決したるが如き、秋帆の建議與りて力ありといへり、安政二年講武所の設けらるゝや、五月砲術師範役となりて、小十人格に昇り、文久三年具足奉行格となる、是より先情誼最厚かりし江川英龍卒し、尋で知遇を蒙りたる阿部正弘薨じたるを以て、秋帆は漸く世を厭ひ、且つ後進の進路を開かんとして、退隱の志ありしと雖も、常に門人の諫止によりて停りしが、慶應二年正月十四日卒す、年六十九、江戶駒込東片町大圓寺に葬る（高島秋帆）

タカシマジヤウ　高島城　所在　信濃國諏

訪郡下諏訪村○新舊二城あり、舊城は古町の山上、新城は湖邊に在り　起原沿革　舊城の起原詳かならず、古へより諏訪氏代々此の地を領して居れり、天文十三年武田晴信の陷る所となり、板垣信形城代として之を守る、其後板垣信里、長坂國清、小宮山昌友、市川昌庸、今福昌菠等相繼ぎて城代たりしが、天正十年織田信長之を攻め陷れ、川尻鎭吉をして守らしむ、尋で信長光秀の弑する所となるや、諏訪賴忠其虛に乘じて之を復し修築之に據る、天正十八年、德川家康諏訪氏を武藏に移す（文祿元年また上總總社に轉ぜしむ）是に於て舊城廢す、同年七月日根野高吉二萬八千石に封ぜられ此に入部し、翌十九年更に今の高島城を築く、慶長六年諏訪賴水、舊地三萬石に封ぜられまた入城す、是より子孫相繼ぎて明治維新に至る（千曲眞砂、明治政覽）

タカシマノコホリ　高島郡　所在　近江國

起原　始めて繼體天皇紀に見えたり　沿革　和名抄に神戶、三尾、高島、角野、木津（コツ）栗原、善積（ヨシツ

ミ)川上、大處、鞆結(トモヨヒ)等の郷あり、以後變更する所なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカジヤウ　鷹匠　職掌　江戸幕府の職名、鷹に關する一切の事を掌る職員。鷹匠頭、鷹匠を總管す、また鷹師頭ともいふ、若年寄支配、人員五名あり、千石高、役扶持廿人扶持、山吹間詰とす、其配下に組頭、目付、鷹匠あり、組頭は、四人、二百五十俵高にして、千駄木と雜司ヶ谷とに分れて各々其鳥部屋を管す、目付は四人、百俵高七人扶持を給せらる、鷹匠は百俵高、見習は五十俵高にして、人員四十四人、千駄木、雜司ヶ谷の二組に分ち、一組十六人、見習六人とす、此外なほ同心百人、餌指十人、犬牽六人之に屬す　起原沿革　鷹匠頭は、慶長十二年始めて一員を置き、間宮左衞門を以て之に補したりしが、五代將軍綱吉の時、生物愛憐の令を出すに及び、天和三年三月之を廢したり、然るに八代將軍吉宗の時享保元年八月二員を置き、後ち增して五員となる、內三人は戸田氏、二人は內山氏より補し、並びに世襲たり、鷹匠組頭は享保元年十一月始めて一員を置き、千駄木雜司ヶ谷の兩組を兼帶したりしが、元文三年十一月四員となり、二人づゝ兩組に分つ、鷹匠目付、享保三年六月はじめて之を置き、二人づゝ兩組に分つこと組頭のごとし、鷹匠は古くよりありしが、天和三年一旦廢せられしも、享保元年再置せらる、而して目付は元文三年十一月に、其他は慶應二年に之を廢したり(東徵、德川實紀、明良帶錄、武鑑、官制沿革略史、古事類苑官位部)

タガジヤウ　多賀城　鎭守府、陸奧國府の在りし所なり　所在　陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人これを御座の間跡と云ふ、處々に直徑二尺乃至四五尺の自然石の礎あり、礎石の殘れる所は最も高く、椙か岡を望むべし、總外廓は六七町四方許あり、四圍の土壘斷續して存し、堀跡歷然たり、碑は鹽竈街道の南に在り　起原沿革　多賀城碑、職原鈔共に神龜元年大野東人の築く所とぜり、拔ずるに續紀養老六年閏四月に鎭所の名見えたり、鎭所は後の鎭守府なれば、是より先既に鎭所としてありしなり、神龜元年に至りて、府城の防備始めて完備せしものならん、而して陸奧國府は是より先名取郡の武隈に在りしが多賀城を築くの後は、國府をも此城內に併置したり、續紀寶龜十一年三月の條に、多賀城を指して「其城久年國司治所」と見えたるを以て知るべし、延曆廿一年、鎭守府將軍坂上田村麻呂膽澤城を築きし後、鎭守府は膽澤城に移りて、多賀城のみは單に國府となれり、續後紀承和六年四月、陸奧守眞岑木連、鎭守將軍匝瑳末守が奏言に、「膽澤多賀兩城之間、異類蔓延、控弦數千、如有二警急一、雖レ可二支禦一、又多賀城者、爲二膽澤之後援一、不レ益二兵數一、何以救レ急」とあるにて知るべし、是より多賀城は、多賀國府と稱したり、今府跡の南に鴻の池あり、國府池なるべし、廓外の北に奏社宮あり、總社の訛なるべし、源賴義亦此を治所とす、吾妻鏡八月十二日の條に、「二品令レ著二多賀國府一給、十三日、今日二品令レ休二息于多賀國府給一」と見え、十月一日の條に、「於二多賀國府一云々、被レ置二一紙張文於二府廳一」と見えたり、明年三月賴朝其家人伊澤家景を留守職となす、家景は多賀國府四三十町なる岩切村高森館に居せしと云ふ、奧羽覲迹聞老志に「多賀國府は卽ち高森にして、今の岩切山陰の古館是なり」と云ひ、日本國郡沿革考は續紀延曆四年四月鎭守將軍大伴家持が奏言中に「檜二置多賀階上

二都一蒙二集百姓一足二人兵於國府一設二防禦於東西一、誠是備二預不虞一推鋒萬里一者也」とあるによりて、國府は岩切に移れりとぜり、多賀國府所在地考は博く諸書を徵して、多賀城と斷定せり、今之に從ふ、元弘三年鎌倉幕府亡びて、建武中興となるや、陸奧大守義良親王、鎭守大將軍北畠顯家、奧羽鎭撫として下向するや、多賀城を治所とし、奧州式評定衆、引付、政所執事、評定奉行、寺社奉行、安堵奉行、侍所等を置きたり、延元二年正月、賊兵國府を攻めて、義良親王顯家等伊達郡靈山城に移るや、賊將石塔義房以下相繼さて、國府に居せり、正平六年伊達田村諸氏國府を復せしも、明年また吉良貞家に奪はれたり、其後は足利氏の族大崎氏奧州探題として、加美郡に居を改めたるを以て、多賀城は永く荒廢するに至れり(多賀國府所在考)

タガジヤウノヒ　多賀城碑　陸前國宮城郡多賀村大字市川多賀城址に在り、碑の高さ六尺一寸五分、幅三尺三寸餘、石體三稜、圍九尺七寸五分、欄內長四尺五寸、幅二尺六寸五分、碑文は左の如し、

多賀城　去京一千五百里
去蝦夷國界一百廿里
去常陸國界四百十二里
去下野國界二百七十四里
去靺鞨國國界三千里
此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎭守將
軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置
也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山
節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守
將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也
天平寶字六年十二月一日

碑文によれば天平寶字六年鎭守將軍藤原朝獦の造る所なるが、栗原信充は、伊達綱村の造設とし、碑字の稿本と覺しきもの同家の長持に存在すと云ひ、佐藤

鬼城は僞物なる事を斷じ、栗田博士は既に埋沒したる石碑を、水戸義公が仙臺侯に勸めて發見せしむる所に係り、義公發見の源因は、文祿中の著なる文祿清談によりたるものにて、眞物にて疑ふべきものにあらずとぜり、田中博士は、此碑を佐久間洞巖の僞造する所にして、伊達綱村之に預ると論斷したり、此說從ふべきに似たり、今同博士の說の概略を示せば、碑石の最も古く見えたるは、陸奧殘篇風土記にして、次は文祿清談なれど、殘篇風土記は近世の僞作にして、元祿以後のものなるべし、殊に坪碑と混同せるは大なる謬なり、文祿清談は、塵塚物語を增補改題せしものにて、石文の一條は全く後人の攙入なり、又栗田博士所說の見聞集備考によれば、土中に埋沒したるを掘出したる如く記したる義公の手簡は、破損とのみありて、發掘の事見えず、蓋し思ふに那須碑は義公により世に顯はれしかば、多賀の碑も公に托せんとする好事者が、かゝる書簡を造りしならん、伊達家譜、橘菴漫筆に、元祿十六年吉村發見とせしも、元祿に書せし那須碑考に見えたれば、本碑の事は吉村襲封(吉村は元祿十六年襲封)以前なること明なり、而して元祿二年刊本一日玉鉾に始めて見えたり、以後の書には皆記載し、享保以後旅人の一般に知るに至れり、日碑によれば、元祿初年佐久間洞巖の發見と考定す、碑文を精細に檢すれば、疑ふべき點少ならず、本碑に鎭守府は神龜元年置く所となすも續紀には養老六年八月、同七年二月鎭所と見え、鎭所は卽ち鎭守府の起原なれば、多賀城は養老以前の建置にして、神龜にあらず、又朝獦の仁部卿となりし時に陸奧按察使如元とあれば、鎭守將軍は濫められたるが如し、又參議となりしは天平寶字六年十二月一日にして、碑の建設と同日なり、又位階も續紀には從四位下とあるに、碑に從四位上としたるは、故さら國史と違ひて、僞を飾るの手段なるべし、又里數も常陸國界四百十二里とあるは、山道の里數なり、古來常陸より陸奧に通ずるは、海道山道の兩道ありて、常陸風土記續後紀によれば、弘仁二年迄は海道を、其以後は山道を、本碑建設年代には海道の里程(二百九十二里)を記すべきに、後世の山道を攙びしは、是れ本碑の僞造となす一要點なり、其字體は本朝の古風を模すと雖も、仍ほ晉唐法帖の態を存し、我が奈良朝時代の書なる、元明御陵及び那須碑の字體と比較するも眞僞自ら判然なり、而して其碑文の體裁は、續紀天平勝寶六年二月の條に見えし南島木碑に模して造りしものなるべく、又洞巖は二重工にて、學に志しゝは三十六歲にて元祿元年なり、元祿四年罪を得て仙臺城下を追放せられ、六年赦されて歸り、十二年多賀城碑の正面擂を考へて、東涯廣澤白石等に贈て、此碑發見の名を占め、此頃に藩に召されて編輯に從事し、綱村の信遇を得しなり、藩主綱村は性嚴明剛果、自編の伊達正統世次考の如き、祖先の蹟を顯彰するに足るべき史料さへ、一點疑を存するものは郤けて、一曲筆を用ゆるを許さず、何ぞ贋碑の兒戲あらん、猶末の松山を覩歷年中の宗久紀行にも、八幡村の八幡宮の永仁七年の鐘銘にも、末の松山の字あれば、模擬なりと云ふの妄なること知るべし」と云へり、

タカタジヤウ　高田城　所在　越後國中頸城郡高田町の東南　起原沿革　慶長十五年松平忠輝封ぜられて、福島城に治す、然れど其地惡きを以て、同十八年同郡菩提ヶ原へ新城を築き移住し、高田城と稱す、元和二年國除かれ、上野國高崎城主酒井家次十二萬石を以て代り來る、同五年忠勝の時、信濃松代へ移封、越前國福井城主松平忠昌二十五萬石を以て來住す、同九年舊地に再封ぜられ、松平光長二十五萬石を以て越後國の支配職となる、天和元年領地を召上らる、是年より將軍家の番城となり、代官所を置くこと五年、貞享二年稻葉正道九萬二千石を以て來住、十七年にして元祿十四年、下總佐倉へ徙封、佐倉城主戸田忠昌代りて治す、寶永七年下野宇都宮に移封、伊勢桑名城主松平定重來り治す、寬保二年、陸奧白河へ移封、播磨姬路城主榊原政永知行高十五萬石を以て來り治す、爾後子孫繼承して明治維新に至る(越後風土考、明治政覽)

タカタノコホリ 高田郡 所在 安藝國 思厩 延喜式に始めて見えたり 沿革 和名抄に三田、豊島、風速、麻原(チハラ)川立、船木、栗屋等の郷あり、後高宮郡を併す、正保圖寛知集元祿帳之に仍り、以後又同じ(郡名異同一覧、國郡沿革考)

タカタノコホリ 田方郡 所在 伊豆國 起厩 天武天皇の九年七月駿河國の二郡を割て伊豆國を立ちし時置きしものなるべし 沿革 和名抄に、新居(ニヒキ)小河、直見(タヽミ)佐婆、鏡作、茨城、依馬(エマ)八邦、狩野、天野、吉妾(キセフ)有辨(ウベ)久遲(クズシ)等の郷あり、中世分て南條北條の二郡とす、此郡境界の變遷最も甚しく、後世其東方の地は賀茂郡に入り、西北の地分れて君澤郡となる、豆州志稿、鎌倉以後君澤庄ある由云へり、思ふに其郡となりしは戰國の時なるべし、正保圖君津に作り、寛文中復古の時又之を停め、元祿十四年再び此郡を置く、元祿帳之に仍る、以後二郡たり、郡名考「クンタク」「キミサハ」兩樣に唱へ、地誌提要に至りて田方を「タガタ」君澤を「クンタク」「キミサハ」の二樣に唱ふ、明治廿九年君澤の全郡及び賀茂郡の一區域を本郡に編入す(郡名異同一覧、國郡沿革考、法令全書)

タカタハ 高田派 高田吉次の創めたる槍術の流派○吉次は又兵衛と稱す、中村尚政につき槍法を學び、其奥儀を究む、小笠原忠政に仕ふ、將軍德川家光召して其藝術を覽る、子孫相繼ぎて其術を以て小笠原氏に仕ふ、吉次の門人森平三清政、網河邊彌右衛門盛連、不破慶賀等名あり(武藝小傳、武術流祖錄)

タカタンシ 高檀紙(檀紙) 「ダンシ」を見よ、

タカタヤカヘヱ 高田屋嘉兵衛 系統 父は彌吉 事蹟 明和六年淡路國都志本に生る、少にして大志あり、嘗て一廻船商の舟夫となりしが、人に傭はるゝを屑しとせず、諸弟を率ゐて攝津兵庫に赴きて漕船業を營み、遂に數隻の巨船を造りて近海を航行し、殊に北海の遺利拾ふべきを察し、年々手船を松前箱館に廻漕して、寛に巨萬の富を積む、寛政十年箱館に赴き蝦夷巡察の幕吏三橋藤右衛門の眷遇を受け、翌年三月出羽酒田港より松前までの産物運送の官用を果し、更に東蝦夷アツケシに廻航し、幕吏近藤重藏に會す、重藏嘉兵衛を幕府に推擧して御用船頭となし、擇捉への航路を開かしむ、嘉兵衛即ち擇捉に赴き、河岸に十七箇所の漁場を開き、夷人等に漁具衣服を給與して其使用法を教へ、鄉村の制を定めて歸航す、是に於て擇捉始めて我邦に屬す、享和三年幕府其功を賞し公廩を賜ひ且官船を領せしむ、文化元年露西亞の使節長崎に來り通商を乞ひしが、幕府の担斥する所となり、樺太千島群島を暴掠す、幕府大に驚き警衛を嚴にして備ふ、同八年露國海軍中佐ゴローキン千島測量の目的を以て國後灣に寄港す、守備の幕吏之を捕ふ、是に於て副長リコールヅは本國に歸り、ゴローキン等の消息を探りたれども詳かならざるを以て、日本船を捕獲して事狀を糺さんと決せし、會々嘉兵衛は擇捉島より箱館に廻航せんとし、颶風の爲めに國後港に寄港するや、リコールヅは兵を遣して嘉兵衛等を捕へ、カムサツカに廻航す、時に同年八月なり、嘉兵衛後ち稍々露語に通ずるに及び樺太の掠略を語り、且つ日露兩國間に橫はれる惡感を除却するの方法を說く、リコールヅ大に喜び、且つ是より先嘉兵衛よりゴローキン等のなほ生存して箱館に在るを聞き、文化十年六月嘉兵衛を具して國後港に著す、嘉兵衛卽ちリコールヅと松前奉行以下の幕吏との間に周旋する事頗る勉め、兩國の意志やゝ疏通する處あり、リコールヅは樺太の掠奪に就きて陳謝せるを以て、幕府は松前奉行に命じゴローキン以下の囚虜を赦し、兩國の確執始めて解け、嘉兵衛また自由の身となる、文化十一年幕府嘉兵衛の故職を復し金幣若干を賞賜す、次で阿波藩主蜂須賀侯よりも恩賜あり、晩年鄉里に老し、弟金兵衛をして代りて商事を督せしむ、家益々富み業愈々盛大となる、文政十四年四月歿す、年五十九、嘉兵衛貌軀短小にして眼光人を射、言語明晰なり、曾て書を讀まざれども、略ぼ大義に通じ、財を輕んじて人の急難に赴く、資性剛毅にして高潔たるのみならず、其謹嚴苟もせざる、操守、然諸を重するの意氣等深く露人をして畏敬せしめたり(日本幽囚實記、事實文編、高田屋嘉兵衛)

タカチホノタケ 高千穗峰 天孫瓊々岐尊(ニニギノミコト)の始めて高天原より降臨せる處にして、また槵日二上之峯、高千穗之槵觸之峯、槵日高千穗之峯、高千穗之穗日二上之峯、高千穗添峯とも見えたり、槵日槵觸は共に靈異の義にして、二上は峯二つあるよりの名なり、其所在に二說あり、一は日向國臼杵郡なる高千穗山とし、一は大隅國囎唹郡(今の姶良郡)なる霧島山となす、近世の史家多く後說に從へり、橘春暉の北窓瑣談に「余考ふるに、神代よりいふ所の高千穗は、今の霧島山なり、諸書に多く霧島山にあらずといへども、是は彼地に到らずして臆斷せる故なり、昔より日向國高千穗二上峯と稱すれば、其山二峯あるによりて名けゐること明なり、今の霧島山に峯ありて東西に相對す、殊に九州第一の高山にて他山の比すべきにあらず、今の高千穗といふは、衆山の中に在りて、是と秀でたるにあらず、殊に二峯あるにあらず、彼地に到り見ん人は、高千穗の霧島なること

と論を待たずして知るべし」といへり、從ふべし、而して本居宣長は古事記傳に於てまた此事を論じ、まづ日向の高千穗に降臨ありて、次に霧島山に遷幸ありしなるべしといへり、蓋し或は然らん、なほ高千穗峯に關する諸說は國史綜覽稿に輯錄したれば就きて見るべし○天孫此地に降臨ありたるの後ち、天津彦火瓊々杵尊(アマツヒコホノニニギノミコト)參看)笠沙御崎より移りて皇居を營み給へり、

タカチホノミヤ 高千穗宮 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり、大隅國霧島山の麓に在ることは疑なしと雖も、其所在は霧島神社の處なりとも、鹿兒島神社(四國分寺村字宮內に在りて大隅正八幡宮ともいふ、彦火々出見尊を祭る)の處なりとも稱し詳かならず、吉田東伍氏は生業に便利なる方なるべきの故を以て後說を取られたり(地名辭書)記して疑を存す、なほ此宮には彦火々出見尊より神武天皇まで在はしたることは記紀に明文あれども、果して彦火々出見尊の時に此宮を營みしものか、又は瓊々杵尊笠沙の御崎より此に移り給ひしものかは明ならず、古事記傳には彦火々出見尊の時に至り、始めて宮居し給へるなるべしと說きたり、今暫くこれに從ふ、

タカツカサ井ン 鷹司院 名號 藤原長子、法名蓮華性 系統 猪猟關白家實の女、母は修理大夫季信の女 事蹟 後堀河天皇の中宮、嘉祿二年六月從三位に叙せられ、七月二日女御、二十九日中宮と爲り、安貞三年四月院號、寬元四年四月尼と爲り、文永十二年二月十一日薨ず、年五十八(女院小傳)

タカツカサウヂ 鷹司氏 姓は藤原、近衞家實の四男兼平始めて鷹司と稱す、其享鷹司室町に在るを以て名づく、建長四年攝政となり、同六年關白と爲る、同二年十二月再び攝政と爲り、同四年十二月左大臣に轉ず、正嘉元年十月內大臣、同二年十一月右大臣に轉ず、正元元年十月攝政と爲り、文永元年十一月太政大臣を辭し、同二年四月出家、同三年二月薨ず、年四十(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 系統 鷹司氏の祖、近衞家實の男、母は從二位藤原基家の女、兼平の弟、母は家女房辨局 事蹟 正應元年十月內大臣、同二年十月右大臣、同四年十二月左大臣、永仁四年七月關白、同年十二月左大臣を辭し、同六年七月攝政と爲り、同年十二月罷む、正安三年八月二十五日薨ず、年四十(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネヒラ 鷹司兼輔 名號 系統 政平の男、母は兼頁 事蹟 寬元四年四月內大臣に累進、同四年四月右大臣、同十二年左大臣、同十五年正月關白と爲る、同十七年十月出家、同二十三年二月薨ず、年七十一(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネタダ 鷹司兼忠 系統 兼平の二男、基忠の弟、母は家女房辨局 事蹟 正應元年十月內大臣、同二年十月右大臣、同四年十二月左大臣、永仁四年七月關白、同年十二月左大臣を辭し、同六年七月攝政と爲り、同年十二月罷む、正安三年八月二十五日薨ず、年四十(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 系統 稱念院入道前關白と號す、法名覺理 系統 鷹司氏の祖、近衞家實の男、母は從二位藤原基家の女、兼平の弟、母は家女房辨局 事蹟 正應元年十月內大臣、同二年十月右大臣、同四年十二月左大臣、永仁四年七月關白、同年十二月左大臣を辭し、同六年七月攝政と爲り、同年十二月罷む、正安三年八月二十五日薨ず、年四十(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネヒラ 鷹司兼輔 名號 政平の男、母は兼頁 事蹟 寬元四年四月內大臣に累進、同四年四月右大臣、同十二年左大臣、同十五年正月關白と爲る、同十七年十月出家、同二十三年二月薨ず、年七十一(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネタダ 鷹司兼忠 系統 兼平の二男、基忠の弟、母は家女房辨局 事蹟 正應元年十月內大臣、同二年十月右大臣、同四年十二月左大臣、永仁四年七月關白、同年十二月左大臣を辭し、同六年七月攝政と爲り、同年十二月罷む、正安三年八月二十五日薨ず、年四十(公卿補任、大臣補任)

タカツカサカネヒロ 鷹司兼熙 名號 心空華院と號す 系統 房輔の男、母は大江竹子 事蹟 萬治二年十二月誕生、延寶九年七月內大臣に累進し、天和三年正月右大臣、元祿三年十二月左大臣に轉ず、同十六年正月關白に補し、氏の長者牛車兵仗內覽の宣下を賜ふ、寶永四年十一月辭ず、享保十年十一月二十日薨ず、年六十七(公卿補任、大臣補任)

タカツカサスケヒラ 鷹司輔平 名號 法音院と號す、法名貞覺 系統 眞仁親王の末子、兼香の養子と爲る 事蹟 元文四年二月八日誕生、延享二年十二月元服、禁色雜袍昇殿を聽さる、寶曆六年五月內大臣に累進し、同九年十二月右大臣に、安永七年十二月左大臣に轉ず、天明七年三月關白に補す、寬政三年八月落飾、文化十年正月薨ず、年七十五(公卿補任、大臣補任)

タカツカサタダフユ 鷹司忠冬 名號 後專修院と號す 系統 兼輔の男、母は權大納言公治の女 事蹟 天文六年十二月右大臣に累進し、同十年正月左大臣に轉じ、同十一年三月關白に補せらる、同年閏三月左大臣を、同十四年六月關白を辭す、同十五年四月十八日薨ず、年三十八(公卿補任、大臣補任)

タカツカサドノ 鷹司殿 山城國京都、土御門の南、莵里小路の東、其舊址皇居建春門前に當れり、歷代編年集成に、長元六年癸酉十一月二十九日上東門院母氏源倫子(一條左大臣雅信女)七十賀稱ニ

鷹司殿」と見えたり（山城名勝志、平安通志）

タカツカサノブヒサ　鷹司信尚　名號

景皓院前關白と號す。系統 信房の男。事蹟 天正十八年四月十四日誕生、慶長十六年三月内大臣に累進し、同十七年三月右大臣に轉じ、同七月關白に補せらる、元和元年七月罷む、同七年十一月十九日薨す、年三十二（公卿補任、大臣補任）

タカツカサノブフサ　鷹司信房　系統號

後法音院太閤と號す。系統 二條晴良の男、忠冬の養子となる、母は貞敦親王の女。事蹟 永祿八年十月二十五日誕生、慶長十一年九月内大臣に累進し、同年十一月左大臣に轉じ、同月關白に補せらる、同十三年關白を辭す、明暦三年十二月十五日薨す、年六十三（公卿補任、大臣補任）

タカツカサノリヒラ　鷹司教平　名號

一致院と號す。系統 信尚の男、母は清子内親王。事蹟 慶長十四年二月五日誕生、寛永九年正月内大臣に累進し、同年十二月右大臣、同十七年三月左大臣に轉す、同十八年三月罷む、寛文八年十月三日薨す、年六十（公卿補任、大臣補任）

タカツカサフサスケ　鷹司房輔　名號

後景皓院と號す。系統 教平の男、母は故中納言爲滿の女。事蹟 寛永十四年四月晦誕生、萬治元年九月内大臣に累進し、寛文三年正月左大臣に轉す、同四年九月攝政と爲る、同八年三月改めて關白に補せらる、天和二年二月關白を辭す、元祿十三年正月十一日薨す、年六十四（公卿補任、大臣補任）

タカツカサフサヒラ　鷹司房平　名號

後昭光院前關白と號す。系統 冬家の子。事蹟 永享七年四月内大臣に累進し、同十年九月右大臣に轉じ、文安三年四月左大臣に進み、享德三年七月關白と爲る、康正元年六月關白及び左大臣を辭す、文明四年十一月十六日薨す、年六十二（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフサヒロ　鷹司房熙　名號

清淨林院と號す。系統 近衞家熙の二男、兼熙の養子となる、母は前參議篤量の女。事蹟 寛永七年八月十三日誕生、享保十三年十月内大臣に累進し、同十七年三月右大臣に轉じ、同七月關白に補せらる、元和元年七月罷む、同七年十一月十九日薨す、年三十二（公卿補任、大臣補任）

タカツカサフサ　鷹司信房　系統號

後法音院太閤と號す。系統 二條晴良の男、忠冬の養子となる、母は貞敦親王の女。事蹟 永祿八年十月二十五日誕生、慶長十一年九月内大臣に累進し、同年十一月左大臣に轉じ、同月關白に補せらる、同十三年關白を辭す、明暦三年十二月十五日薨す、年六十三（公卿補任、大臣補任）

タカツカサノリヒラ　鷹司教平　名號

一致院と號す。系統 信尚の男、母は清子内親王。事蹟 慶長十四年二月五日誕生、寛永九年正月内大臣に累進し、同年十二月右大臣、同十七年三月左大臣に轉す、同十八年三月罷む、寛文八年十月三日薨す、年六十（公卿補任、大臣補任）

タカツカサフサスケ　鷹司房輔　名號

後景皓院と號す。系統 教平の男、母は故中納言爲滿の女。事蹟 寛永十四年四月晦誕生、萬治元年九月内大臣に累進し、寛文三年正月左大臣に轉す、同四年九月攝政と爲る、同八年三月改めて關白に補せらる、天和二年二月關白を辭す、元祿十三年正月十一日薨す、年六十四（公卿補任、大臣補任）

タカツカサフサヒラ　鷹司房平　名號

後昭光院前關白と號す。系統 冬家の子。事蹟 永享七年四月内大臣に累進し、同十年九月右大臣に轉じ、文安三年四月左大臣に進み、享德三年七月關白と爲る、康正元年六月關白及び左大臣を辭す、文明四年十一月十六日薨す、年六十二（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフユヒラ

後補念院關白と號す。系統 基忠の子、兼忠の養子となる、母は中納言經平の女。事蹟 應永十八年四月右大臣に累進し、同三十二年五月出家、正長元年五月二十六日薨す、年六十二（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフユミチ　鷹司冬通　名號

一心院前關白と號す。系統 師平の男。事蹟 延文五年九月右大臣に累進し、貞治元年十一月左大臣、同六年八月關白に補せられ、應安二年十一月關白並に左大臣を辭す、至德二年六月十九日薨す、年五十六（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフユノリ

後圓光院前關白と號す。系統 基忠の子、冬平の弟、母は中納言經平の女。事蹟 元亨二年八月内大臣に累進し、正中元年四月左大臣に轉じ、元德二年八月關白に補す、同三年正月左大臣を辭す、正慶二年五月關白を罷め、建武元年十月右大臣に任ぜられ、同二年二月再び左大臣と爲る、同年十一月辭し、同四年正月内大臣に累進し、同二十一年十二月に辭す、同三十二年五月出家、同月二十六日薨す、年四十三（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフヒラ　鷹司冬平　名號

後景皓院と號す。系統 基忠の子、兼忠の養子となる、母は故中納言爲滿の女。事蹟 正安元年四月内大臣に累進し、同二年十一月辭し、同四年正月再び内大臣に累進し、嘉元三年閏十月右大臣に轉じ、延慶元年十一月攝政と爲り、翌年三月左大臣に轉じ、同三年十二月太政大臣に任じ、同四年四月太政大臣を辭す、同四年九月また還補し、同五年八月關白に補す、文保元年二月關白を辭す、元亨二年八月内大臣に累進し、正中元年四月左大臣に轉じ、元德二年八月關白に補す、同三年正月左大臣を辭す、正慶二年五月關白を罷め、建武元年十月右大臣に任ぜられ、同二年二月再び左大臣と爲る、同年十一月辭し、同四年正月内大臣に累進し、同二十一年十二月に辭す、同三十二年五月出家、正長元年五月二十六日薨す、年六十二（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフユノリ

後圓光院前關白と號す。系統 基忠の子、冬平の弟、母は中納言經平の女。事蹟 元亨二年八月内大臣に累進し、正中元年四月左大臣に轉じ、元德二年八月關白に補す、同三年正月左大臣を辭す、正慶二年五月關白を罷め、建武元年十月右大臣に任ぜられ、同二年二月再び左大臣と爲る、同年十一月辭し、同四年正月内大臣に累進し、同二十一年十二月に辭す、同三十二年五月出家、同月二十六日薨す、年四十三（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサマサヒロ　鷹司政平　名號

專稱院入道前關白と號す。系統 道號天理、法名上玄。系統 房平の男。事蹟 應仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を罷む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三（公卿補任、大臣補任）

タカツカサマサヒラ　鷹司政平　名號

專稱院入道前關白と號す。道號天理、法名上玄。系統 房平の男。事蹟 應仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を罷む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三（公卿補任、大臣補任）

タカツカサマサミチ　鷹司政通　名號

鷹司右大臣と號す。系統 政熙の男、母は源重喜の女。事蹟 寛政元年七月二日誕生、文化十二年二月内大臣に累進し、同十二年二月右大臣、文政三年六月左大臣、同六年三月關白に補す、詔して氏長者となり、五年八月關白を辭し、元亨三年十一月太政大臣に再任、正中元年十二月關白に補せられ、嘉曆二年正月十九日薨す、年五十三（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサフユミチ　鷹司冬通　名號

一心院前關白と號す。系統 師平の男。事蹟 延文五年九月右大臣に累進し、貞治元年十一月左大臣、同六年八月關白に補せられ、應安二年十一月關白並に左大臣を辭す、至德二年六月十九日薨す、年五十六（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

タカツカサマサヒラ　鷹司政平　名號

專稱院入道前關白と號す。道號天理、法名上玄。系統 房平の男。事蹟 應仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を罷む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三（公卿補任、大臣補任）

タカツカサマサミチ　鷹司政通　名號

鷹司右大臣と號す。系統 政熙の男、母は源重喜の女。事蹟 寛政元年七月二日誕生、文化十二年二月内大臣に累進し、同十二年二月右大臣、文政三年六月左大臣、同六年三月關白に補す、詔して氏長者となり、

隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、天保十三年八月太政大臣に任ず、關白元の如し、安政三年八月關白を辭す三宮に准す、同六年四月落飾（公卿補任、大臣補任）

タカツカサモトタダ　鷹司基忠　名號

圓光院入道前關白と號す。法名理勝。系統 兼平の男、母は左大將實有の女。事蹟 弘長二年正月内大臣に累進し、文永二年十月右大臣、同五年十二月關白に補し、右大臣に轉す、同六年三月左大臣を、同十年五月關白を辭す、弘安八年四月太政大臣に任じ、同十年八月に辭す、應長二年三月出家、正和二年七月七日薨す、年六十七（公卿補任、大臣補任）

タカツカサモトテル　鷹司基輝　名號

常住心院と號す。系統 一條兼香の次男、房熙に養はる、母は家女房。事蹟 享保十二年二月二十八日誕生、寛保三年五月内大臣に累進し、同月十五日薨す、年十七（公卿補任、大臣補任）

タカツカサモロヒラ　鷹司師平　名號

昭光院前關白と號す。系統 冬教の子。事蹟 建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、貞和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四（公卿補任、大臣補任）

タカツジウヂ　高辻氏　姓は菅原、贈太政大臣道眞七世の孫、文學頭是綱始めて高辻氏と稱す、是綱大學頭正四位下となり、嘉承二年二月卒す、羽林家の一、將官辨官を經て、大納言を極官とす、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系圖、有職袖中抄、華族誌）

○是綱——宣忠——長守——爲長——長成——清長
長宣——國長——長衡——久長——長郷——繼長

タカツノミヤ　高津宮　難波高津宮（ナニハノタカツノミヤ）を見よ、

タカトホジヤウ　高遠城　所在 信濃國上伊奈郡高遠町○青山城とも稱す。起原沿革 往古笠原村に在りて青山城と號し、治承の頃笠原賴直之に居る、足利尊氏の時木曾家村に此地を與へ、家村其子高遠義親をして守らしむ、天文十六年武田信玄攻めて之を陷れ、秋山晴近に守らしむ、永祿五年今の地に修築して子勝賴を置く、天正九年仁科信盛之を守り、同十年の役織田信長に抗し戰歿す、信長毛利秀賴に之を領せしむ、既にして信長の光秀に弒せらるゝや、德川家康之を奪ひて之に據る、德川家康之を招降す、同十八年總州多高に移る、後ち豐臣秀吉之を京極高知に與ふ、慶長五年三月、一年保科氏を陸奥に移し、鳥居忠春代り來り治す、元祿四年内藤清枚を三萬三千石に封して領せしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る（千曲眞砂、明治政覽）

タカトリヤキ　高取燒　名義 筑前國高取慶長年間國主黒田長政朝鮮より人從て歸化する者あり、時、朝鮮人從て歸化する者あり、名を入藏と改む、又肥後國主加藤清正に從ひて歸化する者あり、名を新九郎と改む、俱に高麗の韋登の人なり、而して入藏は新九郎の婿なるを以て、長政、新九郎を肥後より筑前に招く、八藏新九郎並に陶法に巧なるを以て命して陶器を造らしむ、是其始にして世に古高取といふ、其質堅硬にして茶褐色の釉を施し、而して其上に斑に黒色釉を施したる者なり、後ち寛永年間に至り、長政の男忠之、八藏及其子八郎右衞門を點茶の宗匠小堀政一が家に遣はし、其指教を受けしむ、既にして本國に還る、工巧大に進歩す、又五十嵐次左衞門といふ者あり、肥前唐津の城主寺澤志高に仕へしが、辭して筑前に來る、次左衞門能く瀨戸陶器の法を得、且諸國の陶法をも兼て能くす、忠之是を召し八藏と共に高取に於て陶器を製せしむ、是より盛に諸器を製出して、諸國の陶器は一時之が爲に聲價を墮ぜり、點茶家に於て珍貴とする所の有名の茶壺數種あり、今に至て名譽を失はず、其陶質緻密にして、釉は白色淺碧又は暗灰色を帶び、又青黒の者ありて並に潤澤あり、陶窯火候の度によりて自ら金色をちらし至て美なり、世に之を遠州高取といふ、寛永七年高取窯を穗波郡白旗山の麓に移し、寛文七年白旗山の窯を上座郡鼓村に移す、寛永年間、工人福岡城南の田島村の東松山に於て新に窯を開き陶器を製す、鼓村の巧を傳ふるなり、鼓村東、松山の二處の工人、今に至て業を傳ふ、燒物（ヤキモノ）の揷繪參看（工藝志料）

タカナガシンワウ　尊良親王　系統 後醍醐天皇の第一皇子、母は宮人藤原爲子。事蹟 嘉曆元年元服して中務卿となる、幼より聰慧にして容姿靚るべし、人皆太子たらん事を望む、然るに北條高時時堅く兩統迭立の議を取り、後二條天皇の皇子邦良親王を立て、太子とせるを以て、尊良悒鬱として樂まず、（邦良の薨後恒良親王太子となる）元弘元年後醍醐天皇の關東を圖り給へる時、從うて笠置に赴き、尊で楠木正成の赤坂城に入る、既にして笠置陷り天皇幽ぜらるゝに及び、自ら京都に赴く、高時之を捕

へ、明年土佐國畑に遷す、同三年亂平ぐの後ち京都に歸る、建武二年足利尊氏の反するや、天皇敕して尊夏を以て東國管領としこれを討たしむ、新田義貞これに副たり、既にして義貞尊氏の先鋒と矢矧鷺坂に戰ひて連りに之を破る、尊夏、脇屋義助等と竹下に向ひ、尊氏に當りしが利なし、加ふるに大友貞載、鹽谷高貞等賊に降れるを以て、尊夏等遂に敗績す、延元元年冬、皇太子恒良親王を輔けて、越前金崎城を守る、賊攻むる事甚だ急にして糧食繼がず、明年の春城將に陷らんとす、新田義顯尊夏に啓して曰く、臣は將家の子なれば、義として死せざるべからず、親王は帝室の胄なり、縱令城陷るも必ず害を加へざるべし、願くは城を出でゝ遁走し、他日の計を爲し給へと、尊夏莞爾として曰く、主上孤を以て首領と爲し卿を以て股肱と爲す、それ股肱亡びて首領安を得るは未だ之あらざるなり、當に命を白刃に殞し、譽を黃泉に報ずべし、孤宮闕に生長して武事を習はず、知らず自盡の法如何、義顯泣いて曰く、樣當に此の如くなるべしと、卽ち腹を屠り、刀を尊夏の前に置きて伏す、尊夏其刀を執るに、流血褥を漬し滑かにして握るべからず、衣袖を褊に纏ひ胸を洞て薨ず、賊尊夏の首を京都に傳ふ、尊氏、僧疎石に命じて之を禪林寺に葬らしむ(大日本史)

タカノウヂ　高野氏　姓は藤原、持明院通基十八世の孫基定の三男保春より氏を稱す、保春權大納言正二位に至り、正德二年薨ず、子孫相繼き明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族譜)

○保春―保光―保房―隆古―保香―保忠
　保右(スケ)―保美(ヨシ)―保建―宗順

タカノコホリ　多珂郡　所在　常陸國

タカノコホリ　起原　成務天皇の朝、建御狹日命を以て多珂國造となす、孝德天皇白雉四年分て多珂石城二郡となし、後石城を陸奥國に屬す　沿革　和名抄に梁津、伴部、高野、多珂、藻島、新居(ニヒキ)賀美、道口等の鄕あり、元正天皇養老二年五月、此郡を割て菊多郡を置き、之を岩城國に屬す、後世多賀に作る、正保圖之に仍り、寬文中舊に復して多珂に作る、寬知集之に依り、元祿以後亦多賀となし、郡名考以下之に仍る、郡名錄(タガ)と稱し、地誌提要又之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカノチヤウエイ　高野長英　名譽　名は譲、後ち卿齋と改め、更に長英と改む、瑞皐、曉夢樓主人、驚夢山人等の號あり　系統　高野元齋の養子、實は後藤總助の三子　事蹟　文化元年五月陸奥膽澤郡水澤に生る、領主伊達將監の臣にして、世々典醫たり、故を以て長英また家學を承け、略ぼ醫書に通ず、十七歲の時江戸に遊學し、吉田長淑の門に入る、既にして養父元齋疾病の報に接し、俄に水澤に歸省す、元齋其業の中途にして歸れるを怒り相見るを許さず、長英大に悟る處あり、再び江戸に出で長淑の門に在ること二年、また駒留正見の門に遊ぶ、文政八年七月長崎に赴き、蘭醫シーボルトに就きて刻苦勉勵し、學業大に進む、此時學徒甚多く、伊東玄朴、戸塚靜海、伊藤主助、竹內玄同等皆一時の秀なり、會々平戸藩主松浦侯の臣松原見朴、長英の爲めに藩主に說き、長崎の藩邸に寓して其藏書を縱覽し、醫譯に從事せしむ、分離術二十卷は此時の譯にして、當時無比の珍書と稱せらる、文政十一年シーボルド罪を幕府に得、出島に幽せらるや、長英連坐せんことを恐れて逃る、天保元年京都に入り、轉で江戸に出づ、官醫松本良甫深く其才學を愛して、爲めに資を給し、醫業を開き、旁ら醫譯に從事せしむ、天保三年生理書の醫學概要を著し、長英の名聲漸く部下に振ふ、長英人となり臺邁不羈にして逸幅を修めず、また人に對して假借せず、苟も其意に滿たざれば、之を面折し、甚しきは罵詈するに至る、人其不遜を咎めて交を絕つものあり、而して只小關三英、鈴木春山等と親善なり、三河田原の藩主三宅侯の重臣渡邊崋山、長英の才を愛し、藩主の族弟三宅友信の賓師となす、長英また崋山に服し、共に四學を擴張して實利を興さんことを謀り、紀伊の儒臣遠藤勝助等と交り、當時知名の士を糾合して一交社を結び、專ら經濟の道を說き、時の內寇に際すれば、其救治を策し、或は諸侯の政治を質問するあれば、其間に答ふ、世に其交社を蠻社(蠻社望)といへり、長英及び崋山其領袖たり、天保九年十月英艦來航の風聞あり、幕府打拂の事に決す、長英夢物語を著はし、海外の形勢を叙述し、擔撰の不可なる所以を論辯せり、其稿世上に傳播す、幕府以て政治を誹毀し、妖言人を惑はすものと爲し、天保十年十二月終身禁獄の宣告を與ふ、崋山また連坐して藩地に禁錮せらる(「ツタナベクワザン」參看)長英既に傳馬町の獄舍に下り、牢名主となる、弘化二年三月獄舍火あり、當時の法たる、災あらば三日を期して囚徒を放つ、故を以て長英獄を出づるを得たり、是

に於て知友の患告を戒けて脫獄し、都下に潛服す、後ち礪石を以て顏面を燒きて容貌を變じ、姓名を僞りて東西に流浪し、江川太郎左衞門、伊達宗城、島津齊彬等の庇護を蒙りしも、皆席煖かなるに遑あらず、遂に再び江戶に來り、高柳柳之助と稱す、時に水野忠綺の臣松下嘉兵衞、大砲鑄造を以て著はる、爲人豪爽にして氣慨に富む、高柳の蘭書に精しきを聞き、就きて鑄砲の事を聞き、深く其學識に服し、子健作をして火藥の製造を學ばしむ、既にして高柳の長英たるを知りしも、才を惜んで隱匿し、同志と共に之を救はんとして果さず、長英亦去りて青山百人町に寓し、名を澤三伯と改め、醫を業とし、傍ら著譯に從ふ、幕府探偵し、捕吏をして其家を圍ましむ、長英一人を斬り、一人を傷けて自殺す、時に嘉永三年十月朔日なり、年四十七、明治三十一年七月正四位を贈らる、長英狀貌魁偉にして爲人卓犖不羈、古英雄の風度あり、醫術より西學に入り、遂に蘭學を以て家を成し、著述飜譯專ら四學を擴張し、之を政治經濟上に實用するを以て主と爲し、醫術の如きは、餘事と爲すに過ぎざりしも、治術また當世無比と稱せられ、殊に蘭學の造詣極めて深く、譯文に巧なる變社中企て及ぶものなし、其三兵タクチーキの如き一時傳稱して古今の奇書と爲す　參考書　三兵タクチーキ、分離術、醫學樞要、夢物語、變社遭厄小說、鳥の鳴音、救荒二物考、瘟疫考、避疫要誌(文明東漸史、高野長英先生傳)

タカノテンワウ　高野天皇　孝謙天皇(カウケンテンワウ)を見よ、

タカノデラ　高野寺　西大寺(サイダイジ)を見よ、

タカノノコホリ　竹野郡　所在　丹後國

タカノノミサザキ　高野陵　孝謙(稱德)天皇の御陵、大和國添下郡(今生駒郡)平城村大字山陵に在り、西に面し、前方後圓、兆域東西五町、南北三町、延喜の制守戶五烟を置く(諸陵考、陵墓一覽)

タカノノコホリ　田川郡　所在　豐前國

起原　開化天皇紀六年正月始めて竹野媛の名見ゆ、又竹野別あり、地名に因りて姓を得しものとす、元明天皇和銅六年四月丹波國を割て丹後國を建つるに及び、考證云、五上、一本有二加佐只謝丹波竹野熊野十字一と以て其起原を知るべし　沿革　和名抄に木津(コツ)納野、鳥取(トトリ)小野、間人(ハシウト又マムト)竹野等の鄕あり、郡名考「タケノ」と稱し、地誌提要又「タカノ」と稱す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカノノコホリ　竹野郡　所在　筑後國

起原　三代實錄貞觀八年三月筑後國竹野郡と見ゆ、されど其建置詳かならず　沿革　和名抄に柴刈、二田(フタ)、竹野(タカノ)長栖、船越、川會(カハアヒ)等の鄕あり、元祿圖以後田川に作り、郡錄「タガハ」と稱す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカハノモン　鷹羽紋　紋所の名、鷹の羽を以て種々の形にゑがきたる紋を云ふ、明應の頃、中村皆木の二氏之を用ひたる由、蔭涼軒日錄に見えたり、後世之に種々の變體を生じ、秋田氏は檜扇の中に羽二枚を打違へたるを用ひ、安藝淺野氏の一族は、丸の內に鷹羽を種々に交叉したるを用ひ、久世氏は丸の內に羽二枚を竪に並べたるを用ひたり(武鑑)

タカヒラ　高衡　刀の一面を鎬作にし、一面は平作なるを云ふ(武家名目抄)

タカフダ　高札　制札(セイサツ)を見よ、

タカマガハラ　高天原　考證　大和民族の故郷なり、古事記傳に「高天原は卽ち天なり、かくてたゞ天といふと高天原との差別は如何ぞといふに、まづ天は天神の坐す御國なるが故に、山川草木のたぐひ、宮殿其外萬の物も事も、全く御孫命の所知看、此國土の如くにして、なほすぐれたる處にしあれば、大方のありさまも、神だちの御上の萬の事も、此國土にある事の如くになんあるを、高天原としもいふは、其天にしてある事を語るときの稱なり、さて然稱ふ由は、高とは、これも天をいふ稱にて、ただ高き意にいへるとは卿が異なり、日の枕詞に高光といふも、天照と同じ意、高御坐も天の御坐といふことにて、是等の高も同じ、又高行や隼別などは、虛空を高といへるなり、今の世にも天つ虛空を然言ことあり、原とは廣く平らなる所をいふ、海原、野原、河原、葦原などのごとし、萬葉の歌には、國原ともあり、かくれば天をも天ノ原とはいふなり、さて其に

高てふ言を添て高天原とは、此國土より云ふことなり」とあるにて其意義を知るべし○按するに、高天原の史に見えたるは、古事記に「天地初發之時、於高天原成神名、天御中主神云々」とあるを初めとす、蓋し我國の創世記は皆高天原における出來事に係り天孫瓊々杵尊が九州に降臨ありしより以來、始めて現在の國土に、我大和民族の建國事業は成立せるものとす（是より先素盞嗚尊大國主尊其他の降臨の事あり）高天原は今日の何地に當れるかは、古來より議論のある處なれども未だ定説を見ず、（一）大和國高市郡となすもの、山崎闇齋（風水草管窺）谷重遠（神代卷鑰土傳）吉見幸和（國學辨疑）河村秀根（書紀通釋）伊勢貞丈（神道獨語）等之を主唱し、論據とする處は紀記神代卷に見えたる天香山、天高市と同稱の高市郡及び天香山の同國にあるによるなり、（二）常陸國多珂郡となすもの、新井白石之を唱ふ、其據る處は古史通に「高の字讀んで多珂といふは、古にいふ處の高國（舊事記に見えし處あり）多珂國（常陸國風土記に）即今の常陸國多珂郡の地是なり、天の字古事記に讀んで阿麻といふと註しき、上古の俗に阿麻といひしは海也、阿毎といひしは天なり、天亦稱して阿麻といふは、其語音の轉ぜしなり、原の字讀んで播羅といふ、上古の俗に播羅といひしは上なり、されば古語に多珂阿麻能播羅といひしは、多珂海上之地といふがごとし」とあるにて知るべし、（三）朝鮮となすもの、藤井貞幹（衞口發）横山由清之を唱ふ、前者は神祇の名は、大抵朝鮮の官名にして、古語また朝鮮語と同じきもの多きを證とし、後者は明かに之を書きゃるも隱に韓土たるの意を示したり、其説は食貨志略、歷朝政治沿革史に在り、就きて見るべし、（四）伊勢國と爲すもの、久米邦武氏之を唱ふ（大日本時代史）これ地理上よりの觀察によれるなり、（五）吳國と爲すもの、林羅山之を唱ふ（羅山文集）魏志倭人傳に、倭人を以て吳泰伯の後と記したるに因襲せるなり、（六）バビロンと爲すもの、ケンプル之を唱ふ（坪井信道氏譯日本誌）言語相似たる處あるの故を以てなり（七）馬來半島と爲すもの、ドエニイツ之を唱ふ、家屋及び風俗の相似たる處あるの故を以てなり、此外なほアッカド（トルキスタンの西南、後の名をカルデンといひしが、其國早く亡びたり）（アリユー、滿洲等に當てたるものあり、按ずるに、以上の諸説皆明確を缺き、殊に海外説の各論に至りては未だ史家なして首肯せしむべき論據を有せず、要するに高天原が何地なるかは、史學、言語學、人類學、考古學、醫學、神話學の比較研究を俟ちてはじめて決すべき大問題なり ○高天原に關する諸説を集めたるものは、日本歷史評林、日本人種新論、雜誌史談等にあり、參看すべし、

タカマツ井ン　高松院　名號　妹子内親王、法名實相覺　系統　鳥羽天皇の第六皇女、母は美福門院　二條天皇の中宮、永治元年十一月誕生、仁平四年八月内親王と爲り、久壽三年三月東宮に入り、保元二年正月准三后、同四年二月中宮と爲る、永暦元年八月尼と爲り、應保二年二月院號、安元二年六月十三日薨す、年三十六（女院小傳、女院記）

タカマツウヂ　高松氏　姓は藤原、三條四右大臣從一位實條の二男（一に三男）實號を祖とす、其孫實陰武者小路家を相續し、子重季に至り始めて高松を氏とす、參議正三位に至る、閑院家の一、子孫相襲ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族譜）

○重季——實遠——季睨——公紘（ツナ）——季實——保實
公雄——實村

タカマツジヤウ　高松城　所在　讃岐國高松市の北部　沿革　天正十八年生駒近規本國に封ぜられ、引田城に入る、其東に僑するを以て更に當城を築き高松城と號す　沿革　近規の孫高俊、寛永十七年出羽に遷され、同十九年水戸賴房の子賴重十二萬石に封ぜられ入部し、當城を修造す、子孫傳へて明治維新に至る、今尚其棟閣壁壘を存す（全讃史、たかまつ、明治政覽）

タカマツジヤウノミヅゼメ　高松城水攻　戰場　高松城は備中國賀陽郡高松村に在りて、岡山市を去る西方三里餘なり、其東北に立田、鉢、龍王の連山を控へ、西南に足守川を帶び、城の周圍三方は沼澤にして僅に細徑を通じ、堅濠また巖深なり　起因　織田信長中國經略の策を決し、豐臣秀吉等に命じて山陽山陰の地を侵さしむるや、頻りに、上月、三木、鳥取の諸城を屠り、至る處毛利輝元の軍と衝突したりしが、天正十年更に大擧して西下せんとし、秀吉を以て先鋒と爲したり、是に於て秀吉は、播、因、但三國の兵を率ゐ、三月十五日播磨姫路を發して備中に入り、まづ宮地冠山の二城を陷れ、五月高松城を圍む　攻略　城將清水宗治五千餘の兵を以て籠城し、且つ急を毛利氏に報じて救を請ひ、殊死して能く防ぎしがゆゑに、容易く陷いることを得ず、秀吉卽ち附近の形勢地理を熟視し、徒らに力攻せば兵を損することを多きを思考し、寧ろ河流と時季とを利用して水を灌ぐの有利なるを悟り、意を長圍に決し、まづ四近の村落を燒き、五月五日陣を蛙ヶ鼻に移し、巨堤を築きて足守川を堰き、水を城に灌ぐ、是に於て新

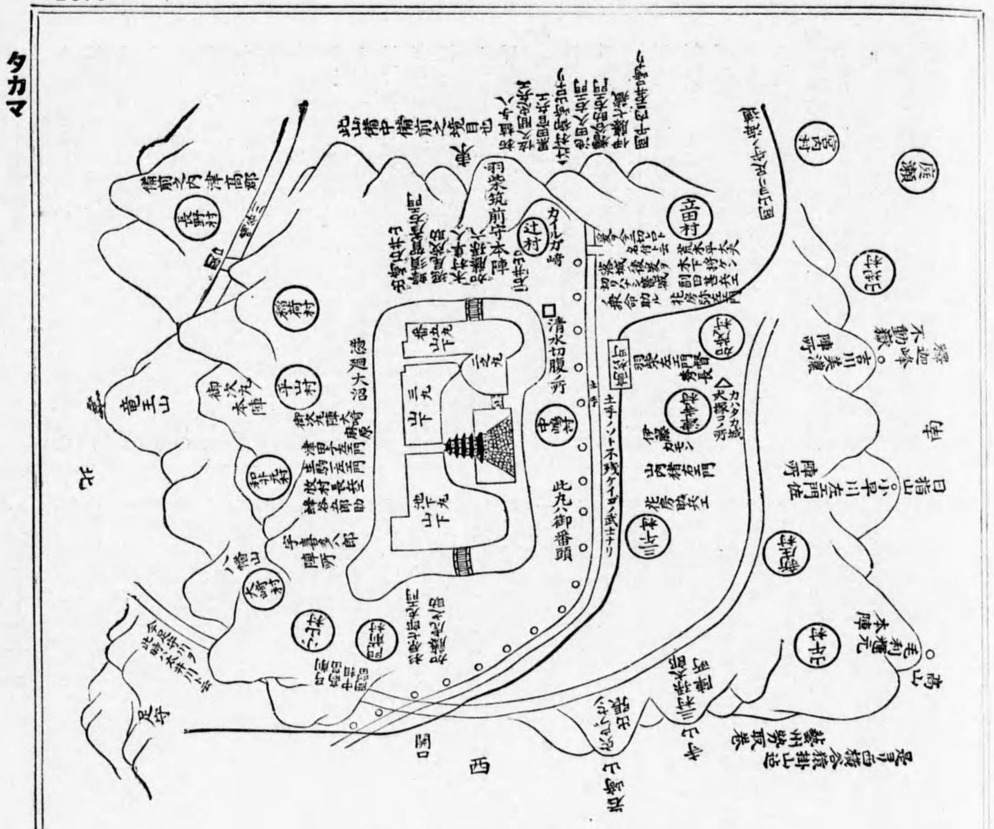

備前前塚本吉彦氏所藏（史料編纂掛蒐集）

堤より出蔓に至る、面積約百八十八町歩の地、渺茫たる大湖沼に變じ、梅雨さへ之を助けて水量を增し、六月二日に至りては、城の水に浸されざるは、僅かに數尺に過ぎざるに至れり、此の如くにして長堤既に成るや、堤上に柵を植ゑ堤外に廠舍を作り、數町を距る毎に哨所を置き、晝は旌旗を連ね、夜は篝火を多くし、巡邏守備頃刻も怠るなく、以て城兵の夜襲と脫出とを防ぐ、既にして急報の毛利氏に達するや、吉川元春、小早川隆景の二將、大凡三萬有餘の兵を率ゐて、五月二十一日岩崎山、目差山に到著し、諸隊を分ちて天神山、寺山、服部山に屯せしめ、毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部隊を幸山城に置く、秀吉卽ち兵一萬を分ちて之に備ふ、兩軍の先頭相去る事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる長良川の流れありて水勢小ならず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵頗る望を失ふ　結果　此の時に當り毛利氏は、其兵力の殆んど全部を擧げて來援したりと雖も、天候及び地理に制せられて、高松城の急を救ふ能はざるのみならず、織田信長、同信忠父子の親征また近きにあるを探知し、遂に（一）備中、備後、美作、因幡、伯耆を織田氏に割讓する事（二）高松城將清水宗治の生命を保全する事の二條件を提出し、安國寺惠瓊を使者として黑田孝高の陣に遣はし、秀吉に和議を求めたれども、秀吉は斷然これを拒斥したり、惠瓊之を愛ひ、私に兩軍の間に奔走周旋し、また自ら城中に入りて、宗治に說くに義を以てす、宗治卽ち四月二日書を秀吉に送り、屠腹して城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉義として之を允し、四日を以て自裁の期と爲す、既にして本能寺の變報三日夜半秀吉の陣中に達す、秀吉大に驚き、直ちに其素志を酬し、四日の朝惠瓊を招

き、前日提議の媾和を話し、割地の幾分を譲歩し、山陰道は伯耆の八橋川、山陽道は、備中の河邊川を境とし、以て宗治の死に代ゆる事として、毛利氏に説かしめたり、此日宗治は兄月清入道、軍監末近信賀、及び家士雛波傳兵衛等數人と共に舟に乗じて、秀吉の本陣たる蛙ヶ鼻附近に出づ、秀吉卽ち堀尾吉晴を檢使として赴かしめ、且つ酒肴を贈りて之を勞ふ、宗治其好意を謝し、月清等と數杯を傾け、欣然として舟中に自刃す、月清、(信賀等皆之に殉ふ、吉晴其首を携へて秀吉に復命せり、毛利氏は宗治既に自刃したるのみならず、且ついまだ信長の甕去を知らざるを以て、遂に誓書を交換し、和議茲に成る、是に於て秀吉は、杉原七郎左衛門を高松城に留め、六日姫路に著し、翠て明智光秀を山崎に破り、漸く天下を掌握するの端を開きたり(太閤記、豐鑑、日本戰史中國役、史學雜志「中國役を評す」)

タカマツデン　高松殿　所在 山城國京都姉小路北、西洞院の東 起原 淸和皇后高明親王の第宅なりしが、後ち其女高松殿(道長の室明子)傳領す、小一條院もこゝに住はれたり、後ち大納言仲實之を傳領し、修理大夫顯季の女に及べり、鳥羽天皇長門守師行をして造立せしめて御所とし給ふ、後ち後白河天皇此に踐祚して皇居とし給ふ、近衞天皇亦此處に居し給ひて崩御せらるゝと云ふ、其後の傳領詳かならず(山城名勝志)

タカミクラ　高御座　(一)天皇の就き給ふ御座を云ふ、高は尊稱、御卽位、朝賀、蕃客朝參等の時に、宮殿の中央に飾りて用ひ給ふ、初めは、御卽位の時のみならず、晝夜共に紫宸殿の中央に飾られ、晝も御休息に入御ありし事ありき、其形狀鳳輦の如しといふ、寶永年間御卽位の時の高御座は、高四尺餘、三間四方許、東西北の三方に階あり、上に九尺許八角の玉座あり、玉座の中央には大鏡一面を懸く、屋根は八角の厭手の上に小鳳八ッあり、正中に大鳳あり、八面毎に鏡三面づゝを立つ、周圍には紫帳を懸け、全體は黑塗、高欄は朱塗、所々に金物を置きたり、以て其一斑を知るべし(二)轉じて天皇の御位を云ふ、三代實錄に、天日嗣高座坐、掛卷も畏き近江大津宮に御宇世之天皇云々」とあり(延喜式、儀制條、櫛落葉)

タカミヤノコホリ　高宮郡　所在 安藝國 起原 延喜式に始めて見えたり 沿革 和名抄に刈田(タカハラ)高宮、丹比(タムヒ)訓原(タカハラ)高宮、丹比(タムヒ)訓覓(カムタ)(クルヘキ)等の鄕あり、中世之を廢して高田郡に併す、蓋し後一條天皇の長元以前にあり、後又吉田郡とも稱す、鳥羽天皇の保安頃の受田帳に見ゆ、之れ高宮の名を忌みて一時斯く名付しものなるべし、正保圖以後高宮に作る、今之に從ふ、明治三十一年沼田郡と合して安佐郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タカヤスノコホリ　起原 天智天皇紀六年十一月に高安城を築くこと見ゆ、されど猶ほ此時は大和國に屬せしを、後ち河內國に隷せしなるべし、風土記に「東限二庄田山一、西限二楪井川一」と見えたり 沿革 延喜式又田安に作る、和名抄に坂本、三宅、掃守、玉祖(タマノオヤ)等の鄕あり、拾芥抄以後高安に從ふ、今は郡名廢して中河內郡に入る(諸國郡鄕考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカヤタネヒコ　高屋種彦　名號 名は知久、通稱彦四郎、柳亭種彦と號し、また愛雀軒、足薪翁、諧紫樓等の別號あり、俳名を木卑といふ 系統 江戸の人、幕府の御家人なり、初め某の門に入りて漢畫を學び、後俳諧の古調を好み、又川柳が俳風を嗜みて秀吟多かりしといへり、小說の著作に從事せしは、文化初年よりのことにして、最初黃表紙を出せしが行はれず、轉じて「阿波の鳴戶」「江戶紫」「四谷怪談」等を出せしが、これもまた行はれざりき、然るに草雙紙を出すに及びて、此人別才ありと稱せられ、遂に一派の開山となり、正本製、(シタタリ)諸國物語、田舍源氏など、一編出づることに、洛陽の紙價を高くするの勢あり、ことに田舍源氏は、其傑作として最名高く、挿繪に見えたる殿中の諸構造粧飾等は、すべて大御所(德川家齊)の物數寄、卽ち當時四丸の裝飾を模寫したるものなりといへり、然るに天保十三年老中水野忠邦が改革の政を布き、風俗を匡正するに際し、中菩の事を宣逃せしのゆゑを以て、田舍源氏は絕版を命ぜられ、種彦もまた罪を蒙るべかりしを、幸に其官長の庇護を得、只小說家たる柳亭種彦を罪して御家人たる高屋彦四郎に及ばざりしを以て、無事を保つことを得たり、幾干もなく同年七月十八日歿す、年六十、江戶赤坂一ッ木平河山淨土寺に葬る、田舍源氏は桐壺に始まり、藤袴、まき柱に至る三十八編、百五十二册あり、未だ完了せずと雖も、草雙紙ありて以來の大編と爲す、種彦また考古の學に深く、還魂紙料、用捨箱以下皆有用の書なりと稱せらる 著書 鄙鄕諸國物語、修紫田舍源氏、還魂紙料、用捨箱、足薪翁百話、骨董ほりかへし、吉原雀籍目錄、文籍の紐等百數十種(列傳體小說史、史海、文化文政度の小說家)

タカヤノヤマノヘノミササキ　高屋山上陵　彦火々出見尊の御陵、大隅國姶羅郡溝邊村大字麓に在り、兆域方一町、延喜の創陵月を置かず、山

城國田邑陵の南原に於て祭祀を行ふ(禮樂志、陵墓一覽)

タカヤマナガフサ　高山長房　名號 一に友祥といひ、右近將監と稱す、雍髮して南坊又等伯と號す 系統 和田惟政の弟 事蹟 攝津高槻城に居る、資性剛勇にして、堅忍の節人に絕す、耶蘇教を崇信すること厚く、卓然として其徒の盟主となる、天正六年、荒木村重の織田信長に叛するや、長房之に應ず、信長來り攻め郡山に次し、長房の耶蘇教徒たるを以て、伴天連オルガンタンをして、諭して歸順せしめ、芥河城を與へてこれに居らしむ、十年豐臣秀吉信長の命を奉じ中國經營の策を按じ、山陽の地に出陣するに及び、長房高槻に歸り、其援軍として將に備中に赴かんとせしに、偶々本能寺の變ありて、信長弒に遇ひしを以て遂に停む、既にして秀吉東上して明智光秀を討つに當り、長房赴いて尼崎に會し、先鋒として大に山崎に戰ひて功あり、十一年四月、柳瀨の役起るに際し、長房、中川淸秀等と連營を築きて、佐久間盛政に當る、盛政、中川淸秀の案を襲ひて之を取り、淸秀戰死す、長房烟火の擧ぐるを望見し、案を棄てゝ、豐臣秀長の本案に投ず、秀吉其怯弱を怒る、既にして秀吉天下を掌握し、事に因りて耶蘇教を禁ぜんとするや、また長房に命じて改宗せしむ、長房從はず、秀吉怒りて其城邑を收む、長房乃ち肥前に行き、布教に從ひしが、後ち京都に還る、前田利家、秀吉に請ひて之を聘し、祿一萬五千石を給し、其人となりを愛し、厚く之を遇す、慶長五年、大聖寺の役、長房先鋒となりて軍功あり、十九年三月、江戶幕府耶蘇教の禁令を發し、教を悛めざるものは、之を海外に放つに際し、長房また改宗を肯ぜず、因りて內藤德庵等數十人と共に、マニラに追放せられ、其冬疾に罹り、彼の地に歿す、享年詳かならず、長房外國宣教師等の尊信を受くること厚く、其マニラ府に著せし時、知府事命じて親迎を發し、又盛宴を設けて之を歡迎し、其病むや、知府事及び僧徒等屢々之を訪ひ、一僧の如き、常に病床に侍して、之を看護せり、長房病革まるに及び、神色自若、妻子に遺訓し、耶蘇の名號を連唱して瞑す、府民其死を惜み、知府事等胥議して、葬るに王侯の禮を以てし、民またこれに爭うて之に會せしといふ、長房天性忠懇、名利に淡なり、最築城の術に巧にして、金澤城及び越中關野城等の城垣を修補す、また茶事を好み、千利休に從つて學び、其七哲の一に數へらる(野史、茶人大系譜、加賀藩史稱)

タカヤママサユキ　高山正之　名號 字は仲繩、通稱を彦九郎といふ 系統 其右衞門の子 事蹟 世々上野國新田郡細谷村に居る、家農を業とするも、州の舊姓たるを以て苗字帶刀を許さる、正之早く父母を失ひ、祖母の鞠する所となりしが、年甫めて十三、太平記を讀み、中興の忠臣が、志業の遂げざるを見て、大に發奮し、十八にして京に出で、書を學ぶこと二歲、乃ち廣く交を求め、又四方に周遊し、至る所の賢豪長者に交る、正之高邁にして氣節あり、嘗て室直淸が、楠公の召に應じて、直ちに笠置に至れるを論じて、度量足らず、宜しく諸葛亮の三顧して廬を出でしが如くなるべしといへる書を見て、憤然として曰く、腐儒何ぞ迂なるやと、書を取りて堂下に投す、是より先魯船屢々蝦夷に往來し、邊海を窺窬せるを以て、正之これを憂ひ、自ら虛情を探らんとし、寬政二年北遊の途に上り、南部津輕を經て蝦夷の境に入り、奔走日を累ねしが、既にして忽ち回願の志あり、海路より京都に至り、三年更に西遊し、五年また京都に歸る、會々鴨川の濵に於て綠毛龜を得て大に喜び、以て祥瑞となし、伏見宰相に謁して之を呈す、宰相卽ち光格天皇の天覽に入る、而して此際また別旨により密に天顏を拜するを得たり、「我なれと思召かやすめらぎの玉の御聲のかゝるうれしさ」といへる歌は其時の詠なりといふ、後久うして正之遂に意を當世に得ず、居常怏々として樂まず、再び西海に遊び、筑後久留米に至り、森主膳の家に寓し、居ること數日、忽にして病める處あるが如くなりしが、五年六月廿七日悉く手記するところの書を破棄して自殺す、人その故を知る無し、自らふ狂せるなりと、しかも東方帝都及び故國に向て拍手再拜、儼然端座、吏の檢視を待て歿せるを見れば、或は他に事由の存するなるべし、時に年四十七、同地遍昭院に葬る(高山操志)明治十一年正四位を贈られ、また上野太田町に祠を立てゝ之を祭り高山神社と稱す、正之は慷慨悲歌の士なり、而して其志の存する所實に尊王にあり、四方を歷遊して足跡天下に普ねき所以のもの、皆以て人心を激勵し、義氣を誘動せんとする意に出づ、世に林子平、蒲生君平と共に寬政の三奇士と稱す、

タカラ井キカク　寶井其角　名號 本姓 榎本氏、後ち寶井氏を稱す、幼名源助、或は源藏、醫となるに及びて順哲と改む、晝名を寧子、俳名を其角といひ、其他晋子、雪柱、渉川、螺舍、善哉庵、狂雷堂、狂而堂、有竹居、六病庵、文合庵、寶晋齋等の號あり、法名喜覺居士 系統 榎本東順の子 事蹟 寬文元年七月十七日江戶に生る、幼より漢籍を服部寬齋に、醫を草刈某に、詩を大嶺和尙に學ぶ、はじめ父の業を繼ぎて醫となりしが、延寶の頃松尾芭蕉の門に入りて俳諧を學び、出藍の譽あり、名聲四方に高く、門下に遊ぶもの頗る多し、所謂蕉門十哲の一人なり、其

吟人口に膾炙せるもの尠からず、曾て元祿の頃茅場町藥師堂に住みしが、近隣に荻生徂徠住めるを以て「梅が香や隣は荻生總右衞門」の句あり、また向島三圍社に於て吟じたる「夕立や田を三圍の神ならば」といへる雨乞の句は、岩瀬京傳の考證によれば、元祿六年六月二十八日の事なりといへり、寶永四年二月二十三日、春暖閑廬に坐するとて「驚の曉寒しきりく〳〵す」の吟ありしが、尋で病に罹り、僅か七日にして歿す、年四十七、芝二本榎上行寺に葬る、其角また入木道を佐文山に學び、

中頃米元章により、後ち日蓮を慕ひて一家を成し、畫は英一蝶に學びたり、資性豪放を以て著はれ、俳諧の李書蓮と稱せらる。**俳諧集**句兄弟、虛栗集、新山家雜談集、萩の露、若葉合、末若葉、俳諧錦繡緞、焦尾琴、たれか家、新二百韵、五元集、五元集拾遺、續五元集等數十部（本朝文選、增補近世逸人畫史、近世奇跡考、扶桑名畫傳、其角全集）

タカラノジンジヤ　高良神社

「カハラノジンジヤ」と訓む、同條を見よ。

ダキウ　打毬　名義

紅白の毬を競技場に投げ出しおき、人數を紅白二組に分ち、長柄の又手を用ひて、互に我毬を抄ひ、且つ他組の動作を妨げ、多數の毬を毬門（毬を投ずる穴）に投じたる數によりて勝負を爭ふ技をいふ、もとは只だ其數の多きものを勝ちとしたりしが、近來は五箇の毬を投じたる方を勝とすといへり、毬打ちの義、騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種あり、なほ打毬とは別なり、日本紀にクヱマリと訓じたれば、今日の蹴鞠なり混同すべからず　**是原流華**　支那より傳來したる遊技なりと雖も、何時代のことに係れるか詳かならず、萬葉集眞葛延、春日之山者、打靡、春去往跡、山下丹云々の歌の左註に「右神龜四年正月、數王子及諸臣子等、集二春日野一而作二打毬樂一、其日忽天陰雨雷電、此時宮中無二侍從及侍衞、勅行二利劒一、皆散二禁於授刀寮一、而妄不レ得レ出、道路二于時憚懼一、即作二斯歌一、作者未詳」と見ゆ、今日の所謂打毬と打毬樂とは別なりと雖も、當時或は其濫觴たりしならんか、下りては、續日本紀に「承和元年五月戊午、御二武德殿一、令二四衞府馳二盡種々馬藝及打毬之態一」と見え、本朝世紀寬和二年五月三十日の條に「天皇出二御南殿一、覽二打毬一、番長以上各十人、左右近衞左右兵衞官人並二十人爲二二番一、皆著二褐冠一、騎馬立二南階前一、爰右大臣、玉打二出於庭中之間一、皆競打之」、年二番一左勝、此間左方奏二音樂一、此事稀有也、仍粗記之」と見え、また扶桑略記天曆三年五月廿一日の條に「於二二條院一有二打毬事一」とも見え、淳和、村上、花山諸天皇の御代には、貴族間に行はれたるを伺ふに足る、なほ平家物語にも、後鳥羽院幼稚の時打毬の玉を愛し給へる事を載せたり、而して騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種ありし事は、委しく西宮記年中行事五月の條に見ゆ、就きて見るべし（嘉琳音義引宇書に、打毬、皮丸也、或步、或騎馬、以レ杖擊而爭レ之、爲レ戲也とあり、此宇書は支那の著逸にて一切經の字引なり）然るに此後久しく行はれざりしと見え、群籍に載する所なく、武家にても此技を行はざりしに似たり、更に江戸時代に入りてまた行はるゝことゝなりしが、主として馬藝の技を專らとし、且此時代には武家にても盛んに練習し、十四代將軍德川家茂の如きは、特に之を愛したりしと見え、其大阪滯在中には、數殆んど連日此を開はしめ、時に自ら行ひしこともありき、維新後衰微を極めたれども、なほ紳士間には稀れに之を弄ぶものなきにあらず（嬉遊笑覽、眞丈雜記、一話一言、續德川實紀）

ダキウラク　打毬樂　名義

唐樂、太簇商曲なり、食調二十四曲中の一、龍鳴抄「タウヤウラク」と訓ぜり、新樂にて中曲、四人舞、答舞埴破　**是原流華**　黃帝の作る所とも云ひ、唐の南卑が作る所とも傳ふ、我國に傳來せしは何れの頃なるか詳かならず、競馬、相撲、鬪鷄、歌合等の會に之を用ひ儀擧を奏す、五月節會には、競馬裝束の舞人四十人、毬子を揺いやりて舞ふといふ（禮樂志、歌舞音樂略史）

タキカハカヅマス　瀧川一益　名義　統

稱彦右衞門、後ち伊豫と稱し、左近將監といふ　**系**　實清の子　**事蹟**　近江甲賀郡大原の人、爲人智勇にして、射銃を善くす、後ち尾張に行きて織田信長に仕ふ、信長其智勇を賞し、擢でゝ隊長となす、爾來每に軍に從ひて先鋒となる、永祿十一年尾張蟹江城を賜りて之に移る、十二年九月、信長に從ひ、大河内城を攻めて之を拔く、功によりて北勢五郡を賜ふ、天正

二年九月、信長、長島一向一揆を平ぐるや、一益を封じて長島城主と爲し、兼ねて蟹江城を保たしむ、三年、長篠の役、左軍として功あり、七年十月、攝津伊丹城を攻むるに當り、竊かに簗を以て城兵を誘ふ、是に於て內應する者多く、城將遂に城を致して去る、十年三月、信長の先驅となり、甲斐の武田勝頼を田野に敗り、其首を獲たり、信長賞して、上野國及び信濃小諸佐久二郡を與へ、且つ山東奥羽諸州に於ける征伐訟獄に關する全權を委ぬ、四月一益、上野に入り、厩橋城に治す、其年六月、信長の凶計至る、一益關東諸將を會して實を告げ、己れの西上せんとの意を述べ、諸將の去就は、各自の意に任せしむ、諸將皆從はん事を請ふ、一益卽ち武藏に入り、北條氏直と戰ひ、大敗して厩橋に歸る、一益更に國人に別を告げ、終に厩橋を發し、長島に還り、尋で清洲に適き、柴田勝家等と會議し、五萬石を分取す、織田信孝、豐臣秀吉と隙を生ずるに際し、一益、勝家と共に之に與し、長島に據る、信孝、勝家の敗るゝに及び、一益また降を請ひ、長島及び封邑五郡を致して去る、秀吉乃ち近江南郡の田五千石を給す、十二年三月、秀吉、織田信雄德川家康等と雌を構ふるや、一益をして其舊封を略取せしむ、一益因て兵を集め、木造城に據り、嶺城を攻む、六月、蟹江城の守將を誘降し之に入る、家康、信雄と共に來り圍むに及び、一益勢屈して降を請ひ、盡く其邑を納れ、去りて木造城に歸る、守將富田知信疑て納れず、遂に亡命す、是に於て自から慚愧して、京都に往く、秀吉之を罰す、一益卻走して妙心寺に入り、髮を削り、遂に越前に寓居し、五箇一邑に漂死せりと云ふ（野史）

タキギノノウ　薪能　名義

江戸時代に係けて、每年二月七日より一七日の間、奈良興福寺南大門に於て興行する能樂を云ふ、また芝居の能ともいふ　**是原流華**　興福寺にては、修二月會と稱し、每年春二月に、一七日の間軍吐利明王の行法を修して、國家安泰の祈禱を爲すこと、平安朝以來の年中行事たりしが、其法は晝夜六時之を行ふものにして、殊に後夜に重きをおきたり、而して季節嚴寒に際せるがゆゑに、夜中堂外にて薪を集め、焚火を爲して暖を取り、又行者の上湯を整へるの用に供するの習慣を生じ、遂に連夜の勞を慰せんが爲め、焚火の影に於て餘興として伎藝を爲すことゝなり、更に散樂の催あるに至れり、これ薪の能なる名稱の基く所にして、室町時代のはじめよりは、其法會既に廢れたりと雖も、散樂の興は、行法と同じく、天下太平の祈禱の爲めといへる口實の下に、從來のごとく行はれ、此時代の末には、金春、觀世、寶生、金剛の四座これを勤め、始めの二日間は四座連合の興行、三日目よりは一座づゝ、興福寺の衆徒の暇を請ひ、春日若宮の拜殿にての法樂の能に上り、殘りの三座交代に演じたるものにして、卽ち三日目は金春、四日目は金剛、五日目は觀世、六日目は寶生其任に當り、七日目にはまた四座連合の業ありき、豐臣秀吉の時に及び、一時中絶したりしが、江戸時代に至り、二代將軍德川秀忠の時、衆徒の請によりて之を再興し、薪能檀來として三百石を寄せたり、また此時代には四座共に江戸に住したるがゆゑに、每年二座づゝ交代して、前年十一月の祭前より南部に赴き、七日より之を勤めしが、雨天の時は此事なし、また七日間打續きて雨ある時は、十四日臨時に之を行ひたり、後ち觀世大夫のみは此役を免されたりき、維新以後久しく停廢に歸したりしが、近時また再興して、昔日の面影を存することゝなりしと雖も、幾千もなくして更に行はれざるに至れり（日次紀事、大和名所圖會、諸國年中行事大成、國學院雜誌、南部の薪能）

タキグチ　瀧口　禁中を護る武士の稱、藏人所（クラウドドコロ）を見よ、

タキグチノチン　瀧口陣　清涼殿の東北、承香殿の西に在り、瀧口の詰所なるを以て然か名づく、瀧口廚、瀧口所とも稱す（大內裏圖考證）

タキケイザン　多紀桂山　名義　名は元簡、安長と稱す、桂山は其號　**系**　元德の男　**事蹟**　幼にして聰敏、父の業を襲ぎて醫學を修め、遍く群籍を究む、寬政中老中松平定信、其邸に召して醫事三十六條を試問せしに、桂山席上に於て之を辨析す、定信大に嗟嘆し、直に侍醫に拔て法眼に推叙せり、爾來三家または日光門主等病ある時は、常に命ありて治療せしが、水戸黃門の病を診せし時は、既に病平癒に近からんと人々思ひしに、桂山は退きて侍臣に向ひ、もはや施すべき術なし、恐らくは三日を出でざるべしといひしに、果して其言の如くなりしといへり、病機に明なる事かくのごとし、桂山其職侍醫なるがゆゑに、餘暇極めて稀なれども、退出後は必ず案に倚りて夜半に及べりといふ、享和中嘗て寄合に編入せられしが、其警劇は却て舊に倍し、治療を請ふもの連日門に溢れ、午前に其處劑を診れば、出でゝ病家を巡り、歸り來れば必ず黃昏に及ぶ、夜間もまた三四次づゝ病家に招かるれども、勞困を以て辭したる事なかりき、然るに其間學業を修むる事怠らず、著述甚だ富む、皆往來の途上轎中に於て稿したりといふ、桂山また早く京醫の唱へし一毒氣血水の說の粗硬にして後生を誤りしを嘆き、これを匡正するの志あり、因て仲景を以て法となし、素問靈樞以下、明淸に至るまで諸家の說を折衷し、是を以て教へたれば、世

の醫人漸く從來の非を悟り、翕然としてこれに歸するに至れり、後ち漢醫を以て世に聞えたる者は皆其門に出づ、文化七年十二月殁す、年五十七（德川太平記）

タキザハバキン　瀧澤馬琴　名稱　名は興邦、後ち解と改む、通稱は重吉、曲亭馬琴と號し、なほ著作堂、簑笠漁隱、玄同陳人、魁蕾子、烏水、亭々亭、山嶽貫瀛等の別號あり　系統　興臧の末子　事蹟　明和四年六月九日深川に生る、是より先き、興臧は川越松平侯の支族松平信成に仕へて其家老たりしが、旨に忤ふことありて浪士となり、江戸に來りて深川に住居し、幾干もなくして殁したるを以て、兄興旨に寄り、母の育する所となれり、幼にして稗史小說を好み、十二三歲の頃には、印行の淨瑠璃は大抵閱讀し畢りたりといふ、十二三歲にして武家奉公に出でしも、其驅使に堪へず、遂に遁れて旗本戸田大學頭の徒士となる、然れども永續せず、留來數度家を代へて仕へたれども、意に滿たざりしを以て、遂に思を仕官に絕ち、これより或は山本宗洪の門に入りて醫業を學び、龜田鵬齋の從僕となりて儒道を修め、石川五老を訪ひて狂歌を、橘千蔭に就きて書道を學びしも、皆其目的を貫かずして中止し、茲にはじめて小說家たらんとし、山東京傳に師事して、寬政二年の冬、廿日餘四十兩懷川而二分狂言」といふを著はし世に行はる、卽ち處女作なり、尋で書肆蔦屋重三郎の家に寄寓して著作を試み、其名漸く世に知らるゝに至りしに際し、蔦屋の叔父にして、新吉原に引手茶屋を營めるもの、深く馬琴を愛し、其女に配せんとしたりしが、自重して之に應ぜざりき、尋で飯田町なる下駄屋の寡婦に入贅して、著述の傍ら手習師匠となり、また神女湯、奇應丸等の藥を製して之を賣りなどして利殖の道を圖れり、されど他性を冒すことを快く思はざりしがゆゑに、其女に養嗣して家を讓り、己れは本性瀧澤に復し、專ら筆硯に親しみが、寬政九年京傳罪を得て筆を收めしより、當時の文界は馬琴の隆盛を極め、其著益々行はるゝに至り、文化二年椿說弓張月を、四年三七全傳南柯夢を出すに及び、名聲頓る高し、十一年に至り、はじめて南總里見八犬傳を著はすや、一篇出づる毎に洛陽の紙價爲めに高く、老若男女爭うて之を求めしといへり、天保十二年に至りて成る、時を費す事凡二十年、行文の妙、結構の奇、相並びて近代の傑作と稱せらる、是より先き、子琴嶺松前侯に聘せられて醫官となりしが、天保五年馬琴に先ちて殁したるより、藏書一切を賣りて、其子興邦の爲めに御家人の株を買ひ與へたり、かくて琴嶺の殁するや、一家の生計を失し、天保十年また左眼明を失し、全く盲目となりたれども、八犬傳及び美少年錄其他の續稿なほ完了に至らざるものあり、筆を中途に絕つに忍びざるのみならず、書肆の請又切なるものありしを以て、琴嶺の妻みちに口授し、辛苦の中に之を大成し、嘉永元年十一月六日殁す、年八十二、小石川茗荷谷深光寺に葬る、馬琴資性剛毅にして世俗に阿らず、時に或は一言一行の合はざるによりて、交友を絕つことあり、故に人物上の毀譽交々到り、其一時師事せし京傳及び其弟京山、盡工豐國等とも遂に協はざるに至れり、而して其學問また博洽にして健筆比なく、筆を執れば千言立ち所に成る、加ふるに其小說を著はすや一定の主義を有し、必ず勸善懲惡の意を寓せざるはなく、他の作家のごとく淫奔輕浮の弊に陷らざりしは、馬琴の自負する所なりき　里見八犬傳、椿說弓張月、朝夷巡島記、後寬島物語、開卷驚奇俠客傳、近世說美少年錄、三七全傳南柯夢、夢想兵衛胡蝶物語、玄同放言、曙廬漫錄、燕石雜志、蓑笠雨談、烹雜の記、吾佛の記等無慮數百種（日本文學史、列傳體小說史）

タキノコホリ　多藝郡　所在　美濃國　事蹟　古事記儀建命の條に始めて其名見ゆ　事蹟　古事記當藝、續紀當耆、又當伎、多伎に作り、續後紀多紀に作る、文德天皇の齋衡二年分て石津郡を置く、神名式多伎、延喜式多藝に作る、和名抄に當上、物部、乘穗（ノリホ）並野、有田（ウタ）田後、佐伯、建部等の鄕あり、中世高城に作り（吾妻鏡に見ゆ）東西二郡に分つ、後ち之を廢し又一郡とす、郡名考「タキ」と稱し、地誌提要「タキ」に復す、明治二十九年上石津郡と合併して養老郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タキノコホリ　多紀郡　所在　丹波國　事蹟　古事記に兄天押帶日子命者、多紀臣之祖也と見ゆ、蓋し此地に依て姓を得しものなるべし、是を以て考ふれば、國郡制定の際之を置きし事亦推知するに足れり　事蹟　延喜式又多紀に作る、和名抄に草上、宗部（ソカベ）眞繼、河內、神田、榛原、餘戶、日置等の鄕あり、正保圖多喜に作り、寬文以後復して多紀に作る、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タキミヤウガ　抱茗荷　紋所の名、茗荷の花を二つ左右より抱き合せて圓形につくりたるもの、一に茗荷の丸とも云ふ、古くは小澤家にて用ひ、後世肥前佐賀の鍋島、肥前鹿島の鍋島氏用ふ○又丸に抱茗荷とて丸の中にゑがきたる紋は、京都の壬生、高丘、及び志摩鳥羽の稻垣、近江山上の稻垣氏等用ひたり（武鑑、諸家紋鑑）

タキモノアハセ　薰物合　各自煉（ネリ）香の名をかくして持出で、之を薰きて、其善惡を定むる遊戲、

薰物とは香と異にして、幾種の香を合せて作りたる煉香を云ふ、故に合香ともいふ、古くより我國に行はれたるものなり、五月雨日記に「いつ〳〵香合の事あるべし、香二種香だゝみして持て出でよ、名をかくして例の通り判もあるべし」と見ゆ、其起原は同書に「香合と云ふこと古くより傳へて、代々の君もて給はず、家々にもこれを好み侍る、延喜天曆のかしこき御時よりぞ、其しなぐ〳〵は定まれる事侍ると、後普光園殿は書きおかせ給へりける、それぞ今のおきてなるべし」とありて、平安朝時代盛に行はれし由は源氏物語などに見えたるにても知らるべし、香（カウ）、香道（カウダウ）參看、

タキワキウヂ　瀧脇氏　松平氏「マツダヒラウヂ」（上總櫻井）を見よ、

タクアン　澤庵　宗彭（ソウハウ）を見よ、

タクセン　託宣　神懸（カンガカリ）を見よ、

タクボク　啄木　事蹟　高麗樂、壹越調廿四曲中の一、本名解脫樂と稱す　起原沿革　傳に云ふ、此曲神仙の傳ふる所にして、もと解脫樂と稱し、此曲を聞けば生死を解脫する心となると、又その聲歌に曰く、我心無礙法界同、我心虛空其本一、我心遍用無差別、我心本來常住佛」と見えたり、而して之れが起原に就て、昔商山に仙人あり、相集りては此曲を彈ぜしかば、山神化して啄木となり、以て之を聞きしより起ると云へるは、牽強附會の說と云ふべし（禮樂志）

タクマノコホリ　託麻郡　所在　肥後國　起原　日本靈異記に郡名見ゆ、蓋し清和天皇以前既に之を置きしものなるべし　沿革　日本靈異記託磨に作り、延喜式託麻に作る、和名抄に桑原、上島、津守、酒井、波良（ハラ）漆島、下井、三宅等の鄕あり、後世誤て託摩に作り、古圖之に仍る、後ち南境津守上島の二鄕益城郡に入れり、寬知集託麻に復し、元祿帳以後又託摩に作る、地誌提要託麻となし、郡區編制の際再び託摩に改む、今之に從ふ、明治廿九年飽田郡と合し飽託郡を置く（諸國郡鄕考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タクマハ　宅磨派　宅磨榮賀の創めたる繪畫の流派、榮賀は正和年中の人なり、其父祖來歷詳ならず、畫を以て法眼に叙せらる、後ち樓畫の古風に加へて、一種宅磨流なる畫風を創始し、唐畫の筆法を加へて、其佛像人物を畫くや、巧妙神に入り、生氣活動ぜりと云ふ、其子孫爲氏爲成等よく此流を發揮して家名を傳へたり（本朝畫史、扶桑畫人傳）

タクマノツカサ　主工署　春宮坊六署の一、令外官なり「ウサノタクミノツカサ」とも訓ず、唐名少府、中務省の被官にて、正六位下、員外一人、從八位上、大屬一人、從八位下、少屬二人、從九位上、使部、雜色、匠手、人數不定　起原沿革　聖武天皇神龜五年七月始めて之を置く、寶龜五年典鑄司を本司に併す、桓武天皇延曆十五年繼錦綾羅手二十人を割て內藏寮に屬す、平城天皇大同三年正月畫工漆部二司を本司に併す、同年十月勅して長上工二十人を置き、從八位官に准じ、番上工百人、使部一人を以て永例となす、同四年八月雜工の數を定めて、長上廿三人（畫師二人、繡工二人、金銀工二人、玉石帶工二人、鑄工二人、造丹一人、屏風一人、銅鐵二人、漆塗二人、木工二人、鑪鑪一人、捻一人）番上一百人（畫工十人、繡工十人、金銀工十人、玉石帶工四人、銅鐵工十三人、鑄工四人、造丹工二人、造屏風工四人、漆塗工十人、木工廿人、鑪鑪工二人、捻工二人、革筥工四人、黑葛筥二人、柳箱工四人）としたり、延喜の制一百卅四人あり、後世助に檜官あり、其後工匠營作の事、一に木工寮、修理職の掌る所となり、內匠はやゝ其職を失ふに至れり、降りて明治四年七月宮內省中に內匠司を置かれしが、同六年七月之を廢し、後ち亦內匠寮を設け、現今に宮殿廳舍及び外苑の土木廳舍の管守に關する事務を管理す（續紀、後紀、延喜式、三代格、官職祕抄、職原鈔、職官志、法令全書）

タクミノツカサ　一ニシユコウシヨ」を見よ、

タクミレウ　內匠寮　所在　藏壁門內、左馬寮の北、右兵衛の南、東四三十五丈、南北四十丈　事蹟　中務省の被官にて令外官なり、巧匠技巧の事を掌り、公事の鋪設等を兼ね行ふ　職員　頭一人從五位上諸大夫、及び諸道の五位之に任ず、助一人、正六位下、允一人、從六位上、大屬一人、從八位上、少屬二人、從九位上、大允二人、從七位上、大屬一人、從八位下、允屬は年給成功を以て之に任ず、史生八人、寮掌一人、使部、雜色、匠手、人員不定　起原沿革　聖武天皇神龜五年七月始めて之を置く、寶龜五年典鑄司を本司に併す、桓武天皇延曆十五年繼錦綾羅手二十人を割て內藏寮に屬す、平城天皇大同三年正月畫工漆部二司を本司に併す、同

タクミノツカサ　一ニシユコウシヨ」を見よ、

タケラヒロクニオシタテノスメラミコト　武小廣國押盾天皇　宣化天皇（センクワテンワウ）を見よ、

タケコシウヂ　竹腰氏（美濃今尾）　姓は宇多源氏、佐々木判官信綱より出づ、長男大原重綱九世の孫綱高の二男七郎重綱始めて竹腰と稱す、齋藤道三に仕へ大垣城主となる、其孫竹腰小傳次正信、慶長六年德川家康に仕へ、五千石を甲斐國に賜はる、十二年尾張義直の傅相に補せられ、五千石を尾張國に加賜、元和五年十二月尾張義直一萬石を與へ、前封を併せて三萬石となる、八年封を美濃國に移され今尾城を治む、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し、男爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、武鑑、華族譜）

○正信——正晴——友正——正映——正武——勝起」

「睦群——正定——正美——正喬——正巳

タケシウチノスクネ　武内宿禰　系統

屋主忍男武雄心命の子、母は菟道彦の女影媛　事蹟　景行天皇二十五年、命を奉じて東北諸國の形勢民狀を巡察し、二十七年歸り奏して曰く、東夷に日高見國あり、男女文身椎結し、蝦狄勇悍なり、之を襲夷といふ、土地沃饒にして曠衍なり、擊つて取るべきなりと、五十一年八月、成務天皇立つに及びよく之を補佐し、次で大臣となる、大臣の號爰に始まる、後ち仲哀天皇の熊襲を征して皇軍利なく、遂に陣中に崩ずるや、神功皇后と謀りて喪を祕し、私に梓宮を奉じて穴門に遷る、時に軍國多事にして葬るを得ざりしかば、豐浦宮に殯して歸れり、而して皇后を輔け三韓を征服し、筑紫に凱旋するに當り、皇后皇子を誕す、卽ち應神天皇なり、會々先帝の庶王子麛坂忍熊の二王、兵を擧げて皇后の入京を遮る、皇后之を聞き、舟師を帥ひて難波に赴き、武内に命じ、皇子を奉じて南海に出でしむ、武内卽ち紀伊水門に至りて皇后と會し、辛巳歲三月自ら精兵を率ゐて忍熊王を誅す、旣にして應神天皇位に卽くの後ち、其七年韓人を督して池を大倭に掘る、韓人池と名づく、九年勅を奉じて筑紫を監察す、會々其弟甘美内宿禰天皇に譖して曰く、武内筑紫に據り三韓を招きて不軌を圖ると、天皇之を信じ、使を遣して武内を殺さしむ、武内の臣直根子といへるもの身を以て代り斃に伏して死す、武内其間に乘じて遁れ、馳せて闕に至り罪なき由を辨明せり、天皇卽ち武内兄弟をして探湯を行はしめたるに、甘美内宿禰の姦曲露はれしを以て、罪を免れ、政を乘る事故のごとし、五十五年薨ず、武内、景行、成務、仲哀、應神、仁德の五朝に歷仕し、官に在ること二百四十四年、其年壽を詳かにせず(大日本史)○或はいふ、史に傳ふる處の武内宿禰は、年壽によりて考ふるに、數人の事蹟を混同してひとりし事は、記紀載する處の仁德天皇の御詠によりて明かなりと雖も、而もあまり長壽に過ぐ、疑ふべきに似たり、

タケダイヅモ　武田出雲　名號

幼名三四郎、千前軒と號し、出雲掾と稱す(父も出雲操といへり、淸定は二代なり)　系統　出雲掾淸一(或は淸直に作る)の子　事蹟　父に繼ぎて寶永二年三月大阪の劇場竹本座の座主となり、近松門左衞門に師事し、享保年中より自ら淨瑠璃を作る、佳作頗る多し、就中假名手本忠臣藏は終生の大傑作たるのみならず、淨瑠璃本全體を通じての雄篇と稱せらる、本藏に成り、三好松洛、並木千柳等之を補助したるものにして、寬延元年八月稿を脫したり、此年はじめて竹本座にて興行し、爾來各地の劇場皆之を興行するもの多く、今日に至りても觀客の趣好なほ衰へず、而して忠臣藏の作一度世に出づるや、出雲の名聲頓に高く、門左衞門と相並びて作者中の巨擘と稱せらる、寶曆六年十月二十一日歿す、享年六十六、辭世の句に曰く、影すゝし水に彫物の腹袋　著書　大塔宮曦鑑、男作五雁金、菅原傳授手習鑑、双蝶々曲輪日記、假名手本忠臣藏、小野道風青柳硯等數十種　門人　三好松洛、並木千柳、長谷川千四(西澤文庫傳奇作書、聲曲類纂、淨瑠璃史)

タケダカウウンサイ　武田耕雲齋　名號

名は正生、字は伯道、通稱は彦九郎、伊賀守と稱し、致仕の後耕雲齋と號す　系統　跡部正續の長子、宗族武田正房に養はる　事蹟　水戸藩士なり、文化中寄合組及び小性を歷、文政十二年使番となる、是冬藩主德川齊脩病篤く、繼嗣未だ定らず、有司或は幕府の意を迎へ、將軍德川家齊の公子を奉ぜんとするものあり、物議沸騰す、正生等同志と共に小石川の藩邸に抵り論陳頗る勉む、既にして齊脩の遺書出で、弟齊昭を立つるの議はじめて決せり、天保十年若年寄に進む、十一年齊昭の弘道館を創建するや、命を受けて其事を掌る、十三年大番頭に轉ず、弘化元年齊昭の罪を幕府に得て致仕を命ぜらるゝや、正生死を以て君寃を雪がんとし、十月馳せて江戸に赴き、書を老中水野忠邦に呈して寃を訴ふ、幕府卽ち正生を小石川邸に謹愼す、藩臣其罪を責めて職を奪ひ致仕を命ず、此時はじめて耕雲齋と號す、五年赦免せられ、安政二年若年寄に復して江戸に移り、三年家老職に上る、此時に當り、外交問題漸く喧しく、鎖港攘夷の論天下に沸騰し、水藩實に其本鐸たり、故を以て齊昭等の唱ふる所、幕議と合はずして、五年致仕屛居を命ぜらる、同年八月朝廷勅諚を藩主慶篤に賜ひ、諸侯と議して幕府を輔けしむ、而して其下賜の手續國法に背くの故を以て、幕府之を沮抑せんとす、正生同志と議し、幕命を容れずして勅旨を宣布せんことを建言し運動頗る勉む、幕府卽ち內命を下して正生の職を奪ひ藩に還らしむ、六年八月幕府齊昭を水戸城に幽し、且つ逼りて勅書の還納を促す事急なり、是に於て藩內の士民憤激して議論沸騰す、萬延元年二月、正生書を慶篤に上り、勅書返納の不可を論ず、旣にして櫻田の變あり、還勅のこと遂に寢む、然れども藩內の事情なほ穩ならず、慶篤之を憂ひ、正生を江戸に召し、藩內の鎭撫を命じ、また學校掛となす、因りて岡田信濃守、大場一眞齋と共に政務に與る、文久元年東禪寺の變に座して黜けられしも、二年の冬

再び家老となる、三年慶篤に從うて上京し、突を擣紳以下に諮ひ、公武の間に周旋し尊攘の策を議す、之に因りて正生の名朝野に重し、七月命を受けて水戸の沿海を巡視し、海防を整へ、九月調練總司を兼ぬ、元治元年二月從五位下に叙し伊賀守に任ず、四月適々田丸直允藤田小四郎等筑波山に據りて兵を擧ぐるや、市川三左衞門等幕府に內訴し、追討を日實として、五月諸生數百人を率ゐ、出府して慶篤に迫り、國政を擅にするに及び、正生を忌むこと甚しく、遂に其職を奪うて禁錮し、遂に死に處せんとし、準備旣に成る、慶篤之を憫み、近臣を遣はして直ちに國に歸らしむ、正生拂曉邸を發して水戸に歸り、所謂天狗黨を率ゐて兵を擧ぐ、世に之を天狗黨の亂といふ(「テングトウノラン」參看)而して正生は藤田小四郎等と議し、上國に赴き闕下に伏して素志を訴へんとし、下野上野を經て信濃に赴き、轉じて越前新保に到りしが、時に大雪路を埋め糧食給せず、諸士饑寒に迫りて復進む事能はず、而して諸藩の兵前後を遮り、また策の出づべきなきを以て、遂に金澤藩の軍門に降る、幕府命じて正生以下を敦賀に拘し、尋で之を斬らしむ、時に慶應元年二月四日なりき、年六十三、首を水戸に梟す、辭世に曰く「討つもはた討たるゝもはた哀れなり同じ日本のみだれとおもへば」維新の後ち有志者集りて祠を敦賀に建て松原神社と號し、正生以下の同志を祀る、明治二十四年十二月正四位を贈らる(波山始末、新編常陸國志)

タケダカツヨリ　武田勝頼　名號

幼名は四郎、法名を景德院頼山勝公といふ　系統　晴信の三子　事蹟　永祿八年十一月、織田信長の姪女を娶る、天正元年五月始めて國事を執行す、此時に當り菅沼正貞武田氏の爲めに長篠を守りしが、德川家康、酒井忠次菅沼眞篤等をして之を攻めしむるや、兵を出して正貞を救ひしも、利なくして長篠遂に陷る、旣にして晴信歿するに及び、軍氣沮喪し、將士武心を抱くもの多し、天正二年二月師を率ゐ、美濃を侵掠して諸寨を拔き、四月參河に出で、五月進んで高天神城を圍む、城主小笠原長忠力戰して之を防ぎ、急を家康に告ぐ、家康救を信長に請ひ、共に來り救ふ、勝頼利を以て長忠を誘ひ、遂に之を降す、天正三年五月再び參河に出で長篠を圍む、是に於て長篠の戰あり(「ナガシノタタカヒ」參看)勝頼大敗す、此役や武田氏の宿將戰死するもの多く、兵威頼に衰ふ、旣にして勝頼卽ち兵二萬を率ゐて信濃に入り、高遠城を圍む、城將仁科盛信死守して降らず、勝頼卽ち師を收めて歸らしむ、時に慶應元年二月四日なりき、年六十三、首を水戸に梟す、辭世に曰く「討つもはた討たるゝもはた哀れなり同じ日本のみだれとおもへば」維新の後ち有志者集りて祠を敦賀に建て松原神社と號し、正生以下の同志を祀る、明治二十四年十二月正四位を贈らる(波山始末、新編常陸國志)

タケダカツヨリ　武田勝頼　名號

幼名は四郎、法名を景德院頼山勝公といふ　系統　晴信の三子　事蹟　永祿八年十一月、織田信長の姪女を娶る、天正元年五月始めて國事を執行す、此時に當り菅沼正貞武田氏の爲めに長篠を守りしが、德川家康、酒井忠次菅沼眞篤等をして之を攻めしむるや、兵を出して正貞を救ひしも、利なくして長篠遂に陷る、旣にして晴信歿するに及び、軍氣沮喪し、將士武心を抱くもの多し、天正二年二月師を率ゐ、美濃を侵掠して諸寨を拔き、四月參河に出で、五月進んで高天神城を圍む、城主小笠原長忠力戰して之を防ぎ、急を家康に告ぐ、家康救を信長に請ひ、共に來り救ふ、勝頼利を以て長忠を誘ひ、遂に之を降す、天正三年五月再び參河に出で長篠を圍む、是に於て長篠の戰あり(「ナガシノタタカヒ」參看)勝頼大敗す、此役や武田氏の宿將戰死するもの多く、兵威頼に衰ふ、旣にして勝頼卽ち兵二萬を率ゐて信濃に入り、高遠城を圍む、城主小笠原長忠力戰して之を防ぎ、急を家康に告ぐ、家康救を信長に請ひ、共に來り救ふ、勝頼利を以て長忠を誘ひ、遂に之を降す、天正三年五月再び參河に出で長篠を圍む、是に於て長篠の戰あり(「ナガシノタタカヒ」參看)勝頼大敗す、此役や武田氏の宿將戰死するもの多く、兵威頼に衰ふ、旣にして勝頼卽ち兵二萬を率ゐて信濃に入り、高遠城を圍む、城將平賀源心驍勇にして善く防ぎ、信虎の軍利あらず、十二月遂に軍を還す、時に晴信殿軍たりしが、俄に策を設け歸りて城を圍む、事不意に出で、城兵防ぐ能はず、城遂に陷り源心また自殺す、人皆其謀略に服す、此時に當り信虎、信を國民に失したるを以て、晴信は姉婿今川義元と議し、天文十年信虎を駿河に移して自立す、十一年信濃を略せんとし、諏訪頼重を殺して、諏訪を併せ、尋でまた信濃の豪族小笠原長時、木曾義昌、村上義清等と頻に兵を交へ、十七年二月更に上田原に出陣して義清と戰ふ、利なくして部將板垣信形等戰死し、晴信また傷を被ぶる、長時之に乘じ諏訪郡を

紀伊成慶院所藏（史料編纂掛編集）

儕せしが、晴信長時を圍尻峠に敗り、長驅して其居城林城を屠る、長時走りて義清に據る、是に於て筑摩郡の北半殆ど武田氏の有に歸す、二十年春、義清長時と共に兵を率ゐて深志城（卽ち林城）を圍まんとしたりしが、晴信卽夜馳せて深志城に入りしを以て、義清長時等戰はずして歸る、晴信進んで長時を攻む、之よりして長時竝に居ること一年にして、翌年越後に奔る、義清また自ら保つこと能はず、天文廿二年八月、遂に上杉謙信に擁る、是に於て村上氏の葢領之を陷れ、伊奈郡を風靡し、弘治六年、木曾義昌に女を配し、木曾の地方また定まる、廿三年今川義元參河境なる織田氏の屬城を攻むるや、北條氏康其虛を窺ひ駿河を侵す、義元既に戰場に在り、之を聞いて大に驚き、援を晴信に求む、晴信請に應じて兵を出し、義元を助けて北條氏に當りしが、義元の謀主雪齋和尙の周旋により晴信義元氏康と共に和を媾じて

善德寺に誓ひ、武田今川北條三家の合同此に成る、既にして上杉謙信義清の爲めに其舊領を復せしめんとし、甲越はじめて障を開き、所謂川中島の戰を見るに至れり、（「カハナカジマノタタカヒ」參看）是より先晴信飛驒上野に兵を出して侵略を試み、永祿四年十一月、小幡白國等の諸城を攻め、六年十二月倉賀野木部地方を略し、五年二月氏康の請に應じ、太田三樂所屬の武藏松山城を陷れ、九年上野の箕輪城を陷れ、西上野の地遂に晴信の有となる、翠で德川家康と謀を通じ、共に今川氏を亡ぼして地を分たんことを約し、十一年十二月駿河に出でゝ、興津を侵す、家康亦兵を遠江に出せり、今川氏實利なく、遁れて掛川城に據る、然るに北條氏は此擧を喜ばず、部將を遣して之を防がんとし、且つ遙に謙信と謀を通ずるを以て、晴信は兵を收めて甲府に歸る、是に於て北條氏政氏眞を沼津城に置き、駿河の諸城を守らしむ、十二年更に駿河を略せんとし、頻りに北條氏の屬城を陷れ、元龜元年に至り全く駿河を併せ、西大井川を以て、家康と境を分つ、二年十月氏康歿するに及び、氏政は晴信と和し、兩氏の同盟再び成る、是に於て晴信は年來の宿望たる西上の擧を行はんとし、元龜二年四月信濃より西參河に出で、三年十月遠江に入りて二俣城を陷れ、遂に進みて德川氏の本據を衝かんとし、十二月廿二日三方ケ原の戰に大に其兵を敗れり（「ミカタガハラノタタカヒ」參看）尋で翌天正元年正月遠江より直に參河境を侵し、野田城を圍むに當りて病に罹る、因て軍を旋して甫に四參河に出でゝ、愈々四上を決行せんとせしに、病再發して遂に起つ能はず、時に四月十二日歲五十三〇晴信が名を信玄と改めたる年明かならざれども、天文弘治年間の書簡には晴信と署名し、永祿以後は信玄と書したれば、永祿の初年なるべし、なほ晴信は法名を唱へたれども、剃髮したるにあらざる事、高野山所藏の信玄壽像にて知るべし、此に擧ぐる所のもの卽ちこれなり（野史、史學雜誌、武田信玄經略事蹟考）

タケダジヤウ　竹田城　所在 豐後國直入郡竹田町○又岡城とも、大神城とも稱す 起原沿革 文治中大神惟榮始めて之を築く、後ち大友眞朝此に居り、建武中舊城堡を修め之を廣大にし岡城と稱す、子孫世々之に居る、天正中志賀親次之を守り、薩人を防ぐ、文祿二年大友氏除封、親次亦邑を失ひ、中川秀成之に代る、世傳して明治維新に至る、明治十年の役賊兵其故壘に據り死守す、官軍力戰して之を陷る（豐後國志、明治政覽、西征戰記稿）

タケタバ　竹束（竹把）　名義 戰陣に用ふる器具、竹を束ねて楯となし、銃砲を防ぐに用ふ 種類 牛竹束（高七尺、横一丈許にして小孔を穿ち炮弓の人を其陰に置かしむ）車竹束（車楯の如し）植竹束（柱を立て、杭を鉄め竹を編みたるもの）等あり 起原沿革 天文十九年安祥の戰に之を使用せし事、參河物語に見えたるを始めとす、世に武田信玄の家臣米倉丹後守（ダイアンジ）を見よ、

タケチダイクワンジ　高市大官寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

タケチノコホリ　高市郡　所在 大和國 起原 古の磐余の地にて、後ち高市縣と稱す、國郡制定するに及びて十五郡あり、蓋し此郡も亦其一な

るべし（和名抄に、巨勢、波多、遊部、檜前（ヒノクマ）久米、雲梯（ウナテ）賀美等の鄕あり、郡名考「タカイチ」と稱し、地誌提要又「タケチ」に復す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タケチノワウジ　高市皇子　系統 天武天皇の皇子、母は宮人尼子娘 事蹟 天武天皇の兵を擧ぐるや、皇子時に近江に在り、召に應じて不破關に至り、以て軍事を監す、既にして天皇不破に幸するに及び、之を野上に迎ふ、天皇皇子に謂つて曰く、近江の朝廷智謀の臣多し、而して朕の軍は與に事を謀るべきものなく、諸子皆幼なるを如何せんと、皇子答へて曰く、近江朝群臣多しと雖も、何ぞ能く天皇に抗するを得ん、臣高市、神祇の靈に賴り、天皇の命を奉じ、諸將を率ゐて征討せば、豈難からんや、天皇大に喜び、悉く軍事を委ぬ、事平ぐの後、近江群臣の罪を斷じ、斬流する事差あり、十三年淨廣貳に叙し、朱鳥元年封四百戶を加ふ、持統天皇四年七月、知太政官事となる、十月公卿百官を率ゐて藤原宮地を相す、五年封二千戶を增し、同六年再び二千戶を增す、七年淨廣壹に昇進し、十年七月薨ず（大日本史）

タケトリモノガタリ　竹取物語　卷數 二卷 作者 竹取の翁といふ者、竹の中より美女を得て赫哉姫と名づく、秀麗比なきを以て繼する者多かりしが皆許さず、後ち時の帝これを召されしも、また靡かずして、故鄕なる月世界に歸りたることを述べたるものにして、寶樓閣經、漢書四南夷傳等の說に基きて作りたる我邦最古の小說なり 異有 未詳、源順と云ふ說あれど確ならず（群書一覽）

タケナガシキン　竹流金　古金の名目、竹を削て金を鎔し、流し込みて鑄たる金をいふ、使用の時、切りて之を用ふ、金銀圖錄に「或は云、織田氏の時の物なりと、豐臣氏の時の記錄にも竹流のこと往々見えたり、靜庵隨筆に、大阪の竹流は、大方金五兩程づゝありしとなり、今も佐渡にて小判を製するに、筋金を竹流といふにするなり、津輕に今竹流といふ菓子あるも此遺制にや、愚按に、續近世畸人傳小萬女の條に、思孝云、予が知れる老婆、北の方の番袋と銀の竹流三筋と手箱一ツを傳へ持ちたり、銀の竹流は細き針がネのさまして八寸ばかりあり、鉄にて切て用ゆるものなり、諸蹊云、チノガ類族の家に傳へ持たるは、針がネよりはやゝ平にして長も定まらず、通稱竹流三筋と呼ぶなどは見えず」と見え、また昆陽漫錄に「甲州金に竹流金あり、長さ二寸七八分、厚さ中にて三分、緣にて一分ほど、長きは幅狹く、短きは廣し、重さ四十匁を十兩と云て通用す」、佐渡志には、筋金をば、竹流に爲せり」など見えたり、是等に據れば、筋金、竿金、竹流金等は、殆ど同一のものなるが如し、

タケノウチシキブ　竹內式部　系統 名は敬持、式部は稱し、晩年正庵と稱す、號を蒼庵といふ 宗旨 宗詮の子 事蹟 正德二年越後新潟に生る、家世々醫を業とす、享保十三四年の頃京都に上り、はじめ德大寺家に仕へ、松岡仲眞に從ひ、後ち其師玉木葦齋に師事し、乘加流の神學軍學を學ぶ、式部博明聰敏にして、佛經儒籍に至るまで窺はざる所なく、特に神典有職に精く、又武術に熟し、扇子を以て砲玉を打ち、射箭を握るの技あり、學成るの後ち徒を集めて教授す、而して其徒に教ふるや、晝夜攻々講說して懈らず、其說く所大義名分を明にし、皇室の衰運を挽回し、幕府の專橫を抑ふるに在り、また多く縉紳に出入し、德大寺公城、正親町三條公積、烏丸光胤等の公卿其門に入り、講說を聞くもの、寬に七八百人なりしと云ふ、寶曆六年、神祇權大副吉田兼雄、式部の聲望甚熾にして、堂上堂下の人々、其門に遊ぶもの多く、其學派の、益蔓延するを見て、之を患ひ、關白一條兼香に、其所說の正しからずして、武衛を公卿に敎ふるのよしを訴ふ、兼香乃ち所司代松平輝高に告ぐ、輝高、式部を召喚して之を詰りしに、式部は其實なきことを陳じたるを以て罪を免れたり、是より先き、桃園天皇、英明にして學問を好み給ひ、伏原宣條をして儒書を進講せしめ、また日本書紀神代卷の御會を開き、德大寺、坊城等諸卿の講說を聞習されたり、而して諸卿の天皇に進講するや、先づ式部の講を聞き、然る後ち之を天皇に進講するを以て、恰も式部の直に其說を進講するに異ならざりき、時に一條兼香は、既に關白を罷め、近衞內前之に代りしが、兼香は、天皇の、竹內流の神書の講說を聽き給ふを見て之を患ひ、國母青綺門院に奏し、天皇の神書御覽を止めたり、天皇は一旦國母

の御旨に從ひ給ひしも、もとより其意にあらざりしを以て、幾千もなくして再び神書の內御會を開き、其進講を續けしめ給へり、是に於て、兼香また靑綺門院によりて止め奉りしかば、天皇巳むことを得ずして、神書の御會を止め給へり、而して式部は、また此事に關連して、同八年六月所司代に召喚せられ、學說の邪正と、堂上に軍書を進講し、武器を獻ぜし事との實否を糺されたりと雖も、式部悉く之を陳じ、敢て罪の當つべきなし、然れども、兼香等は、式部の在京を以て、紛爭の基とし、所司代に之が追放を求めしかば、式部は終に、吉田白川兩家を措きて、神書を講じたること、當時に支障あるにも拘はらず、靖獻遺言の興復再復等の文字を講じたること、及び三本木の町家に於て、堂上と宴會したる事等によりて、罪に處せられ、終に京都を追放せらる、時に九年五月なり、而して式部の門に入りし縉紳は、皆蟄居、若くは遠慮を命ぜられたり、式部は、其後伊勢の宇治に赴き、正庵と號し、權禰宜蓬萊雅樂に寄食し、後ち御師鵜飼又大夫の家に寓せり、明和三年十二月、山縣大貳、藤井右門等の獄起る、式部また大貳等の與黨なりとせられ、宇治に捕へられ、江戶に押送せらる、旣にして其嫌疑晴れしが、追放御構中なるにも拘はらず、京都に上りたるの廉を以て八丈島に流さる、式部謫地に至るの途次、船中に病を發し、三宅島に歿す、年五十四、時に明和四年十二月五日なり、明治二十四年十二月、正四位を贈らる、世に信濃の天龍道人を以て、式部と同人とせるは誤なり、寶曆の變(ハウリヤクノヘン)參看【著書】奉公心得書、糺問次第(竹內式部君事迹考)

タケノウチリウ 竹內流　竹內久盛の創めたる劍術の流派○久盛、中務大輔と稱す、美作波賀村の人、小具足に達し、世に竹內流腰廻といふ、傳に云、天文元年六月、修驗者忽然として竹內館に來り、捕縛五を敎え、去て歸る所を知らず、竹內常に愛宕神を祈ること篤し、彼修驗者愛宕神ならんと稱し、敬神せり、後ち其捕縛術より思ひ付きて劍術の一流を創む、其子常陸助、其子加賀助、藝を繼ぎ家名を墜さず、天保の頃九州邊に行はる(武藝小傳、武術流祖錄)

タケノコホリ 多氣郡　【所在】伊勢國【起原】古へ度會に屬す、孝德天皇の大化五年之を割て始めて置く【沿革】延喜式又多氣に作り、以後同じ、和名抄に相可(アフカ)有貳(ウニ)多氣、麻績(ヲウミ)三宅、流田、櫛田等の鄕あり、郡名考「タケ」「タキ」兩樣に唱へ、郡銘錄又「タキ」と稱せしが、地誌提要「タケ」に復す、明治十年七月飯高郡の二村を割て此郡に併せ、櫛田川を以て度會郡との郡界とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タケノシタノタタカヒ 竹下戰　【戰場】駿河國駿東郡足柄村に屬す、御殿場停車場を去る東北約一里に在り【起原】建武二年七月北條高行兵を起して鎌倉を襲ふや、足利尊氏軍に將として之を征し、亂平ぐの後鎌倉に據りて遂に歸らず、新田義貞を除くを名とし、反旗を擧ぐ、義貞尊良親王を奉じて東下し、高師泰を矢矧川に敗り、足利直義を手越河原に敗り、大擧して伊豆國府に到る【經過】尊氏は仁木、上杉、高、細川等十八萬騎を率ゐて鎌倉を發し、十二月十二日相模竹ノ下に著し、弟直義に六萬餘騎を授けて箱根峠に向はしむ、官軍亦兵を二分し、脇屋義助は尊良親王を奉じて、七千餘騎を以て竹ノ下に向ひ、義貞は七萬餘騎を率して箱根に進み、尊氏に當る、此日午刻に戰始まり兩軍奮鬪す、箱根口の戰、義貞の兵强くして、尊氏の陣稍々亂る、然れども竹ノ下に向ひし京勢は、直義に敗られて死傷頗る多し、義助之を憤り將士を勵まして奮鬪せりと雖も、大友氏泰、佐々木高貞等俄かに尊氏に內應し、鉾を逆にして官軍を襲ひしを以て軍遂に利あらず、義貞亦敗績し殘兵を纒めて佐野原に退く【結末】尊氏等勝に乘じて佐野原に追擊す、義貞利なくして伊豆國府を保ちしが、又敗れて京都に歸る、此に於て東國の將士響のごとく尊氏に應じ、遂に南北朝の大亂を生ずるに至れり(太平記、梅松論)

タケバシモン 竹橋門　江戶城內郭門の一、德川氏入國の時、竹を編みて渡されしより此名起れりといひ、又昔北條の家人在竹攝津守の子彥四郞此所に居りしを以て、在竹橋といひしが、後ち變じて竹橋となれりともいふ、門衞は、譜第大名一萬石餘限り菊之間衆二八參勤の面々、或は定府の衆在府の節は三箇年勤番す、番士四人羽織袴著、武器には鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ、法令一ッ橋門と同じ(御府內備考、殿居囊)

タケヒガタワケ 建日方別　大古吉備の兒島(今の備前備中備後)を支配したる神、古事記神代卷に、生二吉備兒島一、亦名謂二建日方別一とあり、

タケヒムカヒトヨクジヒネワケ 建日向日豐久士比泥別　大古肥の國、卽ち肥前肥後の地方を支配したる神、古事記神代卷に、肥國謂二建日向日豐久士比泥別一とあり、

タケベウヂ 建部氏(播磨林田)　景行天皇の皇子日本武尊の子稻依別王より出づ、十二世の孫近江國神崎郡少領建部益人、同郡に建部神社を祭祀し、氏神として世々郡務を司る、後ち佐々木六角家に屬し家長たり、依て源氏を授け一門に列す、建部高光幼より僧となる、壯年の比兄の仇を討ちしを以

て世に聞ゆ、織田信長之を聞て召仕ふ、近江守山五百石を授く、後ち秀吉に仕へて若狹一國の郡代職を蒙り、小濱に住す、後ち攝津を奉行して尼崎城に移る、其子光重、池田輝政の養女を娶る、秀吉に近侍し、大阪に在り、秀吉薨後秀賴に仕へ、尼崎城に居す、慶長五年大阪方となり、大に東軍を苦ましむ、役後罪ゆるされて本領を安堵す、同十五年五月卒す、光重細川幽齋より刀相の術を傳へて無雙の名を得たり、其子政長八歲の幼年なるを以て父祖の領收公せられんとす、外祖池田輝政の歎訴により、家康より大阪に申達し本領を安堵す、同十九年冬、大阪の役起るや、秀賴の命に從はず、尼崎を守る、後ち勝山に於て家康に謁し賞譽を蒙る、同夏陣の時功を以て一萬石を賜ふ、元和二年九月播磨國揖東郡に移封、林田に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系譜、德川加除封錄、武鑑、華族諸家傳)

○高光——光重——政長——政明——政宇(ノキ)——政周(チカ)
——政民——長敎——政賢——政醇(アツ)——政和(ヨリ)——政世
——政世(再相續)秀隆

タケベノジンジヤ 建部神社　【所在】近江國栗田郡瀨田村神領○建部明神といふ、本國の一宮、現今官幣中社【祭神】日本武尊、神名帳考證に、建部君の祖稻依別王(日本武尊近淡海の安國造の祖、意富多牟和氣が女布多遲比賣を娶て生れる御子)となす【起原沿革】傳に云、景行天皇四十六年、同郡建部鄕に於て創建し、天武天皇白鳳四年今の地に移すと、淸和天皇貞觀二年三月朔官社に列り、五年六月從五位下を授け、十年從四位上に敍し、醍醐天皇延喜元年四月從三位に進む、其後名神大社に列り、村上天皇應和二年正三位を授く、凡每年四月二午を以て祭を行ふ、凡神主三人を置く、一老二老三老と云ふ、蓋し建部氏なり(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

タケミカヅチノカミ 建御雷神　【名號】また建甕槌神に作る【系統】天屋羽張神の子【事蹟】天祖天照大神旣に豐葦原中國を以て天孫瓊々岐尊に授け、將に降臨せしめんとするに際し、大國主尊出雲を本據として山陰山陽の地方に威を振へるが故に、まづ之を鎭壓するの必要を感じ、建御雷神を主將とし、經津主神をして之に副たらしめ、赴いて征討せしむ、建御雷神卽ち出雲に入りて、まづ大國主尊竝に其子事代主神を屈し、更に其子建御名方神と戰うて、信濃諏訪に追擊して之を降し、全く出雲民族を平定し、歸りて天照大神に奏す、玆に於てはじめて天孫臨幸のことあり(古事記、書紀)而して建御雷神を祭れる鹿嶋神宮、經津主神を祭れる香取神宮の常總地方に在るをおもへば、二神が當時經略せる範圍が、尠くとも常陸地方まで及びたるを知るべし、「カシマノジングウ」參看、

タケヤウヂ 竹屋氏　姓は藤原、廣橋家の庶流なり、四辻賴資の六世仲光の男右衞門督兼俊始めて竹屋と號す、名家の一、代々參議を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系譜)

○兼俊——冬俊(元冬光)——治光——光繼——光長——光通
——光久——光忠——光兼——光豫(マサ)——勝孟——光棣(トミ)
——俊康——光有(アリ)——光昭(アキ)——光富

タケヨリワケ 建依別　大古土佐國を支配したる神、舊事紀には、建を速と書せり、古事記神代卷に、土佐國謂二建依別一とあり、

ダコ 唾壺　調度の名、唾はく具、今の灰吹の類なり、二階棚の下段に置く、調度(テウド)の挿繪第一圖を見るべし(和名抄、延喜式、倭訓栞)

タゴシ 手輿　「エウヨ」を見よ、

タゴノコホリ 多胡郡　【所在】上野國【起原】元明天皇和銅四年三月、甘良郡四鄕、綠野郡一鄕、片岡一鄕の地を割て之を置く【沿革】和名抄に山名、織裳、辛科、大家、武美(ムミ)浮囚、八田(ヤタ)等の鄕あり、後ち郡の北境山名鄕の地、綠野郡に入る、郡名考古に復して「タコ」と稱し、以後此よみに從ふ、明治廿九年廢して綠野南甘樂の二郡と合し多野郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タゴノヒ 多胡碑　上野國多胡郡下池村に在り、上野三碑の一、正面高さ四尺一寸五分、橫闊上一尺六寸、下二尺、覆石正面橫共に二尺九寸、高五寸五分、上反管笠の如し、其碑文は左の如し、

弁官符上野國片岡郡綠野郡甘
良郡幷三郡內三百戶郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比眞人
太政官二品穗積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

右碑文中羊の字古來より異說あり、(一)藤貞幹、伊勢貞丈、近藤芳樹は、牛の誤にて、分ちて多胡郡と成し、郡成給は直讀すべしと云ひ、(二)關亭は群の傍書にて卽ち給群は給復の意なるべしと云ひ、(三)上野名跡志には刑部親王の諱なりと云ひ、(四)伴信友は比都自にて續紀大寶三年五月壬辰の條に見えたる從七位上私比都自馬長島など見えたる類にて、雜戶三百を免じたるなるべしと云ひ、(五)土人の傳には

羊大夫と云へる人の名なりと云ひ、(六)高田與清及び柳廼園筆引く一説に、羊は養に通じ、即ち給養の意なりと云ひ、(七)加部巖夫氏は養の省文にて郡成給養(ノ之)成ニ多胡郡ニと訓むべし、養は古文に羨とも竢とも書くを以て畫を省きて羊とせしといひ、(八)川口謐氏は、羊は方角を示したるものにして、即ち南方を指す、即ち未の借字なり、多胡郡は國府の南方に當れりといひ、(九)齋藤久米治氏は陽の通字にてミナミと讀むといへり、而して建碑の目的に至りては、或は多胡郡を建てたる紀念の意とし、或は一私人に郡全體を賜ひたる爲めに建てたるものなりと云ひ、或は此の時代は征蝦夷盛にして士民を關東より多く徴發して征戎に從はしめ、片岡甘樂緑野三郡最も功ありしより、其の軍功を表し、各戸に復を給ひて給養せし故に紀念として建てしなるべしとも云ひ、異説少からず、猶石上尊は石上麿、藤原尊は藤原不比等に相當し、尊は尊びて書きたるものなりと云ふ、(好古小錄、上野名跡志、柳廼園筆、上野三碑考、韜軒小錄、續見陽漫錄、兎園會集説、如圖社話、史學雜誌「多胡碑諸説存疑」)案ずるに、甘眞郡織裳、韓級、矢田、大野、綠野郡武美、片岡郡山等の六郷を割きて多胡郡を立てたるは、和銅四年三月辛亥にして、辛亥は六日なれば碑文中なる九日甲寅と僅かに四日を距つるのみ、また此碑に關しては古き時代は詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野國多胡郡辨官所碑文、銘曰云々とあるは、近代の書中に於ける初見なるべし、而して其碑の文たるや、官符の文を省略改竄したるもの、如くにして其體調はず、頗る疑なき能はず、然れども史料少く傍證なきを以て詳かなることは斷じ難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を發見せしと、若し果して然らんには、何れか

信なるや大に考究すべき問題なり、

ダザイシユンタイ　太宰春臺　名儒　名は純、通稱は彌右衞門、春臺また紫芝園と號す　紀伊藩　幼時父に從ひて江戸に來り、稍々長ずるに及びて仙石侯に仕へしが、數年にして致仕して京都に遊ぶ、春臺はじめ中野撝謙に就きて性理學を修めしが、荻生徂徠の名聲を嘉ひ、再び江戸に出でて其門に入り、大に復古學を主唱す、常に子路を以て自ら任じて曰く、寧ろ罪を其黨に得るも、惡言を耳に入るゝに忍びずと、乃ち直言して避くる所なし、故を以て稍々徂徠と相諧はざるに至る、既にして徂徠の歿するや、門流分れて二つ、經術は春臺を推すや、門流分れて二つ、其の軍功を表し、各戸に復を給ひて給養せし故に紀念として建てしなるべしとも云ひ、異説少からず、猶石上尊は石上麿、藤原尊は藤原不比等に相當し、尊は尊びて書きたるものなりと云ふ、(好古小錄、上野名跡志、柳廼園筆、上野三碑考、韜軒小錄、續見陽漫錄、兎園會集説、如圖社話、史學雜誌「多胡碑諸説存疑」)案ずるに、甘眞郡織裳、韓級、矢田、大野、綠野郡武美、片岡郡山等の六郷を割きて多胡郡を立てたるは、和銅四年三月辛亥にして、辛亥は六日なれば碑文中なる九日甲寅と僅かに四日を距つるのみ、また此碑に關しては古き時代は詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野國多胡郡辨官所碑文、銘曰云々とあるは、近代の書中に於ける初見なるべし、而して其碑の文たるや、官符の文を省略改竄したるもの、如くにして其體調はず、頗る疑なき能はず、然れども史料少く傍證なきを以て詳かなることは斷じ難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を發見せしと、若し果して然らんには、何れか

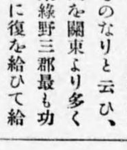

となり、詩文は服部南郭を推し、經術は春臺を推すや、門流分れて二つ、其の軍功を表し、各戸に復を給ひて給養せし故に紀念として建てしなるべしとも云ひ、異説少からず、猶石上尊は石上麿、藤原尊は藤原不比等に相當し、尊は尊びて書きたるものなりと云ふ、(好古小錄、上野名跡志、柳廼園筆、上野三碑考、韜軒小錄、續見陽漫錄、兎園會集説、如圖社話、史學雜誌「多胡碑諸説存疑」)案ずるに、甘眞郡織裳、韓級、矢田、大野、綠野郡武美、片岡郡山等の六郷を割きて多胡郡を立てたるは、和銅四年三月辛亥にして、辛亥は六日なれば碑文中なる九日甲寅と僅かに四日を距つるのみ、また此碑に關しては古き時代は詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野國多胡郡辨官所碑文、銘曰云々とあるは、近代の書中に於ける初見なるべし、而して其碑の文たるや、官符の文を省略改竄したるもの、如くにして其體調はず、頗る疑なき能はず、然れども史料少く傍證なきを以て詳かなることは斷じ難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を發見せしと、若し果して然らんには、何れか

(博士)掫戒器等諸作の事を掌る、延喜式主工に改む、博士一人、從七位上、管内諸國の學生を教授し、併せて課試す、陰陽師一人、正八位上、占筮し、地を相す、曆師二人、正八位上、年師一人、正八位上、物數を勘計す、弘仁五年正月一員を增す、昌泰年中主計主稅兩寮助以下筆師以上をして太宰の筆師を兼ぬ、史生二十人、公文を繕寫し、文案を署す、被官に防人司あり、其條を見よ、明法博士一人、法律を教授す、延曆十八年始めて置く、後ち廢し、齊衡二年正月再び置く、音博士(音符)一人(漢音を教授す)新羅譯語一人、弘仁四年對馬史生一人を減じて置く、醫師(「ドシ」を見よ)傑伎各三人、府衞四人、學授二人、藏司、稅倉司、藥名二人、匠司、修理器仗所司守、客館各一人、守驛館一人あり　地誌　九州は大陸に近く諸外蕃の輻湊地なるを以て、上古より特に意を內治外寇に用ひたり、神功皇后三韓を征し、任那に日本府を置き、以て三韓を治するや、相呼應するの地として、九州は最も重要視せらる、故に應神天皇六年、武內宿禰を筑紫に遣して、百姓を監せしめ、繼體天皇廿一年、筑紫國造磐井新羅の賄賂を受けて叛逆を企つるや、物部麤鹿火を大將軍とし、筑紫以西の全權を委ねて之を討平せしめたり、是より先三韓漸く勢を得て叛服常なく、任那日本府の官人亦相和せず、制御殆ど及ばざるに至る、依て進巡の方略を變じ、內に居て外を制する策を取り、宣化天皇元年官家を那津に置き、九國を總攬せしめ、兼れて外國の事を取扱はしむ、尋で鹿火死後磐國政を執り、三韓に備へしめたり、太宰府の濫觴玆にあり、即ち太宰府の起原は外寇を防ぎ、一は九州諸國は王都を去る遼遠にして王化及び雖く、稍もすれば、豪族等三韓と機を通じ叛するもの多きを以て、是等の憂を除かんが爲め、一大官衙を設け諸國を統治せしも

のなり、蓋し敵國外患を防ぐは、內民心を養はざるべからず、即ち內治を務むるは外寇を防ぐ所以なり、欽明天皇の時終に日本府亡びしより、筑紫は一層重要の官衙となる、十七年筑紫大君の名見えたり、是れ後の帥に當る、而して始めて史上に太宰の名見えたり、推古天皇十七年とす、而して那津の官家の太宰府村に移置せし年代詳かならず、大化五年二月日向臣を太宰帥の名の始めなり、文武天皇大寶元年制定して太宰府を置き、多くの職員を置く　地誌　聖武天皇天平十四年正月府を廢し、筑紫國司をして攝行せしめたり、十五年十二月鎭西府を置き、十七年六月鎭西府を廢し、後ち漸次衰へ、天慶三年十二月藤原純友の爲めに燒失せらる、源頼朝天下の權を得るに及び、鎭西奉行を置き、以て三韓を治行はしめしより、權之に歸し、太宰府は有名無實となるに至れり(職原抄、職官志、伏敵編、太宰府考)

ダザイフノジンジヤ　太宰府神社　名所　筑前國御笠郡太宰府村○宰府天神ともいふ、現今官幣中社　延喜式　管原道眞　配祀　醍醐天皇延喜五年八月、味酒安行始めて神殿を設け、天滿大自在天神といふ、初め道眞の謫所に薨ずるや、柩車安樂寺の地に至り、止りて動かず、即ち其地に葬り、尋で神殿を築くに至れり、爲し、尋で神殿屢々顯はるゝを以て、詔して本位を復し正二位を贈り、圖融天皇永觀二年勅して神社の中門及び廻廊を造らしめ、一條天皇正曆四年五月、太政大臣正一位を贈り、六條天皇仁安三年、日別の神饌を供奉りき、降りて明應の年兵燹に罹り、文龜三年大內義興之を再興し、永祿十年また兵亂の爲に堂社破却せら

れ、東谷に假殿を構へて暫く安置す、後ちまた本社に還御あり、天正十五年六月、北島安善の爲に燒かれ、社人等神體を奉じて夜須郡粟田村に一時退けり、此年小早川隆景國主となり、社殿を建立す、慶長の年、石田三成代官の時、樓門を建立す、黑田氏入國後、中門廻廊其外諸堂末社を造り、凡そ絕えたるを繼き廢れたるを興して神を尊崇し、社を修復す、社領總て三千二百五十石を有す、凡二月二十五日、八月二十一日を春秋二度の大祭とし、其四月十一月の二十日を幸祭といひ、冬夏の神衣を奉る、凡其社司、大鳥居、小鳥居を社務職とす、御供屋、執行房浦房を合せて別當職といふ、其他宮司、三綱、文人、衆徒等凡二十六家あり、神殿の宿直は撿挍漏盡院、勾當坊之に仕へ奉る、明治四年國幣小社と成り、同十五年官幣小社に進み、同二十八年官幣中社に進む(筑前續風土記、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

タシダカ　足高　名所　江戸幕府の制、每職の祿高を定め置き、五千石以下のものにして就職せる場合に、家祿もし其高に滿たざる時は、在職の間、定額に補充する石高をいふ、足は補充の義なり　地所　享保八年、德川吉宗、室直清(一說に大島伴六)の建議に從ひ、始めて此制を定む、享保日錄により其時の令を擧ぐれば、

諸役役柄不二相應一、小身面々、前々より御役料被二定置一候下候處、知行之高下有之故、今迄被二定置一、御役料にては、小身の者御奉公續兼可レ申候、依之此度御吟味有レ之、役柄により、其場所不相應に小身にて、御役勤候者は、御役勤候內、御足高被二仰付一御役料增減有レ之、別紙之通相極候、此旨可二申渡一由被二仰出一候、

但此度御定の外、取來候御役料其儘被二下置一候、

ダザイフ　太宰府　官名　ノツカサ」とも訓む、大御言持の義、天皇の詔を承けて任所に赴き、管內の政を行ふ意、又「トホノミカド」(遠御門)とも云ふ、唐名大部督府　地所　筑前國御笠郡太宰府村　職掌　西海道九國三島を總管し、兼れて外寇を防ぎ、外交の事を掌る　職員　主神(カムツカサ)一人、正七位下、管內諸社の祭祀を掌る、延喜以後廢置詳かならず、帥(ソチ)一人、親王は三品、臣下は從三位、管內の神社を保管し、大宰會を行ひ、國民の戶口帳簿を檢し、百姓を宮養し、農桑を課して所部を糺察し、貢擧孝義田宅を主り、良賤民の戶籍、結婚訴訟、租調の徵集、倉廩の出納を監督し、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、烽候、城牧、過所、公私の賣買、闌遺、雜物の處分、及び寺僧尼名籍、蕃客歸化、饗讌等の諸事を掌る、中古以來多くは親王を以て任ず、權帥(令外)仁明天皇以後置く、中古以來納言以上を以て任ず、親王帥に任ぜらるゝ時は、專ら府務を掌る、大臣左遷の時は權帥に任ず、この時府務に預らず、大貳一人、正五位上、掌る所帥に同じ、權帥を置きし以後、權帥あれば大貳を置かず、大貳あれば、權帥を置かず、後世參議散二三位等之に任ず、少貳二人、從五位下、職掌帥大貳に同じ、中世筑前對馬の守を兼ぬることあり、帥大貳赴任せざる時は、少貳府務を總理す、貞觀四年以後權官を置く、後世諸大夫五位之に任ず、大監二人、正六位下、府內を糺判し、文案を審署し、穩失を勾へ、非違を察す、少監二人、從六位上、大同元年大少監各一人を增す、三年舊に復す、大典二人、正七位上、事を受け上抄し、文案を勘署し、穩失を擯出し、公文を讀申することを主る、少典二人、正八位上、大同元年大少典各一人を增し、三年舊に復す、大判事一人、從六位下、小判事一人、正七位下、共に管內上申する所の犯狀を案覆し、刑名を斷定し、爭訟を判決す、延喜以前に廢す、大令史一人、大初位上、小令史一人、大初位下、判文を挍寫して文筆の事を掌る、大工一人、正七位上、少工一人、正八位上、管內の城隍舟

とあり、而して其別紙に掲げたる增額の制は、

御側衆、御留守居、大御番頭は、五千石より内は、五千石高に、高家衆は、千五百石より内は、千五百石高に、肝煎は、御役料八百俵、御書院番頭、御小性組番頭は、四千石より内は、四千石高に、大目付、町奉行、御勘定奉行は、三千石より内は、三千石高に、御旗奉行は、二千石より内は、二千石高に、百人組頭、小普請組支配は、三千石より内は、三千石高に、御鎗奉行、西丸御留守居、新御番頭、御作事奉行、御普請奉行、小普請奉行は、二千石より内は、二千石高に、御持弓御持筒頭は、千五百石より内は、千五百石高に、御留守居番、御目付、御使番、御書院番組頭、御小性組與頭は、千石より内は、千石高に、總御弓之頭、御鐵砲之頭は、千五百石より内は、千五百石高に、一位様御用人、月光院様御用人は、七百石より内は、七百石高、御役料二百俵に、西丸御裏門番之頭は、七百石より内は、七百石高に、御徒頭、小十人頭は、千石より内は、千石高に、瑞春院様御用人、淨圓院様御用人は五百石より内は、五百石高、御役料二百俵に、二丸御留守居、元拂御納戸頭、御腰物奉行、御船手は七百石より内は、七百石高に、竹姫君様御用人、法心院様御用人、淨蓮院様御用人、壽光院様御用人は四百石より内は、四百石高、御役料百俵に、新御番組頭、大御番組頭は六百石より内は、六百石高に、御鐵砲方は只今迄之通、千石より内は、御役料二百俵、御勘定吟味役は同斷、千石より内は、御役料三百俵、御臺所頭は同斷、二百俵四人扶持より内は、御役料百俵、養仙院様御用人は只今迄之通り、御役料五百俵、小十人組頭は三百俵より内は、三百俵高に、御廣敷番之頭、御賄頭は四百石より内は、四百石高に、御膳奉行は高之多少に不レ構、御役料二百俵、騎府御定番は七百俵御役料、西丸御切手門番頭、御裏

に異同あり、卽ち觸書集成は享保日錄に比するに、鐵砲方、勘定吟味役、臺所頭、養仙院用人、騎府定番、奥右筆組頭、表右筆組頭、金奉行、細工頭の九職なく、憲法部類には、小性、小納戸、長福小性、小納戸、廣敷用人の五職なし、また司農府雜錄は享保日錄に同じく、憲法編年錄は觸書集成に同じ、而して部類、類典の二書は共に、九職五職の增秩を以て、享保九年七月十三日の事と爲す、いまだ孰れか是なるを知らず、なほ此時定めたる祿制は、上文列擧する所の諸職に留まり、紅葉山附坊主、御鐵砲玉藥奉行以下の小吏皆徒の增秩は同九年七月十三日の事に係り、足高の制此に至りて全く備はる、蓋し是より先、幕府の諸有司は、みな世祿なれば、其人を任用するに際しても、職祿相當せるもの尠なく、或は大祿にして微官にあるものあり、大祿にして重職にあるもの何等の差支なきも、小祿にして重職にある時は、費用多端にして、其任に堪へざるもの多く、種々の弊害ありしが、此の時よりして、這般の憂なく、人才登用の道大に開けたり、慶應三年九月廿六日布衣以上の諸役に任じたるものゝ足高の制を廢し、且つ役知、役料、役扶持等を停め、改めて役金を賜ふことゝなりたり（享保日錄、憲法編年錄、簠山麗澤秘策、不揚錄、德川實紀、續德川實紀）

ダジヤウクワンフ　太政官符　「ダイジヤウクワンフ」を見よ、

ダジヤウクワン　太政官　「ダイジヤウクワン」を見よ、

ダジヤウテンワウ　太上天皇　譲位の天皇、卽ち前帝に對する尊號をいふ、略して太上皇また上皇とも稱し、法體にまします時は、太上法皇または法皇とも

後、諸國に下す（社寺に下すを太政官牒と云ふ、テフと參看）ことを施行と云ふ、施行は太政官符の中に、詔文を込め一紙に作りて行下す、內印を用ふ、內外印何れも俱に間隙なく踏印する例なり、後世には初め、年月日及び史官署列の處に三箇を踏印す、書式は首に必ず太政官符の四字あり、終に符到奉行の四字あり、末の上段に辨官下段に史官署し、其次行に年月日あるを普通とす、又年月日の下に史官署し、年月日の次行の上段に辨官署する事あり、左に一例を示す、猶詔書（セウシヨ）參看（國書記、黑板博士說）

ダジヤウダイジン　太政大臣　「ダイジヤウダイジン」を見よ、

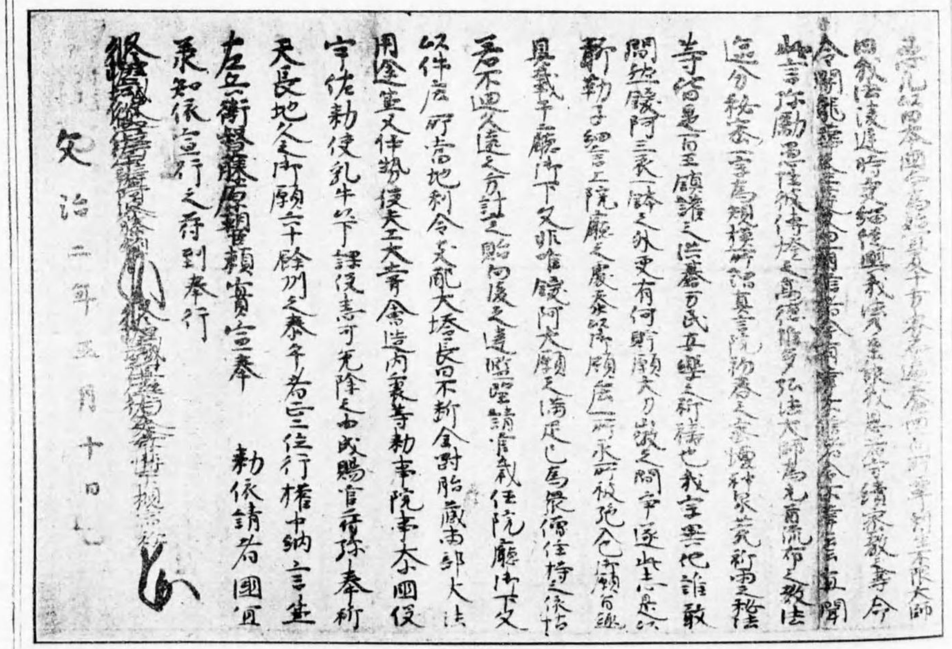

太政官符
應令養仙院殿下准三后宮職准大臣家給封事
右得彼寺別當僧正法務大僧都權大僧都法印大和尚位定照等牒偁、謹檢案内、當國之仁祠、法興之勝地、聖德太子之所建也、八葉之高門、四天之靈場、大悲誓願之所住、利益衆生之所歸、伽藍建立以來、星霜已積、堂塔大小、僅滿百餘宇、僧侶多少、纔有卌餘口、寺領田園、本自不足、供養法會、每事闕如、加以承和之昔、聖主遺詔、永施封戸、貞觀之初、先帝勅旨、更增寺田、而中古以降、漸有減少、今之所領、僅僅而已、若不隨時加施、何以支持堂舍、若不依例增封、何以供養僧侶、伏望、殿下垂憐三寶、特令准大臣家、給封一千戸、永爲寺用、將使伽藍興隆、佛法流通、天長地久、玉體安穩、兼又仲哥天王大青令造內裏等、勅事院事、太政官符、應准大臣家給封一千戸事、
右左大臣藤原朝臣頼實宣奉
勅依請、者國宜承知依宣行之、符到奉行
弘治二年五月十日

稱す、なほ此外に天皇の生父たる親王に此號を上り、及び贈り給へる場合もあり、史記高祖傳に「高祖乃尊二太公一爲二太上皇一」とありて、索隱の註に「蓋太上者無上也、皇者、德大二於帝一、故尊二其父一號二太上皇一也」と見え、漢書高帝六年五月の條なる師古の註に「太上極尊之稱也」と見ゆ、以て其意義を知るべし、仙院、仙洞、姑射山、藐姑山等の唐名あり、また院に在します時は、院とも呼び、數多在します時は、一院、本院、中院、新院の稱を以てこれを分ちたることあり

【地】【歴】【沿革】上古は讓位の事なかりしを以て、「太上天皇の稱號あらざりき、而して其號の史籍に見えたるは持統天皇を始めとし、太上法皇と稱し給へるは、宇多天皇を始めと爲す、爾來讓位は、殆ど恒例の如くなりしかば、太上天皇たる君主も亦多し、右の如く、太上天皇の號は、讓位の後に稱すること至當なりと雖も、間々變例なきにあらず、安德天皇の播遷の禍に遭ひ給ふや、後鳥羽天皇が、遂に尊びて太上天皇と爲し給ひしが如きこれなり、北朝より後醍醐天皇に尊號を上りしも此類にて、並に尊號を受け給ひしにあらず、又光嚴、崇光の二天皇が、帝位を貶せられて上皇の號を、花山天皇が、出家の後ち、尊號を受け給ひしが如き、孰れも異例なり、而して同時に二上皇ありしことは、淳和天皇の朝の、平城、嵯峨に始まる、其後三上皇あるは、平常のことにて、後二條天皇の時には五上皇ありき、故に一院、本院、中院、新院等の稱を以て之れを分てり、抑太上天皇の號は、讓位せる天皇の尊號なれども、天皇の生父たる親王を陞せて、太上天皇とせることあり、後堀河天皇の御父守貞親王（後高倉院）、後花園天皇の御父貞成親王（後崇光院）は、生前に尊號を受け、後陽成天皇の御父誠仁親王（陽光院）は歿後尊號を追贈せられ給へり、以上の三親王は、共に御子たる天皇の御代に尊號を受け、若しくは追贈せられしが、光格天皇の御父典仁親王（慶光天皇）は、遙に數十年を經、今上天皇の明治十七年に至りて、太上天皇の號を追贈せられ給へり、又太上天皇に準じたる待遇を受け給ひし親王あり、敦明親王（小一條院）これなり、然して白河上皇以後、數世の間は、讓位の後院中にて太政を聽き、院宣を以て天下に號令すること、自ら慣例となりて、在位の天皇は、殆ど戶位の姿たるに至れり、これを院政と稱す（「インセイ」參看）、實に太上天皇の大變たるのみならず、また政治上に置ける一大沿革なりとす、天皇（テンワウ）の表參看（古事類苑帝王部）

ダジヤウホフワウ　太上法皇　太上天皇（ダジヤウテンワウ）を見よ、

タリガレノセウシヤウ　黃昏少將　松平定信（マツダヒラサダノブ）を見よ、

タタウガミ　帖紙（疊紙）　懷中する紙を云ふ、古より杉原を折て用ふること武家の古實なりと雖も、直垂、狩衣、大紋等著用の時は、色目の帖紙を必ず用ふと云ふ、布衣素襖の時は杉原を用ふ、又時に陸奥紙、檀紙、薄樣紙などを折りて用ふることあり、「タタムガミ」の音便、後世の畳紙袋といへるものは、此遺製なりといへり、古は男女共に懷中せしが、近世廢れて必ずしも一般に使用せざるに至れり、また筥なき時は、笏の代用にせしことあり（飾抄、宗五大雙紙、裝束集成、儀訓粟、服色圖解）

タタキ　敲　【刑】【罪】人の背部及び臀部を笞打つ刑、罪人吉宗の時これを設く【刑】【罪】重の二種あり、輕將軍吉宗の時これを設く【刑】【罪】重の二種あり、輕敲は單に敲と稱し、笞數五十、重敲に同じく百を加ふ、往古の笞、杖の二刑に相當す、又別に牢屋敲あり【方】傳馬町牢屋の表門前に、筵數枚を敷きて刑場とし、檢使以下諸役人出席し、詰番非人、罪人を牽きて其處に到り、まづ罪人を裸體にし、衣服を筵の上に敷きて其上に俯臥せしめ、顏を往來の方に向け、下男四人にて手足を抑へ、打役、杖（笞尻と名づけ、長一尺九寸、周三寸程、竹片二本を麻苧にて包み、其上を紙捻にて卷く）にてこれを敲き、一ツ二ツと數をよぶ、打役筆頭少し進み其數をとる、敲き方は背骨を除き、肩背及び臀を透に敲き、重敲は五十にして一旦中止し、醫師藥を與へ、打役交替して又これを敲く、刑の濟みたる後ちの放免は、其者により種々の取扱ありて、直に宿元、幷に町役人、村役人等へ引き渡す者と、入墨の上敲に處せられしものは、乾潤する間牢內へ留めおく者と、無宿者の人足寄場へおくるべきは、警固の同心へ引渡すと、淺草及び品川鈴ヶ

（刑罪大祕錄所載）

ヘ預けらるゝ者は、其非人直樣本縄をかけ引き行く者と、佐渡へ遣くる者は、牢舍するとの別あり、牢庭敲は在牢の四人が、破牢不穩等の企を爲し、露見せる時、他の囚人へ見せしめのため、牢庭內にて敲に行ふをいふ、享和二年よりはじまる、輕重の二種あること等凡て前條の記と同じ、笞刑（チケイ）杖刑（ヂヤウケイ）參看（刑罪大祕錄、德川政刑史料、古事類苑法律部）

タダノ井　多田院　【所在】攝津國河邊郡多田村大字多田院○鷹尾山法華三昧寺と云ふ、今は多田宮と稱す○本尊釋迦如來【地】【歴】【沿革】多田は源滿仲の靈廟にして、賴光、賴信、賴義、義家の四靈を合祀す、初め滿仲攝津守となり、多田に居す、天祿元年多田院を創立し、其子僧源賢をして主たらしむ、長德三年卒す、卽ち多田院に葬る、爾來源家崇敬の靈刹となる、鎌倉時代に僧忍性幕府の助成により、諸國に課して寺院を再興す、弘安四年三月成りて供養を行ふ、幕府命じて本堂十町四方の殺生を禁じ、祈願所となす、是より西大寺の管轄となる、建武元年三月足利尊氏本寺に祈願して子孫繁榮を祈る、後ち屢々地を寄す、延文三年足利義詮尊氏の骨を納めしより、足利累代の將軍皆骨を納む、文明四年八月、後土御門天皇、菅原在數を使として從二位を贈る、寬文年中德川家綱有司に命じて再興し、頗る宏大佳麗を極む、今の堂宇是なり、又賴光、賴信、賴義、義家等の祠を設けて、多田神社と云ふ、一說に萬代守護權現宮と號すと云ふ（帝王編年記、伽藍開基記、名勝圖會、多田院文書、日本地名辭書）

タタミ　疊（帖、薦筵）　【名義】調度の名、重ねたるもの故に名づく、一說には常には折りたゝみ置きて、客ある時に取り出して敷きし故に名づくと云ふ、今は藁を用ひて緊め括り、蔣筵を以て粗大略に縫ひ固めたるを疊牀（タヽミドコ）とし、疊牀の裏に薦、表に蔣席を付けたるを疊と云ふ【地】【歴】【沿革】古事記神代卷に「美智皮之疊敷二八重一、亦絁疊八重、皮疊八重、絁疊八重云々」と、又「以二菅疊八重一、敷二其上一云々」と見えたれば、神代より既に疊ありしこと明にして、菅絹絁等の種類ありしことも知るべし、日本紀には八重席薦、萬葉集には皮疊薦疊と見えたれば、古くは皆薦蓙等皆淨きものを稱し、中古に至りても敷皮、敷布團、茵、圓座、菰薦、半疊、薄緣等總て疊と稱して、後世の如く厚きものにはあらざりしが、敷物は總て厚きは居心地よきを以て、世を追ていつとなく厚くなり、藁を用ひ其上に薦を縫ひ付くるに至れり、亦中古迄は、常に敷き置くものにあらずして、朝廷にては公事の日、私第にては、來客の時にのみ敷きたりしなり【歴】【沿革】長短厚薄により名づくるもの、長帖、短帖、狹帖、半帖、厚帖、薄帖等あり、（端よ）高麗端疊（「カウライベリ」）を見よ、紫端疊（紫織物の絹を端とす、四位五位殿上人より地下迄、僧正等之を用ふ）黃端疊（黃の織物を端とす、六位侍以下諸寺の三綱、樂人等之を用ふ）等あり、又深緣（緣を廣く差したるは深緣と云ひ）差篦（疊表面にて裏の方は所々を綴ぢたる故に名づくと云ふ、後世云ふ紫篋ぼ差篦の遺風なりしと云ふ）薄緣（緣を狹くさしたるを云ふ、莞篦疊とも薄緣疊とも云ふ）上疊（貴人の御座所疑所の上に又重ねて敷く疊を云ふ）あり、後世は疊表は產地により名づく、備後を最も上とす、故に、現今にては藺を以て織りたる疊表は俗に備後と稱するに至れり、和漢三才圖會に「表席出二於備後一者爲レ上、備中備前次レ之、江州又次レ之（江州亦有二拔群之上席一）丹波雖二專性剛靱一也、凡備州之莞、細緻故席者皆纖レ牛、而織目有二六十六畝一、江州丹州之莞、長而不二中織一、而織目有二六十一筵裏疊長七尺（橫卽長之半裁）厚二寸二分、三公及門跡御疊長六尺六寸、厚一寸八分、吉野高野兩山亦用レ之、故呼曰二高野間一、畿內民家疊長六尺三寸、厚一寸七分、謂二之京間一、關東民家疊長五尺八寸、厚一寸六分、謂二之田舍間一」と見えたり、又琉球綾も疊表に用ふ、調度の條插繪參看（儀訓粟、東雅、貞丈雜記、類聚名物考）

タタミブギヤウ　疊奉行　【職掌】江戶幕府の職名、疊の修繕、及び調製吟味等を掌る、三人あり、作事奉行の支配にして、百俵高、十五人扶持、燒火間詰とす、各手代二十人を附す【地】【歴】【沿革】寬永九年十月はじめて一員を置き、元祿九年十一月以後三員となる【職】【掌】組頭三人、五人扶持、世話役三人、三人扶持、手代二十人、二人扶持、同心廿人等あり（東徵、東徵別錄、明良帶錄、官中祕策、掌中大概順、德川實紀、天保集成繪錄）

タタラガハマノタタカヒ　多々良濱戰　【戰場】多々良濱は、筑前國粕屋郡に屬し、香椎宮以南、多々羅川南北の斥滿をいふ【地】【歴】建武二年八月足利尊氏鎌倉に據りて反す、新田義貞、後醍醐天皇の勅を奉じ、大軍を率ゐて東下し、箱根竹ノ下の戰に敗績して京都に歸る、尊氏勝に乘じて追擊し、延元元年（北朝建武三年）正月入洛す、然して京都の諸戰尊氏の兵利あらず、退きて兵庫を保ち、更に西海に走る、二月廿九日筑前國蘆屋津に著し、翌々三月一日宗像に至り大宮司氏弼の家に宿す、菊池武敏是を聞き、大軍を發して尊氏を討たんとし、進んで多々良濱に陣す【戰】【果】尊氏は三月二日宗像を發して香椎宮に至り、更に進みて筥崎の松原と赤阪の間に陣す、武

敏は多々良濱の南方なる小川を越え、松原を後にし六萬の大兵を擁し、北に向て軍を張る、尊氏まづ弟直義に木義長等をして大手の軍を敗らしむ、直義等勝に乘じ筥崎の松原をすぎ博多の須原に至る、武敏敗軍を恥ぢ、再び馬首を回し奮闘し、鋒頗る鋭どし、尊氏卽ち中軍を率ゐて進み戰ひ、少貳賴尚、仁木義長また殊功あり、武敏遂に敗績して肥後國に歸る〔太平記〕多々良濱一戰において、武敏の大軍を敗りしより、尊氏の威勢九州を震ひ、諸豪族皆其幕下に屬し、同年五月弟直義と海陸より大兵を率ゐて上洛し、官軍を兵庫湊川に敗り、遂に光明天皇を擁立して、南北分立の基を開きたり〔太平記、梅松論〕

タチ　館　舍宅を云ふ、亭と云ふに同じ、普通の說に城塞の狹少なるものと云へるは、後世多く武士の居所を稱するより起りしものなり、僂名抄に「館、唐韻云、館官反作レ館（和名多知）一名（無知豆美）客舍之也」と見えたり、又楯とも云ふ、借字なるべし、常の住所の舍宅を宿館と云ひ、旅行先きの居所を旅館と云ふ、吾妻鏡に「治承四年四月廿七日、高倉宮令旨、今日到二著于前武衞將軍伊豆國北條館一云々」、また「建久三年七月十八日、御臺所渡二御于名越御館一（號濱御所）被レ點二御産所一也云々」、「文治五年九月廿七日、二品屋二覽安部賴時衣河遺跡一給、凡官照小松楯、成通琵琶櫃等舊跡在二彼青巖之間一云々」、「同年同月十七日館事、金色堂正方、並二于無量光院之北一、構二宿館一（號平泉館）西木戸有二嫡子國衡家一、同四男隆衡宅相並之、三男忠衡家者、在二泉屋之東一、無量光院東門傍二一郭一（號加羅樂）秀衡居所也、泰衡相繼之、爲二居所一也」と見えたるにて其一斑を知るべし、後世は「ヤカタ」と訓じ、文字も屋形とも書したり、「ヤカタ」參看、

タチ　太刀（刀、劒、橫刀）　各種刀劒の汎稱、タチは斷切る意、都留岐（直切の意）とも、都留岐乃太知（直切の斷の義）とも、都知伊（威靈の義）とも、又都牟加里乃太知（威靈の斷の義）加無止乃都留岐、（神速の直切の義）布都乃美太麻（韴靈の義）加羅佐備（明進靈の義）阿加波陀加登毛（明膚外威の義）と云ふは、研磨せる刀劒の稱なり、貴人帶する劒を尊てミハカシ、オンハカセとも云ふ〔上原〕神代の時伊非諸尊十握劒を帶し、彦火々出見尊橫刀を佩きしこと書紀に見ゆ、是れ刀劒の書に見ゆる始め

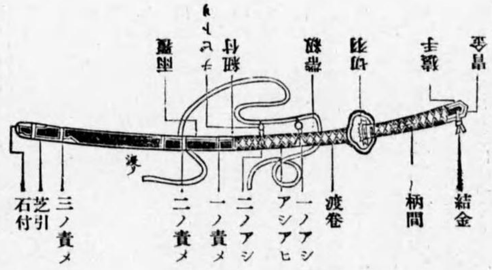

（和漢圖會所載）

なり、尋で天叢雲劒、十握、九握、八握劒、天之尾羽張等の劒同書に見えたり、推古天皇十一年、大和忍海漢人外邦の鍛練法を以て刀劒を作る、頗鋭利なり、大化改新の時、兵部省の下に造兵司を置て、刀劒儀仗等の兵器を作ることを掌らしむ、文武天皇大寶元年、鍛戶二百戶を置きて刀劒を作らしめ、橫刀檜の閇は、作者の姓名を具顯せしむ、本邦刀劒の中心に、作者の姓名を記すこと此に始まる、慶雲元年常陸の國司采女朝臣其地の鍛冶佐備大麻呂に命じて、若松濱の鐵砂を採て劒を造らしむ、本邦鐵砂を以て劒を造る始めなり、清和天皇貞觀九年、勅して出雲伯耆の國守以下の帶劒を聽す、爾來邊要の國司奏請して帶劒するもの多く、諸國劒工其需に應じて作ること多し、天慶の亂以後、武人刀劒の銳利なるを好み、名工利刀多く出づ、平氏に小烏丸、源氏に鬚切膝丸等あり、鎌倉室町時代に至り戰亂多かりしを以て、武人武器を重ずること多く、隨て名工利劒出で、其種類も極めて多し○按ずるに、上古には、小刀には片刃のものもありしが、其他は悉く兩刃を用ひたり、されば古く太刀、劒など記したるは、並に兩刃なりと知るべし、然るを實用上片刃のもの便利なるが故に、いつとなく後には、太刀をも片刃にすることゝなりたるなり〔種類〕鐓太刀、野太刀、武太刀、打刀、腰刀、脇差、兵庫鎖太刀守刀、緖卷、絲卷等あり各條參看〔名稱異圖〕にて上に記す、猶中身の名所は刀の條にあり、「カタナ」、「ツルギ」參看（和名抄、軍器考、軍用記、貞丈雜記、太古刀劒考、武家名目抄）

タチアヅカリ　立預　僧侶の役名、法會等の時使役を事とす、大童子之を勤む、仁王經御修法記に「立預童二人長一人（持々王丸）恪勤一人（被）召二渡宮御方一（御童子）」とあり、

タチノヲ　劒緖（刀緖、橫刀緖）　太刀の足にからみて腰に結ぶ紐を云ふ、故に又足緖とも帶取とも云ふ、「タチ」參看、

タチハギ　帶刀　若黨、帶刀舍人の略稱、舍人の內兵仗を帶する故に名づく、唐名內率府、靜加拾遺春宮に侍して非常を警衞す、舍人監の舍人より武藝に長じたるものを擇び、兵仗を帶せしむ、諸所を帶刀

陣と云ふ、春宮坊舍人監の被官（靜加拾遺）總て三十人、長二人（生先）先生と云ふ、後には一人と定め、源平武士の中より撰任す、次を部領（ことり）（木鳥、籠取とも書く）と云ふ、左右各一人、先生の下にて帶刀陣の事を取り行ふ、ことりは事執の義ならんと云ふ、多く左右衞門尉を兼ぬ仍て左木鳥右木鳥の稱あり、次を脇（靜加拾遺）と云ふ、左右各一人、多く左右兵衞尉を兼ぬ、次を連（靜加拾遺）と云ふ、十人あり、卽ち木鳥の脇に連なる義なり○帶刀を擬任するは、立太子の後、上皇、皇后、齋宮、大臣、春宮大夫等より候補者を出し、近衞の馬場にて射藝を試驗す（試帶刀）、之を帶刀試と云ふ、及第したるものは直に兵仗を下す定めなり、又既に帶刀たるものは、騎射、步射の技あり（靜加拾遺）寶龜七年十人を置く、大同元年十人を加へて二十人とす、天安元年又十人を增して三十人とし永く一定す（三代格、西宮記、江次第、禁祕抄、職原鈔、官職要解）

タチハギノヤク　帶劒役（帶刀役）　鎌倉室町の兩時代に於ける武家の役、將軍參內社參の時、太刀をはき供する人を云ふ、將軍守護の爲なり、大勢の人左右に番ひて行列し、裝束は直垂に金箔にて紋を押すと云ふ、嘉禎三年八月、將軍賴經の時之を置く、是れ承久元年正月、將軍實朝、公曉の試する所となるより警衞の爲め起れるなり、足利將軍にも同じく之を置く〔吾妻鏡、貞丈雜記〕

タチバナ　橘　果樹の名、古くは非時香果（トキジクノカクノコノミ）といふ、今「カウジ」又は「カウジミカン」を云ふ、垂仁天皇十九年に、田道間守始めて常世國より齎せる香果なる故に、田道間花（タヂマバナ）の省略したるものならんといへど、其義詳かならず、花に馥郁たる香氣ありて、果子の長上となし、聖武天皇の時、姓橘を諸兄に賜はり又桓武天皇遷都以後、紫宸殿の南庭に之を植ゑて右近の橘（ウコンノタチバナ）と稱せらる、（二）中古夏蜜柑の一名となり、（三）今通稱の「タチバナ」は、形柑子よりも大にて、金柑より稍々大、一名花橘と稱す、（四）また唐橘を略してもいふ（東雅、倭訓栞、言海）

タチバナウヂ　橘氏　皇別、朝臣姓、宿禰姓あり、左京に貫す、敏達天皇の皇子難波王より出づ、難波王の孫美努王、縣犬養宿禰東人の女三千代を娶り、葛城王、佐爲王を生む、元明天皇和銅元年、三千代大嘗の宴に供奉す、時に杯に橘浮ぶ、依りて姓橘宿禰を賜ふ、天平八年、勅して葛城王の請により橘姓を賜ふ、諸兄と改めしむ、孝謙天皇の時朝臣を賜ふ、其子奈良麻呂、天平寶字元年大伴古麻呂等と謀りて君側を清めんとし、成らずして死す、是より橘氏亦衰ふ、其子內舍人清友の女、嵯峨天皇の皇后となりて、仁明天皇を生む、是に於て橘氏亦復興す、清友の子氏公と共に學館院を建て子弟を教ふ、是より橘氏世々顯人あり、藤氏盛なるに及びて大に衰ふ、然れども支派繁衍して諸國に在るもの多し、其河內に在る者を、楠木氏となす、又伊豫橘氏あり、遠江椽遠保より出づ、天慶の亂、遠保藤原純友を討て之を斬る、功を以て伊豫宇和郡を賜ふ、子孫居住す、其裔に仁井、小鹿島、此外和泉の和田、陸奧の芝田、下野の藥師寺等の族あり〔橘氏系圖、尊卑分脈、氏族志〕

○敏達天皇——難波親王——大俣王——島田麿——眞材——峯範——廣相——公材——好古
　清友——氏公——峯緖
　爲政——行貴——成經——兼遠——盛仲
　敏政——則隆——成任——以綱——廣房
　以長——以政——以經——以良——以隆——以材
　以季——以基——以盛——以量——以緖——以繼
　以實——智宣——知仲——知茂——知嗣——知顯
　知任——知繁——知季——知興

タチバナウヂ　立花氏（筑後柳河）　姓は藤原、大友左近將監眞宗より出づ、眞宗建武年中に足利尊氏に隨て軍功あり、二子あり、長は左近將監眞載、筑前國立花山城主となり、立花を稱す、大友氏の被官たり、二男氏泰、大友氏を襲ぐ、足利尊氏に仕へ、源氏に更む、眞載尊氏に從ひ、建武四年楊梅東洞院に結城親光を討て功あり、刀を賜はる、眞載子なし、弟三河守宗匡をして家督を襲かしむ、九世の孫飛驒侍從宗茂、天正十四年秋、島津の來襲を擊破し、高良山高鳥居諸城を奪ふ、十五年秋、豐臣秀吉九州征服の後宗茂を家人となし、筑後國柳川城に封じ、十三萬二千二百石を領し、侍從左近將監に任ず、慶長五年大阪の軍に從ふ、故を以て家康の爲めに所領を沒收せらる、其後關東に下り秀忠に近侍し、慶長九年七月書院番頭に補せられ、二萬五千石を陸奧國南郷に賜はる、十五年七月相伴衆に補せられ、一萬五千石加賜、棚倉城を治む、元和二年大阪役の功を以て一萬石加賜、六年九月、八萬九千石加賜、封を筑後國に移され柳川城を治む、前封を併せて十萬九千石、八年十二月、嫡子千熊麿に偏諱を賜ひ忠茂と改め、叙爵せ

られ、右近将監と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○鑑連（アキトラ）―宗茂―忠茂―鑑虎（アキタカ）―鑑任―真俶（ヨシ）

真則―鑑通―鑑諄（ヒサ）―鑑賢―鑑備（ノブ）―鑑寛（アキトモ）

タチバナウヂ　立花氏（陸奥下手渡）　左近將監宗茂の弟直次を祖とす、直次實は高橋鎭種の男なり、高橋氏は大藏春實の裔にして、足利氏の時置かれし九州三檢斷の一たり、建武年中尊氏筑紫より上京せんとせし時、仁木一色及び高橋光種を駐めて九州を守禦せしむ、筑後御原郡高橋城に居城し、子孫相繼ぎ檢斷職となる、後世筑前國岩屋寶滿山に移る、大友氏起るに及び、三檢斷皆其被官となる、光種七世の孫長種嗣なし、一族大友の族一萬田左京大夫の男鑑種を乞ひ後を嗣がしめ、筑前十五郡の事を行はしむ、永祿十年鑑種父の罪なくして殺されしを恨み、義鎭に叛す、後ち破られ、本領を沒收せられ、僅に豐前一郡を賜はり、小倉城に移さる、後ち義鎭に請ひ、吉弘左京大夫鑑理の弟鎭理を請ひ後を嗣がしむ、義鎭依て本領を賜ひ、岩屋寶滿二城を守らしむ、鎭理高橋主膳正大藏鎭種と稱へ、早く出家し自ら岩屋に居り、子彌七郎直次をして寶滿城を守らしむ、天正十四年七月、島津氏の爲に、岩屋城陷り、鎭種等家子八百餘人戰死す、尋で直次寶滿城に據せらる、十五年豐臣秀吉島津征服の後ち、直次を召し、筑後三池一郡を賜ひて江浦に城く、主膳正となす、慶長五年關ヶ原の役大阪の軍に從ふ、故を以て本領を沒收せらる、慶長十八年二月五千石を常陸國筑波郡柿岡に賜はり、命を受けて姓立花氏に復す、元和七年五月種次五千石加賜、封を筑後國に移し、三池を治む、前封を併せて一萬石、寬政五年八月種周若年寄に補せらる、文化二年十二月封を陸奥國下手渡に移さる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

○直次―種次―種長―種明―貫長（ツラ）―長熙

種周（チカ）―種善―種温（ハル）―種恭―種忠

タチバナデラ　橘寺（橘樹寺）　所在大和國高市郡高市村大字橘○菩提寺と云ふ、又橘尼寺と稱す、今佛頭山上宮院と稱す　宗旨天台宗龍門派　沿革推古天皇十四年、聖德太子勝鬘經を宮中に講說し給ひしに、蓮花降りたる靈瑞により、寺堂を建立す、即ち橘寺なりといふ、菩提寺と號するは、橘を以て、菩提樹に擬せるより名づけしならん、太子善信を度して此に住せしむ、佛事志に三代實錄行基年譜を引て、行基建立する所の四十九院の一なりと云ふ、然れども書紀天武九年に「橘寺尼房失火、以焚三十房」とあれば前說を正しとす、天平勝寶八年、光明皇后の御願として丈六釋迦像、幷に脇士を造り、中に楠檀の小像を納む、且つ不斷法花轉讀行道を始め、其料所として島十一町を寄す、是れ我國不斷轉讀經の始めなり、桓武天皇延曆十四年稻二千束を施入す、淳和天皇天長四年、御願として藥師如來幷に日月遍照兩大菩薩等を造立安置す、且つ佛前にて春秋兩度法花八講を行ふ、空海導師たり、敷町田地を施入し、永代の俟怙となす、近衞天皇久安四年五月、太子造る所の五重塔雷火に罹り燒失す、文治年中三重に作る、或は云ふ、天安四年六月燒失、建仁三年建立すと、嘉禎年中本願天皇の靈託により本元興寺の四方佛を本寺に納む、應永年中迎金堂、塔、阿彌陀堂、太子堂等存せしが、永正年中澤藏軒大和に入り、多武峯を攻むるや、當寺の僧徒澤氏に從ひしを以て、多武峯僧兵の爲に燒く所となり、伽藍盡く灰燼となる、爾來專に衰頽し、寬文年中には講堂一宇と太子像一體を存せしのみにて、殆ど廢絕せんとせしを、金春八郎大夫之を再興せしが、幾ばくもなくして頽廢す、元治元年九月亦之を再興す、古は境域十七萬餘坪に亘り、金堂、講堂、食堂、經藏、鐘樓、總門等六十餘宇の僧坊甍を連ねたりしが、元治の再興も舊觀の半に及ばず、漸く荒廢して、境内多く田圃に變し、僅に金堂觀音堂二三を存するのみ、金堂は太子殿と稱し、聖德太子の像を安ず、觀音堂に如意輪觀音あり、境内に畝割塚と稱して方六間の敷石あり、一反三百六十坪の十分一を象りしものと云ふ、橘形石燈籠二面あり、古色掬すべし、寶物に聖德太子繪傳八卷（傳土佐光信筆）あり、今國寶となる（元亨釋書、書紀通證、佛事志、大和志料、大和廻）

タチバナノカチコ　橘嘉智子　名號　世に檀林皇后と稱す、檀林寺を創建せるが故なり　系統　清友の子、仁明天皇の御母　事蹟　實性寬和にして風容絕異、手を垂るれば膝を過ぎ、髮地に委ぬ、嵯峨天皇いまだ親王たりし時之を納れて寵あり、天皇卽位の後進んで夫人となり、六年皇后となる、爾來專ら化導を務め、宮園邑穩たり、朝野之を稱す、天皇また敬重を加ふ、既にして天皇讓位し、淳和天皇立つに及び、尊びて皇太后と爲し、仁明天皇卽位の後ち、更に尊びて太皇太后といふ、嘉祥三年天皇不豫の事あり、太后深く之を憂ひ、遂に髮を剃りて尼となり、以て冥救を祈りしと雖も其功なく、三月天皇遂に崩ず、而して太后また其五月を以て崩ず、年六十五、深谷山に葬る、太后篤く佛を信じ、檀林寺を

建て、比丘尼律を持する者を置く、仁明天皇五百戸を施捨して供養に宛つ、嘗て多く資蟠及び繡文袈裟を造り巧妙を盡す、左右其意を知らず、後ち沙門慧等を唐に遣はすに及び、繡文袈裟を以て僧伽及び康僧等に施し、寶幡鏡鐃の具を以て五台寺に藏せしむ、また弟右大臣氏公と議し、學舍を開き、學館院（ガククワンヰン）參看）と名づけ、諸子弟をして經書を誦習する所と爲す、時人以て漢鄧皇后に比す（大日本史）

タチバナノコホリ　橘樹郡　所在武藏國　起源安閑天皇の元年閏十二月橘花屯倉を置く　沿革延喜式又橘樹に作る、以後同じ、和名抄に、高田、橘樹、御宅、縣守、驛家等の鄕あり、郡名考「タチバナ」と稱し、後之に從ふ、今は高田鄕郡筑郡に入り、而して久良郡の大半を併す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タチバナノチカゲ　橘千蔭　名號　苗字を加藤といふ、花園、芳宜園、耳梨山人、逸樂窩、江翁等の號あり　系統　枝直の子　事蹟　世々江戸幕府に仕へて與力たり、早く賀茂眞淵の門に入りて古學を修め、最も和歌文章に秀で、縣居門下の俊才として村田春海と並稱せらる、而して其職務極めて多忙なりしにも係らず、閑を盜みて常に書卷を手にせり、五十五歲の時致仕し、爾來專ら古學和歌の研鑽に努め、名聲漸く振ふ、上は櫻門貴族より下は花街の婦女に至るまで、門に入りて教を受くるもの頗る多し、千蔭また入木道に長じ、はじめは瀧本松花堂の風より出で、更に佐理行成の筆意を摹ひ、なほ大師流の筆傳を受け、遂に一家を成す、世に千蔭流と稱す、而して草書は晉唐諸家を學びて又絕妙なり、

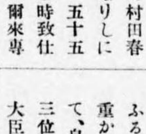

（流麻手）

タチバナノハヤナリ　橘逸勢　名號　清友の子、奈良麿の孫　事蹟　延曆の末、遣唐使に從ひて入唐す、唐人呼びて橘秀才といへり、歸朝の後從五位下に叙したりしが、病の故を以て家居して仕へざりき、承和七年起ちて但馬權守となる、此時に當り仁明天皇は、淳和上皇の皇子恒貞親王を以て皇太子に立て給ひしも、叡慮實は之を欲し給はざりしの

特に假字に書りては最も其長ずる處にして、人爭ふて之を珍とせり、文化五年九月二日、年七十四、本所回向院に葬る　墓集略解、香取日記、ゆきかひぶり、萬葉新採百首、うけらが花等十餘種（近世三十六家集略傳、續近世叢話、近代名家著述目錄）

タチバナノナラマロ　橘奈良麿　橘諸兄の男　事蹟　天平中從五位に叙し、累進して天平勝寶元年從四位上參議となり、但馬因幡等の按察使を兼ね、時に孝謙天皇惠美押勝（藤原仲麿）を寵して紫微內相と爲す、押勝壁幸により權を擅す、奈良麿其所爲を惡みて潛に之を除かんとし、遂に廢太子道祖王、及び黃文王、小野東人、大伴古麿等に謀り、押勝を殺し、廢立を行はんとす、謀洩る、天皇詔して奈良麿等を捕へ、出雲守百濟敬福、太宰帥船王等五人をして獄を守らしめ、拷掠究問を行ふ、大伴古麿、小野東人等は杖下に死し、安宿等は皆流罪に處せられ、其他各差あり、而して奈良麿の斷罪幷に卒去に關して國史傳ふる處なし、然れども奈良麿は首謀者なり、其刑最重かりしや知るべきなり、仁明天皇卽位に及び、皇太后は奈良麿の孫女たるの故を以て、詔して正三位を贈りしが、尋でまた大納言を贈り、更に太政大臣從一位を贈れり（大日本史）

タチバナノハヤナリ　橘逸勢　名號　清友の子、奈良麿の孫　事蹟　延曆の末、遣唐使に從ひて入唐す、唐人呼びて橘秀才といへり、歸朝の後從五位下に叙したりしが、病の故を以て家居して仕へざりき、承和七年起ちて但馬權守となる、此時に當り仁明天皇は、淳和上皇の皇子恒貞親王を以て皇太子に立て給ひしも、叡慮實は之を欲し給はざりしの

みならず、藤氏の族また自族の出にあらざるを以て之を喜ばず、故に太子の地位は頗る不安なりき、春宮帶刀伴健岑私に慨歎し、逸勢と謀り、太子を奉じて將に事を擧げんとす、謀洩る、詔して逸勢等を捕へて鞫問す、逸勢陳辨して罪に伏ざりしと雖も、强て姓を非人と改め、死を減じて伊豆に流す、途遠江國板築驛に抵り、病を以て遂族に愛す、嘉祥三年詔して從五位下を贈りて其歸葬を許し、仁壽三年また從四位下を贈る、逸勢爲人放縱にして細節に拘はらず、最隷書を好くし、宮門の傍額多く其手に成る、世に嵯峨天皇、僧空海と並稱して三筆といふ（大日本史）

タチバナノヒロニハノミヤ　橘廣庭宮　朝倉橘廣庭宮（アサクラタチバナノヒロニハノミヤ）を見よ、

タチバナノモン　橘紋　紋所の名、橘の實なるがきたるもの、諸家系圖譜に、山中、家紋橘、和銅元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列二宴會一、賜二於浮杯之橘一、勅曰、橘者是菓物之長、則爲二汝姓一、故紋圖之」と見えたり、是に據れば橘氏之を家紋としたるが如し、又寬永諸家系圖傳に、井伊共保出世の時、井のかたばらに橘一顆あり、此ゆゑに神主橘をもて共保が産衣の紋につけたり、これより今に至るまで橘を衣類の紋とするなり」と見えたり○「丸に橘」（細輪の內に橘をあがきたるもの）は安房關宿の久世、近江彥根の井伊、越後與板の井伊氏等家紋となす（武鑑）

タチバナノモロエ　橘諸兄　名號　初名葛城王、臣姓を賜はりて橘諸兄と改む、世に井手左大臣、同院大臣ともいふ　系統　美努王の王子　事蹟

はじめ諸王たり、和銅中從五位下に叙し馬寮監に補し、天平の初正四位下に累進し、左大辨となる、三年參議に擢で、明年從三位に進む、八年弟佑爲王と共に上表して、臣籍に降り、母縣犬養橘三千代の姓に倣ひ、橘宿禰の姓を賜はらんことを請ふ、詔して之を許す、卽ち名を諸兄と改む、九年大納言となる、此年天下疱瘡流行し、藤原房前、同武智麿、同宇合、同麻呂相繼で薨じ、藤氏の族一時凋落を極め、他は皆幼にして執政の任に當るべきものなし、此に於て十年諸兄右大臣に拜し、權柄を握る事となれり、夥で從二位に陞り、十五年從一位左大臣に轉じ、太宰帥を兼ね、天平勝寶年中正一位に進み、改めて姓朝臣を賜ふ、八年致仕し、天平寶字元年薨す、年七十四(大日本史)

タチバナムネシゲ　立花宗茂　筑前　幼字千鶴丸、初名統虎、後ち宗茂と改む、剃髪して立齋と號す、法名大圓院松陰宗茂　筑前　道雪入道鑑連の養子、實は高橋紹運入道鎭種の長子　筑前　天正十三年家を繼ぎ、筑後國立花山城に在り、翌十四年實父紹運また島津義久と戰うて敗死し、薩軍豐後國に來り侵すや、宗茂能く戰ひ、遂に高鳥の城を陷る、是より先宗茂歎を豐臣秀吉に通ず、是に於て秀吉深く其武勇に感じ、書を與へて褒賞す、十五年九州二島悉く秀吉の節度に服するに及び、筑後國十三萬二千餘石を宗茂に賜ひ、柳川の城主となし、羽柴の姓を授く、七月從四位下侍從に任じ左近將監となる、天正十八年小田原役に從うて功あり、文祿征韓の役起るや、宗茂また海に航し、平壤安平館に於て明將李如松の大軍を破る、四年秀吉の命によりて歸朝す、慶長二年再征の時また彼地に赴きて奮戰し、三年六月諸將と共に蔚山の急を救ふ、蔚山は加藤淸正淺野幸政の守る處なり、淸正深く之を德とし、爾來交情頗る密を加へたりき、慶長五年石田三成に與せしが、關ヶ原の敗軍に及び、本國に歸せ歸りて柳川城に據り、鎗ふ、既にして黑田孝高、加藤淸正の勸告に從ひ、和を講じて兵を收め、自ら先鋒として薩摩國に向ひしも、島津氏既に降りし後なりしを以て、戰はずして歸る、此時孝高淸正等、請ふ所ありしが故、德川家康は殊に其罪を許し所領を收したり、其後關東に下り、家康秀忠父子に對面せるに際し、改めて陸奧國一萬石を賜ひ、棚倉の城主となり、相伴衆に加へられて脅遇淺からず、十五年二萬石を加ふ、大阪冬夏兩陣には秀忠に供奉して功あり、元和六年再び本領柳川を賜ひて、十萬九千六百石を領す、八年十一月飛驒守と改む、寬永十四年島原亂起るや、子忠茂と共に之に參加す、十五年十月剃髪して立齋と號す、十六年四月致仕し、十九年十一月卒す、年七十四(野史、德川實紀)

タチヒウチ　多治氏(丹比、多治比)　皇別、眞人姓、右京に貫す、宣化天皇皇子上殖葉王の後なり、天武天皇十二年丹比公に眞人を賜ひ、仁明天皇の御代多治比を丹墀と改む、淸和天皇の時、右中辨丹墀眞峰等言す、臣私に古記を檢するに、上殖葉王十市多治比古王を生む、生る日多治比の花浴湯に落つ、此によりて名とす、天武の朝多治比古の子左大臣島に眞人姓を賜ふ、島の子廣成遣唐使となり彼國に在り、丹墀と改む、歸朝の日原姓に復す、天長年中木工頭眞成請て丹墀となす、丹墀の姓忌諱に渉る、請ふ舊姓に復し、唯比の字を除き、稱呼同の如く變ざらんと、詔して多治眞人となす、廣成八世の孫武信、陽成天皇の時、武藏國に流さる、孫筆時晃に永住す、子孫蕃衍、號して丹黨となす、卽ち武藏七黨の一なり、其族に桑名、中村、大河原、鹽屋、長田、岡田、坂田、大窪、栗毛、彌部、敕使河原、阿保、青木、榛澤、秩父、高麗、加治、相原、肥塚、白鳥、岩田、韮山、黑谷、橫山、野上等の氏に分る、延元中敕使河原直重勤王節に死す、阿保忠實足利氏に從ふ、其後大田原氏あり(武藏七黨系圖、氏族志)

タチヒノコホリ　丹比郡　河内　起原　仁德天皇の時、丹治比部を置て、皇子湯沐の邑となす、反正天皇此地に都して柴籬宮と稱す　延喜　日本紀丹比、日本靈異記丹治比に作る、和名抄に、依羅(ヨサミ)黑山、野中、丹上(ニカミ)三宅、八下(ハチタ)田邑、管生、丹下(ニシモ)土師、狹山、等の鄕あり、中古分て丹南、丹北、二郡とす、和名抄既に之を載す、然るに拾芥抄併せて一郡となし丹治に作る、後世丹北郡の西境を分て又八上郡を置く、然れども其何時なるを詳かにせず、正保圖丹南丹北及び八上郡を載せしより以後分れて三郡となり、郡名考「タンナン」「タンポク」「ヤガミ」と稱し、地誌提要「タンナン」「タンポク」「ヤガミ」と稱す、今は丹南、八上、南河内郡に入り、丹北、中河内郡に入りて郡名廢す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タチヒノシバカキノミヤ　丹比柴籬宮　名義　反正天皇の皇居　所在　河内國南河内郡松原村、而して大字上田の東に廣庭社あり、社域盡し皇居の址なりといふ　起原沿革　反正天皇元年十月、河内の丹比に都し、柴籬宮を營みて之に移り、同六年天皇崩御に至るまで、卽ち六年間(一說五年間)の皇居となし給へり(書紀、日本地名辭書)

タチヒノタカワシノハラノミサザキ　丹比高鷲原陵　雄略天皇の御陵、河内國南河内郡高鷲村大字島泉に在り○東南に面し、前方後圓

高さ二丈、池溝を以て繞らす、兆域方三町、陵戶四烟を置く(禮樂志、陵墓一覽)

タヂマノクニ　但馬國　國郡　東は丹波丹後、西は因幡、南は播磨、北は海に至る、東西凡十五里、南北凡十二里、山陰道に屬す　形勢　山脈丹波播磨より因幡に連り、西方一帶山谷險隘にして平地少なし、其東邊河流縈紆して灌漑を資く　地原沿革　古へ多遲摩又は田道間に作る、垂仁天皇三年新羅王子天日槍來りて此國に居り、子孫皆但馬を稱す、又多遲摩國造あり、國府を氣多郡に置く(今の府市場村)、承久の亂、國人太田昌朋鎌倉に屬し、守護となりて相傳ふる數世、守延に至る、元弘中、北條高時皇子聖尊を本國に幽す、既にして王師興る、守延聖尊を奉じて京都に入り戰死す、後州豪或は官軍に屬し、或は足利氏に屬して擾亂數年、正平八年山名時氏吉野に歸順し、山陰を略し、全國を取る、十九年叛て足利義詮に降り、伯耆に居り第五子時義を本國に封じ、出石郡此隅山に治す、後時義嫡宗を承け最も驕奢、元中六年卒し、子時熙封を襲ぐ、將軍義滿其强盛を惡み、時熙の叔父氏淸從兄滿幸に命じて之を伐たしむ、時熙剃髮出亡し、氏淸代て守護となる、八年氏淸誅死す、義滿時熙の無罪を憫みて之を復封す、子持豐に至り、赤松氏の亂を討ち、功を以て播磨美作備前三國を加封す、應仁元年持豐細川勝元と雞を京都に構へ、接戰凡七年、文明五年卒し、其孫政豐嗣ぎ、黨援皆散し、僅に本國を保つ、後三世祐豐に至て日に益々微弱、天正二年徒て出石に治す(初め有子山と云ふ)、五年豐臣秀吉四征し八木城を拔き、朝來養父二郡を取る、八年再び來り攻め、出石陷り祐豐降を乞ひ、山名氏亡ぶ、(山名氏七世凡二百廿八年)、豐臣氏其弟秀長を封じ出石に鎭し、宮部繼潤をして豐岡を守らしむ、既にして秀長を大和に徙し、前野長泰に出石を賜ふ、文祿小出秀政之に代り(五萬石)、子吉政嗣ぎ、德川氏に至て封故の如し、後六世英及元祿中天に至て絕え、松平忠德を封す、寶永の初仙石政明之に代る、繼潤豐岡に在る三年にして因幡に轉じ、杉原長房之に代る、後二世重元嗣なくして收封し、寬文中京極高盛之に代るを建て(山名義濟)三藩となし、別に生野縣を置く、既にして藩を改て縣となし、又皆廢して豐岡縣を置く、明治九年京都府に合す　實際　古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、異同郡名一覽)

延喜式	古圖	郡名	考帳	明治沿革
和名抄	元祿	地誌提要		新郡區編制
寬知集	天保鄕帳	郡區編制		
氣多	同	同	同	城崎
城埼	同	城埼	同	同
城崎	同	城崎	同	同
美含	同	同	同	同
出石	同	同	同	同
二方	同	同	同	美方
七美	同	七美	同	同
七味	同	七味	同	同
養父	同	同	同	同
朝來	同	同	同	同

ダヅ　駄都(脫閣)　舍利(シヤリ)を見よ、

タツガシラノカブト　龍頭冑　冑の眞向に龍の頭を作りたる冑を云ふ、牟井本保元物語、白河殿夜討條に「八郎は白地の錦の直垂に唐綾の冑の午時計なるに辰頭の甲きらめかして云々」と見えたり

タツカヒ　田令　王朝時代の初め、農事を治むる官をいふ、欽明天皇十七年七月、葛城山田直瑞子を以て田令と爲せしこと書紀に見えたり、

タツキリウ　田付流　田付景澄の創めたる砲術の流派○景澄は兵庫助と稱し、砲術の達人なり、父を美作守景定といふ　近江神崎郡田付村の人、佐佐木の庶流なり、景澄其術を以て、德川家康に仕ふ、名を宗鐵と改む、子孫其藝を傳へ、名聲海內に徧し(武藝小傳、武術流祖錄)

タツタノジンジヤ　龍田神社　所在　大和國生駒郡三鄕村立野○現今官幣大社　祭神　天御柱命、國御柱命(風神にて亦名を級長津彦命、級長戶邊命といふ)　起原沿革　崇神天皇の朝、五穀登らず、深く憂ひ給ひしに、夢に此神顯はれて、吾宮を定め齋き奉らば豐饒ならんと感悟せられ、之を創建すと傳ふ、天武天皇三年、風神を龍田立野に祭り、明年また之を祀る、風神祭此に始まる、聖武天皇天平二年神戶租稻四百四十束を以て神祭及び雜用に充て、嵯峨天皇弘仁十三年八月、神階從五位下を授け、代々奉幣敍位ありて五穀の豐饒を祈り、淸和天皇貞觀の年に正三位に進め、常に廣瀨の神と共に祈らる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列せり、新年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣に預る、凡夏秋の祭、王臣五位各一人、神祇官六位官人各一人を使とす、卜部一人、神部各二人之に從ふ、國司次官以上一人專ら事を行ひ、諸郡をして贄二荷を奉供せしむ、其祭料稻並に當國の正稅を用ふ、一條天皇正曆五年四月、疾疫放火の變に依て、中臣氏を宣命使として幣帛を奉らしむ、四月

四日、八月十二日祭を行ふ、其神幸の地、龍田村に在り、後世小祠を建て新宮といふ（神祇志料）

タツタヒメ　立田姫　秋を司ると信ぜられたる想像上の女神、春を司る佐保姫に對す、立田は大和國平群郡の地名にして奈良の西方に在り、山を立田山と云ふ、古來より紅葉の勝地として名高きを以て、此地の神の染めなせしと歌などにみたりしが、遂には春の神佐保姫と共に對照せらるゝに至りしなるべし、佐保姫條參看（雲錦隨筆、琅江入楚、年年隨筆）

タツチウ　塔頭　禪宗にて祖師の塔處を云ふ、臨濟錄に「師到二達磨塔頭一、塔主云、長老先禮レ佛、先禮二祖師一、云佛祖俱不レ禮」と見ゆ、後世一山内の寺院を塔頭と云ふことゝなり、淨土宗等にもまた此稱を用ひたり、

ダツチモン　達智門　名義　大内裡外郭十二門の一、多天井（タテヰ）の門とも號す、丹治比氏之を監造するが故に、其音を取りて漢字の佳名に宛てたるなり　所在　宮城の北面、東端の第一門となす、偉鑒門の東に在り　起原沿革　桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、備中備後の二國をして造らしめ、丹治比氏之を監す、大さ五間、戸三間とす、左衛門府之を護衛す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改められし時、橘逸勢の筆額を掲げ、永祚元年、大風の爲に顚倒す（拾芥抄、大内裡圖考證）

ダツチモン井ン　達智門院　名號　擘子、法名眞理覺　系統　後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院　事蹟　弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、德治元年十二月伊勢齋宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十一月院號、尋で出家、貞和四年十一月二日崩す（女院小傳）

ダツテンモン　談天門　「ダンテンモン」を見よ、

タツノヒセヂヱ　辰日節會　大嘗祭（ダイジヤウサイ）新嘗祭（シンジヤウサイ）を見よ、

タテ　楯（盾、干、櫓）　名義　戰陣に用ふる器具、身を蔽ひて敵の弓箭砲丸を防ぐに用ふ、箋註倭名抄は、之を植（タテ）て箭を防ぐ意とし、儀訓栞は隔の義なりと云へり、古はまた之を神祇に備へ、或は隊伍を整へたるに用ひし事あり、而して戰陣に用ふるには、地に立つるを常とすれど、更に並列して長く陣を張ることあり、之を古は楯列（タテナミ）といひ、後世は揺楯（ユルギタテ）と云ふ　製作　常に楯楠の如き厚き木を以て作る、長四五尺、幅二三尺なれど、また鐵を以てするあり、其形も亦大小あり、一枚なるあり、四枚なるありていづれも一定せず　種類　其實を以ては

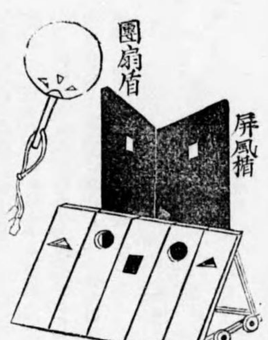

（武器二百圖所載）

白楯、天石楯、赤楯、黑楯、皮楯、鐵楯等、其形を以ては、大楯、小楯、一枚楯、疊楯（箱楯）、車楯、隅扇楯（タテ）、屏風楯、釣楯等、其用を以ては、步楯（又は手楯、手に執るの義にて步兵の持つ所）持楯、搖楯（垣楯）鑓楯、馬上楯、繰楯等あり　起原沿革　神代より既に見えたり、書紀神代一書に「高皇産靈尊乃遣二武甕槌神一、經津主神一、而二將レ平二葦原中國一、時天照大神謂二武甕槌神一、經津主神一曰（中略）汝應レ任二天日隅宮一者（中略）又供二造百八十縫之白楯一」とあるは初見にして、楯を以て神體と爲したるものなり、書紀に、神武天皇戊午年二月丁未、皇師遂東、四月甲辰、却至二草香津一、植レ楯而爲二雄誥一」とあるは、攻守の用と爲したる初めなり、古語拾遺に「遣二于神武天皇東征之年一、妖氣既晴、無二復風塵一、建二都橿原一、經二營帝宅一、饒速日命帥二内物部一、造二備矛楯一、然後物部乃立二矛楯一、大伴來目建レ伏開レ門、令下朝二四方國一以觀中天位之貴上」とあるは、儀仗に備へたるものなり、令制定の時に至り、裏葬の儀仗に、其人の資格によりて數を定め、又軍隊の一隊毎に十楯を置き、楯毎に五人の兵を配して隊伍を整へしむ、源平時代より以後、主として戰陣の用に供へたり（書紀、令義解、鑒註倭名抄、儀訓栞、古事類苑兵事部）

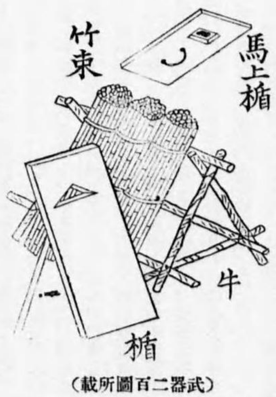

（武器二百圖所載）

タテイサヲノジンジヤ　建勳神社　所在　山城國愛宕郡大宮村○別格官幣社　祭神　織田信長、傍に信忠を附祀す　起原沿革　天正年中、豐臣秀吉信長を紫野大德寺に葬り、巨刹を船岡山に建て菩提を弔はんと欲し、經營既に成らんとし、奏請して天正寺の號を賜はりしが、内外多事其事成らずして止む、明治維新に及び、朝廷信長の忠誠偉勳を追賞し、

二年十一月十七日信長の裔出羽天童藩主織田信敏に勅して、特に健織田の社號を神に賜ひ、之を祭らしむ、同三年十月九日其藩邸に鎭座す、勅使少辨五辻安仲を遣はして之を祭り、改て建勳神社と稱す、同八年四月廿四日別格官幣社に列し、尋で京都府に命じ祠宇を船岡に營む、蓋し天正の舊に緣るなり、同十三年六月工事全く成り、同年七月織田信敏邸内鎭座の靈代を遷し、同年九月一日勅使參向して鎭祭の典を擧ぐ、翌二日信忠の靈を配祀す、祭日七月一日なり（平安通志、京華要誌）

タテ井ノモン　多天井門　達智門（ダッチモン）を見よ、

タテウタ　立歌　名義　古代より傳はりたる本邦特有の歌曲の一種、樂師等階下に立ちながら奏するを以て名付く、大嘗會、及び正月元日、正月七日の兩節會の時之を奏す　起原沿革　歌謠其ものは、古くより存したりと雖も、立歌の名の起りしは、蓋し各種の儀式等定まりたるより後の名なるべければ、遙か後世のことなるべし、貞觀儀式、元日豐樂院宴會儀の條に「掃部安二立歌座一、治部雅樂省寮、率二工人一、參入奏歌」と見え、また午日豐明節會の條に「治部雅樂率二工人一奏二立歌一」など見えたり、而して此等の歌には、和琴和笛を用ひたり、下りて延喜前後に至り、立歌廢せられて、唐樂の立樂と變りし事、北山抄、江家次第、並に諸家の記錄等に就きて知るを得べし（歌舞音樂略史）

ダテウヂ　伊達氏（陸奥仙臺）　姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山蔭より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奧州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜ばる、依て其地に居住す、故を以て伊達氏と號す、男宗村、伊達部總領となる、六世行宗又常陸中村城に移る、其孫大膳大夫政宗、應永九年奧州宮方と稱し、赤館に城郭を構へ、足利氏と戰ふ、後ち終に降る、八世綱宗の男梵天丸、永祿十年出羽國米澤に生る、元服して政宗と名づく、天正十二年十月封を襲ぎ、同十四年左京大夫に任じ、陸奥に威を振ひ、近鄰皆伏す、同十八年豐臣秀吉北條氏を征せし時、小田原に出で謁す、慶長五年是より先き岩手澤に居城す、此年宮城郡千代城を再興し仙臺と改む、同年十一月會津征討の役、東北鎭定の功を以て、三十二萬石を陸奥國宇多郡九村外十二郡に加賜、七年二月一萬石を近江國、十一年二月二萬石を常陸國龍崎に加賜、十三年正月家號松平を賜はる、十六年十二月、嫡子虎菊麿に偏諱を賜はるを恒式とし、前封併せて六十二萬五千石、萬治三年八月綱宗、三萬石を叔父宗勝に、同三萬石を弟田村宗良に分封す、寛文十一年四月宗勝除封、八年七月綱村水澤の堅田三萬石を弟村和に分封す、十二年十月村和除封、其封は宗家綱村に賜ばる、子孫相襲ぎて、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（吾妻鏡、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

○政宗——忠宗——綱宗——綱村
　重村——齊村——周宗——齊宗——齊義——齊邦
　慶邦（コレ）——宗基

ダテウヂ　伊達氏（伊豫宇和島）　姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙す、明曆三年七月宗利吉田三萬石を弟宗純に分封す、元祿九年七月村年蹺田三萬石を封額に加へ又十萬石となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けられ、後二十四年に至り侯爵に陞叙せらる（武鑑、系圖、德川加除封錄、華族譜家傳、華族譜）

○秀宗——宗利（コン）——宗贇——村年——村候（トキ）——村壽（ナガ）
　宗紀（ノリ）——宗城（ナリ）——宗德（エ）——宗陳（ノブ）

ダテウヂ　伊達氏（伊豫吉田）　伊豫宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明曆元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖、武鑑、德川加除封錄、華族譜）

○宗純——宗保——村豐——村信——村賢——村芳
　宗翰（モト）——宗孝（チカ）——宗定

タテエボシ　立烏帽子　名義　烏帽子の一種、もと此の形は烏帽子の本體なりし故に、單に烏帽子とのみいひたるを、後に種々の折烏帽子出來たるを以て、折らざるものゝ、折烏帽子に紛れぬ爲めに、立烏帽子と稱し區別するに至れり　着用　堂上の人一同著用して、地下の人之を著用せず、但し社人、如木、雜色等は著用すれども、其製同じからず、また諸大夫と雖も、元服の初六歳に至る者は之を用ふ、また眉の種類に因て著用を異にす、攝家は、小諸眉、十六歳までの者は諸眉、院、天皇、親王等は右上、諸家は、左上を著用ぜり○佐比に大佐比、柳佐比等の種類あり、鍛に

（冠帽圖會所載）

御氣色の皺(閑院)、未枝皺(西園寺)、鞦皺(園)の種類ありと云ふ、而して立烏帽子の恰好は、横の廣サ八寸なれば竪の長サ七八寸、大小是に准ぜり 名所上の圖に就きて知るべし、

眉は、左一方のみにあるは左眉(又は左上り)右一方のみにあるは右眉(又は右上り)、別圖の如く兩方にあるを諸眉(又は諸上り)と云ふ、小諸眉とは兩方小さきなり、尚ほ烏帽子の條參看(三光院内府記、眞丈雜記)

タテガサ　立傘　武家時代、長柄傘をすぼめて袋に入れたるもの、供連の時に之を持たするものなり、袋は天鵞絨(ビロウド)又は羅紗等にて作り、色は大體黒を用ふ、紫の組紐を以て中結を爲し、紐の兩端に房ありて結び垂らせり、其家格によりて各異なれり、「ナガエガサ」、「トモヅレ」の條參看(徳川盛世錄)

タテジトミ　立蔀　「シトミ」を見よ、

タテズナ　立砂　朝廷又は公卿の邸宅(室町時代にては武家にて之を模倣したることもあり)車寄の前の左右に砂を高く丸く築き上げ、形編笠の如く下廣にし、高さは緣の高き程にしたるものなり、是は車の衝、輿の轅などを持する爲に設け置くなり、宗五大艸紙に「杳脱より半間ばかりさきなり、齋のかゝらぬほどなるべし、妻戸の兩柱の通りなるべし、大さは其家の位によりて、大小あり、的の時の敷塚より大きに候」など見えたり、古くよりありたりと見え、家光卿承久三年の記、及び康富記康正廿年十月八日立砂下知の事見えたり(蜷川親元日記、家屋雜考、眞丈雜記)

タテヌヒノコホリ　楯縫郡　所在 出雲國 起原 始めて聖武天皇紀天平十五年七月に見ゆ 沿革 和名抄に佐香、楯縫、玖潭(クタミ)沼田(ヌタ)等の鄕あり、寛永中出雲大川洪水汎濫し、爲めに出雲、神門、楯縫三郡の境界大に錯雜して出雲郡大半神門郡と此郡とに屬せり、郡名考「タテヌヒ」と書して、地誌提要又「タテヌヒ」に復す、今之に從ふ、明治廿九年出雲神門の二郡と合併し、簸川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タテバヤシジヤウ　館林城　所在 上野 國邑 築郡館林 起原 沿革 弘治二年赤井氏但馬守法蓮始めて築き子孫此に居り、上野の上杉氏に屬す、憲政歿後越後に屬す、永祿四年奇西攻の時燒き拂ふ故を以て上杉謙信之を逐ひ、城を長尾顯長に授く、天正十年小田原の北條氏之を攻め陷り、北條氏規に與ふ、天正十八年豐臣秀吉小田原攻の時、石田三成等攻めて之を取る、德川家康關東を領するに及び、その地を榊原康政に授く、正保二年松平乘壽封ぜられ、寛文元年乘久の時佐倉に移り、德川綱吉二十五萬石にて入城、延寶八年封收めらる、寶永四年松平清武封ぜられて城を築く、今遺る所のもの是なり、享保十三年、武元の時陸奥棚倉に移り、太田資晴代て入部、延享三年松平武元復此地に封ぜらる、天保七年石見に移り、井上正春代り來り、弘化二年十一月秋元志朝之を德に封ぜられ、明治維新に至る(上野志、徳川加除封錄、明治政覽)

タテバヤシジヤウ　伊達政宗　名號 幼字梵天 諱 政宗 實名 藤次郎 通稱 世々陸奥國伊達郡を有す、天正十二年十八歳にして父の讓りを承く、十三年美作守と稱す、此年輝宗同國二本松城主二本松義繼に殺されしかば、直ちに義繼を討つて、父の仇を報じ、十六年蘆名家を亡ぼして、會津七郡を併領し、黒川城に移徙す、十七年豐臣秀吉北條氏を討たんとするを聞き、十八年六月自ら小田原陣中に赴きて秀吉に謁す、秀吉淺野長政をして、私に國郡を橫領し、蘆名家を亡すのみならず、音信を通ぜざる所以を詰問せしめたるに、政宗の答ふる處理に當れるを以て、其罪を免し、直ちに奥羽征討の先鋒を命じ、歸國して秀吉の出陣を俟たしむ、既にして北條氏亡び、秀吉東下するや、之を宇都宮に迎ふ、秀吉卽ち會津仙道の地悉く之を收めて蒲生氏鄕、木村吉清に賜ひ、政宗をして黒川に住せしむ、十九年三月侍從越前守となり、羽柴の姓を賜ふ、六月大崎葛西の一揆等を責めて功あり、因て其舊領を復し、更に葛西大崎の地を加へ、凡そ五十八萬餘石を領す、此年始めて岩手澤城に移る、既にして征韓の役起るや、兵を率ゐて名護屋に陣し文祿二年朝鮮に渡航して戰功尠なからず、四年二月歸朝す、會々豐臣秀次罪を秀吉に得て殺さるゝに及び、政宗また其與黨たるの嫌疑を受けしを以て、馳せて大阪に赴き、罪なきの由を辨疏す、秀吉なほ疑解けざりしが、徳川家康、政宗の爲めに陳謝せるを以て、秀吉も疑を散じ、本國に歸るを許したり、政宗深く之を德とし、爾來心を傾けて徳川氏に盡すに至る、慶長二年冬、從四位下に叙し少將に任ず、既にして秀吉薨じ、同五年上杉景勝、石田三成と謀りて兵を擧ぐるや、家康に屬して其先鋒となりまづ白石城を陷る、關ヶ原戰後なほ景勝と地を爭うて止まず、これ兼ねての命に違ひしかば、此度の勳賞には、僅かに白石の地のみを賜はりたり、是歳仙臺城に居住す、

十一年二月常陸龍ヶ崎に於て二萬石を加ふ、十二年家康の女市姫生るゝや、政宗の子忠宗に配せんとしたるに、四歳にして夭せるを以て、更に池田輝政の女を養うて忠宗に嫁し、また政宗の女を家康の子忠輝に配し、姻戚の義を結ぶ、十三年正月、松平の姓を賜ひ、陸奥守と改む、十九年大阪冬陣に、秀忠の先鋒として四上し、翌元和三年夏陣には、道明寺表の戰に、後藤基次等を斬る、戰終るの後、功により正四位下參議に陞り、寛永三年八月また從三位權中納言となる、十一年近江國にて五千石の加恩あり、十三年病に罹り、既に大漸に及べるを以て、五月二十一日徳川家光其邸に至りて病を問ふ、二十六日薨ず、年七十二(野史、藩翰譜、徳川實紀)

ダテユキトモ　伊達行朝　系統 念西入道 時長の裔 系統 世々陸奥伊達郡を領す、行朝はじめ藏人となり、左近將監に任じ、後宮内大輔となる、鎮守府將軍北畠顯家の鎮所に至るに及び、結城親朝等と同じく評定衆に列し、引付職を兼ね、奥羽の訴訟を預り聽く、建武二年北條時行反す、會々賊あり、陸奥長倉に起る、行朝擊つて之を敗る、尋で顯家に從うて西上し國城寺に戰ふ、延元二年顯家行朝等をして五百川の賊を討たしむ、卽ち田村庄司の兵を併せ、倶に擊つて之を平ぐ、既にして再び顯家に從うて西上す、時に芳賀禪可宇都宮城に據りて足利氏に應ず、行朝攻圍する事三日にして遂に之を降す、後ち顯家戰歿するに及び、其父親房に從うて常陸に至り、親房は小田城に據り、行朝は伊佐城に據る、高師冬大兵を擁して來り伐ち、まづ小田城を陷れ、勝に乘じて伊佐城を圍む、行朝衆を勵まして拒守す、既にして其族の陸奥に在る者、結城親朝と倶に敵に降りしがゆゑに、行朝は孤城支え難きを慮り、出でゝ師冬に降る、正平三年殺す、行朝和歌を好み、其詠勅撰の諸集に入れるもの多し(大日本史)

タドノコホリ　多度郡　所在 讃岐 國 起原 始めて桓武天皇紀延暦八年五月に見ゆ 沿革 和名抄に佐伎、延喜式又多度に作る、和名抄に生野(イカノ)萬田(カヅラ)三井、吉原、弘田、仲村等の鄕あり、正保圖多渡に作り、寛文中收めて多度に復す、寛知集以後之に仍る、地誌提要「タド」と稱し、今之に從ふ、明治三十二年那珂郡と合併して仲多度郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タナカノミヤ　田中宮　名稱 舒明天皇の八年六月岡本宮に災あり、天皇田中宮に遷り給ふ、同十二年四月天皇厩坂宮に遷らゝ迄卽ち五年間の皇居たり(書紀) 名號 舒明天皇

タナスエノミツギ　手末調　上代の調の一、女子の手先にて作りたる布帛を調として上るをいふ、手のサキの調と云ふ義、書紀崇神天皇十二年九月に「始校人民、更科調役、此謂男之弄調、女之手末調也」と見えたり、「テスヱ」參看(書紀、古事記傳)

タナバタマツリ　七夕祭　公武年中行事の一、毎年七月七日の夕、織女牽牛の二星を祭るをいふ、七日の夕に行ふ祭なるがゆゑに名付く、タナバタは、棚機津女(タナバタツメ)の略にして、卽ち織女の和訓なり、按ずるに、神代に天棚機姫神あり、織女の織杼に巧なること、恰も我國の棚機姫神に類似せるが故に、爾か稱したるなり、萬葉集に、七夕とかきてナヌカノヨと訓じたり、正しくはかく讀むべきに、棚機津女の故事、世上に流布するに及び、タナバタと訓するに至りしなり、また織女祭とも書す、なほ一名を乞巧奠といへるは、荊楚歳事記に「七夕婦人以三綵縷一穿二七孔針一、或以二金銀鍮石一爲レ針、陳二瓜果於庭中一以乞レ巧、有二蟢子一網レ於瓜上一則以爲レ得レ巧」とある如く、物事の巧みならん事を乞ひ求める意より出づ 沿革 王朝時代には、江次第に、當日掃部寮葉薦を清涼殿の東庭に敷く、其上に長筵を鋪く、内藏寮の官、雜器寶物を持ちて、仙華門の外に候す、雜色以下傳へ取りて之を供す、朱漆の高机四脚を筵の上に立つ、其東南の机南の妻に菓子梨、桃、大角豆、大豆、茄子、薄鰒等を据ゑ、北の妻に酒坏一口を据う、亜に尾張青瓷、朱漆の華盤あり、西南の机は上に同じ、西北の机に香爐一口を据う、朱彩の華盤一口を据う、楸の葉一枚を置く、(金銀の針各七を挿す、針には五色の絲を貫きたり)東北の机は上に同じ、但針はなし、御所より箏一張を申し下し、東北西北机上の北の妻に置く、黒漆燈臺九本を件の机四方四角の中央に立つ、内藏寮御燈明を供す、内侍所の紙五合を召して、机の上及び筵の上に散す、御倚子を中央に立つ、二星の會を御覽する爲なり、藏人御挿鞋を取りて之に候す、座を河竹の簀の東に鋪き、雜色以下座の座と爲す、或は御遊御作文等の事あり、暮りて綠を賜ふ、曉更に及びて之を撤す、暮りて格子を下す、雨顯の時は、仁壽殿の西の庭の下に設く」とあり、以て其大略を伺ふべし、なほ此時代には、稀に六日又は八日に乞巧奠を行ひしこと、新撰朗詠集、後拾遺和歌集等に見えたり、元より遣例なりとす、また南北朝時代には、建武年中行事に「七月七日藏人御調度をはこぶ、夜に入りて乞巧奠あり、庭に机四つを立てて、燈臺九本、おの〳〵燈火あり、机に色々の物するたり、箏の琴立てゝ、是をおき、机の火取に、夜もすがら空だきあり、陰陽寮ときを奏す、琴ぢに三の様あり、常はばんじき調、半呂半律あきの調也、是は

總事にて侍るゆゑ、しる人すくなし」と見え、室町時代には女房私記に「七夕禁中より御硯參らせらる（是洞中の事）右京大夫持參也、内侍受取これを獻つる、則梶の葉也、手向の歌書つけらる、是を御硯蓋に載せて、内侍持出で藏人へわたさるゝ、藏人うけとりて、七夕へ備へらる、御殿の棟へ上る也、御硯調樣、廣蓋に硯石計石、一筆懷有、梶の葉七枚、御獻七面、御筆七對、いもの葉に露を包み、いの子草にて結びて、梶の皮七面、御筆七筋、素餅二つ、廣蓋にのる、院中へも右の通り、被進御歌、書付られて後、其梶の夕に供物を、紙捻にて十文字に結也、供物は、秋の景物など也、此硯進らるゝ時、女院樣へ、御所より、すゞし裏御附帶進らせらる」など見えたり、なほ南朝時代より室町時代に係けて、七遊、七物、七種（七遊）など稱し、七の數に滿ちたる各種の遊戲法樂等の事あり、七色の遊、七種の法樂、七色の手向、七獻の酒、七調子の管弦並に七の十倍の數を用ひたる七百首の詩、七百首の歌、七十韻の連句、七十韻の連歌等の如きそれ也、七の數を備へたるが ゆゑに、七遊、七物、七種とも稱す、其種類は時によりて相違ありて一定せざれども、御湯殿上日記天正十八年七月七日には、歌、鞠、碁、花、貝覆、楊弓、香を七色の手向と記し、親長記文明十二年七月七日には、鞠、楊弓、樂、鄙曲、和漢五十韻、和歌、七盃飯を七種と記したり、江戸時代には五節句の一として、上下一般に之を祝したり、即ち幕府にては六日に三家をはじめ諸大名等、使者を以て七夕の祝儀として鯖代の獻上あり、七日の當日には殿中出仕の面々白帷子長上下を著して祝儀を述ぶること上巳のごとし、當日大奥にてもまた祝儀あり、瓜、西瓜、桃、菓子等の類を山の如く盛りたる白木の臺を、御座の間の椽端へ据ゑ付け、其四隅へ葉竹を立てゝ、之に注連を張り、燈明を備ふ、御臺所は短册へ星合の歌を認めたるを只一枝、御休息の間に備へ、お側の女中等もまた思ひ〳〵に歌などを色紙に書き付け、竹の葉隙へ結び付く、此の夜は有のみにて別に式も餘興もなく、翌朝に至りて彼の供物を撤して御廣敷へ廻し、御廣敷役人之を品川臺場附近へ持ち出でゝ遣棄したりといへり、民間にては市井至る處、丈高き葉竹を樹てゝ、これに「一年を中に隔てゝあひ見まく星の契りや思ひつきせぬ」といへる歌をはじめ、思ひ〳〵に詩歌などを認めたる五色の紙並に短册を飾り付け、また別に幌面、算盤、筆、硯、其外何といふ事なく、紙張りにて造りたる飾物を結び付けたるものをも建て、中空に飄る樣非常の壯觀を極めたりき、武家にては、此夜星祭りの爲め、五色の絲卷を机に備へ、其四方へ机を立てゝ、五色の總模樣ある小袖を幾重となく懸けたり、而して此日冷麥冷素麵を食ふことも一般の風習なりき、かく色紙短册に物を認め、又五色の絲を供ふるは、筆蹟紡績の道事に基き、物事の巧を求むる意より其祭を行ふに至れるなり、我國に此風の移りたるは、何時代が詳かならず、延喜式に、七月七日織女祭とあるを初見と爲す、公事根源には、天平勝寶七年に始まれる由記したれども、續紀に此事なし、但し年中行事祕抄に、「七月七日乞巧奠、於二御殿庭一藏人行レ之、（中略）天平勝寶七年勘文云々」と見えたれば、公事根源は、恐くは此文に準據したりしものなるべきも、其勘文たるまた他書に散見する所なし、延喜の頃より年々祭器祭供等次第に設備せられたり、此祭は、本邦の神祇にあらざる故に、神祇官の年中行事に書き載せず、また重大なる恒例の公事にもあらざりしに似たり、然れども每歲此祭を閑かざりしことは、江家次第、年中行事祕抄等に、諒闇の時猶祭ると見ゆ、卽ち村上天皇天曆八年に朱雀天皇（天曆六年に崩御）諒闇の中行はれ、延久五年五月、後三條天皇崩じ給へるに、其年七月祭を行ひたり、天曆五年より延久五年までは百二十年に及べり、後世いづれも此例によりて行はれしと見えたり、又內裏廂機ある時にも猶祭れり、然るに祕書に「產後百日內乞巧奠有レ憚事、元永二年五月二十八日、中宮於二三條殿一御產事、（皇子）七月七日不レ被レ行二乞巧奠一、是御產以後百日內、有レ憚故云々」と見えて、獨り產穢を忌みたり、爾來引きつゞきて行はれしが、專ら貴族間にのみ限られしものに似たり、武家にてもまた同じく此事あり、江戸時代には、五節句の一として重ぜられしが、明治六年一月之を廢せり、然れども民間にては、地方により往々之を行ふものあれど、一般には全く衰頽したり（延喜式、公事根源、古今要覽稿、萬葉集古義、駿居叢、德川盛世錄、千代田城大奥、風俗畫報、東京歲事記、同「七夕祭」）

タニウチ

谷氏（丹波山家）　漢阿智使主の孫

東漢山木直より出づ、四世漢谷直麿宇志の男谷直綱手、

壬申亂の時、天武天皇に仕へて勳功多し、十四年十一月忌寸姓を改め賜ひ、四世法麻呂延曆四年六月改て宿禰姓を賜ふ、其四世從七位上兵部少錄谷宿禰廣成、十三世六郎右衞門允入道、六波羅引付衆となり、正嘉元年三月近江國甲賀郡長野地頭に補せらる、曾孫重宣、延文五年足利氏に仕へ、長野鄕二十八貫文地を領す、四世高衞（實は池田高雄の子）將軍義敎に仕へ、嘉吉元年六月赤松滿祐亭に於て討死す、其五世衞之淺井亮政に屬し、佐和山合戰に死す、弟福田六兵衞尉政之の子衞好を衞之の養子とし、長野地を讓らる、後ち美濃伊地艮村に住し、齋藤道三、織田信長等に仕へ、天正六年九月豐臣秀吉に仕へ、播磨國賀伏坂砦を守衞し、奮戰して討死す、男衞友、天正六年父と共に秀吉に仕へ、二百石を賜ふ、父戰死の時、其敵を討て首を捕る、秀吉賞して父の本領六千石を賜ひ、新恩地二所を加へらる、同十六年從五位下出羽守に任ず、文祿元年朝鮮に渡海し軍功あり、慶長五年石田三成に應じ、丹後國田邊城を攻むると雖も、築て志を家康に通ず、故に軍終て細川の講により本領を安堵し、丹波國何鹿郡の內一萬六千石を領し、山家に住す、同十九年大阪の役將軍秀忠に隨ひ、酒井雅樂頭忠世の組に列す、元和元年夏の役にも從軍す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜）

○衞好（モリヨシ）―衞友―衞政―衞利―衞廣―照憑（ヨリ）

○衞好―衞友―衞政―衞利―衞廣―照憑（ヨリ）

衞一（イチ）―衞將（マサ）―衞秀―衞量（カズ）―衞萬（タカ）―衞彌（ミツ）

衞昉―衞彌（ノリ）―衞滋―益道

タニハノコホリ　**丹波郡**　隋在　丹後國

起原　始めて桓武天皇紀延曆二年三月の條に見ゆ

沿革　和名抄に大野、新沼、丹波、周枳（スキ）三重、神戶、日枳等の鄕あり、後ち改めて中郡と稱す、蓋し中世國號と同じき者を改めし時なるべし、正保圖之に仍り、寬知集、元祿峨又丹波に改め、郡名考以下中に作り「ナカ」と稱す、以下之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タニブンテウ　**谷文晁**　名稱　通稱文五郎、

本名幷に字を文晁といふ、初め文朝又師陵と號し、後ち一如居士、無二菴、畫學齋、蛻叟と號す、平生好て富嶽を寫すをもて、其家を寫山樓といふ、薙髮して法眼に叙せられ文阿彌と稱す（國書人名辭典、谷文晁傳、畫學齋圖錄）

谷文晁　名稱　通稱文五郎、

初め文朝又師陵と號し、後ち一如居士、無二菴、畫學齋、蛻叟と號す、平生好て富嶽を寫すをもて、其家を寫山樓といふ、薙髮して法眼に叙せられ文阿彌と稱す（國書人名辭典、谷文晁傳、畫學齋圖錄）

（文晁花押）

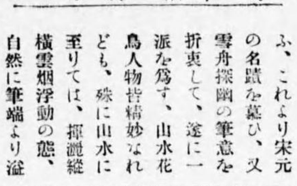

佐の妙趣を味ひ、或は英一蝶の長所等を窺へり、渡邊南岳の京都より江戶に來るや、養子文一をして其門に入らしめ、己も大に南岳より得たる所ありといふ、これより宋元の名蹟を摹ひ、又雪舟探幽の筆意を折衷して、遂に一派を爲す、山水花鳥人物皆精妙なれども、殊に山水に至りては、揮灑縱橫雲烟浮動の態、自然に筆端より溢出するの概あり、また青綠山水に長じ、結構堅密、設色古雅、殆ど明人と席を爭ふに似たり、故に名聲頗る高く、其門に入るもの殆ど千人、每月二七の日の稽古日には、玉寶堂といふもの寫山樓に來り、筆墨紙硯印材類を鬻きけるに、買ふもの多く、常に行李を空くして歸りしといふ、又庖廚に料理人を抱へ置き、遠來の門人には午餐を供し、杯を酌みつゝ揮毫せしといへり、なほ年始、歲暮、家塾の開閉、九月九日の生日等には知己門生を集めて酒宴を張り、日本橋魚河岸より、大小の鮮魚を寄贈して、宴會の料理に供したり、文晁田安家の繪師となり、且松平樂翁侯に愛せられ、集古十種の編圖をふがき、又侯の命にて石山寺緣起を補ひしが、一々古畫により殿堂の構造服飾の制を考へ、其精妙なること驚くに堪へたり、天保十年九月、七十七の賀宴を兩國の萬八樓に開きしが、其盛なること未曾有と稱せらる、天保十二年十二月十四日歿す、年七十八、淺草五臺山源空寺に葬る（畫學齋、古繪目錄、畫學大全、歷代名公畫譜、君臣圖像、本朝畫纂、畫學叢書、日本名所圖譜等、皆世に行はる、「ブンテウハ」參看（橫井博士「日本繪畫史」）

タニヤマノコホリ　**豐山郡**　薩摩國

起原　延喜式に始めて見えたり　隋在　和名抄に、谷上、久佐等の鄕あり、建久圖田帳谷山に作り、古圖溪山に作る、寬知集以後豐山に復し、地誌提要谷山に作る、郡區編制の際又豐山となし、明治二十九年鹿島郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タヌマウヂ　**田沼氏**（遠江相良）　姓は藤原、武藏守千常六世成行下野國足利に住す、依て足利大夫と號す、四世佐野太郎大夫基綱十世の孫盛綱の男重綱、同國安蘇郡田沼村を領し田沼九郎と稱す、子孫依て氏とす、其裔孫刑部少輔忠高に至り源姓

に改む、男重高、永祿八年八月丸墓山地藏堂前に於て戰死す、孫忠吉信濃に移住す、其子吉次、紀伊賴宣に仕へ、曾孫意行、賴職及び吉宗に仕へ、後ち吉宗將軍職を襲ぎ、江戸城に入る時同じく供奉す、六百石を加賜す、享保九年十二月從五位下に叙し、主殿頭に任ず、男意次寶曆元年七月側衆に補せられ、四千石を加賜、爾來屢々加封せらる、八年九月封を遠江國に移され相眞を治む、明和四年七月側用人に補せられ、六年八月老中格に補し、安永元年正月老中に補せられ、城を相眞に築きて之を治む、天明三年十二月嫡子意知若年寄に補せられ、廩米五千苞を賜はる、五年正月五千石加賜、前封を併せて五萬七千石、六年十二月事を以て二萬石を削らる、七年十月意明二萬七千石を削られ、封を陸奥國下村に移さる、文政六年七月意正若年寄たるの累勳を以て、封を故封遠江國に移され、相眞を治む、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜)

○重綱―重村―重行―重信―重隆―光房

重綱―忠高―重高―重次―忠吉―吉次

吉重―義房(モトユキ)―意行(タキツグ)―意次(モトトモ)―意知(タキアキ)―意明

意壹(タキカズ)―意信―意定―意正―意恒(タキヒサ)―意尊

意齊―忠于代―望正

タヌマヲキツグ　田沼意次　名號　幼字龍助、叙爵して主殿頭と稱す、實名は意行(或は重意に作る)の子、實父年十五にして西丸(德川吉宗の世に家重此に住す)附の小性となり、廩米三百俵を賜ひ、享保二十年家を承けて秩六百石を領し、元文二年叙爵す、延享二年家重將軍職を襲ぐに及び、從つて本丸に移り、四年小性組番頭格申次見習となり、寬延元年其番頭に進み、昵近舊のごとし、此年千四百石を加ふ、寶曆元年側衆申次に轉じ、八年また六百石を加へ、はじめて萬石に列し、遠江相眞の地を賜ふ、明和四年側用人に移り四品に叙し、なほ祿を增して二萬石となり、城主に列し、新たに相眞城を築く、六年老中格に上りて侍從に任じ、更に五千石を加へ、安永元年老中となる、爾來屢々加恩ありて、遂に五萬七千石に到る、三年子意知若年寄となり、父と相並びて顯職たり、天下目を側つ、是より先弟意誠を以て一橋家老となし、水野忠友を老中に、太田資愛を若年寄に進擧す、忠友は、後松本城主水野忠恒が後なれば、封地を增加して祖先の舊に復せんことを圖り、務めて意次に媚附し、意次の四子忠德を養うて嗣となしたるを以て、竟に老中となりて三萬石を領し、資愛また其女を意知に嫁したるがゆゑに、遂に若年寄に進む事を得たり、此に於て其親姻皆顯職に登り、天下大小の機務一門に集り、刑賞與奪の權悉く其手に出でしを以て、勢威頗る强盛なり、之によりて佐幸の徒競ひ進みて、群僚其私黨に非らざるはなく、賄賂公行し、輿馬其門に輻湊す、然るに天明四年意知、佐野政言に害せられしより、漸く勢を失するの端を開き、六年八月將軍家重病大漸に至るに及び、八月二十日職を奪はれ、尋で家治將軍職を襲ぐや、更に封二萬石を削り、七年十月、また在職中不正の事多かりし故を以て二萬七千石を削り、致仕蟄居を命ぜられ、特に一萬石を嫡孫意明に賜ひ、且相眞城を沒收せらる、此に於て意次と婚姻を通じ親しく交りし者も交を絕ちて往來せず、忠友のごときは養子忠德を離緣するに至れり、八年七月二十四日歿す、年七十(野史、續德川實紀、德川太平記)

タヌマモトトモ　田沼意知　名號　幼時龍助、叙爵して大和守、また播磨守と稱し、後ち山城守と改む、系統　意次の子、實曆十四年正月童形にて將軍德川家重に初見の禮をとり、菊間椽頰詰となり、明和四年十二月叙爵す、六年九月父の蔭により溜間詰となり、天明元年十二月奏者番に進み、三年十一月若年寄に陞り、新に廩米五千俵を賜ふ、時に父意知老中たりしのみならず、一門皆權要の地を占めたりしが、殊に意知の勢威は父にも超えたりといへり、然るに新番佐野新左衛門政言に怨を買ひしことありて、四年四月殿中に於て害せらる、年三十六、或はいふ、田沼氏の家系は佐野の支流なりしを以て、其系圖を政言に借り、遂に之を返却せざりしより奇禍を招きたりと、いまだ其眞僞を詳かにせず(野史、續德川實紀)

タネガシマ　種子島(多禰、多嶺)　系統　大隅國熊毛郡、南北凡十四里、東西凡二里半の小島なり、沿革　天武天皇六年の條に、多禰島人を飛鳥寺の西槻の下に饗したる事あり、八年十一月には倭馬飼部造連等を同島に遣したる事あり、十年の條、幷に持統天皇紀九年の條にも其名見えたれども、此に所謂多禰は南島の總稱なるべしといへり、尋で天武天皇紀十一年の條に「多禰人、掖玖人、阿麻彌人賜祿、各有差」は、明らかに今の種子島たるを知る、大寶年間、國に准じて、西は三島(壹岐、對馬、多禰)の一に列し、熊毛、能滿の二郡を置く、天長元年能滿郡を熊毛郡に併せてより、一島一郡となり、大隅國に屬せしめらる、鎌倉時代に及び、種子島信基はじめて南海十二島に封ぜられ、種子島を治所となし、以て子孫に傳ふ、(或はいふ此時代のはじめ、大浦日菜本島の地頭となりて鎌倉に住し、代官上妻某をして在島せ

しめ、其下に野間、熊毛、高野の三氏ありて之を治めたりと、又一說に野間以下の三氏は建久以前より在島して其地を領したりと、いまだ其是非を詳かにせず、信基十三世の孫時堯の時、葡人此島に來り鐵砲を傳ふ(別項「タネガシマ」參看)尋で天正年間、豐臣秀吉種子島久時を薩摩智覺院に移封し、島津以久に與ふ、種子島氏玆に於て遂に島津氏の附屬となる、超えて慶長四年三月再び舊領に復し、子孫繼承して明治維新に至る、いま北種子、中種子、南種子の三村に分つ、「クマゲノコホリ」「タネガシマ」參看(南島偉功傳、大日本地名辭書)

タネガシマ　種子島　名義　西歐より種子島に傳來し、且其地に於て始めて製造せられたる小銃の名、實際沿革　天文十二年八月、薩摩の屬島たる種子島の西村浦に一大船漂著す、何國の人たるを知らず、西村の室西村時貫之を訊問し、南蠻の賈人たるを知り、命じて赤尾木浦に入らしむ、賈人の長二人あり(外籍を按ずるに、此時來朝せる葡萄牙人三名、詳しくは下にいふべし)一人を牟良叔舍(ムラシシヤ)といひ、一人を喜利志多佗孟太(キリシタタモタ)といふ、手に一物を携ふ、卽ち鳥銃なり、邦人其射撃の狀を見て、其奇妙なると百發百中の巧なるとに驚かざるはなし、島主種子島時堯、重譯して其大要を曉り、二千兩を以て二挺を購ひて家珍となし、且家臣篠川小四郎秀重に命じ、製藥の法を學ばしむ、ヒントの紀行に、其時の狀を記して曰く、「斯くて島主はチヱトモ(葡萄牙人)に向ひ、鐵砲ありとても彈藥の製法を知らざれば其益なかるべしとて、彈藥の製法を教へよと請ひしに、チヱトモ快諾して之を教へ、島主は自ら之を製造するに至れり、島主も今は他事を打ち捨て朝夕鐵砲を弄びて、恰も狂人の如く、或は銃の模型を作り、或は鐵を鍛練するなどに餘念なかりき、元來器用なる日本人の國性として、製作の法も遂に成功し、半年の後我等出船の折までに、早くも六百餘挺の製作ありたり」とあるにて、時堯が如何に熱心なりしかを知るべし、然れどもヒントの文中六百餘挺を製造するに至れりとあるは、誇張に過ぎたり、蓋し此時には銃身を作り得しも、其底を塞ぐ事を知らざりし頃なればなり、(猶詳しくは下に說くべし)かくて外人等は留まる事暫ど五ヶ月にして去りしが、時堯等主從は、絕えず此奇世の珍器を研究する事を怠らざりき、時に紀伊根來寺の僧に杉之坊某といふ者あり、之を傳聞し、來りて傳授を乞ふ、時堯其志を嘉し、銃一挺を分與し、且製藥の法と發火の法とを教ふ、此に於て銃器始めて內地に傳播す、是より先時堯、鐵匠數人をして其形象を熟視せしめ、月餘年練、新たに之を製せんとす、其形製頗る類似せりと雖も底を塞ぐべき所以を知らざるを以て、其目的を達する事能はざりしが、其翌年に至り上遠の外人再び同島熊野浦に來る、賈人の內一人の鐵匠あり、時堯以て天の授くる所と爲し、八板金兵衛清定をして、就きて底を塞ぐの法を學ばしめ、始めて數十の鐵砲を製し、然る後其聲の形と其飾の鍵鑰の如き物とを製造せしむ、我國歐式の小銃を造る事之を以て權輿と爲す、而して八板氏の系圖に據るに、十二年外人の來れる時、其術を學ばんが爲に嫡女を船長に遣はして、一朝の交を結び、數月の後外人は其女を伴ひて去りしが、其翌年再來するに際し、遂に底を塞ぐの法を得たりとあり、傳說にふれば其女の名を若狹と稱し、才色艷絕の婦人なりきといへり、此事たる別に記錄の徵すべきものなしと雖も、當時の人情として外人に嫁するが如きは婦人の恥づる所にして、決して榮譽とすべきものにあらざれば、故ら

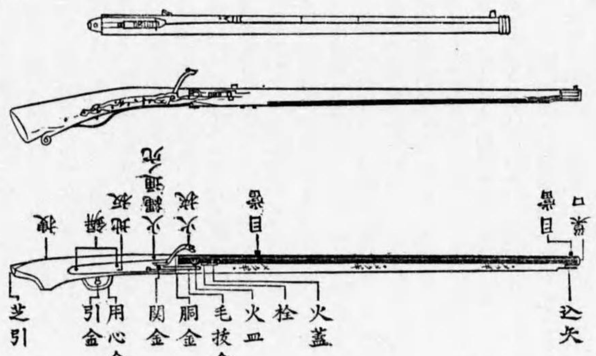

第一圖は、南島偉功傳所載の圖にて、時堯始めて葡萄牙人より獲し銃身、長二尺三寸九分、
第二圖は、同上所載、八板金兵衛始めて鑄造せし小銃、銃身二尺三寸六分半、臺共三尺三寸四分、
第三圖は、銃の名所を示す、

に之を作爲し、假證を作るべくも思はれざれば、蓋し事實なるべし、醵て按するに、此時種子島に著せる商賈の長二人とは、皆葡萄牙人にして、其姓名は、吾國の記錄には、喜利志多佗孟太といひ、一を牟眞叔舍といふとのみ見えたるが、近時坪井文學博士はデコノトのホルトガル偉業記、カルソノのホルトガル海上發見記、ピントの東洋紀行等を參考して、ピントの紀行中鐵砲傳播の記事は、吾國の記錄に合するがゆゑに、十二年に來れる外人の一人は、必ずピントなるべく、また喜利志多佗孟太は、二人の姓名混同せるものにして、佗孟太は卽て他の牟眞叔舍の姓なるべく、フランシスコ、ダ、モタと訓ずべし、卽ちピントの紀行に見えたるチエトモはダモタを誤りしものなるべし、喜利志多はクリストフにして其名に對する姓はおなじくピントの紀行に見えたるホラルホなるべきかと考證せられたり、かくの如くにして種子島なる一小島は此銃器を傳來し、且其地にて製造するを得るに至り、我國の武器に一大革命を傳へたり、其後和泉國堺浦の商人に橘屋又三郎といふものあり、兩三年の間種子島に來住して此技を學びて歸る、人其名を云はずして、鐵砲又とのみ稱したりといふ、これよりして畿內附近の諸國みなこれを傳習し、引いて關東にも及ぶに至り、遂には海內至る處として銃器を軍陣に用ひざるはなく、更に支那に傳播するの盛況を呈するに至り、かの文祿征韓の役のごときは、尤功力ある武器として、非常に明軍をなやましたりき、江戸時代に入りては、兵革既に斂まり、また幾干もなくして鎖國の令發せられたれば、種子島銃も特種の進歩を呈するに及ばず、維新の際に至り、幕府の兵制を改革するや、聞人に注文して新式の銃器を輸入し、種子島遂に廢す、其器の名所は圖にて知るべし、コテツパウ」參看（南浦文集、鐵砲傳來考、南島偉功傳）

ダネガシマウヂ　種子島氏　平清盛より

出づ、清盛の孫行盛の子信基、平氏滅亡の時に當り年幼弱なるを以て、母と共に京都に潛匿したりしが、後ち北條時政の被護を受けて、始めて南海十二島（種子屋久、奄美大島、德之島、臥蛇島、中之島、諏訪之瀨島、平島、悪石島、寶島）に封ぜられ、種子島を以て治所と定めたり、因りて氏と爲す、（按ずるに南島及び薩隅二州の舊家等、平氏の餘胤と稱する者多きも、皆信據するに足らず、種子島氏の如きも、果して行盛の子たりしや否や明かならず、いま暫く家傳に從ふ）後ち屢々世變を閱して領土漸く減じたりと雖も、室町時代永正年間に及ぶまで三百餘年間は、なほ初封（或は其大部分）を領有せしものに似たり、時堯の時に至り天文年中、葡人來著し鐵砲を傳ふ、時堯其利器たるを悟り、家臣に命じて砲術及び製法を學ばしめたり、我國に洋式の鐵砲ある實に茲を以て嚆矢と爲す、（タネガシマ參看）天正年間豐臣秀吉、時津以久に與へしより以後、益に島津氏の附庸となり、內外の征戰常に其陣に屬したり、慶長四年四月再び舊領を安堵せらる、久時の子忠時に至り、慶長四年四月再び舊領を安堵せらる、久時の子忠時に至り、慶長四年四月再び邸を鹿兒島に築きて之に居るに及び、君臣の分全く定まりしと雖も、島津氏の種子島氏を遇するや、敢て他の臣屬と同くせず、名は一門格なれども、實は賓客の禮を以てしたりき、忠時の孫久基といふ、元祿十一年三月琉球王より贈與したる甘藷を培養し、二三年にして島中に充滿せり、我國に於ける之を甘藷栽培の始めと爲す、明治維新の際領地を返上し、近年まで男爵を授けらる、（タネガシマ參看（南島偉功傳）

○信基——信式——信眞——眞時——時基——時充

タネヒコ　種彦　高屋種彦（タカヤタネヒコ）を見よ、

タノモイウヒツ　憑右筆　憑總奉行（タノモソウブギヤウ）を見よ、

タノモシ　賴母子　無盡（ムジン）を見よ、

タノモソウブギヤウ　憑總奉行　室町幕府の職名、八月朔日、贈遺獻納物を掌る、また八朔奉行ともいふ、（參考資料 鎌倉幕府の時よりして、八月朔日、將軍の物を獻ずる式あり、（吾妻鏡寶治元年の條に見ゆ）此を輕祝（裏書）と云ふ、然れども大儀にはあらざりしを、尊氏將軍の時より嚴儀となり、義滿の時に至つては、七月晦、八月朔、及び三日、すべて三日間、物を獻ずべき定となりき、當時は、朝廷へも獻物し、朝廷亦幕府へ下賜あり、幕府にても、物を獻ぜし將士神官等に、各遣物ありて、事務多端なる故に、憑總奉行を置き、政所執事、伊勢氏の世職とす、又其族を以て憑右筆とす、（又奉行とも稱す）諸家へ遣物の內書を調進す、又御憑使ありて遣物の使を奉す（官制沿革略史）

タノモノイハヒ　田物祝（憑祝）　公武年中行事の一、八月朔日に行ふ祝賀にして、また「タノミ」とも「タノム」とも訓じたり、「ハツサク」參看、

タノモブギヤウ　憑奉行　憑總奉行（タノモソウブギヤウ）を見よ、

タバコ　煙草　（參考資料 南蠻渡來物語 Tabaco よ

賴時——清時——時長——輔時——時氏——忠時
惠時——時堯——時次——久時——忠時——久時
久基——久逢——久芳——久照——久道——久珍
久尙——時丸——守時

り出づ、蔎笳、長命草、南草、相思草、金絲因等の別名あり、また多葉粉とも書す（起源）舶載の年代詳かならずと雖も、戰國時代の中葉ならんか、落穗集追加、崎陽古今物語には、天文年間となし、異本塔寺長幅、長崎古今要覽には慶長四年、奥富士物語、相良家年代記、歷代參考には慶長九年、當代記には慶長十年前後のことゝなしたり、蓋し歐人の我國に來れるは、天文年間の事なれば、其時少くとも邦人の見聞に入りしなるべきも、同時に喫煙の風を生じたりとは思はれず、其流行するに至りしは遙か後のことなるべく、而してこれを培養したるは、溫古年表に「慶長十年天下多葉粉始、其種從二南蠻一來」と見え、異本塔寺長幅には「慶長十年、今年自二異國一種子を持來て作り、手入を指南す」と見え、奥富士物語には、「慶長九甲辰、今年唐より初てたばこ日本に渡り、長崎櫻馬場へ植初め、是よりたばこ呑事はじまる」など見え、慶長十年、既に需用の多かりし事より考ふれば、慶長以前早く喫煙の流行せるを知るべし、なほ三省錄には朝鮮陣の時將士等多く喫煙したる事を載せ、煙草錄には文祿の頃に「きかぬもの、たばこの法度錢法度、玉のみこゑに、げんたくの醫者」といへる落首ありし事を載せたり、もし事實なりとせば、桃山時代には廣く流行し居たりしものなるべし（沿革）煙草の培養既に開け、其供給遍かりし結果として、非常の速力を以て天下に行はるゝに至りしが、江戸幕府にては、これを以て有害無益のものと認め、慶長十四年、同十五年、同十七年、元和元年、同二年等、屢々令を下して、喫煙を禁じたれども、永く行はれず、日を逐うて盛んとなり、遂に國民一般の常習となりたり、而して羅山文集を按するに、「佗波古草名、採之乾暴、剉二其葉一而貼二于紙一捲之、吹火吸二其煙一、療二諸痢一、人多爲之、其後用二希施婆一而不レ貼二于紙一」と見えたれば、其最初にありては、今日の卷煙草のごとくして喫したるなるべし、後烟管行はれて此事衰へたり、また古くは刻み煙草といふものなく、各々手作りにしたるものなりしが、延寶天和の前後に至りてこれを行商するもの生じ、尋で一般に商品を購ふ事となれり、なほ其刻み方は、元祿の頃は五分刻みとて荒く刻みたるを賞美せしが、後ちには細くせるもの廣く行はれたり（薩地）薩摩國分、二山、攝津服部、大和吉野、河內龍泉、和泉新田、甲斐門前、同小松、信濃和田、同玄古、上野高崎、相模波多野、常陸赤土等名あり、其他各地に產するもの亦多し、明治維新の後舶來の煙草頗る行はれ（ルセキ）を學びて製するもの夥からざりしが、（管）キセルと稱すに官營となれり（起源）煙草の傳來と共に傳はりしも、古くは其製も粗にして僅に竹管に穴を穿ちて用ひたるに留まる、翁草に「今の如く煙草を切り、竹きせるとて、細き竹の節を込め、漸く火皿程なり、夫へ横に付けて呑みしなり、下々抔は、直に煙草の葉をくゝと巻、呑口に紙を巻き、火を付けて呑みたり」と見え、煙草百首に其圖あり、また慶長元和頃に至りては漸く進歩し、羅山文集によるに「希施婆之制、或用二鍮或用一竹、其盛二佗波古一者、以二鍮筒之一、狀如二牽牛花樣一、其底尾有レ穴、斜屈連二續于竹の丈餘る長く、外出の際從者が肩に打かつぎ行く樣を描きたるもあり、また室內常用の物にても、今日のよりは更に長かりしこと、松浦伯爵家所藏風俗繪古屏風其他によりて知ることを得、なほ萬治寬文頃には煙管に銀を施したるものあり、これは歐人の疊などに觸れざる用意にて、火の時には除きて用ひしこと噺昔語に見ゆ、其後世と共に進歩し金銀具下の美麗なる及び各種の形など流行するに至れり（當代記、異本塔寺年表、歷代參考、相良家年代記、溫故年表、奥富士物語、長崎古今要覽、長津聞書、慶長見聞集、落穗集追加、三省錄、羅山文集、翁草、本朝食鑑、扁額軌範、噺昔語、嬉遊笑覽、烟草百首、摩塚談、我衣、千種日記、茅窓漫錄、蘆錄）

タバノコホリ　多磨郡（アブマ）（起源）孝德天皇の朝我姬を分て入國とす、武藏其一に居る、國府此郡小野鄕にあれば、蓋し建國の際之を置きしものなるべし（沿革）延喜式多麻に作り、「タマ」と稱す、和名抄に、小川、川口、小楊（フヤキ）小野、新田、小島、淺田（アマタ）石津、狛江（チノエ）勢多等の鄕あり、拾芥抄又多麻に作る、後分れて多東、多西二郡となり、天正の末、德川氏東遷の後舊に復して又一郡となし、勢多鄕は遂に荏原郡に入る、古圖多磨に作り、寬知集元祿帳多摩に作る、然るを郡名考又多磨に復して「タマ」と稱せしが、天保鄕帳多摩に作りしより、以後之に從ひ「タマ」と稱す、明治十三年五月東西南北の四郡に分つ、明治二十九年東多摩郡と南豐島郡と合併して豐多摩郡と爲す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タハラ　俵　藁或は蘆などを編みて作りたる袋の一種、米、炭、鹽等の類を納むる用に供す、字典に、俵散又分界なりと見えた、倉米を分ち界て頒廩に充るの義に起れり、農政坐右に、「成形圖說曰、俵は和字なり、蓋把稈の略歟、一說に田稈也、或曰、俵は字書に散なりとあれば、散米といふより取りしならんともあり、按に、孝德天皇紀に、裹の字、加麻須とあるも

の、古の俵の事にて、蒲筒てふものぞ其遺製なるべし、宇書に、裹は苞也と注す、卽ち俵と同じ、昔俵てふものは、二升以上五升盛のものにて今の裹の如し、然るに一統に、俵の大きくなりしは、上に納める料に製しけるにや、類聚國史延暦十七年正月、勅量二取糯穀二斗斛有レ限、又糯一俵二升已上、穀亦斛別五升已上云々、雜式曰、公私運米五斗爲レ俵、仍用二三俵一爲レ駄、是五斗俵の始めにて、蓋穀米なり、凡て駄荷馬の荷の重の積を四十貫と云ふも、五斗俵二俵を負する積りなりと云へり(公義の定め一俵三斗五升入り、重さ十六貫目なり、三斗五升は御料所平均三つ五分にあたるゆへなりと云ふ)といへり、

タハラトウダ　俵藤太　藤原秀郷(フヂハラノヒデサト)を見よ、

タハラノシチタウ　田原七黨　三河田原の七黨卽ち朽木、荒川、宮川、天野、松野、竹本、戸田の七家を云ふ、

タハラノテンワウ　田原天皇　施基皇子(シキノワウジ)を見よ、

タハラノヒガシノミサザキ　田原東陵　光仁天皇の御陵、また後田原陵ともいふ、大和國添上郡田原村大字日笠に在り○形狀圓にして、兆域東西八町、南北九町(諸陵考云、高二丈許、周四十九丈許)守戸五烟あり(禮樂志、陵墓一覽)

ダビ　茶毘(シャビ)　火葬をいふ、梵語、火化と譯す、又闍維(ジャヒ)、耶毗(ヤビ)と言ひ、正しくは闍鼻多と云ふ、焚燒と譯す、火葬塲を茶毘所と云ふ、諸宗にては無常堂、禪宗にては延壽堂と云ふ、茶毘所は京都にては初めは鳥邊野、後ち建仁寺の後林に移し、尋で鳥邊野に復し、亦花頂山に移ぜりと云ふ、江戸にては千住骨ヶ原、鈴ヶ森、刑場の近傍及び隅田川の東行德街道に當れる中川邊に設けたりと云ふ、この火葬塲に在りて死體の火葬を掌る者を茶毘師と云ふ、後世は隱坊と云へり(ヲクリサウホウ)「サウシキ」參看(傍廂、類聚名物考、江戸砂子)

タビノミヤ　旅宮　御旅所(オタビショ)を見よ、

タヒラウチ

タヒラノキヨモリ　平氏　「ヘイシ」を見よ、

タヒラノキヨモリ　平清盛　參考　剃髮して靜海(或は淨海と作る)といふ、世に平相國と稱す、平家物語には祇園女御となし、源平盛衰記には兵衞佐局となし、胡宮神社文書には紙園女御の妹となし、共に清盛を以て、白河法皇の落胤と爲す、蓋し清盛の母は院中に奉公せるものなる事は信ずべきが如きも、落胤とするは疑ふべきものに似たり 事蹟 大治四年從五位下に叙し、左兵衞佐に任じ、久安二年正四位下に累進して、安藝守に任ぜらる、保元元年崇德上皇、藤原賴長、源爲義等と兵を擧げて皇位を爭ふや、清盛は後白河天皇の招に應じ、源義朝と共に、白河殿を攻め、大に上皇の軍を破る、功を以て播磨守に任じ、尋で太宰大貳に叙す、平治元年、是より先義朝清盛と隙あり、遂に藤原信賴と謀り、清盛の不在に乘じ、兵を發して後白河上皇を幽し、且つ二條天皇を擁して爲す所あらんとす、清盛變を聞きて驛せ歸り、天皇を六波羅の第に迎へ、更に諸子諸將を遣はし、信賴を誅し、義朝を走らす、既にして義朝尾張に趨き長田忠致の殺す所となる、永曆元年正三位に叙し、尋で參議に任ず、是に於て清盛の勢威漸く盛んなり、永萬元年權大納言に累進す、既にして高倉天皇位に卽く、いまだ幼仲なるを以て、上皇親しく庶務を決す、時に清盛の妻平時子は、皇太后の姉なりしを以て、勢益々熾んなり、上皇稍々之を惡みしと雖も、能く制する事能はず、積憤の餘薙髮して專ら佛乘に歸す、清盛寤かに喜ぶ、仁安二年從一位太政大臣に陞り、隨身兵仗を賜ひ、鞹車宮中に出入するを許す、幾干もなくして太政大臣兵仗鞹車を辭す、三年病あり、剃髮して清蓮と稱し、尋で靜海と改む、世に太政入道と稱す、嘗て別館を西八條に造りて土木を雕極し多く蓬萊を植う、因て蓬壺と號す、又別莊を攝津福原に營み四時の觀を窮む、此時に至り天下の政事一に其手に出で、放濫驕溢、上下之に苦む、承安元年女德子を入れて、中宮と爲す、同年子重盛、同宗盛兄弟相並びて左右大將となる、法皇の執事權大納言藤原成親亦之を望みて得る事能はず、因て藤原西光と謀り、法皇の密旨を以て、源行綱、平康賴、僧俊寬等と鹿谷の山莊に會し、平氏を滅ぼさん事を謀る、清盛之を聞き福原より歸り、西光、成親を斬り、康賴俊寬等を配流し、また後白河法皇を鳥羽殿に移さんと欲したりしも、重盛の諫により其事遂に寢む、三年重盛薨ず、法皇閤白基房と謀り、其所領越前の莊園を沒收し、尋で故攝政基實の妻薨するや亦其莊園を收め、更に基房の子師家を中納言と爲す、基房の兄の子基通は清盛の女婿なり、清盛により中納言を望みしかど、許されざりしかば、清盛大に怒り、卽日奏請して閤白基房を罷め、基通を內大臣閤白と爲し、法皇に親近する三十九人の官職を奪ひ、また法皇を鳥羽殿に幽す、四年清盛天皇に迫りて位を皇太子に讓らしむ、卽ち安德天皇にして、平德子の生む所なり、四月源賴政、平氏を滅ぼさん事を謀りしかど、謀露はれて敗死す、是

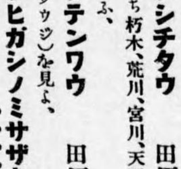
(清盛花押)

(牢御所)より先清盛は、叡山奈良の僧徒が、屢々京都を犯すを嫉み、都を福原に移して之を避けんとするに意ありしが、此年六月遂に徙る、人情崩騒し物議紛紜たり、此に至りて法皇を三間板屋に幽す、人呼んで牢御所といふ、是月清盛及び妻時子三宮に准し年官年爵を賜ひ、私第に宿直するもの、服飾院宮旨の儀の如し、九月源賴朝、兵を伊豆に起す、卽ち孫維盛、弟忠度、子知度等を追討使として之を征せしむ、尋で源義仲また兵を信濃に擧げて賴朝に應ず、十一月天下新京を憚ばざるもの多きを以て、俄に公卿を率ゐて舊京に移る、此時に當りて天下諸道平氏に叛きて源氏に應ずるもの相續き、軍士卒多く逃亡す、清盛意頗る沮喪し、法皇に請うてまた政を院中に聽かしめ、且つ美濃讃岐の二國を獻じ、更に天下の事を以て專ら子宗盛に委ぬ、養和元年清盛、關東の兵將に南海を經て京に入らんとするを聞き、諸將を遣はして浴海の所々を守らしめたり、然るに平維盛同知盛等兵を東北に出せりと雖も、或は逗撓し或は病んで還る、清盛忿恚す、時に宗盛院宣を奉じ、將に東國に赴かんとして未だ發せざるに際し、會々清盛熱病を患ひ、宛轉煩燥する事七日にして薨す、歲六十四、愛宕に荼毘し、骨を經島に藏む、清盛身を武門に興して位人臣を極め、凡其一門公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領衞府諸司六十餘人、所領郡國天下の半に過ぎ、富皇室を凌ぎ、被服冠帽皆華麗を極む、一時之を傚ひて、六波羅樣といふ、大納言平時忠、常に人に語る毎に、平族にあらざれば、人にあらずといへり、其隆盛なりし事思ふべきなり(大日本史)

タヒラノコレモリ　平維盛　名將　世に櫻梅少將といふ　系統　重盛の嫡子　事蹟　仁安中美濃權守となり、尋で右少將に任じ、承安二年中宮權亮を兼ね從四位下に叙す、維盛姿儀美なり、安元中後白河法皇五十御賀に際し青海波を舞ふ、觀者艷賞す、呼んで櫻梅少將といふ、既にして源賴朝の兵を東國に擧ぐるや、追討使となり、進んで富士川に陣す、賴朝の部將武田信義、夜陣後より其營を襲ふ、平氏の軍、水鳥の驚噪を聞きて敵兵大に至るとなし、軍中騷擾、先を爭うて走る、維盛等遽に入京して藤原忠綱の家に居る、明年叔父重衡と、源行家を尾張洲股に擊つて之を破る、尋で右中將に轉じ、藏人頭に補じ從三位に叙す、壽永二年兵十萬を率ゐ、北國に源義仲を討ちしと雖も、礪波山の戰に大敗し、潰卒を收めて京都に歸る、既にして京都守を失し、平宗盛安德天皇を奉じ族を擧げて西海に走るや、維盛また之に從ひしと雖も、其末路詳かならず(大日本史)○按ずるに、維盛の死に關しては、吾妻鏡之を傳ふるなく、源平盛衰記、長門本平家物語には、密に屋島を逃れて高野山に入りて剃髮し、更に熊野に赴き那知海に沈むとあれど確かならず、

タヒラノサダモリ　平貞盛　名將　常平太といふ、平氏にして常陸大掾の太郎たるを以てなり　系統　常陸大掾國香の子　事蹟　承平中國香の平將門に殺さるゝや、貞盛時に左馬允となりて京都に在り、父の死を聞き、官を棄て、東歸し、常陸大掾となりしかど、力將門に敵ぜざるを以て、隱認して未だ發せず、後ち叔父平眞茲に從ひ、共に將門を擊ちて利あらず、潛に山道より京都に赴かんとす、將門之を聞き、輕騎を率ゐて信濃に追及す、貞盛苦戰して大敗し、僅に身を以て免れ、單騎京都に入る、既にして朝廷官符を貞盛に賜ひ、常陸に至りて將門の罪を推問せしむ、將門貞盛の至れるを知り、迎へ擊たんとす、貞盛潛匿して出でず、將門軍を駐むる事數日に及ぶ、貞盛の所在不明なるを以て、其衆を散じ、千餘人を率ゐて下野に出づ、貞盛之を聞き、下野押領使藤原秀鄕と共に、四千餘人を發して急に之を擊つ、將門敗走して下總幸島を保ちしが、貞盛等勝に乘じて北ぐるを逐ひ、火を縱ちて營を燒き、遂に矢を射て將門を殺す、功を以て從五位下に叙し右馬助に任じ、鎭守府將軍となる(「テンゲウノラン」參看)天祿天延の間、丹波守陸奥守を歷、從四位下に叙す、寬年詳かならず(大日本史)

タヒラノシゲコ　平滋子　建春門院(ケンシュンモンキン)を見よ、

タヒラノシゲヒラ　平重衡　系統　清盛の子、知盛の弟　事蹟　應保二年從五位下に叙し、尋で尾張守に任じ、左馬頭に叙す、嘉應承安の間、累進して正四位下に叙し、治承三年左中將に遷り、幾干もなくして之を辭す、四年叛人頭となる、是歲五月源賴政、以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、兄知盛等と討つて之を破り、十二月更に奈良に赴き、東大興福の二寺が賴政に通じたるを責めて之を燒く、養和元年三月平維盛等と源行家を尾張洲股に破る、尋で左中將に任じ從三位に叙す、壽永二年平宗盛等安德天皇を奉じて屋島に至り、頻りに山陽南海の地を徇ふ、閏十月源義仲の部將高梨高信、足利義清、海野幸廣、仁科盛家等を遣はして來り擊つ、重衡卽ち族通盛、敎盛等と舟師二百艘を率ゐて之を備中水島に拒ぎ、高信、義清、幸廣を斬り、十一月行家を播磨室山に敗る、三年二月源範賴同義經一の谷城を陷るや、重衡生田森を守りて敗走し、須磨浦に至り、莊長家の捕ふる所となる、義經之を京都に送り、土肥實平の家に拘す、後白河法皇重衡に命じ、三種神器を上るべきこ

とを宗盛に諭さしむ、重衡其不可を知ると雖も拒む能はず、書を屋島に送りて旨を傳ふ、宗盛果して從はず、既にして檀ノ浦の戰に平氏滅亡するや、賴朝之を鎌倉に迎へて好遇す、一日賴朝、侍女千手及び工藤祐經等を遣はし、酒肴を饋りて慰藉する所あり、祐經、皷を擊ちて今樣を歌ひ、千手琵琶を彈じ、重衡また興に乘じて笛を吹く、まづ五常樂を奏し、自ら謂つて曰く、これ後生樂なり、次に皇麞樂を奏して曰く、是れ往生樂なりと、夜闌にして宴罷むの後、千手を留めて酒を勸め、一曲を朗詠して曰く「燭暗數行虞氏淚、夜深四面楚歌聲」と、明年六月賴朝重衡を奈良に送り、東大興福二寺の請によりて、之を木津川に斬る時に年廿九、僧徒其首を得て之を奈良坂に梟す、蓋し昔怨に報ずるなり(大日本史)

タヒラノシゲモリ　平重盛　**名號** 薙髮して證空と號す、世に小松內大臣また燈籠大臣といふ **系統** 清盛の長子 **事蹟** 久安六年藏人と爲り從五位下に叙し、久壽二年中務少輔となる、保元元年崇德上皇兵を白河殿に集むるや、重盛父に從うて軍功あり、二年正五位下に叙し、左衞門佐に任じ遠江守を兼ぬ、平治元年、源義朝、藤原信賴と兵を擧げて內裏に據る、重盛父と共に變を聞きて馳せ歸り、自ら待賢門を攻む、信賴大に懼れて退きしを以て、更に進んで大庭椋樹の下に至り、義朝の嫡子義平と戰ひて利あらず、既にして義朝六波羅を襲ふ、重盛擊つて之を退く、是冬功を以て伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寬三年正三位に進み、永萬元年參議となる、是秋二條天皇崩じ、諸寺の僧侶會葬す、延曆興福二寺次を爭うて兵を構ふ、時に誹言あり、後白河上皇陰に僧徒に命じて平氏を討たんとすと、清盛大に驚き兵を聚めて自ら守る、重盛堅く執つて妄と爲し、清盛を諫む、清盛曉る所あり、遂に兵を解く、仁安元年權中納言に任じ、春宮大夫を兼ね、二年從二位に叙し權大納言に遷る、三年病を以て官を辭す、承安元年權大納言に復し、四年右大將を兼ね、治承元年左大將に轉じ、尋で內大臣に轉ず、既にして藤原成親等黨を結びて平氏を滅さんとし、事洩れて罪せらるゝや、清盛後白河法皇を別宮に幽せんとす、重盛極諫し其事遂に罷む、然れども清盛の跋扈日に甚し、重盛居常憂懼し、幾干もなくして左大將を解き、三年內大臣を辭す、尋で病あり、高倉天皇爲めに藥を賜ひ、法皇また親臨して病を問ふ、八月薨ず、年四十二、重盛資性忠謹にして武勇人に軼え、物に接すること溫厚なり、故を以て中外意を屬す、重盛また其室中四方に各十二佛像を置き、像別に長明燈籠を懸け、美女四十八人を選びて其事に供し、日沒に及ぶ毎に、禮讃畢るの後、鈸を擊ちて行歌せしめ、身中央に座して之を聽く、時人因りて燈籠大臣といふ(大日本史)

(重盛自署)

タヒラノタダツネ　平忠常　**名號** 薙髮して常安といふ **系統** 忠賴の子 **事蹟** 下總に居り上總介に任ず、從五位下に叙し武藏押領使となる、忠常世々東國に居り、族衆强盛なるがゆゑに、勢を恃みて暴橫なり、二總の間に盤踞し貢賦を輸せず、徭役を供せず、長元元年遂に兵を擧げて上總國府を陷れ、安房を侵し國守を殺す、朝廷平直方に命じて之を討たしむるも、安房守藤原光業は、忠常の威に懼れて京都に逃れ、直方また久しく功績なし、是に於て更に甲斐守源賴信に勅して追討せしむ、四年賴信軍を進めて常陸に入る、忠常常總間に流るゝ大水を扼して要害を固め、且船を收めて濟るを得ざらしめしも、賴信は淺瀨あるを探知し、直に徒涉せるを以て、忠常倉皇として筏の出づる所を知らず、薙髮して軍門に降る、賴信忠常を俱して上京の途美濃野上に至りて忠常病死す、因て首を斬りて京都に送る(大日本史)按ずるに、田中文書中に賴信の告文ありて、忠常征討の事に及び「不レ駈二土民一、不レ費二所部一、不レ擊レ皷、不レ振レ旗、不レ張レ弩、不レ逸レ矢、不レ認不レ攻、居得二寇賊一」とあり、編年殘篇にも「下二向甲斐國一、暫經二廻間一、忠常請レ降進來向云々」とあり、扶桑略記、小右記にも戰場に赴かんとするの際忠常來降せる記事を載せたるを以て、賴信が大河を徒涉して進擊したるは誤傳なりとの一說あり、告文は史學雜誌十篇七號に、之に關する大森金五郎氏の考證は、歷史地理第一卷一號及び二號にあり、必ず參照すべし、

タヒラノタダノリ　平忠度　**系統** 忠盛の子、清盛の弟 **事蹟** 正四位下薩摩守たり、養和元年姪重衡等と源行家を洲股川に破り、行家の子行賴を擒にす、壽永二年源義仲延曆寺に抵り、足利義清丹波に抵り、將に京都を犯さんとするや、忠度兵を率ゐて義清を拒ぐ、既にして平宗盛諸將を召還し、安德天皇を奉じて西海に走る、忠度亦之に從ふ、三年源義經の一谷を襲へる時、忠度西門を守りて土肥實平を拒ぎたりしが、軍敗るゝに及び、左右三人と共に水濱に走る、岡部忠澄追及して之に薄り、交々搏つて馬より墜つ、忠度刀を抽きて刺したれども纔かに其頷下を傷けしに過ぎず、會々忠澄の從卒來り救ひ後ろより忠度を擊つて右臂を斬る、忠度自ら免るべからざるを圖り、忠澄に謂つて曰く、汝且つ緩うせよ、我將に佛名を唱へて死なんとすと、乃ち忠澄を引いて之を投ずる事丈餘、是に於て帶を解き甲を脫し、西に向ひて端座す、忠澄遂に之を斬る、時に年四十一、忠澄其鎧を閱するに、自書の歌集一卷あり、はじめて忠度たるを知るといふ、忠度熊野に生長し、膂力衆に超え、驍名一時に振ふ、兼ねて和歌を藤原俊成に學び堪能の譽あり、はじめ鎭西に赴くに際し、淀より還り、俊成を五條の邸に尋ねて別を告げ、托するに詠草を以てし、世昇平に屬するの後、もし勅撰集の擧あらば、採錄の榮に與からんことを請ふ、俊成許諾す、忠度喜びて去る、既にして俊成の千載集を撰するに及び、故鄕花の一首を取りて之を載せたれども、朝議を憚りて姓名を書せず、人これを惜む(大日本史)

タヒラノタダモリ　平忠盛　**系統** 正盛の子 **事蹟** 白河堀河鳥羽の三朝に仕へ、正四位上に叙し、播磨伊勢備前等の守に任じ、檢非違使左衞門大尉となる、大治中山陽南海の二道海賊起るに及び、忠盛勅を奉じて之を捕ふ、長承元年鳥羽上皇得長壽院を創むるや、命を受けて土木の事を掌り、功を以て但馬守となり、幾干もなくして刑部卿に進み內昇殿を許され、上皇の寵遇日に隆し、はじめ白河法皇常に勇士を選み、以て護衞に宛つ、忠盛亦之に與る、嘗て忠盛に謂つて曰く、昔小一條院源賴義を親近し、未だ嘗て側を去らず、今汝また朕の身を離るゝ勿れと、法皇寵姬あり、祇園女御といふ、後ち忠盛に賜ふ、仁平三年卒す、年五十八(大日本史)

タヒラノトキタダ　平時忠　**名號** 世に平關白といふ **系統** 時信の子 **事蹟** 久安中非藏人左衞門尉となり、後白河天皇の御代、刑部兵部等の大輔を經、永曆元年右少辨を兼ね、幾干もなくして解官す、應保二年國家を呪詛するに坐して出雲に流され、永萬二年赦されて京に歸り、明年官位を復す、仁安中參議從三位となり、尋で權中納言に陞る、嘉應元年藤原成親の罪狀を奏するの事不實なるに坐して又出雲に流されしが、明年延曆寺の訴によりて歸京するを得、また官位に復し尋で從二位に叙す、治承三年正二位に進み、壽永二年權大納言となる、此秋平宗盛等源義仲の攻むる所となりて京都に留まること能はず、族を擧げて西海に走るや、時忠また之に從ふ、既にして檀ノ浦の戰に際し、安德天皇既に崩じ、劔璽亦海に沈み、唯內侍所のみ存す、源軍の兵士其何物たるを知らず、將に櫃を啓かんとす、時忠叱して曰く、これ內侍所なりと、兵士恐怖して退く、時忠已に京都に還り、竊に子時實に謂つて曰く、吾れに文書一篋あり、曩に源義經の收むる所となる、もし露顯すれば連及する所甚多く、吾また免る事を得ず、如何せば可ならんか、時實曰く、義經婦言を信ず、彼と婚を通じて之を請ふべきなり、時忠泣いて之に從ふ、義經女を得て大に悅び、遂に其文書を還す、時忠悉く燒棄す、尋でまた後白河法皇に哀訴し、神鏡を保護して歸京せるの功により、罪科を免かれんことを請ふ、是より先時忠鎭西に在るや、闕職に居らずと雖も、軍國の事預り決せざるはなし、故を以て深く賴朝の忌む所となりしのみならず、法皇も之を喜ばざりしが故に、廷議遂に時忠を能登に流す、文治五年貶所に薨ず、年六十、時忠、高倉安德の二朝に在りて椒掖に階縁し、荐りに淸要に昇る、且淸盛の妻の兄たるを以て、勢焰一時を傾け、叙位除目多く其意に出づ、世の人期するに大臣を以てし、呼んで平關白といふ(大日本史)

タヒラノトクコ　平德子　建禮門院(ケンレイモンヰン)を見よ、

タヒラノトモモリ　平知盛　**系統** 清盛の子宗盛の弟 **事蹟** 平治元年從五位に叙し、累進して左中將に任ず、治承中從三位に叙し、左兵衞督に任じ、院廐別當となる、源賴政以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、弟重衡と共に宇治に擊つて之を破る、養和元年二月兵を移して源行家を美濃板倉に襲ひ火を放つて營を燒く、行家敗走す、時に平氏の軍屢々戰うて罷倦せるのみならず、知盛亦疾に罹れるを以て遂に京都に還れり、幾干もなくして參議に任じ、壽永元年權中納言を拜す、二年源義仲大兵を擁して近江に至る、知盛之を粟津に防ぎて破れ、兵を引いて京都に入り、各地の軍亦敗る、宗盛大に懼れ、安德天皇を奉じて西海に走り、尋で屋島に據る、知盛之に從ふ、既にして源賴朝の義仲と隙を構ふるに及び、義仲書を宗盛に送りて和を請ふ、宗盛之を許さんとす、知盛其不可を極諫し、議遂に罷む、三年源義經一ノ谷城を陷るや、知盛城の東門を守りて敗走す、追兵幾ど及ぶ、子知章力戰して死し、其間に乘じて僅に免かるゝことを得たり、四年二月屋島亦陷る、是に於て擧族海に泛びて長門檀ノ浦に漂ふ、既にして義經來り犯し大に海上に戰ふに際し、知盛獨り船首に立ちて將士を奮勵せしと雖も遂に利あらず、天皇海に崩じ、宗盛虜となる、知盛聞きて深く之を耻ぢ、叔父敎盛と自刄して死す、年三十四(大日本史)

タヒラノノリツネ　平敎經　**名號** 幼名國盛、後ち敎經と改む **系統** 敎盛の子、清盛の姪、通盛の弟 **事蹟** 正五位下に叙し能登守に任ず、壽永二年平氏山陽南海を復するに及び、源義仲其將足利義清、海野幸廣等を遣はして來り攻め、軍備中小島に次ぎ、將に屋島を犯さんとす、敎經、兄通盛、平重盛等と共に舟師を率ゐて水島に赴き、大に之を破り、敵將高梨高信等十三人を斬る、明年父に從うて備中下道に

在り、會々讃岐廳衆來り襲ふ、教經輕舸に乘じ、通盛と共に之を窮迫す、廳衆淡路に走り、源義嗣同義久に屬す、教經兄弟遂に淡路に抵り、急に之を攻むること一晝夜、義嗣を斬り義久を擒にし、餘黨悉く平ぐ、卽ち捷を福原の行宮に報ず、尋でまた河野通信を攻めんとし、通盛と路を分けて四國に赴き、教經は屋島に抵りしが、通信安藝に走り沼田次郎と合せるを以て再び進みて之を破る、通信遁れて伊豫に還る、教經また義嗣の黨安摩宗益の京都に入らんとするを聞き之を海上に要す、宗益進むこと能はずして和泉吹井浦に避く、其黨圍部重茂來り救ひ、宗益と合して俱に入洛せんとするや、教經更に之を破り、再び捷を福原に報ず、時に緒方惟能、海田宗親、臼杵維高等各々其衆を率ゐて今木城に據る、通信また伊豫より往いて之に屬す、教經兵を進め、城を攻むる事一晝夜にして之を拔く、惟能通信敗走し、教經福原に還れり、既にして源義經の一ノ谷城を攻むるや、教經奮鬪し、遂に安田義定の得る所となる（大日本史、吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記等を按ずるに、教經は一ノ谷に死せず、屋島の戰に佐藤繼信を射殺し、檀ノ浦の戰には、安藝時家及び其手下の力士二人と戰ひ、一人を蹴て海に墮し二人を雙挾して海に殁すとあり、近時の史家多く吾妻鏡によりて之を非定せりと雖も、玉葉壽永三年二月十八日の條には、教經現存の說を載せ、醍醐寺雜事記また檀ノ浦戰死の諸將を列擧せる中に、教經の名を載せたり、故に大日本史は吾妻鏡の記事を疑ひ、眞の教經にあらずと爲す、餘に信じ難しと雖も、平家、盛衰記、雜事記の記する所亦全く捨つべからざるに似たり、暫く記して疑を存す、

タヒラノノリモリ　平教盛

名義　忠盛の子、清盛の弟　事蹟　久安四年左近將監となり、尋で藏人となる、仁平中淡路守となり、保元中左馬頭を兼ね、大和守に遷る、平治元年藤原信頼、源義朝等の亂を作すや、弟頼盛と共に官兵を率ゐて之を攻む、功を以て備中守に任ず、永暦元年常陸介に遷り、正四位下に陞りしが、應保元年、平時忠と共に、皇弟憲仁親王を立て、儲貳と爲さんと謀るに坐し官を奪はる、明年能登守に任じ、内藏頭を兼ね、仁安元年春宮亮を兼ぬ、高倉天皇位に卽くに及び、藏人頭となり、參議に任じ、正三位に叙す、養和元年更に權中納言に陞る、壽永二年平宗盛以下の一門と共に、安德天皇を奉じて西海に遁走す、十一月平重衡等と兵一萬に將として源行家を播磨に擊つて大に之を敗り、首を斬ること百八十級、遂に備前播磨を復する事を得たり、三年宗盛等天皇を奉じて一ノ谷に據る、會々叙位除目を行ひ、教盛を正二位大納言に拜す、教盛猷を詠じて曰く「今日までも在ればあるとや思ふらん夢のうちにも夢を見るかな」、固辭して辭す、尋で四年檀ノ浦の戰に、平軍全滅するに及び自刄して死す、年五十七（大日本史）

タヒラノマサカド　平將門

名義　鎭守府將軍良將の三子　事蹟　勇悍人に過ぎ、尤騎射に工なり、少にして攝政藤原忠平に仕へ、其薦に因りて檢非違使たらん事を求む、忠平省せず、將門望を失うて憤怨し、去りて關東に赴き、下總豐田郡に居り、徒屬を率ゐて常陸下總の間を來往し、攻剽を以て事と爲す、會々常陸前掾源護の三子扶、隆、繁等、女事により將門と雖を搆へ兵を擧ゐて豐田郡を襲ひしかば、將門は迎へ擊つて大に之を破り、進んで常陸に入り、扶、隆、繁の三人を殺したり、將門の伯父平國香、時に常陸大掾として國府に在りしが、讓に與して其三子を助けしを以て、また將門に殺さる、而して國香の弟良兼も護の女を娶りしが故に、國香の子貞盛と共に、兵を起して將門を擊ちも利あらず、護之を京都に訴ふ、朝廷擅に相攻伐し、百姓を侵擾するを以て將門を召し罪に處せんとす、將門馳せて京都に至り、審に事狀を陳逃したるより輕に準じて釋さるゝを得たり、承平七年良兼復た將門を擊ち常總の間に戰ふ、將門軍中神異あるを以て兵を收めて還る、良兼兵を縱つて焚掠し、豐田郡栗栖院、常羽御厨皆火燼に罹る、良兼將門を得ざるを憾み、十二月夜に乘じて之を襲ふ、將門奮戰して大に良兼を破る、良兼是より力竭きて亦戰ふ能はず、貞盛また京都に奔る、時に藤原玄明といふものあり、常陸に居りしが、官物を辨納せずして、却て國使を凌轢せるを以て、國司藤原維幾之を追捕せんとす、玄明懼れて將門に投じ救を求む、將門許諾し、卽ち天慶二年十一月維幾を攻めて之を虜にす、時に武藏權守興世王、將門に說いて曰く、一國を討つと雖も罪輕からず、同じくは坂東を虜掠して、時機を伺ふに若かずと、將門以て然りとし、進みて下野上野を掠し其守介を逐ふ、適々一人あり、八幡大菩薩の使と稱して唱へて曰く、朕位を簒子將門に授くと、一軍大に歡ぶ、是に於て將門自ら新皇と稱し、餌宮を下總猿島郡石井に興し、文武百官を置く、朝廷卽ち藤原忠文を征東大將軍と爲し之を討たしむ、未だ着せざるに當り、貞盛、下野押領使藤原秀鄕と共に來り襲ふ、將門奮戰し、遂に流矢に當りて殁す、天慶の亂（テンギャウノラン）參看（大日本史、將門記、史海）

タヒラノミヤコ　平安宮　皇居（カワウキヨ）

を見よ、

タヒラノムネモリ　平宗盛

名義　世に屋

島大臣といふ　事蹟　清盛の二子、重盛の弟　事蹟　二條天皇の御宇、遠江、淡路、美作等の守、左兵衛佐、左馬頭を歷、仁安二年右中將に遷り、尋で參議に任じ、明年正三位權中納言に進み左衛門督を兼ぬ、治承元年右大將を兼ね、明年正二位に陞り權大納言に任じ、春宮大夫を兼ねしが、三年官職を辭したり、此の時に當り清盛の勢威頗る盛んなりしが、兄重盛薨ずるに及びて、益〻專橫を極む、既にして後白河法皇重盛の山莊を收め、また藤原師家を中納言と爲すや、清盛大に怒り宗盛に命じて法皇を鳥羽殿に幽せしむ、明年宗盛、清盛を諫め、法皇を八條烏丸第に徙す、是年安德天皇位に卽く、宗盛外戚の重に憑恃し、益々威權を逞うするに至れり、養和元年正月畿內及び伊賀伊勢近江丹波等の總管となる、時に源義仲兵を信濃に起して、源頼朝に應じ、從ふもの稍々多し、是月源行家兵數千を率ゐて尾張に抵る、目代驛を馳せて六波羅に告ぐ、京都騷擾し、兵士間に乘じて資財を掠略するものあり、是より先平知盛、兵を率ゐて東國に赴きしが、病に罹りて洲股より還る、而して頼朝義仲の兵威日に熾んなり、宗盛將に大兵を擁し、往いて之を討たんとするに際し、清盛薨じたるを以て、更に平重衡等に兵を授けて、東國に赴かしむ、三月重衡洲股に至り大に行家を破る、會々頼朝癰かに書を法皇に呈し、源平兩氏相並びて奉仕すること昔日の如くならん事を請ふ、法皇書を以て宗盛に示し給ひしに、宗盛は和解の事、實に美事なれども、先人の遺命あるを以て義として伐たざるべからずと奏し、之を拒絕したり、尋で壽永元年權大納言に復し內大臣に任ず、拜賀の日に至り儀從甚盛んなり、時に東北の諸源氏將に京都に入らんとする際なりしも、宗盛は恰も之を忘れたるもののごとし、二年從一位に叙し內大臣を辭す、七月義仲大兵を率ゐて京都に迫る、宗盛之を宇治橋多に防ぎて利あらず、卽ち安德天皇、建禮門院及び皇弟守貞親王を奉じ、劍璽を收めて海に泛び、太宰府に如く、既にして法皇詔を下して平氏二百餘人の官爵を削り、更に後鳥羽天皇を擁立す、幾干もなく九州諸國亦源氏に應ずる者多きを以て、久しく保つこと能はず、遂に讃岐に至り、行宮を屋島に造り、近國を徇へ勢威また振ふ、明年正月進んで城を一ノ谷に築き、密に京都に入らんす、頼朝卽ち範頼義經の二弟をして之を襲はしむ、平軍大敗し屋島に據る（「イチノタニノタタカヒ」參看）義經勝に乘じ來り犯すに及び（「ヤシマノタタカヒ」參看）再び船に乘じて箱崎に赴きしが、時に範頼大兵を領して豐後に在るを以て進むことを得ず、船を回して長門檀ノ浦に漂ふ、義經追及し、兩軍大に海上に戰ひしが、平軍遂に利あらず、天皇は海に入りて崩じ、一族門葉悉く戰死し、平氏拔に亡ぶ（「ダンノウラノタタカヒ」參看）宗盛また子淸宗と共に海に投じたりしも死する能はず、海上に浮遊するに至り、源軍の捕ふる所となる、義經之を鎌倉に送る、頼朝宗盛を呼びて讃岐權守と稱し、名を末國と改む、既にして再び京都に送還するの途、近江篠原に抵りて之を斬らしむ、三月重衡洲股に至り大に行家を破る、會々頼朝癰かに書を法皇に呈し、源平兩氏相並びて奉仕すること昔日の如くならん事を請ふ、法皇書を以て宗盛に示し給ひしに、宗盛は和解の事、實に美事なれども、先人の遺命あるを以て義として伐たざるべからずと奏し、之を拒絕したり、尋で壽永元年權大納言に復し內大臣に任ず、拜賀の日に至り儀從甚盛んなり、時に東北の諸源氏將に京都に入らんとする際なりしも、宗盛は恰も之を忘れたるもののごとし、二年從

タフ　塔

名義　佛教にて（一）靈域な表する爲め（二）佛舍利を藏する爲め（三）供養の爲め（四）墓表となして造りたるものをいふ、梵語窣堵婆の略、卒都婆、蘇偷婆、私餘婆、藍斗婆、搭婆、浮圖とも云ふ譯して高顯、圓塚、方墳、靈廟、大聚、聚相等と云ふ　起源沿革　佛陀が高弟舍利弗目犍連の堵婆を造立し、佛陀が入滅の後、弟子等其遺跡に亦之を造立したり、南海寄歸傳に「蓋且立塔有三意」と表し「入勝二令他生信三爲報恩」とある意を以て、印度支那の佛教徒盛に之を造立したる事諸書の記載と、現存の遺物とに依りて知らる、而して我邦に傳來したる時代詳かならず、書紀敏達天皇十四年二月の條に「蘇我大臣馬子宿禰起塔於大野丘北」大會設齋、卽以逢等所讃舍利藏塔柱頭」とあるを初見と爲す、其塔の形狀は、層塔にして木質、單獨に造りしものなるべし、推古天皇元年聖德太子四天王寺を難波に立つるや、寺內に五重塔を建立せり、伽藍の一部として築造すること茲に始まる、爾來佛教の隆盛と共に、三重五重六重十三重等の佛塔各地に建立せられ、やゝ大なる寺院には、必ずこれを備ふるに至れり、また聖德太子は經を書寫して納めんが爲め、山城の太秦寺に石塔を立てたり、孝謙天皇寶龜元年、追福修善の爲め三重の小塔一萬基を造立し、天下諸寺に分置せしむ、小塔は各高さ四寸五分、基の徑三寸五分にして、露盤の下に陀羅尼を納めたり、世に百萬塔と稱す、平安朝時代に及び、更に新たなる二種の塔を生じたり、一は多寶塔にして、空海始めて之を高野山に造ると稱し、一は相輪撰にして、最澄始めて之を比叡山に造ると傳ふ、當時また佛寺の外神社に於て立塔の事行はれたりしが、多くは多寶塔なりき、また藤原基經が山城の木幡を藤氏一族の墓地と爲し、石の卒都婆一基を建てゝ其標と爲し、延長八年醍醐天皇を宇治醍醐院に葬りたる時、陵上に卒都婆三基を立てゝ、長保元年右大臣藤原實資、華山天皇の女御婉子女王の冥福を祈らんが爲めに、墓上に石の寶塔を立てたることあり、塔を墓地に建つるの風、當時既に行はれたるを知るべし、禪宗渡來以後、無縫塔一般に僧侶の墓に用ひらるゝことゝな

百萬塔（法隆寺）

十三重石塔（般若寺）

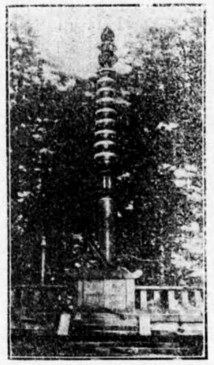

相輪樘（延暦寺）

五輪板塔婆（新大佛寺）

十三重塔（多武峯神社）

泥塔（藥師寺）

五輪塔（大和大納言塚）

寶篋院塔（傳云平重盛墓）

位牌形石塔（後藤基次墓）

多寶塔（高野山東塔）

多寶塔（久能山德川家康墓）

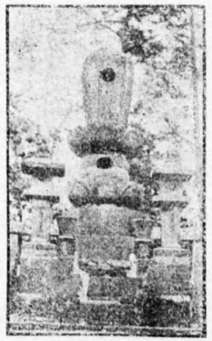

無縫塔（春日局墓）

タフ

りたり、斯の如くにして各種の塔は日を逐うて建立せられたりしが、時代によりてまた多少の變化あり、今便宜上分類して記述すべし【伽藍の一部としての塔】推古天皇の元年、聖德太子が天王寺に五重塔を建てたるを始めと爲す、尋で舒明天皇の十一年、大官大寺を建つるや、域内に九重塔を建てたり、奈良朝時代に入りては、聖武天皇の天平十三年、天下諸國に各七重塔一區を造らしむ、而して當時會々國分寺設立の際なりしかば、皆之を國分寺に置く、世に國分寺の七重塔と稱す、爾來佛教の隆盛に伴ひて、無數の塔奈良の附近に聳へたり、然れども前時代より此時代に係けての塔、多くは三重より十三重のものにして、尤普通の樣式を備へたるもの、如し、大和法起寺、法輪寺の塔は、共に推古時代の遺物にして、三重なり、また大和藥師寺、當摩寺の塔は天智天平の遺物にして、三重とす、五重塔に至りては、大和の法隆、元興、招提、興福の諸大寺皆然り、七重のものは、國分寺の七重塔、南都東大寺の塔あり、九重の塔は百濟大寺に在り、後ち大安寺と改稱するに及び、變じて七重となり、更に五重となれるものに倣たり、十三重塔は談山妙樂寺に創立せられたりき、なほ當時までの塔は、多くは伽藍の主要なる位置を占め、其中心として、專ら建築せられたり、攝津四天王寺の塔は、恰も場の中央に屹立し、法隆寺の塔また、金堂と相並びて場の中部に建つ、なほ百濟大寺が火災に罹るや、其九重塔を燒きて金堂の石の香形に及びたり、其他談山妙樂寺には、まづ十三層の塔成り、後年堂宇を建て、一伽藍を成せるが如きは、皆伽藍の中心とする意に出でたるを知るべきなり、且其大さも伽藍の大さと、一定の關係を有し、層數の如きも、伽藍の大小によりて、多少の別を立てたるものに似たり、而して當時の佛寺は唐朝に其模範を取れるを以て、一般に規模壯大を極め、塔もまた往々にして非常の高さに達するものあり、東大寺の東塔は七重にして、九輪の頂まで三十丈九寸、四塔は五重にして、三十二丈四尺九寸に達したり、平安朝時代には、新たに多寶塔と相輪擬寶珠なる二樣式の塔を生じたることと、既に述へたるが如し、而して眞言天台の兩宗、皆立塔を以て、伽藍制度の必要なる事項と爲したるより、立塔の擧甚盛なりしと雖も、奈良朝の如く高大ならず、三重塔比較的多數を占め、眞言の寺院は、高野山に倣ひて多寶塔の建立多し、また神佛混淆の結果、神社にも亦塔を建立し、多くは多寶塔なりき、山城の北野神社、男山八幡宮、攝津の住吉神社、大和の春日神社、豊前宇佐神社、筑前の八幡宮の如き是なり、而して當時は、塔は伽藍の一要部分たりしも、既に伽藍中心の意を失し、寧ろ伽藍要領の如きものとなり、或は東西相對して二基あるあり、或は單獨に立つるあり、鎌倉時代より室町時代に係けては、禪宗漸く勢力を得るに至りしが、禪刹には古來塔を建てざるを通例とせり、故にまゝ塔を有するものありと雖も、未だ建築界に重きを爲すに至らず、只京都相國寺のものを以て著しと爲す、塔は應永六年に成りて十年に燒亡し、七層三十六丈と傳へらる、されど天台眞言の二宗は、前代を繼續して、立塔の事を忘らず、日蓮宗また立塔を重んじたれども、伽藍の創建多からず、佛塔の新建、甚に於てか稀なり、淨土宗、融通念佛、淨土眞宗、時宗の伽藍に至りては、塔は敢て必要視ぜざりしを以て、塔の建立殆ど稀れなり、芝增上寺の如きは、尤も異例とす、なほ此時代以後にありては、塔は多くは伽藍の一部と稱するよりも、附屬物と稱すべく、江戸時代に入りては只前期を持續するのみにて、寛永寺を初め立塔の數尠からずと雖も、古代の塔婆にして、大災に懼り、もしくは朽敗に歸するも、未だ新を以て古きを補ふに足らず、製作また竟に古代の優秀なるに及ばず、維新の際神佛分離を勵行せるに當り、神社内に於ける塔は多く破却せられ、伽藍の塔婆もまた其餘波を蒙りたるもの少からず、現今に至りては其建立殆ど地を拂へり、今現存せる塔婆の中重要なるものを、伊東工學博士が編成せられたる表により左に掲ぐ、

樣式	寺社の名	形狀	所在地名
推古法隆寺起法輪	法隆寺	五重	大和國生駒郡法隆寺村
	法起寺	三重	同上
天智天平	藥師寺	三重	大和國生駒郡宮郷村
	海龍王寺	五重（檜皮葺）	同上
	當摩寺	三重	大和國生駒郡跡村
	極樂院	五重（檜皮葺）	奈良市
	東塔	三重	大和國葛城郡當麻村
	西塔	三重	同上
弘仁	室生寺	五重	大和國宇陀郡室生村
藤原	海住山寺	五重	山城國相樂郡瓶原村
	靈山寺	三重	大和國生駒郡富雄村
	金剛三昧院	三重	紀伊國伊都郡高野山村
	西明寺	三重	近江國犬上郡東甲良村
	胎藏寺	三重	山城國相樂郡宮崎村
	淨妙寺	三重	同國有田郡和束村
	淨瑠璃寺	三重	山城國相樂郡當尾村
	百濟寺	三重	大和國葛城郡百濟村
	興福寺	三重	同國奈良市
鎌倉	金剛寺	五重	和泉國泉北郡信太村
	淨妙寺	三重	相模國鎌倉郡山内村
	石山寺	多寶	近江國滋賀郡石山村
	興福寺	五重	大和國奈良市
	大安寺	八角四重	同國添上郡別所村
	嚴島神社	五重	安藝國佐伯郡嚴島町
足利	八阪の船田法華	多寶塔	同上
	岩吉寺	三重	山城國京都市
	南禪寺	多寶塔	同上
	金剛寺	多寶塔	河内國南河内郡天野村
	保福寺	多寶塔	紀伊國伊都郡高野山村
	來迎院	多寶塔	近江國滋賀郡石山村

タフ

塔婆　奈良平安の兩時代には、先づ中心に礎を置き、中心柱を樹立し、尋で四方の構架を疊重し、最上層の屋蓋に九輪を冠す、九輪は、全く中心柱の支承する處となり、其重量は、周圍の構架に布及する事なく、各重の重量は其比較的強大なる棟木を以て支承す、當代の塔は、屋蓋の勾配甚緩なるが爲めに、別に桔木を容るゝの餘地を存せざりき、裝飾は、外部は悉く丹亞を塗抹し、木材の末端のみ黃土を塗り、内部は多くは壁上に繪畫を施し、柱以下木材にも、色彩模樣を施したるが如し、奈良朝初期の塔は、中央に須彌壇を設け、佛像を安置せず、床は直に地盤にして板を敷かず、平安朝時代は常に一定の形式を備へたる須彌壇を据え、多くは五智如來を安置せり、鎌倉時代以後、始めて桔木を用ひ、檫杆の理によりて軒を支承するに至りしも、其支點は往々柱の外に逸し、或は丸桁の上にあり、構造上甚だ不利益なるものありき、また中心柱は礎石の上に安定する事前期の如し、小なる三重塔、多寶塔に至りては、中心柱は、初層の梁上に立つを普通とする事亦前期に等しく、裝飾また大差なし、屋蓋は桔木使用の結果として、勾配急峻となり、彎曲增大せり、江戸時代には、工作上の發達著しく、終に中心柱を礎石より遊離せしめ、之を周圍の構架より垂下せしむるに至れり、裝飾は、外部に極彩色を施す事此時代に始まれるが如し、日光東照宮、芝增上寺の塔これなり、且塔には また凡ての時代を通じて屋蓋の四隅に風鐸を懸けたりき【相輪】其プランにおいて外側の柱を側柱、内部の柱を四天柱、中心の柱を四天柱といふ、其他は普通堂塔におけると同一なり、また相輪（卽ち九輪）は、其重量に比較的強大なる棟木を以て支承し、各重の重量は、屋蓋の勾配甚緩なるが爲めに、別に桔木を容るゝの餘地を存せざりき、裝飾は、外部は悉く丹亞を塗抹し、木材の末端のみ黃土を塗り、内部は多くは壁上に繪畫を施し、柱以下木材にも、色彩模樣を施したるが如し、奈良朝初期の塔は、中央に須彌壇を設け、佛像を安置せず、床は直に地盤にして板を敷かず、平安朝時代は常に一定の形式を備へたる須彌壇を据え、多くは五智如來を安置せり、鎌倉時代以後、始めて桔木を用ひ、檫杆の理によりて軒を支承するに至りしも、其支點は往々柱の外に逸し、或は丸桁の上にあり、構造上甚だ不利益なるものありき、また中心柱は礎石の上に安定する事前期の如し、小なる三重塔、多寶塔に至りては、中心柱は、初層の梁上に立つを普通とする事亦前期に等しく、裝飾また大差なし、屋蓋は桔木使用の結果として、勾配急峻となり、彎曲增大せり、江戸時代には、工作上の發達著しく、終に中心柱を礎石より遊離せしめ、之を周圍の構架より垂下せしむるに至れり、裝飾は、外部に極彩色を施す事此時代に始まれるが如し、日光東照宮、芝增上寺の塔これなり、且塔には また凡ての時代を通じて屋蓋の四隅に風鐸を懸けたりき【相輪】其プランにおいて外側の柱を側柱、内部の柱を四天柱、中心の柱を四天柱といふ、其他は普通堂塔におけると同一なり、また相輪（卽ち九輪）は、其重量に比較的強大なる棟木を以て支承し、各重の重量は、屋蓋の勾配甚緩なるが爲めに、別に桔木を容るゝの餘地を存せざりき、裝飾は、外部は悉く丹亞を塗抹し、木材の末端のみ黃土を塗り、内部は多くは壁上に繪畫を施し、柱以下木材にも、色彩模樣を施したるが如し、奈良朝初期の塔は、中央に須彌壇を設け、佛像を安置せず、床は直に地盤にして板を敷かず、平安朝時代は常に一定の形式を備へたる須彌壇を据え、多くは五智如來を安置せり、鎌倉時代以後、始めて桔木を用ひ、檫杆の理によりて軒を支承するに至りしも、其支點は往々柱の外に逸し、或は丸桁の上にあり、構造上甚だ不利益なるものありき、また中心柱は礎石の上に安定する事前期の如し、小なる三重塔、多寶塔に至りては、中心柱は、初層の梁上に立つを普通とする事亦前期に等しく、裝飾また大差なし、屋蓋は桔木使用の結果として、

總見	寺多寶塔	重	近江國蒲生郡妻土村
國寺	寺多寶塔	重	備後國尾道市
仁和	寺五重塔	重	山城國葛野郡花園村
談山神社	十三重塔	重	同國磯城郡多武峯村
東金堂	大寺多寶塔	重	大和國添上郡東市村
白毫寺	同寺多寶塔	重	攝津國大阪市
清水寺	寺五重塔	重	山城國京都市
四天王寺	寺五重塔	重	攝津國大阪市
豊臣	東京市	重	武藏國東京市
日光山東照宮	五重塔	重	下野國上都賀郡日光町
勝曼院	多寶塔	重	攝津國大阪市
德川	寺多寶塔	重	近江國大津市
園城寺	三重塔	重	同國滋賀郡大津町
長生寺	多寶塔	重	同國蒲生郡島村
淺草寺	五重塔	重	武藏國東京市
增上寺	同上	重	同上
高野山	多寶塔	重	紀伊國伊都郡高野村
同東塔	同上	重	同上
同西塔	同上	重	同上
妙成寺	五重塔	重	能登國羽咋郡上甘田村

阿彌陀寺内に鐵の多寶塔を造る、是より鐵塔を作ること起る、墓上または墓畔に建つることは、天武天皇の七年に僧定慧が、藤原鎌足を多武峰に改葬し、其畔に十三重塔を起てたるを濫觴とす、尋で文德實錄嘉祥三年四月の條に「先是深草陵宰埴婆所藏陀羅尼、自發落地」と見えたれば、仁明天皇の御陵に、陀羅尼を藏したる卒堵婆を建てたること明なり、また藤原基經が、山城木幡を藤氏一族の墓地とし、石の卒堵婆一基を建てゝ其標としたり、墓上塔を建つる風漸く繁く、延長八年、醍醐天皇の宇治醍醐の陵上に、卒都婆三基を建て、長保元年藤原實資、華山天皇の女御婉子女王の冥福を祈らんが爲めに、墓上に石の寶塔を建て、長元九年後一條院神樂岡の陵上に石の寶塔を立て、陀羅尼を藏むる等、其例甚多し、下りて仁治三年、四條天皇月輪陵に九層の石の寶塔を立てたり、これより供養の爲めに墓上墓畔等に立つること盛んとなれり、而して斯の如き塔は自ら墓標の用を爲し、遂に變じて、墓表となれり、慈惠大師御遺告なる天祿三年五月三日勅記沒後事の條に「右宰都婆、生前欲レ作遲若未レ運之前命終者、且立二假宰都婆一、其下堀レ穴、除二三四尺許一、置二骨於穴底上一、可レ滿レ土、卅九日內作二石宰都婆一、可レ立替一之、是爲二遺弟等時々來禮之標示一也、宰都婆中、安二置隨求大佛頂髻珠光明五字阿彌陀等眞言一、生前欲レ書儲若未レ書入滅者、眞照道朝慶有等、同法可レ書レ之」と見えたるにて、當時既に標示の用を兼ねしめたる風あるを知るべし、詳しくは墓（ハカ）の條を見よ【墓表】として慈惠大師の時其風ありしもなほ供養を目的とし、墓標は副目的たるに過ぎざりしが、後遂に單に墓表のみを目的として立つることゝなれり、「ハカ」參看

す(一)は舍利塔、供養塔、糞塔あり、糞塔は五穀豐饒を祈る爲に造りたるものにして、陀羅尼及び糞等を納む、木質にして高二寸許なり、室生寺の糞塔の如き(塔婆)是なり(二)は層塔、重層を爲すを以て名づく、之を建築物と非建築物とに區別す、並に一重より十三重に至る、而して建築物にありては木造なり、一層にして相輪(相輪)を有するものを相輪塔、一層にして圓形なるものを寶塔(涅槃經に七寶を以て塔を裝飾すること見えたるより出でたる名なるべし)二層にして上層の圓形に、下層方形なるものを多寶(多寶)塔と稱し、三層以上は皆其層數を以て呼ぶ、三重塔、四重塔、五重塔、七重塔、九重塔、十三重塔の如し、(我國における層塔は上に述べたるが如く一、二、三、四、五、七、九、十三の八種に限れり)非建築物は多くは供養の爲めに造れるものにして、石材を普通とす、相輪塔、層塔の上部なる九輪(卽ち相輪)を地上に立てたるものをいふ、其外寶篋印塔、五輪塔、角塔婆、板塔婆、笠塔婆、板碑(「イタヒ」參看)無縫塔(又卵塔)等あり、是等は形によりて名づけしと雖も、其目的は供養の爲めに立てたるものにて、供養の一種なり、尙ほ便宜上墓の條に詳說したれば、就て見よ(覺禪抄、阿娑縛抄、造塔功德經、西域記、南海寄歸傳、翻譯名義集、釋氏要覽、工藝志料、史學雜誌「日本佛塔建築の沿革」、考古便覽)

タフシノコホリ　答志郡　所在志摩國

起原　元正天皇の養老三年四月、此郡を割て佐藝郡を置きし事見えたれば、蓋し國郡制定の際既に之を置きしものなるべし　沿革　續紀塔志に作り、延喜式以後答志に作る、和名抄に答志、和具、伊可、伊椎(イザハ)驛家、神戸等の鄕あり、郡名考「タヨシ」と唱へ、地誌提要古に復して「タフシ」と稱す、明治廿九年英虞郡と合併して志摩郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タフセリウ　田布施流　田布施忠宗の創めたる砲術の流派、忠宗は源助と稱し、河內の人なり、天文六年四月南蠻に赴きて其奧旨を得、其門人酒井勅して仁王講を修せしむ、醍醐天皇延長四年多武峯總社を建て、談山權現と勅號を賜ふ、村上天皇天曆年中、延曆寺座主實性多武峯座主となりしより、延曆寺末となる、後ち衆徒等屢ゝ與福寺と爭を生じ、兵火に罹りしこと數度に及べり、江戸幕府の時、寺祿三千石を給したり、嘉永二年祠廟を重修し、今猶祠堂敞十、山腹に並びて規模最宏大なり、社殿の壯麗なる俗に關西の日光の稱あるを以て知るべし、明治維新の後、妙樂寺の所管を脫し、談山神社と稱して別格官幣社となる○大塔は高七間方一間半、妙樂寺の堂宇は、明治維新の際妙樂寺の廢亡と共に多く廢毀す(談山神社)○神社の寶物は繪緣起(土佐光茂筆一條筆裏調書)四卷、同住吉如慶具慶畫二條光平調書のもの二卷、狩野永德筆と稱する三十六歌仙扁額、栗原寺の銅鏡盤等あり(多武峯緣記、同略記、大和廻)

タフミ　田文　土地の檢注を記せしものを云ふ、後世の水帳の類なり、田地の文籍の義なり、全國の田文を大田文といへり、(「オホタブミ」參看)文治に奧羽兩國の省帳田文の燒失せしことあり、建久に全國の田地を總檢せしことあり、正治に諸國の田文を作りしことあり、文永に諸國の田文を調進せしめしことあり、貞應二年淡路國大田文、文永十一年若狹大田文、弘安に注進せる常陸國作田總勘文、豐後國圖田帳、但馬國大田文の類今尙ほ世に存せり、諸國の田文は時を以てその守護地頭に命じて注進せしめ、これに依りて公私の領地を正し、田園の增減を知り、以て領家地頭の歸匿訴訟を防ぎたり、但馬國の大田文を例としたり、藤原氏盛大を極むるに至り、崇尊尤も厚し、清和天皇の時延安寺塔を再興し、貞觀五年官符を以て墓附近の伐木を禁じ、明年四至を定む、十年

に建久承久建治帳、また任古帳、注進之、など見えたるにて知るべし、田文の類に作田勘文、圖田帳、丸帳、地檢目錄、作田目錄、下地注文など稱せるもあり(田制篇)

タベ　田部　王朝時代の初め屯田を掌りたる部族をいふ、景行天皇五十七年十月、始めて田部の屯倉を興さしめたり、欽明天皇の時、處々の韓人を以て倭國大身狹の屯倉の田部、高麗人を小身狹の田部と爲し、敏達天皇三年、蘇我馬子を吉備國に遣し、白猪の屯倉と田部とを增益せしむ(書紀)

タマ　玉　名義　纖物貝類及び其他にて、裝飾の用に供せんが爲めに彫琢したるものをいふ、(なほ玉の稱呼は、凡て圓形を爲したるもの、總稱にも用ふれども、實用に供するものは、本項の記述に用ひきを以て、凡て省略す)妙圓(タヘル)の略なりといへり、多くは圓形なれども、古くは巴狀形(曲玉といふ)圓筒形(管玉又竹玉といふ)稜角形(切子玉といふ)碁石形(平玉といふ)等なほ多し　起原沿革　玉の用は既に【太古】より見えたり、古事記を按ずるに、諸冊の二神が國土形成の際、天沼矛を天神より賜ひし事あり、尊で伊弉諾尊が橘小門に於て御禊せる時、左右の手の手纏を解除せる事あり、沼矛は玉を飾りたる矛、手纏は玉を糸にて貫き手に纏ふ裝飾なり、なほ天照大神が高天原にて、素盞嗚尊の參上を待ち迎ふる時、左右の手に八尺勾璁之五百津美須麻流之珠(ヤサカノマガタマノイホツミスマルノミタマ)(糸を以て數百の美玉を連貫したる物)を纏き持ち給へる等の事あり、以て當時裝飾として各種の用に供したることを伺ふべし、時に櫛明玉命能く玉を作る、嘗て御統(ミスマル)玉を作りて天照大神に獻じ、また天孫瓊々杵尊が降臨あるに及びては、玉造の工人を率ゐて隨行し、常に寶玉を造りたり【上代】神武天皇都を橿原の地に定め、卽位し給ふに當り、櫛明玉命の孫業玉工を率ゐ、玉を作りて獻じ以て之を賀す、美保岐玉といふ、美保岐は卽ち慶賀の義なり、爾來命の子孫居を出雲に移し、玉を作るを以て職とし、每歲玉を調物に副へて貢獻し其業を世襲す、是を出雲の玉造といふ、子孫玉造連、玉祖宿禰に分れ、其部族を率ゐたりしが、垂仁天皇の卅九年、皇子五十瓊敷命をして諸國の玉作部(卽ち玉工)を督せしめ、命の薨後は、舊の如く玉造連、玉祖宿禰、諸國工人の部長として、玉を作りて朝廷に獻することを司りたり、然るに孝德天皇の大化六年、玉造連及び玉祖宿禰が、諸國玉造部の工人を督するを停め、更に諸國貢獻する所の玉及び玉器は、國司之を收めて、大藏省に輸し、大藏省はこれを內藏寮に輸する事と爲す、而して當時玉の用は、專ら頭髮、胸、手、足並に刀劍等を裝飾するにありき、また玉の種類は曲玉、管玉、切子玉、小玉等多く用ひられたり、今此時代に於ける裝飾の一斑を示さんが爲に、上に埴輪を掲ぐ、【奈良朝時代】此時代のはじめ、出雲國の外は玉及び玉器を獻するを停め(停めし時代詳かならず、但し文武天皇より以後なり)玉工を京都に召集して玉を作らしめたり、(後世玉工を作物所に聚めて玉を作らしむ)而して此頃よりも衣服の裝飾に玉を用ふる者あり、之をマリギヌ(タマギヌ)または玉衣といへり、此に於て玉工の用漸く繁し、聖武天皇の時に至り、官奴婢太といふ者あり、始めて大阪砂を以て玉石を治むるに、其成る事甚速にして、製する所のもの頗る佳眞なり、卽ち天平十五年詔して眞民と爲し、姓を大友史と賜ふ、大阪砂は、大和國葛下郡逢坂村及び穴蕪村より出づ、

此外河内の金剛山、大和の生駒山、また丹波土佐よりも出たすといへり、則ち合玉石、又解玉石といふものにして、今の金剛鑽なり、爾來諸國の玉工金剛鑽を以て玉石を治むるに至り、其術また大に進歩す【平安朝時代】桓武天皇延暦十四年詔して、參議以上は、皆帶に白玉を着けしむ、帶に玉を着くるの制茲に始まる、是より後天下の形勢大に變じ、諸人珠玉を以て衣服の裝飾と爲さず、其用ふる所は、只僅に、神幣となし、或は玉冠、玉佩、及び革帶に嵌し、もしくは佛像の裝嚴と爲すのみにして、玉工漸く衰ふ、以來業を以て相傳ふるもの甚稀なり、瑪瑙、水精、琲珠、珊瑚、琥珀、金、銀等を丸と爲し、諸器の裝飾と爲すが如きは、往々これ有りと雖も、【出雲の國産の堅質なる玉の製造法は、獨り出雲意宇郡の工人のみ相傳へ、據紳家の革帶に用ふる方圓の寶玉も、祖先傳來の者あれば、子孫是を讓り承けて永く家寶と爲したり、醍醐天皇の延喜五年、出雲國造の獻ずる玉は、每歲赤水精の玉八枚、白水精の玉十六枚、青玉四十四枚を以て定數と爲す、承平、天慶の亂を經て、出雲の國造及び國司の玉を進獻すること漸く廢し、(國造の獻ずる所の者は碗子玉なり)其製法も亦永く斷絶す、因て世人多く支那舶來の玉を用ふること、なれり、崇德天皇の時僧法範能く玉(水精、瑪瑙等の類の玉)を作る、玉工の職衰へてより以來、僧徒或は玉を治むる者あり、壽永三年、後鳥羽天皇大嘗會を行ふ、時に中原眞治、中原眞清、中原依遠等の玉工を召し諸器を作らしむ、共に當時の妙手と稱せらる【鎌倉時代】下りて弘安年間蒙古襲來して大敗したるより以後、支那の商舶の到ること大に減じ、玉を輸することまた甚鮮し、是に於て本邦の玉工の業復々起る、其玉工は多く僧徒なりき、正和四年、朝廷近江國日吉神社を造營せるに當り、玉工守清、妙法、成佛、爲綱等の名手を召して任に當らしめたり、(守清、妙法、成佛、爲綱は恐らくは京都の工人なるべし)、室町時代より安土桃山時代に係けては特に語るべきことなし、【江戸時代】慶長年間、印籠と巾着との緒に玉を貫きて縮束の用に供せるに及びては、既に其俗を傳へしならんも、史籍に散見せざれば詳かならず、而して其風の盛んに行はるゝに至りしは、恐らくは江戸時代ならんか、なほ考ふべし 補遺 曲玉(マガタマ)參看)管玉(クダタマ)參看)平玉(碧石の如き形)等は古書に見えたれど、なほ書籍に其名見えずして、近時考古學の研究起り、古墳發掘物日に多きを加ふるに從ひ、人類學者か、其形ちによりて命名したるものも多し、卽ち切子玉、三輪玉、臼玉、數珠玉、算盤玉、緒締玉、棗玉、瓢箪玉等之なり 補遺 和名抄載する所によれば、珠、璞、水精、火精、瑠璃、玫瑰、琥珀、馬腦、碑礫、珊瑚等あり、此外出雲より恒例として朝廷に獻じたる碗子玉あり、また八木毘三郎氏が、古墳より發堀せる物の種類を擧げて金、石、木、土、玻瑠の五つを擧げたり、近世に及びては頗る多く枚擧に遑あらず、且普れく人の知る處なるを以て省略す(古事記、工藝志料、日本考古學、考古便覽、言海)

(尸玉平)

タマイ

タマイナノコホリ 玉名郡 所在肥後國

起原 景行天皇紀十八年六月辛酉朔癸亥、自三高來縣一渡二玉杵名邑一と見ゆ、蓋し玉杵名は後玉名郡を稱す 沿革 日本紀玉杵名に作り、延喜式玉名に作りて「タマナ」と稱す、和名抄に、日置、爲太(イタ)石津、下宅、宗部(ソカベ)大町、大水、江田等の鄕あり、郡名考又「タマナ」と稱し、地誌提要「タマナ」「タマイナ」兩樣に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タマガハジヤウス井 玉川上水 上水

(ジヤウスヰ)を見よ

タマグシ 玉串(玉籤) 名義 祭祀の時、神前に供する木綿を掛けたる榊及び薦をいふ、されど薦を用ひたる例は極めて稀にして、主としては榊のみなりき、玉は美稱にして、籤は釋日本紀に「用二此坂樹一刺二立於地一爲二祭神之木一故謂二之籤一耳」とあるにて其意を知るべし、なほ本居宣長は、手向籤の義なりといひ、平田篤胤は、古くは玉をも貫きて用ひたるよりの名なるべしといへども信じがたし、又伊勢神宮にては、祓札を玉串といへり 起原沿革 日本紀の一書に、天岩屋戸の變の條に「又使二山雷者一、採二五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者、採二五百箇野薦八十玉籤一」とあるを初見と爲す、爾來大小の祭祀には必ずこれを供ふる事恒例となり、史籍記錄に散見ぜる事枚擧に遑あらず、また延喜式伊勢大神宮の條には太玉串の稱見え、其註に「著二木綿一賢木、是名二太玉串一」とあり、太は玉と同じく美稱なり、また「著」糸玉串二枚」とも見ゆ、これによれば、糸を掛けたるものもありしこと明かなれど、右の外には絶えて見當らず、恐らくは延喜時代にのみ行はれたる異例ならんか、更に下りて近世に及びては、木綿の代りに紙を切りて掛くることも並び行はれたり、なほ古くは榊も根付きのまゝなりしが、後世は其枝を用ふるの場合も多くなりたるは、蓋し便宜上略儀に從ひたるなり(延喜式、釋日本紀、玉勝間、古史傳、倭訓栞)

タマシヅメノマツリ 鎭魂祭 名義 天皇の御魂を鎭安し、御世長久を祈り奉る祭、職員令の義解に「謂、鎭安也、凡人之陽氣曰レ魂、魂運也、言招二離遊之運魂一、鎭二身體之中府一、故曰二鎭魂一」と見えたり、蓋し人の魂は飄忽として天地の間に在るものと信じたるが故に、所謂身體の中府に鎭めんが爲に此祭を行ふ也、なほ同義解に「問鎭魂祭何神、答、神祇官式云、鎭魂祭祭神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主」とあり、要するに此等の諸神に對して鎭魂の祈禱を爲したるものなるべし、なほ皇后宮、東宮、上皇等も之に倣ひて此祭ありし、造酒司八代物を供ふ、縫殿寮掖女を率ゐ東階より升り升り、次に內侍御衣匣を持ち、大內より退出、東階より升り、各坐に就く、治部省は雅樂歌人を率ゐ東階より升りて、西階より升り座に就く、既にして大臣四側階より升りて座に就く、召使をして式部を喚ばしむ、丞入りて座に就く、卽ち刀禰入れ奉れと宣る、丞、稱唯、して位に復り刀禰を召す、大夫五位各入りて位に就く、外記史は、史生、官掌等を率ゐ、西舍より出でゝ屛下に立ち、式部省入るを待ちて東舍座に就く、位定る後、大臣召使をして、大藏省を喚ばしむ、丞、稱唯、進みて版に就く、卽ち綾木綿を賜へと仰す、丞、稱唯し、退いて掾、史生、藏部を率ゐ、木綿を箱に入れて、先神祇官人に賜ひ、次に大臣に賜ふ、訖て神祇伯は

琴師笛工を召して、御琴に笛合せてと命ず、皆稱唯して笛を吹き琴を調べ、神部も共に歌ふ事二成、次に雅樂歌人同音に歌ふ事二成、神部二人各柏手に候ふ、御巫始めて舞ふ、舞每に、巫部舞を誉めてアナタフトと云事三遍、大藏掾、安曇木綿二枚を箱に入れ、進めて伯の前に置く、御巫宇氣槽を覆せ、其上に立ち、桙を琴笛に合せて槽を衝き、一二三四五六七八九十と計ふ度每に、伯、木綿を結び、葛箱に納る、女藏人、御衣箱を開きて振動かす事柏手のごとし、次に御巫、諸の御巫、猨女、次に宮內丞、侍從、內舍人、大舍人、各次を以て舞を奏す、舞訖りて位に復る、辨、大夫、官掌を召して宮內省と喚ばしむ、丞、稱唯して版に就く、卽ち御飯早速に賜はしめよと仰す、丞稱唯し、膳部をして御飯を賜はしむ、大膳進膳以下共に起ちて飯を神祇官以下諸司に賜ふ、時に進、版に就いて御飯賜畢と申す、諸司手を拍つ三段、酒三行、亦手を拍つ事一度、訖りて各退出す、此日また中宮東宮も又此祭を行ひ、後ちに上皇宮にも此事あり、延喜の制みな之に從ふ、而して宮內省もし事故ある時は、神祇官にて行ふ、後世皇室式微し宮內省神祇官また荒廢するに及び、繩に其舊地に假艦を設けて祭場に宛てたり 起原 神武天皇の元年十一月、宇麻志麻治命、宮殿內に於て、天璽瑞寶を齋ひ奉りて、天皇皇后の爲めに、御魂を鎭め、壽祚を祈禱したるを起因と爲す 沿革 天武天皇十四年十一月、天皇の爲めに招魂せることあり、卽ち鎭魂祭なり、文武天皇の時、令を制定するに及び、始めて日時を定めて十一月中寅の日を用ふる事となれり、然るに中古令制廢れてより、祭儀次第に衰微に傾き、殊に室町時代に入りては其甚しきを極めしと雖も、後花園天皇の文安寶德の頃までは、なほ告朔の餼羊をなしたりしが、其後

遂に中絶せし事、幾ど三百五十年、江戸時代光格天皇の寛政九年に至りまた再興あり、次で今日に及べり（舊事本紀、貞觀儀式、神祇志料、古事類苑神祇部）

タマツクリノコホリ　玉造郡　所在 陸前國起原 元明天皇和銅六年十二月丹取郡を建て、聖武天皇神龜五年四月玉作と改稱し、後ち玉造に改む 沿革 續紀丹取に作り、又玉作、玉造に作る、和名抄に、府見（フシミ）玉造、信太（シタ）餘戸、等の鄉あり、中世東境を割て葛岡郡を置く、吾妻鏡に其名見えたり、後世再び之を併せて一郡となす、寛知集以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タマテノヲカノヘノミサザキ　玉手丘上陵　孝安天皇の御陵、大和國葛上郡（今南葛城郡）掖上村大字玉手に在り○兆域方六町、守戸五烟、高さ九間、根廻百四十間とす（禮樂志、陵墓一覽）

タマノコホリ　多摩郡　多磨郡（タバノコホリ）を見よ、

タマヒ　田舞　田歌（タウタ）を見よ、

タマホノミヤ　玉穗宮　磐余玉穗宮（イハレノタマホノミヤ）を見よ、

タママツリ　靈祭　俗に盂蘭盆供（ウラボン）を云ふ、同條を見よ、

タマヨバヒノマツリ　招魂祭　「セウコンノマツリ」を見よ、

タマリヅメ　溜詰　名義 江戸時代、親藩及び譜代大名にして、江戸城内黒書院の溜間に席を有するものをいふ、溜間詰の略なり、在府の時は、毎月廿日廿四日に登城し溜間に出坐、老中に謁し將軍の起居を候す、政務ある時は、老中と討議し、或は直に將軍に上申する事を得、また大事を諸大名に號令する時は老中と列坐し、將軍が三山（紅葉山、東叡山、三緣山）に參詣の時は豫參す、又先立を勤め、なほ大禮の時には、京都への大上使を勤む、而して登城の際常に老中の上に着坐す○按するに、溜詰は重臣を優待し、兼ねて眞言を進めしめんとしたるものにして、一の名譽職の如きものなれども、決して役名にあらず、世或は職員と考ふるものあるは誤なり 起原沿革 もとは榊原、井伊等の如く、世々家老の職に任ぜらるゝもの、常に此に候したりしが、後ちに松平賴重（讃岐高松城主）保科正之共に世胄近親な以て此に候せしより、遂に井伊、松平（高松）保科の三家を以て世襲常詰の家となし、其他にありては酒井奥平の諸家及び老中の職を罷めたるもの、優遇せられて、臨時一代限り此席に列りしもの尠なからず、而して往時は、溜詰に對しては、老中と雖も長敬する所ありしが、後世其人員增加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只每月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虛位となりたり○また之に準ずるもの、其身一代に限られ、奥平昌高、酒井忠實等之に補せられたり（職掌錄、續王代古事類苑官位部、德川史）

タマリノマ　溜間　溜詰（タマリヅメ）を見よ、

タミヤリウ　田宮流　田宮重正の創めたる拔刀居合術の流派○重正、平兵衛と稱す、後ち對馬と改む、關東の人なり、刀術を好み、東元治につきて神明無想東流の刀術を學び、其奥旨を究め、後また林崎重信に學びて拔刀の妙を得、遂に一流を起す、其子長勝、孃を傳へて池田輝政に仕ふ、後ち致仕して紀伊に赴き賴宣に仕ふ、門に入て學ぶもの多く末流諸國に在り（武藝小傳、武術流祖錄）

タン　段　田地の廣狹を量るにいふ稱、成形圖說に、猶一切（シヤリ）といふが如しといへり、農政坐右に「日本紀孝德天皇大化二年詔、凡田長三十步、廣十二步爲レ段とあり、令もこれに同じ、方一步者三百六十とあり、拾芥抄には、凡田三十六步爲二一段頭一註三百六十步爲二一段積一とあり、然るに地方間答に、文祿中豐臣秀吉、改めて三百步を以て一段とすと云へり、鈴鹿には、古へ六寸一尺と云ふ軍役あり、田六千坪を一貫とす、三百坪を一段とし、三千坪を一町とすれば、二町六貫にて積り安き故なりと云へり、田園類說これに從へり、分田備考には、御遣狀百ヶ條に、郡國所領の高は、文祿元年大河內淺野が割付けの通り、禁裏の總政所へ注進す、此の時より三百坪に改め直すとあり、何れの道にも、今の三百步を一段とせしは、秀吉の時と知るべし、制度通に、段の字今反の字を用ふ、段の草書なり、この段と云ふことは、漢土には見あたらず、一しきりを段と云ふは、後世にも多く見えたりと云へり、海東諸國記に、凡計二田用一日本町段六十五步爲二一段一と云へるは、傳聞の訛なるべし、按に拾芥抄に見えたる三十六步爲二一段頭一と云ふは、心得がたきことなり、思ふに、これ三十六步四方の地を、小口より見て一段頭と號し、これにて兵粮を收むるものを地頭とも云へるなるべし」と見えたり、

ダンヲチ　檀越　佛教の用語にして施主の義「ダンノチ」とよむ例なり、又檀那とも檀主とも云ふ、南海寄歸傳注に「梵云二陀那鉢底一譯爲二施主一、陀那是施、鉢底是主、而云二檀越一者、本非二正譯一、略二去那字一取二上陀音一、檀名爲レ檀、更加二越字一、意道レ由レ行二檀捨一、自可レ越二渡貧窮一、妙釋雖レ然、終非二正本一、舊云二達觀一者訛也」とあり、後世之より轉化して、家人婢僕より其主人を（江戸城大奥にては、奥女中を其召仕への

女よりも稱したり）商人より客を呼ぶにさへ檀那とも稱することゝなりたり、

タンカ　短歌　五、七、五、七、七の五句三十一文字より成れる歌を云ふ、本邦韻文の首位を占めたり、世に傳はれるは、素盞嗚尊の「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくる其八重垣を」の詠を最も古しとす、詳しくは「ウタ」の條を見よ、

タンカイコウ　淡海公　藤原鎌足及び藤原不比等の諡號、古くはアフミコウと訓みたり、淡海は今の近江なり、鎌足の祖今昔物語に「吉野の郡藏橋山の峰、多武峯の岸重れる後に峯あり（中略）然て峰には大織冠淡海公と御墓をしるしたる也」と見え、大鏡に鎌足のことをいひて「うせ給へる後のいみな淡海公と申しけり」と誌き、更にこれを否定して「この繁樹がいふ樣、大織冠をばいかで淡海公とは申させ給ふぞ、（中略）主のたまふ事ども、天の川をかき流す樣に侍れど、折々かゝるひがごとどもぞまじりたる」と記したれど、これは本書の著者が、普通の流布說を信じて考の未だ足らざるによるなり、されば延喜式には多武峰墓を贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣の墓と記したり、後世淡海公を不比等と混同するに及び、多武峰墓をも不比等なりとし、政事要略の註にも記したれど、多武峰に鎌足を葬りたる事多武峯緣起によりて明かなれば、この淡海公は鎌足と見做すべきなり、また不比等のは、續日本紀天平寶字四年八月の不比等の傳中に「追以二近江國十二郡一封二淡海公一」とあるにて知らる、今按ずるに、鎌足の邸宅淡海に在りし事、大織冠傳、多武峯緣起、濫觴抄等に「薨二于淡海第一」とあるにて明かなれば、當時の人は、淡海の大臣とか淡海公とか稱したるより、古書にも鎌足を淡海公と記したるものなるべし、（伴信友は薨後淡海を封國として賜はりしならんといへり）然るに其子不比等が淡海公に封ぜられてより後、專ら不比等のみを爾か稱したる結果、自ら鎌足に係りたるものならんか（史學雜誌「淡海公の說」）なほ伴信友の松の藤波にも其辨あり、就きて見るべし、

タンケイ　湛慶　名號 系統 運慶の子事蹟 佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の聞あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、兼ねて繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門西方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又共に二天を造り、東方は康運、康勝、運助彫刻し、西方增長天は湛慶、康辨、運賀彫刻す、而して湛慶の造る所は大門の金剛力士十三重寶塔の脇士制多迦童子、梵天、帝釋、毘沙門等なりき、嘉禎の頃將軍藤原賴經の請により、一切經供養の本尊釋迦佛を大安寺釋迦に模して畫き、嘉禎三年高野山金剛力士二體を造り、貞應三年高山寺善妙寺の善妙井に獅子狛犬を造る、建長三年七月蓮華王院中尊の佛像を作り、同六年正月竣る、時に年八十二、其餘彫刻する所甚多し、弘年未詳、一說に元久二年五月十四日竣すと云ふも信すべからず（佛工系圖、歷代大佛師譜、佛家人名辭書）

京都六波羅蜜寺所藏木像

タンゴ　端午　名義 公武年中行事の一、五月五日の節句をいふ、端午は初五の義にして、古く支那にては五と午と相通じたるよりかく記したる也、初五即ち月初めの五日の意なれば、必ず五月に限りたる稱にあらざりしが、五月の節の重んぜらるゝに及び、自ら五月五日の稱となれり、また五五、重午、重五など稱するは、五月五日と五が二つ重なるを以てなり、江戸時代には俗に男の節句とも稱したり 續紀 天王朝時代、朝廷にては、まづ三日に六衞府より菖蒲艾を奉るを、四日に主殿寮これを所々の殿舍の軒に葺く、五日に糸所より菖蒲鬘を獻じ、主上之をかけ武德殿に行幸し、節會を行はる、群臣皆菖蒲を鬘にす、此日また典藥寮より菖蒲の机を獻ず、なほ群臣に藥玉を賜ふ、畢りて騎射の事あり、これを五日の節と稱す、また菖蒲を葺くことは枕草子に「九重の内をはじめて、いひ知らぬ民のすみかまで、いかでわが許にしげく葺かんと、葺き渡したる云々」とあれば、上下一般の風習たりしを伺ふべきなり、なほ奥州にては菖蒲の代りにカツミ（眞菰の實なりといへり）を葺きしこと、世繼物語、東齋隨筆に見えたり、後世に至り節會の事は衰へて行はれざりしも、江戸時代に及ぶまで、朝廷の公事は大略古と異なれる處なし、武家並に民間に就きて逃ぶれば、鎌倉時代には、幕府にても、此日を祝日と爲し菖蒲を葺き、菖蒲枕菖蒲酒等を用ひしも、委細の事は詳かならず、室町時代また然り、江戸時代には、五節句の一として頗る

重儀たれば、幕府に出仕の面々は、染帷子を着し祝賀を述ぶること上巳の如し、大奥にてはお目見以上の者は祝賀を述べ、又柏餅を上り、三家三卿家門等よりは粽を獻上す、お目見以上の者へは柏餅の下賜あり、御臺所には菖蒲湯を召す、なほ將軍家にて嗣子誕生ありし時は、玄關前に幟を飾る、旗奉行之を掌り、與力同心をして之を警衛せしむ、また士庶を通じて一般に家の檐に菖蒲蓬を葺き、七歳以下の男子ある家にては幟、吹流し、鯉幟等を建つ、幟に、外幟(玄關前に飾る)内幟(座敷に飾る)あり、萬石以上は勿論、以下にても嫡長子孫の爲めに外幟を飾るものも多かりき、また四半に鍾馗を畫きたるは俗なり、故に諸大名等は四半を立つるものなし、座敷幟は幟の外冑人形、青龍刀など添へて建つ、吹流しは通常町家にては建つることなし、凡男子生るゝ家へは、初節句と稱して、特に之を重んじ、幟冑人形等を贈りてこれを祝すること一般の風俗にして、民間にては多く鯉を用ひたり、鯉は出世魚といへる諺によれるなり、此日府下の湯屋にては菖蒲湯と稱し、菖蒲を湯の中に入る、又舊例に從ひ菖蒲酒を酌み、柏餅を食ひ佳節を賞せり、なほ兒童等相集りて菖蒲たゝきといへる戲を爲す、また菖蒲打ともいふ、菖蒲もて太く編みたるものを持ち、地を打ちて激しき音するを樂しむ、また菖蒲にて鉢卷を爲し、菖蒲刀といへる木刀を佩ぶ、(二)此日また粽を食ふ、また自然薯、筍、カサゴの乾魚を一つに煮て食ふ等のこともあり○按ずるに、五月に菖蒲を用ふるは、邪氣を拂はんとするの意に出でたり、故にこれを軒に葺くのみならず、之を鬘として用ひ(「アヤメノカヅラ」參看)枕の下に敷き(「アヤメノマクラ」參看)酒に漬して飲み(「アヤメザケ」參看)湯に投じて浴し(「アヤメノユ」參看)藥玉の材料に用ひ(「クスダマ」參看)冑に作りて弄ぶ(「アヤメノカブト」參看)菖蒲兜は後ち變じて冑人形となれり(「カブトニンギヤウ」參看)また軒に葺き藥玉の材に供せんが爲めに菖蒲輿(「アヤメノコシ」參看)の制あり、粽を食ふことは、屈原の故事に基くといへり、なほ蛩とりたる家三年葺かずといふ説あれども、詳かならざる由、山槐記に見え、新造の家三年不レ葺の説あれども、これも詳かなざる由また同書に見えたり、又新宅葺かずとは、後成恩寺關白の説(諒闇記)なれども、「新造家必葺レ之、代々例也」と年中行事祕鈔に見えたれば、此説に從ふべきなり、なほ裏家には、或は葺き、或は葺かざる説あれども、多くは詳かならざるの説なり、且同書に「凡葺二菖蒲一事者、爲レ除二大災一也」と見ゆ、邪氣を拂ふといへる古傳の外、かゝる信仰も含まれしならんか **起原**

沿革 和漢合運に「仁德天皇卅九年辛亥、五月始詔獻二菖蒲一」とあり、公事根源五日節の條に「推古天皇の御宇よりはじまる」とあれども、並に日本紀に載せざれば確かならず、尋で續紀聖武天皇天平十九年五月庚辰の條に「天皇御二南苑一、觀二騎射走馬一、是日太上天皇詔曰、昔者五月之節、常用二菖蒲一爲レ縵、比來已停、此事從レ今而後、非二菖蒲縵一者、勿レ入二宮中一」と見ゆ、昔者とあるにて、古くより五月の節の行はれたるを見るべし、なほ菖蒲を葺く事の起原も詳かならざれども、西宮記に「五月四日主殿寮内裏殿舍葺二菖蒲一」と見え、蜻蛉日記に「五月にもなりぬ、我家にとまれる人のもとより、おはしますとも、しやうぶ葺かでは、ゆゝしからんを、いかゞせんとするとは云ひたり」など見えたれば、其以前既に此風俗ありて、朝廷の公事ともなりたる事を知るべし、屋代弘賢は「國史式には見えざれども、醍醐天皇延喜の御時やはじまりけん、又は其比は定例となさざるゆゑに、式には記るされざるにや」といへり、なほ五月の節は、鎌倉時代以後は衰頽して行はれざりしと見え、記錄の中散見する處なく、建武年中行事には「五日の節絶えて久し」と記るされたり、然れども其他菖蒲に關したる風俗は、爾來打ちつゞきて公武民間共に行はれ、江戸時代には五節句の一として頗る重んぜられしが、明治六年一月之を廢し、朝廷にての儀式全く廢せられしも、民間にてはなほ之を祝するものあり、殊に男兒ある家にては、鯉幟を立て柏餅を製する等のことなほ古への如し(古今要覽稿、武家名目抄、端午資料、端午考、風俗畫報「東京歳事記」、德川盛世錄、千代田城大奥)

タンゴノクニ 丹後國 **疆域** 東は若狹、西は但馬、南は丹波、北は海に至る、東西凡十三里餘、南北凡十一里餘、山陰道に屬す **形勢** 東西二隅相抱て兩灣をなし、山脈丹波より來り國内に散布して西北に走り、但馬を界す、地勢北するに隨て漸く卑く、諸水皆北流す、港市の地頗る繁富にして景勝亦多く、地味磽薄なり **沿革** 元明天皇和銅六年丹波五郡を割き始て本國を置き、國府を與謝郡に設く、(今の府中)足利尊氏の叛するに當り一色範光を守護に補す、正平中山名時氏歸順し、本國を定め、再び畔て足利義詮に降り、因て守護となる、子師義孫滿幸職を襲ぐ、滿幸叔父氏清と共に叛して敗死す、將軍義滿復守護を範光の孫滿範に授け、田邊に治す、應仁の亂、孫義直山名持豐に黨す、文明の初細川勝元の黨若狹守護武田信賢、將軍義政の命を以て本國守護を兼れ、一色氏と兵を交る連年、終に入る能はず、義直の玄孫義道、殘虐、天正六年織田信長細川藤孝を本國に封じ義道を伐たしむ、義道敗死し、子義俊與佐郡弓木城に居り猶三郡を領す、九年藤孝の子忠興、義俊を誅殺して全國を併せ、一色氏亡ぶ、慶長五年德川氏忠興を豐前に徙し、京極高知を封ず、元和八年高知卒す、遺命して地を三子に分つ、嫡子高廣を宮津に(七萬三千石)、二子高三は田邊に(三萬五千石)、義子高通を峯山(一萬三千石)に封ず、寛文六年高廣の子高國罪有て國除し、後封を易る者數氏、寶曆中松平資昌封を受く、高三の孫高盛豐岡(但馬)に轉じ、牧野親成之に代る、獨高通の後世襲し凡て三藩なり、明治維新田邊を改て舞鶴と云ひ、別に久美濱縣を置く、既にして藩を廢して縣となし、又更に豐岡縣に合併す、明治九年また京都府に合す **管郡** 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

書紀(キ) 風土記(フ)	訶沙(キ) 伽佐(フ)	餘社(キ) 余社(キ)			
延喜式 和名抄	加佐	與謝	丹波	竹野(タカノ)	熊野
拾芥抄	同	同	同	同	同
古圖(コ) 元祿圖(ゲ) 寛知集(ク)	賀佐(コ) 加佐(ゲ、ク)	與謝(ク) 與佐(コ、ゲ)	丹波(ク) 中(コ、ゲ)	同	同
郡名考(ゲ) 天保郷帳(テ)	加佐(ゲ)	與佐(ゲ)	中(ナカ)(ゲ)	同(タケノ)(ゲ)	同(クマノ)(ゲ)
明治沿革(メ) 帳 地誌提要(チ)	同(カサ)(チ)	與謝(メ) 與佐(チ)	同(ナカ)(チ)	同(タカノ)(チ)	同(クマノ)(チ)
郡區編制 新郡區編制	同	與謝	同	同	同

ダンザイ 斷罪 武家時代に行はれたる斬罪の別稱、もと罪狀を判決する事なるを轉用せしなり、新編追加文曆二年三月二十三日の令條に「犯人斷罪事、右爲二夜討强盜之張本一、所犯無二遁方一、可レ被レ行二斬罪一也云々」と見ゆ、斬罪(ザンザイ)參看、

ダンザヱモン 彈左衛門 江戸時代、關東における穢多の頭領、彈は苗字、左衛門は通稱なり、また氏を矢野ともいへり、由緒詳かならず、其家の所傳に從へば祖先は攝津池田の人なりしが、後ち相州鎌倉に來りて、源賴朝に仕へ、免許を得て、爾來永く長吏(卽ち穢多)以下を支配す、德川家康江戸入部の時、武藏府中に出でゝ鎌倉以來の由緒を申立てたるより、また長吏等を支配すべき許しを得たりとありされど賴朝より彈氏の祖賴兼へ賜ひたる免許狀、卽ち世に所謂長吏文書と稱する者は僞作なれば、古き時代の事は、明かにすること能はず、而して天正日記を按ずるに「とりごへのゑた呼びて渡す、賴朝以來のゑたと申出る」とあり、十八年のことなれば、此時江戸淺草の鳥越に住し居たりしを知るべし、後ち今戸新町(もと專ら穢多村といふ、近年龜岡町と改む)に移り、其地に一廓を爲したる穢多の部族を治め、兼れて關東の穢多を統轄し、幕府に對しては、刑死人の取扱(磔罪の者を鎗にて刑する事も、其役なりき)時の太鼓、陣太鼓等軍用の諸皮細工等を賦課せられ、平生は獸皮を製するを業となしたり、また關ヶ原大阪陣等の時には手下の者を率ゐて出陣し、他の兵士と同樣の取扱を受けたりといふ、而して慶應二年に至り、征長の軍起るや、手下の者五百人を募りて、人足と爲し軍に從はしめ、なほ銃隊百人を編制し自費を以て、其用に當てんことを出願し、且つ數千兩を上納せり、幕府其功を賞し、四年正月(明治元年)特旨を以て彈左衛門及び手下一統共、穢多の稱を停め平民に引上げたり、これより彈内記と稱す、維新の後も、舊によりて彈氏を冒し、子孫今なほ淺草に在り(彈左衛門由緒書、長吏文書、天正日記、江戸會誌)

タンザク 短冊(短尺) **名稱** (一)紙を細く切りて字を書して物の標とし、或は之を撚りて籤となし、吉凶を卜し、物を賜ふの用に供せしもの、之をヒネリブミと訓む(二)和歌を書く料紙の一種、後世歌の短冊盛に行はるゝに及びて、專ら其稱にのみ用ひたり、又「タンジヤク」とも云ふ **製作** (一)は詳ならず、多くは小紙なり(二)初めは紙質、寸法固より一定せざりしが、後には紙は内雲、奉書、鳥子、杉原等を用ひ、後圓融天皇より後土御門天皇迄は杉原に雲、正親町天皇陽光院は奉書に雲、後陽成天皇よりは鳥子に雲を押して用ひ給ひしと云ふ、之を鳥子雲と云ふ、處々に雲を押したるを飛雲と云ふ、又粗惡なる雲紙あり、之を天神雲と云ふ、北野天神連歌の時重に用ひしより名づく、金泥下繪等を施すは、後土御門天皇以後のことなりと云ふ、寸法は和歌深祕抄には長一尺、廣一寸八分とし、今川大双紙に「短册の寸の事、今時分の長さは、一尺二寸也、廣さ一寸二分、是は定家の流也、家隆には一尺三寸、廣一寸三分也、總じて不破關の板びさしの板の廣さなり、是は一寸八分云々」とあれば、室町時代の中葉は、猶定まらざりしが如し、本朝世事談綺に三條西實枝定むる所とし、宸翰は一尺一寸八分、廣二寸、御製を臣下の書く時、長一尺一寸六分、廣一寸九分、臣下は長一尺一寸五分、廣一寸八分としたり、古今要覽稿に「御製宸翰親王以下一定せざりしが、後には宸翰は長一尺二寸、廣二寸、御製を臣下書く時長一尺五分、廣一寸、臣下は長一尺一寸八分、廣一寸八分と定まりしなり」と云へり **書式** (一)短冊を三ツに折て、上の折目に半字かけて書き出し、二行とし、初の一行は五七五句を書き、次の行は七七句を書き、末をあけて名を書く、名のとまりは上句の終より半字許下る樣に書す、歌は初句にて筆を起し、三句にて墨つぎし、五の句にて墨をつぐな

り、兩行とも假字なるは妨なきも、共に漢字なるは、見苦しき故避くべしと云ふ、題は三字まで一行とし、四字以上は二行に書す、假名題は散し書にす、婦人の短冊は下句を一字下げて書き、裏の右によせて名を書す、雲形は青雲を上とし、紫雲を下とす、冷泉家にては春夏に青色を上とし、秋冬は紫を上にすと云ふ、然れども此等の方式は、何れも後世の定めにて、必しも本式にあらざれば、時によりて取捨宜しきに隨ふべきなり【吉原治革】(一)齊明天皇四年十一月の條に「取二短籍一卜二課反之事一」とあるを初見とす、聖武天皇天平二年正月、大安殿に五位已上を宴し、酒食を賜ひ、短籍書を探らしめ、仁義禮智信の字を書し、其字に隨て物を賜ひたり、共に短籍を籤となしたるなり、清和天皇貞觀十七年四月七日、式兵部兩省文武官擬階短籍を奏す、陽成天皇元慶五年四月九日、式兵部二省成選短册を奏す、これ叙位すべき人の名を記したる札なり、(二)は初め詳ならず、清輔の袋草紙に「探題、各別題各分取詠也、若以二札子一賦取之時、以二探得短册押紙一書二和歌一殊不レ書二題目一云々」とあれば、平安朝の中葉以降の事なるべし、鎌倉時代に至り、漸く行はれ、室町時代には、稍々一定の形式を備ふるに至り、江戸時代に至り、製作書式等の事を言ひはやせしものなるべし、又園太暦康永四年三月二日の條には、短尺にて和歌詠進の事見えたれば、短册にて和歌を詠進する事も古くより行はれしものなるべし(古今要覽稿、古事類苑文學部)

ダンザンジンジヤ 談山神社 多武峰(タフノミネ)を見よ、

ダンシ 檀紙 紙の一種、厚くして色白く皺文あるものを云ふ、「マユミノカミ」とも云ふ、檀の皮にて造れる故なり、後には楮にて造る、陸奥紙とも云ふ、陸奥國より始めて造り出せる故なり、引合とも云ふ、男女の艷書に此紙を用ふる故なりと云ふ、もとは皺なき檀紙を引合と云ひしが、後には小高檀紙を引合と云へり、丈け高く長きを大高(鷹)檀紙、狹く短きを小高檀紙と云ふ、又黑に高檀紙と云ふも云へり、陸奥紙檀紙引合紙の異同につきては文藝類纂に「古の檀紙は、まゆみの紙の義なれば、蓋衛矛類の皮にて造れるなるべし、是まゆみの皮には纖維多くして、杜仲に木綿の名あるに協へるを以てなり、如レ此纖維ある者なれば、これを以て紙を抄き、仍りてこれを檀紙と云ひしなるべし、(杜仲は本草和名に、和名波比木由美、又衛矛和名加波久末都々良、一名久曾末由美乃加波とあるは、何物たるを的知すべからずと雖も、皆同抄に檀和名萬由三とあるものの一類なり)加茂保憲女集に、みちのくのまゆみのかみと云ひ、新猿樂記にも陸奥の檀紙あり、細流抄に、陸奥紙を檀紙なりと云ひ、河海抄陸奥國紙檀帛也、陸奥より檀紙をすきはじむ、檀はマユミの木也、萬葉に、みちのくのまゆみのかみとあり、又明星抄陸奥にて創造すと云ふ、源氏物語の厚肥えたるの文にも據れば、卽檀紙なるべきが如し、然れども方今陸奥には、絶えて檀紙を産せず、且延喜主計式の諸國調に紙ありて、陸奥特に無し、後考を待つ」と疑ひ、貞丈雜記に檀紙と引合とは別の紙とし「引合と云ふ紙は、昔は有りて今はなき紙なり、色うす墨き紙なる故に、墨紙とも云ふ、又陸奥國より出でし故みちのく紙とも云ひしなり、條々聞書に云く、源氏物語に、みちのくの紙のえならぬなども侍るは、當時の引合の事と侍るほ、當時の引合の事、源氏物語須磨の巻の抛物にも見えたり、又引合と云ふ事、八雲大式に、此の引合紙は、或は陸奥紙と銘し、又海墨紙と云ふいはれは、往古他の女子を以て、我が子の男子に引合せ、夫婦の情を結ぶ時、此の紙に因緣を書きて、女子の親に遣はす、其の時女子の親我が機にあへば、彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親我が機に合はざれば書答なし、如レ此旨趣を以て夫婦を引合する所なり、故に引合紙と云ふ、其の儀分明なり、其の後何にても中與祝儀に用ゐ之、又云く今此の紙を祝言祝儀等に用ゐ之、水師黑棚などに飾るなり、又支猪之時餅を包む折形の時も、總じて祝儀に此の紙を用ふるなり云々(今京都にては紙のたけ大きくよこにシボありて厚きをダンシと云ふ、紙のたけダンシよりは小くうすくたてにシボあるを引合と云ひならはせり)」と云ひて、引合と陸奥紙は同じとせり、之を要するに、三紙皆同物にて、材料、產地、用法に依りて名を異にせるものなるべし、又皺につきては好古日錄に「大高檀紙の皺とは、板に付て乾かさず、繩にかけて干し、皺のよりたるを、朝露にあてて少し打たる故に、皺文あり、今は大高を始め、引合に至り、皺をよせて、板に付て乾かすなり、又古昔の檀紙は打たる故熟紙なり、簾して消て板すきの如し、今はスダレメありて熟紙とは云ひ難し」と云へり、產地は備中松山廣瀨にて製す、大高、縱一尺七寸一分、横二尺二寸三分、大縮と云ふ、横に波文あり、故に縮と云ふ、中高、縱一尺三寸五分、横一尺九寸五分より二尺五分迄、引合中縮と云ふ、小高、縱一尺四寸五分、横一尺七寸五分、小縮鬼杉原と云ふ、二百四十枚を一束とす、越前、阿波、京濵等あり、寸法種類總て備中に同じ(下學集、塵添壒嚢抄、文藝類纂、貞丈雜記)

タンジヤウ 誕生 【上代】人の生るゝや、其汚穢を避けんが爲めに、別に假家を建て、產婦を此處に移したり、これを產屋といふ、而して生兒の臍帶を

截るに竹刀を用ふ(「アチヒエ」參看)朝廷にては、皇子生るれば、先づ壬生の浴を掌る部民を置く、壬生部と稱す、一般貴族間には、生兒を養育するに乳母(哺乳して產兒を養ふ者)湯屋(兒に飲さしむる婦)飯噛(飯を噛み和らげて、これに食はしむるもの)あり、生兒の命名には、生れし際に起れる山川、草木、禽獸などの端祥を見て、直ちに、これを名とする事多かりき、されど人名の口碑に傳へ、史書に載せて、世に知られたるものには、其生長して後に、功德武勇等を賞したる美稱、或は後世よりこれに附したる美稱も甚多し【平安朝時代】懷孕して目立つ程に至れば、吉日を撰びて、腹に帶を纏ふ、これ後世のゆはた帶なり、(結肌帶の儀、後世堅固を祝して岩田帶と書す)但し當時の腹帶は、衣の上より纏ひたるものならんといふ、臨月に及べば、產屋を設けて、產婦はこれに移り、僧をして經など讀ませ、產時に至りては、多くの僧侶を聘して、加持祈禱を行はせて物の怪を去り、安產を得せしめんとす、既に分娩すれば、臍帶を截る人、乳付の嫗などありて、其事を執り行ふ、胞衣は土中に藏む、一に吉日吉方を撰びて之を爲せり、嬰兒は、侍仕の人々これを傳きて湯殿に至り、產湯の式を行ふ、沐浴の間は、弓弦を鳴らして惡冤を避け、僧侶は護身の法を行へり、嬰兒若し男子なれば、文章博士を招きて、高欄の許に立たしめて孝經史記などを誦讀せしむ、天子には特に孝經天子の章を讀みたり、而して出產の前後、特に湯殿にては、事に與る男女の衣裝調度及び產婦の帳臺等皆白色を用ふ、これ清淨を尙ぶ遺風なるべし、なほ產時に邪氣を拂はんが爲めには散米(「サンマイ」參看)を行ふ、また胞衣の滯りたる時、甑を產屋より轉ばし落すことあり、皇子誕生には南へ、皇女誕生には北へ(岩田帶)

落すといへり(「コシキ」參看)これ甑と腰氣と國音相似たれば、コシケを下すといふ曉語より出でたり、もと暁卑間に行はれたるが、遂に後宮にも移りたり、天兒(「アマガツ」參看)とて人形を作り、これを其側に置く、諸々の災惡はすべてこれに倚らしむ、臍帶ほ竹刀を以て切る眞似を爲し、別に小刀にてこれを切る、臍帶は、胎衣桶に入れ、他所に運び去りて土中に埋め、其事に從ひたる人、故らに笑聲を揚げて歸る、生兒には產湯をひかせ、其時に虎の頭の影を湯にうつす事あり、產湯の後、第三日に至りて、湯に浴びさするを、湯殿始の祝といふ、產時の蓑目は、產所の方を射手の前にあてゝ、白緣の疊を倚せかけおき、之を的として射る(「ヒキメ」參看)產兒の傍らには天兒をおき、大箱に小兒の護身符等を入れ置き、守刀は、殊に名作を撰び、また寶壽など、目出度銘物を用ひたり、產後吉日を撰びて祝を爲し、始めて生兒に產衣を着せしむ、產衣の祝といふ、將軍家にては、嘉例として、伊勢氏より白絹の帶を進上す、上着は定數なく、其表は堅紋に織りたる白綾に、銀箔にて松竹鶴龜を押し、裏は白練とす、家の紋など付くる事なし、產婦の湯帷子は、白布を以て作り、生兒のものは、白絹三尺四方にして端縫あり、生兒の頭髮は、吉日を撰びて剃る、また河臨祭とて、吉日吉方を撰び、水邊にて陰陽師に祈禱を爲さしむる事あり、產後まづ初夜三夜とに內々の祝あり、五夜七夜に式三獻七五三等の祝あり、將軍家にては、初夜三夜の祝は、政所方の沙汰とし、五夜は管領、七夜は三職の沙汰とす、七夜には小兒に名を命ず、誕生の日より百日の間は、產婦も小兒も、皆白色の衣服を着し、百一日目に至りて色小袖に更む、これを色直しの祝といふ(「イロナホシ」參看)其日また饗立とて(凡十二疊敷とす、これ一年十二月に象りたるものにして、年に閏月あれば十三疊とす、北を上座とし、南面せしむ、また產屋の蓑目とて、產の時射るべき座敷をも別に設け、弓、蓑目、的壺、鞴等を備ふるなり、妊婦分娩に際しては、肩疊を作りてこれに倚らしむ、(始殿湯)(祓陰祭)(産衣産)

始めて小兒を食膳に向はしむる事あり、これを世に(和唄)喰初または箸揃といへり、色直しの後、三七日を經て、吉日を撰び、母子相伴ひて鎭守の社に參詣す、これを宮參りとも、産神參りともいふ、其日は、置鳥、置鯛、二重折、瓶子等を室内に飾り供へて、産神を祭れり【江戸時代】五ヶ月目における着帶には生絹を用ふれども、庶民は布を以て足れりとす、吉日を撰びて行ふことも、前期に同じく、毎月朔日、伐日を避け、塞りの方にて爲すことをせず、妊娠中は過勞を避け、油膩、辛辣また醯味ある食物を忌み、肉食は胎兒を害するとてまた之を忌み、却て大麥、蘿蔔、午蒡等の植物性を撰びたり、貴族間にては産屋を設く、壬卯の日を撰びて卯の刻に地を平にし、鍬始を爲し南面して之を建つ、其疊は白縁を用ひ、産棚を設け、簷て手桶、水桶、柄杓、盥、瓶子、屏風、土器、臺子、火うち、俎板、庖丁、魚箸、薦、押桶等を備ふ、別に產目の案を設く、産屋には鵜目返、無紋、紫、紅綾等の色模樣を忌み、すべて穢物を避く、妊婦は第九月吉日の鷄鳴直ちに之に臨む、其時式三獻あり、中流以下は、初産には實家に歸りて産み、第二回より、多くは夫の家に於てす、産氣催す時は産婆を聘す、(俗にトリアゲバヾといふ)俗間には催産(ヤヽ)の靈符とて、預め神符佛札を請ひ受くるもあり、さて分娩すれば、産婆生兒を擁して之を壽き、初聲を擧げぬ以前に指に綿を巻きて兒の口中に嘲める穢物を拭ひ去る、若し拭ひ去らざる時は、胎毒となりて疱瘡重かるべしと信じたり、次に竹刀にて臍帶を斷る、多くは之を兩所にて結紮し、其中央より刀を以て截るなり、後に十二の押桶(所謂胞衣桶)に分ち入れて、米錢、苧藥、引饅等を添へ、吉日吉方を撰びて地に埋む、臍の截日は、杉原紙を以て包みて産湯を引く、浴後湯上りとて生兒を布にて包み、暫くして産衣を着せしむ、男子は左より着せ、女子は右より袖を通さするなり、哺乳は産後十二時ばかり過ぎたる後ちにし、初乳を哺ましむる事を忌む、其前に布を以て、口中の穢物を拭ひ、アマモノとて甘連湯(黄連、甘草、紅花、大黄の合劑)を呑ましめて胎屎を下瀉せしむ、胎屎をカニクソといへり、また産後三日の内に、親縁の者相集りて祝ひ、産土神を祭る、之を三日の祝儀といふ、七夜に至るまでに生兒に名を命ず、假名とて親縁者のより、數多名をつくるを祝儀とす、産後父は七日の忌あり、母は三十五日とす、流産は、姙娠後三箇月までは月經の穢と同じく七日の忌あり、四箇月後なれば、父に五日、母に十日とす、さて産婦は産後十日間は椅褥の内に坐せしめ、第十一日より枕直し(直祝)とて、屑疊の上に臥することを許す、第三十日に至りて、産婦は産屋を出づ、此日生兒の胎髪を剃る、或は既に七日にして剃るもあり、生兒男子なれば三十三日、女子なれば三十二日を經て、産婦生兒を伴ひて産土神に詣づ、即ち宮參り、産土神詣なり、歸途親縁知己を訪ふ、第百十日に至りて喰初の儀あり、はじめて生兒を食膳に向はしめて飯を食はしむ、男兒には男、女兒には女の膳むるものとす、翌年の生日に至りては誕生祝を爲す、其後毎歲其儀あり(貞丈雜記、岡博士日本風俗史)

タンジヤク　タンセン　短冊　段錢　段別によりて課する錢を云ふ、段錢奉行(タンセンブギヤウ)の條を見よ、

タンセンクニワケブギヤウ　タンセンソウブギヤウ　段錢國分奉行　段錢總奉行　「タンセンブギヤウ」を見よ、

タンセンブギヤウ　段錢奉行　戰國幕府　町幕府の職名、段錢の事を掌る、段錢とは、重事ある時、段別により賦課する錢を云ふ、武家名目抄に、「後に至りては、地頭の聞、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　起原沿革　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土藏に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又關を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢國分奉行率分圍錢　嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀して、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貫を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ずし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

タンゼンブシ　丹前節　端唄の一種、起原沿革詳かならず、東海道名所記(寛治二年版)原宿の條に「比丘尼ども一人二人出できて歌をうたふ、頃歌はきゝもわけられず、たんぜんとかや云ふ節なりとて、只あゝ〳〵と長たらしく引ずりたるばかりなり云々」と見えたり(擧曲類纂)

タンダイ　探題　法會論議の時に論題を出す僧役を云ふ、後に種々に轉用ぜられ、(詩歌を賦するに至りては、地頭の聞、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　起原沿革　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土藏に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又關を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢國分圍錢　嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀して、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貫を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ずし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

タンゼンブシ　丹前節　端唄の一種、起原沿革詳かならず、東海道名所記(寛治二年版)原宿の條に「比丘尼ども一人二人出できて歌をうたふ、頃歌はきゝもわけられず、たんぜんとかや云ふ節なりとて、只あゝ〳〵と長たらしく引ずりたるばかりなり云々」と見えたり(擧曲類纂)

タンダイ　探題　法會論議の時に論題を出す僧役を云ふ、後に種々に轉用ぜられ、(詩歌を賦するに至りては、地頭の聞、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　起原沿革　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土藏に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又關を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢國分圍錢　嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀して、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貫を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ずし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

タンダイ　探題　法會論議の時に論題を出す僧役を云ふ、後に種々に轉用ぜられ、(詩歌を賦するに至りては、地頭の聞、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　起原沿革　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土藏に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又關を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢國分圍錢　嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀して、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貫を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ずし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

ダンジヤウダイ　彈正臺　ダヽスツカサ　又訓む、唐名御史臺、霜臺、憲臺、南司　現在　大内裏の東、職制　風俗を肅清し、内外の非違を糺彈す、凡て朝臣の非違五位以上は彈奏し、六位以下は所司に移して推問す、但し太政大臣は彈ずるを得ず、尹犯あれば則ち弼以下奏彈して、臺中の非違は五に相彈す、弼以下月に京中を巡し、忠以下は日に京城内外を察し、官の苛法寃抑を訴ふる者は、推究して當を得れば奏し、否らざれば彈ず、式部省と共に朝廷の衣冠禮儀を糺す　職員　尹一人從四位上、後世多く親王を任じ、或は大納言以上之を兼ぬ、大弼一人從四位下、少弼一人正五位下、公達諸大夫之に任ず、大弼は參議を兼ぬることあり、大忠一人正六位上、少忠二人正六位下、六位諸大夫侍等之に任ず、大疏一人正七位上、少疏一人正八位上、疏以上は別勅にあらざれば、他務を掌るを得ず、巡察彈正十人正七位下、史生六人、臺掌二人、使部三十人、直丁二人　起原沿革　天智天皇の時御史大夫あり、後ち大納言と改め、別に彈正臺を置きたり、大寶令に至りて職制始めて定る、天平寶字二年糺正臺と改めたれど、幾千もなくして舊に改めたり、同三年尹を陞して從三位の官となす、延曆十一年新に彈正例八十三條を定む、弘仁四年令制大疏のみなりしを以て少疏一人を加ふ、十四年令制弼一人にて政事滯るを以て、大少弼各一人を分置し、彈正巡察二人を省く、淳和天皇の初年巡察彈正漸次減じて二人となる、更に巡察大少屬各一人を置く、(大屬正八位上、小屬大初位上)天長九年毎月京中を巡察して、諸司諸院諸家及び内外主典以上の犯狀を勘糺し、直に式部兵部二省に移し、貶して考祿を奪ふ、仁明天皇初年巡察史生二人を置く、承和六年勅して臺檢非違使と同じく非違を糺彈す、但し犯人逃亡せば、臺追捕に堪へず、宜しく臺使と議し檢非違使を遣して逮捕せしめ、永例となす、自後糺彈捕逮の權臺と使廳に歸し、彈正臺は有名無實となり、巡察彈正の如きは寛平以後全く廢するに至れり、明治政府に至り、二年五月之を復し、内外の非違を糺彈する所と爲す、同年七月、京都出張本臺を設く(三年七月に廢す)、同四年二月、京攝出張

巡察所を改め、本臺出張所と稱し、廳を大阪に置く、尋で七月之を廢し、其事務を司法省に屬す(令義解、續紀、延喜式、類聚國史、三代格、職原鈔、職官志)

タンジヤク　タンセン　短冊　段錢　段別によりて課する錢を云ふ、段錢奉行(タンセンブギヤウ)の條を見よ、

タンセンクニワケブギヤウ　タンセンソウブギヤウ　段錢國分奉行　段錢總奉行　「タンセンブギヤウ」を見よ、

タンセンブギヤウ　段錢奉行　戰國幕府　町幕府の職名、段錢の事を掌る、段錢とは、重事ある時、段別により賦課する錢を云ふ、武家名目抄に、「後に至りては、地頭の聞、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　起原沿革　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土藏に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又關を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢國分圍錢　嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀して、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貫を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ずし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

タンダイ　探題　法會論議の時に論題を出す僧役を云ふ、後に種々に轉用ぜられ、(詩歌を賦するに至りては、地頭の聞、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　起原沿革　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土藏に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又關を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢國分圍錢　嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀して、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貫を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ずし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

タンダイノシヨク　探題職　執權(シツケン)な見よ、

タンタウ　短刀　刀の極く小きもの、又ミジカカタナとも云ふ、「カタナ」參看、

タンダカ　段高　名義　江戸時代新開地の内、地質粗惡、或は收穫不定等の土地にして、將來高入となす能はざるもの、段別のみを檢定して課稅せる土地を云ふ、大日本租稅志に「段高場とは、草生地及び池沼、岸邊の墳地、川堤外の不定地等を高に結ぶも、百姓或は得る所なきを以て、唯其段別を定め、輕租を課するのみにして、高外に置くものを謂ふ、輕曉須知に據るに、享保八年武藏國の秣場を懇開せしめ、芝地壹段に役米三升を課せり、諸國異同ありと雖も率ね此類なり、是等多くは村の附有にして、之に依て一村を成すもの甚尠し、然れども年を經て地味熟眞すれば則ち收て高に結ぶの制とす、」とみゆ　起原沿革　寶曆六年九月、代官所段高場は、是迄取箇差出帳に附記すれども、今年より本途取箇に同じく吟味すべしと達し、安永七年七月、段高場の内、追次地味熟眞に至る分は、嚴に檢査して高入と爲すべし、尤も川附不定地の場所は、專ら堤防に注意し、作毛に應じて取箇附を吟味すべしと令せり、爾後農民屢々高掛の豊なきを利用し、地味熟眞になると雖も、段高場と爲すを以て、代官をして嚴に之を檢せしむ(地方凡例錄、地方落穗集、大日本租稅志、舊幕縣治要略)

ダンテンモン　談天門　名義　大内裏外郭

十二門の一、馬司或は馬寮の門ともいふ、又ダッテンモンと訓む 地名 宮城四面の門、南端の第一門となす 起原沿革 桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、阿波國之を造り、玉手氏之を監す、大さ五間、戸三間、右衛府士之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改められし時、小野美材の筆額を掲ぐ、延喜彈正臺式に、中和院の西に在る木工寮へ木材屋瓦、及び造酒司へ米を運ぶに孰も此門より出入することを許せり、天元五年八月、風の爲めに顚倒す（拾芥抄、大内裏圖考證）

ダンテンモンイン　談天門院　名義 忠子、法名蓮華智、又ダッテンモンヰンと訓む 系統 參議藤原忠繼の一女、母は平高輔女帥局 事蹟 後宇多天皇の妃、後醍醐天皇の御母、永仁六年七月從三位、正安三年七月准三宮、嘉元元年九月尼と爲り、文保二年四月院號、元應元年十一月十五日薨ず、御年五十二（女院小傳）

タンドク　讀讀　僧の役名、天台眞言宗にて、傳法灌頂の時、受灌頂者の德を稱讃するを掌る、文治二年範賢灌頂記に「以二拜殿正面放出一爲二讀德處一、敷二疊一枚、後立二屏風一云云、然後讀頭出讀四智梵語、饒鉢如レ常、次心略讀、饒鉢如レ常、次金剛薩埵、饒鉢如レ常、然後讀德、々々了受者返答云云」と見えたり、

タントリ　段取　江戸時代、關東の年貢取方にて、反別に對し一段歩の單率より算出し、地租を收入するを云ふ、上方にては、之を厘取といふ、關東は段別を主とすればなり（地方凡例錄、舊幕縣治要略）

タントリケミ　段取檢見　故引檢見（ヘヒキケミ）を見よ、

ダンナ　檀那　「ダンチチ」を見よ、

ダンノウラノタタカヒ　檀ノ浦戰　起原沿革 古へ旦波に作る、開化天皇六年に、丹波竹野媛を納れて妃となし、彦湯產隅命を生む、其孫丹波道主命、崇神天皇十年將軍となり、此國を經て山陰山陽を巡り、敎化を敷く、史に見ゆる者此に始まる、國郡の制定まるに及び十一郡を管す、和銅六年五郡を割き丹後國を置く、古へ國府を桑田郡に置く（遺址今船井郡屋賀村）鎌倉幕府の時、土肥實平守護の事を行ふ、建武中興、參議源忠顯を國司に任じ、碓井盛景守護代となる、足利尊氏の叛するや、仁木賴章をして國内を徇へしめ、賴章の子義尹を以て守護となす、正平中山名時氏、吉野に歸順して本國を略定す、既にして山陰諸州を以て畀き、足利義詮に降り守護となる、時氏卒して、第四子氏清職を襲ぐ、元中八年謀叛して誅に伏す、將軍義滿、細川賴元を守護となし子孫に傳ふ、五世政元に至り、高國澄之澄元を義子として守護を澄之に傳ふ、永正四年政元其臣に弑せられ、澄之代り立つ、澄元入て亂を討じ澄之を殺す、明年高國、將軍義稙を奉じて兵を擧げ、澄元を走らし、其地を併す、大永中に至り、八上城主波多野植通（多紀郡）、高國の令を奉ぜず、近郡を侵略し遂に自立して國主と稱す、傳へて秀治に至る、天正七年織田信長其將明智光秀をして來たり伐たしむ、光秀秀治を誘殺し、悉く州内を平らぐ、信長光秀を封じ龜山に治す、十年光秀誅死し、豐臣氏義子秀勝を封じ、福知山に鎭せしめ（拾萬石）、前田玄以を八上に封す、文祿中秀勝卒して嗣なし、福知山を小野木公郷に賜ふ（後に朽木植昌）、玄以の子茂勝襲心して收封せられ、松平康重之に代り徙て篠山に治す（後に青山忠朝）、其餘國内封を受る者、龜山（岡部長盛、後松平信岑）園部（小出吉親）柏原（織田信休）綾部（九鬼隆秀）山家（谷衞好）の七藩、明治維新改めて縣となし、又廢して京都府及び豐岡縣より兼治す、明治九年また合併して京都府の所轄となる 參照 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

延喜式	拾芥抄	元祿圖	天保鄕帳	寬知集	古圖	郡名考	明治沿革	郡區編制	新郡區編制	地誌提要編制
桑田	同	同	同	同	同	クハダ（ク）	南桑田			
							北桑田			
船井	同	同	同	同	同	フナイ（ク）	同	同	同	同
何鹿	同	同	同	同	同	イカルカ（ク）	同	同	同	同
多紀	同	多紀	多喜	多紀	同	タキ（チ）	同			
氷上	同	同	同	同	同	ヒカミ（ヘク）	同			
天田	同	同	同	同	同	アマタ（ヘク）	同			

タンバマサタダ　丹波雅忠　系統 忠明の子 事蹟 父祖の業を繼ぎ醫學得業生となり、長元八年權醫博士となり、長久のはじめ、備後介を兼ね、永承中掃部頭に任ず、時に後冷泉天皇不豫なり、雅忠藥を進めて効驗ありしを以て、從四位下に進み、尋で侍醫となり、正四位下に叙す、永保中丹波介となり、應保のはじめ權守に遷る、後ち典藥頭右衛門佐に至る、承曆中高麗王妃病あり、王商船に附して太宰府に牒し、厚幣を以て雅忠を求む、朝廷許さず、太宰府をして返牒せしむ、牒文は大江匡房の起草に係り、文中「扁鵲何入二鷄林之雲一」の語あり、これより世に日本の扁鵲といふ、寬治二年卒す、年六十八（大日本史）

ダンビラ　大平廣　太刀打刀等の幅廣きをいふ、たびら廣の略、大に平く廣き意（眞丈雜記）太平記に「長門國下ノ關海峽東口の北岸 起原沿革 平宗盛等屋嶋において源義經に破られ、漫落して海に浮び、長門國檀ノ浦の波上に漂ふ、義經文治元年三月舟師を率ゐ四國より檀ノ浦に赴く、三浦義澄地理に精しきを以て先鋒たらしむ、義澄命を受け、進んで檀濱奥津の邊に着す、平氏の陣を去ること三十餘町、平氏之を聞き、彦島を出で、赤間關を過ぎ田濱に到る 事蹟沿革 三月廿四日源平の諸將各々舟師を率ゐて、大に赤間關檀ノ浦に會戰す、兩軍相距ること僅に三町許、平氏先づ五百餘艘を三隊に分ち挑み戰ふ、山峨秀遠並に松浦黨先鋒たり、源氏亦八百四十餘艘を以て應戰す、會々田内重能反應して俄かに義經に降る、時に源範賴大兵を擁して九州に在り、平氏亦退きて保つに處なし、平知盛等形勢の非なるを見、進んで義經と會し勝敗を決せんとす、全軍亦悉く死を決して奮戰せりと雖も、午の刻に至りて遂に敗潰す 系統 是に於て安德天皇は神璽寶劍を帶び、二位尼に抱かれ、海に投じて崩じ、女院、宗盛、及び子清宗等生擒らる、知盛、敎盛、資盛等また戰死す、寶劍遂に海に沈み、神璽は浮び出づ、四月十一日義經使を馳せて、平氏の滅亡を鎌倉に報す、賴朝、範賴に命じ、なほ九州に留まりて事を處せしめ、義經をして神璽、女院を奉じ、生擒の諸將を具して上洛せしむ、六月宗盛父子を近江に斬り、其餘黨又皆平ぐ（平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡）

タンバノクニ　丹波國　系統 東は山城、東北は近江、西は但馬、西南は播磨、西北は丹後、南は攝津、北は若狹に至る、東西凡十四里十八町、南北十二里、山陰道に屬す 形勢 山脈近江若狹より來り縱橫分布し、地形高隆南北二隣の諸水多く源を玆に發す、東北は樹稠く谷窪し、西南稍平曠なり、地質肥瘠一ならず 起原沿革 古へ旦波に作る、開化天皇六年に、丹波竹野媛を納れて妃となし、彦湯產隅命を生む、其孫丹波道主命、崇神天皇十年將軍となり、此國を經て山陰山陽を巡り、敎化を敷く、史に見ゆる者此に始まる、國郡の制定まるに及び十一郡を管す、和銅六年五郡を割き丹後國を置く、古へ國府を桑田郡に置く（遺址今船井郡屋賀村）鎌倉幕府の時、土肥實平守護の事を行ふ、建武中興、參議源忠顯を國司に任じ、碓井盛景守護代となる、足利尊氏の叛するや、仁木賴章をして國内を徇へしめ、賴章の子義尹を以て守護となす、正平中山名時氏、吉野に歸順して本國を略定す、既にして山陰諸州を以て畀き、足利義詮に降り守護となる、時氏卒して、第四子氏清職を襲ぐ、元中八年謀叛して誅に伏す、將軍義滿、細川賴元を守護となし子孫に傳ふ、五世政元に至り、高國澄之澄元を義子として守護を澄之に傳ふ、永正四年政元其臣に弑せられ、澄之代り立つ、澄元入て亂を討じ澄之を殺す、明年高國、將軍義稙を奉じて兵を擧げ、澄元を走らし、其地を併す、大永中に至り、八上城主波多野植通（多紀郡）、高國の令を奉ぜず、近郡を侵略し遂に自立して國主と稱す、傳へて秀治に至る、天正七年織田信長其將明智光秀をして來たり伐たしむ、光秀秀治を誘殺し、悉く州内を平らぐ、信長光秀を封じ龜山に治す、十年光秀誅死し、豐臣氏義子秀勝を封じ、福知山に鎭せしめ（拾萬石）、前田玄以を八上に封す、文祿中秀勝卒して嗣なし、福知山を小野木公郷に賜ふ（後に朽木植昌）、玄以の子茂勝襲心して收封せられ、松平康重之に代り徙て篠山に治す（後に青山忠朝）、其餘國内封を受る者、龜山（岡部長盛、後松平信岑）園部（小出吉親）柏原（織田信休）綾部（九鬼隆秀）山家（谷衞好）の七藩、明治維新改めて縣となし、又廢して京都府の所轄となる 參照 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

延喜式	拾芥抄	元祿圖	天保鄕帳	寬知集	古圖	郡名考	明治沿革	郡區編制	新郡區編制	地誌提要編制
桑田	同	同	同	同	同	クハダ（ク）	南桑田			
							北桑田			
船井	同	同	同	同	同	フナイ（ク）	同	同	同	同
何鹿	同	同	同	同	同	イカルカ（ク）	同	同	同	同
多紀	同	多紀	多喜	多紀	同	タキ（チ）	同			
氷上	同	同	同	同	同	ヒカミ（ヘク）	同			
天田	同	同	同	同	同	アマタ（ヘク）	同			

タンバマサタダ　丹波雅忠　系統 忠明の子 事蹟 父祖の業を繼ぎ醫學得業生となり、長元八年權醫博士となり、長久のはじめ、備後介を兼ね、永承中掃部頭に任ず、時に後冷泉天皇不豫なり、雅忠藥を進めて効驗ありしを以て、從四位下に進み、尋で侍醫となり、正四位下に叙す、永保中丹波介となり、應保のはじめ權守に遷る、後ち典藥頭右衛門佐に至る、承曆中高麗王妃病あり、王商船に附して太宰府に牒し、厚幣を以て雅忠を求む、朝廷許さず、太宰府をして返牒せしむ、牒文は大江匡房の起草に係り、文中「扁鵲何入二鷄林之雲一」の語あり、これより世に日本の扁鵲といふ、寬治二年卒す、年六十八（大日本史）

ダンビラ　大平廣　太刀打刀等の幅廣きをいふ、たびら廣の略、大に平く廣き意（眞丈雜記）太平記に「長門國下ノ關海峽東口の北岸 起原沿革 平宗盛等屋嶋において源義經に破られ、漫落して海に浮び、長門國檀ノ浦の波上に漂ふ、義經文治元年三月舟師を率ゐ四國より檀ノ浦に赴く、三浦義澄地理に精しきを以て先鋒たらしむ、義澄命を受け、進んで檀濱奥津の邊に着す、平氏の陣を去ること三十餘町、平氏之を聞き、彦島を出で、赤間關を過ぎ田濱に到る 事蹟沿革 三月廿四日源平の諸將各々舟師を率ゐて、大に赤間關檀ノ浦に會戰す、兩軍相距ること僅に三町許、平氏先づ五百餘艘を三隊に分ち挑み戰ふ、山峨秀遠並に松浦黨先鋒たり、源氏亦八百四十餘艘を以て應戰す、會々田内重能反應して俄かに義經に降る、時に源範賴大兵を擁して九州に在り、平氏亦退きて保つに處なし、平知盛等形勢の非なるを見、進んで義經と會し勝敗を決せんとす、全軍亦悉く死を決して奮戰せりと雖も、午の刻に至りて遂に敗潰す 系統 是に於て安德天皇は神璽寶劍を帶び、二位尼に抱かれ、海に投じて崩じ、女院、宗盛、及び子清宗等生擒らる、知盛、敎盛、資盛等また戰死す、寶劍遂に海に沈み、神璽は浮び出づ、四月十一日義經使を馳せて、平氏の滅亡を鎌倉に報す、賴朝、範賴に命じ、なほ九州に留まりて事を處せしめ、義經をして神璽、女院を奉じ、生擒の諸將を具して上洛せしむ、六月宗盛父子を近江に斬り、其餘黨又皆平ぐ（平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡）

タンバノクニ　丹波國　系統 東は山城、東北は近江、西は但馬、西南は播磨、西北は丹後、南は攝津、北は若狹に至る、東西凡十四里十八町、南北十二里、山陰道に屬す 形勢 山脈近江若狹より來り縱橫分布し、地形高隆南北二隣の諸水多く源を玆に發す、東北は樹稠く谷窪し、西南稍平曠なり、地質肥瘠一ならず 起原沿革 古へ旦波に作る、開化天皇六年に、丹波竹野媛を納れて妃となし、彦湯產隅命を生む、其孫丹波道主命、崇神天皇十年將軍となり、此國を經て山陰山陽を巡り、敎化を敷く、史に見ゆる者此に始まる、國郡の制定まるに及び十一郡を管す、和銅六年五郡を割き丹後國を置く、古へ國府を桑田郡に置く（遺址今船井郡屋賀村）鎌倉幕府の時、土肥實平守護の事を行ふ、建武中興、參議源忠顯を國司に任じ、碓井盛景守護代となる、足利尊氏の叛するや、仁木賴章をして國内を徇へしめ、賴章の子義尹を以て守護となす、正平中山名時氏、吉野に歸順して本國を略定す、既にして山陰諸州を以て畀き、足利義詮に降り守護となる、時氏卒して、第四子氏清職を襲ぐ、元中八年謀叛して誅に伏す、將軍義滿、細川賴元を守護となし子孫に傳ふ、五世政元に至り、高國澄之澄元を義子として守護を澄之に傳ふ、永正四年政元其臣に弑せられ、澄之代り立つ、澄元入て亂を討じ澄之を殺す、明年高國、將軍義稙を奉じて兵を擧げ、澄元を走らし、其地を併す、大永中に至り、八上城主波多野植通（多紀郡）、高國の令を奉ぜず、近郡を侵略し遂に自立して國主と稱す、傳へて秀治に至る、天正七年織田信長其將明智光秀をして來たり伐たしむ、光秀秀治を誘殺し、悉く州内を平らぐ、信長光秀を封じ龜山に治す、十年光秀誅死し、豐臣氏義子秀勝を封じ、福知山に鎭せしめ（拾萬石）、前田玄以を八上に封す、文祿中秀勝卒して嗣なし、福知山を小野木公郷に賜ふ（後に朽木植昌）、玄以の子茂勝襲心して收封せられ、松平康重之に代り徙て篠山に治す（後に青山忠朝）、其餘國内封を受る者、龜山（岡部長盛、後松平信岑）園部（小出吉親）柏原（織田信休）綾部（九鬼隆秀）山家（谷衞好）の七藩、明治維新改めて縣となし、又廢して京都府及び豐岡縣より兼治す、明治九年また合併して京都府の所轄となる 參照 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

延喜式	拾芥抄	元祿圖	天保鄕帳	寬知集	古圖	郡名考	明治沿革	郡區編制	新郡區編制	地誌提要編制
桑田	同	同	同	同	同	クハダ（ク）	南桑田			
							北桑田			
船井	同	同	同	同	同	フナイ（ク）	同	同	同	同
何鹿	同	同	同	同	同	イカルカ（ク）	同	同	同	同
多紀	同	多紀	多喜	多紀	同	タキ（チ）	同			
氷上	同	同	同	同	同	ヒカミ（ヘク）	同			
天田	同	同	同	同	同	アマタ（ヘク）	同			

タンバマサタダ　丹波雅忠　系統 忠明の子 事蹟 父祖の業を繼ぎ醫學得業生となり、長元八年權醫博士となり、長久のはじめ、備後介を兼ね、永承中掃部頭に任ず、時に後冷泉天皇不豫なり、雅忠藥を進めて効驗ありしを以て、從四位下に進み、尋で侍醫となり、正四位下に叙す、永保中丹波介となり、應保のはじめ權守に遷る、後ち典藥頭右衛門佐に至る、承曆中高麗王妃病あり、王商船に附して太宰府に牒し、厚幣を以て雅忠を求む、朝廷許さず、太宰府をして返牒せしむ、牒文は大江匡房の起草に係り、文中「扁鵲何入二鷄林之雲一」の語あり、これより世に日本の扁鵲といふ、寬治二年卒す、年六十八（大日本史）

ダンビラ　大平廣　太刀打刀等の幅廣きをいふ、たびら廣の略、大に平く廣き意（眞丈雜記）太平

記に「山名が郎等因幡國の住人に福間三郎とて、世に名を知られたる大力有りけるが、七尺三寸の太刀だびら廣に作りたるを云々」と見えたり、

タムラウヂ　田村氏（陸奥一ノ關）　蕃別、坂上田村麻呂の四男淨野、陸奥介となる、子孫世々陸奥に住す、其苗裔を田村庄と稱す、十七世の孫右京大夫輝顯、國司北畠顯家に屬して軍功あり、遠江守に任ず、是より南朝に忠勤を盡す、其孫次郎清包、是より安積郡より分れて田村郡となりし其建置詳ならず、思ふに鎌倉の時蓋し田村郡と唱ふるに至りしものなるべし 沿革 覽知集以後田村に作り、郡名考「タムラ」と訓じ、地誌提要又之に從ふ、和名抄安積郡八鄕の内小野、小川の二鄕今此郡内に存す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タムラノツカ　田村塚　坂上田村麻呂の墓、山城國宇治郡山科村大字栗栖野、勳修寺の北五町許、醍醐道の東林の中に在り○塋域凡そ四十坪、弘仁二年五月、田村麻呂薨ず、仍て水陸田山林三町を墓地と爲し、其四至を定め（東限六七條間畔、亜公田西南限大路、北限自二馬背坂一上橋之峯一）、屍を棺中に立て、平安城に向はしめ、且つ甲冑、兵仗、鍬鋤、弓箭、繩鑒を副修して合葬す、これより後國家事あるの前には塚内鳴動して宛も鼓を打つが如く、或は雷電するが如しと信ぜられ、王朝時代には大將出征する毎に是に詣で、祈禱すること常例なりき（田邑傳記、山城名勝志）

タムラノミカド　田邑帝　文德天皇（モントクテンワウ）を見よ、

タムラノミサザキ　田邑陵　文德天皇の御陵、初め眞原山陵と稱す、山城國葛野郡太秦村大字中野に在り○圓形、兆域方四町（諸陵考云高三丈許周三十六丈）陵戸四烟、守戸五烟を置く（禮樂志、陵墓一覽）

ダンリン　檀林　名義 淨土宗の學問所 檀林の略、觀佛三昧經に念佛の功德を說いて「如二伊闍林方四十由旬、有二一科牛頭栴檀一、雖レ有二根芽一、猶レ未レ出レ土、其伊闍林唯臭無レ香、若有レ嗽二其華果一發

○清顯——宗顯——宗良——建顯——誠顯——村顯
　村隆——村資——宗顯——邦顯——邦行——通顯
　邦榮——崇顯——至顯

狂、後時棒檀根芽漸々生長、纔欲レ成レ樹、香氣昌盛、遂能改ニ變此林一普皆香美、衆生見者皆生ニ希有心一ことあり、後此義によりて衆僧の棲居する所を云ひ、淨土宗の學問所の名となしたり【起原沿革】淨土宗の學問所は聖光の弟子眞忠の時より初まれりと雖も、未だ一定の名なし、慶長の初、知恩院尊照、增上寺存應等主として經營したり、卽ち、慶長二年九月、尊照關東檀林十八箇所を定め、一宗の學問所となす、之を關東十八檀林と云ふ、左の如し（檀林志、淨土宗年譜）

（關東十八檀林）

武藏芝　增上寺、武藏小石川傳通院
相模鎌倉　光明寺、常陸瓜連　常福寺
下總飯沼　弘經寺、上野新田　大光院
以上紫衣地
武藏深川　靈巖寺、武藏瀧山　大善寺
武藏川越　蓮馨寺、武藏岩附　淨國寺
下總小金　東漸寺、武藏淺草　幡隨院
下總結城　弘經寺、上野館林　善導寺
武藏鴻巢　勝願寺、武藏本所　靈山寺
下總生實　大巖寺、常陸江戸崎　大念寺
以上香衣地

ダンリンクワウゴウ　檀林皇后　橘嘉智子（タチバナノカチコ）を見よ、

ダンリンジ　檀林寺　所在山城國葛野郡　嵯峨舊圖に、朱雀大路の東、作道の北、嵯峨大指圖に、天龍寺の前、金剛院の北東側に在りと爲す○尼寺五山の一【起原沿革】嵯峨天皇の皇后嘉智子、唐僧義空を請じて創建す、仁明天皇、五百戸の封を施捨して供養に充つ、後に尼寺五山の一となる、後世廢絶せしにや、增鏡に、檀林寺の跡に淨金剛院を建てらるゝと見えたり、今は其跡もなし（元亨釋書、山城名勝志）

ダンリンハ　談林派（檀林）　西山宗因が田代松意を祖述して創めたる俳諧の一派、松意は江戸の人にして、俳諧を能くす、延寶年中銀冶町に住して談林軒と號したるより、其一派を談林派、俳風を談林風とも稱したり、其時西山宗因奥州に在りしが、寬文二年松意の招きに應じて江戸に來り、共に俳諧を研鑽したりしが、極めて堪能なりしを以て、其門に遊ぶもの日に多く、遂に所謂談林派を大成して其祖となり、一時天下を風靡するに至れり、當時此風にあらざれば俳諧といはざりしと稱せらるゝを見ても、盛大なりし事を想ふべきなり、一例を擧ぐれば「さればこゝに談林の木あり梅の花」梅翁「世俗眠りをさますがごとき」「獵々や呑牛の若物花修行」「骨折や昔かへる笠の骨」の如きこれなり、松尾芭蕉も一時門下に遊びたりといへり、なほ田中常矩といへるもの宗因に就きて俳諧を學び、之を花洛の地に唱ふ、京都の談林風は此人によりて大に流行するに至れり、後ち芭蕉が正風を唱ふるに及び遂に衰微に歸す、今其傳統を示せば、左のごとし（歷代滑稽傳、俳諧奇人談、嬉遊笑覽、はいかい袋、百家系譜）

○宗因
- 岡西惟中
- 高瀧似仙
- 井原西鶴
- 松井宗旦
- 木畑定直
- 西山宗春
- 松本青雲
- 那波蒋宿
- 志水槃谷
- 南方山
- 北村甕峯
- 前川由平
- 鈴木清風
- 内藤露沾
  - 稲田露言
  - 水間沾德
  - 菊岡沾涼
- 椎本才麿
  - 水田西吟
  - 下山鶏平
  - 北條團水
  - 龍田大立
  - 長谷川千之
  - 鴨鳥佳風
  - 笠家逸志
  - 兒島自丸
  - 椎本芳室
  - 栗山宗卜
  - 原才鶏
  - 吉田雨
  - 金森得水
- 淺田百合
- 真上田中丈竹
- 水足左橘
- 笠家舊室
- 笠家左簾
- 椎本矩州
- 矢野少室
- 河合舍鳳
- 小菅蒼狐
- 北沾涼
- 眞雨
- 万丁
- 増田眠牛
- 長谷川龜文
- 五彩堂短簡
- 千葉春耕

ダンワウホフリンジ　檀王法林寺　所在山城國上京區法林寺門前町○元悟眞寺、俗に檀王と呼ぶ　宗旨淨土宗、金戒光明寺所轄に屬す、本尊阿彌陀如來【起原沿革】往昔は叡山三千坊の一にして、蓮華藏院と稱し、本尊阿彌陀如來を安す、龜山天皇文永五年、道光に勅して淨土宗に改め、寺門を興隆せしめられ、悟眞寺と號す、應仁亂後いたく荒廢し、且鴨川の水害を被り、一時三條東洞院に移轉し、幾千ならず舊地に復す、永祿年間回祿に罹りしかば、僧袋中これを再興し、號を法輪寺と改む、袋中は淨土宗の碩學にして、天正のころ布教海外に及び、法聲甚高く、彼國より贈りし物品頗る多し、又當時の日記なども存せり（平安通誌、京華要誌）

タメ　溜　名義　江戸時代に於ける牢屋の一種、病囚及び幼囚をおく處、もと非人無宿の囚徒をおきたりといへり　場所　江戸淺草と品川とに在り　起原　兩所共に眞享四年始めて四人を其地の非人頭に預けしことあるを起原とす、次第に人數增加せるを以て、淺草の溜は元祿二年に、品川の溜は同十三年に改築し、其制漸く備はる　制度　罪囚病に罹れる時、一時溜に移して加養せしめ、全治すれば再び牢舍せしむ、また犯罪者十五歳未滿なる時は、生長するまで溜におき、十五歳に至るなまちて、本刑に處したり、なほ兩處とも非人の居住地にして、淺草は非人頭車善七、品川は同松右衞門之を管轄せる故、非人溜とも稱す、而して四人を溜におくことを溜預と唱へたり、其他の諸制度に大約牢屋と

同じかりしも、やゝ寬なる傾ありしといへり、牢屋（ラウヤ）參看（德川禁令考、御定書百ヶ條、御仕置類例集、道中祕書）

タメシギリ　試斬　名義　江戸時代、刀劍の利鈍を試みる爲めに、斬罪に處せられたる屍を斬るをいふ、士人、僧侶、婦女、穢多、非人、混療頬ひし者には之を行はず　方法　江戸幕府にて將軍刀を試みる時の方法を逃ぶれば、初め行ふ前、腰物奉行より町奉行へ談合あり、仕置の日限定まるを待て町奉行より之を申出づ、當日執行場には、土壇二箇所を築き、檢使場より砂を敷きつめ、檢使場の脇に斬手者の居所を設く、定刻に至れば、ご掛り役一同揃ひ、死骸は首と共に來る、尋で腰物方、本阿彌、腰物奉行、徒目付等來りて著座す、牢屋見廻、準備の整ひしを告ぐれば、一同場所へ出で、檢使場へ腰物奉行、腰物方及手附竝に刀劍の箱を上へあげ、樣場の橫正面に於て立合ふ、徒目付、牢屋見廻、石出帶刀等列席し、小人目付、鑓役、打役等出場す、山田朝右衞門、手代り弟子、（孰も髮斗目麻上下）弟子（麻上下）體居す、場所入口は町方年寄同心、牢屋打役同心二人宛にて警固す、表門は牢屋同心二人にて守る、山田朝右衞門差圖を爲し、非人兩人にて胴を土壇の上に置き、刀を雙合致して朝右衞門に渡す、之を押戴き、切り柄をかけ肩衣のまゝ兩肌を脫ぎ、土壇に向ひ胴へ劍のむねをあて、右手にて柄を持ち、身を開き左手を砂につき見分の方へ會釋し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を背に負ふ程に振り上げ構へ、再び立、氣を滿たして、聲と共に打込み、胴二つになれば、非人胴の手足を引去る、此時腰物奉行見分す、朝右衞門より斬所并に斬方の善惡の書付を腰物方に出す、鑓の時は朝右衞門柄をすげ、樣場外砂の內へ首を置き、手傳非人數ノ頭を首の上へ當て、柄を持ち押ふ、朝右衞門肩衣のみとなり、首の橫小髮を突き、通り返りとも宜くば、其趣を書付て差出す、是にて樣斬終るなり（刑罰大祕錄、舊幕政談）

タメシブ　試歩　檢地（ケンチ）を見よ、

タメナガシユンス井　爲永春水　名譯　姓は佐々木、名は眞高、通稱を越前屋長次郎といふ、蓮池庵、金龍山人、三鸞、二世振鷺亭、二代目南仙笑楚滿人、狂訓亭等の別號あり　系統　詳ならず　著書　梅暦、辰巳園、縫の梅、春告鳥、英對曙語、等（列傳體小說史）

タモン　多門　城櫓の別稱、江戸城にては二三層に造りしを櫓と呼び、城の周垣の長屋造りなるを、多門と呼び、兩樣に唱へ分けたり、是れ城內に在る、櫓の數甚多くして、自然稱呼の混じ易きが故なるべし、又諸藩の中には、士宅の長屋を、多門と呼びし處もあり、而して多門の稱は松永久秀が、大和志貴城に高櫓を建て其上に多門天主を祀りしに始まると云ふは、實說なれど、或は多門山に城を築き櫓を設けしより多門の稱出來しとも稱し、評かならず（皇典講究所講演「古今城制考」）

タモンデンワウ　多聞天王　佛敎にて四天王の一、「ビシヤモン」を見よ、

タヤスケ　田安家　德川氏の分家にして三卿の一、「トク」がハウゲ」（田安の部）及び「サンキヤウ」の條を見よ、

タヤスモン　田安門　江戸城內郭門の一、今の九段坂の上、近衞步兵一聯隊の入口をいふ、舊田安邸に入る裏口なり、古は代官町御門といふ、又寬永江戸繪圖には仮田町口と記せり、此の門邊を田安臺と稱し、田安大明神の社ありしと云ふ、門衞には譜代大名一萬石限り菊之間詰衆二八參勤の人々、或は在府の衆は三箇年勤番、番士四人羽織袴着用し、法令は竹橋と同じ、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ（御府內備考、殿居嚢）

タラシ　多羅枝（トラシ）　弓を云ふ、弓は手にとる物なるが故に古は御執と云ひ、又略して「トラシ」といひしが、後に、トとタとの通音より「タラシ」といへり、「ユミ」參看、

タル井ノトングウ　垂井頓宮　美濃國垂井宿における後光嚴天皇の行宮、今不破郡垂井町の地なり、新撰美濃志によれば、南宮明神の鳥居の南の邊其舊跡なりといへり、文和二年八月廿五日より九月十九日までの行宮と爲す、按ずるに、此年六月山名時氏京都を襲ふや、足利義詮之を防ぐこと能はず（尊氏時に鎌倉に在り）天皇を奉じて美濃國小島に走り、其地に行宮を營みしが（「チジマノアングウ」參看）八月廿五日に至り、垂井に還幸あり、二條良基の小島の口すさみに「廿五日をしまの頓宮より垂井に行幸あり、その有樣非常の儀にて、腰輿にめさる（中略）

垂井の頓宮は、當國の守護頼康うけたまはりて造りまうく、黒木の御所に柴垣などゆひわたして、かうがうしく、廻立殿大背會などの心地ぞせし」と見えたるにて、其一斑を知るべきなり、是より先足利尊氏は京都の敗報を得て、八月朔日鎌倉を發し、九月六日其迎として赴きたる義詮と共に垂井に着したるを以て、天皇は、十九日頓宮より出でゝ、大壘寺に幸し、廿一日義詮尊氏等を從へて、京都に還幸し給へり（太平記、皇年代略記、續神皇正統記、大日本地名辭書）

タルキ　椽（桷、榱）　棟より軒に渡して、屋根板を支へる木を云ふ、また椳と書す、圓なるを地椳と云ひ、椽の字を用ひ、方なるを飛簷椳と云ひ、桷の字を用ふ、共通に榱の字を用ひたり、支那にては秦に椽、周に榱、齊魯に桷と云へるなりとの説あれど、我國にては椽はエンガハに、桷は隅木に充て用ひたるを以て、垂木又は椳の字を用ふと云ふ、新撰字鏡に薄をタリ木と訓み、簿を庇の垂木と訓み、又は一説に間杭を訓めり（倭訓栞、建築字彙）

タルブネ　樽船　名義　江戸時代、酒荷の運輸を專業としたる廻送船、樽廻船の略稱なり　語源　酒荷はもと菱垣廻船（ビカキブネ）參看）により、運輸したりしが、享保十五年、酒問屋等相圖りて別に樽廻船を起したるより、菱垣廻船と互に相容れず、安永二年菱垣船と搭載貨物の分界を定めたり、天保四年、鰹節、鹽乾魚問屋、乾物問屋井に幕府菓子用砂糖仕入人の砂糖十万斤に限り、兩廻船に搭載することを許せり、されども、此貨物を樽廻船に積む時は、送狀二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす、天保十五年に至り、獨立し、大阪に問屋八軒、西宮に問屋六軒を置き、船舶百五六十艘を有し、大に運漕を擴張し、菱垣廻船と其業を競ふ、而して其荷主の重なるものは、大阪、伊丹、池田、今津、西宮、青木、魚崎、御影、車町、新在家、大石、兵庫十二郷の酒家にして、傍ら荳荷をも搭載したり、また樽番船（配番冊）といふあり、これは各釀駛して、第一番に到着するを競はしめたるものにして、毎年二三月頃、新酒を搭載して、西宮灘より發送す、江戸着の前後は、品川沖に本船を乘り入れ、碇を下すや否、解船を以て船送切手を携帶し、樽廻船問屋に送達したる順番に依りて前後を定む、壹番着の船頭は、江戸荷主より衣類若しくは金子を與へて褒賞せり、元來酒は新品を貴び、價も格別によろしければ、弊害を生ずること多きを以て、公に協同して、前後を定むるの必要あるによれりといへり（日本商業史、皇典講究所講演「江戸時代海運」）

ダルマデラ　達磨寺　所在　大和國葛下郡（今北葛城郡）王寺村、片岡山下に在り、片岡と號す　宗旨　眞言宗　語源　原始眞言　推古天皇二十一年、聖德太子偶々片岡山徑を過ぐ、路傍に斃死せるものあるを見て之を憐み、衣食を給して去れり、翌日其死せるを聞き、悲みて厚く葬りしが、後ち傳教大師の弟子光定この飢者は達磨の化身ならんと云ひしより、何時の頃よりか達磨塚と云ふを築き、草堂を建てて達磨の像を安置したり、後ち僧勝月達磨寺を建立す、一説に笠置寺の解脱上人貞慶墳上に三層塔を建て、旁に淨室を構へて達磨寺と號すともいふ、嘉元三年興福寺衆徒之を憎みて堂宇を燒く、永享七年足利義持命じて再興して禪宗の一寺となし、祖能を住持となす、同年九月前南禪寺住持得巖、達磨寺中興記一篇を撰し、文安六年祖能之を石に勒して寺境に立つ、今此碑及び松永久秀の墓あり（元亨釋書、伽藍開基記、大和廻）

ち

チアン　治安　後一條天皇御宇の年號、寛仁五年二月二日、革命に因て改元す、三年を經て萬壽と改元す（國朝年號譜）

チイサガタナ　小刀　打刀に對して古き時代における所謂刀を云ふ、比較するに小なるがゆゑなり、眞丈維記に「義眞記に云く、小刀は長さ六寸、中子三寸、ケヌキ形なるべしと見えたり、是れ腰刀さや卷腰物皆同じ物なり、長さ柄さやともにて一尺を限りとするなり、柄は鮫の皮かけて柄まかずはなし目貫なり、つば入れず、さやじり直に切るなり、今の世の小刀は、柄をまき鐏を入れ、たけも甚長くするゆゑ、古の小刀とは大に違ひたる物なり」と見え、武家名目抄に「後代は打刀を刀とのみいへば、其に對へて古に刀と云ひしものを長短によらず、すべて小さ刀と云ふなり」と見えたり、詳しくは「カタナ」の條を見るべし、

チウセンシ　錺鋺司　「ジュセンシ」を見よ、

チオサヘ　地押　江戸時代田畑上下の等位高石盛を、先前の儘存置し、單に繩竿を入れ、反別を丈量し、前狀の適否を修正するを云ふ、又地詰とも云ふ、丈量の方法は、檢地と異なることなし、但一二耕地の小部分を限るものは、廻り檢地（マハリケンチ）參看）を以て代辨するものとす、而して此の地押は、隱田の告訴者あるか、或は事故ありて村方より出願するか、或は地所給祖實檢の必要ある場合等の外、容易

に命令を以て擧行せざることなし（德川幕府治要略）

チオン寺　知恩院　所在　山城國下京區林町○華頂山と號す　宗旨　淨土宗、總本山　沿革　原始沿革　高倉天皇安元元年、源空專修念佛を主唱し、比叡山を下りて西山の廣谷、次に東山吉水の邊に草菴を結び、念佛を修行す、其草菴を吉水禪房とも、大谷禪室とも云ふ、承元元年三月源空土佐に配流せられ、同十二月勅免ありしも、京都に入るを許されず、建曆元年十一月に至りて、漸く吉水禪房に歸りたるも、已に荒廢に歸したれば、慈圓僧正、源空の爲めに土地を寄附して一草菴を營めり、卽ち今の智恩院の勢至堂の在る所なりと云ふ、源空此草菴に入りて念佛の修行を事としたり、示寂の後念佛益々傳播したれば、安貞元年比叡山の大衆暴擧して其草菴を破却す、文曆元年遺弟源智再興して諸堂宇を建築す、四條天皇勅して額を賜ひ、始めて華頂山知恩院と號し、永世勅願所となし給ひたりと云ふも、未だ詳ならず、永享三年火災に罹る、足利義教命じて再興したるも、應仁の亂に再び燒失し、住持珠琳、源空の影像を收めて近江國滋賀郡伊香村に避難し、一寺を建立して新知恩院と號す、是享二年九月青蓮院尊鎭親王知恩院に敷地山林を還附し、令旨を珠琳に下して奪跡を再興せしむ、（一說に文明十年足利義教再興すと、）永正十四年八月又火災に罹り、尋で再建し、住持存牛學德を以て聞え、始めて紫衣を賜はりたりと云ふ、天正年中豐臣秀吉諸堂を修理し、德川家康に至り大に興隆を助け、諸堂宇を增築し、住持尊照を優遇し、寺祿七百三石餘を附す、元和二年秀忠山門經藏を造營す、寬永十年二月火災に罹り、十二月家光命を下して再建し、同十三年大鐘を鑄造し、十六年七月に至り諸堂落成し、壯觀を極む、乃ち皇子八宮を請じて門主と

なし、知恩院門跡、華頂宮と號す○山門、西向、德川秀忠の建立（特別保護建造物）後奈良天皇勅額華頂山三字を揭ぐ○本堂、南向、後奈良天皇勅額大谷寺の南向、後奈良天皇勅額大谷寺の三字を揭ぐ、中央に圓光大師（源空）自作の像と云ふを安置す○衆會堂、本堂の後に在り、俗に千疊敷と云ふ○大方丈、小方丈、衆會堂に接す、○經藏、本堂の東南に在り、（特別保護）宋版一切經を藏す○鐘樓、經藏の南に在り、大鐘、高一丈八尺、直徑九尺五寸、厚九寸五分○勢至堂、小方丈の東の山上に在り、（特別保護）○祖師廟、勢至堂の北に在り、賜運壑と云ふ○華頂文庫、權現堂、茶堂等あり、○寶物、着色法然上人繪傳四十八卷、阿彌陀二十五菩薩來迎圖、觀經曼荼羅、紅玻璃阿彌陀像、阿彌陀經曼荼羅、毘沙門天像、各一幅、菩薩處胎經五帖、（大統十六年の文あり）天平年間寫經生日記一卷、法王帝說一卷、（以上皆國寶）等あり（勅修傳、同裏贊、源空上人傳、淨土宗年譜、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄）

チオンジ　知恩寺　所在　山城國上京區上立賣町○三時知恩寺ともいふ　宗旨　淨土宗、知恩院所轄に屬す○本尊阿彌陀如來　沿革　原始沿革　初め後光嚴天皇皇女見子內親王に崇光天皇の御所入江殿を賜ふ、因て入江御所と稱せり、足利義滿の女性善尼此地を得て寺と爲し、知恩寺と號す、稱光天皇の皇女了山宮落飾尼と爲り、法燈を繼ぎ、性善尼を開山とし、自ら第二世と爲る、後柏原天皇歸信深し、然れども六時の勤行書間宮中に行ひ難きを以て、勅して晝三ツ時は本寺に於て行はせらる、故に三時知恩寺と稱す、已來皇女王相承け、連綿法脈を傳へて明治維新に及ぶ、堂宇は天明八年火災に罹り、恭禮門院の舊殿を賜ひ再建す、現在のものは是れなり（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

チオンジ　知恩寺　所在　山城國愛宕郡田中村○長德山功德院と號す、又俗に百萬遍と呼ぶ　宗旨　淨土宗、四箇本寺の一　沿革　原始沿革　傳に慈覺大師の草創、加茂上下宮の法樂修法の寺にして神宮寺と號す、後鳥羽天皇の時、僧源空專修念佛の道場を白川及び西山の廣谷、東山吉水に營み宗門弘通の後、此寺に寓止したり、鴨川に近きを以て、加茂河原院の稱あり、源空示寂の後、弟子源智、源空の像を置き、始めて知恩寺と改稱す、元弘元年天下疫病流行するに方り、住僧空圓勅を奉じて、七ヶ日阿彌陀名號會を修し、百萬遍に及んで疫止む、依て百萬遍の號を賜はり、御所願寺と爲したりと云ふ、永德年間足利義滿相國寺を造營するに方り、當寺を一條の北小川油小路の間に移し、年月を經ること二百年、兩回の兵燹に罹る、天正十三年豐臣氏寺祿三十石を寄せ、十八年京極東櫛町に轉じ、寬文二年東福門院附屬官邸を建つるが爲め此地に移せり○表門、本堂、本師堂、後奈良天皇宸翰の額を揭く、觀音堂、勢至堂、阿彌陀堂、方丈、地藏堂、善導院、及び法然上人の塔あり○寶物、絹本着色鍛鐵拷問二幅（顚輝筆）同善導大師像、同十體阿彌陀像、同佛涅槃圖、同淨土曼荼羅圖各一幅、皆國寶に指定せらる○塔頭十二箇寺、西光寺、養春院、如意菴、琢窓院、瑞林院、善導院、慶運院、壽徳院、龍見院、源養院、安養院、栖松院と云ふ、諸國に末寺三百五十一箇寺あり（山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄）

チカコナイシンワウ　親子內親王　靜寬院宮（セイクワンキンノミヤ）を見よ、

チカタ　地方　江戸時代、町方に對して田舍をいふ、轉じてその地の民政をいふことゝなれり、地方大概集に「御代官役所にて取扱ふ事件を地方と稱

す」と見え、地方凡例錄に「俗語に地方と唱ふるは、政務の事にて、強ち田納收納請帳而、本調等の取計ひ而已に限る事にあらず、都て經界の義なれば、聖賢の道を本とし、理世安民の志を不ㇾ忘、地理に委敷、用水川除修覆等の辨利を考へ、稼穡の道を知り、國益の拔ざる樣に心を用ひ、㆖下の損益を勘辨、農業の不ㇾ失樣教導し、㆘民を撫育し、公事訴訟等の取計に私無く、理非を決斷し、國家安泰に治むべき事を旨とす」と見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の善惡を能く知りて田園を檢知し、末代上下の得失を推知し、地味に隨ひ、石盛の不同なく、萬民上下の慈苦なき樣にこれを定め、物物の應不應を見分け、農事の時を失はず、種蒔、鋤耘、肥養、收納等の時節を差へず、耕作を怠らざる樣に敎導し、一作に於ては、稻粟の可否を檢見し、年の豐凶を考へ、租稅を極め、又は用水川除等の普請、地所の損益を辨明すること第一なり、（中略）又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、部て村里能く治り、訴訟等のなきやうに取治め、もし訴ある時は我意を振はず、理非明白に辨論すべし」とあるにて其大樣を曉るべし.

チカタトウニン　地方頭人　㊀室町幕府の職名、京都洛外の第宅、屋地、市廛、道路等の事を管掌す、又地奉行とも稱す　起原沿革　花營三代記に、康曆元年八月政所內評定始に、地方二階堂中務少輔入道行照、と見えしを始めとす、應永年中より攝津氏の世職となる、凡訴人狀を上り、頭人事項を題し、寄人に付して審問せしむ、其會議を內談と謂ふ（花營三代記、中原氏系圖、武政軌範）

チカツアスカノヤツリノミヤ　近飛鳥八釣宮　飛鳥八釣宮（アスカノヤツリノミヤ）を見よ、

チカマツモンザエモン　近松門左衛門　名號　姓は杉森、名は信盛、通稱を平馬といふ、後ち自ら近松門左衛門と稱す、平安堂、巢林子、不移山人等の號あり　家系沿革　詳かならず、兄は相國寺の宗長老、弟は儒醫岡本一抱子、妹は錦江といひ、俳諧に長ず　事蹟沿革　長門萩の人、少にして肥前唐津近松禪寺（或はいふ近江三井寺の門前近松寺なりと）に入りて僧となる、幾干もなくして京都に上りて弟の家に寓し、還俗して一條家に仕へ、ほゞ有職故實に通ず、尋で致仕し、近松門左衛門と名乘り、歌舞伎狂言及び淨瑠璃の著作に從事す、延寶五年始めて、京都の歌舞伎芝居萬大夫座の作者となり、藤壺の怨靈、藤の花より忽ち大蛇と變ずる趣向を構へて、大に喝采を博し、門左衛門の名聲世に著はる、尋で淨瑠璃大夫井上播磨掾、宇治加賀掾等の爲めに淨瑠璃を作りしが、享保三年竹本儀大夫の爲めに出世景清を著はすに及び、筆致頓に一變し、從來古淨瑠璃を摸倣せる作と雲泥の差ありて、淨瑠璃作者としての一生面を開き、元祿の末大阪に住し竹本座の作者となり、著述の多小女郎淚枕、歌念佛、關八州繫馬、出世景清、國性爺合戰、曾我會稽山、雪女五枚羽子板、吉野都鳥等最著はる（藤井學士「近松門左衛門」）

チカラレウ　千木　名義　大古の家屋に於て、屋蓋破風の上端の、交叉したる部分の稱、卽ち切棟作りの屋根の左右の端に用ひたる長き材にて、其本は、前後の軒より上りて、棟にて行き合はせ、組み交へ、其組目以上、其棺を其まゝ長く出して空を衝くものをいふ、其組目より下に椽と並び、又屋の妻にては樽風となる、また氷木ともいひ、知疑、鎭木、知木などゝも書したり、肱木の略　起原沿革　大古卽ち神代の家屋は皆此制なり、古事記大國主尊國讓の條に「於ニ底津石根ㇾ宮柱布斗斯理、於ニ高天原ㇾ氷木多迦斯理而治賜者云々」とあるを初見とす、爾來王朝時代の初期まで行はれしが、家屋の制發達するに及び自ら廢れ、只僅に神社にのみ其面影を存するに至りしが、千木は全く別物となりて破風と關係なく、棟上に設置する飾りとなりたり、また其棺の一角を殺く事となり、之を片削（カタソギ）といへり、伊勢內宮なるは內角を削き、外宮なるは外角を削き、共に風穴を明けたり（古事記傳、東雅、建築辭彙、言海）

（側岸）

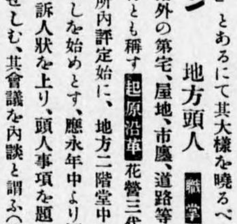

チギ　地祇　國神（クニツカミ）を見よ、

チキウラク　地久樂　名義　高麗樂、雙調四曲中の一、一名地久、又圓地樂と稱し、大曲に準ず、新樂中曲○破拍子十一、急拍子十、舞者六人、番舞萬秋樂　起原沿革　作者傳來共に詳かならず、催馬樂の櫻人に合へりと云ふ、古今著聞集の註の一說に、大宮右大臣（俊家）殿上人の時、南殿の櫻盛なる頃、うへぶしよりいまだ裝束も改めずして、御階のもとまで獨り花を眺め、高欄によりて櫻人の曲を敬反歌はれけるに、多政方、陣つとめて居合せければ、歌の聲を聞きて花の本に進み出で地久の破をつかうまつり、舞はて、入らんとするとき、俊家又櫻人をやめて簑山をうたはれければ、政方又立ちかへりて同意を舞ひけるよし見えたり、體源抄には、公任卿、多政資として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

チキカウ　直講　大學寮（ダイガクレウ）を見よ、

チキコサク　直小作　小作の一にて、田畑を質に入れ、地主直接に小作を爲すをいふ、小作證文年季は、質地年季に准ず（地方凡例錄）

チキサン　直參　（一）華族の僧の最勝講聽衆たる者を云ふ（釋家官班記）（二）江戶時代幕府に直隷せる萬石以下の士人、卽ち旗本御家人をいふ、將軍に直隷するを以て名付く、

チキリ　直訴　訴訟（ソセウ）を見よ、

チキトツ　直綴　僧衣の一種、上は衣の如くにして袈裟（ケサ）あれども、衣よりは少し短くして且細し、下に白の長袴を着す、海人藻芥に「絹直綴は貴賤共用之、道服者俗隱者用之」と見え、一說に、法印法眼法橋

など着すとあり、江戶幕府の制は、僧綵にして法印法眼に叙せられたるもの（醫師、繪師の如き）之を着したり、地質精好又は平絹、袖の下兩脇に襞積（ヒダ）あり、色黑、胸緒は組糸にして、法印は紫、法眼は白を用ふ（裝束集成、貞丈雜記、德川盛世錄）

チギャウ　知行　（一）主配する事を云ひ、（二）後には土地を支配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（三）更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所ニ知行一とあるをアメノシタシロシメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知ニ行諸務一とあるにて知ること、又給國領國分國とも云ふ、其國務として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

チギカウ　直講　大學寮（ダイガクレウ）を見よ、

チギコサク　直小作　小作の一にて、田畑を質に入れ、地主直接に小作を爲すをいふ、小作證文年季は、質地年季に准ず（地方凡例錄）

チギサン　直參　（一）華族の僧の最勝講聽衆たる者を云ふ（釋家官班記）（二）江戶時代幕府に直隷せる萬石以下の士人、卽ち旗本御家人をいふ、將軍に直隷するを以て名付く、

チギリ　直訴　訴訟（ソセウ）を見よ、

チギトツ　直綴　僧衣の一種、上は衣（コロモ）の如くにして袈裟あれども、衣よりは少し短くして且細し、下に白の長袴を着す、海人藻芥に「絹直綴は貴賤共用之、道服者俗隱者用之」と見え、一說に、法印法眼法橋

（側行）

チギヤ　知行　（一）主配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（二）更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所ニ知行一とあるをアメノシタシロシメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知ニ行諸務一とあるにて知ること、又給國領國分國とも云ふ、其國務として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

後には土地を支配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（二）更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所ニ知行一とあるをアメノシタシロシメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知ニ行諸務一とあるにて知ること、又給國領國分國とも云ふ、其國務として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

チギヤウ　知行　（一）主配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（二）更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所ニ知行一とあるをアメノシタシロシメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知ニ行諸務一とあるにて知ること、又給國領國分國とも云ふ、其國務として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

チキロ　直廬　禁中にて大臣納言出仕の宿所を云ふ、後には專ら攝關の宿所をのみ云ふに至れり、西宮記に「宿所、大臣納言宿廬職曹司也、見ニ國史一也、大臣宿所、在ニ宜陽殿東庇一云々」三代實錄に「貞觀十三年四月十八日、太政大臣（良房）重抗ニ表曰、陛下不ㇾ許ニ臣就ニ私第一賜ニ直廬於禁中一云々」とあるにて知るべし、

チクゴガハノタタカヒ　筑後川戰　戰場　筑後川は筑前筑後を流る、九州第一の大河な

り、而して菊池少貳二氏の戰ひたるは今の御井郡味坂村の附近なるべし【地】【原】【濱】【華】菊池武光、征西將軍懷良親王を奉じて鎭西に在り、勢威大に振ふ、正平十三年(北朝延文四年)十一月兵五千を率ゐ、畠山國久を日向六箇城に討たんとす、會々大友氏時高崎城に據りて畔き、宇都宮宏知、肥田正員等亦之に應す、武光、氏時等の能く爲すなきを知り、十四年三月先づ往きて國久の子重隆を三股城に襲うて之を拔く、國久懼れ、六箇城を捨てゝ重隆と共に退る、武光軍を督して國に歸り、更に阿蘇惟時、少貳賴尙と兵を合して氏時を討たんとし、自ら五千餘騎を率ゐて豐後に向ふ、賴尙俄に變心して旗を太宰府に擧げ、惟時亦小國に據りて其後を遮らんとす、武光卽ち師を回へして惟時を敗り、七月懷良親王を奉じて賴尙を太宰府に襲ふ【筑】【後】【川】賴尙之を聞き、子忠資、姪賴泰等と六萬餘騎を率ゐ、杜渡を前に當てゝ、味坂庄に陣す、武光も亦兵八千に將として、筑後川を隔てゝ對陣し、十九日手兵五千を提げ、川を渡りて之に迫る、賴尙戰はずして退くこと里許、大原に屯す、武光追擊して大原に到れば、敵已に徑路を遮斷し、前に泥澤あり、輒く進むべからず、卽ち相持して戰はざること月餘、八月十日の夜半、子武政と精兵七千人を分ちて三隊とし、筑後川に沿ひ水聲に乘じて進ましめ、また壯士三百人を簡み、間道に由りて敵背を掩ひ、突喊して亂射せしむ、賴尙の軍兵大に震駭し隊伍擾亂、自ら鬪擊して死者相枕す、天明の後武政一千餘騎を率ゐて先發し、忠資及び稗將四人を斬る、武光の姪武信また殊死して奮鬪し、賴尙の子賴泰を生擒し、首を獲ること七百餘級、而して武信の兵死するもの亦三百に及ぶ、武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、大呼して賴尙の中堅を突く、飛矢雨のごとし、親王身三創を被る、其他戰死するもの頗る多し、武光武政等奮鬪まして衆を督し、將士に先ちて奮力壓戰し、遂に賴尙を敗る【筑】【後】【川】賴尙敗走して太宰府に退き、寶滿ヶ嶽に據る、此日の戰殆時に始まり酉の時に終る、賴尙の軍死するもの三千二百人、武光の軍死するもの又千八百人に及べり、故に武光は賴尙を追撃せず、兵を率ゐて肥後に歸る（大日本史、太平記、征西將軍宮譜）

チクゴノクニ　筑後國

【筑】【後】東は豐後、西は肥前、南は筑前、西南は海に至る、東西凡十一里、南北凡八里西海道に屬す、【彩】【色】山嶽東南に亘り、洪流西北を繞り、沿河遞南、土地平衍海灣に接す【地】【原】【濱】【華】古訓「ツクシノミチノシリ」ともいふ、上古筑前と一國にして筑紫と稱す、文武天皇の初年分ちて始めて本國を置く、後に國府を御井郡に定む、（今の府中驛）文治二年草野永平を守護となし、子孫山本郡吉木村、竹ノ城に居る建武中興少貳賴尙を國守に任じ守護に補す、足利尊氏の叛するや賴尙首として之に屬す、正平の初、菊池武光賴尙を伐て之を破り、國の豪族草野黒木蒲池諸氏を降し、征西將軍懷良親王を高良山に奉じ、全國を併せ、阿蘇惟澄を國守となす、尊氏又國の豪族高橋光種（御原郡高橋に居る）を筑紫探題となす、大內今川九州を定めし後、諸族更に探題澁川氏に隷す、澁川氏衰ふるに及で草野（山本郡）星野（生葉竹野（以上三郡）黒木（上妻郡猫尾）高橋（御原郡井郡）西牟田（三潴郡）蒲池（山門同（三潴郡）の諸氏等各郡邑に據り、或は下妻（三郡）三池（三池郡）の諸氏或は大友氏に附す、永祿七年大友義鎭大擧侵入して全國を併呑す、天正中島津氏と日向耳川に戰て敗績し、州豪離叛、大概龍造寺氏に歸す、俄にして島津氏勢日に强大、爲に侵奪ぜらる、豐臣氏西征本國を分て生葉竹野御原三郡を小早川隆景に加賜し、立花宗茂を柳河十三萬石に毛利秀包を久留米三萬五千石、筑紫廣門を鷹島一萬八千石に封す、關ヶ原役擧り、宗茂秀包廣門皆封を失ひ、田中吉政を全國に封じ柳河に治す、元和六年其子忠政卒し子無くして國除し、有馬豐氏を久留米二十萬石に封じ、再び柳河を宗茂に賜ひ（十一萬石）、其支封を三池とす（立花種次、文化中其裔種善陸奥下手渡に移り、明治の初其孫種恭に至り復封す）凡て三藩なり、明治維新皆廢して縣となし、又之を合併し三潴縣を置く、明治九年之を廢し、福岡縣の管轄に屬す【濱】【華】古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

書紀	延喜式	古圖	郡名考	明治沿革
和名抄	拾芥抄	元祿國郡圖	帳地誌提要（チ）制	新郡區編
	寬知集	天保鄉帳		
水沼三潴	同	同	同	同
御井	御井同	三井御井	同	同
御原	同御原	三原御原	同	同
山本	同山本	山本	同	三井
山下	同山下	山本	同	
竹野	同	同	同	浮羽
的	生葉	生葉	同	
浮羽	同生葉	同	同	
上妻	同	同	同	八女
下妻	同	同	同	
八女	同	同	同	

チクサウチ　千種氏

姓は村上源氏、久我晴通の二男具堯より出づ、四男有能始めて千種と號す、官權大納言正二位に至り、貞享四年薨ず、子孫相繼き明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（知譜拙記、系譜）

○有能——有維——有敬——有補——有政——有條

チクサノサキノダイジヤウダイジン　千種前太政大臣　久我通相（コガミチスケ）を見よ、

チクゼンノクニ　筑前國

【筑】【前】東は豐前、南は豐後筑後肥前、西は肥前及び海、北は海に至る、東西凡十八里、南北十七里、西海道に屬す、【彩】【色】東疆の連山南走して更に西北に趨く、沿海の地、岬灣島嶼參錯相望む、曠衍の地少しと雖も、東南二大河あり【地】【原】【濱】【華】古訓「ツクシノミチノクチ」ともいふ、上古筑紫國と稱す、孝元天皇の皇子大彦命の裔國造となる、繼體天皇二十一年國造磐井叛し、物部麁鹿火を遣て之を誅す、齊明天皇西巡して朝倉（今上座郡須川村）を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ、天皇行宮に崩ずるに及び師を班す、尋で太宰府を御笠郡に置き（今觀音寺村の西に府址あり、國府亦同郡に置く遺址未詳）九州を總轄せしむ、文武天皇の初年始めて本國を置く、壽永元年平氏安德天皇を奉じて來奔し、太宰府を以て行在所となす、國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり、國守に任ず、既にして平氏亡び、源賴朝、天野遠景を以て鎭西奉行となし、太宰少貳に任じ、子孫職を襲ぎ、少貳を以て氏とし、御笠郡內山城に居り、本國及び豐前肥前壹岐對馬の事を管す、弘安四年蒙古大擧して入寇す、實賴の子資能西海諸將と共に担戰し、疏を蒙りて卒す、匡にして飇風大に作り、悉く蒙古の戰艦を覆沒す、五年北條時宗、同族爲時を以て筑紫探題となし、博多に鎭す、建武中興、少貳貞經（資能曾孫）大友菊池二氏と共に探題北條英時を滅す、貞經因て守護に補す、足利尊氏の叛するや貞經首として之に應じ、菊池武敏と戰て敗死す、既にして尊氏來奔し九州響應す、尊氏貞經の子賴尙を守護に補し、一色範氏を留めて九州を鎭せしめ、又一色賴行仁木義長高橋光種を筑紫三檢斷とし、筑前筑後に居て賴尙と九州の事を協議せしむ、正平九年賴尙、足利直冬に應じて歸順し、菊池武光と共に範氏を攻て之を逐ふ、既にして賴尙復畔く、十四年武光之を討じて筑後川に戰ひ、大に之を破る、十六年賴尙終に奔て宗像大宮司氏重に依る、武光太宰府に入り、征西將軍を奉じて博多に鎭す、明年足利義詮其將斯波氏經を以て探題となし、西侵して豐後に入る、武光擊て之を却く、建德二年足利義滿、其將今川貞世を探題となし、菊池氏を擊つ、九州の諸族多くは之に應ず、文中元年武光太宰府を棄て肥後に歸る、貞世府に入り賴尙の子冬資の簪封を復す、冬資尋で弟賴澄立つ、應永の初貞世東歸し、澁川滿賴代て探題となり、移て肥前の綾部城に治す、永享五年賴澄の孫滿資復叛し、大內持世と戰て敗死し、二子嘉賴教賴對馬に奔る、文明元年教賴の子政資太宰府に入り、大內氏の戍兵を逐ひ、故地を復す、明應中大內義興、政資を攻て之を殺し、全國を併す、天文の末大內氏亡び、毛利元就大友氏と本國を爭ひ、兵連りて解けず、時に筑紫氏に御笠郡筑紫城、原田氏は怡土郡高祖城、秋月氏は夜須郡秋月城、宗像大宮司は宗像郡に據り、各統屬せず、後ち大友氏擊て之を降し、或は之を滅して遂に全國を併せ、立花宗茂を糟屋郡立花城に置き之を鎭せしむ、天正十四年島津氏九州を蓐食するに及び、立花城獨り降らず、豐臣氏西征し、宗茂を筑後柳河に移し、小早川隆景に全國を賜ひ、糟屋郡名島に治す、關ヶ原役擧り、德川氏隆景の嗣秀秋を備前に徙し、黒田孝高を全國に封し福岡に城き、世襲す、其支封を秋月（黒田長興）直方（黒田高政享保五年封絕）とす、明治維新改て福岡秋月二縣となし、尋で秋月縣を廢し福岡縣に併す【濱】【華】古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

六國史	延喜式	古圖	郡名考	明治沿革
古書	拾芥抄	元祿國郡圖	帳地誌提要（チ）制	新郡區編
和名抄	寬知集	天保鄉帳		
風土記				
伊蘇（紀）	伊都（紀）	同	同	同
伊怡（紀）	怡土（紀）	同	同	同
伊怡（斗）		同	同	同
島（雄）	志麻（エ）	同	同	同
志摩（ワ）				
早良（ラ）	同	同	同	同
鷹（紀）	那珂（カ、エ）	同	同	同
	那珂東（ワ）	同	同	同
	那珂西（ワ）	同	同	同
	席田（シロタ）	同（マヽ）	同	同
	笠（カサ）	同（マヽ）	同	同
			糸島	
			筑紫	

	糟屋(カスヤ)	同	糟谷(ケ) 粕屋(コ) 糟屋(ク)	糟屋	同	同
安 (紀)夜	夜須(ヤス)(エ) 夜須東西(ワ)	夜須	同	同	同	同
朝 (紀)倉	下座 シモツクラ(ヘ) シモツアサクラ(ワ)	同	同	同 ゲザ(ク)	同 ゲザ(チ) シモツアサクラ(チ)	朝倉
	上座 カミツクラ(エ) カミツアサクラ(ワ)	同	同	同 ジヤウザ(ク)	同 ジヤウザ(チ)	
穗 (紀)波	穗波(ホナミ)(エ)	同	穗涙(ク) 穗波(コ、ケ)	穗波	同	嘉穗
鎌 (紀)	嘉麻(カマ)	同	嘉麻(ク、ケ) 嘉摩(コ)	嘉麻(カマ)(ク)	同	
胸肩(紀) 宗形(續) 胸形(古) 身形(集)	宗像(ムナカタ)	同	同	同 ムネカタ(ク)	同 ムナカタ(チ)	同
	鞍手(クラテ)(エ)	同	同	同	同	同
岡(紀) 埦珂(フ) 遠河(續)	遠賀(ヲカ)(エ)	同	同	同 チンカ(ク)	同 ヲガニ(チ)	同

チクラオキド 千座置戸 太古、犯罪の人に罪を贖はしむる爲めに科する祓物を云ふ、千は其數の多きを云ひ、座置は祓物を据ゑ置く座(案(ツクエ)にても何にてもあるべし)を云ひ、戸は座置に置く祓具を指して云ふ、犯罪の輕重によりて祓の輕重あり、從つて又祓具の多少あるを以て千と添て云へるなり、素盞嗚尊、罪を天照大神に得給ひし時、科するに千座置戸を以てし、其髮及び手足の爪を拔きて罪を贖はしめ、根の國に逐はしめられたり(書紀、古事記傳)

チクリン井ン 竹林院 西園寺公衡(サイヲンジキンヒラ)を見よ、

チゲ 地下 地下人(チゲニン)を見よ、

チケイ 笞刑 **名義** 王朝時代の刑名、笞を以て罪人の臀を打つを云ふ **沿革** 孝德天皇の朝、大化二年に、東國の朝集使に下せる詔の中に、官勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主典以下は笞杖に決すべしとあるを初見とす、されど元より一定の法規あるにあらず、大寶律令の發布せらるゝに及び、其制始めて定まる、その規定によれば、笞の數は十より五十に至るの五等ありて、一等毎に十を加ふ、杖、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、笞罪を犯す時は當司にて決し、衞府罪人を捕へたる時、京に貫屬せる者は京職に送り、京に貫屬せざる者は、刑部省に送り市にて決す、又位蔭を恃みて、故らに憲法に違ふ者あれば、六位已下及び勳七等以下の內外の官人は、長官次官決笞す、諸國にては郡にて決し、兵士は兩毅にて決す、江戸時代の刑にて之に類するものを敲とす(「タタキ」參看)【杖刑との區別】孝德紀に笞をホソキズバエ、杖をフトキズバエと訓せり、榜器に大小の別あるを知るべし、而して打笞する數は十より五十に至り、打杖する數は六十より百に至る、されば兩者の異なるは、器の大小と、數の多少とによれるものとす(書紀、古事類苑法律部)

チゲニン 地下人 昇殿を聽されぬ人を云ふ、殿上人に對しての名、單に地下とも云ふ、又殿上を「ウヘビト」と云ふに對して「シモビト」とも云ふ、公卿にても昇殿せざる人ありき、これを地下公卿とも、地下上達部とも云ふ、後世家格一定して堂上地下と別るゝに至る、この地下の家を地下の諸大夫と云ふ、又四位の人は通例殿上人になる例なるに、昇殿を聽されぬ人を四位の諸大夫と云ふ(禁祕抄、有職小說、羽倉考)

チコ 知庫 庫頭(コヂウ)を見よ、

チゴク 地獄 佛敎に說く所の六道の一、六道は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上なり、地獄は梵語に那落迦(ナラカ)(略して奈落)とも、泥黎耶(ナイリヤ)、泥犁迦(略して泥犁)とも云ふ、毘婆娑論に「彼諸有情無悅無愛無味無利無喜樂、故名二那落迦一」とあり、大藏法數に「此處在二地之下鐵圍山間一有二八寒八熱等獄一、即造二作極重惡業一衆生、墜二於此道一、故名二地獄一」とあり、正法念經、智度論、瑜伽論等に、八大地獄を詳說せり、即ち一に等活、二に黑繩、三に衆合、四に叫喚、五に大叫喚、六に焦熱、七に大焦熱、八に無間なり、等活地獄は地下一千由旬に在りて、廣さ一萬由旬なり、黑繩地獄等順次に其下に在り、第八無間地獄は、一に阿鼻地獄と云ひ、地の最下に在りて、最重の罪人の墮ちて苦患を受くる所なり、廣さ八萬由旬にして、七重の鐵城鐵網を圍繞し、四門の外に十六の別所あり、各々獄卒牛頭馬頭(ゴヅメヅ)あり、罪人を呵責し、罪人が號泣の聲二萬五千由旬に聞ゆとあり、我國には佛敎の傳來に伴ひて地獄のことも傳はりたるも、平安朝の中葉以後、淨土敎の漸く興るに從ひ、其說大に行はれ、宮中の恒例法會の一なる佛名會には、地獄繪の屏風を立て、罪障懺悔をなしたり(「ブツミヤウ」參看)寬和二年源信往生要集を作り、書中地獄のことを詳說してより、益人心を感化したり(大藏法數、諸經要集、往生要集、三界義、公事根源)

チコクテンワウ 持國天王(治國天王) 佛經にて四天王の一、梵語に提頭賴吒(タイトウライタ)又は提多羅吒(タイタラタ)と云ふ、持國と譯す、又安民とも譯す、東方の主にて東州を守護す、故に東方天と云ふ、乾闥婆(ケンダツバ)富單那(フタンナ)(或は毗舍闍)を領す、須彌山の半、第四層の東黃金埵に住す、身赤色、左手を下に垂れ、右手に刀を持し、種々の天衣を以て嚴飾す、或は云ふ、左手に刀を持し、右手を腰に押すと(飜譯名義集、尊容抄、佛敎いろは辭典、佛語解釋)

チゴクヘンノビヤウブ 地獄變屏風 內裏の調度なる屏風の一種、地獄の繪を畫きたるものなり、また地獄變相の屏風ともいふ、是は十二月晦日御佛名の時に立つるなり、建武年中行事に、「御佛名、十九日より三日なれど、今は大やう一夜なり、御帳の中に本尊をかけて、南のかべのまに、又南北に机をたて、佛像塔形を置、佛前に香花などを備ふ、二ふくかけたり、廂に地獄變の御屏風をたつ、いまの世は、大宋の屏風なり、地ごくへん見えず」とあり、

チサイ 致齋 「マイミ」を見よ、

チザイ 笞罪 笞刑(チケイ)を見よ、

チザウ 知藏 藏主(ザウス)を見よ、

チザウボサツ 地藏菩薩 佛經にて菩薩の一、忉利天に在りて、釋迦如來の附屬を受け、身を六道に分て、一切衆生を濟度せる菩薩を云ふ、又持地菩薩とも、妙幢菩薩とも、无邊心菩薩とも云へり、梵語に枳師帝揭婆、(一に乞叉底蘖婆に作る、)密號を悲願金剛とも、悲愍金剛とも、與願金剛ともいひ、眞言を呵跢曳摩婆毘訶々唵と云ふ、形像に關しては、地藏菩薩儀軌に「作二聲聞形像一、著二袈裟一、端覆二左肩一、左手持二盈華形一、右手施無畏、令レ坐二蓮華一」とあり、又「頂著二天冠一、著二袈裟一、左手持二蓮華一、右手如レ先、(施無畏印)令レ坐二九品蓮臺一」とあり、是等の形像阿娑縛鈔に見ゆ、八大菩薩曼荼羅經に、「地藏菩薩頭冠二瓔珞一、面貌熙怡、寂靜慜二念一切有情一、左手安二臍下一拓鉢、右手覆令二掌向一レ下、大指捻二頭指一、作下慰二安一切有情一相上」とあり、此形像は覺源抄に見ゆ、釋清潭師は、拓鉢は拓珠の誤りにあらざるかと云へり、空海の祕藏記には「地藏菩薩白肉色、左手執二蓮華一、上幢幡、右手持二寶珠一」とあり、法隆寺聖靈院の地藏は持物なく、矢田の念佛院、太秦の廣隆寺の地藏は左手に寶珠を持ち、右手に施無畏印を結べり、是れ皆正式の形像なり、然るに後世僞經なる延命地藏經行はれ、初めて錫杖を持てる形像あり、其古きは山城壬生寺の地藏なり、左手寶珠を持ち、右手錫杖を持てり、後世童子を抱ける形像等に至りては、全く俗說に出でたるものなり、此の如くにして地藏に種々の形像出で、六地藏の稱あり、即ち預天賀(左に如意を持ち、右手は說法印)放光王(左に錫杖を持ち、右手は與願印)金剛幢(左に金剛幢を持ち、右手は施無畏印)金剛悲(左に錫杖を持ち、右手は引攝印)金剛寶(左に寶珠を持ち、右手は甘露印)金剛願(左に閻寬幢を持ち、右手は成辨印)にして、六道を分擔濟度すと云へり、又勝軍地藏あり、佛敎の說に見えざるも、古く我國に尊崇せられたり、(尊容抄、佛敎いろは辭典、釋清潭師「地藏菩薩形像考」)

チシ 致仕 官を辭して位を辭せざるを云ふ、禮記に「七十致仕」と見えたり、

チジ 知事 禪宗の役僧、寺中に在て衆事を檢校する事を掌る、知は主なり司なり、即ち事に主たるものを云ふ、故に又執事とも云ふ、僧史略に「按、西域知事僧、總曰二羯磨陀那一、譯爲二知事一、亦曰二悅衆一、謂レ知二其事一悅中其衆上也、稽二其佛世一、飮水統二衆於靈鷲一、身子莅二事於竹林一、及沓婆羅年甫十六、已證二應眞一、其後念二身不一レ牢固、請爲二僧知事一」とあり、又禪堂列位の東序を知事と云ふ、內に都監寺、維那、副寺、典座、直歳の諸役あり(禪林象器箋)

チシ 地子 **名義** 租稅の一、公田及び官田を民に賣與し、これに對して納めしめたる賃租をいふ、令義解に、公田は乘田なり、賃租とは、乘田は一年を限りて賣り、春時直を取るを賃と爲し、人に與へて佃らしめ、秋に至りて稻を輸さしむるを租となす、即ち今の所謂地子なりとあり、後世其法廢頹して、都府市街等に課して錢を納めしむ、之を地子錢といへり、なほ此外田宅園林に課して錢を納めしむるあり、田地子、畑地子、林地子、屋地子、車宿地子、加地子等の名目あり、古き時代のとは全く異にして、一種の雜稅となりたり **起原沿革** 大寶令制定の時、凡諸國の公田は、皆國司鄕土の沽價に隨て賃租せよ、其價は、太政官に送り以て雜用に宛よと定め、賃租田は各一年を限り、園はまゝに賃租し、及び賣れ、皆須く所部の官司を經て申牒し、然る後聽るすべしと爲す、元正天皇養老三年九月、天下の民戶に、陸田一町以上二十町以下を給ひ、地子を輸せしむること、段に粟三升と詔す、桓武天皇延曆十五年十一月、陸奧國屯田の地子、自今以後町別に、稻廿束に准じて輸せしむ、嵯峨天皇弘仁格式の時、上田一段の地

子十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束と、田品に據りて地子を定む、文德天皇嘉祥三年四月、租稅の未納は免除すと雖も、地子の未納は免す限にあらずと頒布す、清和天皇貞觀十七年八月、絕戶田を顯申したる人は、三箇年間半地子を免じ、其地を耕食せしむべき事を宣ふ、醍醐天皇延喜の時、諸國の地子交易の絹、綿、調布、商布、韮鉏等の價數及び諸國例進の地子雜物を定む、主稅式に、凡そ五畿內伊賀等の國の地子は、正稅混合す、其陸奥は、儲糒並に鎭兵の粮に充て、出羽は狄の祿、太宰所管の諸國は、對馬鳴司の公廨に充るの外、輕貨に交易して、太政官の厨に送る、自餘諸國交易して送るまた同じとあり、又同式に、凡公田の雜稻上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は一百五十束、地子は、各田品に依て五分一を輸せしむ、若し國內の輸する所を總計して十分の九に滿たざれば、勘出して塡せしむ、但不堪佃田は十分の二を除くことを聽るす、其租一段に穀二斗五升、町別に一石五斗、皆營人をして之を輸せしむとあり、而して一町を以て之を計るが故に、弘仁式の時と同率となるなり、今地子田四等の品位に就きて表示すれば、左の如し（比例五分の一なり）

田地	穫稻	舂米	地子	舂米
上田一町	五〇〇束	二五石	一〇〇束	五石
中田一町	四〇〇	二〇	八〇	四
下田一町	三〇〇	一五	六〇	三
下々田一町	一五〇	七、五	三〇	一、五

是時に當つて其法最も備はる、而して地子の事を記したる帳簿を地子帳（田帳子）と稱したり、延喜式によれば、諸國より三通を送りて、一通は主稅寮に、一通は主計寮に、一通は官厨に送り、詳細に田の上中下及び損益を錄し、正稅帳使に附して納附する制なりき、下りて中古以來、時勢の變遷に隨て其法靡頽し、市地に課するものあり、神寺領に徵するものあり、安德天皇壽永元年八月、源頼朝鶴岡の僧禪嚴の在家役及びその參畠の地子を免ず、而してまた一定の制なし、室町時代以後、多く都府市街の地に課ぜり、後奈良天皇天文八年、足利義晴、三緖寺地子錢の未進を催促し、又同二十年足利義輝、洛中の地子錢を徵收せしむ、天正元年七月、織田信長京中の地子錢永代之を敎免す、江戶時代、元和年中、長崎の海頭を埋め、四十町高、八百三十四石の地を獲て、地子銀を徵收す、爾後長崎の地に於て地子徵收の事屢々見えたり（大日本租稅志）

チシン　地神　國神（クニツカミ）を見よ、

チシンゴダイ　地神五代　天照大神、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、天津彦火瓊々杵尊、彦火出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊をいふ、按ずるに、此稱呼は、釋日本紀に見えたるをはじめとし、皇代記、水鏡、源平盛衰記、古今著聞集、承久軍物語等に見えたり、されど其稱の當らざる事は、本居宣長の古事記傳に、「地神とは、後の五代に至て此國土なる神を、天神に對して云ふ、されど之の名違へり、天照大御神は高天原を知看て、天神なること更なり、次に天之忍穗耳命、日子番能邇々藝命も高天原に成ませる天神なり、穗々手見命、鵜葺草葺不合命は此國土に生坐て國土に坐せしかば、天神とは申さず、されど地神といふ事は更に物に見えず、國土に生坐れども天神の御正統なれば、皇孫とも天孫とも云ふ、かゝれば地神五代と申は返々當らぬ妄稱なりとあるにて知るべきなり、

チシヤクイン　智積院　京都東山にあり、新義眞言宗、智山派の本山○本尊不動明王　起源沿革　元は紀伊根來山大傳法院に屬し、同地に在り、一山の學頭職なりしも、天正十三年三月、豐臣秀吉織田信長の命により大傳法院を攻め、諸堂を燒拂ひたりしかば、智積院の住持玄宥、難を避けて諸所に流寓し、後ち山城國北野に留まりて宗風を弘通す、慶長元年二月、勅して僧正に任ぜらる、德川家康深く歸依し、同五年豐國明神附屬の寺院三宇、並に山林を寄附し、次に寺領二百石を寄附す、玄宥右寺院の一部を講堂となし、僧坊等を建立し、智積院中興第一世となる、同十八年四月、家康智積院法度を興へて一本山とす、元和元年家康三百石を加增し、同五年祥雲禪院並に豐國明神附屬の堂宇器具等を寄附す、是に於て結構完備し、壯觀を極めたり、寬文の頃住持運敞學德共に高く大に宗風を興隆す、天和二年七月方丈客殿等火災に罹り、尋で東福門院の舊殿を賜ひて再建す、卽ち今の講堂なり、明治三年勤學院燒失し、同十四年に全堂燒失し、尋で再建し、今日に至れり（智山通志、新義眞言宗史、山城名勝志、平安通志、京華要誌）

チシヨウ　治承　名號　高倉天皇御宇の年號、安元三年八月四日、大極殿の火災及び天災に因て改元す、四年を經て安德天皇養和と改む　出典　河圖挺作輔云、治二欽明文德一、治二承天禎一」とあるに據る、文章博士菅美作權勘藤原光範勘申す（國朝年號譜）

チシヨウコクシ　智勝國師　紹喜（セッキ）を見よ、

チシヨウダイシ　智證大師　圓珍（エンチン）を見よ、

チセツダイシヤウグン　持節大將軍　節刀を賜はりて一軍を率ゐる大將軍をいふ、また持節將軍、持節大使とも見えたり、續紀養老四年三月の條に「以二中納言正四位下大伴宿禰旅人一爲二征隼人持節大將軍一」とあり、また六月の條にも「遣二持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人一、誄レ罪賞レ功」とあるを初見とす、なほ同書天平九年三月の條に、持節大使從三位藤原朝臣麻呂、寶龜十一年六月の條に、陸奥持節副將軍大伴宿禰益立、同九月の條に、持節征東大使藤原朝臣小黑麻呂等見えたり、蓋し出征の將軍には必ず節刀を授くること我國の制度なるを、持節大將軍と、殊に名を負はせて稱したるは、當時節刀の制定まりてより遠からざるが故なるべし、されば此稱養老神龜の際にのみ見えて、其後史に見ゆることなきは、將軍は節を持すること普通なるを以て、別に特筆するの必要を認めざるが故なり、而して其職務及び部屬の如きは、將軍の條に逃べたれば、就きて見るべし、尙「セツタウ」參看（武家名目抄）

チリク井　智足院　近衞道經（コノエミチツネ）を見よ、

チダジヤウクワンジ　知太政官事　太政大臣（ダイジヤウダイジン）を見よ、

チチブサンジフサンショクワンオン　秩父三十三所觀音　「サンジフサンショクヲンオン」を見よ、

チチブノコホリ　秩父郡　所在　武藏國　起源　國造本紀に、「瑞籬朝世、八意思金神十世孫知々夫彦命定二賜國造一」と見ゆ　沿革　舊事記知々夫に作り、延喜式秩父に作る、以後之に從ふ、和名抄に巨香、上畝、美吉、丹田、中村、餘戶等の鄕あり、郡名考「チ、ブ」と稱し、地誌提要又「チヽブ」と唱ふ、今此唱に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

チツキヨ　蟄居　名義　江戶時代における公卿及び士人の閉刑、一室に蟄伏して謹愼するをいふ　起源　沿革　蟄居のことは早く鎌倉時代より見えたれど、唯自宅に蟄居し居るの義にて、元より刑名にはあらず、室町時代に至りやゝ刑の性質を帶びたれども、亦正格に刑と稱しがたし、江戶時代に及びて、はじめて刑名となる　種類　蟄居の外、永蟄居と稱するあり、一生蟄居せしむるをいふ（吾妻鏡、薩戒記、德川政刑史料、古事類苑法律部）

チデン　知殿　禪宗の役僧、佛殿の事を掌る、卽ち殿堂の香燈、塵埃を拂拭し、凡案を淸潔する類なり、又殿主とも云ふ（勅修淸規、禪苑淸規、禪林象器箋）

チトウシヨク　地頭職　職掌　京都を警衞し、租稅課役を徵收し、莊園を管掌し、領家の訴を聽斷し、兼て專ら土地を管掌し、租稅課役を徵收し、定例の租額を本家領家に納め、又守護の點定に應じ、京都大番役を勤め、部內に盜賊兇徒あれば守護に交付する事を掌る　名義　兩說あり、續古事談武家名目抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、謀反ありて、卒爾に兵を集むる時、兵糧米の爲めに諸國郡より徵收せしを地頭錢と云へるより出づとなす、守護地頭考は之を誤りとし、畢竟私領支配人の事なれば、必しも異朝の書を調査して名づけたるにあらず、庄長庄司地主等と同例にて、土地の頭人と云へる事なるべし、唐書の地頭錢の頭は、ホトリと云へる意にて頭人の義にあらずと云へり　起源　其始め詳ならず、武家名目抄に、一條三條兩帝の頃より起りしならんと云へど、確證なし、河內國小松寺緣起、保延三年五年の勸進奉加帳に、高宮鄕地頭代宗時、田原鄕地頭代僧道印、寺村鄕地頭代蓮信とあれば、是より以前既に地頭の在りし事明なり、蓋し中古莊園を管掌する者を庄長庄頭庄司庄園と稱し、私に置きし者と同じ、其後平氏勢を得るに及びて、莊園に地頭を補置し、莊園の所務を取扱はしむ、源頼朝又兵を擧げ、國々を鎭定するに隨ひ、家人有功者の本領を安堵し、新恩を施すに多く地頭の名義を以てす、壽永元年三月、山田重澄を一村地頭職に、同六月五日に熊谷直實を熊谷鄕地頭職に補せしを初めとし、其後屢々見えたり、文治元年十一月、後白河院廳より、源行家を四國地頭に、義經を九州地頭に補せり、尋で十一月廿八日、諸國平均に守護地頭を補任せん事を奏請す、廿九日勅許あり、是れ全國一般に地頭を置く始めなり、蓋し義經逃亡せしを以て之を捕へ、奸亂に備ふるを名とし、土地兵馬の大權を得んと欲するなり　沿革　一般設置の後、諸國地頭乃貢を抑へ所務を煩はし、領家の訴多かりしを以て、六月二十一日頼朝遂に沒官領を除く外、近畿諸國守護地頭等を停む、承久の役、勳功の將士を地頭に補す、是を新補地頭と稱し、以前の地頭を本補地頭と稱す、大罪顯過あらざれば、改補せざる例にして、子孫に讓與し、寡婦に分付し、世襲するに至れり、寬喜三年新補地頭の制五條を定め、貞永元年更に七條を制す、中葉以降は、率れ其職を擧げず、徒に俸祿を收めて、或は子弟婦女に讓與し、又は寺社に寄附す、甚しきは抵當賣買を爲すに至れり、官も亦擧げて以て公卿將士に賜ひ、全く領地と云ふ者になれり、然れども貞和二年十二月の令に、凡そ領主たる者、山賊海賊と交通するを知らば、直ちに地頭職を改補す、其寺社、若くは、公卿の來地に係らば、奏聞を經て後に補すとあり、猶少しく舊儀を存せるなり、貞治二年四月、延曆寺の僧徒、神輿を動座し、嗷訴に及ばんとす、將軍夢想の告あるに怖れ、近江國阿田

鄉の地頭職を、日吉十禪師の社に、同國樋原鄉内得業名の地頭職を、根本中堂に寄附せるに至りては、領地と異なることなし、又他領を押領する等の非拳ありしことも、守護に同じ、應仁以後は、所領を失ひ、守護の家人となりしも有りたれど、天文弘治の際迄は、猶多く存せり、織田豐臣の時に至りては、國内の武士、總て領主の家人となりしかば、地頭の稱は旗本に祇候する、一鄉一村の主にのみ殘り、江戸時代まで其習なりき　得分　本補地頭は加徵米段別五升を與へしもの、土地即ち給田畠を給したるもの、領家と所當を分ちたるもの、山手河手以下雜物を分取したる者あり、所當山手河手を分ちし者は、地頭は多く三分一を取りしが如し、新補地頭は、貞應二年六月宣旨を下して、新補地頭の得分は、十町毎に一町の免田と、段別五升の加徵米を充つべきよし定めらる、又山手河手以下雜物は領家と折半す、永仁元年五月本補地頭も新補と同じく折半を許され、新本共に同一待遇を受くるに至る、猶委しき事は史學雜誌の地頭得分に就ての論を見るべし　種類　本補地頭、古來相傳のもの、及び賴朝以來承久以前地頭に補せられしものを云ふ、新補地頭、承久以後新恩の輩を云ふ、又總領地頭あり、此他幕府の御家人のみならず、社頭地頭職、堂上の妻女の地頭職、伶人地頭職、僧侶地頭職、比丘尼地頭職、幕府後房の仕女の地頭職などあり○また地頭代あり、地頭職の代官にして主家の領地に在住し、地頭の爲すべきことを執行す、眼代ともいふ、或は直ちに代官とも稱したることあり、國司の目代、守護の守護代のごとし（吾妻鏡、貞永式目、新篇追加、建武式目、同追加、武家名目抄、地頭名義考、守護地頭考、官制沿革畧史、兵範略考）

チトウテンワウ　持統天皇　名義　御名は鸕野讚良皇女、御稱號を高天原廣野姫尊と云ふ　略傳　天智天皇の第二皇女、母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后なり、第四十一代の天皇に即位（齊明天皇四年十月、皇子に從うて吉野に入りしが、尋で皇子の兵を擧ぐるに及び、常に謀議に與る、既にして弘文天皇崩じ、皇子位に即く、これを天武天皇と爲す、此年立ちて皇后となり、政事に參與して吐輔する所頗る多し、朱鳥元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱なり、此時に當り近江朝廷の餘類尚ほ存じ、加ふるに天武の諸皇子相和せずして、物情穩ならざるを以て、皇后朝に臨みて制を稱し賜へり、（此年を持統天皇の元年とす）三年皇太子薨じたるを以て、群臣の請によりて、四年正月始めて位に即く、十一年位を文武天皇に讓り、稱して太上天皇といふ、太上天皇の號此に始まる、大寶二年十二月崩ず、壽五十八、大和國高市郡高市村大字野口なる檜隈大内陵に葬る、天皇人となり深沈にして大度あり、節儉にして禮を好み、母儀の德に富ませ給へり（大日本史、陵墓一覽）また百人一首に入りたる「春すぎて夏來にけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐやま」の御製は、新古今集に題しらずとして收めたるものなれども、此歌早く萬葉集にも出づ、「春過ぎて夏來るらし白妙の衣ほしたり天の香山」とありてやゝ異なる處あり、これ新古今を撰したる時訂正したるものか、又は傳へ誤りてかくなりたるものか詳かならず、

チトク井ン　智德院　一條莊園の地主たるものを云ふ、卽ち其土地一圓の所有者なり、「吾妻鏡」文治五年十二月十二日の條に、周防國高庄地主職の事見えたり、

チヌシノカミ　地主神　名義　其土地を主領する神をいふ、また「ザシユノカミ」とも「トコヌシノカミ」とも云ふ　起原　古語拾遺に、大國主尊を大地主神といへるは、現神を指したるなれど、神社もしくは佛寺に就きて考ふるに、神名祕書に「興玉神（五十鈴河上地主也）（中略）衢神猿田彦大神是也、舊記云、衢神孫大田命、是土公氏遠祖神、五十鈴宮處之地主神是也」とあるは、神社地主神の始めなり、多武峯略記に「右當寺地主者、藤門大祖大織冠聖靈也」とあるは、寺院地主神の初見なり、然るに中世以降別に社祠もしくは寺院を建立する時、舊より其地に鎭座せる神を以て地主神といひ、また新に神社を創設して、之を其地の地主神と稱することあり、なほ日吉社神道祕密記には、地主大明神、地主權現等の名目も見えたり（古事類苑神祇部）

チノワ　茅輪　祓の具の一、藁にて作り、茅を心とし、紙にて纏めたるものを束ねたる輪をいふ、內侍所にて調進したるものは茅のみなりといへり、神祇提要によれば、徑六尺四寸とあり、按ずるに備後風土記に、武塔神が蘇民將來及其婦及び女を除き、其他の部族を殺したる後、吾は速須佐雄男也、後世疫氣ある時、蘇民將來の子孫と云ひて、茅輪を腰に着くる時は其災を免ると宣ひしこと見えしは、其始めなるべし、なほこれによれば、上古には腰に着けたるものなるべし、後世は此輪を越ゆることゝなりたり（釋日本紀、古事類苑神祇部）

チバウチ　千葉氏　姓は桓武平氏、常重の二子胤度守忠賴に出づ、忠賴、忠常を生む、後一條天皇の時叛を謀りて誅に伏す、其子常將、下總千葉郡に徙居し、因て氏とす、四世常重の子常胤、源賴朝に

從ひ最も禮遇せられ、千葉氏始めて興る、常胤、六子胤正、師常、胤盛、胤信、胤道、胤賴を生む、胤正より後其本宗世々上總介に任じ、千葉介と稱す、支派蔓延して衰へず、胤正五世の孫宗胤、建武中勤王節に死す、而して宗族多く足利氏に屬す、宗胤の子胤貞、懷良親王に從ひ、鎭西に赴きて大隅守となる、子孫留りて肥前に居り、世々著はる、天正十八年後胤小田原北條氏に屬し、豐臣氏の爲めに其國を奪はる、（吾妻鏡、尊卑分脈、千葉大系圖、氏族志）

○忠賴—忠常—常將—常長—常筞—常重—常胤—胤正—成胤—胤綱—時胤—賴胤—宗胤—貞胤
　氏胤—滿胤　筞胤　胤宣—胤將
　　賢胤—實胤—守胤
　康胤—孝胤—勝胤—昌胤—利胤—親胤
　宮胤—貞胤—常胤—和胤
　　邦胤—俊胤—重胤—安胤
　惟胤—胤利—胤宗—胤村
　宗胤（胤前子孫）　胤貞　胤高
　胤繼—胤朝—興常—嘉胤—胤賴—胤誠
　高胤
　胤連
　胤親—光胤—胤眞—胤榮

チバジヤウ　千葉城　所在　下總國千葉郡千葉町猪鼻峯に舊址あり　起原沿革　創建の年代詳かならず、古より千葉郡千葉鄉に隸す、承平年中高望王の子良兼下總介に任ず、後ち上總介忠賴の子忠常陸の介に任ず、子常將任を襲き、始て千葉城に居る、一に猪鼻城と稱す、世々其治所と爲す、常胤が源賴朝に屬し、本國の守護となり居住せしも此城なり、後十九世孝胤に至り、佐倉に移りしを以て、本城遂に廢するに至りしものか、天文年中此地里見氏の所轄に歸す、天正十八年德川氏の有となり、爾來五十二年間、領主代官等の姓氏詳かならず、寬永十九年堀田正盛の領となりしより後、佐倉城主の管する所となる（千葉町誌料）

チバツネタネ　千葉常胤　長子　事蹟　代々下總千葉郡に居し、豪族たり、源賴朝の兵を擧ぐるや、安達盛長を遣はして常胤之に應じ、平氏置く所の目代を斬り、三百餘騎を師ゐ、賴朝に下總國府に謁す、賴朝大に喜び、延いて坐右に置き、且つ曰く、自今以後汝の如くなるべしと、款接する事甚厚し、壽永三年源範賴に從うて木曾義仲を討ち、又平氏を西海に攻め、亟に殊功あり、此時に當り常胤老將として威望尤も著はる、賴朝、範賴に命じ、特に之を尊禮せしむ、尋で功を以て下總三崎を增食す、三年在京武士等所在を擾し詐盜充斥せるを以て、下河邊行平と共に賴朝の拔擢する所となり、命を奉じて京都に赴き、警衞の任に當る、都下はじめて肅清したり、九年賴朝、藤原泰衡を征するに及び、亦之に從ふ、建久元年賴朝の京都に朝するや、後隊として供奉し、幾千もなくして從五位下に叙す、建仁元年卒す、年八十四、はじめ賴朝の兵を起せる時、常胤族を擧げて之を輔け、累りに戰功を立て、力を展べ忠を竭すもの少なからず、諸將能く及ぶものなし、賴朝深く信倚し、軍機巨細となく諮決せざるなく、眷遇終始衰へず、故を以て亦衆の推服する所となる（大日本史）

チバノコホリ　千葉郡　所在　下總國

チハヤ——チブシ

起原　國郡制定の際之を置きしものなるべし　沿革　延喜式千葉に作る、和名抄に、千葉、山家、池田、三枝（ミイクサ）山梨、槽俣、物部等の鄉あり、中世全郡を千葉の庄と稱す、又郡の北境山梨物部二鄉の地、今印幡郡に入る、郡名考「サバ」と稱し、地誌提要以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

チハヤジヤウ　千早城（千劍破城）　所在　河內國南河內郡金剛山の西腹○又金剛山城ともいふ　起原沿革　元弘二年冬、楠木正成之を築き、南河內十七城の根城と爲し、赤坂城より移りて之に據る、三年二月吉野赤坂等の諸城皆陷り、北條氏の諸將兵を合して千早城を圍む、正成寡兵を以て能く之を防ぎしが、五月に至り圍解けたり、正平二年足利尊氏兵を遣はして之を攻めたれども陷るゝこと能はざりき、爾來相傳へて正行正儀を經、正勝の時に及び、元中七年正月、畠山基國の來り犯すや、防戰して利あらず、遂に城を棄てゝ吉野に走る、正成城を築きてより凡六十年なり（太平記、梅松論、河內志、後鑑）

チヒン　知賓　「シカ」を見よ、

チブギヤウ　地奉行　保檢斷奉行（ホケンダンブギヤウ）を見よ、

チブシヤウ　治部省　名稱　「チサムルツカサ」とも訓む、唐名禮部　所在　談天門の內、右馬寮の東、刑部省の西北　職員　五位以上の婚姻、繼嗣、祥瑞を辨じ、喪葬を記し、陵墓を守り、擧樂を正し、僧尼を制し、蕃客を待遇し、姓氏の爭訟を判斷す、被官に雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司あり　職員　卿一人正四位下、もとは大中納言親王等を以て補し、頗る之を重じたるが、後には多く公卿の兼官となり、稱には四位の殿上人を以て任じたり、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、名家の五位、公達之に任ず、大丞

一人正六位下、少丞二人從六位上、六位侍之に任ず、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、史生十人、書生十人、大解部四人正八位下、少解部六人從八位下、譜第の爭訟を鞫問して、其族姓の次序を定むることを掌る、省掌二人、使部六十人、直丁四人（延喜式）（原漢）

天武天皇紀に理官と見えたれば、此の時現に置きしものなるべし、文武天皇の大寶元年制定してこの職員を置く、淳仁天皇天平寶字二年八月、治部省は僧尼賓客誠に禮を尚ぶべしとなし、禮部省と改む、同八年九月舊名に復す、延曆十八年四月、解部四人を省く、大同三年喪儀司を兵部省鼓吹司に併せ、解部を廢す、後世大輔、少輔に權官を置く（令義解、後紀、延喜式、三代格、官職秘抄、職原鈔、職官志）

チブツ　持佛　自己の信仰する佛を云ふ、念持佛の略なり、觀無量壽經に「佛告二阿難一、汝好持二是語一、持二是語一者、卽是持二無量壽佛名一」と見えたり、初めは精神的にして心中に念持する佛の義なりしが、後には常に其佛像を所持して、一身の守護を仰ぎ、守本尊と稱したり、又其佛像を安置供養せんがために、堂字を建立し、之を持佛堂と云へり、源頼朝は持佛（堂佛棒）觀世音像を三歲より持して、石橋山合戰に大敗して臥木の內に隱れし時も、髮中より取出して念持せし事、吾妻鏡源平盛衰記に見えたり、持佛堂は平安朝中葉以後盛に行はれて、搢紳家にては、第內に持佛堂を建立し、或は一室を以て之に充て、念持佛を本尊として祈誓し、冥福を祈りたり、白河法皇は天仁元年八月、郁芳門院の御所六條內裏內に御堂を建立し持佛堂とし、皇嘉門院は九條御所內に、七條院は三條殿內に、按察使大納言藤實季は七條水閣內に、修理大夫藤家保は東洞院に御堂を建てしが如き、入道藤原重家が持佛堂、源頼朝同夫人政子の持佛堂の如き是なり（百練抄、山城名勝志、相模風土記、長講堂領考）

チブツダウ　持佛堂　「ヂブツ」を見よ、

チマキ　粽（糭）　名義抄　粢米或は糯の粉を練りて、茅にて包み、蒸熟したるものを云ふ、茅卷きの義、後世は鷹、葦、菅、萠、笹等の葉にて包み古語のまゝにチマキと稱す、宮中の女中は單にマキと唱ふ、端午の日之を製して食す（延喜式）「屈原五月五日投二汨羅江一、楚人哀レ之、每纏齊楷記に「屈原五月五日投二汨羅江一、楚人哀レ之、每レ至二此日一、以二竹筒一貯レ米投レ水祭レ之、漢建武中、長沙歐回、白日見二一人一、自稱二三閭大夫一、謂レ回曰、見レ祭甚善、但苦爲二蛟龍所一レ竊、今若有レ惠、可レ以二楝葉一塞二其上一、以五色絲一縛レ之、此二物蛟龍所一レ畏、今人作二粽子一、帶二綵絲及楝葉一、蓋其遺風也」と見えたれば、「屈原五月五日投二汨羅江一、楚人哀レ之、每纏齊楷記に「屈原五月五日投二汨羅江一、楚人哀レ之」とあるにて其狀を知るべし、また盧、簡粽、飴粽、道喜粽、朝比奈粽、絹まき粽、大麥麪粽、筒粽、黃甘粽、九子粽、百索機、瘦家粽子等數十種あり、詳しくは古今要覽稿時令部に在り、就きて見るべし（古今要覽稿、和漢三才圖會、類聚名物考、倭訓栞）

チミヤウ井ンウヂ　持明院　山城國京都上立賣の北新町の西、今安樂小路に在り、初め藤原基家の第にして、其後敷帝の仙洞たり、後に寺となり、安樂光院と號す、是れ持明院持佛堂の號なり、宣胤記に「持明院藏祖中納言基家卿息女、依レ爲二後高倉院正妃一、就二彼所緣一、御二寄宿于持明院私宅一、及二多年一（世人號二持明院宮一）爰俄承久擾亂之刻、依二關東奏一、以二後高倉皇子一（後堀河帝）奉レ備二天位一了、後堀河院御子四條院相續、御繼體登極之時、後堀河院脫屣之後、同以二持明院一被レ成二仙居一了、其後四條院俄崩御、後嵯峨院登極以來、彼持明院私宅、自然爲二代々仙居一者也」續神皇正統記に「覩應二年八月俄に內裏土御門より持明院に行幸、內侍所同渡御、主上春宮本院御同宿とかや」紹運錄に、後伏見院崩二持明院一等見え、數代皇居たりしを知るべし（山城名勝志、平安通志）

チミヤウ井ンウヂ　持明院氏　姓は藤原、中御門家、關白道長の曾孫大宮右大臣俊家の四男基頼を祖とす、官正五位下中務大輔となり、保安三年卒す、其子大藏卿通基、持明院を建立す、子孫因て氏とす、持明院は基頼の發願にて、康和年中第內に持佛堂を立てしが、通基一寺となし持明院と改む、後ち安樂光院と稱す、京都泉涌寺境內に在り、十四代權中納言基規、書道を世尊寺に學び、口訣を傳へ、代々能書を以て顯はる、羽林家の一、代々將官を經て大納言に至る、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（尊卑分脈、有職袖中抄、系譜）

○基頼——通基——基家（系譜ニ基宗——家行（系譜ニ家賢）家定」

基盛——基世（元基世）基景——基清——基親——基繁
基信——基春——基規（元室町）基孝——基久——基征
基定——基時——基輔——基雄——家胤——宗時（元永武）
基武——基敦——基延（ナガ）——基政（カズ）——基和——基靜
「基晉（アキ）」

チミヤウ井ンリウ　持明院流　後深草天皇の御子孫を稱す、後深草御讓位の後、持明院（京都上立賣北新町西）を仙洞とし、御子伏見院同じく仙洞とし給ひしより名づく、委しくは兩統迭立（リヤウトウテツリツ）を見よ、

チミヤウ井ンリウ　持明院流　名義抄　持明院基春の創めたる入木道の流派（起原沿革）基春は基藤の子にして、正三位參議たり、其家世々世尊寺家の門弟にて入木道を學びたりしが、基春も亦世尊寺行高の高弟として書に巧なりき、會々行高の子行季の時、其家斷絕し、世尊寺流の入木道全く傳を失ふに至れり、後奈良天皇深く之を慨し、基春に命じて、其傳統を承けしめらる、これより持明院流と稱し、爾來入木道を以て朝廷に仕へ、公事の書役を勤むる事、世尊寺の如くなりしが、曾孫基久、慶長二十年五月大阪に於て戰死し、一時絕えんとしたりしを、基久の養子基定に筆意を傳へ、僅に之を再興することを得たり、然るに後水尾天皇深き叡慮ましく〳〵て、賀茂の藤木敦直を書博士と爲し、公事の書役を勤めしめ給へり、之を賀茂流と稱す、されば持明院流は公事の書役のことを免じたれども、なほ入木道の傳授は其家に存したれば、上代樣の書を學ばんとするものは、大抵其門に入りて筆意を受けたり、かの賀茂眞淵、加藤千蔭の如きも皆入門したりと傳へらる、尋で寬政の頃、幕府の右筆森傳右衞門、持明院家より其傳を得て、旗本幷に諸藩士等へ入木道の傳授を許され、復古の志ありしを以て、屋代弘賢等に筆意を授けて、頻りに賀茂流を難じたりしと雖も、頗る振はず、持明院流は遂に盛りて、日に衰頽に屬したりき、ニフポクダウ」參看（本草綱目、嬉遊笑覽）

チン　朕　天皇自ら稱する辭、史記秦始皇本記二十六年の條に丞相王綰、御史大夫馮却、廷尉李斯等が建言の中に「臣等昧死、上二尊號一、王爲二秦皇一、命爲レ制、令爲レ詔、天子自稱曰レ朕」とありて、蔡邕の註に「朕我也、古者上下共稱レ之、貴賤不レ嫌、則可二以同號一之義也、皐陶與レ舜言、朕言惠可レ底、行、風原曰、朕尼の役名、尼寺の上首を云ふ、名義

チン　鎭　名義　大鎭中鎭少鎭等の名あり（起原沿革）孝謙天皇天平勝寶八年五月、法華經寺の鎭慶俊に、安祥の領袖なりと、て律師に任ぜらるゝ、光仁天皇寶龜十一年正月諸寺の鎭、專ら請托を事とし負數居多なりとて、之を戒めれし事續日本紀に見え、東大寺要錄に東大寺新藥師寺の鎭見え、延喜式にも鎭の補任及び大中少鎭徒者の事を載せたり、後世此名稱絕ゆ（松本博士「僧官位」）

チン　陣座（ヂンノザ）　「ヂンノザ」を見よ、

チンカウ　沈香　香木の名、香材の最上なるもの、一、印度諸國の熱帶地に產し、其木心及び枝節が、堅く重くして水に沈むが故に此名あり、我國にては閒香、香合などの最上香料として伽羅と併稱せらる、其傳來詳かならざれども、欽明天皇の朝、佛經傳來の時と共に渡來せしものなるべし、書紀推古天皇三年四月の條に「沈木漂二著於淡路島一云々」と見えたり、香（カウ）參看（本草綱目、嬉遊笑覽）

チンガサ　陣笠　軍陣に用ふる笠の一種、本朝軍器考に「近代より鋼鐵の類にて作れる笠の漆にてぬれるを、胄にかへて足輕のつはものに著する事あり、此事何れの比に始まれるにや、古き繪共の中に笠きたる者、こゝかしこ見えたれど、戰場にて笠きたりし事などしるせしものは未だ見る所あらず、されど普瓊々杵尊此國に降らせ給ふ時、高皇產靈尊、紀伊國忌部遠祖手置帆負神を、作笠と定めし事がらのいくさの備のやうに見ゆ、又古の胄につけし幟を笠注といひし事も、いかさまにもいはれある事にぞあるべき云々」と見えたり、

チンキン　沈金　漆器に陰文を彫りて金末を施したるもの、又雅金ともいふ、もと支那より舶來したるものに係り、世に貴ばれしかば、享保中、長崎の漆工多く沈金の漆器を製出したりしも、寬政中に至り、江戸の醫師二宮桃亭といへるもの、眞齒を以て刀に代へ、沈金を製す、其作緻密にして優に舶來器を凌駕せり、明和中能登輪島の人舘順助、彫刻術を京都に學び、後ち輪島にかへりて沈金彫をはじむ、これを輪島沈金彫の濫觴と爲す、尋で舘雅永あり、沈金に心を注ぎしかば、其作概ね精巧にして、これより畫風も一變したりといふ、なほ琉球よりも、古雅愛すべき一種の沈金を出しゝが、創始の年月詳ならず、明治の初輪島の工人多く沈金を製し、他國の工人また往々にして之を學ぶものあり、並に業を傳へて今日に至れり（工藝志料、日本工業史）

チンクワウジ　珍皇寺　愛宕寺（オダキデラ）を見よ、

チンクワサイ 鎮花祭 「ハナシヅメノマツリ」を見よ、

チンクワサイ 鎮火祭 「ヒシヅメノマツリ」を見よ、

チンクワン 陣官 近衛府の將監以下を云ふ、官人とも云ふ、「コノエフ」參看、

チンコクガ 鎮國衙 中衛府（チユウエフ）を見よ、

チンコンサイ 鎮魂祭 「タマシヅメノマツリ」を見よ、

チンシ 鎮子 調度の一種、敷物の鎭壓（オモシ）に用ふ、金石にて作る、牛馬等を象れるものあり、書鎭考古圖に「李氏錄云、屈平九歌曰、瑤席方玉鎭、註謂以鎭レ席、古詩云、海牛壓麗風不レ起、又勸古圖畵、几案間多有二此類一、皆鎭壓之飾」と見え、雅亮裝束抄に「柱のもとに柱よせのとにちんし（鎭子）を置く、ひらなるまくらのやうなるものなり、紙にて枕の樣に包みたり」と見え、兵範記保元三年の條に「孫廂南第三間、敷二二色綾毯代一、置二鎭子一、立二殿上御倚子一」と見えたるにて其一般を知るべし、猶調度の條の補綸を見るべし（類聚名物考、儀訓栗、建武年中行事略解）

チンジヤウ 陳狀 鎌倉時代訴訟の時、訴狀に對して被告より辯疏する狀を云ふ、又答狀とも云ふ、三種あり（一）初訴狀に答へし狀を初陳狀（二）重訴に答へし狀を重陳狀（三）三問狀に答へし狀を三答狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、

何國何所、願訟代某謹陳申（又辯申とも）

欲下早被二立二指無窮遙訴一任二御下文手繼證文等旨一、預裁許當國何所々領田畠等事

副進

一通 御下文案

一卷 手繼證文等案

右如二某鬱訴狀一者、所領田畠等者、某重代相傳之所領也、而某恣令二押領一之條無二謂云々、所詮此條無二諸願不實一也、於二彼所領田畠等一者、任二御下文手繼證文等旨一、代々相傳知行無二相違之處一、押領之由掠申候條狀謀也、以前條々雖レ多二子細一、皆以爲二枝葉一之間、取二要文大概一矣、謹言上、

以二此草案一自餘之趣隨二相論之色目一、委細可レ有レ之初陳狀如レ件、 二答三答狀重辯申と云ふべし

チンジユノカミ 鎭守神 其土地、第宅氏等を鎭安守護する神をいふ、一に鎭主神に作る、鎭守神に（一）一國の鎭守神（二）王城の鎭守神（三）後院の鎭守神（四）城内の鎭守神（五）神社寺院或は第宅の鎭守神（六）氏の鎭守神等あり（一）一國の鎭守神は、帝都を守護する神の稱にして、廿一社（ニジフイツシヤ）參看）の如きこれなり（三）後院鎭守神は後院内を守護する神にして、後院集神社、石明神の如きこれなり（四）城内鎭守神は、特に其城内の地を守護する神にして、後世德川氏が、鎭守山王を以て城内の守護神となしたるより、諸藩これに倣ふもの多し（五）神社鎭守神は、神社を守護する神にして、江戸深川富岡八幡宮における蛭子宮、摩利支天社、荒神社、大勝金剛社の如きこれなり、寺院の鎭守神は、其境内なる神社を以て守護神と爲すものにして、或は其國郡もしくは他國の神社中、殊に著名なるものを祀りたるなり、例へば東大寺東寺等は八幡大神を祭り、仁和寺は熊野十二神を祀り、廣隆寺は鹿島香取鹿野等三十八所の神を合祀して其鎭守と爲せるが如し、又寺院を新設する時、古來其地に鎭座せる地主神（「ヂヌシノカミ」參看）なば、更に祠宇を造りて鎭守と爲したるもあるべし、第宅の鎭守神は第宅内に社殿を設けて齋ひ祀る所の神をいふ（六）氏の鎭守神は、其氏族を守護する神をいふ、源頼義の子義綱が、其產土神なる山城國賀茂神社を常陸に遷して、氏の守護神と爲したるの類これなり、要するに鎭守神は、其區域内を守護する神なりしが故に、後世に至りては氏神と產土神とを擇ばず、總て其地を守護する神をば、廣く鎭守神と稱したり（山城名勝志、百練抄、江戸砂子、古事類苑神祇部）

チンジユフ 鎭守府 參考 初め鎭所と云ふ 別項在 初め陸奥國宮城郡多賀城、後ち同國膽澤郡膽澤城、尋でまた岩井郡平泉に移る 職掌 陸奥出羽兩國の蝦夷を鎭撫す 職員 將軍一人、府に居して東北を鎭撫し、非常を警む、天平十一年始めて其名見ゆ、後ち大將軍と稱す、副將軍二人、將軍を助けて軍務を行ふ、天平寶字三年始めて置き、弘仁三年廢せらる、權副將軍一人、寶龜七年佐伯久良麿始めて之に任じ、弘仁三年廢せらる、軍監一人、始め將監と云ふ、天平寶字二年始めて其名見ゆ、四年軍監と改む、この時二人ありしが、弘仁三年一員を減ず、軍曹一人、初

め將曹と云ふ、天平寶字三年始めて見ゆ、四年軍曹と改め、弘仁三年二人と定む、武勇の士を撰補す（以上皆兵部省にて任補す）、弩師一人、弩を射ることを掌る、寶龜年中之を置く、式部省の任命なり、天長五年正月兵部省に屬す、延喜以後大に衰ふ、醫師一人、診察療病を掌る、大同三年始めて其名見ゆ、府掌二人、府の雜務を掌る、承和十年九月始めて置く、陰陽師一人、怪異を占ひ、吉凶を決す、元慶六年九月始めて置く 起原 景行天皇二十五年武内宿禰をして、東北を巡行せしめ、始めて蝦夷に通ず、爾來蝦夷叛服常なく、朝廷屢々將卒を遣はして之を討ず、元正天皇以後蝦夷の勢ひ盛にして按察使を殺す、依て征夷使征東將軍等を遣はして之を討たしむ、平ぐる能はず、是に於て常備の軍衙を設置するの必要を感じ、始めて鎭所あり、鎭所は、續紀養老六年閏四月及び八月の條に初見したれば、其已前よりありしものなるべし、卽ち後世の鎭守府なり、然れども鎭守將軍の見えたるは天平元年、鎭守府將軍の見えたるは同十一年なり、職原鈔によれば神龜元年始めて之を置くとなせり、國郡沿革考之に從へり 沿革 延暦二十年、鎭守府將軍坂上田村麿蝦夷を擊て大に之を敗り、北ぐるを遂うて閉伊村に至り、殺獲殆ど盡く、翌二十一年膽澤城を築き、府を之に移す、舊址同郡水澤町字八幡に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人從五位上、軍監二人正七位下、軍曹二人從八位上、儀伏三人、醫師一人、弩師一人となす、貞觀以後其制漸く衰ふ、源頼朝建久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を重じ、遂に鎭守府を廢す、後ち建武中興の時復して府を置き、奏議源顯家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年顯家奏して鎭守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其弟顯信大將軍となりしが、足利氏に破られ、正平七年國府を棄てゝ逃る、以後また置かず、慶長十六年三月新田義重に鎭守府將軍を贈る（鎭守府考）

チンゼイ 鎭西 九州を云ふ、初めて鎭西府を置き、十七年に至りて廢す、後世太宰府を鎭西府とも稱し、後ち遂に九州の別稱となる、續後紀承和十五年三月の條に「天台宗入唐請益僧圓仁、將二弟子僧性海性正等一、去年十月駕二新羅商船一來著鎭西府一、日本紀略天長四年四月の條に「鎭西大貳朝野宿禰鹿取云々」朝野群載異國賜本朝人位記に「日本國判官五品上兼鎭西府大監高階眞人遠成云々」などの見えたるは、何れも太宰府を指したるものにして、九國を鎭西といへるは、いつ頃より稱せしか詳ならざれども、源爲朝を鎭西八郎と稱し、吾妻鏡元暦元年三月の條に「鎭西九國住人云々」と見え、文治二年十二月には、源頼朝天野遠景を以て鎭西九國奉行となすと見え、後遂に鎭西奉行となりしを見れば、王朝時代の末後より稱して、鎌倉時代には全く九州の別名となりしこと明かなり（太宰管内志）

チンゼイキウゴクブギヤウ 名義 また鎭西守護ともふ 職掌 鎌倉幕府の職名、九州の政務を掌る 起原 文治元年、源範頼、平氏の餘黨を鎭めんが爲、九州の政務を掌る 起原 文治元年、源範頼、平氏の餘黨を鎭めんが爲、平氏の餘黨を鎭めんが爲、尋で土肥實平をして代らしめ、其十二月に至りて府を廢す、後ち建武中興の時復して府を置き、奏議源顯家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年顯家奏して鎭守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其

チンゼイキウゴクブギヤウ 奉行 名義 また鎭西守護ともふ 職掌 鎌倉幕府の職名、九州の政務を掌る 起原 文治元年、源範頼、平氏の餘黨を鎭めんが爲、平氏の餘黨を鎭めんが爲、尋で土肥實平をして代らしめ、其十二月に至りて府を廢す、後ち建武中興の時復して府を置き、奏議源顯家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年顯家奏して鎭守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其弟顯信大將軍となりしが、足利氏に破られ、正平七年國府を棄てゝ逃る、以後また置かず、慶長十六年三月新田義重に鎭守府將軍を贈る（鎭守府考）

チンゼイケイゴバン 鎭西警固番 職掌 鎌倉幕府の職名、九州の武士をして博多を始め、九州要衝の地を守護して、外寇に備ふる事を掌る、三ヶ月毎に交替す 起原 沿革 文永年中、蒙古襲來の間已有りしかば、八年、御家人等を鎭西に下し、薩摩國阿多地方に、防禦を置くこと島津文書に見えしを始めとす、建治元年、元使を鎌倉に斬り、京に駐ろる鎭西の大番人を遣歸して、邊要を守らしむ、爾來、博多に近き箱崎に陣營を設け、又筑前の今津、肥前、日向、大隅等、邊要の沿海には、悉く番役を置きしかば、其國々なる地頭御家人は、京都の大番役を停め、結番して外寇の守衛を務としたりき、足利の世には、大番役を置かず、只探題在京の時には、近國の武士をして、博多の留守番とし、非常に備ふるのみなりき（官制沿革略史）

チンゼイシヤウグン 鎭西將軍 （鎭西府ヂンゼイフ）を見よ、

チンゼイシユゴ 鎭西守護 鎭西九國奉行（チンゼイキウゴクブギヤウ）を見よ、

チンゼイタンダイ 鎭西探題 九州探題を云ふ、「キウシウタンダイ」を見よ、

チンゼイノキウタウ 鎭西九黨 少貳、大友、惟任、惟住、秋月、島津、菊池、原田、松浦の九家をいふ（書言字考節用集）

チンゼイノミヤ 鎭西宮 懷良親王（カネナガシンワウ）を見よ、

チンゼイハ 鎭西派 淨土宗の一派、鎭西の